特許庁請負事業

平成３０年度
中小企業等知財支援施策検討分析事業
「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」
報告書

平成 31 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

要約 1
I. 事業概要 3
１． 調査概要 3
（１）事業目的 3
（２）実施方法 4
II. 中小企業全般における知的財産活動に関する調査 5
１． 調査概要 5
２． 統計データ調査結果 6
（１）特許出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別） 6
（２）実用新案出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別） 9
（３）意匠出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別） 12
（４）商標出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別） 15
（５）中小企業における知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の所有状況 18
（６）企業規模別知的財産権種類別の所有割合 19
（７）企業規模別特許権所有状況 20
（８）企業規模別特許権使用状況 21
（９）大企業における特許権・実用新案権・意匠権使用状況 22
（１０） 業種別特許権所有状況 23
（１１） 業種別特許権使用状況 24
（１２） 特許庁調査 業種別特許権使用割合 25
（１３） 売上高規模別特許所有状況 26
（１４） 売上高規模別特許使用状況 27
（１５） 地域別特許所有状況 28
（１６） 地域別特許権使用状況 29
（１７） 特許出願件数と弁理士数の比較（都道府県別） 30
（１８） 特許出願件数と弁理士数の比較（都道府県別） 31
（１９） 特許権所有の有無・活用の有無と総資本営業利益率（中小企業） 32
（２０） 特許権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業） 34
（２１） 大企業：売上高営業利益率（業種別・製造業中分類別） 36
（２２） 特許権所有の有無と従業員一人当たり営業利益額（中小企業） 38
（２３） 特許権の有無と付加価値比率 （中小企業） 40
（２４） 特許権の有無と自己資本比率（中小企業） 42
（２５） 大企業：自己資本比率（業種別・製造業中分類別） 44
（２６） 特許権の有無と売上高研究開発費率（中小企業） 46
（２７） 大企業：売上高研究開発費率（業種別・製造業中分類別） 48
（２８） 海外展開状況別特許権所有割合 50
（２９） 海外展開有無別１社あたりの特許権所有件数比較 50

（３０）　知的財産権所有の有無と１企業当たりの海外子会社保有数の関係 51
（３１）　大企業業種別企業１社あたり海外子会社保有数..... 52
３．　企業規模・業種等による比較・分析結果 54
（１）（再掲）特許権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）54
（２）（再掲）特許権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）..... 56
（３）実用新案権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）..... 57
（４）実用新案権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）..... 58
（５）意匠権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）..... 59
（６）意匠権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）..... 60
（７）商標権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）..... 61
（８）商標権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）..... 62
４．　本章要約..... 63
（１）知的財産の出願件数 63
①特許..... 63
②実用新案 63
③意匠..... 63
④商標..... 63
（２）知的財産権の所有状況..... 63
（３）知的財産権の使用状況..... 64
（４）知的財産権と中小企業の利益率 64
III. 出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査 65
１．　調査の概要..... 65
（１）実施概要..... 65
（２）調査分析..... 66
２．　アンケート調査結果 67
（１）保有している知財の種類 67
（２）知的財産権の出願・保有状況..... 68
①出願経験（直近 10 年間）..... 68
②保有状況（現在）..... 69
（３）先行技術調査 70
①先行技術調査実施の有無..... 70
②先行技術調査の実施時期..... 71
③先行技術調査実施の方法..... 72
④先行技術調査により先行技術が確認された時の対応 73
⑤先行技術調査を実施しない理由 75
⑥出願後に審査請求を行わなかった理由 77
（４）意匠・商標の先行登録調査..... 79
①先行登録調査実施の有無..... 79
②先行登録調査の実施方法..... 80

③先行登録調査を実施しない理由 81
（５）外国出願 83
①海外事業への取組状況 83
②海外事業に関する知的財産の外国出願 84
③外国出願できない理由 85
（６）知的財産権を保有する目的 86
（７）知的財産権を保有する効果 88
①知的財産権を保有する目的の達成状況 88
②資金調達に対する効果 90
（８）営業秘密 91
①特許出願と営業秘密保護について 91
②特許出願を最小限にとどめて営業秘密として知財を保護している理由 92
③営業秘密の管理 94
④営業秘密保有を証明する手段 96
⑤営業秘密を保護する制度は知っていたが、利用していない理由 97
⑥営業秘密に関する事件の有無 98
（９）技術移転の受け入れ 98
①技術移転経験の有無 98
②技術移転への関心の有無 99
③関心のある技術移転元 100
④技術移転を受ける目的 102
⑤技術移転を受けるにあたっての課題 103
（１０）ライセンス供与 105
①ライセンス供与への関心の有無 105
②ライセンス供与経験の有無 106
③ライセンス先 107
④ライセンス供与したケース 108
（１１）模倣被害 110
①模倣被害経験の有無 110
②模倣被害を受けた知的財産権 111
③模倣被害の内容 113
④模倣被害への対応 114
⑤模倣被害に対応しなかった理由 116
（１２）他社の知的財産権への侵害 117
①侵害経験の有無 117
②侵害した知的財産権 118
③権利侵害被害に対する他社の対応 120
（１３）企業経営と知的財産活動 121
①企業経営における知的財産活動の位置づけ 121

②知財に関して実践していること 123
③知財活動に取り組むにあたっての課題 125
（１４）社内体制 126
①知財担当者数 126
②知的財産活動推進責任者の有無 127
③弁理士へ相談の有無 127
④弁理士以外への相談先 128
（１５）金融機関による知財評価 130
①金融機関との間での知的財産権についての話題の有無 130
②知的財産権に着目した融資やアドバイスの有無 130
③知的財産権に着目した事業評価を受けることに対する期待 131
（１６）知的財産に対する意識や仕組み 132
①知的財産に対する意識 132
②知的財産に関わる人材育成 133
③知的財産活動の経営戦略への位置づけ 134
④知的財産の仕組みづくり 135
（１７）回答者の属性 137
①業績 137
②商品・サービスの販売先 140
③生産活動・下請け比率 141
④自社で企画・開発したサービスや商品の販売の有無 144
⑤知財権別の製品・サービスのライフサイクル 145
⑥新規事業等への取り組み 146
⑦会社概要 151
（１８）知財に関する公的支援ニーズ 158
①権利化について受けたい公的支援 158
②知財の活用について受けたい公的支援 159
③海外展開について受けたい公的支援 160
④社内の体制整備について受けたい公的支援 161
⑤その他受けたい公的支援 162
（１９）特許庁の支援施策 164
①認知度 164
②満足度 166
（２０）知財総合支援窓口に希望する相談内容 168
①希望する相談内容 168
②知財総合支援窓口に希望する相談内容（特許庁の施策について） 169
３．　中小企業者の知的財産活動の実態に関する分析結果 170
（１）知財と企業業績 170
（２）海外出願企業及び海外展開企業の公的支援ニーズ 177

（３）知財活動推進責任者の有無と知財経営 179
（４）企業規模や下請け比率と知財の出願件数 180
（５）知的財産権融資と企業業績 181
（６）海外出願 182
（７）支援ニーズ 185
①地域別 185
②企業規模別 189
（８）海外出願に関する意識 191
（９）知財金融 191
（１０）ライセンス供与 192
（１１）知財に関する社内体制づくり 195
４．　アンケート結果から示唆される施策の方向性 197
（１）知財経営の促進 197
（２）技術移転・ライセンスの支援 197
（３）模倣対策 197
（４）知的財産の社内制度整備支援 198
（５）スタートアップ企業に対する支援 198
５．　本章要約 199
（１）アンケート調査結果 199
（２）属性別分析 200
（３）知財と企業業績 200
（４）知財活動の企業業績への影響 201
IV. 特許庁の地域・中小企業支援施策の変遷に係る調査 202
１．　調査概要 202
２．　調査結果 203
（１）ヒアリング調査　実施概要 203
（２）ヒアリング調査　調査結果要旨 205
論点１　これまでの中小企業等向け支援施策に対する振り返りについて 205
論点２　現時点に対する評価（注目するべき結果・成果（定量面・定性面））について 210
論点３　将来に対する期待と課題（着目するべき成果とは？）について 214
その他　中小企業等の支援に関わる後進に対するエール・助言について 219
３．　委員会による検討 222
（１）委員会　開催概要 222
（２）委員会での指摘事項 223
（３）地域・中小企業等の知的財産活用に支援施策史の作成について 224
４．　本章要約 226
（１）課題解決に対するヒント（有識者等からの示唆・指摘より） 226
①　有識者からのコメント 226
②　利用者（地域・中小企業）からのコメント 228

③　特許庁歴代担当者からのコメント 229
④　委員からのコメントおよび委員会での討議結果より 230
（2）分野別　施策野考え方 232
V.　総括 233
1．　とりまとめにあたって 233
2．　各種調査の課題分析 233
（1）中小企業全般における知的財産活動に関する調査 233
①　知財活用に対する理解増進につながる施策の充実を図る 233
②　支援対象企業の属性に沿った施策の充実を図る 234
③　成長過程を意識でき、自ら行動に移せるようきっかけをもたらす施策の充実を図る... 236
④　調査結果まとめと施策検討のポイント 237
（2）出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査 238
①　支援事業の認知度 238
②　知財経営の促進 240
③　技術移転・ライセンスの支援 241
④　模倣対策 242
⑤　知的財産の社内制度整備支援 243
⑥　知的財産の社内制度整備支援 244
⑦　調査結果まとめと施策検討のポイント 246
⑧　モデル企業（2 社）に対するヒアリング調査の試行 246
（3）特許庁の地域・中小企業支援施策の変遷に係る調査 249
①　地域・中小企業等の知的財産活用支援に係る施策史 249
②　調査結果まとめと施策検討のポイント 250
3．　地域・中小企業に対する支援施策のあり方について（委員会提言） 251
（1）地域・中小企業の知的財産活動の現状及び課題 251
（2）支援施策の鍵の導出 253
（3）今後の活動に向けた具体的な施策・活動イメージについて 254
4．　本章要約 256

資料編 257
1．　アンケート調査票 257
2．　地域・中小企業等の知的財産活用に係る支援施策史　平成時代のあゆみ 277

要約

背景

地域・中小企業における今後の知財活動[1]の普及と支援をさらに促進するためには、現在の中小企業の知財活動について十分な情報を把握するとともに、中小企業の知財活動にかかる行動を分析し、支援施策の検討へとつなげていくことが重要である。

1　知的財産制度を利用して知的財産を取り扱う企業活動（中小企業支援知的財産経営プランニングブックより）

目的

特許庁において中小企業者に対する知財支援の強化に向けた検討を進めるため、中小企業の知財活動について多角的な調査・分析を行い、現状及び課題を明確化することで、今後の施策検討に資する基礎資料を作成することを目的に、以下の３つの調査を実施。

中小企業全般における知的財産活動に関する調査

特許庁「知的財産活動調査報告書」及び中小企業庁「中小企業実態基本調査」等による既調査結果を用い、業種別、企業規模別、地域別等の観点により、知財保有の有無による中小企業者を比較・分析。

出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査

出願実績のある中小企業に対するアンケート調査により、中小企業者の知的財産活動の実態に関する分析。

特許庁の地域・　中小企業支援施策の変遷に係る調査

平成以降を中心に、これまでに実施された特許庁の地域・中小企業における支援施策について、文献調査のほか、有識者等へのインタビュー調査を実施し、支援ニーズの変遷を含めた支援施策の変遷・施策史について調査・分析。

地域・中小企業支援施策史編纂調査

上記各種調査を踏まえ、平成時代 30 年間の地域・中小企業向け支援施策の変遷を「施策史」として編纂。

委員会

本調査研究における調査方針や施策史編纂の観点等に関して、専門的な視点から助言を得る目的で、有識者 5 名で構成される委員会を設置し、3 回の委員会を開催。

まとめ

「あらゆる手段を用いた認知度の向上」、「ニーズに対応したメリハリのある支援」、「知財経営実践情報交換・収集の場の創設」の実現にあたり、関係機関の認識を共通にし、利用者目線で求められる施策を展開することで、支援される側と支援する側それぞれが『成長を実感できる』状況となるが今後の支援施策の検討において重要。

Ⅰ. 事業概要

１. 調査概要

（１） 事業目的

全国約３５８ 万（平成２８年６月時点）の中小企業・小規模事業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項の定めによる。以下同じ。）は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長と発展のために必要不可欠である。中小企業・小規模事業者の経営戦略において、自らが保有する優れた技術等を権利化し有効活用する知的財産活動は、経済のグローバル化に対応する意味でも重要である。

しかしながら、中小企業の特許出願件数は、昨今上昇傾向にある一方で、内国人の特許出願件数に占める中小企業の割合は１５ %に過ぎず、事業展開を進める上で知財を活用しようという中小企業はまだ限られていることが実情である。これは、知的財産に関する人材や情報・知識の不足や、出願等の知財活動にかかる資金の捻出が困難であることなどが理由として挙げられる。

こうした背景を踏まえ、政府においては、 平成２８年６月に取りまとめた「日本再興戦略２０１６」で、中小企業支援機関との連携推進などを通して、中小企業の知財戦略の強化及び必要な審査体制を強化することとし、 平成２９年５月に決定された「知的財産推進計画２０１７ 」においては、「知財活用途上型」中小企業に対する知財の普及・活用支援を強化することと 、「知財活用挑戦型」中小企業に対する海外展開支援等を強化することを明記した。 また、特許庁においては、 平成２８年９月に「地域知財活性化行動計画」を策定し、中小企業における知財の権利化・活用を支援することを目的として、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）をはじめとする支援機関等が今後実施していく取組を取りまとめ、実施しているところ。

このような状況において、今後の知財活動の普及と支援をさらに促進するためには、現在の中小企業の知財活動について十分な情報を把握するとともに、中小企業の知財活動にかかる行動を分析することが重要である。 また、地域知財活性化行動計画においては、地域・中小企業のニーズを踏まえた支援施策を展開するため、全国的なニーズ・満足度調査を実施し、必要に応じて目標の改定等図るなどの PDCA サイクルを確立することとしている。

本調査は、今後、特許庁において中小企業・小規模事業者に対する知財支援の強化に向けた検討を進めるため、中小企業・小規模事業者全般の知的財産活動について多角的な調査・分析を行い、定量的なデータを元に中小企業の知財活用に関する現状及び課題を明確化することで、今後の中小企業・小規模事業者向け知財支援施策検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

（２） 実施方法

本調査の実施にあたっては、以下の３つのパートに調査を進め、さいごに全体にわたる分析・総括を行い、今後の中小企業等向けの知財支援施策検討に資するとりまとめを行う。

（１）中小企業全般における知的財産活動に関する調査（統計データ分析　Ⅱ章）
（２）出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査（アンケート調査　Ⅲ章）
（３） 特許庁の地域・ 中小企業支援施策の変遷に係る 調査（施策史編纂調査　Ⅳ章）
（４ ）分析・総括（とりまとめ　Ⅴ章）

Ⅱ. 中小企業全般における知的財産活動に関する調査

１． 調査概要

特許庁「知的財産活動調査報告書」及び中小企業庁「中小企業実態基本調査」等による既調査の結果を用い、業種別、企業規模別、地域別等の観点（以下の各調査においても、可能な限りこれらの観点を盛り込むものとする。）より、中小企業・小規模事業者全般における知財活動に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の割合等を算出し、上記観点別や各観点を組み合わせた分析により傾向及びその原因を調査、分析するとともに、営業利益や海外展開等の事業活動状況等の観点より、知財を保有している中小企業・小規模事業者と未保有の中小企業・小規模事業者を比較・分析した。

比較・分析にあたっては、下記 A~D の既往調査（2015 年、2016 年、2017 年）を用いて、クロス集計や時系列比較を実施した。

＜利用統計＞

A：知的財産活動調査　（特許庁）

B：中小企業実態基本調査　（中小企業庁）

C：企業活動基本調査　（経済産業省）

D：中小企業産業財産権関係統計データ（特許庁）

業種別、企業規模別、地域別等の観点より、知財活動に取り組む中小企業・小規模事業者の割合等を算出し、上記観点別や各観点を組み合わせた分析により、傾向及びその原因を整理した。

また、営業利益や海外展開等の事業活動状況等の観点から、知財を保有している中小企業・小規模事業者と未保有の中小企業・小規模事業者の活動の違いなどを比較・分析した。

２． 統計データ調査結果

（１） 特許出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別）

2010 年から 2017 年にかけての特許の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数の推移を企業規模別でみると、大企業では出願件数が減少傾向、出願企業数は増加傾向にある。中小企業では、出願件数、出願企業数とも増加傾向にある。一社あたりの出願件数をみると、大企業で減少傾向、中小企業で増加傾向となっており、中小企業における特許の裾野が広がっていることがうかがえる。

企業規模別、地域別の特許の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数について、2015 年から 2017 年の３年平均をみると、企業規模によらず、出願件数、出願企業数とも、三大都市圏の数が多く、その中でも関東の件数、企業数が多い。一方、一社あたりの出願件数をみると、大企業では三大都市圏の件数が多いものの、中小企業では、中部が 7.1 件/社と他地域に比べて高くなっている。

図表 Ⅱ-1 ：特許出願件数推移（企業規模別）[1]

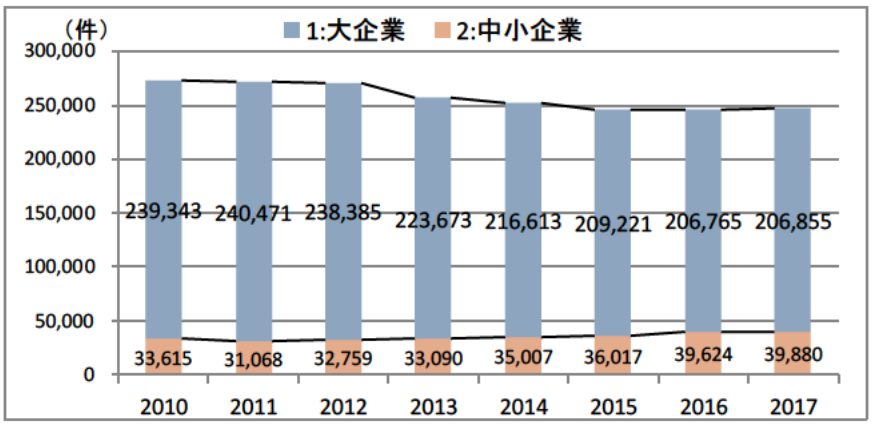

図表 Ⅱ-2 ：特許出願企業数推移（企業規模別）[2]

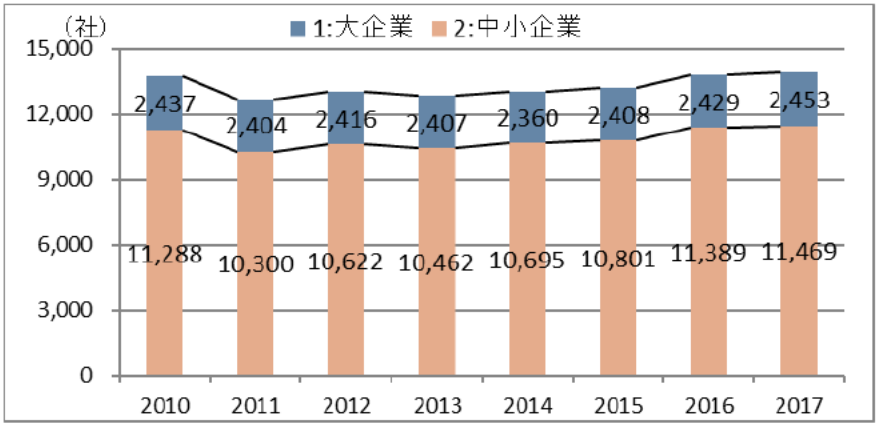

[1] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[2] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-3 ：一社当たり特許出願件数(企業規模別)[3]

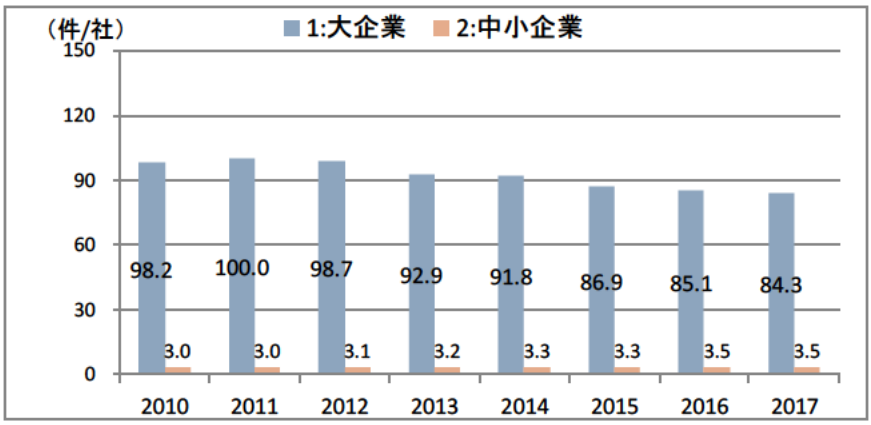

図表 Ⅱ-4 ：特許出願件数(地域別･規模別) [4]

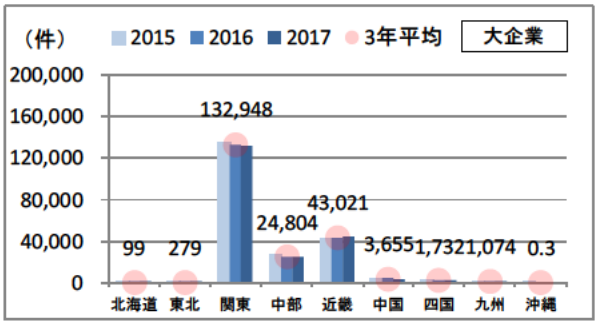

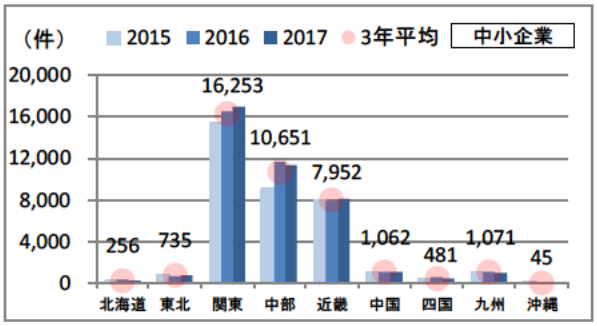

図表 Ⅱ-5 ：特許出願企業数(地域別･規模別)[5]

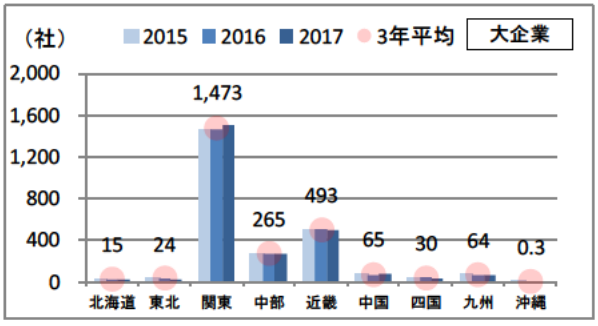

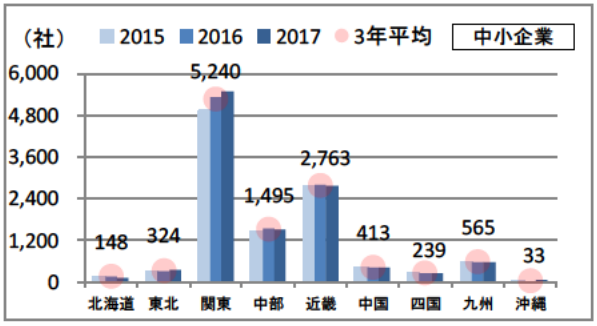

[3] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[4] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[5] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-6 ：1社当たりの特許出願件数（地域別・規模別）[6]

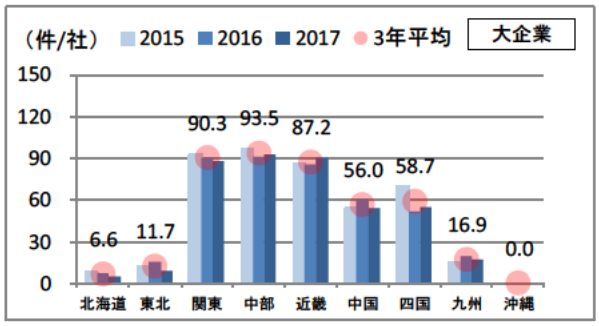

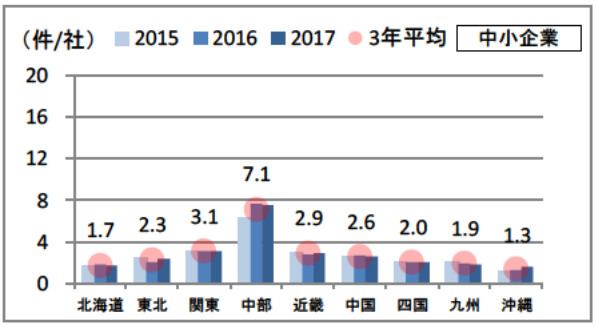

[6] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

（２）　実用新案出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別）

2010 年から 2017 年にかけての実用新案の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数の推移を企業規模別でみると、企業規模によらず、出願件数、出願企業数とも減少傾向にある。なお、一社あたり出願件数は、企業規模によらず横ばいとなっている。

企業規模別、地域別の実用新案の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数について、2015 年から 2017 年の３年平均をみると、企業規模によらず、出願件数、出願企業数とも、三大都市圏の数が多く、関東、近畿、中部の順に高い。一方、一社あたりの出願件数をみると、大企業では四国が 5.3 件/社で高く、中小企業では地域による違いはみられない。

図表 Ⅱ-7 ：実用新案出願件数（企業規模別）[7]

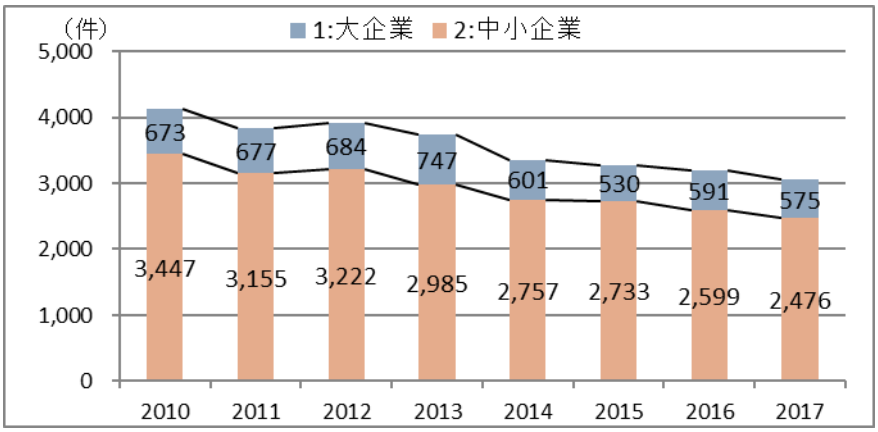

図表 Ⅱ-8 ：実用新案出願企業数推移（企業規模別）[8]

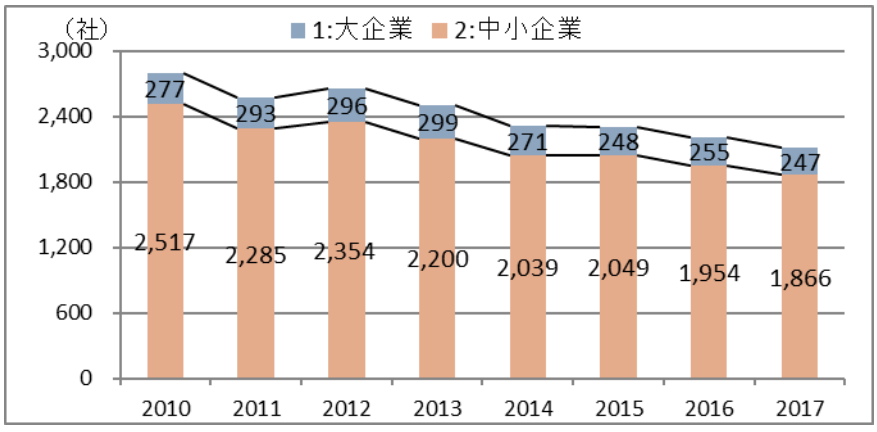

[7] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[8] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-9 ：一社当たり実用新案出願件数(企業規模別)[9]

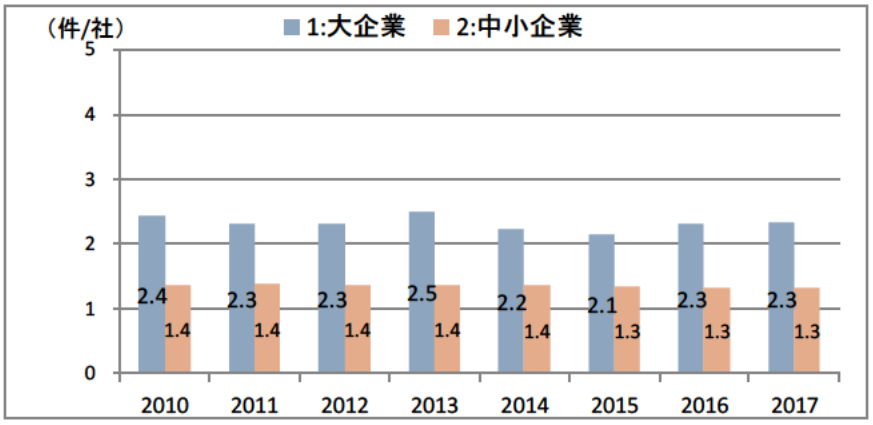

図表 Ⅱ-10 ：実用新案出願件数(地域別･規模別) [10]

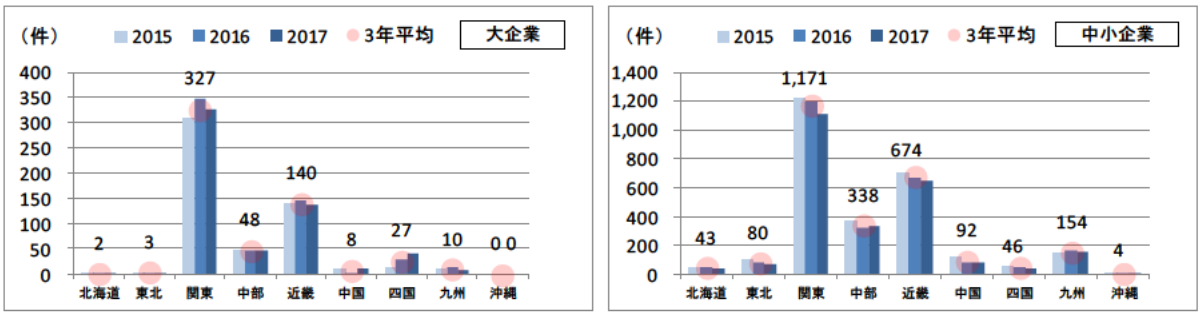

図表 Ⅱ-11 ：実用新案出願企業数(地域別･規模別)[11]

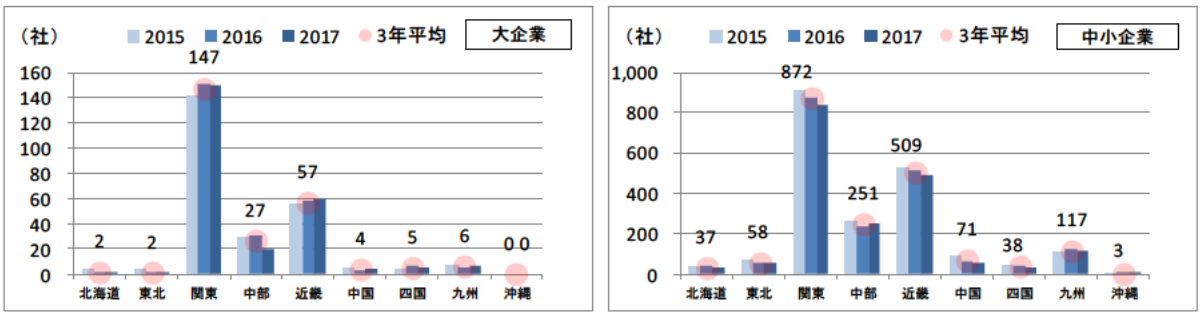

[9] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[10] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[11] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-12 ：1社当たりの実用新案出願件数（地域別・規模別）[12]

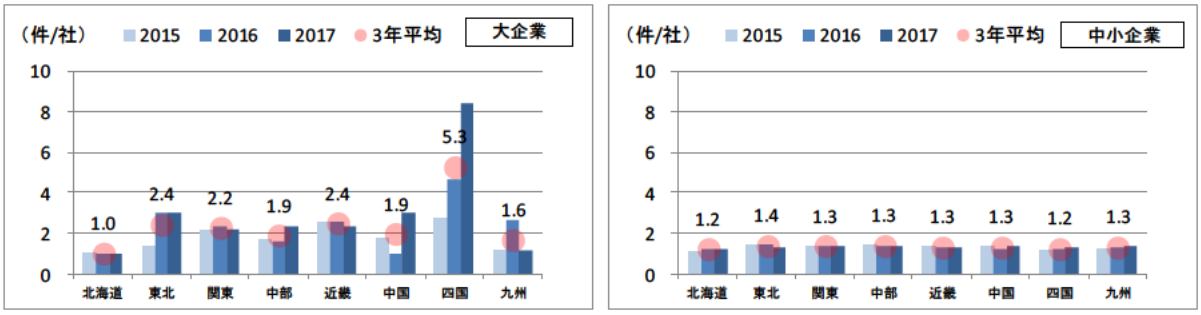

[12] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

（３）　意匠出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別）

2010 年から 2017 年にかけての意匠の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数の推移を企業規模別でみると、大企業では出願件数が減少傾向、出願企業数はほぼ横ばいにある。中小企業では、出願件数、出願企業数とも増加傾向にある。一社あたりの出願件数をみると、大企業で減少傾向、中小企業で横ばいとなっている。

企業規模別、地域別の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数について、2015 年から 2017 年の３年平均をみると、企業規模によらず、出願件数、出願企業数とも、三大都市圏の数が多く、関東、近畿、中部の順に高い。

一方、一社あたりの出願件数をみると、大企業では四国が 21.6 件/社で最も高く、次いで近畿 16.6 件/社と西高東低の傾向にあるが、中小企業では地域による違いはみられない。

図表 Ⅱ-13：意匠出願件数（企業規模別）[13]

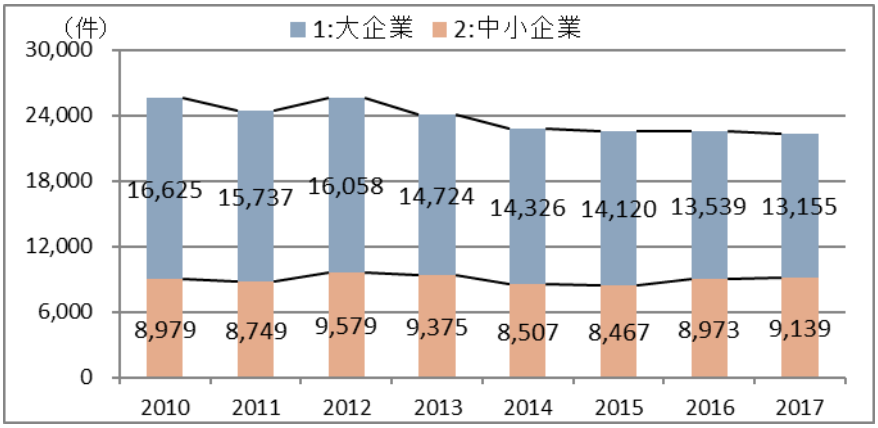

図表 Ⅱ-14 ：意匠出願企業数（企業規模別）[14]

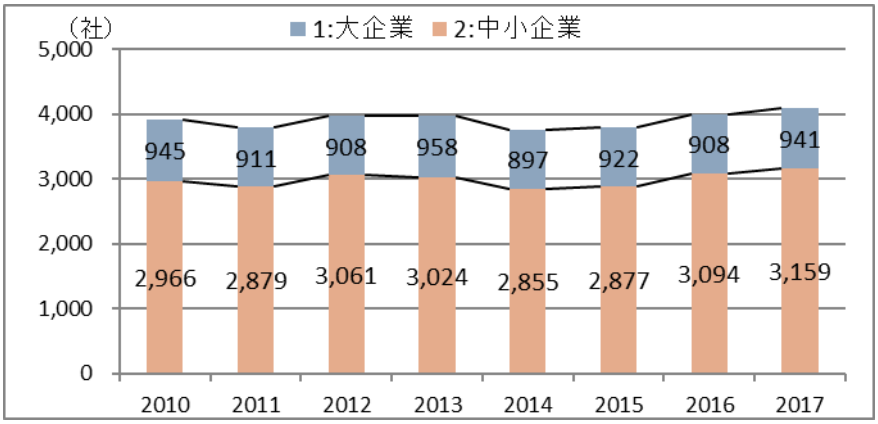

[13] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[14] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-15 ：一社当たり意匠出願件数(企業規模別)[15]

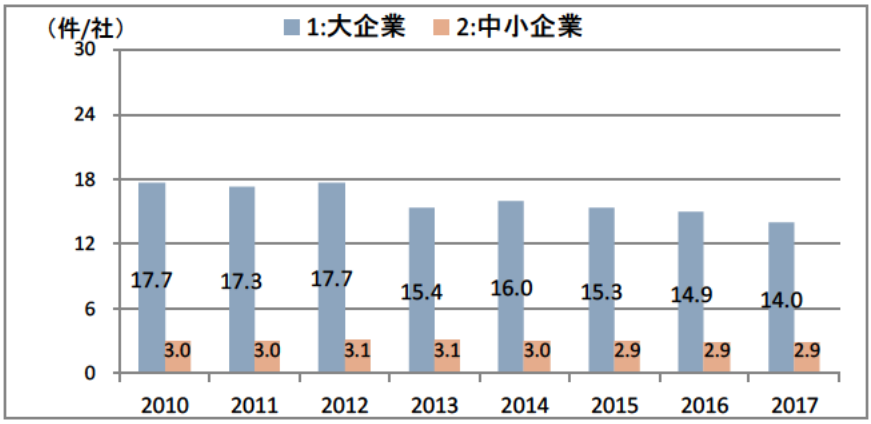

図表 Ⅱ-16 ：意匠出願件数(地域別･規模別) [16]

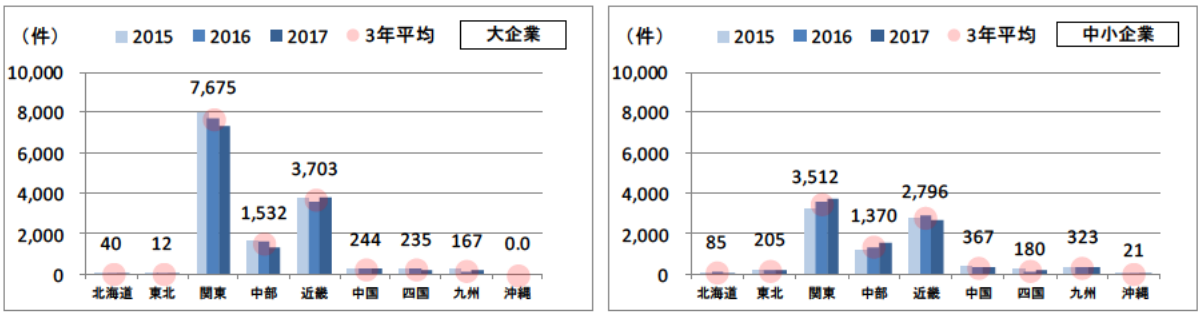

図表 Ⅱ-17 ：意匠出願企業数(地域別･規模別)[17]

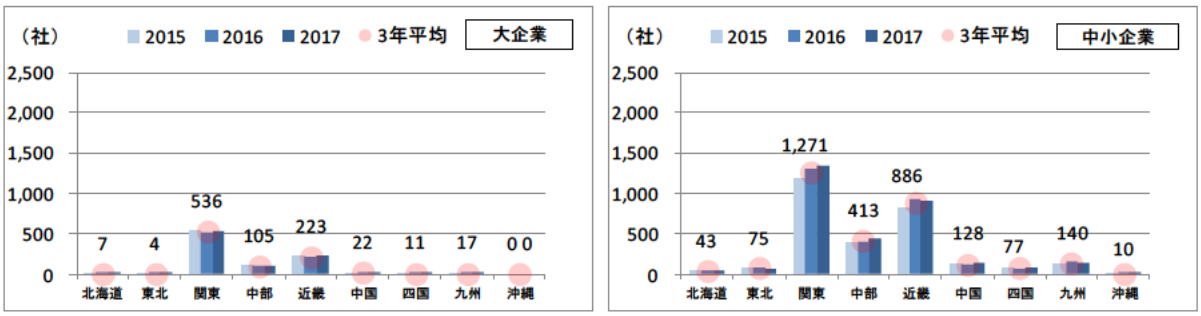

[15] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[16] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[17] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-18 ：1社当たりの意匠出願件数（地域別・規模別）[18]

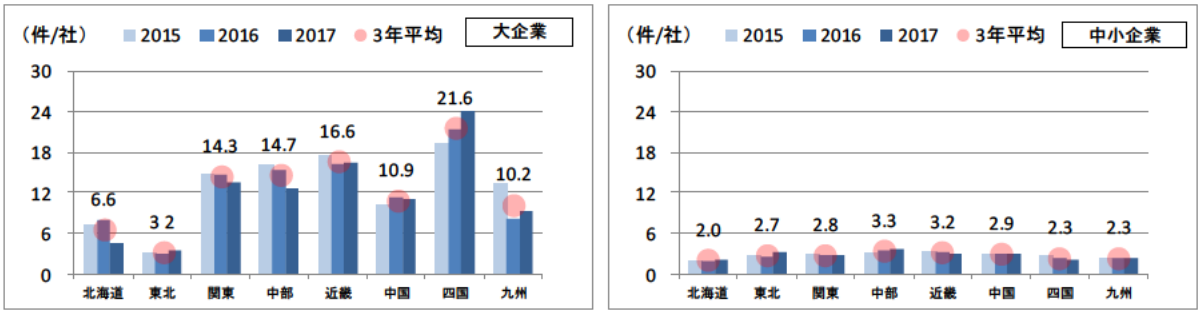

[18] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

（４）　商標出願件数・出願企業数推移（企業規模別・地域別）

2010 年から 2017 年にかけての商標の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数の推移を企業規模別でみると、企業規模によらず、出願件数、出願企業数とも増加傾向にある。2016 年から 2017 年にかけての出願件数について、大企業では 1,500 件程度、中小企業では 15,000 件程度も増加している。なお、一社あたり出願件数は、大企業でほぼ横ばい、中小企業で増加傾向となっている。

企業規模別、地域別の商標の出願件数、出願企業数、一社あたり出願件数について、2015 年から 2017 年の３年平均をみると、企業規模によらず、出願件数、出願企業数とも、三大都市圏の数が多く、関東、近畿、中部の順に高い。一方、一社あたりの出願件数をみると、大企業では近畿が 11.4 件/社で最も高い。次いで、関東が 9.4 件/社であるが、四国 8.0 件/社、九州 5.5 件/社と東日本に比べて西日本での件数が多い。また、中小企業では、近畿が 5.3 件/社と最も多い。

図表 Ⅱ-19 ：商標出願件数（企業規模別）[19]

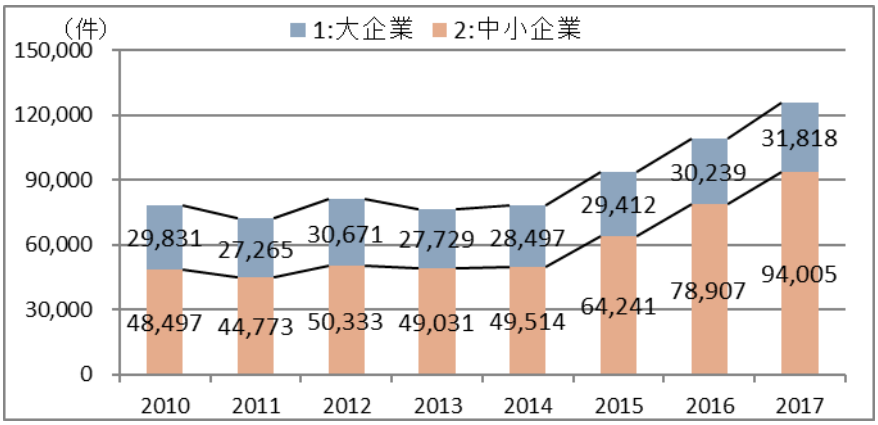

図表 Ⅱ-20 ：商標出願企業数（企業規模別）[20]

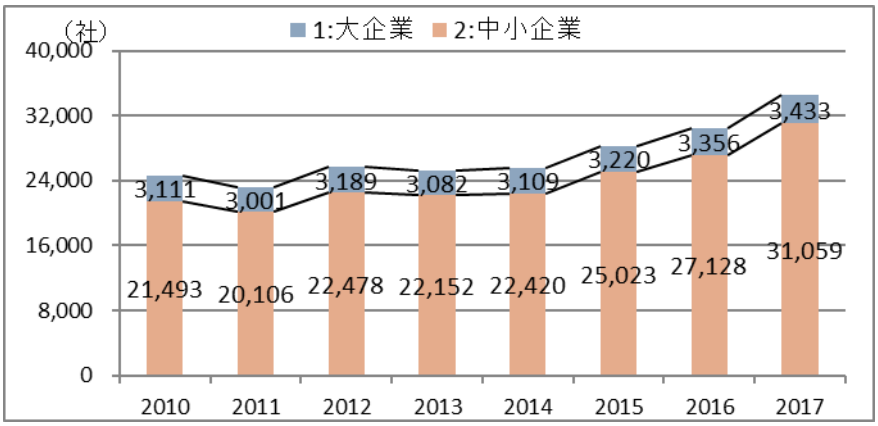

[19] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[20] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-21 ：一社当たり商標出願件数(企業規模別)[21]

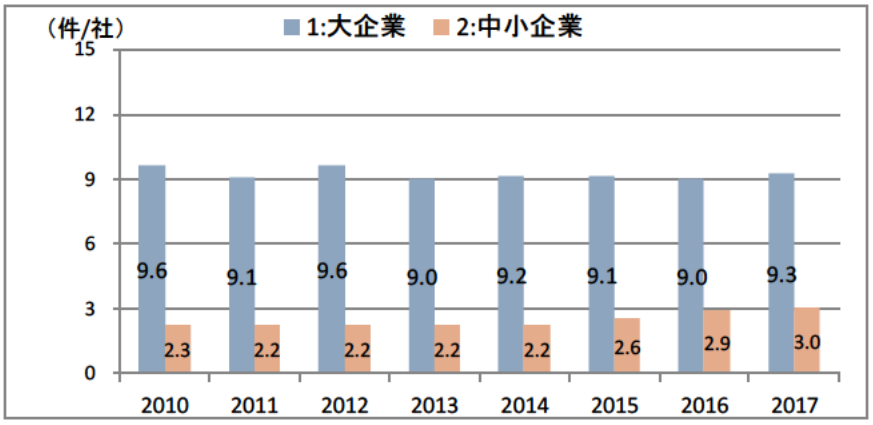

図表 Ⅱ-22 ：商標出願件数(地域別･規模別) [22]

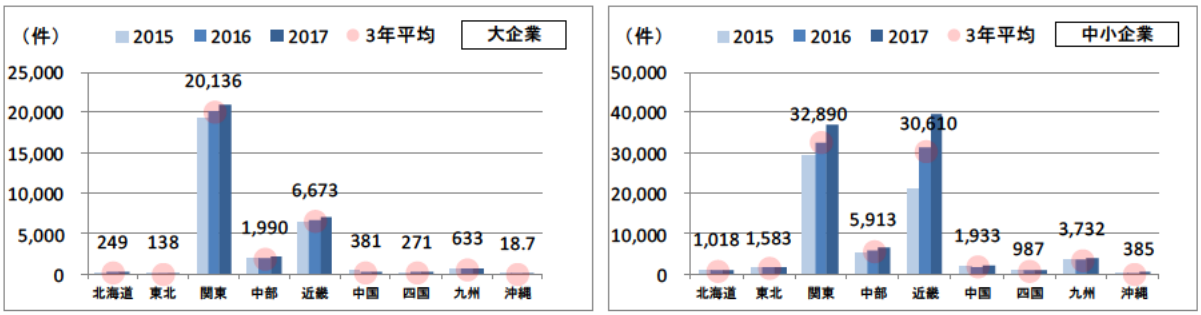

図表 Ⅱ-23 ：商標出願企業数(地域別･規模別)[23]

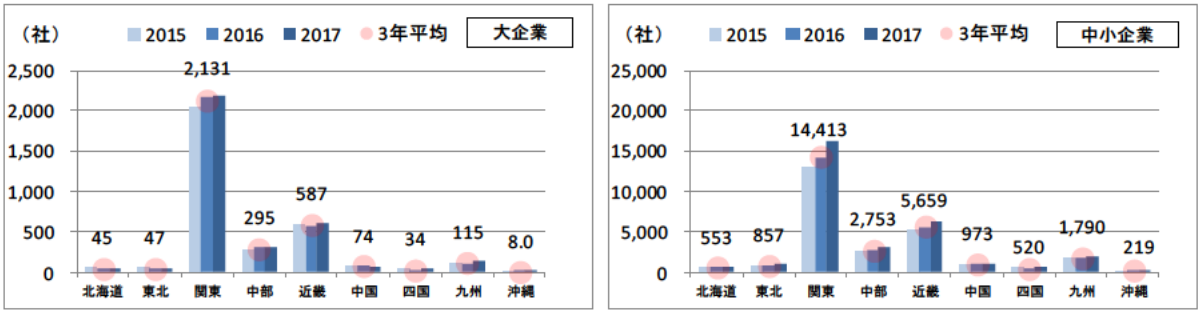

[21] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[22] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工
[23] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 Ⅱ-24 ：1社当たりの商標出願件数（地域別・規模別）[24]

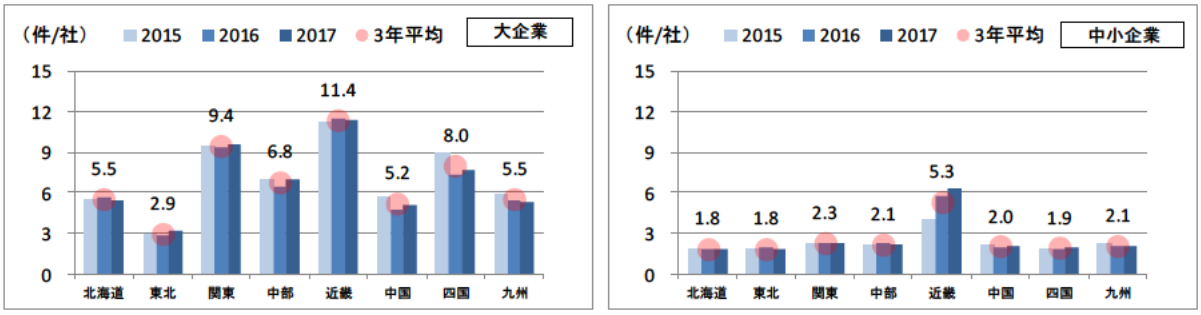

[24] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

（５）　中小企業における知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）の所有状況

中小企業全体でみると、特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを所有している企業は 10.1%を占めることがわかる。規模別にみると、中規模企業では 10.7%、小規模事業者では、9.6%と、中規模企業と小規模事業者は同じ程度であるが、2015 年からの 3 年間で小規模企業の割合が 4.2%から 9.6%に増加し、小規模企業での普及が進んでいることがうかがえる。

図表 Ⅱ-25 ：中小企業における産業財産権の所有割合[25]

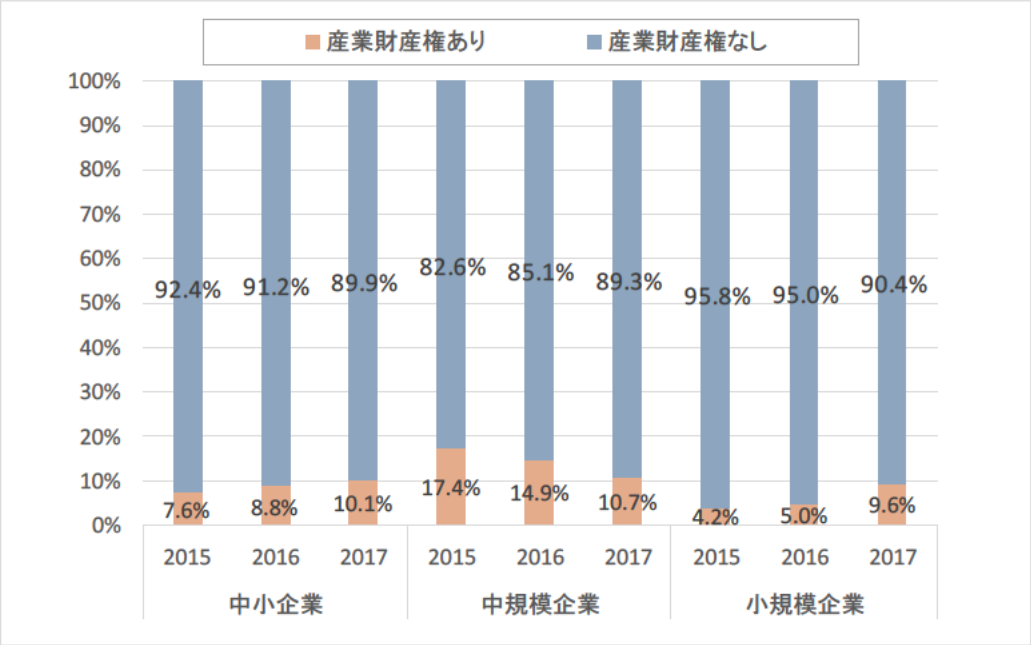

[25] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果より抽出。

（６）　企業規模別知的財産権種類別の所有割合

大企業と中小企業、また、中小企業においては中規模企業と小規模事業者における所有割合を、知的財産権種類別にみると、中規模企業と小規模事業者は同じ程度であることが分かる。

大企業と中小企業を比較すると、大企業は中小企業に対し、特許権では 9.9 倍、実用新案権では 9.7 倍、意匠権では 17.8 倍もの所有率の差がある。また、権利区分でみると、大企業ではおよそ実用新案権１に対して意匠権が２、特許権が３の比率となるが、中小企業では実用新案権１に対して意匠権１、特許権３の割合であり、意匠権の所有割合が大企業に対して低い。なお、いずれの権利区分も、中規模企業と小規模事業者の所有率はおおむね同程度であるが、いずれも中規模企業の割合が若干大きい。

図表 Ⅱ-26 ：企業規模別知的財産権種類別の所有割合[26]

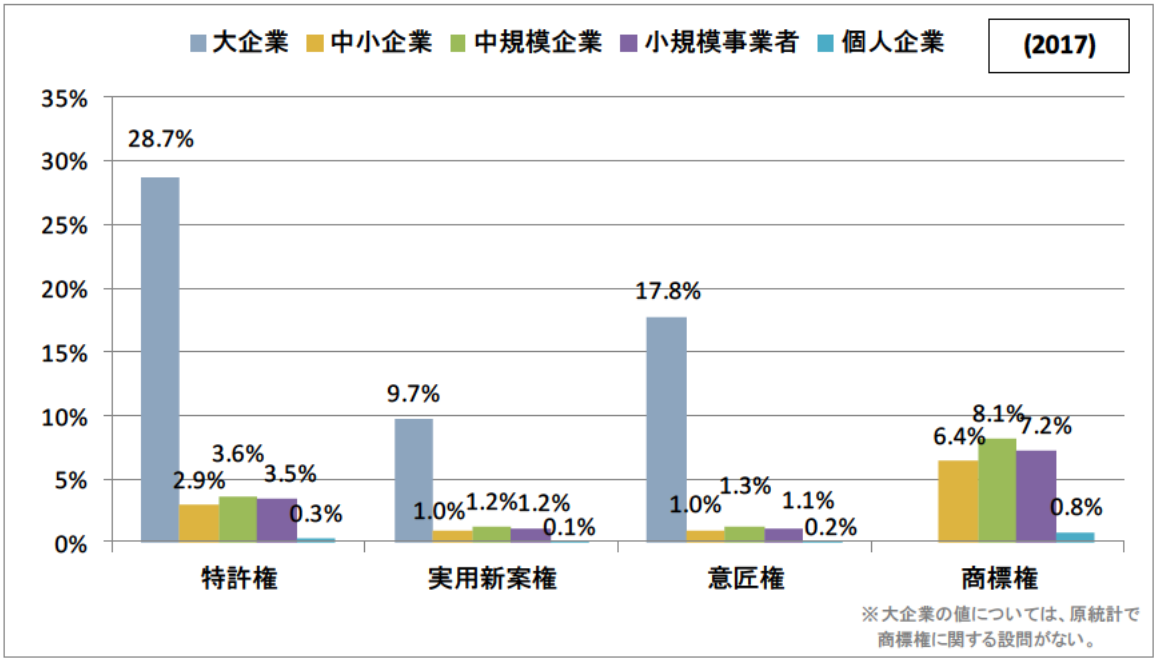

[26] 大企業は、経済産業省「企業活動基本調査」結果から抽出した。また、中小企業は、中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果から抽出した。「企業活動基本調査」では商標における調査を実施していないため、本図表では割愛している。なお、両調査については、調査対象や標本抽出の方法が異なるため、参考程度とされたい。（以下、経済産業省「企業活動基本調査」と中小企業庁「中小企業実態基本調査」との比較については同様である）

（７）　企業規模別特許権所有状況

企業規模別に特許権所有状況を確認すると、2017 年で「中規模企業」が 3.6%、「小規模事業者」が 3.5%と同程度である。2015 年からの 3 年間の推移をみると、小規模企業で 1.3%から 3.5%へ拡大し、特許権への取組が進んでいることがうかがえる。

図表 Ⅱ-27 ：企業規模別特許権所有の割合[27]

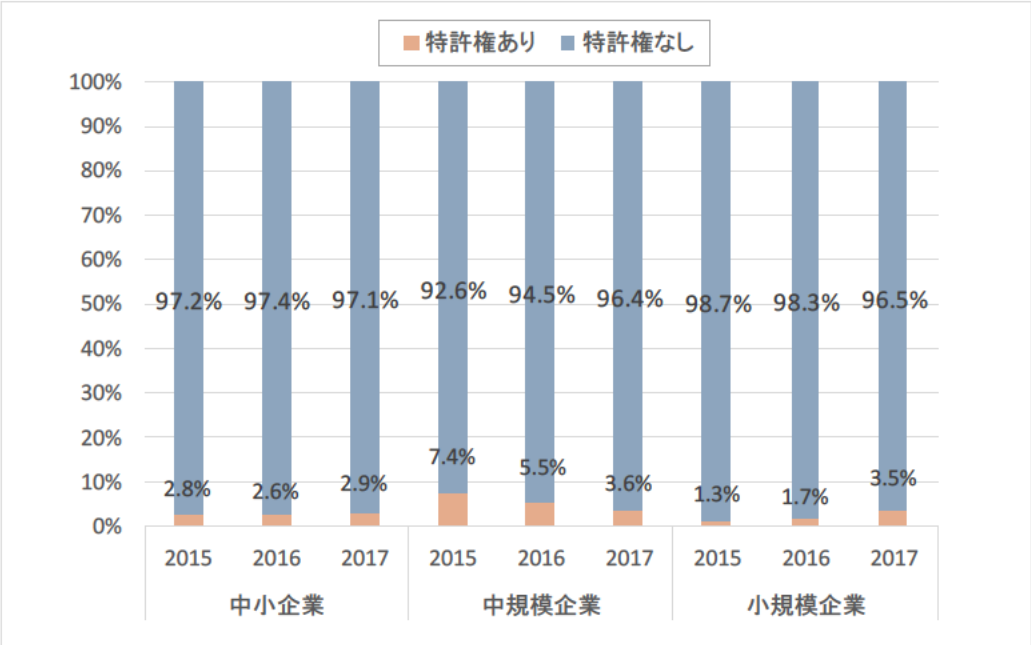

[27] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果より抽出。

（８）　企業規模別特許権使用状況

企業規模別に特許権使用状況を確認すると、2017 年で「中規模企業」が 44.7%、「小規模事業者」が 61.9%であり、中規模企業に比べ、小規模事業者の方が真に使用する特許を出願する傾向がうかがえる。

図表 Ⅱ-28 ：中小企業における特許権の使用割合[28]

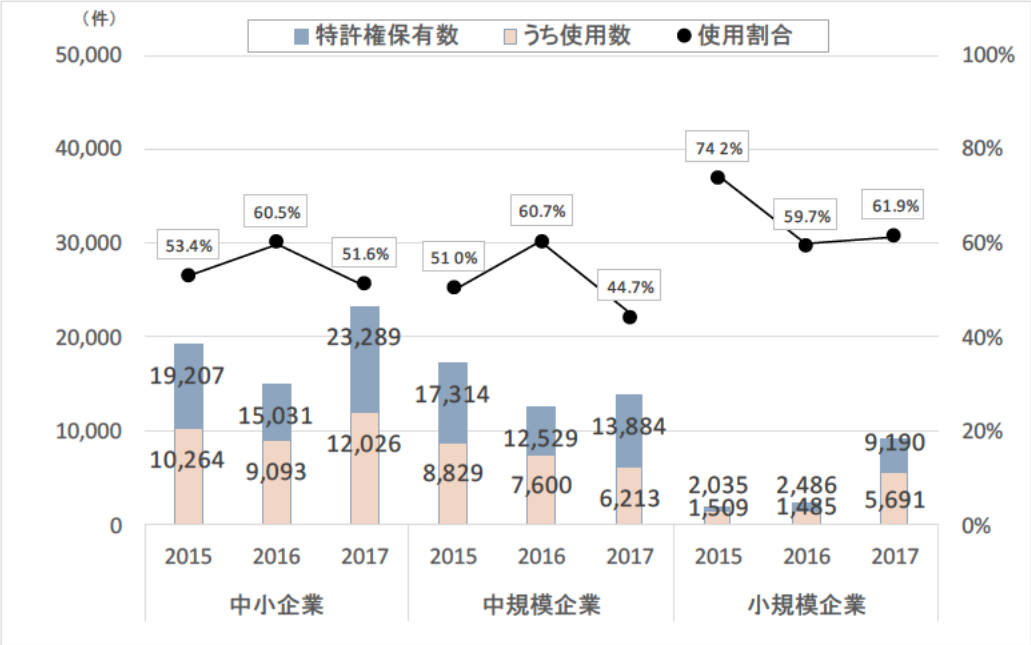

[28] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果より抽出。

（９）　大企業における特許権・実用新案権・意匠権使用状況

平成２９年企業活動基本調査結果から見ると、大企業においては、2017 年で所有特許権のうち、36.6%の割合で使用していることがわかる。また、実用新案権は 51.3%、意匠権は 43.9%である。

前段より、2017 年の所有特許権の使用割合は「中規模企業」44.7%、「小規模事業者」61.9%であり、規模が小さくなるほど、真に使用する特許の出願割合が高くなる傾向がうかがえる。

図表 Ⅱ-29 ：大企業における特許権･実用新案権･意匠権の使用割合[29]

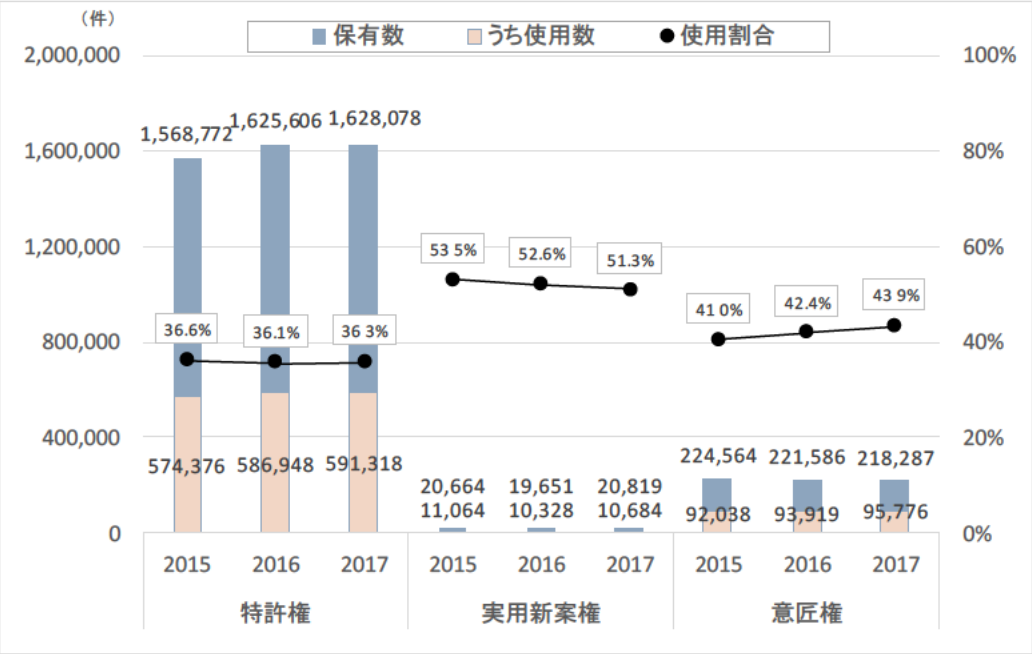

[29] 経済産業省「企業活動基本調査」結果より抽出。

（１０）　業種別特許権所有状況

中小企業のうち、特許権を所有している割合は 2.9%であった。また、業種別に特許権所有状況を確認すると、「建設業」と「製造業」が 3.5%と最も高く、「情報通信業」3.4%、「卸売業」2.9%と続いている。

図表 Ⅱ-30 ：業種別特許所有の割合[30]

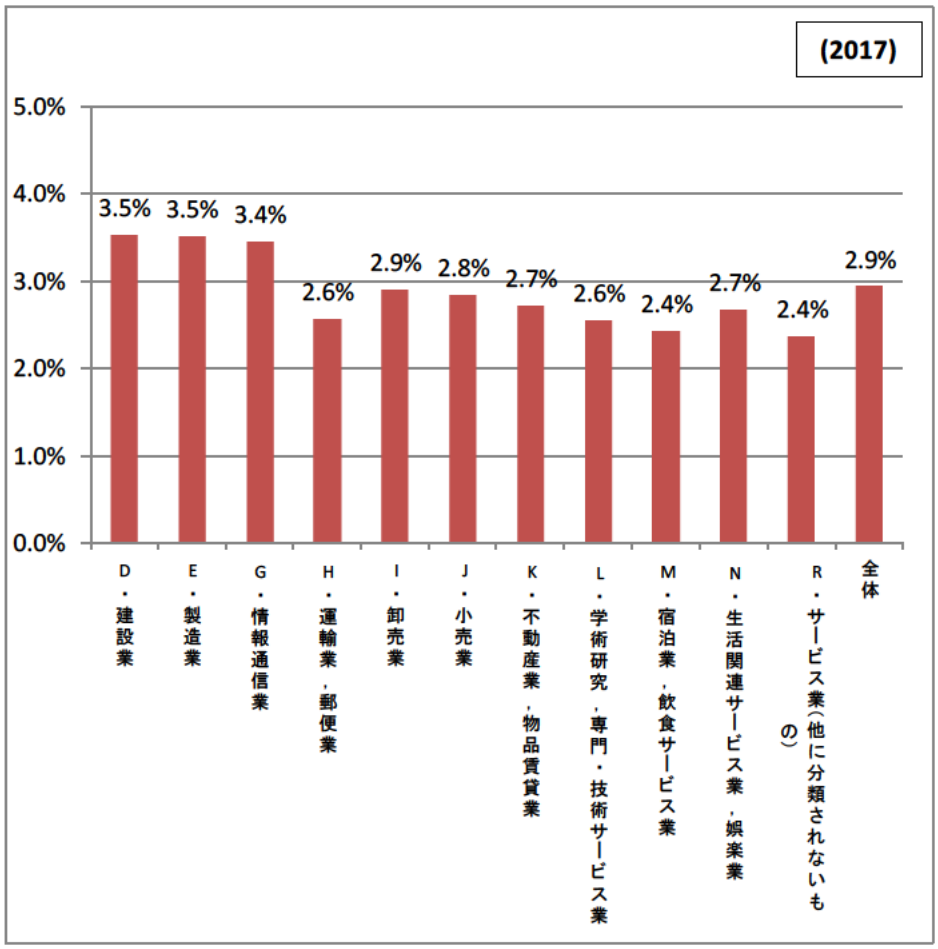

[30] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果より抽出。

（１１）　業種別特許権使用状況

特許権を所有している企業のうち、製造業、非製造業での使用割合をみると、2017 年で製造業 62.5%、非製造業 49.0%と製造業での割合が高い。

図表 Ⅱ-31 ：業種別特許権使用の割合[31]

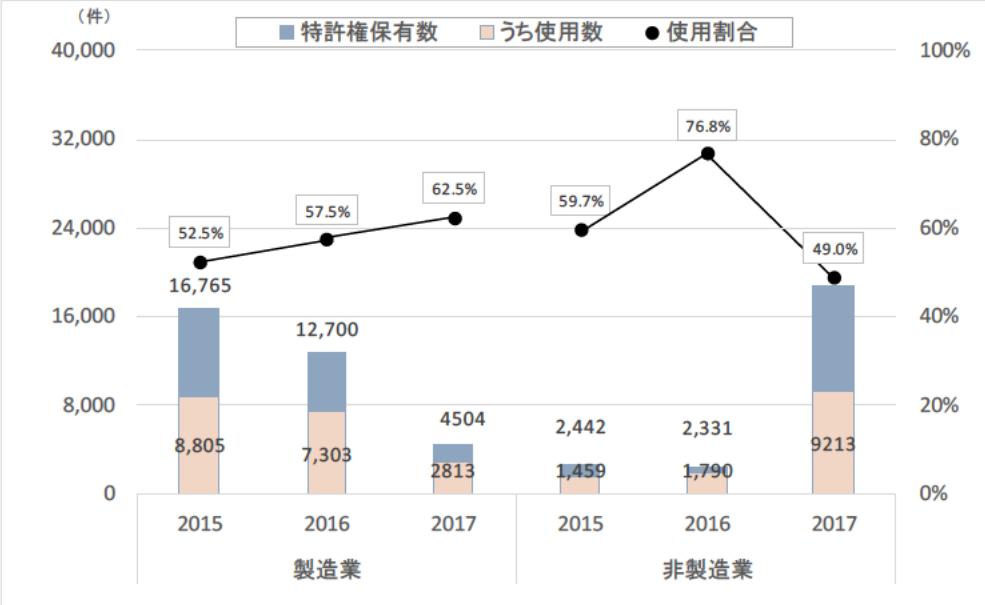

[31] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（１２） 特許庁調査 業種別特許権使用割合

特許庁の「知的財産活動調査」によると、2015 年から 2017 年の平均の特許権使用割合は「業務用機械器具製造業」で 62.3%と最も高く、次いで「電気機械製造業」60.1%、「繊維・パルプ・紙製造業」59.2%と続く。

一方で、「教育・TLO・公的研究機関・公務」は 18.9%、「情報通信業」34.5%、「輸送用機械製造業」35.3%、「鉄鋼・非鉄金属製造業」36.9%、「医薬品製造業」37.9%であり、平均を大きく下回っている。

図表 Ⅱ-32 ：特許庁調査 業種別特許権使用の割合[32]

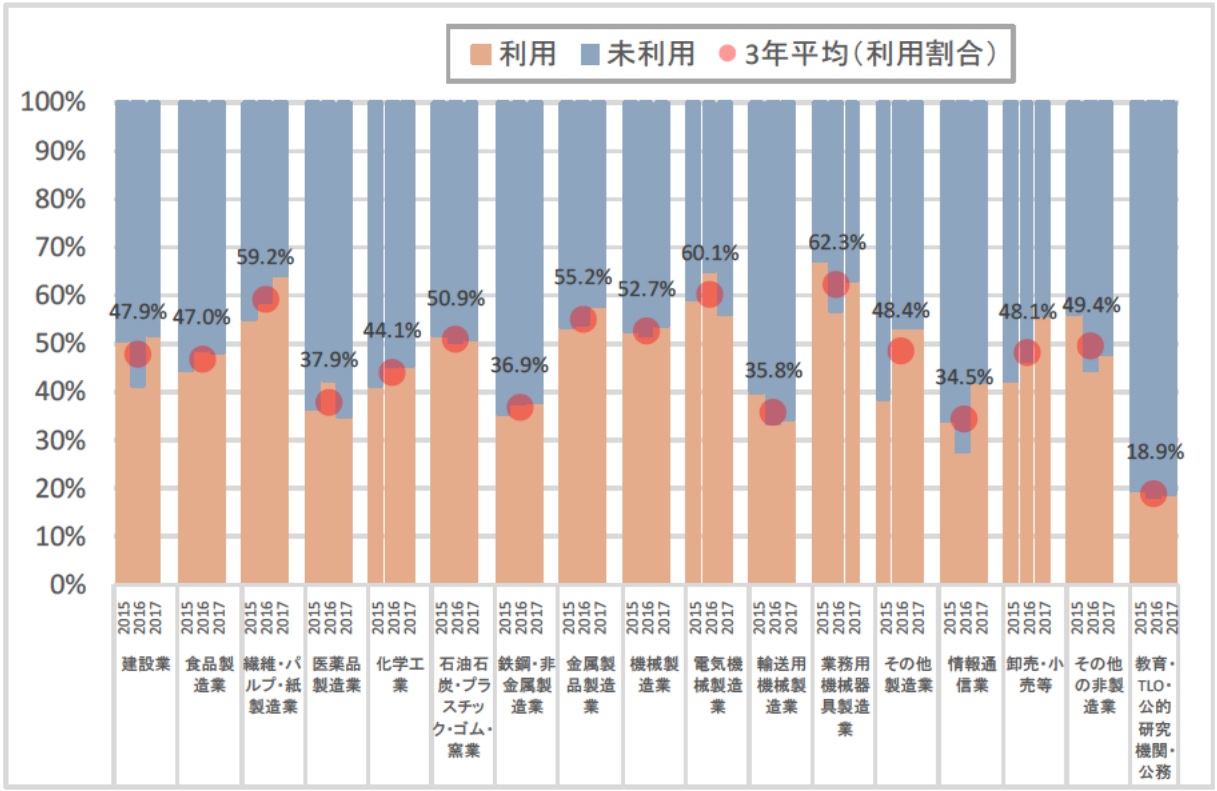

[32] 特許庁「知的財産活動調査」結果より抽出

（１３）売上高規模別特許所有状況

売上高規模別に特許所有状況を確認すると、規模が大きいほど特許所有率が高くなる傾向が見られ、2015 年から 2017 年の３年平均で「500 万円以下」0.8%に対し、「10 億円超」は 9.7%と大きな差となっている。

図表 Ⅱ-33 ：売上高規模別特許所有状況の割合[33]

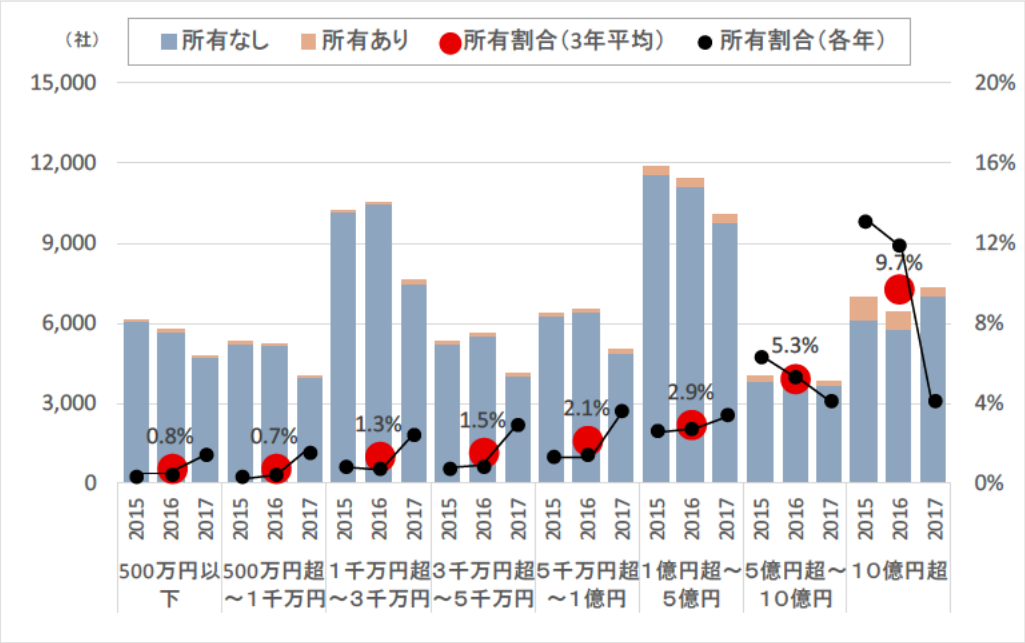

[33] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。

（１４）売上高規模別特許使用状況

特許を所有している企業のうち、売上高規模別にどの程度の企業が使用しているかを確認したところ、2015 年から 2017 年までの 3 年平均で「1 億円超～5 億円」が 72.3%と最も高く、次いで「5 千万円超～1 億円」69.8%となっている。「10 億円超」は 50.0%であり、売上高 10 億円を境に使用割合の差が生じる傾向がうかがえる。

図表 Ⅱ-34 ：売上高規模別特許使用の割合[34]

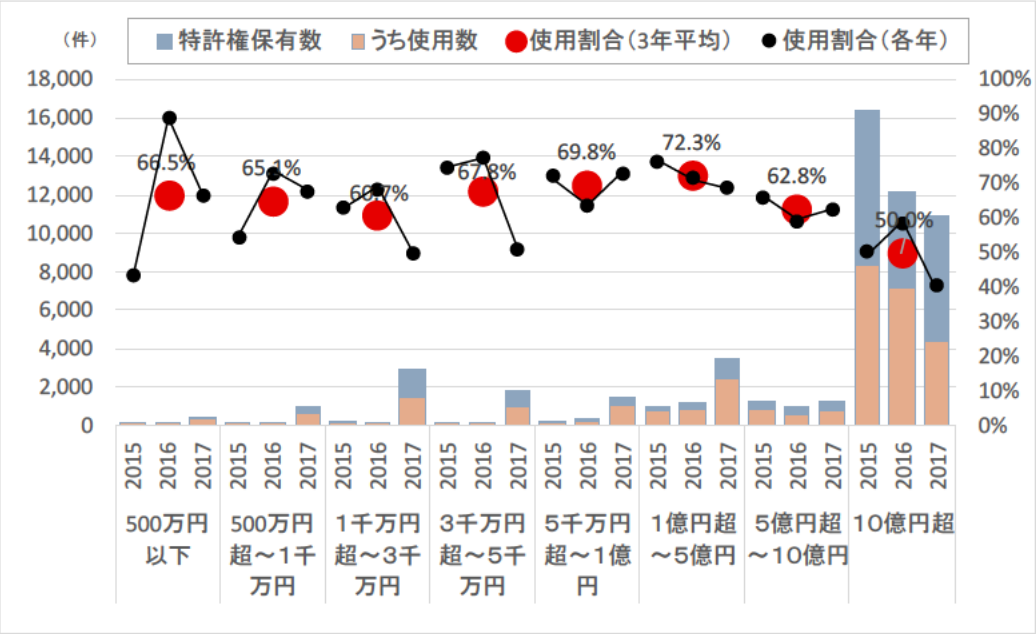

[34] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。

（１５）地域別特許所有状況

地域別に特許所有状況を確認すると、2015 年から 2017 年の３年平均で「近畿」が 3.5%、「関東」が 3.2%、「中部」が 2.9%であった。

図表 Ⅱ-35 ：地域別特許所有の割合[35]

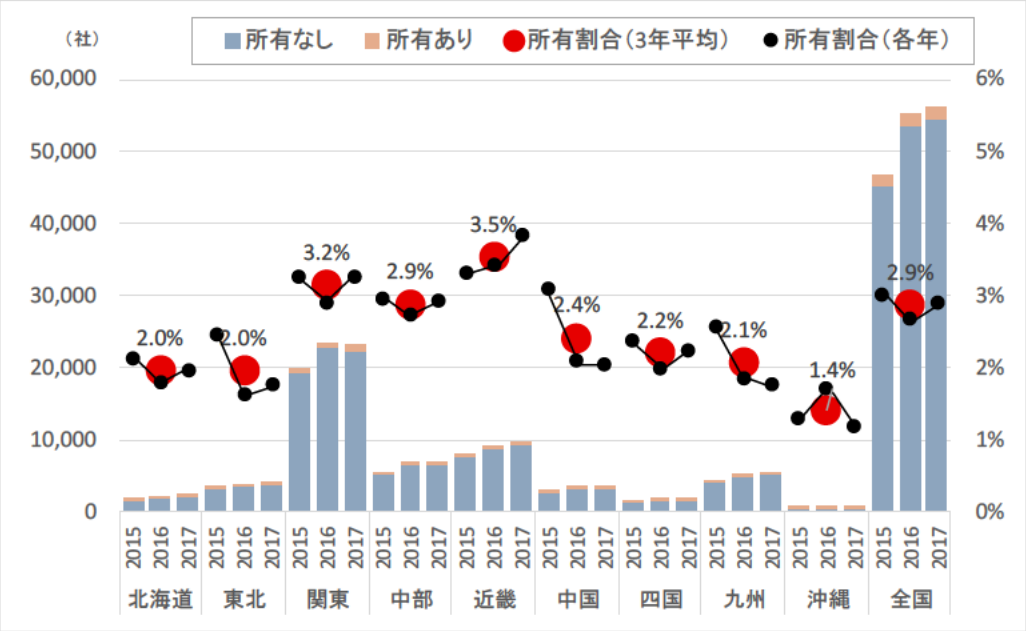

[35] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。

（１６） 地域別特許権使用状況

特許を所有している企業のうち、地域別にどの程度の企業が使用しているかを確認したところ、2015 年から 2017 年の３年平均で「近畿」が 70.1%と最も高く、次いで「中国」69.8%、「北海道」69.0%と続いている。一方、自動車など輸送用機械器具製造業が集積する「中部」は 31.3%と使用割合が他地域に比べて低い。所有割合と使用割合には相関が見られなかった。

図表 Ⅱ-36 ：地域別特許使用の割合[36]

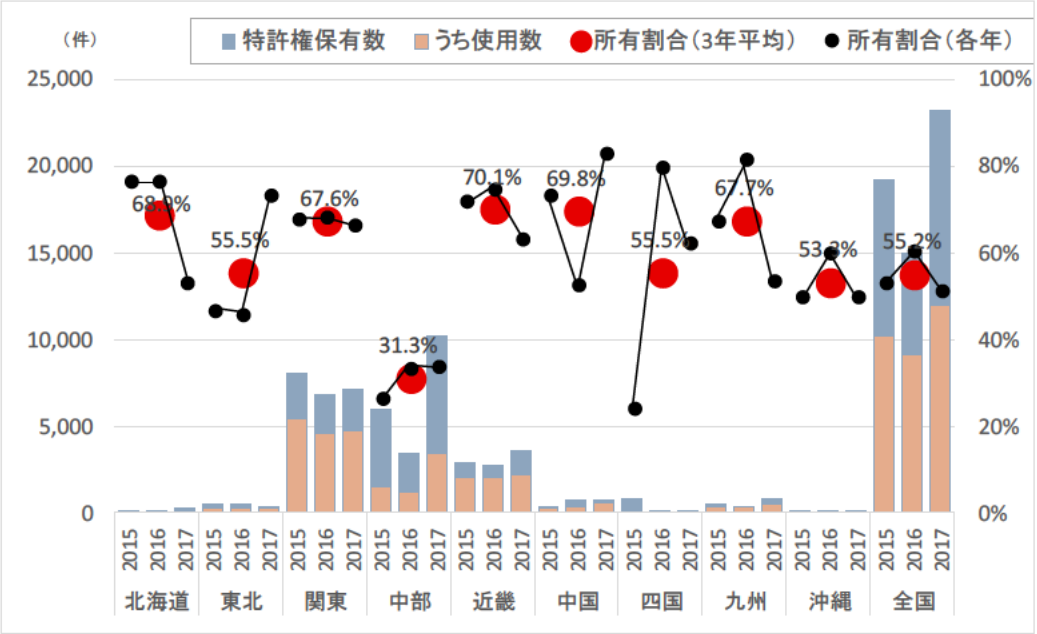

[36] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。

（１７）　特許出願件数と弁理士数の比較（都道府県別）

大企業の特許出願件数と弁理士数を都道府県別に確認すると、いずれも東京都、大阪府、愛知県、神奈川県に集中している。

図表 Ⅱ-37 ：特許出願件数[37]と弁理士数[38]の比較(2018/9/13 時点)

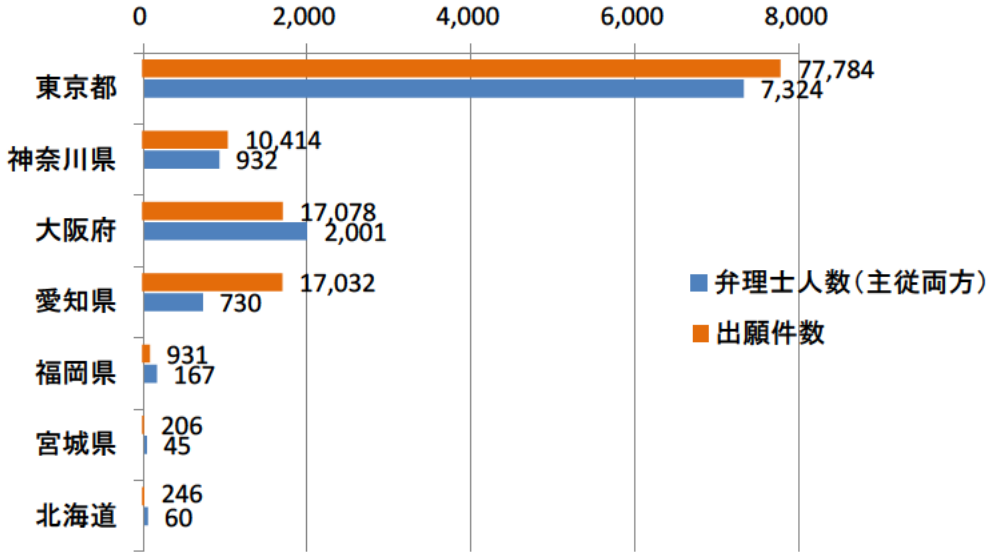

[37] 特許庁「特許行政年次報告書」再編加工

[38] 弁理士数については、2018 年 9 月時点の日本弁理士会ウェブサイト「弁理士ナビ」(http://www.benrishi-navi.com/)の検索機能を活用し、都道府県別の弁理士数をカウントした。

（１８）　特許出願件数と弁理士数の比較（都道府県別）

愛知県の特許出願件数は 17,032 件と、東京・大阪に次いで全国第 3 位であるが、弁理士数は愛知より神奈川の方が多い。

図表 Ⅱ-38 ：特許出願件数と弁理士数の比較（東京、大阪、神奈川以外）（2018/9/13 時点）

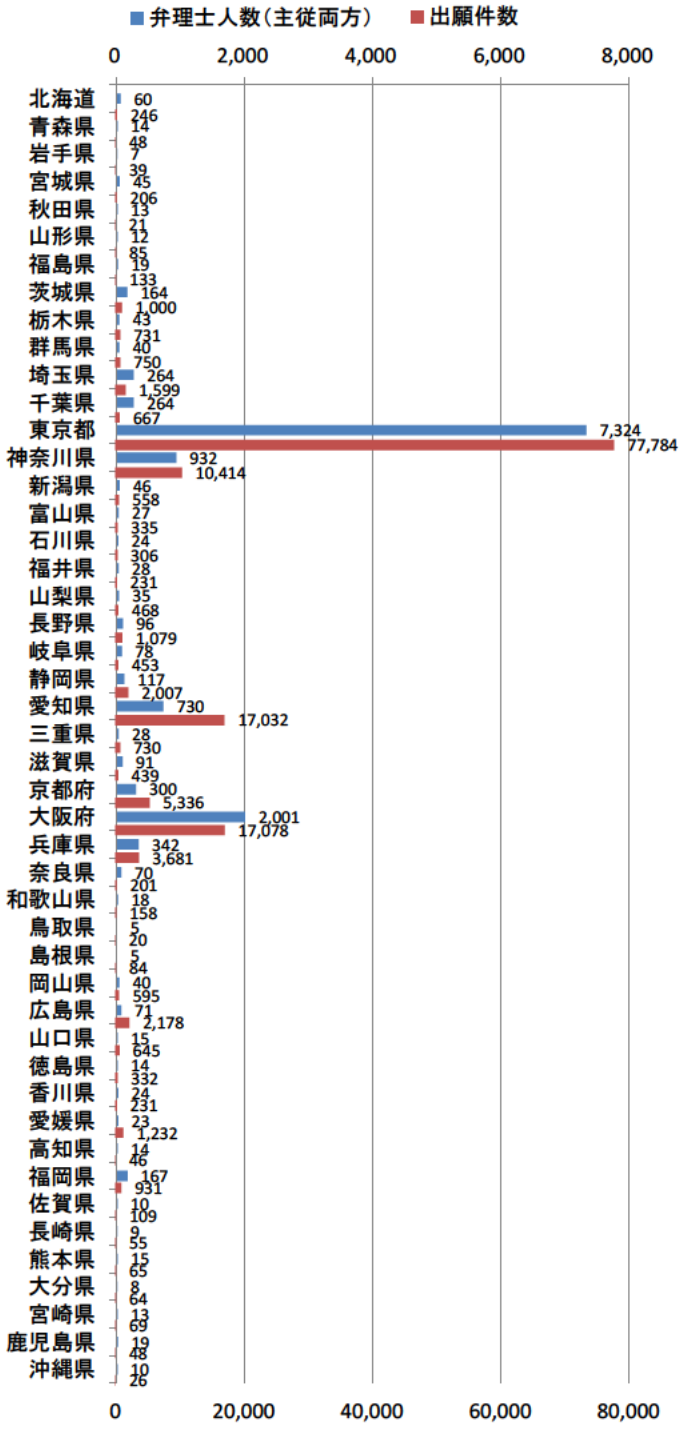

（１９）　特許権所有の有無・活用の有無と総資本営業利益率（中小企業）

中小企業の特許権所有・活用状況と総資本営業利益率をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業が 4.5%、特許権なし企業が 3.6%と特許権を所有する企業の利益率が高い。また、特許権を使用している企業は 4.6%とその活用が利益率に貢献していることがうかがえる。一方、特許権所有の有無と総資本営業利益率を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権なしの企業は業種によらず 3.6%、特許権ありの企業は製造業で 4.5%、非製造業で 3.9%と、特許権を所有する製造業での利益率が高い。

なお、3 カ年分の結果を比較すると、2017 年の調査結果は、2015 ならびに 2016 年の調査結果と比べ、回答企業における業種の内訳が大きく変化したことが、全業種合算における売上高営業利益率の傾向が変化させた要因と考えられる。2017 年調査で売上高が大きくなった一方、利益額（利益率）が大きくなっていない業種としては、特に「I・卸売業」、「J・小売業」、「N・生活関連サービス業，娯楽業」等における特許保有企業の影響で、傾向に変化が生じたと考えられる。なお、製造業・非製造業で比較した場合は、特許権を有する製造業の売上高営業利益率は上昇が続いていることから、業種別での分析が有用と思量する。

図表 Ⅱ-39 ：特許権所有の有無･活用の有無と総資本営業利益率（全体）[39]

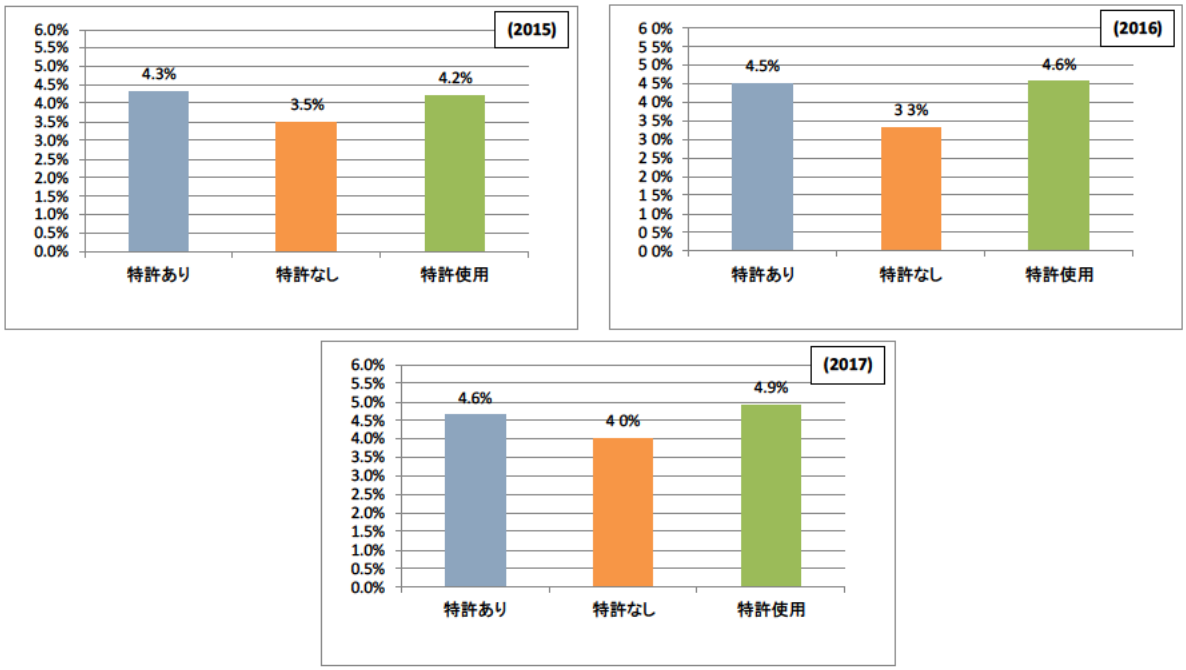

[39] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。

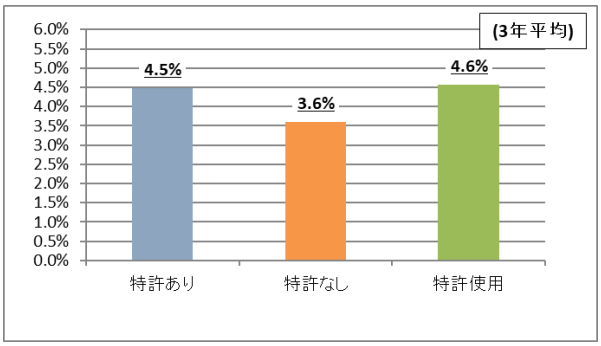

図表 Ⅱ-40 ：特許権所有の有無と総資本営業利益率（製造業・非製造業別）[40]

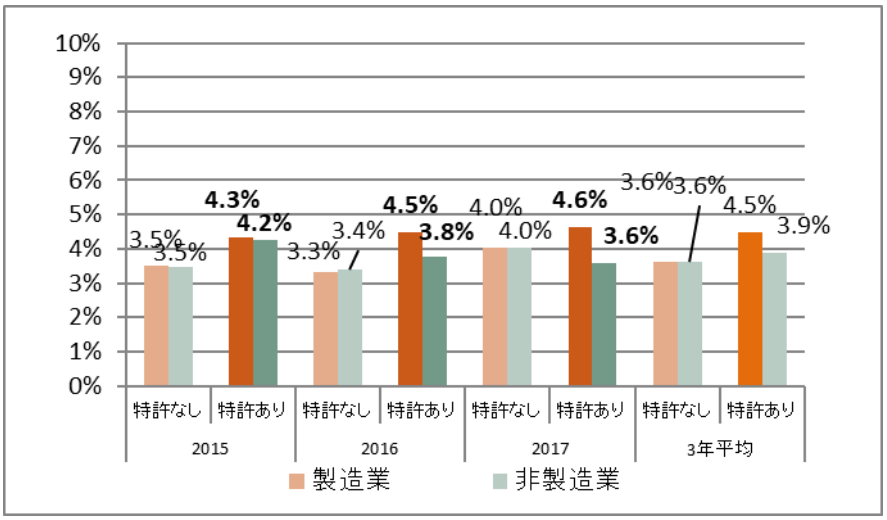

[40] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。

（２０）　特許権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）

中小企業の特許権所有・活用状況と売上高営業利益率をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業が 3.9%、特許権なし企業が 2.8%と特許権を所有する企業の利益率が高い。また、特許権を使用している企業は 3.9%であり、大企業の３年平均 3.6%に比べ、特許所有企業の利益率は高い。一方、特許権所有の有無と売上高営業利益率を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権なしの企業は業種によらず 2.8%、特許権ありの企業は製造業で 5.6%、非製造業で 2.8%と、特許権を所有する製造業での利益率が高い。

図表 Ⅱ-41 ：特許権所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率（中小企業[41]及び大企業[42]）

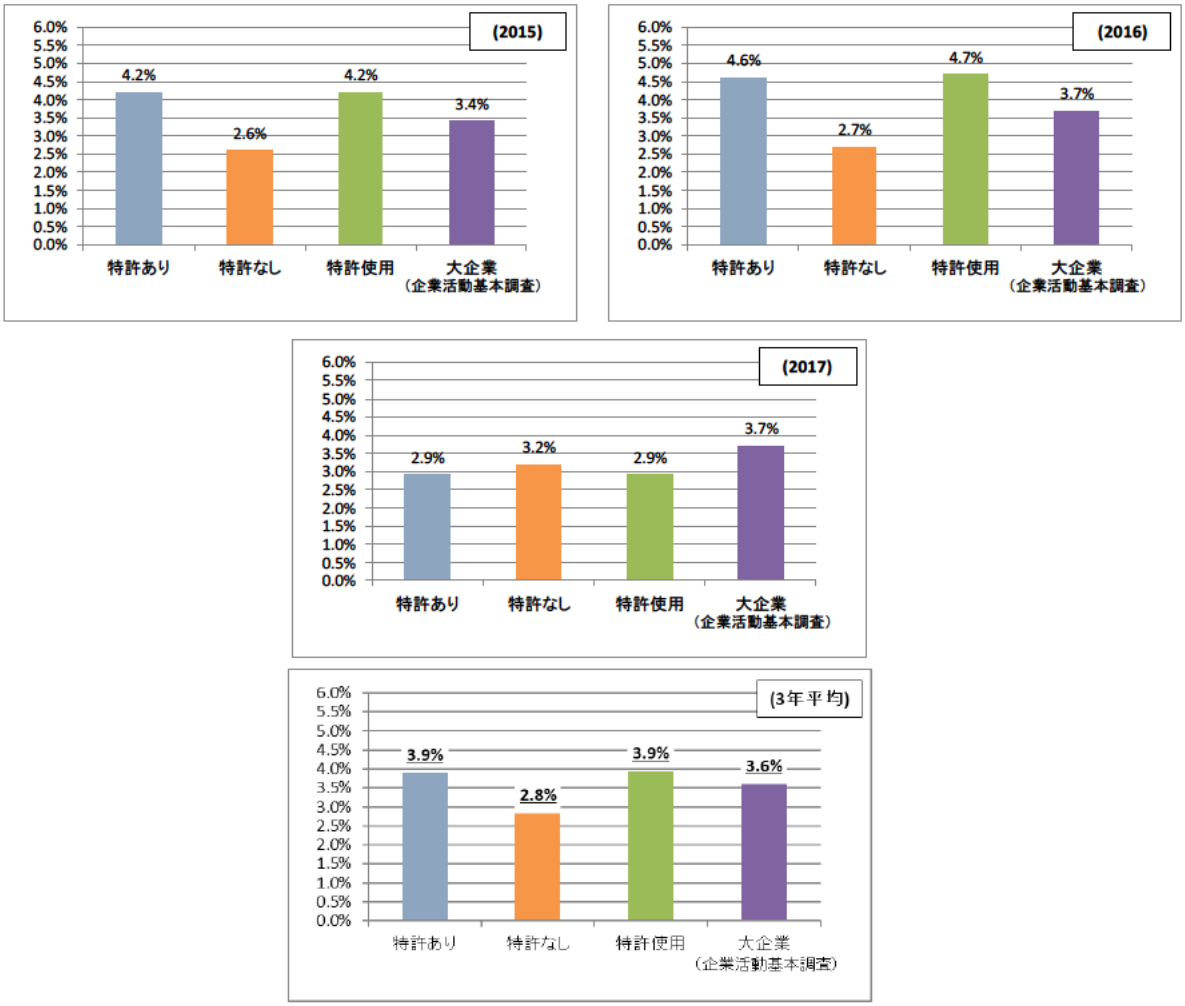

[41] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。
[42] 経済産業省「企業活動基本調査」結果より大企業の数値を抽出

図表 Ⅱ-42 ：知的財産所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率(業種別)[43]

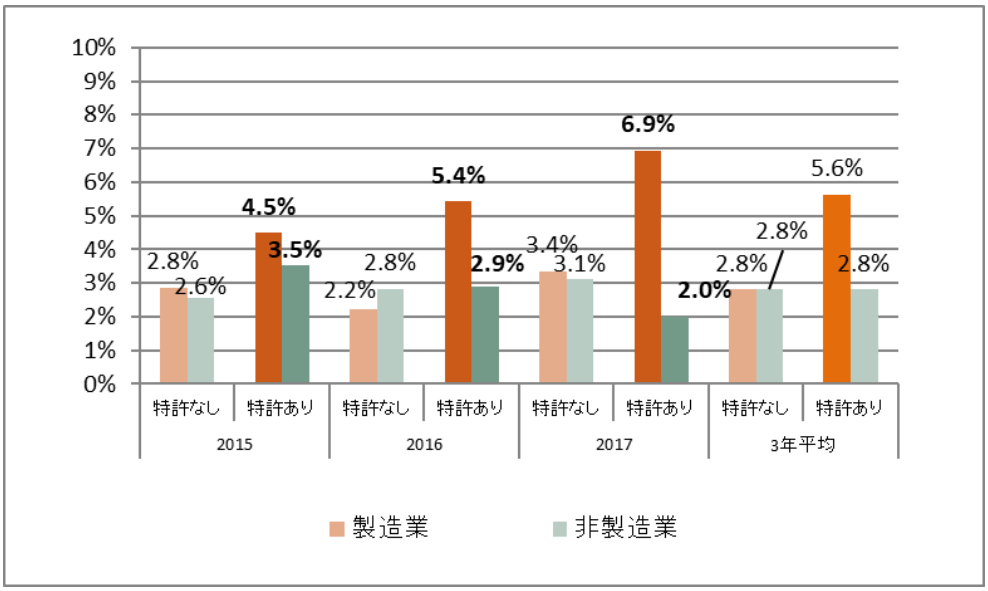

[43] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。

（２１） 大企業：売上高営業利益率（業種別・製造業中分類別）

企業活動基本調査によると、2015 年度から 2017 年度の３年平均で、大企業における売上高営業利益率は全産業で 3.6%、製造業で 4.7%である。中小企業の特許所有会社の売上高営業利益率は 3.9%であり、大企業における売上高営業利益率を若干上回っている。

業種別では、「鉱業・採石業・砂利採取業」が 25.8%と最も高く、製造業を中分類別でみると、「ゴム製品製造業」の売上高営業利益率が 10.9%と最も高い。

図表 Ⅱ-43 ：大企業:業種別 売上高営業利益率[44]

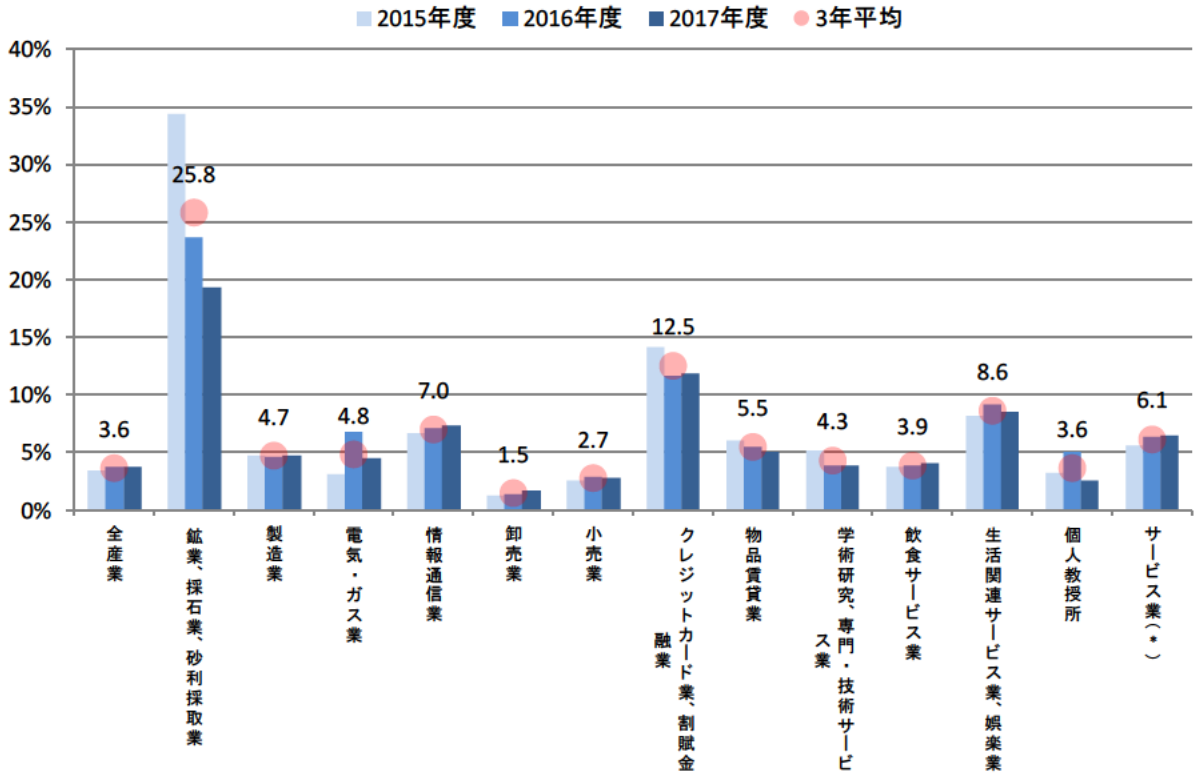

[44] 経済産業省「企業活動基本調査速報－付表 5」を再編加工

図表 Ⅱ-44 ：大企業：製造業中分類別 売上高営業利益率[45]

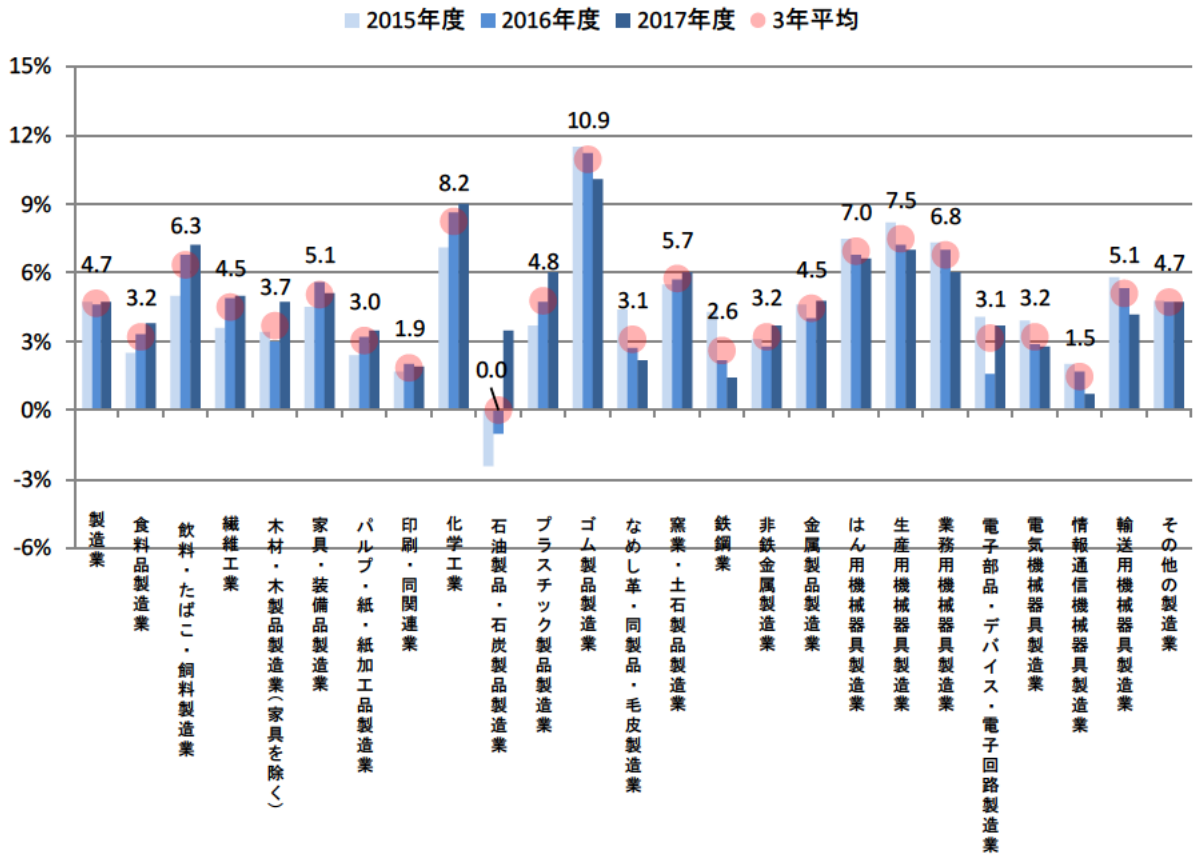

[45] 経済産業省「企業活動基本調査速報－付表 5」再編加工

（２２）　特許権所有の有無と従業員一人当たり営業利益額（中小企業）

中小企業の特許権所有・活用状況と従業員一人あたり営業利益をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業が 1,395.7 千円、特許権なし企業が 788.7 千円と特許権を所有する企業の利益が大きい。また、特許権を使用している企業は 1,238.3 千円である。一方、特許権所有の有無と従業員一人あたり営業利益を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権なしの企業は製造業で 768.7 千円、非製造業で 794.3 千円と、非製造業の利益が大きい。特許権ありの企業では、製造業で 1,800.3 千円、非製造業で 1,066.3 千円であり、製造業での利益が大きい。

図表 Ⅱ-45 ：特許権所有の有無と従業員一人当たり営業利益額（全体）[46]

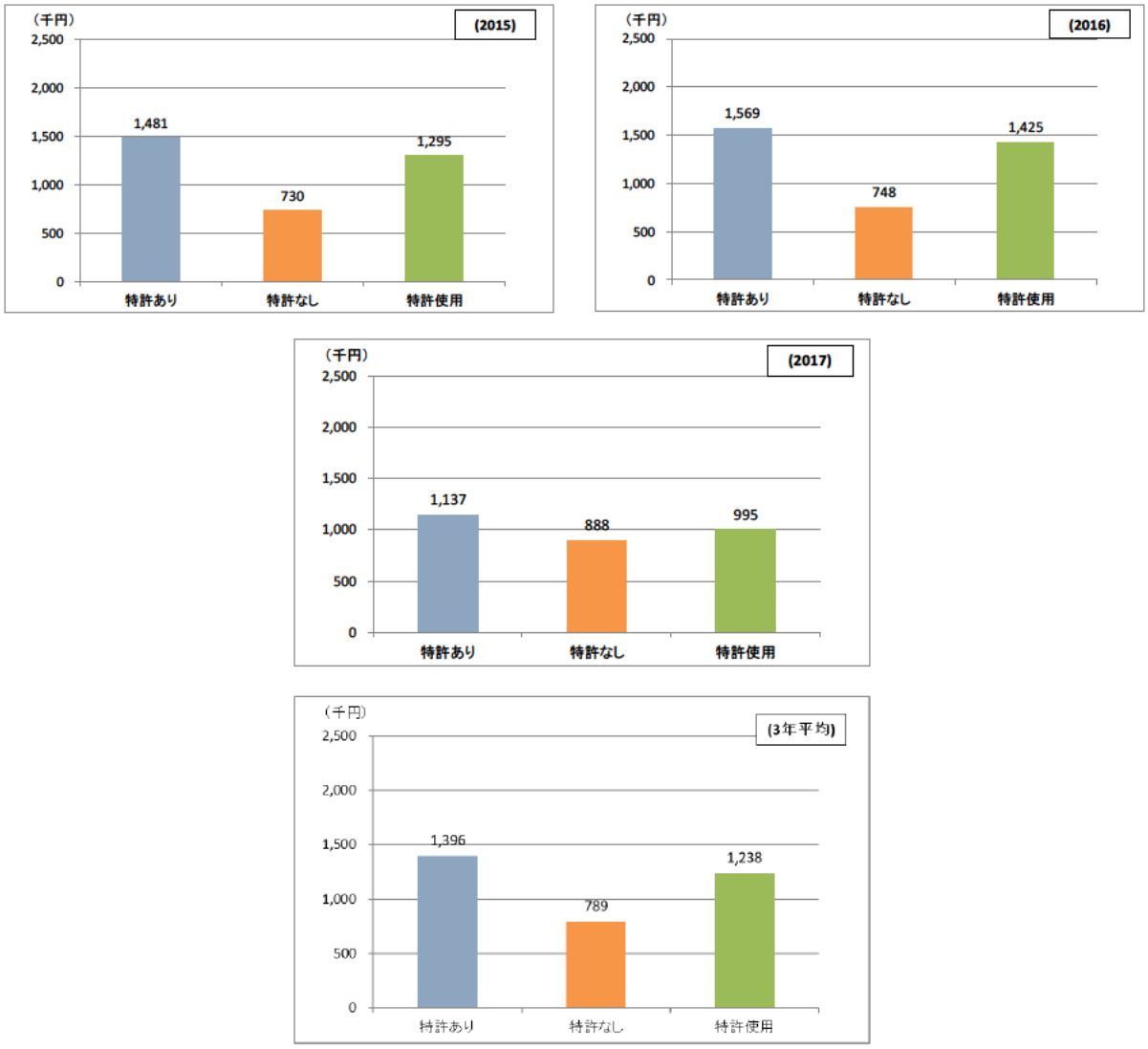

[46] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

図表 Ⅱ-46 ：特許権所有の有無と従業員一人当たり営業利益（製造業・非製造業）[47]

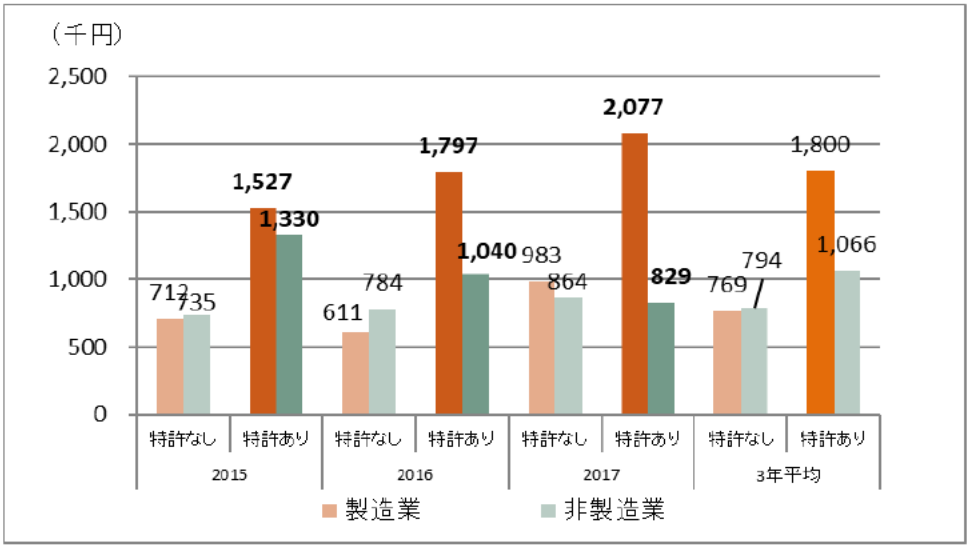

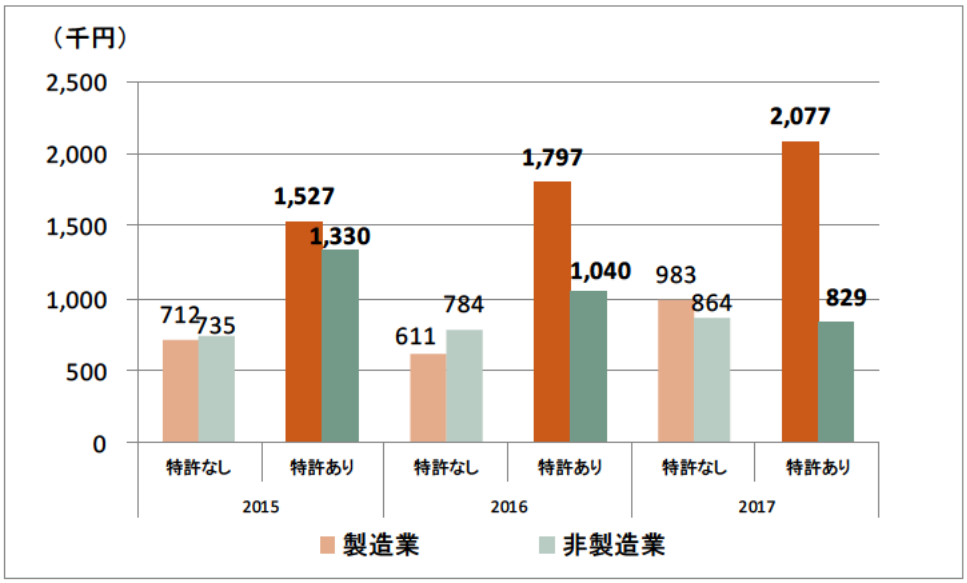

[47] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（２３） 特許権の有無と付加価値比率[48] [49]（中小企業）

中小企業の特許権所有・活用状況と付加価値比率をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業、特許権使用企業で 15.8%、特許権なし企業で 17.0%と、特許権なし企業の付加価値比率が高い。一方、特許権所有の有無と付加価値比率を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権なしの企業は製造業で 14.3%、非製造業で 17.7%、特許権ありの企業では、製造業で 17.1%、非製造業で 15.5%と、特許の有無で製造業、非製造業の比率多寡が異なっている。

図表 Ⅱ-47 ：特許権の有無と付加価値比率（全体）[50]

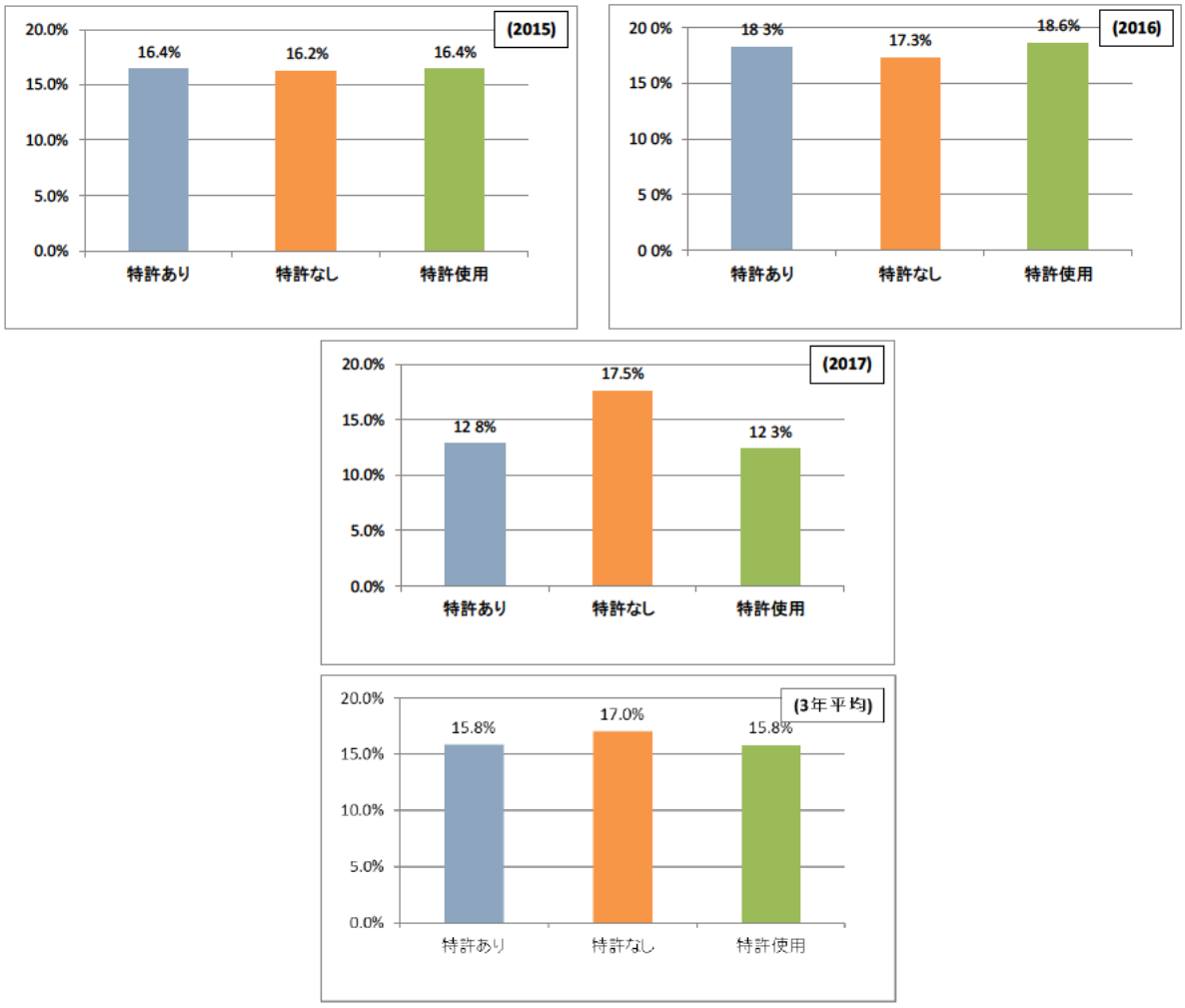

[48] 付加価値比率＝（付加価値額÷売上高）×100。付加価値額＝労務費＋売上原価の減価償却費＋人件費＋地代家賃＋販売費及び一般管理費の減価償却費＋従業員教育費＋租税公課＋支払利息･割引料＋経常利益

[49] 本集計では、拡大推計の処理を実施していないため、中小企業実態基本調査における同値とは乖離があることに注意されたい。

[50] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

図表 Ⅱ-48 ：特許権の有無と付加価値比率（製造業・非製造業）[51]

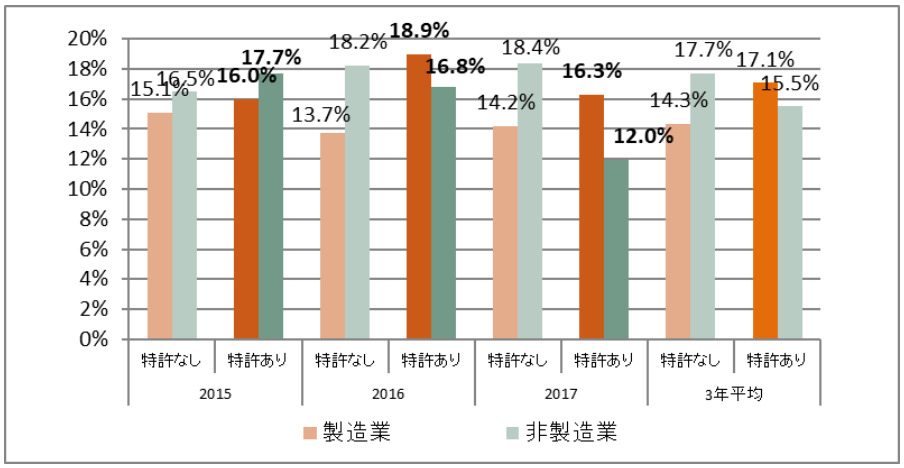

[51] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（２４）　特許権の有無と自己資本比率（中小企業）

中小企業の特許権所有･活用状況と自己資本比率をみると､2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業で 49.0%、特許権なし企業で 40.2%と特許権のある企業の比率が高い。なお、特許権を使用する企業の比率は 50.2%である、一方、特許権所有の有無と付加価値比率を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権なしの企業は製造業で 42.9%、非製造業で 39.5%、特許権ありの企業では、製造業で 53.0%、非製造業で 44.9%と、製造業の特許あり企業の自己資本比率が高い。

図表 Ⅱ-49 ：特許権の有無と自己資本比率(全体)[52]

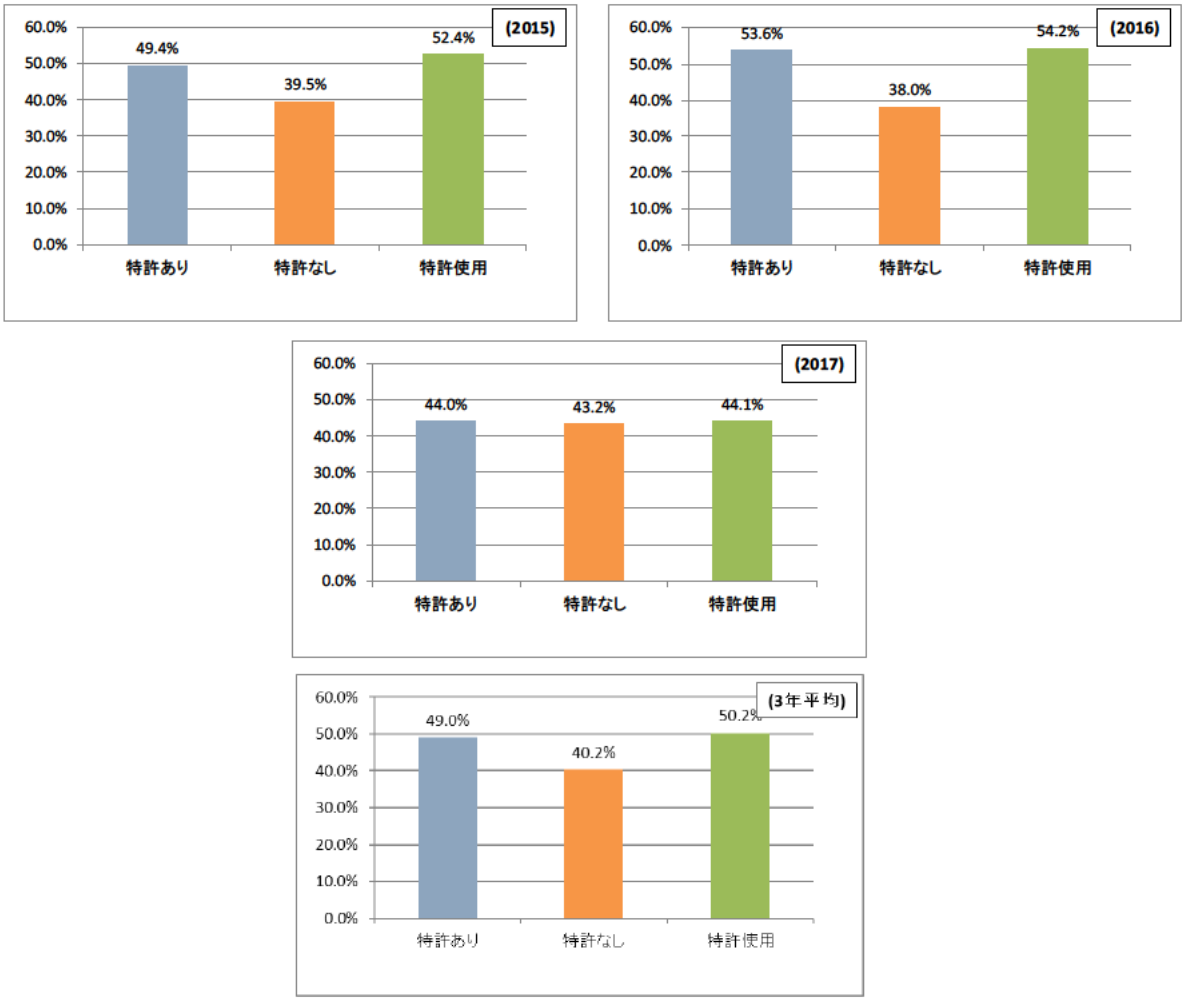

[52] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

図表 Ⅱ-50 ：特許権の有無と自己資本比率（製造業・非製造業）[53]

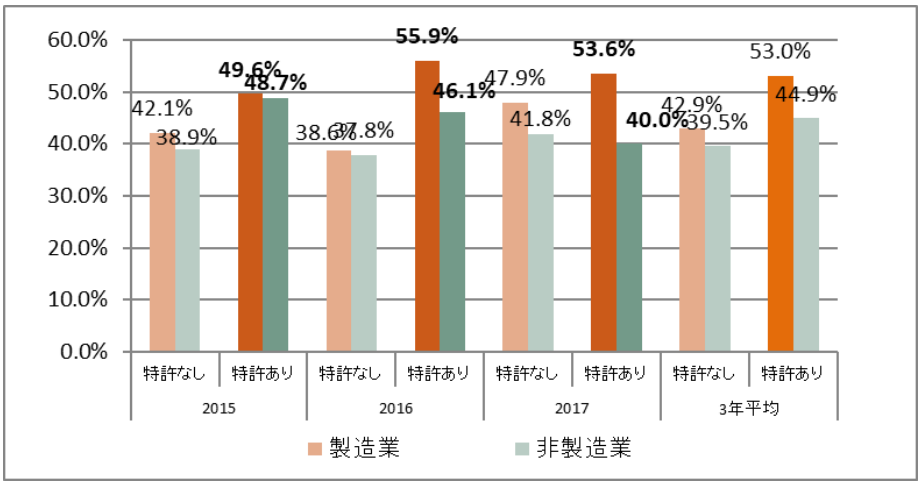

[53] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（２５）　大企業：自己資本比率（業種別・製造業中分類別）

企業活動基本調査によると、2015 年から 2017 年の 3 年平均で、大企業における自己資本比率は全産業 40.7%、製造業で 49.3%である。前述のように、中小企業の特許権所有会社の自己資本比率は 49.0%であり、大企業の自己資本比率を上回っている。

なお、製造業を中分類別でみると、「その他の製造業」64.8%が最も高く、次いで「ゴム製品製造業」58.8%となっている。

図表 Ⅱ-51 ：大企業：業種別 自己資本比率[54]

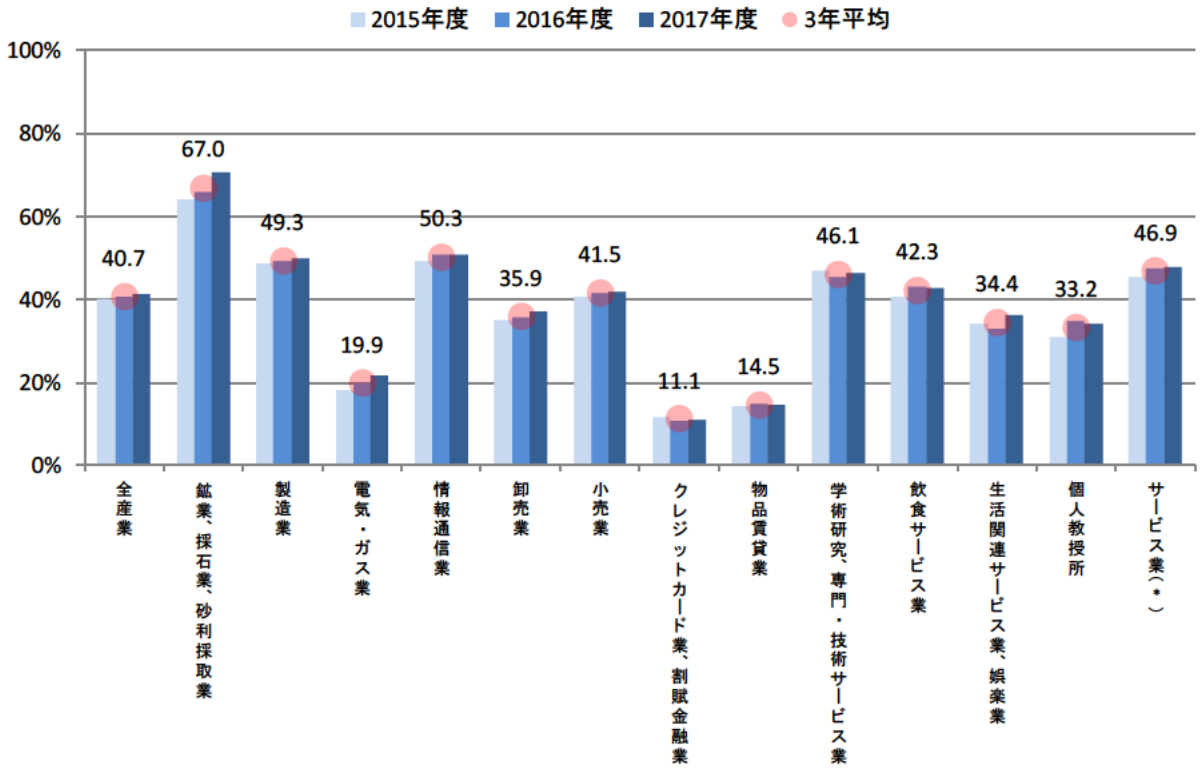

[54] 経済産業省「企業活動基本調査速報－付表 6」を再編加工

図表 Ⅱ-52 ：大企業：製造業中分類別 自己資本比率[55]

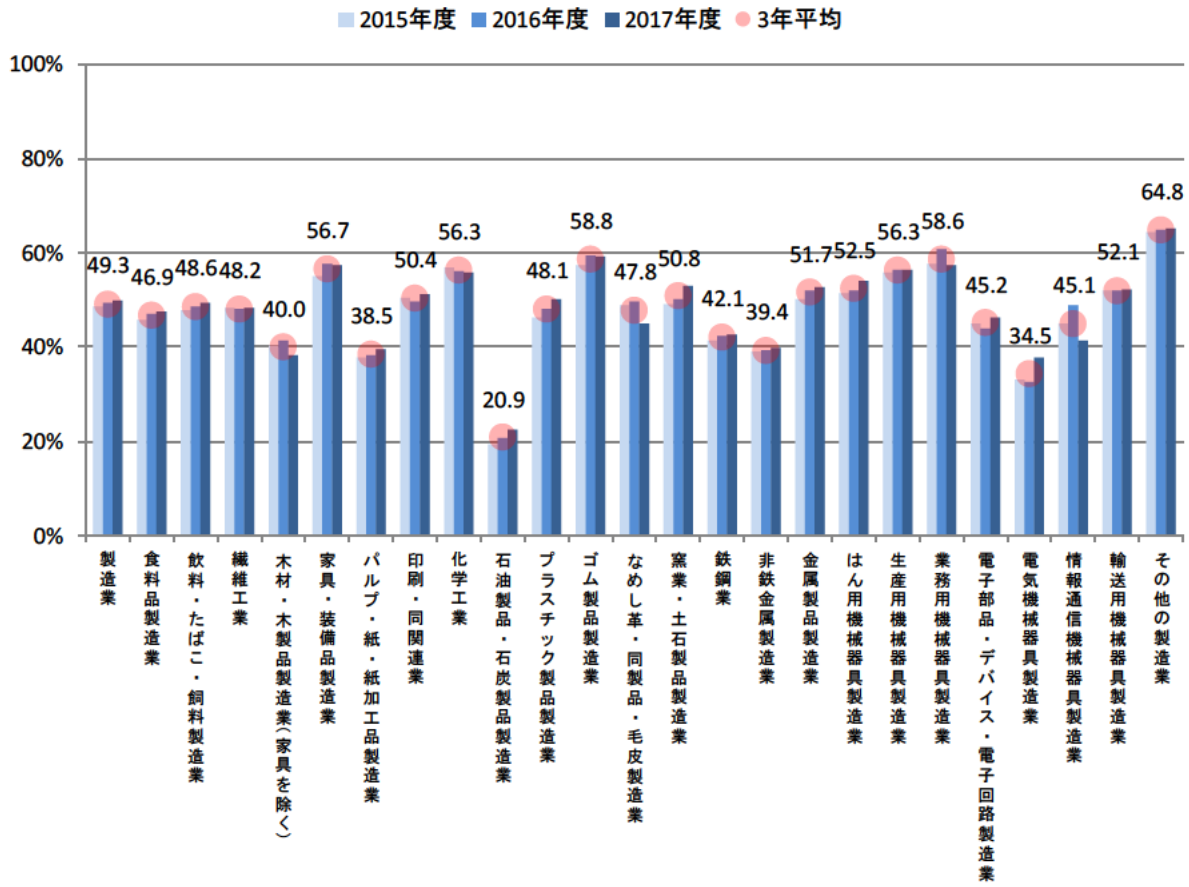

[55] 経済産業省「企業活動基本調査速報－付表 6」を再編加工

（２６）　特許権の有無と売上高研究開発費率（中小企業）

中小企業の特許権所有状況と売上高研究開費率をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業で 1.94%、特許権なし企業で 0.06%と特許権のある企業の比率が高い。一方、特許権所有の有無と付加価値比率を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年間で、特許権ありの製造業の比率が高く、増加傾向にあり、３年平均で 2.8%となっている。

図表 Ⅱ-53 ：特許権の有無と売上高研究開発費率（全体）[56]

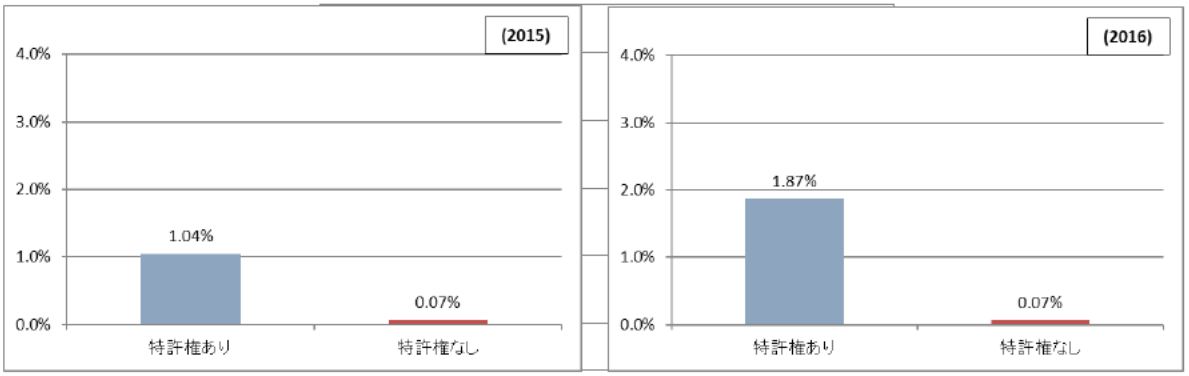

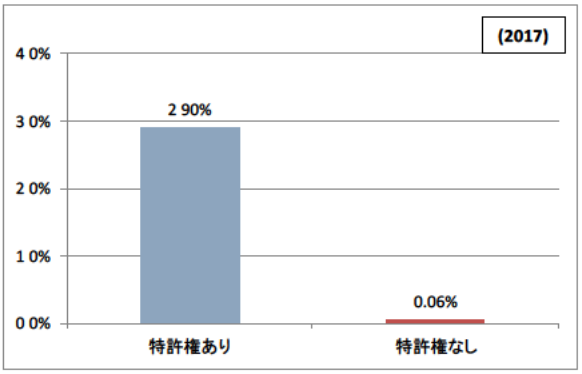

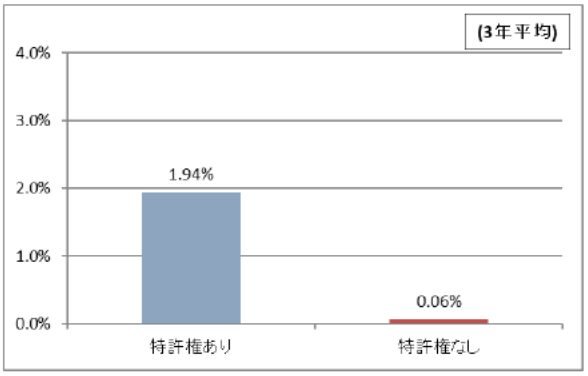

[56] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

図表 Ⅱ-54 ：特許権の有無と売上高研究開発費率（製造業・非製造業）[57]

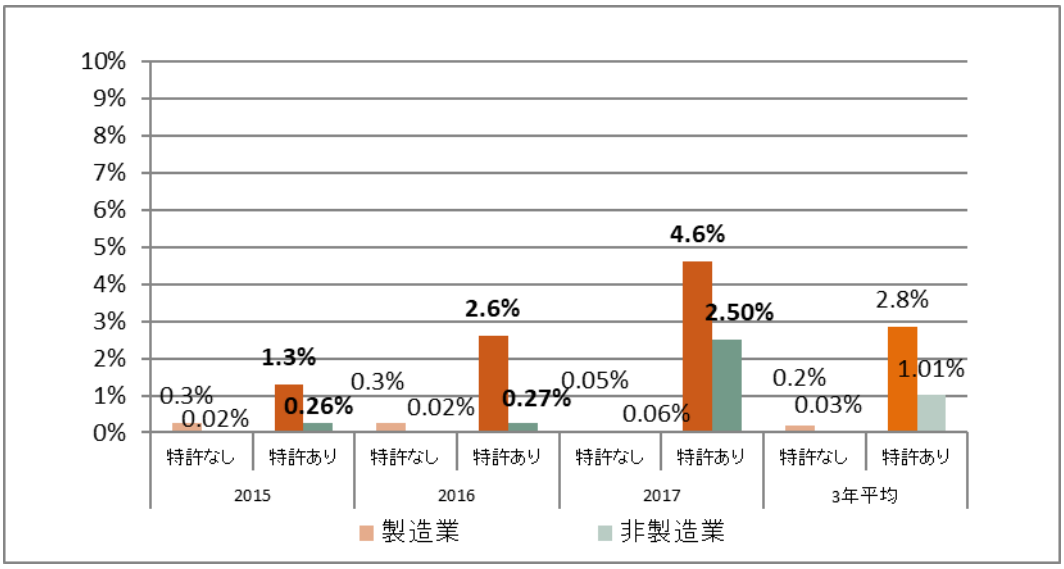

[57] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（２７） 大企業：売上高研究開発費率（業種別・製造業中分類別）

企業活動基本調査によると、2015 年から 2017 年の 3 年平均で大企業における売上高研究開発費率は全産業で 4.1%、製造業で 4.9%である。学術研究、専門・技術サービス業が 17.9%と最も高い。前述のように、中小企業の特許権所有会社の売上高研究開発費率は 1.9%で、大企業における売上高研究開発費率とは差がある。

製造業を中分類別でみると、業務用機械器具製造業が 10.0%で最も高く、次いで化学工業 7.6%となっている。

図表 Ⅱ-55 ：大企業：業種別 売上高研究開発費率[58]

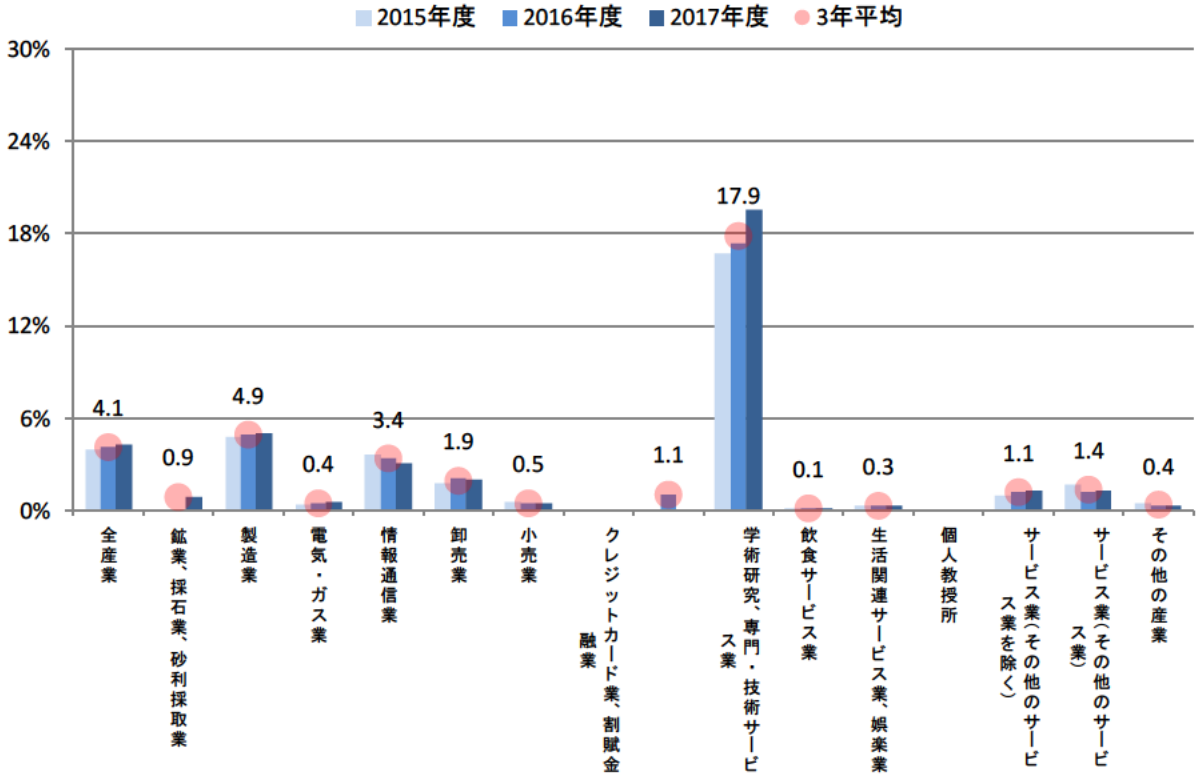

[58] 経済産業省「企業活動基本調査 第 1 巻第 10 表」を再編加工

図表 Ⅱ-56 ：大企業製造業中分類別 売上高研究開発費率[59]

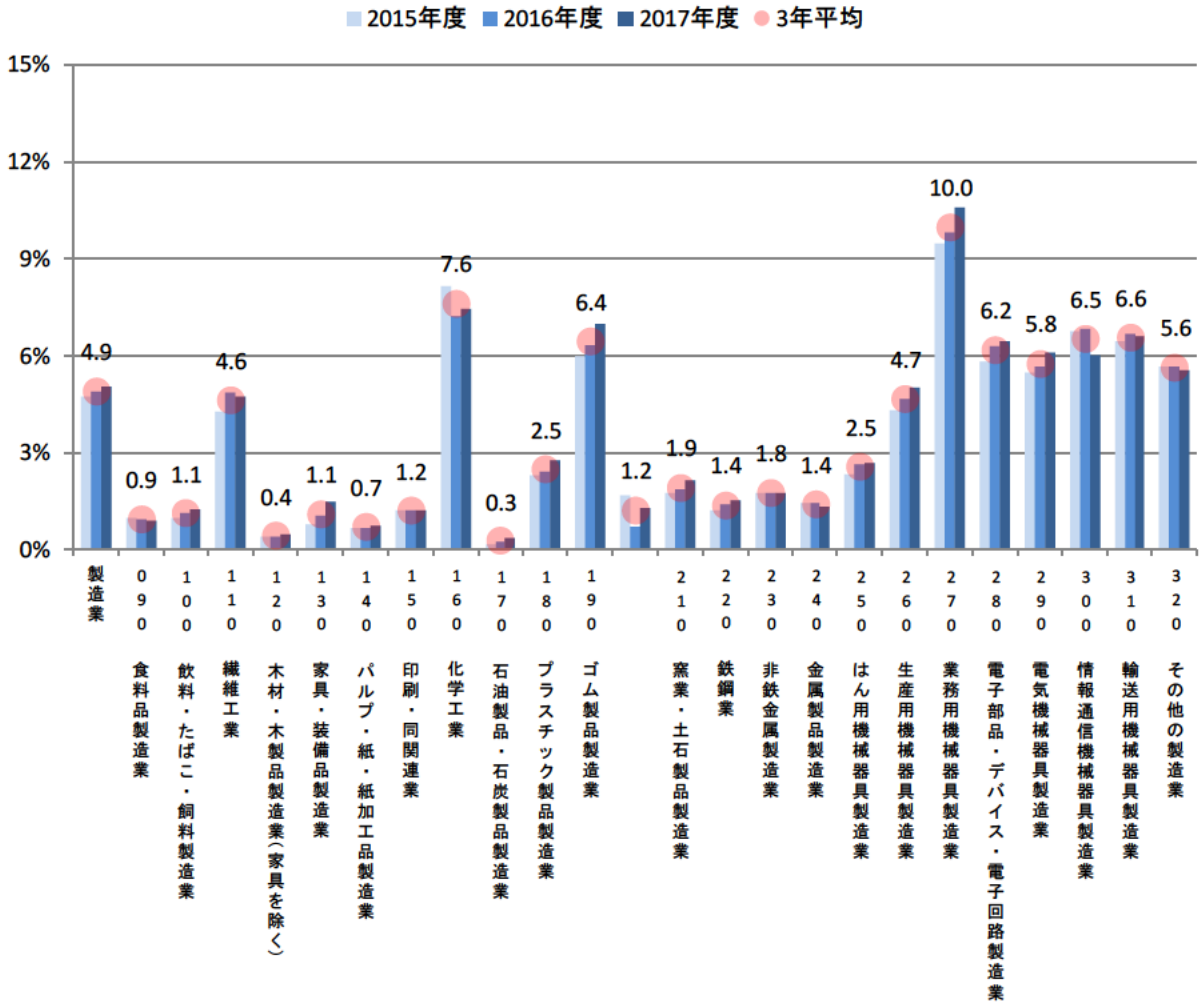

[59] 経済産業省「企業活動基本調査 第 1 巻第 10 表」を再編加工

（２８）　海外展開状況別特許権所有割合

海外展開している企業としていない企業の特許権所有割合をみると、2017 年で海外展開している企業は 27.8%に対し、海外展開していない企業は 2.4%に留まり、差は明らかである。

図表 Ⅱ-57 ：海外展開有無別の特許権所有割合[60]

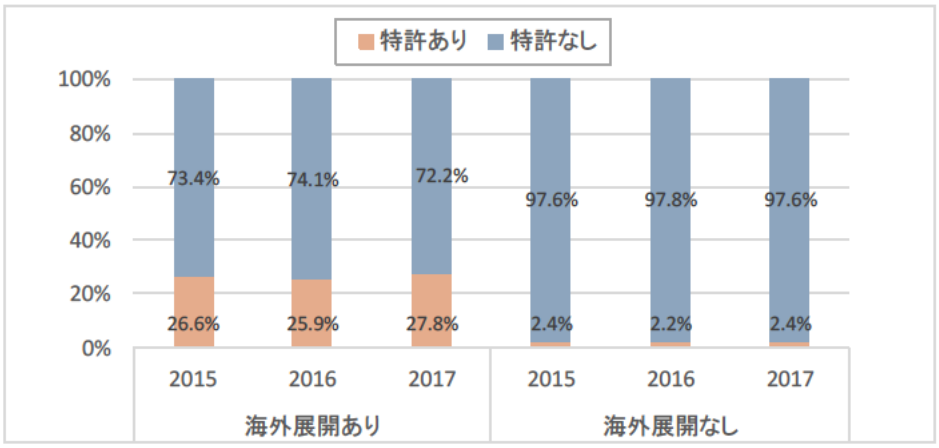

（２９）　海外展開有無別 1 社あたりの特許権所有件数比較

「平成２９年中小企業実態基本調査」から海外展開の状況を確認すると、2017 年の海外展開している企業の 1 社あたり特許権所有件数は 13.8 件/社であるが、海外展開していない企業の 1 社あたり特許権所有件数は 0.2 件/社であり、大きな差となっている。

図表 Ⅱ-58 ：海外展開有無別 1 社あたりの特許権所有件数[61]

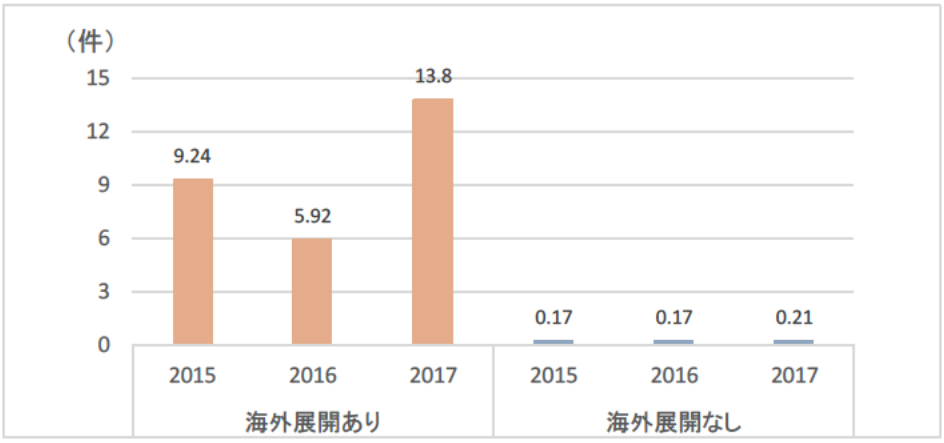

[60] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。
[61] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（３０） 知的財産権所有の有無と１企業当たりの海外子会社保有数の関係

中小企業実態基本調査に基づき、1 企業あたりの海外子会社保有数を海外進出のベンチマークとして考え、知的財産権所有の有無との関係で比較を行った。

2017 年では、特許権を保有する中小企業の 1 企業あたり海外子会社保有数は 0.40 社で、特許を保有していない会社の 0.02 社を大きく上回る。製造業と非製造業をみると製造業が 0.35 社と非製造業の 0.27 社を上回る。

図表 Ⅱ-59 ：特許権所有の有無と１企業当たりの海外子会社保有数の関係（全体）[62]

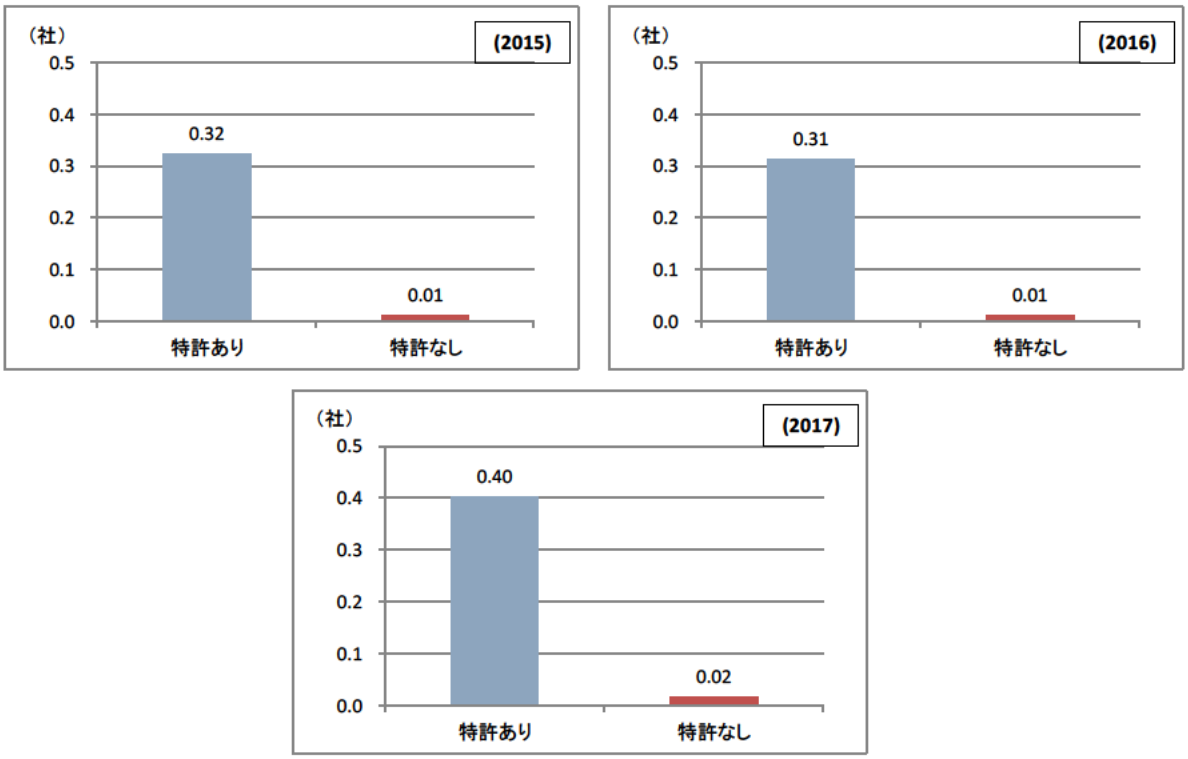

図表 Ⅱ-60 ：知的財産所有の有無と１企業当たりの海外子会社保有数の関係（業種別）[63]

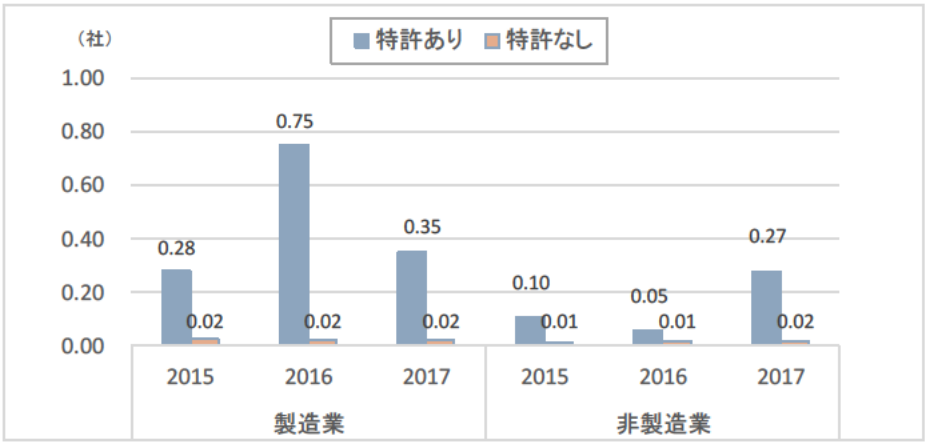

[62] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。
[63] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（３１）　大企業業種別企業１社あたり海外子会社保有数

企業活動基本調査によると、2015 年から 2017 年の３年平均での、大企業における１社あたりの海外子会社保有数は、全産業で 7.8 社、製造業では 8.0 社である。電気・ガス業の 28.1 社が最も多い。

製造業を中分類別でみると、「情報通信機械器具製造業」が 36.2 社と最も多く、次いで、「業務用機械器具製造業」13.2 社、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」13.0 社と続く。

図表 Ⅱ-61 ：大企業業種別 海外の１企業当たりの子会社保有数[64]

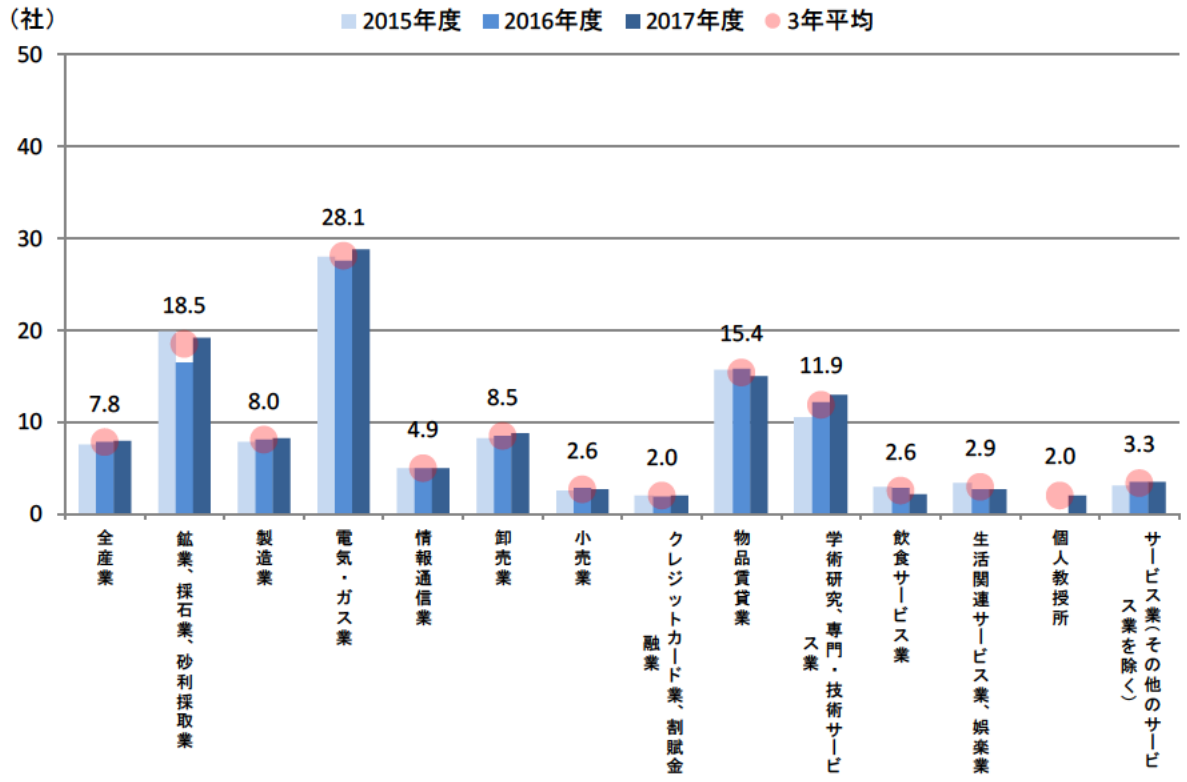

[64] 経済産業省「企業活動基本調査速報－第 11 表」を再編加工

図表 Ⅱ-62 ：大企業業種別 海外の 1 企業当たりの子会社保有数[65]

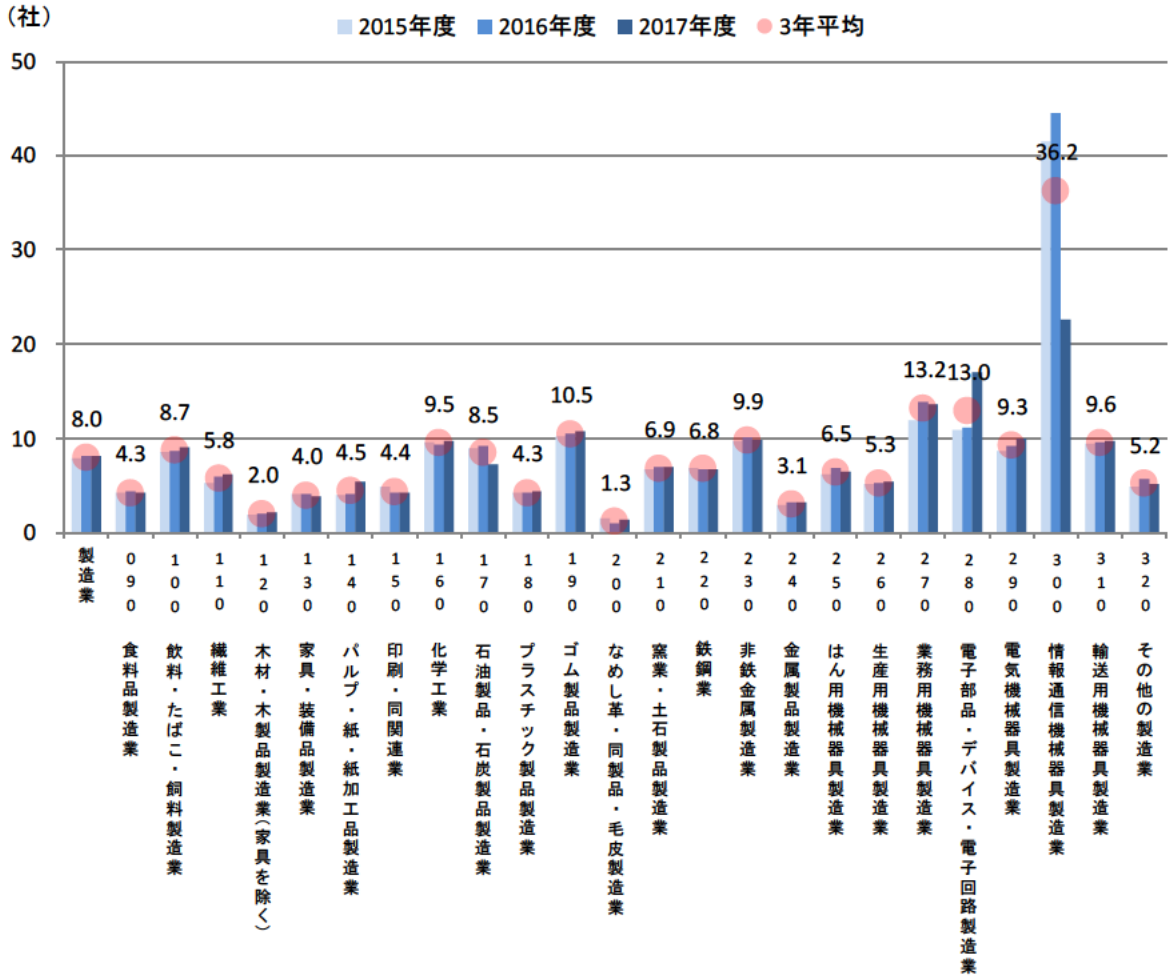

[65] 経済産業省「企業活動基本調査速報－第 11 表」を再編加工

３． 企業規模・業種等による比較・分析結果

（１） （再掲）特許権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）

中小企業の特許権所有・活用状況と売上高営業利益率をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業が 3.9%、特許権なし企業が 2.8%と特許権を所有する企業の利益率が高い。また、特許権を使用している企業は 3.9%であり、大企業の３年平均 3.6%に比べ、特許所有企業の利益率は高い。一方、特許権所有の有無と売上高営業利益率を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権なしの企業は業種によらず 2.8%、特許権ありの企業は製造業で 5.6%、非製造業で 2.8%と、特許権を所有する製造業での利益率が高い。

（再掲） 特許権所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率(全体及び大企業)

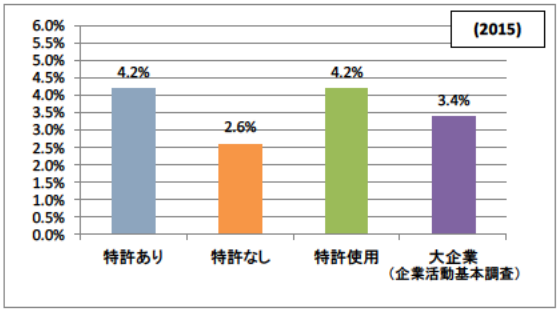

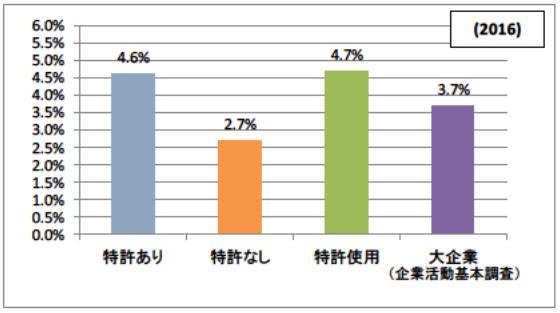

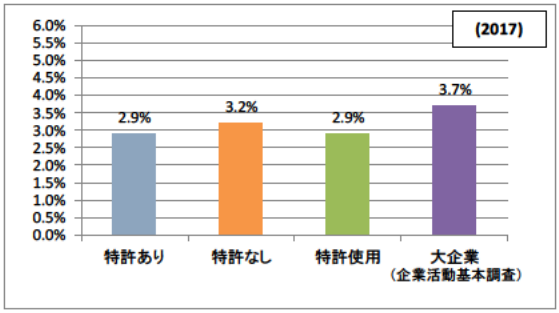

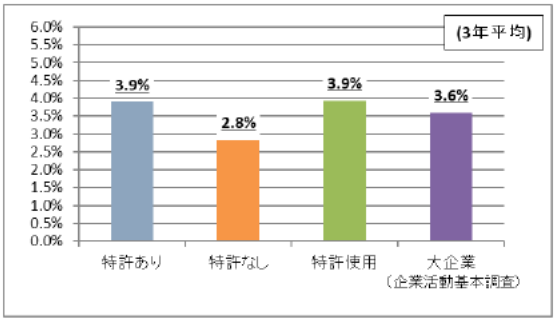

（再掲） 特許権所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率（製造業･非製造業別）

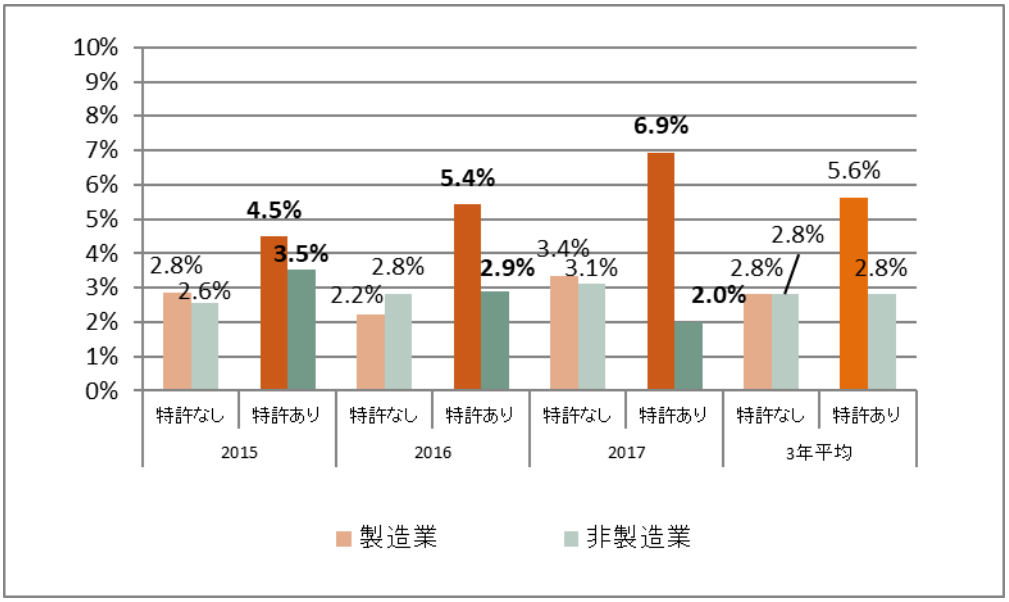

（２） （再掲）特許権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）

中小企業の特許権所有・活用状況と従業員一人あたり営業利益をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権あり企業が 1,395.7 千円、特許権なし企業が 788.7 千円と特許権を所有する企業の利益が大きい。また、特許権を使用している企業は 1,238.3 千円である。一方、特許権所有の有無と従業員一人あたり営業利益を製造業、非製造業でみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、特許権なしの企業は製造業で 768.7 千円、非製造業で 794.3 千円と、非製造業の利益が大きい。特許権ありの企業では、製造業で 1,800.3 千円、非製造業で 1,066.3 千円であり、製造業での利益が大きい。

図表 Ⅱ-63 ：特許権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額[66]

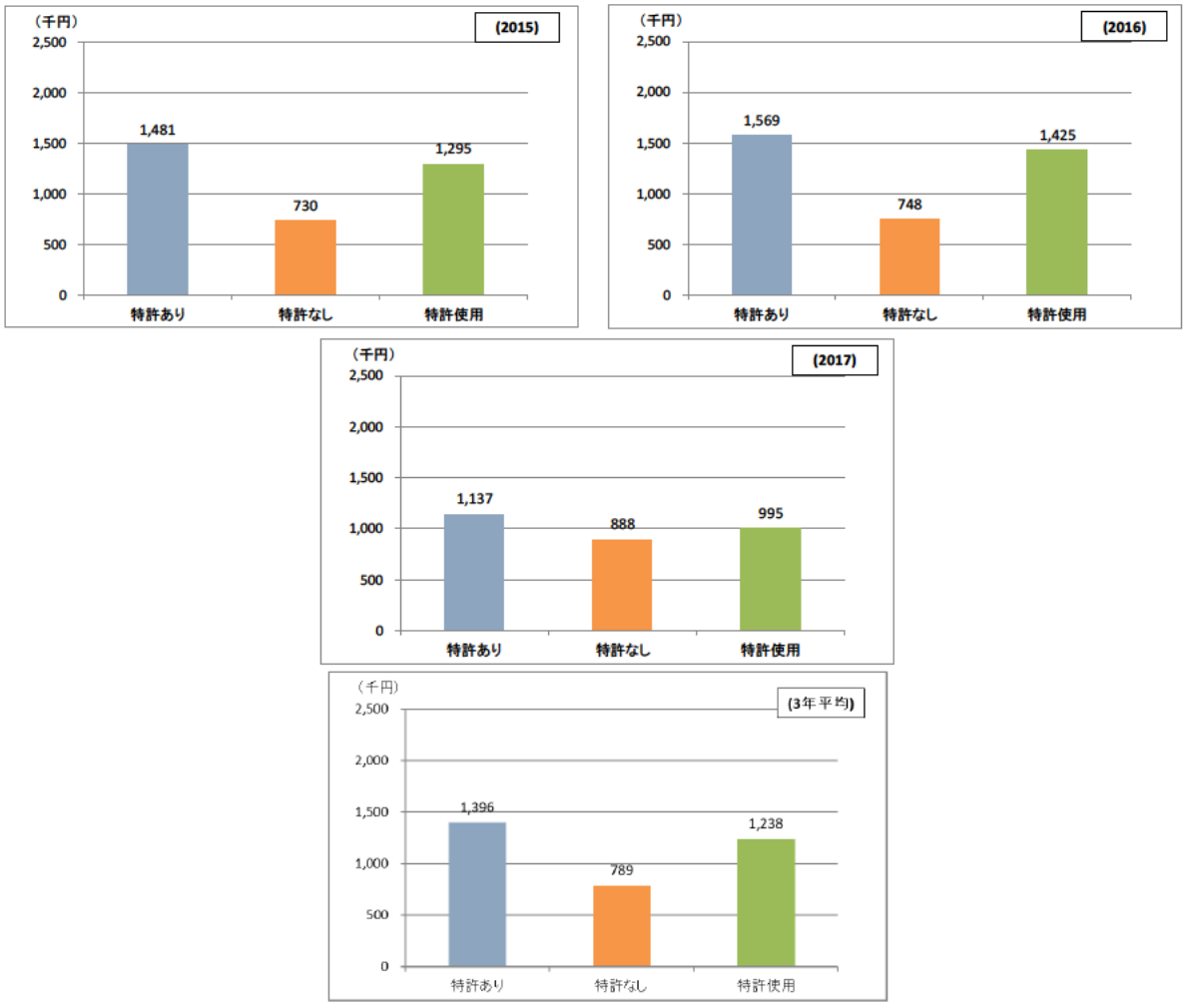

66 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（３） 実用新案権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）

中小企業の実用新案権所有・活用状況と売上高営業利益率をみると、2015 年から 2017 年の 3 年平均で、実用新案権あり企業が 4.3%、実用新案権なし企業が 2.9%と実用新案権を所有する企業の利益率が高い。また、実用新案権を使用している企業の利益率は 4.5%であり、大企業の利益率 3.6%に比べ、実用新案権所有企業の利益率は高い。

図表 Ⅱ-64 ：実用新案権所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率（全体及び大企業）[67]

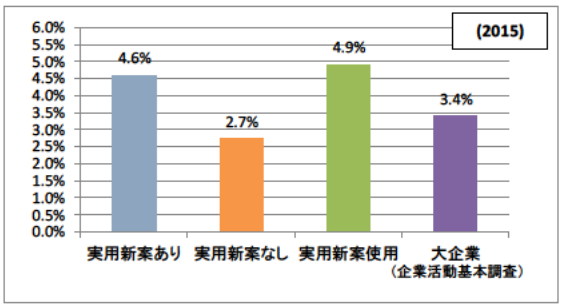

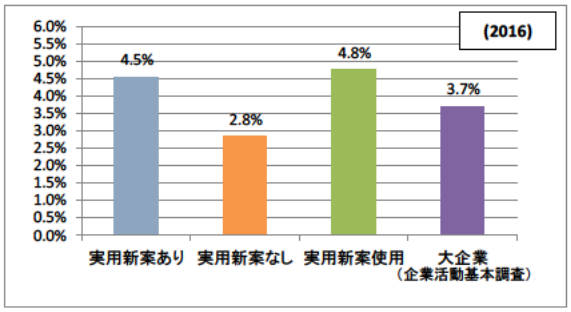

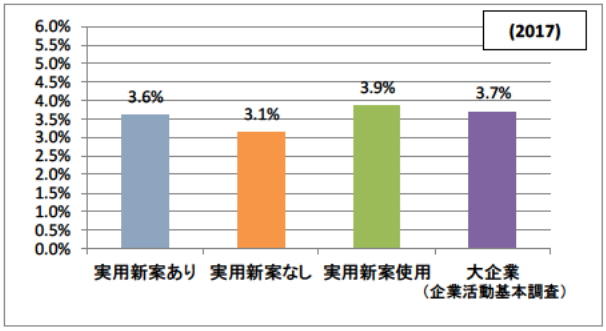

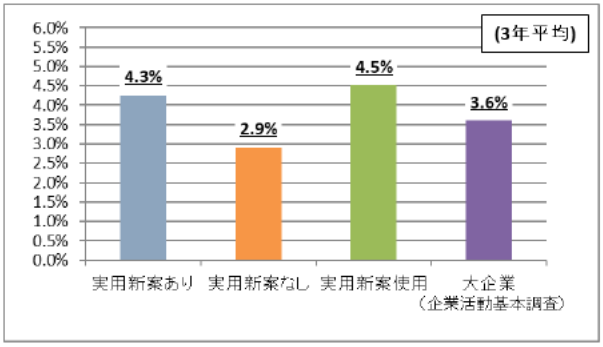

[67] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（４） 実用新案権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）

中小企業の実用新案権所有・活用状況と従業員一人あたり営業利益をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、実用新案権あり企業が 1,188.7 千円、実用新案権なし企業が 828.7 千円と実用新案権を所有する企業の利益が大きい。また、実用新案権を使用している企業は 370.3 千円であり、実用新案権なし企業よりも利益が低い。

図表 Ⅱ-65 ：実用新案権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額[68]

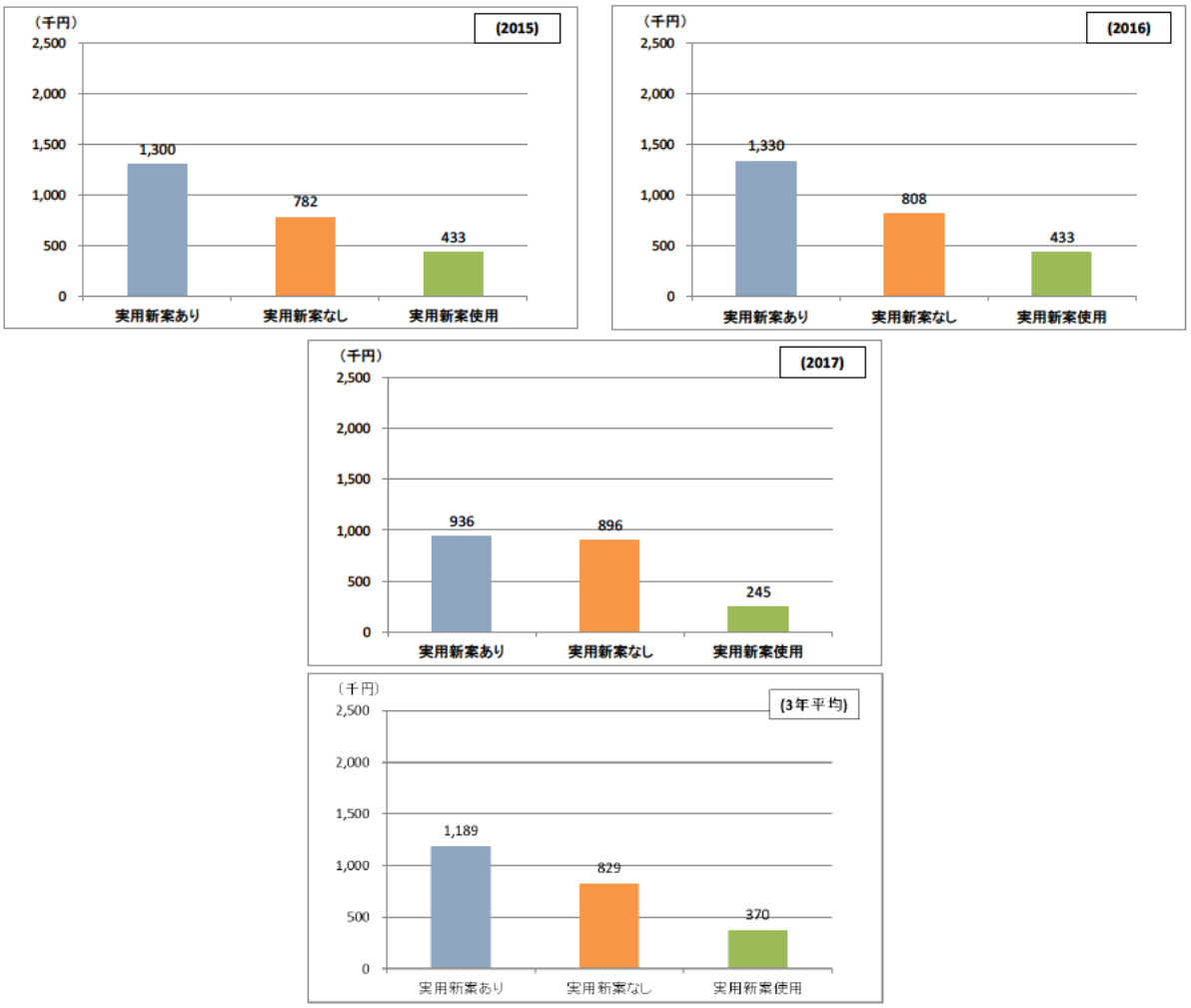

[68] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（５） 意匠権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）

中小企業の意匠権所有・活用状況と売上高営業利益率をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、意匠権あり企業が 4.5%、意匠権なし企業が 2.9%と意匠権を所有する企業の利益率が高い。また、意匠権を使用している企業の利益率は 4.7%であり、大企業の利益率 3.6%に比べ、意匠権所有企業の利益率は高い。

図表 Ⅱ-66 ：意匠権所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率（全体及び大企業）[69]

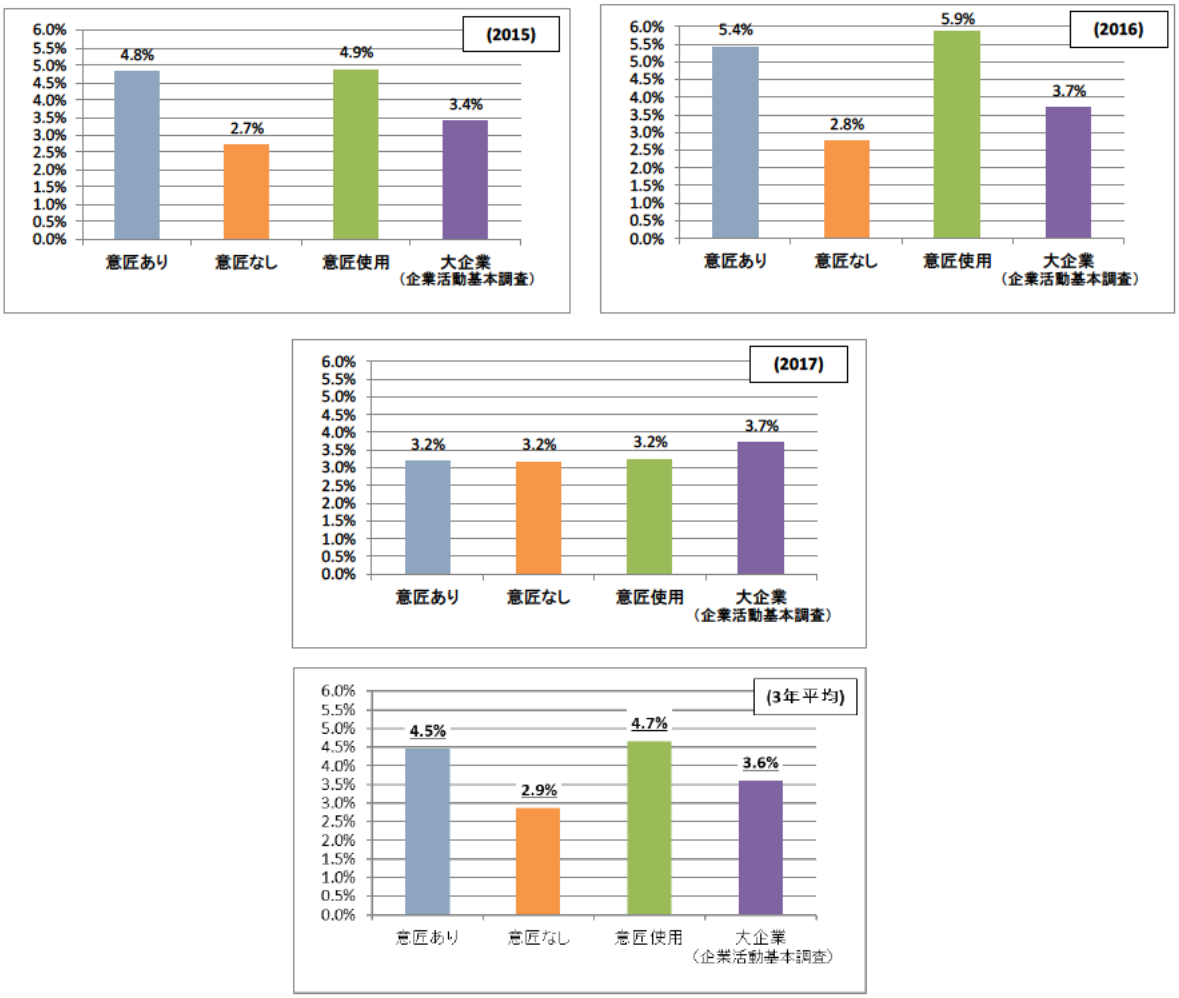

[69] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（６） 意匠権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）

中小企業の意匠権所有・活用状況と従業員一人あたり営業利益をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、意匠権あり企業が 1,534.7 千円、意匠権なし企業が 812.0 千円と意匠権を所有する企業の利益が大きい。また、意匠権を使用している企業は 647.0 千円であり、意匠権なし企業よりも利益が低い。

図表 Ⅱ-67 ：意匠権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額[70]

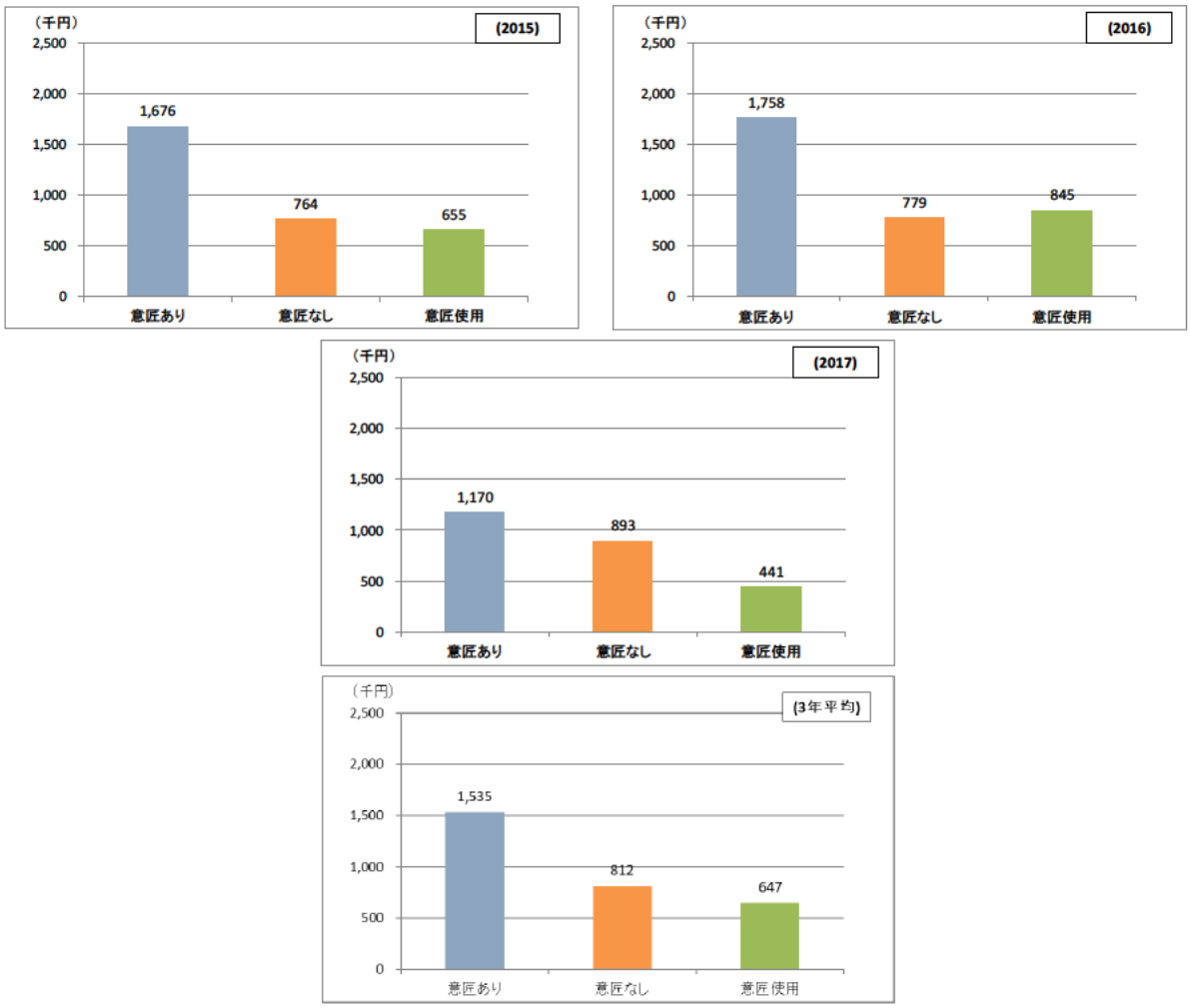

[70] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（７） 商標権所有の有無・活用の有無と売上高営業利益率（中小企業及び大企業）

中小企業の商標権所有・活用状況と売上高営業利益率をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、商標権あり企業が 3.6%、商標権なし企業が 2.8%と商標権を所有する企業の利益率が高い。また、商標権を使用している企業の利益率は 3.6%であり、大企業の利益率 3.6%と同程度となっている。

図表 Ⅱ-68 ：商標権所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率（全体及び大企業）[71]

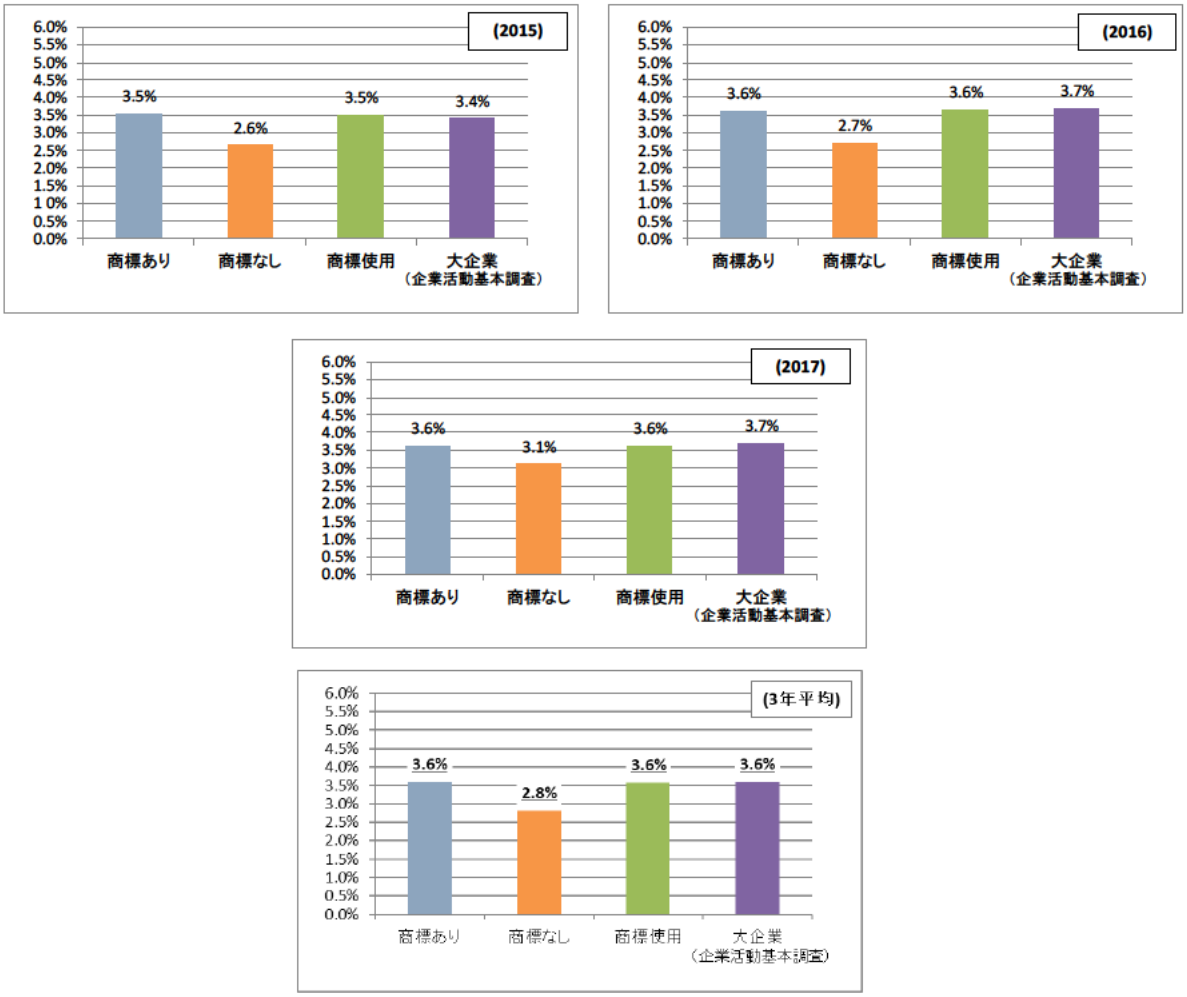

[71] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（８） 商標権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額（中小企業）

中小企業の商標権所有・活用状況と従業員一人あたり営業利益をみると、2015 年から 2017 年の３年平均で、商標権あり企業が 1,180.7 千円、商標権なし企業が 782.7 千円と商標権を所有する企業の利益が大きい。また、商標権を使用している企業は 2,165.3 千円であり、利益が最も高い。

図表 Ⅱ-69 ：商標権所有の有無と従業者一人当たりの売上高営業利益額[72]

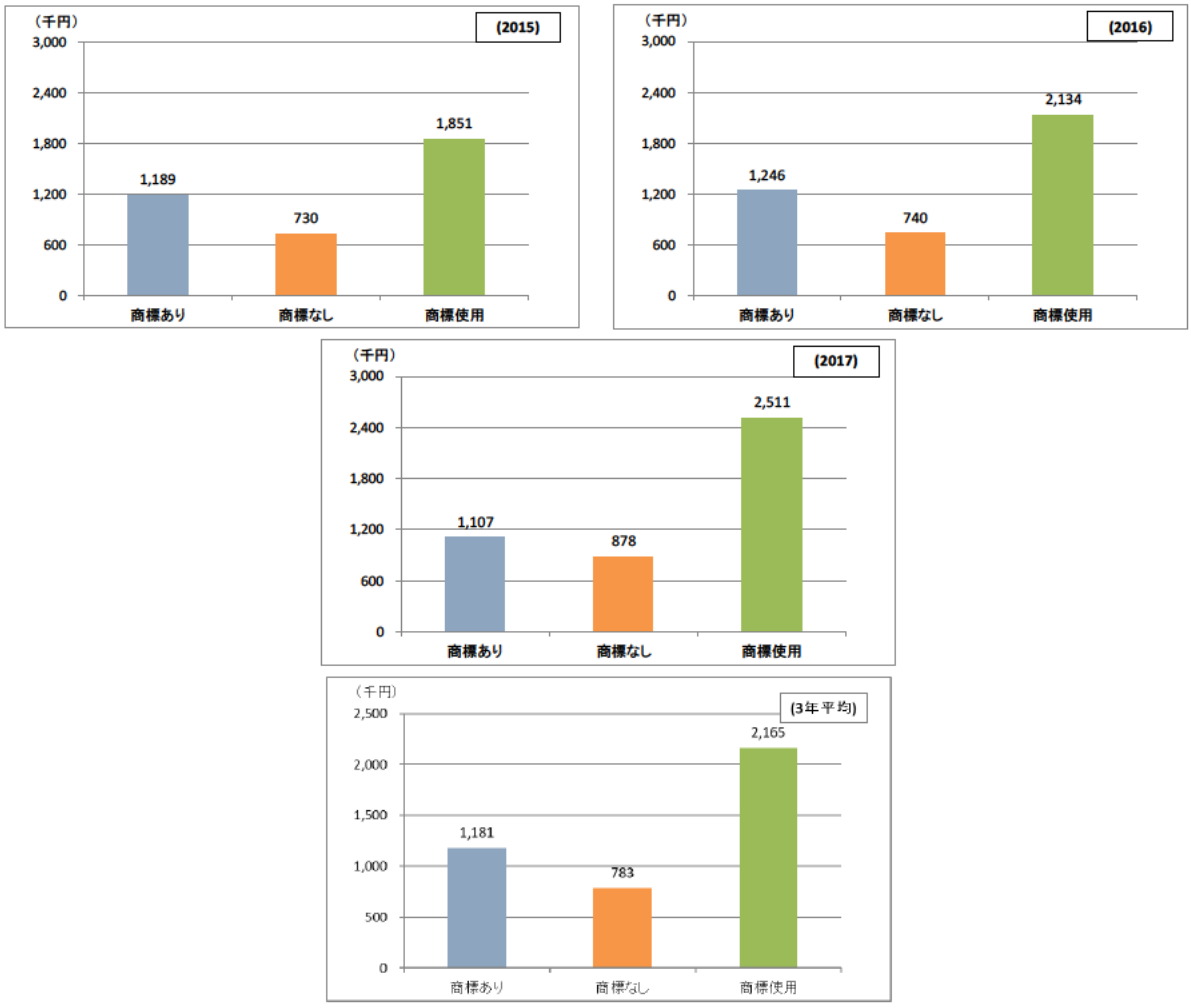

[72] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

４． 本章要約

（１）知的財産の出願件数

①特許

- 大企業、中小企業の 1 社あたり出願件数を比較すると、2017 年時点で大企業が 84.3 件/社、中小企業が 3.5 件/社であり、大きな差があるが、大企業の 1 社あたり特許出願件数は減少傾向、中小企業の出願件数は増加傾向にある。
- 中小企業における特許の裾野が広がりつつあるが、大企業との差は依然として大きく、特許の普及啓発を引き続き進めていくことが求められる。
- 地域別・規模別に 1 社あたり出願件数をみると、大企業は三大都市圏で多く、中小企業「中部」の出願件数が他地域に比べて多い。

②実用新案

- 大企業、中小企業の 1 社あたり出願件数を比較すると、2017 年時点で大企業が 2.3 件/社、中小企業が 1.3 件/社であり、大企業は中小企業の約 2 倍となっている。推移は大企業、中小企業とも横ばいである。
- 地域別・規模別に 1 社あたり出願件数をみると、大企業では四国の件数が大きく、中小企業では地域による違いはみられない。

③意匠

- 大企業、中小企業の 1 社あたり出願件数を比較すると、2017 年時点で大企業が 14.0 件/社、中小企業が 2.9 件/社であり、大企業は中小企業の約 5 倍となっている。推移は大企業が減少傾向、中小企業は横ばいと異なる。
- 地域別・規模別に 1 社あたり出願件数をみると、大企業では四国の件数が大きく、西高東低の傾向がみられるが、中小企業では地域による違いはみられない。

④商標

- 大企業、中小企業の 1 社あたり出願件数を比較すると、2017 年時点で大企業が 9.3 件/社、中小企業が 3.0 件/社であり、大企業は中小企業の約 3 倍となっている。推移は大企業がほぼ横ばい、中小企業は増加傾向となっている。
- なお、出願件数（総数）については、2016 年から 2017 年にかけて、企業規模によらず急増している。ネット通販などインターネットを利用したサービス提供に関連する事業が増加したことで、当該分野での商標出願が増加したことが要因として考えられる。なお当該分野は小規模な企業による事業も目立つため、商標出願に特長的な傾向がでたものと推測する。
- 地域別・規模別に 1 社あたり出願件数をみると、大企業では近畿の件数が大きく西高東低の傾向がみられる。中小企業でも近畿の件数が多い。

（２）知的財産権の所有状況

- 大企業は中小企業に対し、特許権で 9.9 倍、実用新案権で 9.7 倍、意匠権で 17.8 倍もの所有率の差がある。また、権利区分でみると、大企業では実用新案権 1 に対して意匠権が 2 、特

許権が３の比率となるが、中小企業では実用新案権１に対して意匠権１、特許権３の割合であり、意匠権の所有割合が大企業に対して低い。なお、いずれの権利区分も、中規模企業と小規模事業者では、中規模企業の所有率が若干大きい。

・ また、所有率と売上は相関がみられ、売上が大きいほど所有率が高い。

（３）知的財産権の使用状況

・ 大企業が所有する知的財産権のうち、2017 年の特許権の使用割合は 36.3%、実用新案権は 51.3%、意匠権は 43.9%である。

・ 一方、中小企業の 2017 年の特許権の使用割合は、中規模企業で 44.7%、小規模事業者で 61.9%であり、規模が小さくなるほど、真に使用する特許の出願割合が高くなる傾向がうかがえる。

・ 大企業が所有する特許権について、使用されていないものは中小企業に対して開放するなど、知的財産の活用を促していくことが求められる。

・ 一方、売上高の低い企業おける特許権使用状況は極端に低いものではなく、規模を問わず活用前提で権利化を進めていることがうかがえる。所有率は売上との相関がみられることから、売上高の多寡に応じた支援アプローチを行うことで、権利化の促進に向けて有用と考えられる。

（４）知的財産権と中小企業の利益率

・ 知的財産権を所有する中小企業の売上高営業利益率は、所有しない企業に比べて、利益率が大きい。

・ 一方、従業員一人あたり売上高営業利益額をみると、所有する企業においては、いずれの知的財産権も利益額は所有しない企業よりも大きい。しかし、使用企業でみると、実用新案権、意匠権で、使用企業の利益額が所有しない企業の利益額を下回っている。実用新案権、意匠権を所有する企業に対し、その活用による事業貢献の事例などを示し、有効活用を図っていくことが求められる。

Ⅲ. 出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査

１． 調査の概要

出願実績のある中小企業に対するアンケート調査により、出願等の特許庁が受け付ける手続のみならず、出願前の先行技術調査やノウハウ管理、ライセンス等の知財活用状況（ライセンスインも含む)、知財に関する社内体制、さらには知財活動の目的やその効果、直面している課題や支援ニーズなど一連の知的財産活動について、経営や事業活動など周辺まで含んだ調査を行い、中小企業・小規模事業者の知的財産活動の実態に関する調査・分析を行った。

（１） 実施概要

①アンケート対象企業

過去 3 年間に産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を出願した中小企業

②対象企業数

10,000 社

③対象企業抽出方法

特許庁が作成した特許等の出願実績のある中小企業リストに記載された 32,448 社を対象として、以下の出願カテゴリー分類を行い、その母集団の比率に応じたサンプル構成となるように出願カテゴリー別の社数を設定して、無作為に 10,000 社を抽出した。

＜出願カテゴリー＞

特許のみ 2 件以上（5,212 社)、実用のみ 3 件以上（83 社)、意匠のみ 1 件以上（1,553 社)、商標のみ 3 件以上（12,876 社)、特・実（336 社)、特・意（1,076 社)、特・商（6,047 社)、実・意（238 社)、実・商（792 社)、意・商（1,368 社)、特・実・意（202 社)、特・実・商（497 社)、特・意・商（1,496 社)、実・意・商（265 社)、4 権すべて（377 社）

④回答方法

調査票と依頼状を郵送で送付して、回答者が以下のどちらかの方法を選択して回答

ア）調査票への記入、イ）インターネットでの回答

⑤調査実施期間

平成 30 年 9 月 3 日～9 月 28 日　（12 月 7 日まで回答期限を延長した）

⑥有効回答数・回答率

有効回答数：2,031 社（回答率：20.31%）

（２） 調査分析

①調査項目

ａ）知的財産活動

・　先行技術調査（商標等の先行登録調査含む）
・　出願後に審査請求を実施しなかった理由
・　知的財産権保有会社の海外進出状況
・　営業秘密の取扱状況、出願・ノウハウに係る経営戦略
・　技術導入の有無と技術導入の関心状況
・　ライセンス等の知財活用に係る取組み（ライセンスインも含む）
・　出願前の技術等内容と権利化内容（当初意図した権利の取得状況等）
・　模倣品被害の現状と取組み
・　知的財産関連支援施策（知財総合支援窓口、特許料等の減免、外国出願補助金）の認知度、その活用状況
・　支援施策利用による知財活動への影響

ｂ）知財に関する社内体制

・　知財意識
・　人材育成・社内制度の現状
・　顧問弁理士の有無と利用頻度・内容
・　知的財産に関する社外の相談先

ｃ）経営・事業活動との知財の関係性

・　特許保有の有無と営業利益
・　下請けか否かによる出願件数・ノウハウ件数の状況
・　ヒット商品やオリジナル商品等との特許保有の関係性
・　製品のライフサイクルと知財の関係性
・　新分野への進出状況と知財の関係性
・　知財権や知的資産経営による融資を受けた経験及びその内容

ｄ）知財活動の目的・効果

ｅ）知財活動の課題・支援ニーズ

②調査分析

業種別、企業規模別・地域別等の観点毎にカテゴリーに分類し、カテゴリー毎の傾向分析等を実施した。また、平成 25 年度に実施した調査と同じ項目は比較を行った。

２． アンケート調査結果

（１）保有している知財の種類

「ロゴ、商品やサービスの名称（商標権を含む）」を保有している企業が 80.4%、「技術的なアイデア（特許権・実用新案権を含む）」は 70.1%、「デザイン（意匠権を含む）」は 39.4%となっている。

図表 Ⅲ-1 ：保有している知財（複数回答）

Q1 貴社が保有している知的財産（＝「知財」）について、あてはまるもの全てを選択下さい。

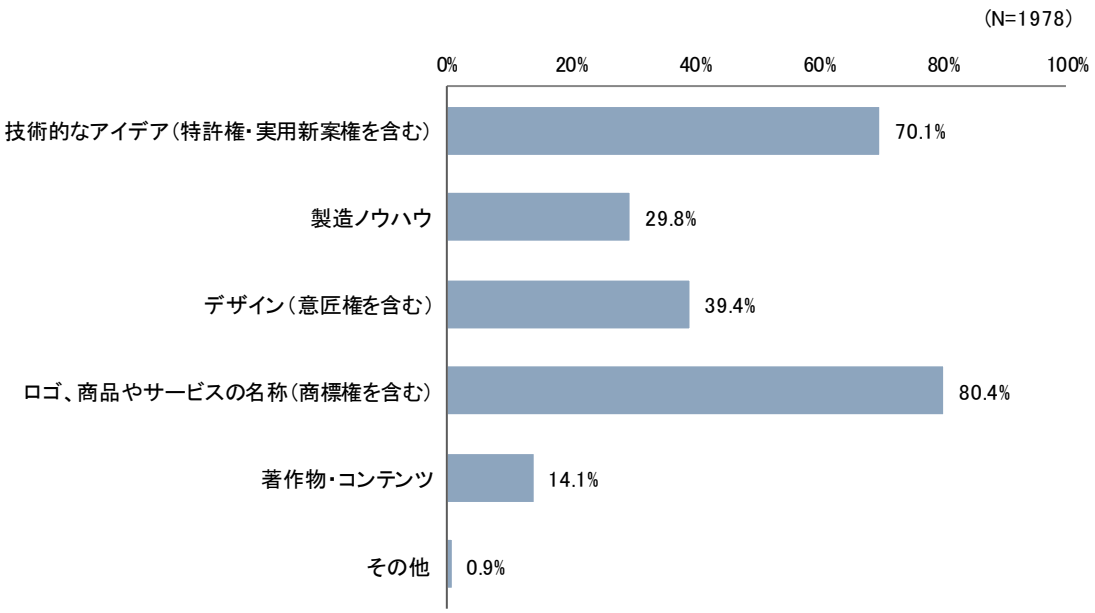

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（２）知的財産権の出願・保有状況

①出願経験（直近 10 年間）

直近 10 年間に商標を国内出願した企業の割合は 86.0%、特許の国内出願は 71.3%、意匠の国内出願は 41.2%である一方、外国出願は、商標 31.4%、特許 35.1%、意匠 9.4%と国内出願企業の半数以下の割合となっている。[73]

図表 Ⅲ-2 ：特許、実用新案、意匠、商標（国内・外国）の出願経験

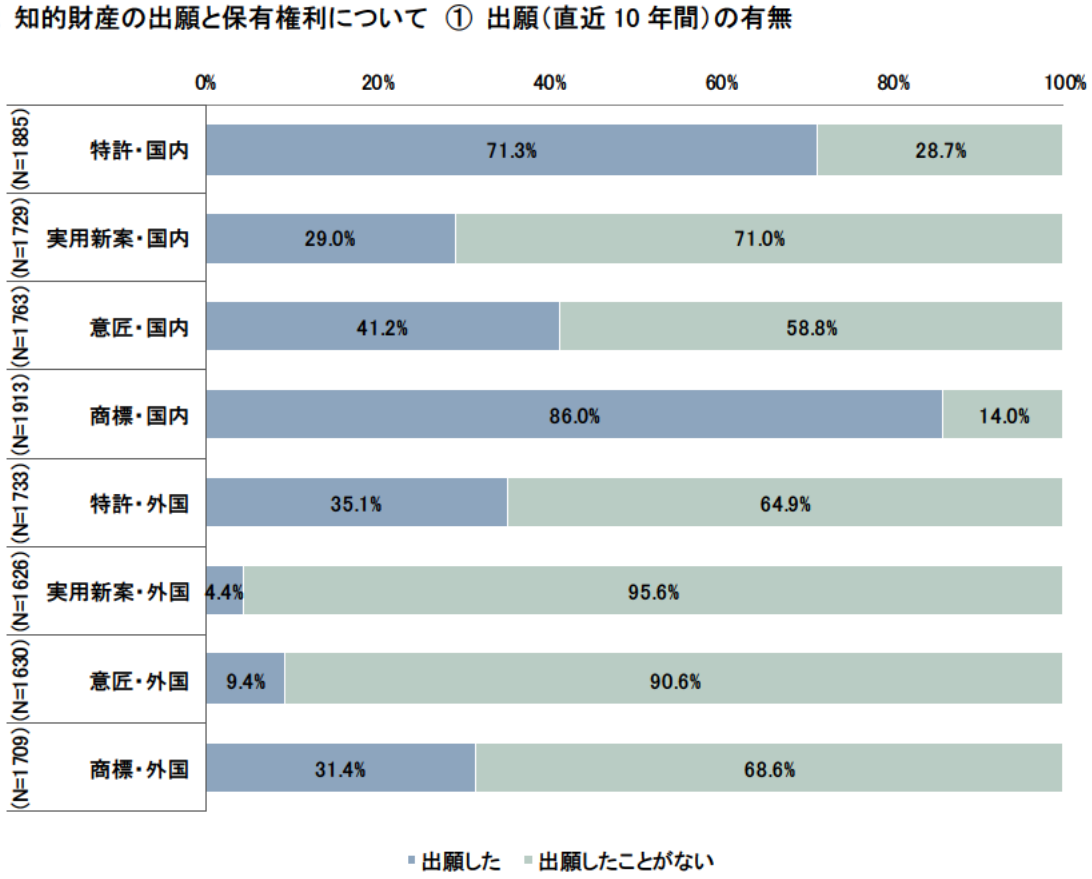

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

[73] 本アンケート調査は、過去３年間にいずれかの産業財産権を出願した企業を対象としており、出願経験の割合は一般の中小企業に比べて大きいことに留意する必要がある。

②保有状況（現在）

現在商標（国内）を保有している企業の割合は 87.7%、特許（国内）は 64.3%である一方、商標（外国）は 30.6%、特許（外国）は 29.8%となっている。

図表 Ⅲ-3 ：保有している特許、実用新案、意匠、商標（国内･外国）の有無

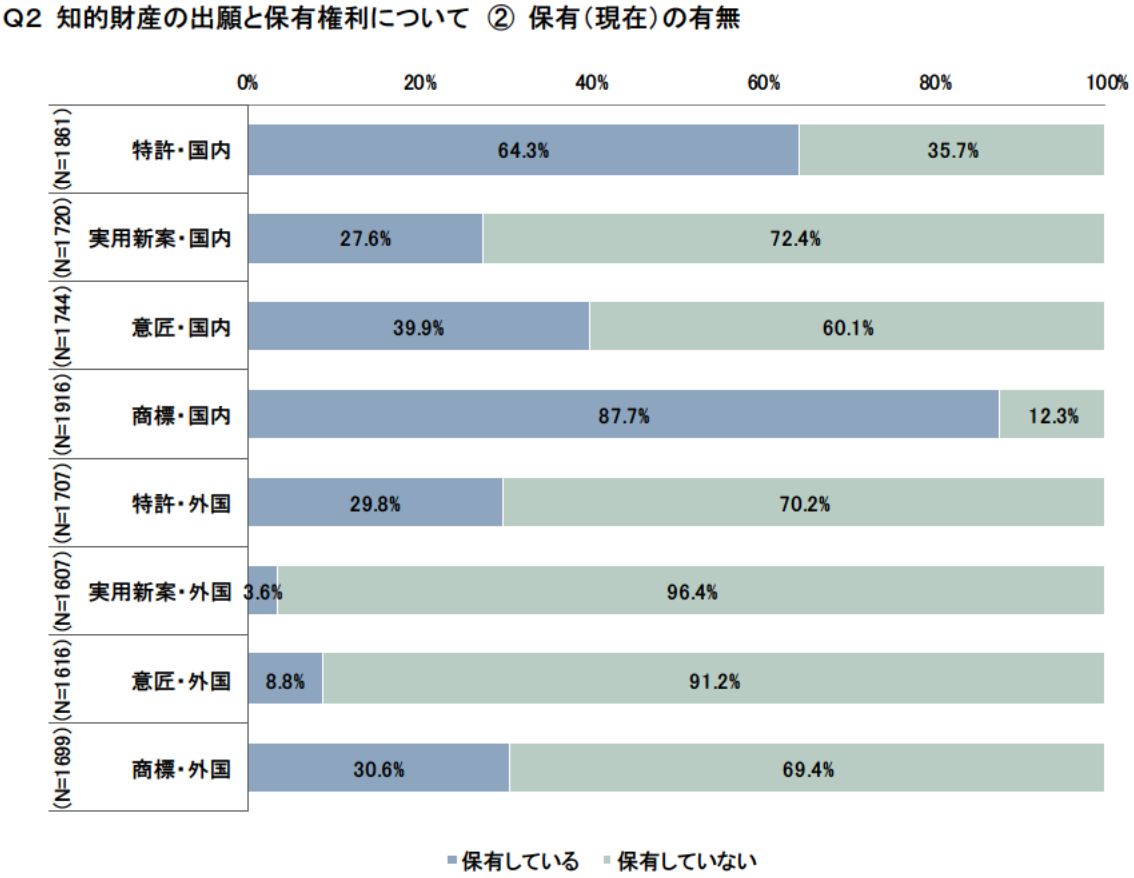

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（３）先行技術調査

①先行技術調査実施の有無

必ず実施すると答えた企業の割合は 46.2%である一方、実施しないと答えた企業も 22.5%となっている。

図表 Ⅲ-4 ：先行技術調査実施の有無

Q3 特許出願の先行技術調査について ①先行技術調査を実施しますか。（1つだけ）

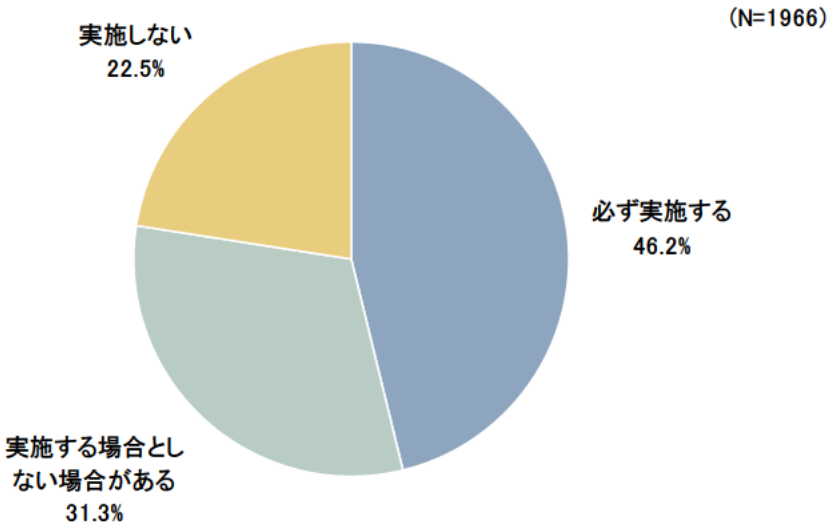

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②先行技術調査の実施時期

先行技術調査を実施する企業についてみると、「出願前」に実施する企業の割合が 93.7%を占めており、「出願後から審査請求前」は 16.7%となっている。

図表 Ⅲ-5 ：先行技術調査実施の時期（複数回答）

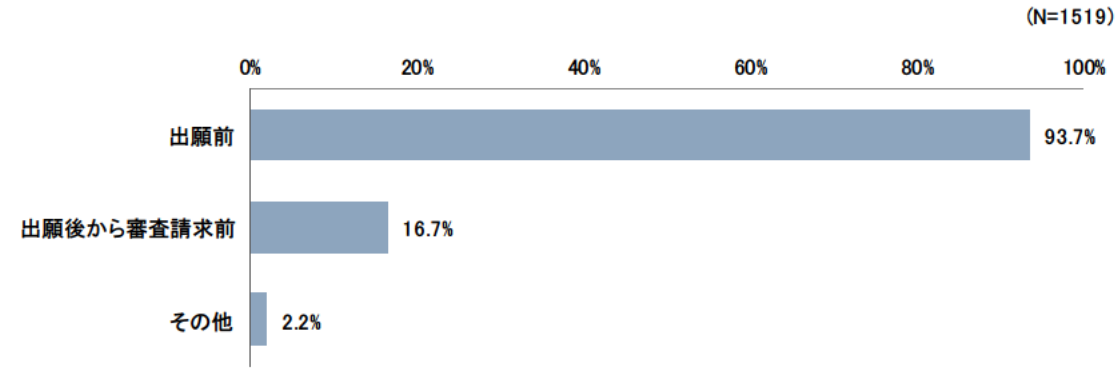

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査とは回答選択数が異なるため正確な比較はできないが、大きな変化はないとみられる。

図表 Ⅲ-6 ：（平成 25 年度）特許の先行技術調査の時期

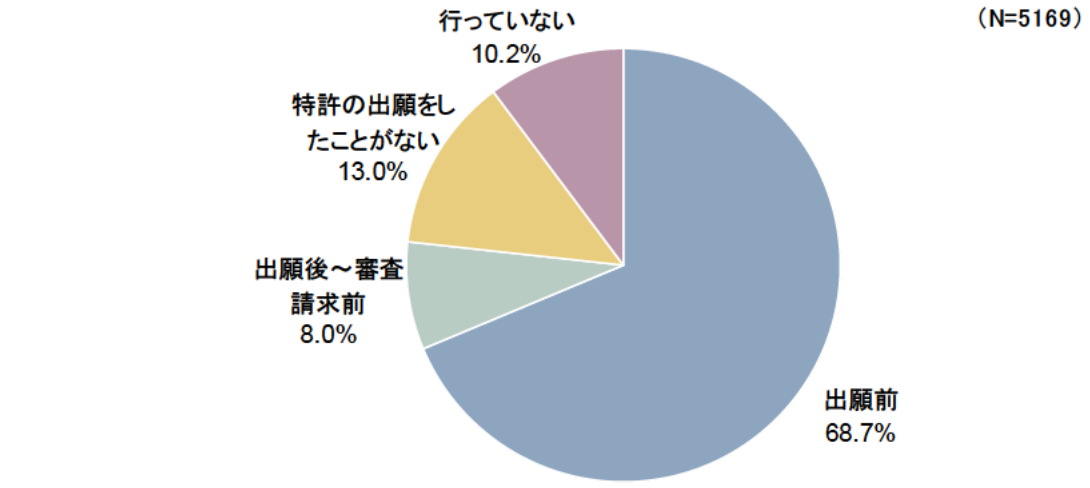

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③先行技術調査実施の方法

「弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施」する企業の割合が 68.8%、「自社で独自に実施」する企業の割合は 52.8%となっている。

図表 Ⅲ-7 ：先行技術調査実施の方法（複数回答）

Q3 特許出願の先行技術調査について ③どのように実施しますか（いくつでも）

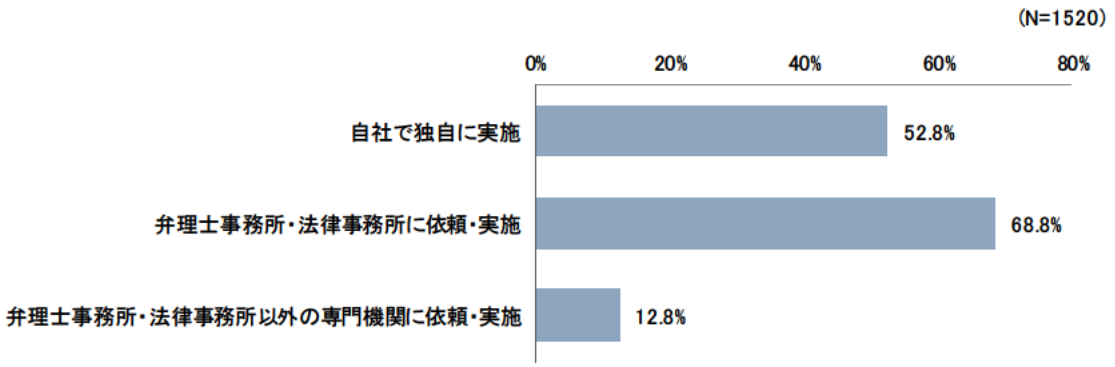

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査とは回答選択数が異なるため、正確な比較はできないが、平成 25 年度調査では「自社で実施」する企業が 23.7%、「弁理士事務所に依頼して実施」する企業は 47.0%となっている。

図表 Ⅲ-8 ：（平成 25 年度）特許の先行技術調査の方法

Q 特許の先行技術調査をどのように行っていますか。

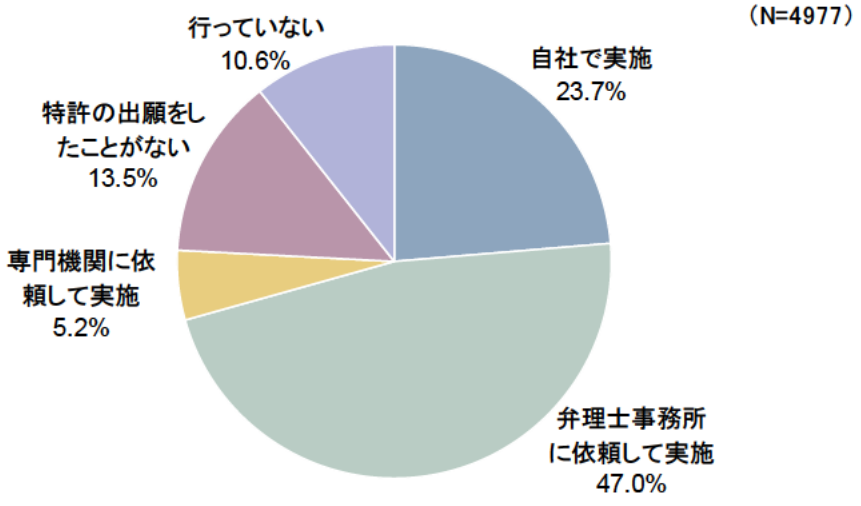

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④先行技術調査により先行技術が確認された時の対応

先行技術調査を出願前に実施する企業について、先行技術が確認された時に「発明が解決しようとする課題に対し、先行技術とは異なる解決手段、実施例等に修正して出願する」企業の割合が 86.7%と多い。一方「出願を断念するとともに、当該発明にかかる製品化・事業化も断念する」は 28.2%、「出願を断念し、当該先行技術を有する企業等からライセンス供与を受ける」は 9.3%となっている。

図表 Ⅲ-9 ：先行技術調査により先行技術が確認された時の対応（複数回答）

Q3 特許出願の先行技術調査について （②にて「1.出願前」を選択した方だけにお伺いします）
④先行技術調査の結果、類似する先行技術が確認された場合、どのように対応されますか（いくつでも）

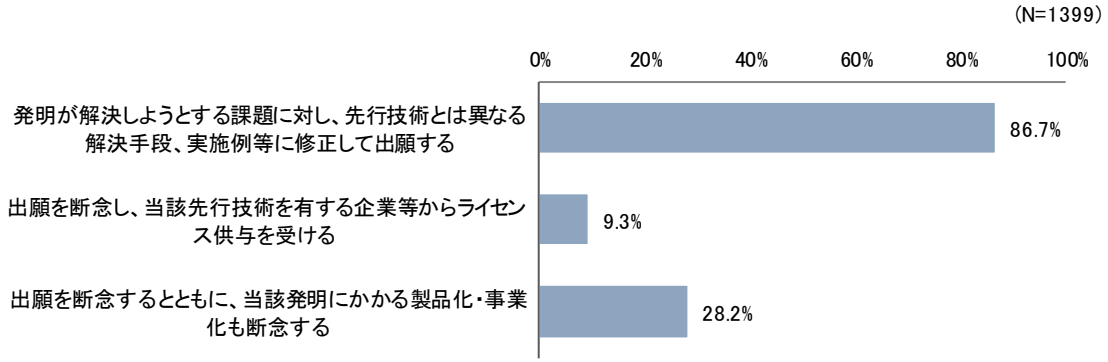

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「先行技術とは異なる解決手段・実施例等に修正して出願を行った」企業の割合が 73.0%、「出願を断念するとともに当該発明にかかる製品化・事業化等も断念した」は 16.4%、「出願を断念し当該先行技術を有する企業等よりライセンス供与を受けた」は 1.3%であった。

図表 Ⅲ-10 :(平成 25 年度)類似する先行技術が確認された場合の対応

Q 出願前に先行技術調査を行った結果、類似する先行技術が確認された場合にどのような対応をとっていますか。

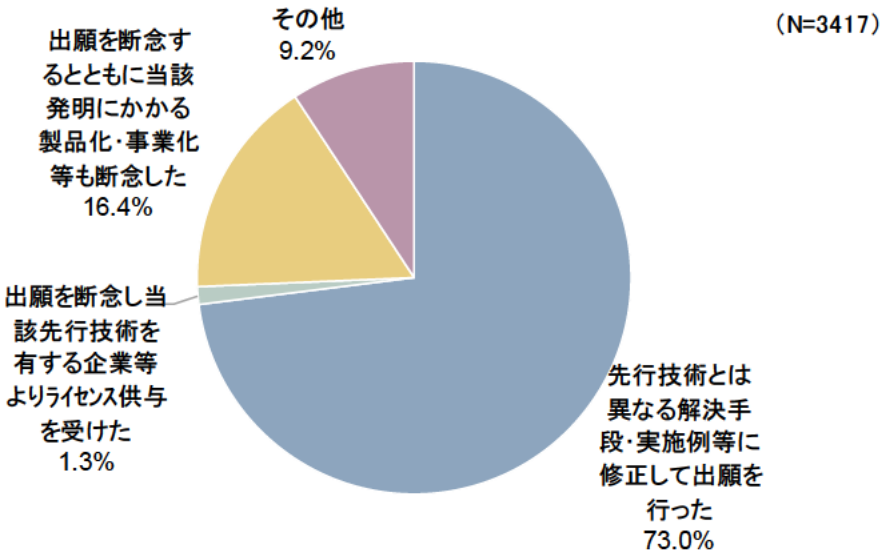

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤先行技術調査を実施しない理由

「先行技術調査自体を知らないから」と回答した企業の割合が 36.0%と最も多い。「やり方がわからないから」（19.3%）も含めて、先行技術調査に対する理解が不足している中小企業が見受けられる。

図表 Ⅲ-11 ：先行技術調査を実施しない理由（複数回答）

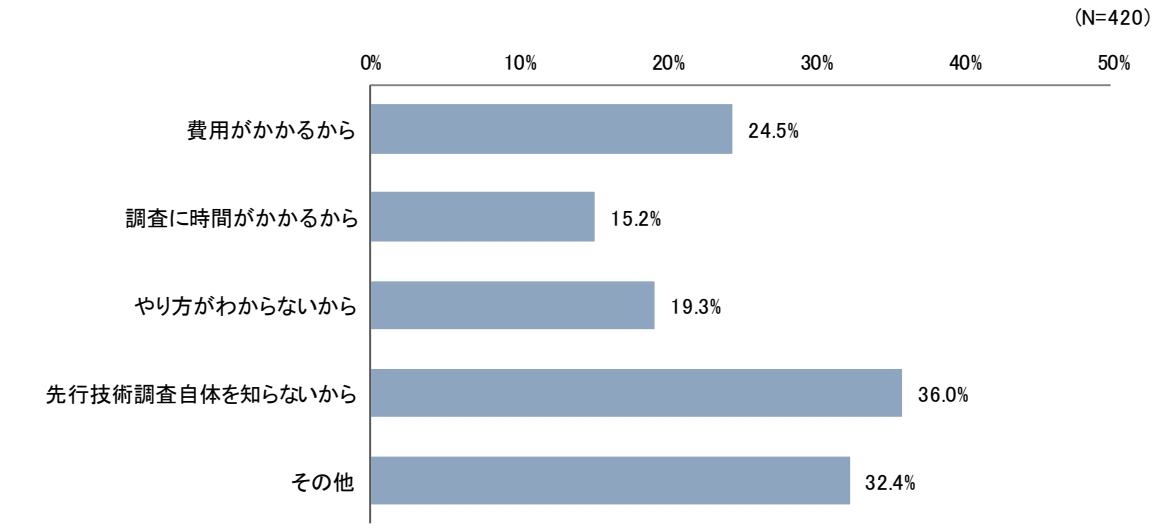

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、平成 25 年度調査では「費用がかかるから」が 42.1%であったが、今年度は 24.5%に減少している。

図表 Ⅲ-12 :(平成 25 年度)先行技術調査、先行登録調査を行っていない理由(複数回答)

Q 特許等の先行技術調査、意匠や商標の先行登録調査を行っていない理由をお答えください

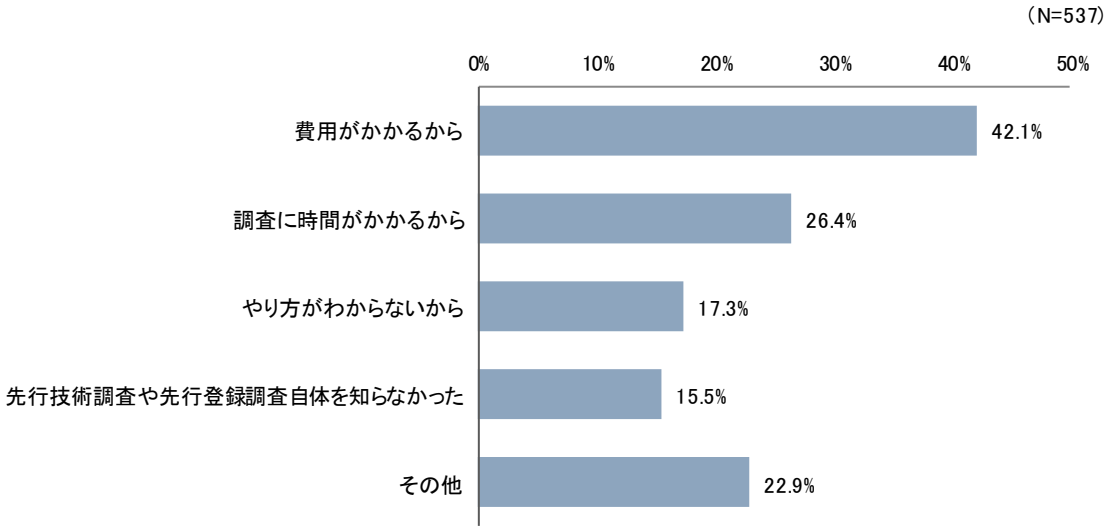

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑥出願後に審査請求を行わなかった理由

「先行技術調査の結果、権利化が難しいから」と回答した企業の割合が 24.5%、「事業戦略に変更が生じたから」が 22.0%、「費用がかかるから」が 20.6%となっている。

図表 Ⅲ-13 ：出願後、審査請求を行わなかった理由(複数回答)

Q3 特許出願の先行技術調査について ⑥貴社は特許出願したものの、審査請求を行わなかった経験がありますか。理由としてあてはまるものを選んでください。(いくつでも)

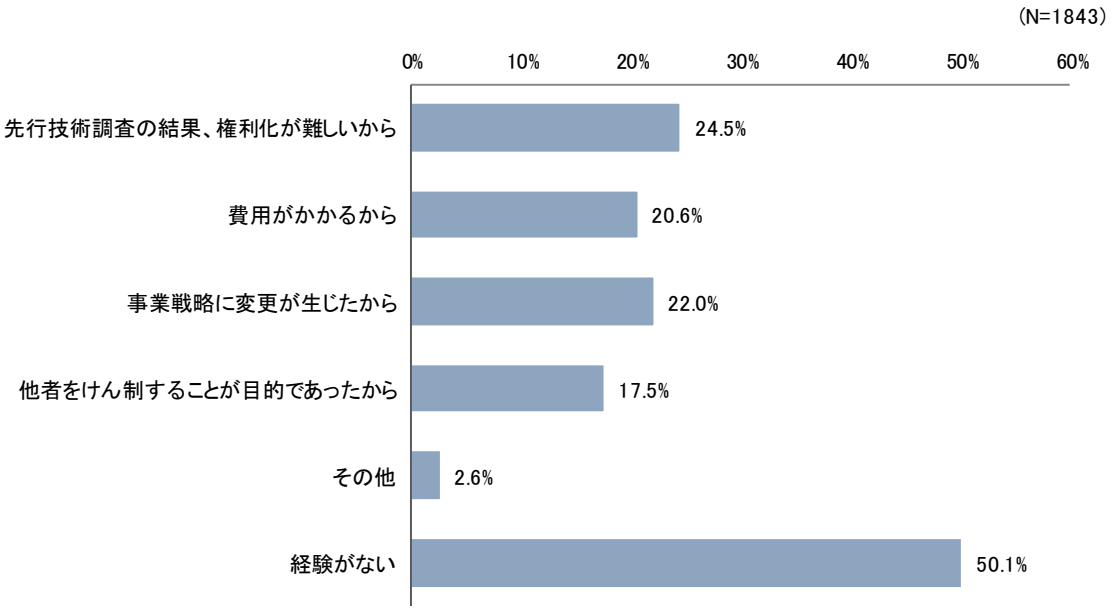

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度と回答条件が異なるため単純な比較はできないが、平成 25 年度は「費用対効果を考慮して審査請求を見送った」が 40.1%であり、費用を理由とする企業が最も多かった。

図表 Ⅲ-14 :(平成 25 年度)審査請求を行わなかった経験について

Q 貴社は特許出願したものの、審査請求を行わなかった経験がありますか

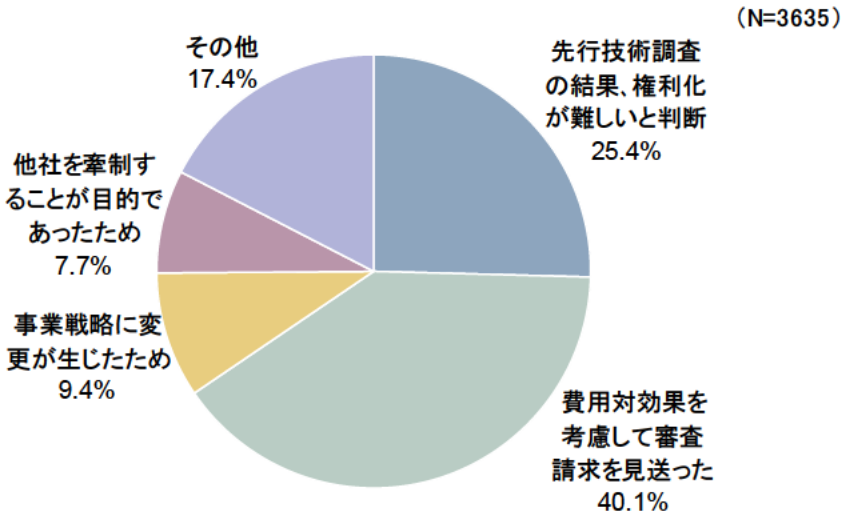

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（４）意匠・商標の先行登録調査

①先行登録調査実施の有無

「必ず実施する」企業の割合は意匠権では 29.8%、商標権は 59.4%となっている。

図表 Ⅲ-15 ：意匠出願、商標出願の先行登録調査実施の有無

Q4 意匠出願、商標出願の先行登録調査について ①意匠出願の先行登録調査を実施しますか。（1つだけ） ②商標出願の先行登録調査を実施しますか（1つだけ）

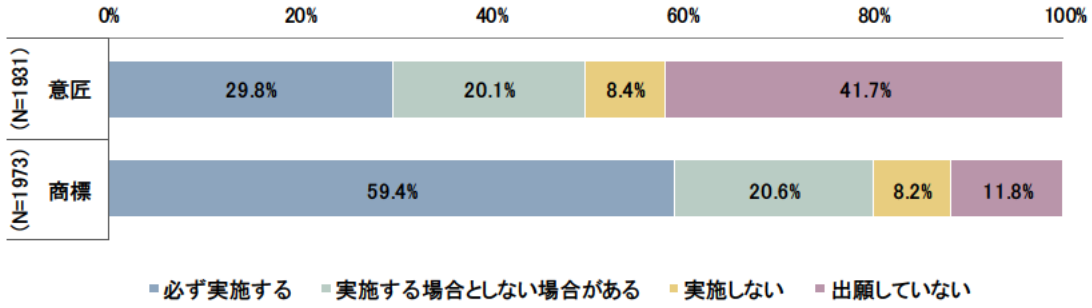

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②先行登録調査の実施方法

「弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施」する企業の割合が 73.3%、「自社で独自に実施」する企業は 48.7%と、特許出願とほぼ同じ割合となっている。

図表 Ⅲ-16 ：意匠出願、商標出願の先行登録調査実施の方法（複数回答）

Q4 意匠出願、商標出願の先行登録調査について （①②のいずれかにて「1. 必ず実施する」または「2. 実施する場合としない場合がある」を選択した方だけにお伺いします）

③意匠出願、商標出願の先行登録調査をどのように実施しますか（いくつでも）

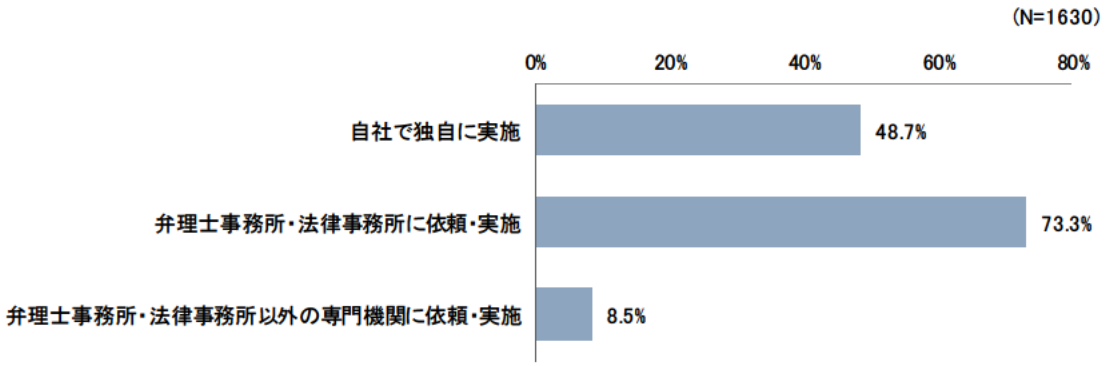

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択数が異なるため正確な比較はできないが、「弁理士事務所に依頼して実施」する企業の割合が 59.2%、「自社で実施」が 24.5%となっている。

図表 Ⅲ-17 ：（平成 25 年度）意匠や商標の先行登録調査の方法

Q 出願前の意匠や商標の先行登録調査をどのように行っていますか

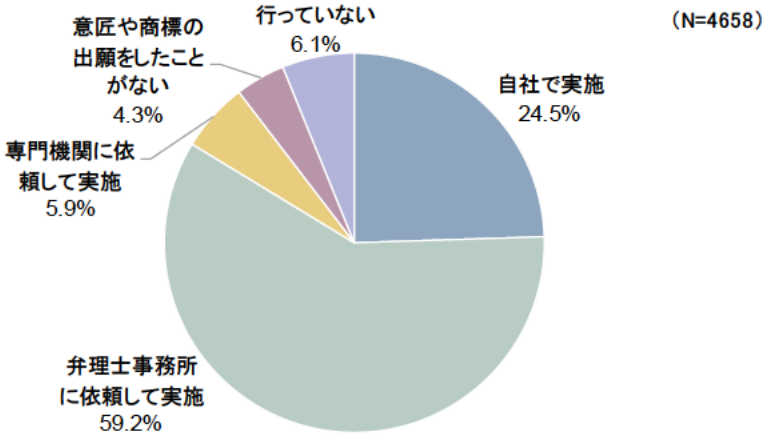

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③先行登録調査を実施しない理由

「費用がかかるから」という回答企業の割合が 45.1%、次いで「調査に時間がかかるから」が 27.2%となっている。また、「先行登録調査自体を知らないから」（26.7%）、「やり方がわからないから」（20.9%）という企業の割合も比較的大きくなっている。

図表 Ⅲ-18 ：意匠出願、商標出願の先行登録調査を実施しない理由（複数回答）

Q4 意匠出願、商標出願の先行登録調査について （①②のいずれかにて「3.実施しない」を選択した方だけにお伺いします）

④先行登録調査を実施しない理由は何故ですか（いくつでも）

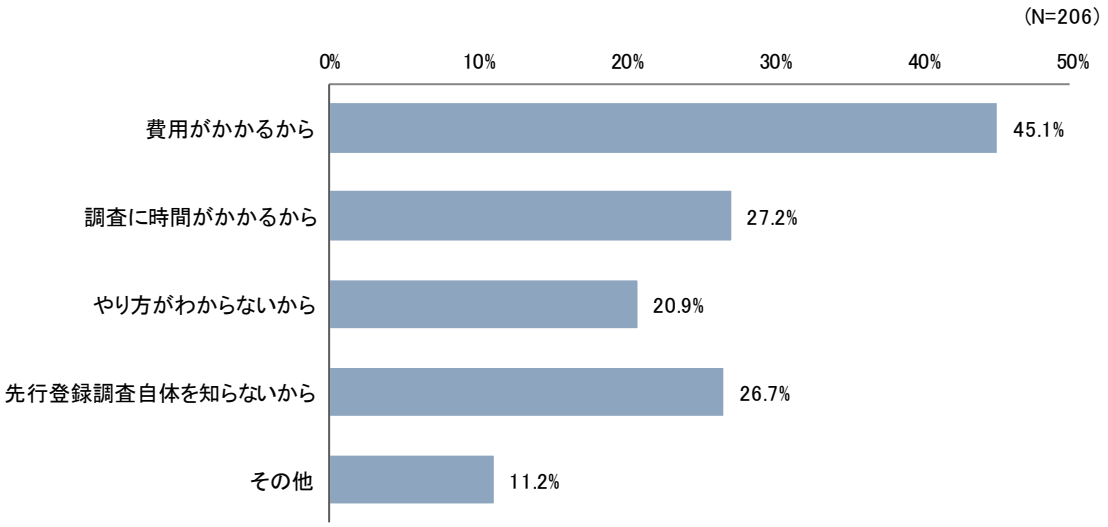

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

今年度調査と同様の傾向であるが、「先行技術調査や先行登録調査自体を知らなかった」の回答割合が今年度の方が大きくなっている。

図表 Ⅲ-19 :(平成 25 年度)(再掲)先行技術調査、先行登録調査を行っていない理由(複数回答)

Q 特許等の先行技術調査、意匠や商標の先行登録調査を行っていない理由をお答えください

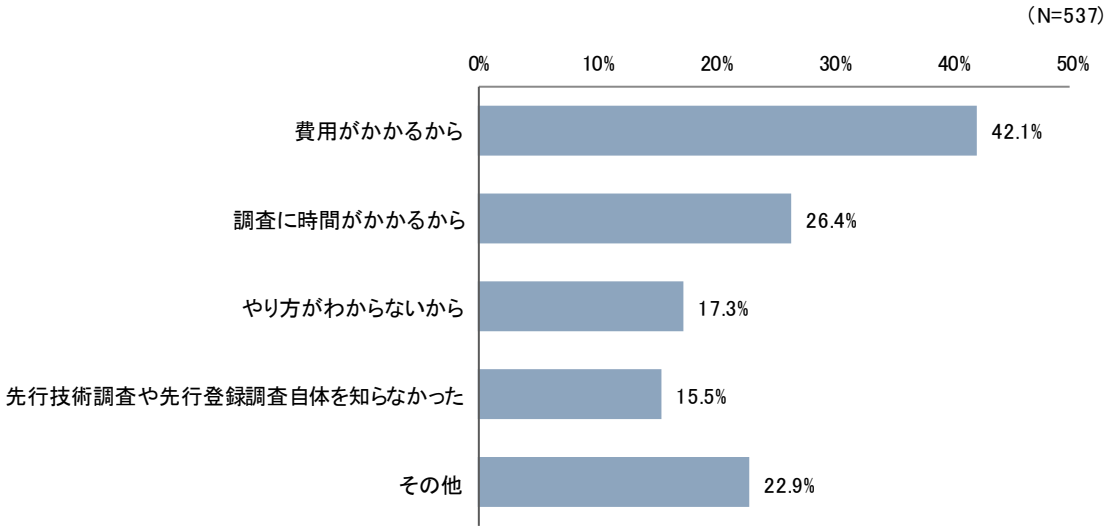

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（５）外国出願

①海外事業への取組状況

「海外販売する・している自社独自製品がある」企業の割合が 40.3%、「海外生産する・している自社独自製品がある」が 16.1%、「海外販売する・している自社独自のサービスがある」が 6.0%を占めている。一方、「いずれもない」は 50.6%と約半数となっている。

図表 Ⅲ-20 ：海外事業について(複数回答)

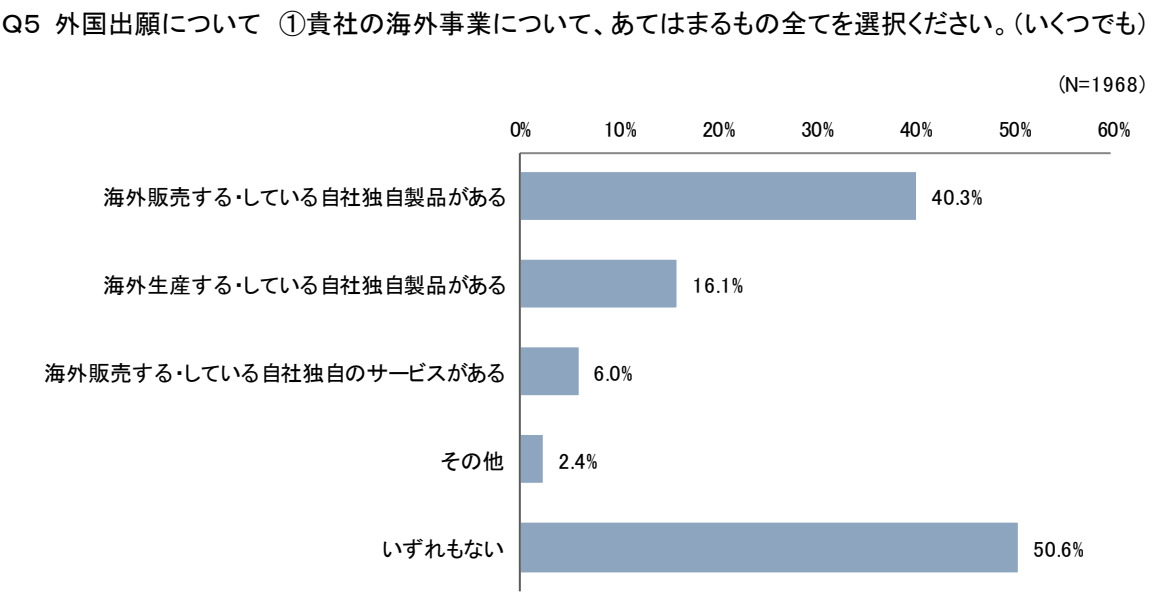

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②海外事業に関する知的財産の外国出願

海外事業を実施している企業の外国出願は、「必要な特許は必ず出願する」企業の割合は商標が 53.0%、特許が 46.2%、意匠は 29.3%となっている。一方、「必要であっても出願できないことがある」は、特許が 32.5%、商標が 26.5%、意匠が 24.8%となっている。

図表 Ⅲ-21 ：海外事業の外国出願

Q5 外国出願について ②貴社の海外事業に関する知的財産権の外国出願について、あてはまるものを選んでください。

a)特許（1つだけ） b)意匠（1つだけ） c)商標（1つだけ）

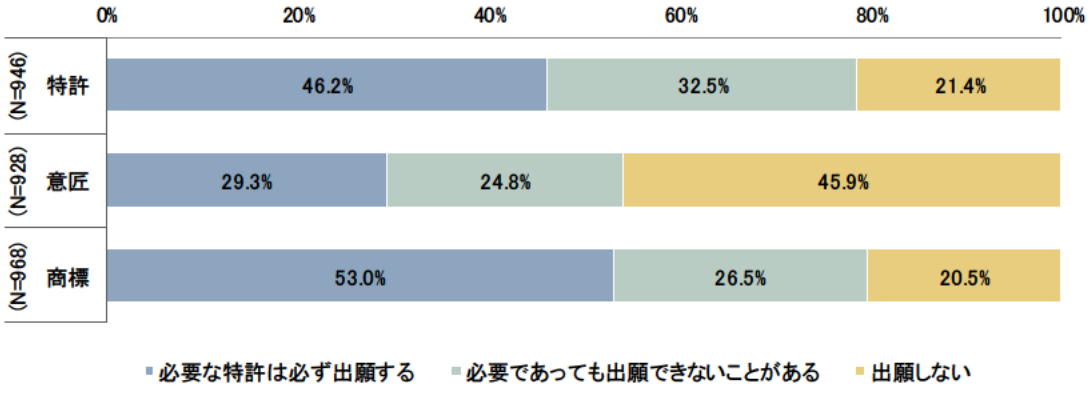

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③外国出願できない理由

必要であっても出願できないことがある企業の理由は、「費用がかかりすぎるから」が84.8%となっており、費用が最大の要因となっている。

図表 Ⅲ-22 ：外国出願できない理由(複数回答)

Q5 外国出願について （②a)～c)にて「2. 必要であっても出願できないことがある」を選択した方だけにお伺いします）

③外国出願をできない理由は何故ですか(いくつでも)

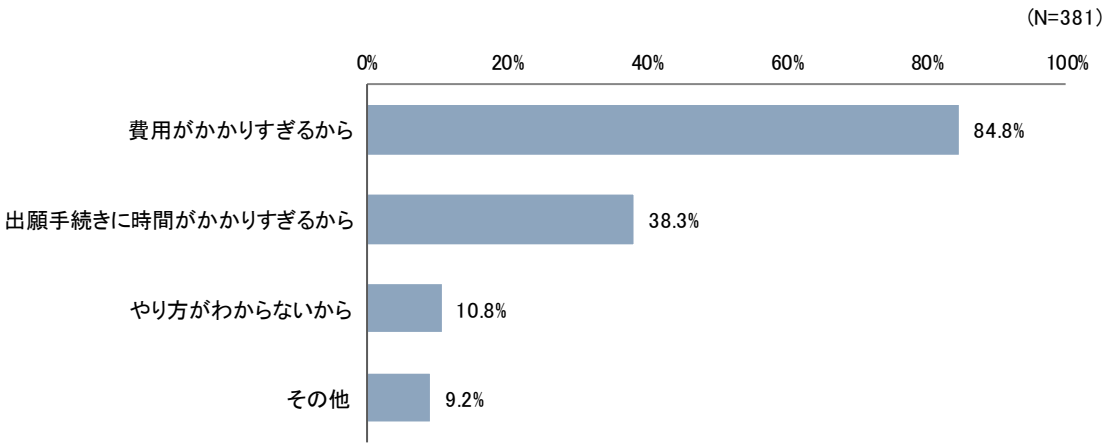

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（６）知的財産権を保有する目的

特許の保有目的は「他社の参入を防ぎ、市場を確保するため」（68.7%）「模倣品や類似品を排除するため」（64.2%）など、他社から自社製品を守ることを目的としたものが多い。

商標は「模倣品や類似品を排除するため」（67.4%）、「技術や商品などのブランド力を高めるため」（58.3%）、「知名度向上など対外的にアピールするため」（49.9%）が多い。

意匠は「模倣品や類似品を排除するため」が 50.2%を占めているが、「知的財産を保有しない」の割合が 39.0%となっている。

図表 Ⅲ-23 ：特許･実用新案･意匠･商標を保有する目的(複数回答)

Q6 貴社が知的財産権を保有する目的は何ですか。a)特許～d)商標についてそれぞれあてはまるものの番号に○をつけてください。(いくつでも)

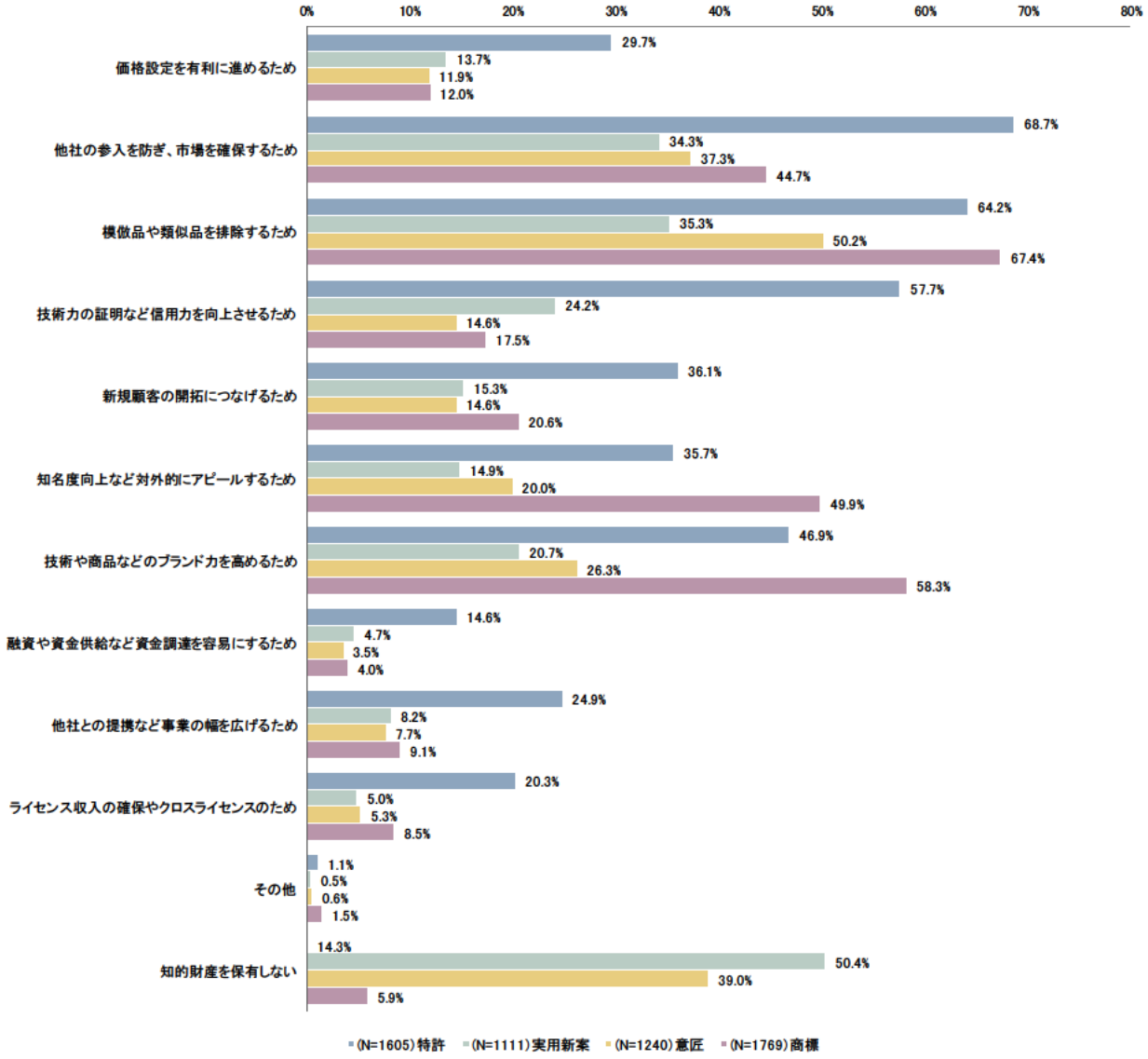

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

今年度と質問が異なるので正確に比較することができないが、平成 25 年度調査では、知的財産権を保有する目的は、「模倣品や類似品の排除が可能となった」という回答が 49.6%と最も多くなっている。

図表 Ⅲ-24 :(平成 25 年度)知的財産権を所有する目的(複数回答)

Q 貴社にとって、知的財産権を所有する主な目的はどのような内容でしょうか。また、その目的を達成できていると思われますか(目的)

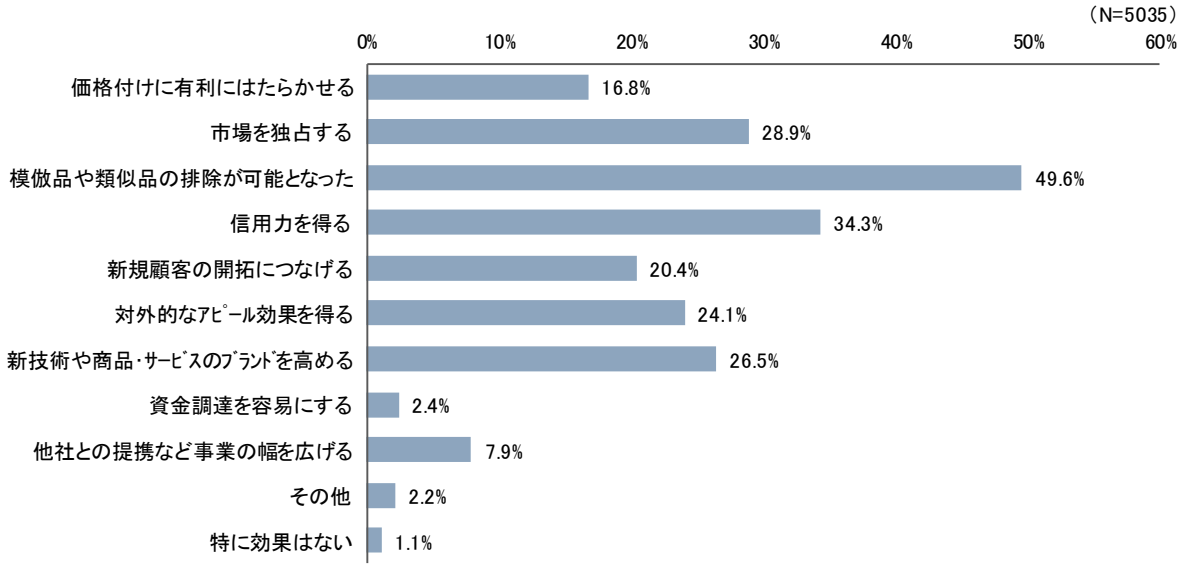

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（７）知的財産権を保有する効果

①知的財産権を保有する目的の達成状況

商標は「模倣品や類似品を排除する」（52.5%）、「技術や商品などのブランド力を高める」（45,9%）、特許は「他社の参入を防ぎ、市場を確保する」（54.4%）、「模倣品や類似品を排除する」（52.0%）などの効果が大きい。一方、実用新案では「特にない」が 27.2%、意匠では 20.0%となっている。

図表 Ⅲ-25 ：特許･実用新案･意匠･商標を保有する目的の達成について(複数回答)

Q7 知的財産権を保有する効果について ①Q6の目的を達成できていると思われますか。a)特許～d)商標についてそれぞれ達成できているものの番号に○をつけてください。(いくつでも)

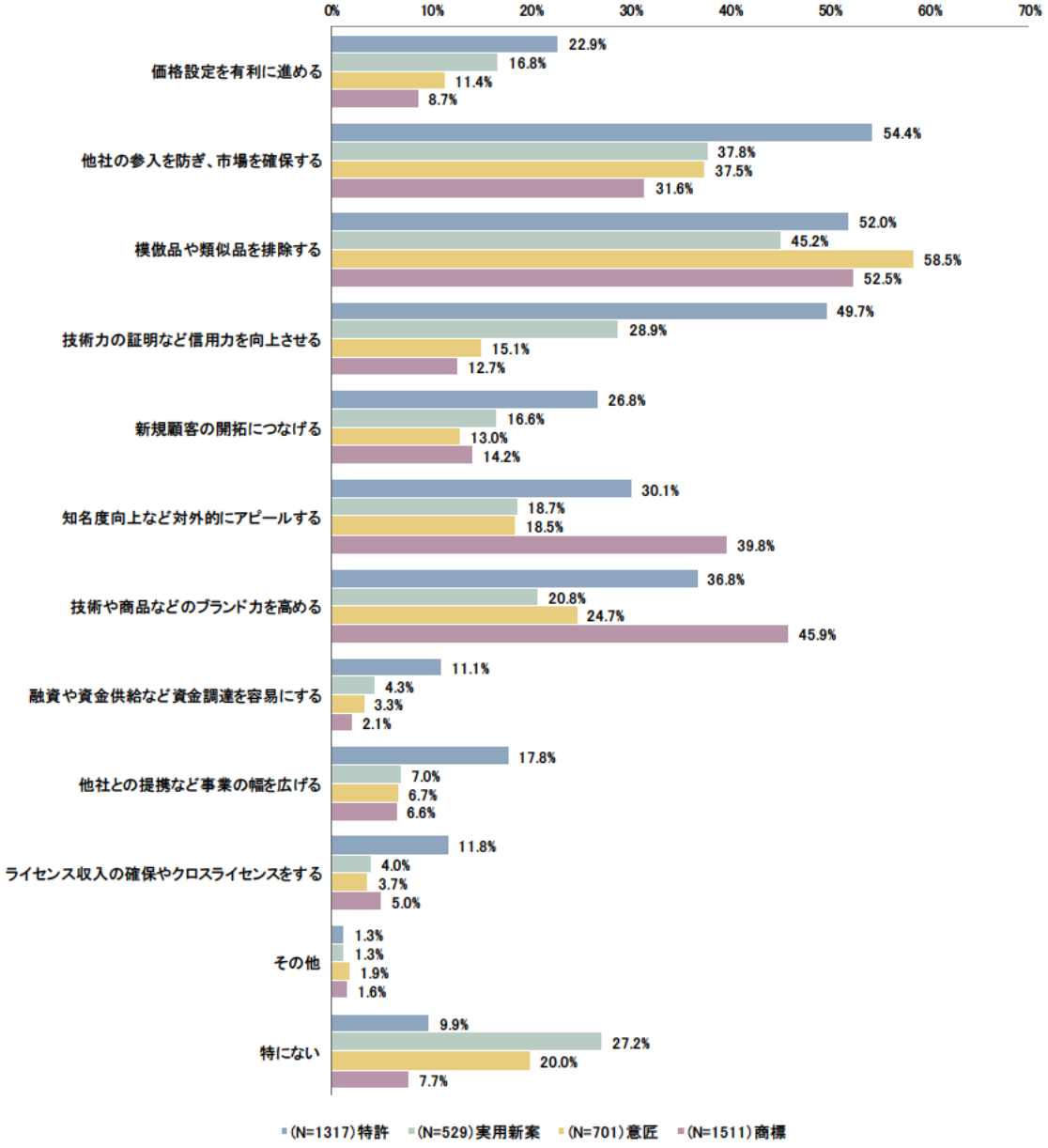

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

知的財産権における効果として、「模倣品や類似品の排除が可能となった」が 36.2%となっている。

図表 Ⅲ-26 :(平成 25 年度)知的財産権における効果(複数回答)

Q 貴社にとって、知的財産権を所有する主な目的はどのような内容でしょうか。また、その目的を達成できているとと思われますか(効果)

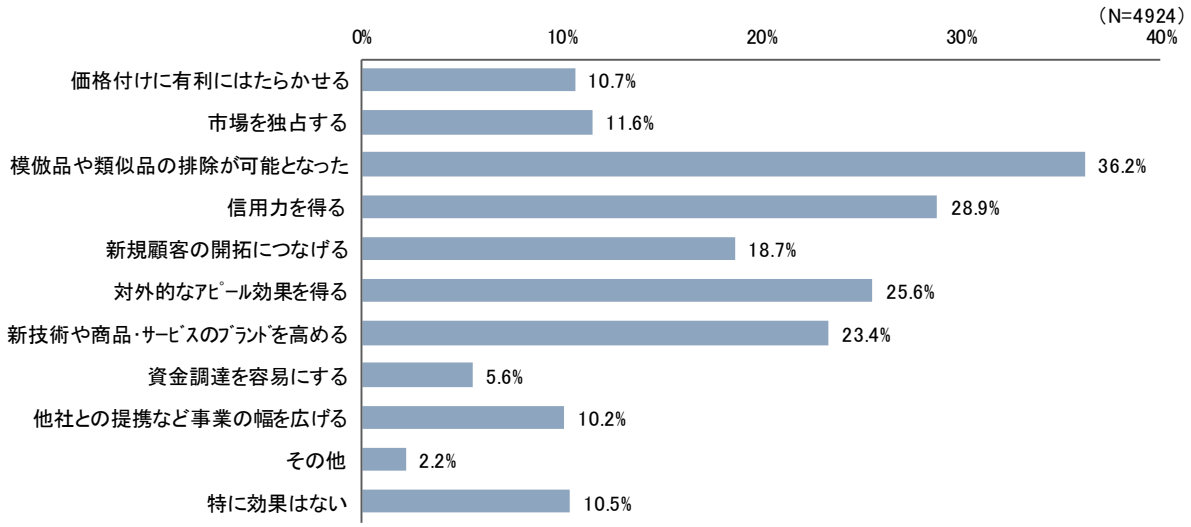

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②資金調達に対する効果

「融資や資金供給など資金調達を容易にする」と回答した企業に対して具体的な効果を尋ねたところ、「金融機関の評価が上がり、通常の融資を受けられた」と回答した企業が 39.5%、「金融機関の評価が上がり、通常の融資より優遇された」が 35.5%となっている。一方、「知的財産担保融資を受けられた」という回答は 5.9%と少ない。

平成 25 年度調査と比較すると、いずれの回答割合も大きく変化していない。

図表 Ⅲ-27 ：資金調達に関する具体的な効果(複数回答)

Q7 知的財産権を保有する効果について （上記①で「8. 融資や資金供給など資金調達を容易にする」に回答した方だけにお伺いします）

②具体的にはどのような効果がありましたか。該当するものを全て選んで下さい。(いくつでも)

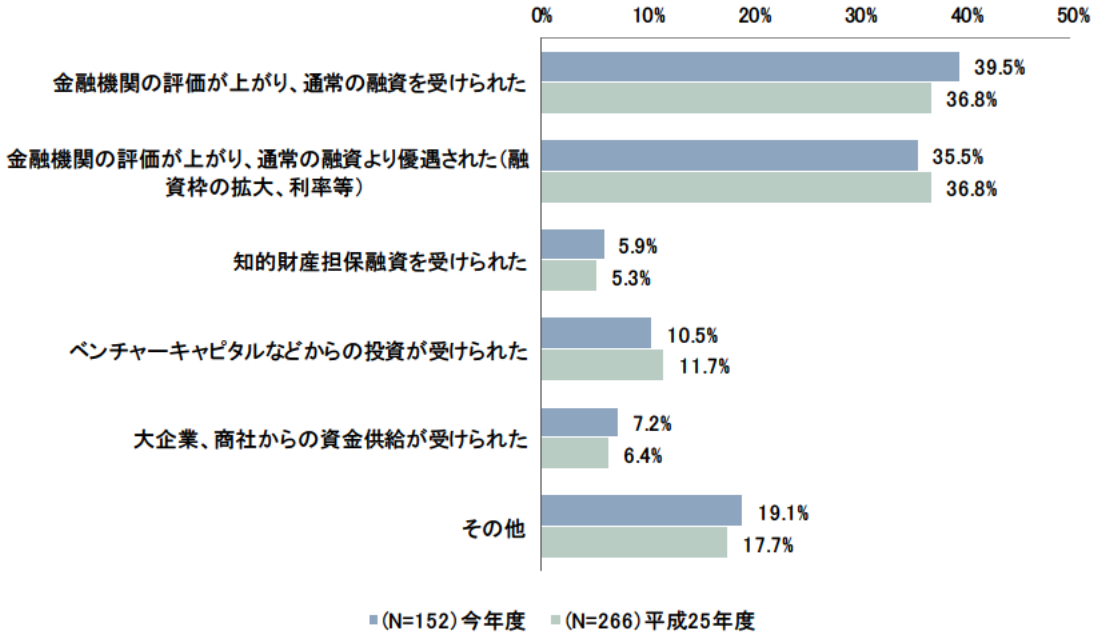

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（８）営業秘密

①特許出願と営業秘密保護について

「権利化できそうなものは営業秘密で保護するのではなく、積極的に特許出願している」企業の割合が 58.5%を占めており、「特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している」（25.0%）を大きく上回っている

図表 Ⅲ-28 ：特許出願と営業秘密保護について

Q8 営業秘密※について ①貴社では特許出願と営業秘密保護についてどのようなお考えをお持ちですか。（1つだけ）

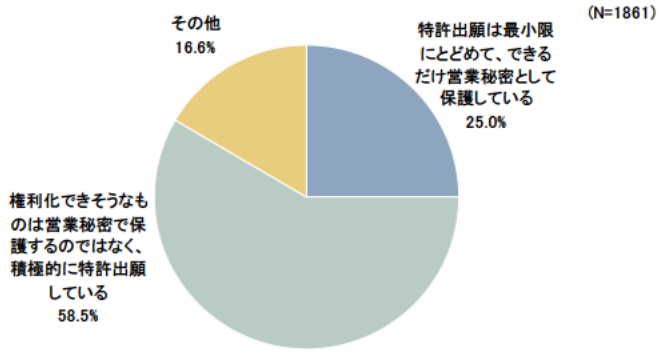

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるので単純に比較できないが、平成 25 年度では「特許や営業秘密は業務上重要であるとの認識はあるが、特に方針は定めていない」が 38.3%と最も多かった。

図表 Ⅲ-29 ：（平成 25 年度）特許や営業秘密についての取り組み

Q 貴社では、特許や営業秘密について、どのように対処していますか

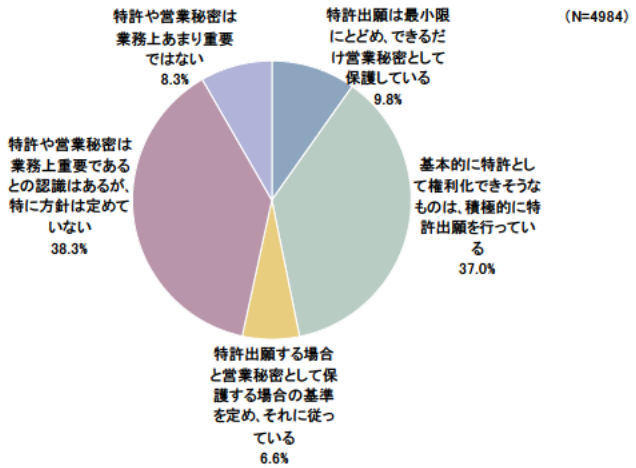

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②特許出願を最小限にとどめて営業秘密として知財を保護している理由

「特許出願は出願内容が公開され、模倣や技術流出につながる恐れがあるため」を理由としている企業の割合が 52.1%を占めており、「特許は出願費用や審査請求費用がかかり、コスト不安が大きいため」（36.5%）を上回っている。

図表 Ⅲ-30 :「できるだけ営業秘密として保護している」理由(複数回答)

Q8 営業秘密※について （上記①で「1. 特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している」と回答した方だけにお伺いします）

②その理由としてあてはまるもの全てを選んでください。(いくつでも)

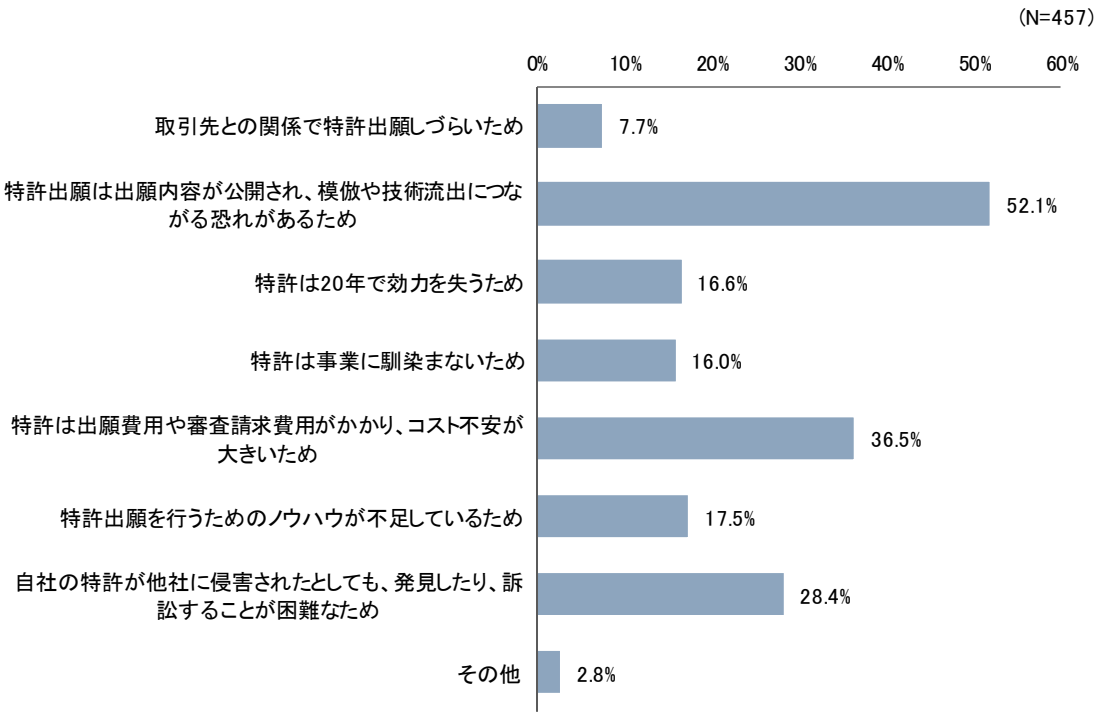

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が全く同じではないので正確な比較はできないが、いずれの理由も今年度調査と概ね同じ割合であり、大きな変化はみられない。

図表 Ⅲ-31 :(平成 25 年度)営業秘密として保護する理由(複数回答)

Q 特許出願は最小限にとどめ、できるだけ営業秘密として保護する理由

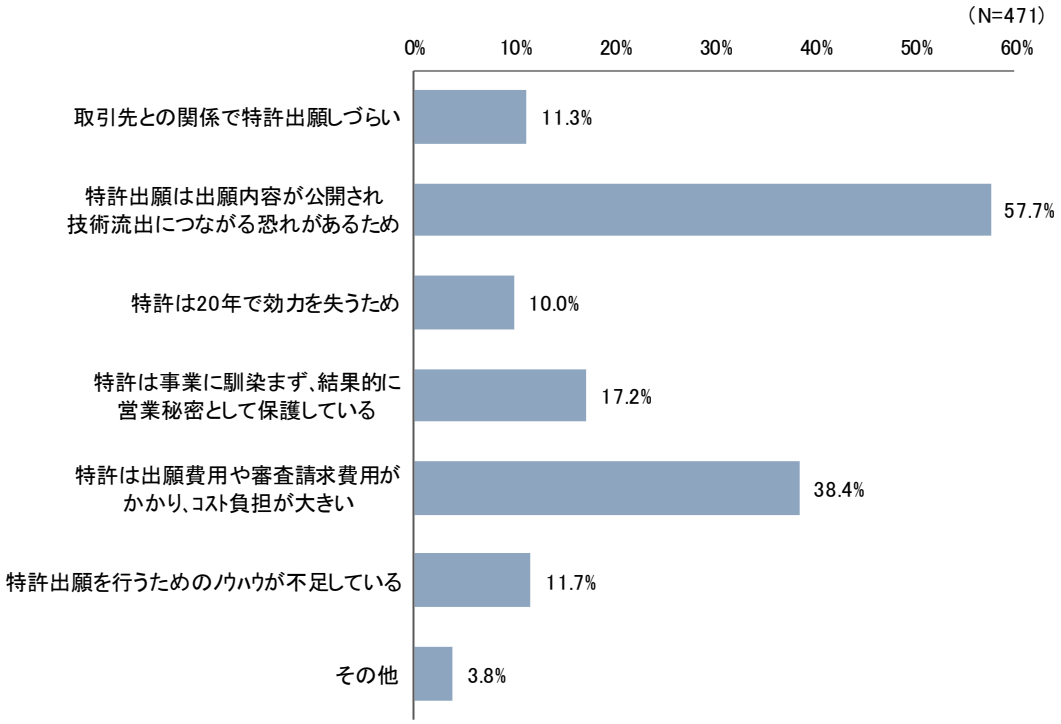

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③営業秘密の管理

「取引先と営業秘密情報をとりかわす時には秘密保持契約または覚え書きを締結している」企業の割合は 52.9%と半数超を占めている。「何が営業秘密であるかを特定している」は 25.7%、「特に管理は行っていない」は 19.6%となっている。

図表 Ⅲ-32 ：営業秘密の管理について(複数回答)

Q8 営業秘密※について ③貴社の営業秘密の管理について、あてはまるもの全てを選んでください。(いくつでも)

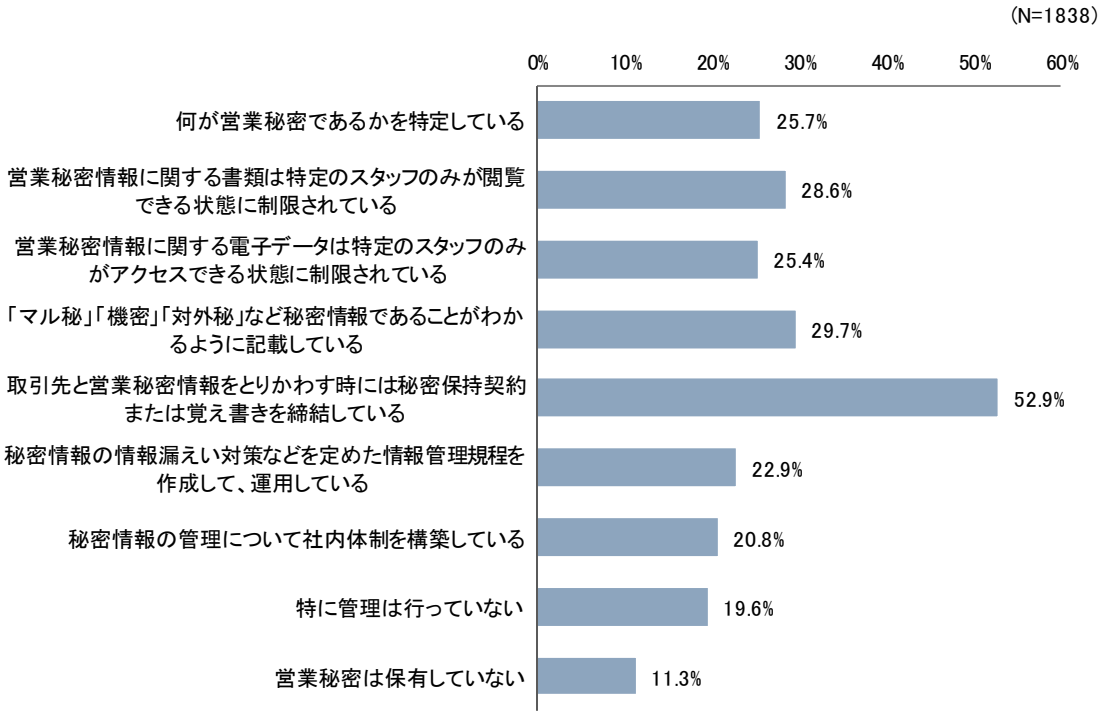

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が全く同じではないので正確な比較はできないが、平成 25 年度調査より今年度調査の方が営業秘密の様々な管理活動の回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-33 :(平成 25 年度)営業秘密の管理方法(複数回答)

Q 貴社は営業秘密(ノウハウ)の管理をどのように行っていますか

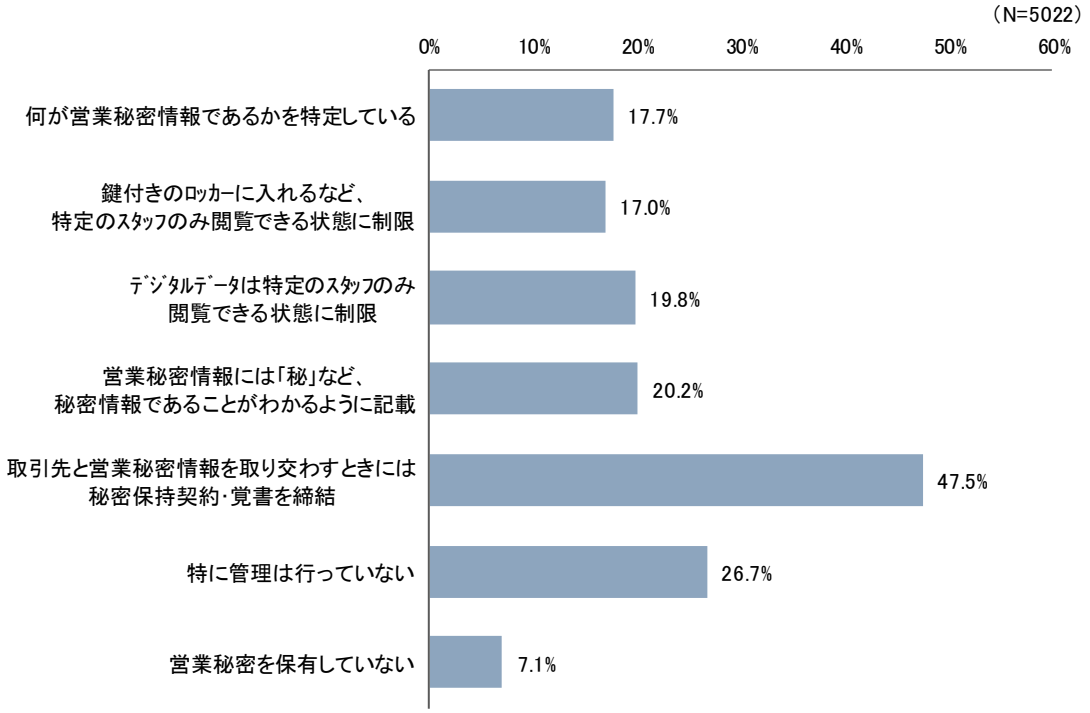

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④営業秘密保有を証明する手段

営業秘密を保有している企業について、「先使用権や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない」企業が 49.2%と約半数を占めている。また、「先使用権や不正競争防止法による保護制度は知らない」も 34.1%となっており、引き続き普及啓発を行う必要があるとみられる。

図表 Ⅲ-34 :営業秘密の保有を証明する手段(複数回答)

Q8 営業秘密※について ④貴社は先使用権や不正競争防止法による保護を受けるために、営業秘密の保有を証明する手段として貴社が利用しているものを全て選んでください。(いくつでも)

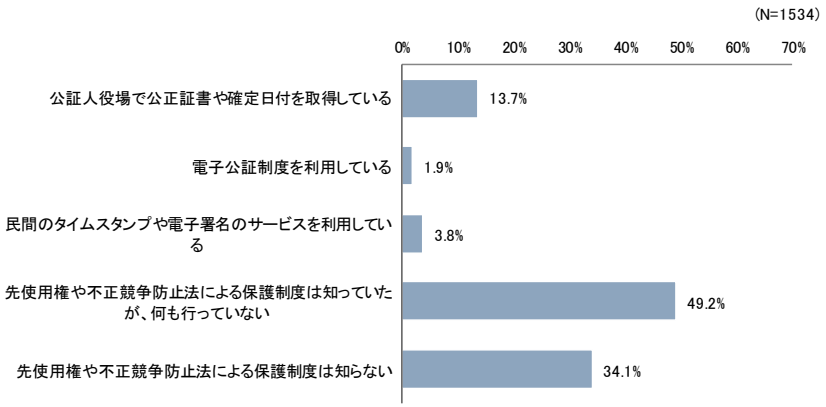

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なっており単純に比較できないが、平成 25 年度調査では「保護制度は知っていたが、なにも行っていない」という回答が 62.4%であり、今年度調査の回答割合の方が小さいことから、何等かの対策を実施している企業の割合が増加しているとみられる。

図表 Ⅲ-35 :(平成 25 年度)営業秘密の保有を証明する手段(複数回答)

Q 貴社は、先使用権や不正競争防止法による保護を受けるために、営業秘密(ノウハウ)の保有を証明する手段として、どのようなものを利用していますか

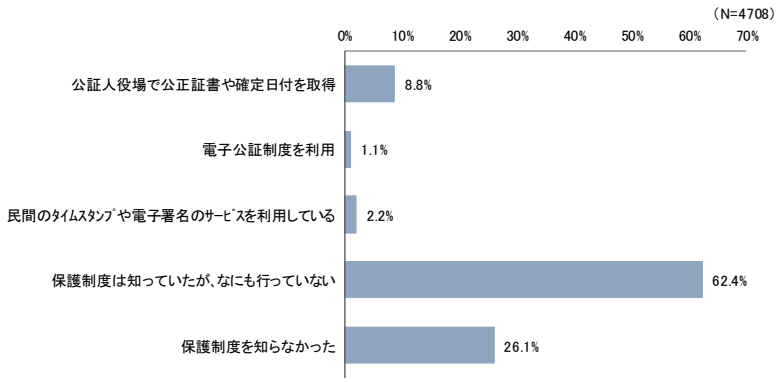

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤営業秘密を保護する制度は知っていたが、利用していない理由

「手続が面倒であるため」という理由が 36.1%、「どのような証明方法があるか知らなかったため」が 33.6%となっている。

平成 25 年度調査と比較すると、「手続きが面倒である」という理由をあげる企業の割合は 29.0%から 36.1%に増加している。

図表 Ⅲ-36 :「保護制度は知っていたが、何も行っていない」理由(複数回答)

Q8 営業秘密※について （上記④で「4. 先使用権や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない」に回答した方だけにお伺いします）

⑤何も行っていない理由は何ですか。該当するものを全て選んで下さい。(いくつでも)

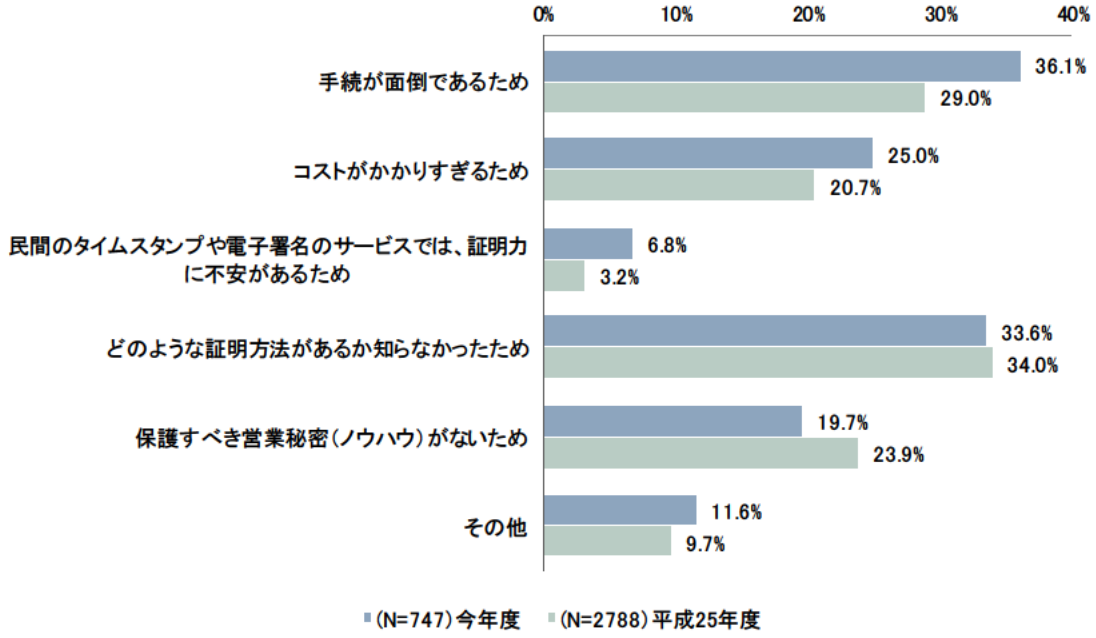

注） %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑥営業秘密に関する事件の有無

「自社の営業秘密が流出したことがある」企業の割合は 11.2%と 1 割を超えている。

図表 Ⅲ-37 ：営業秘密事件の有無(複数回答)

Q8 営業秘密※について ⑥貴社は営業秘密に関する事件の経験をお持ちですか。(いくつでも)

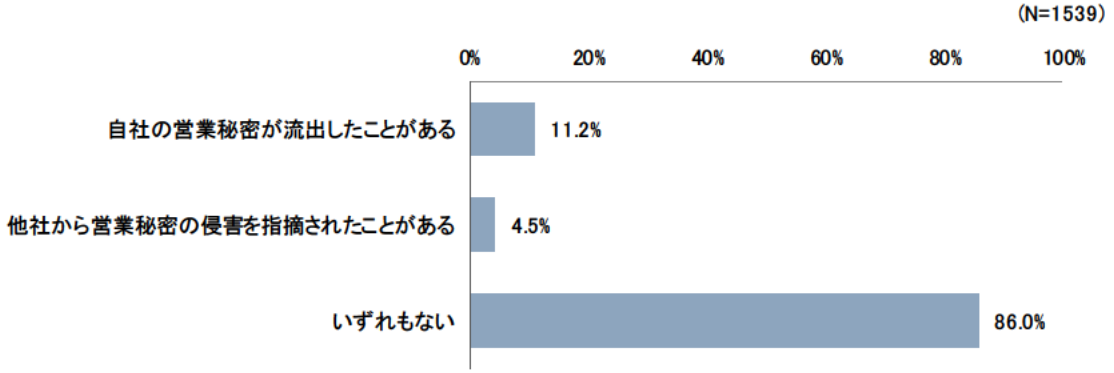

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（９）技術移転の受け入れ

①技術移転経験の有無

他者から技術移転を「受けたことがある」企業は 16.8%となっている。

図表 Ⅲ-38 ：技術移転の有無

Q9 技術移転について ①他者から技術移転を受けたことがありますか。(1つだけ)

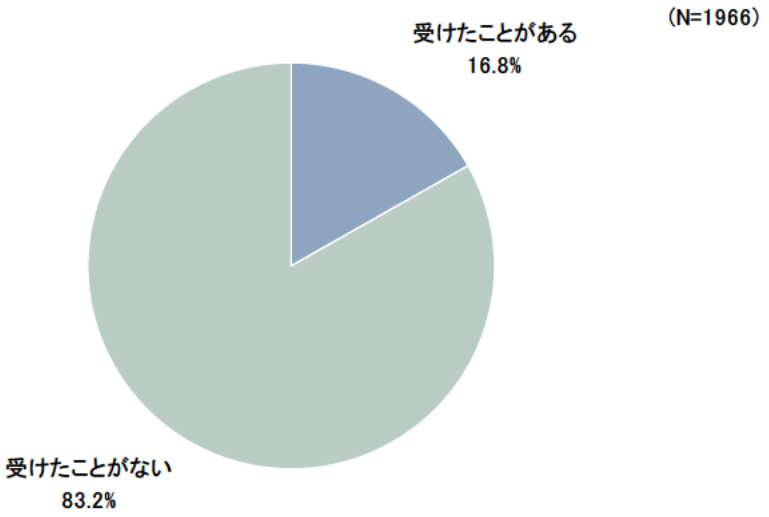

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②技術移転への関心の有無

技術移転を受けることに「関心がある」企業の割合は 39.9%となっており、「受けたことがある」企業割合の 2.5 倍程度となっている。

図表 Ⅲ-39 ：技術移転への関心の有無

Q9 技術移転について ②技術移転を受けることに関心はありますか。(1つだけ)

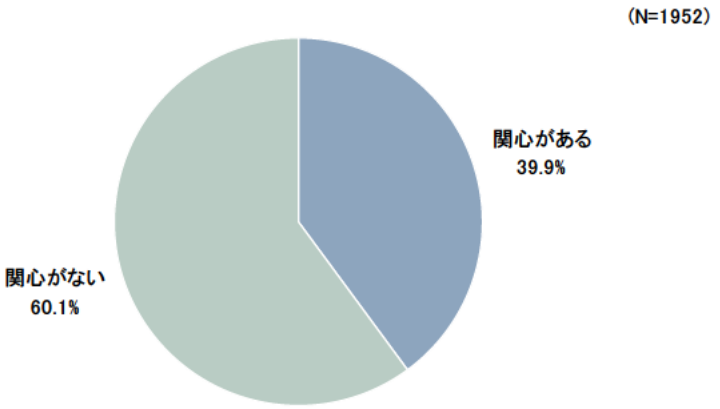

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

今年度と回答選択肢が異なり正確には比較できないが、「関心がない」割合は今年度と平成 25 年度はほぼ同じとみられる。

図表 Ⅲ-40 ：(平成 25 年度)技術移転を受けることへの関心(経験)の有無

Q 貴社は技術移転を受けることに関心(経験)はありますか

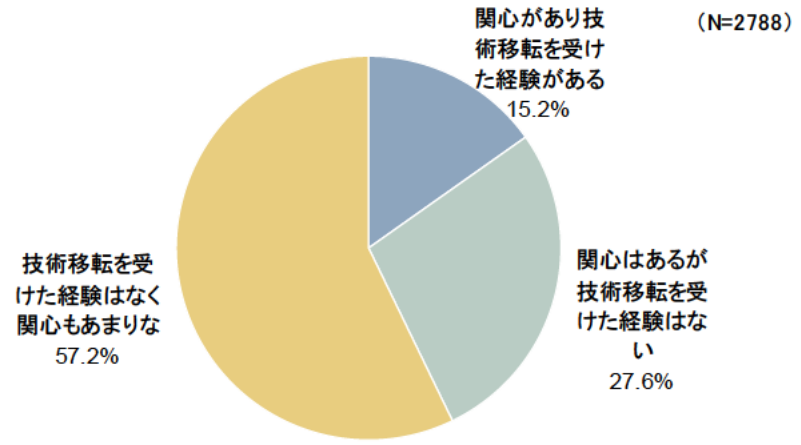

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③関心のある技術移転元

技術移転を受けることに関心がある企業についてみると、「国内の大学」からの技術移転に関心をもつ企業の割合が 63.1%、「国や公設の試験研究機関」が 54.2%となっており、垂直型（研究機関から企業へ）の技術移転に関心をもつ企業が多い。また、「国内の中堅企業・大企業」（47.2%）など企業から技術移転を受ける水平型への関心も比較的強い。

図表 Ⅲ-41 ：関心のある技術移転元(複数回答)

Q9 技術移転について ③どこからの技術移転に関心をお持ちですか。(いくつでも)

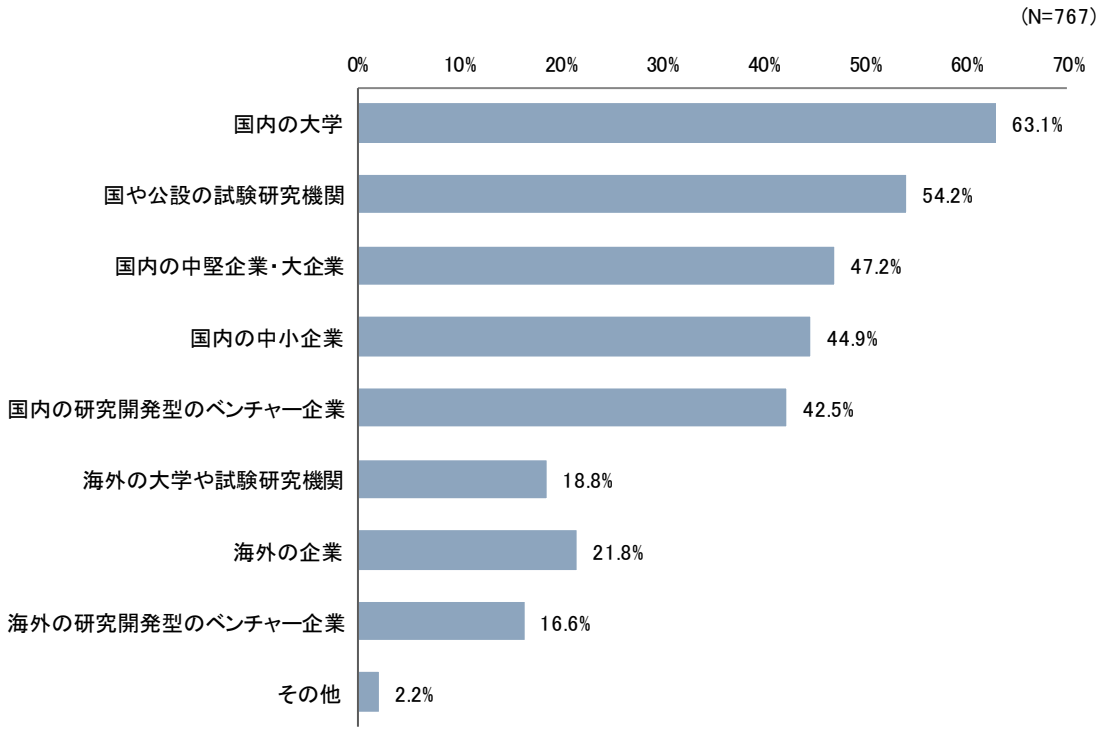

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

今年度の方がいずれの機関も回答割合が大きくなっており、オープンイノベーション等の影響により、移転元にとらわれず広く良い技術を求める傾向に変化しているとみられる。

図表 Ⅲ-42 :(平成 25 年度)技術移転に関心を持つ機関(複数回答)

Q どこからの技術移転に関心をお持ちですか

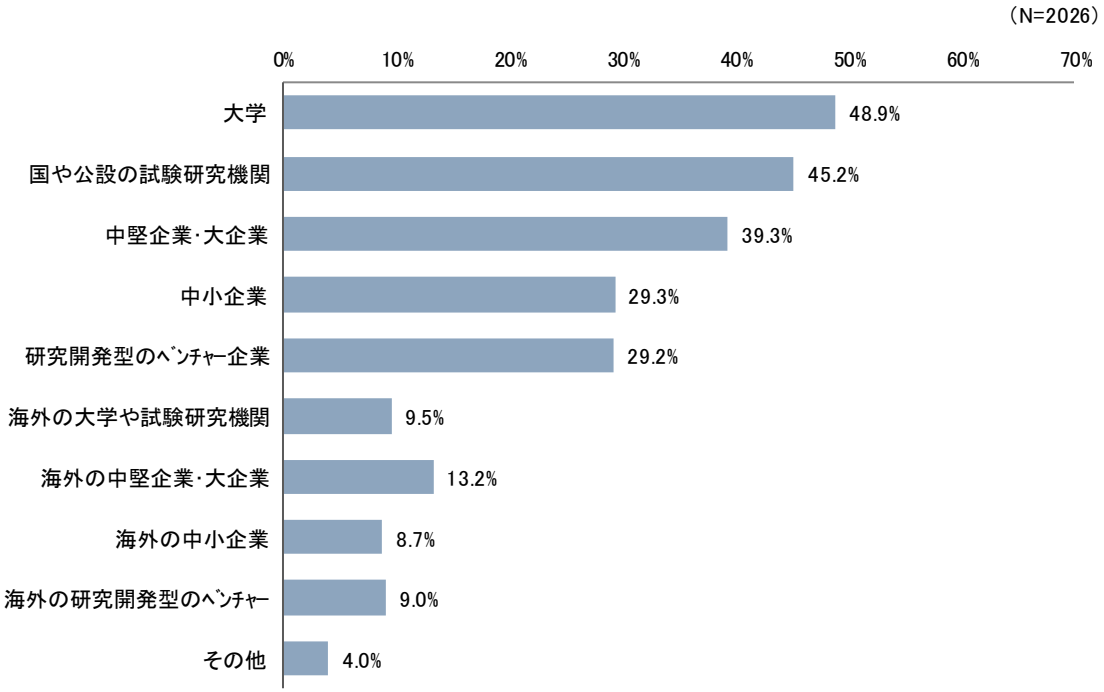

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④技術移転を受ける目的

技術移転を受けることに関心がある企業についてみると、技術移転の目的は「新技術・新商品・新サービスの開発」が 86.0%、「既存の技術・商品・サービスの改良・改善」が 59.0%となっている。

平成 25 年度調査と比較すると、今年度調査の方がいずれも回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-43 ：技術移転を受ける目的(複数回答)

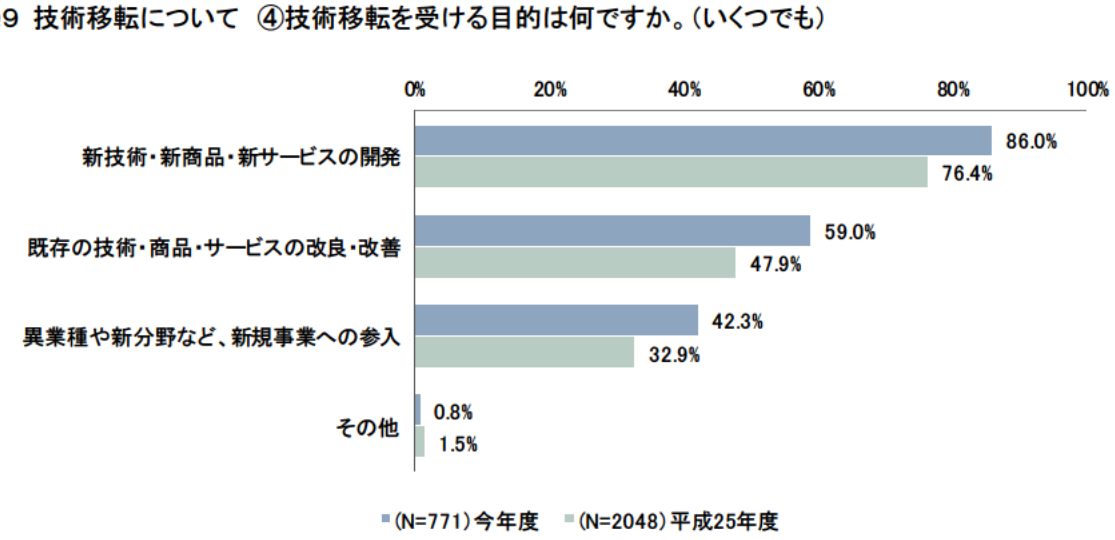

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤技術移転を受けるにあたっての課題

技術移転を受けることに関心をもつ企業が技術移転を受けるにあたっての課題として、「自社ビジネスに適用するための人材やノウハウが不足している」をあげる企業の割合が 55.7%と最も大きく、「特許・技術取引に係る情報が不足している」(45.1%)、「有望な技術の発掘方法がわからない」(43.0%) など多くの課題があがっている。

図表 Ⅲ-44 :技術移転を受けるにあたっての課題(複数回答)

Q9 技術移転について ⑤技術移転を受けるにあたってどのような課題がありますか。(いくつでも)

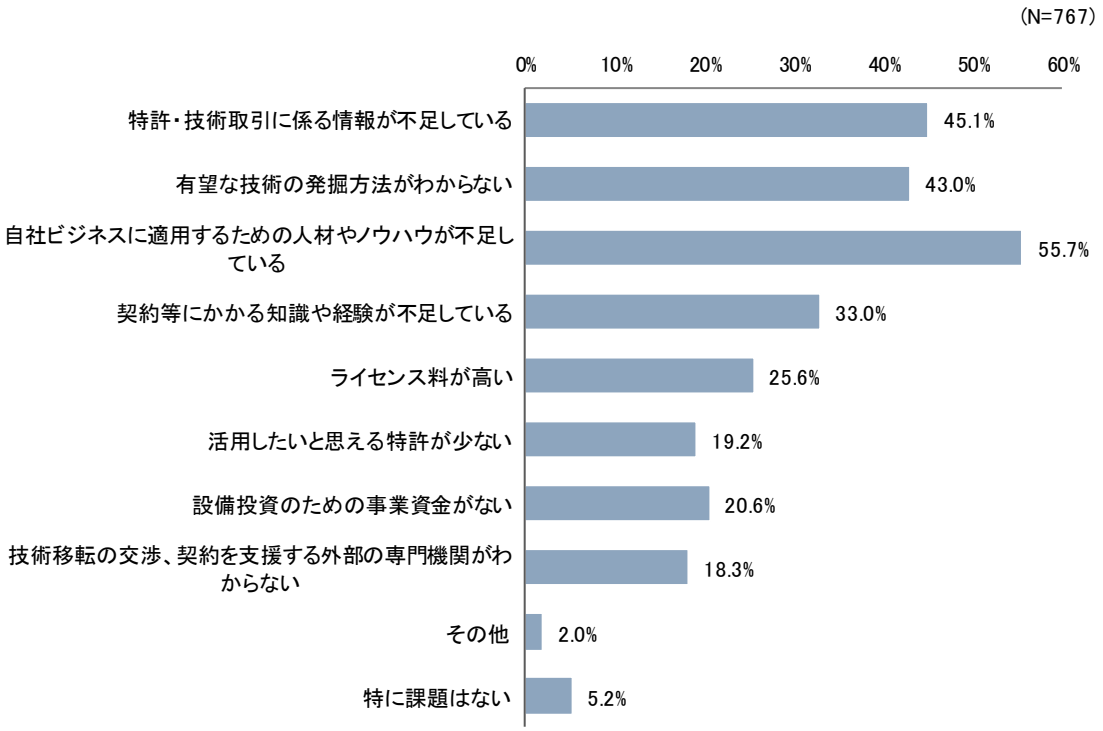

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なっているため正確な比較はできないが、今年度は平成 25 年度と比べて、「ライセンス料が高い」を除き、いずれの課題も回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-45 :(平成 25 年度)技術移転を受けるにあたっての課題(複数回答)

Q 技術移転を受けるにあたっての課題は何ですか

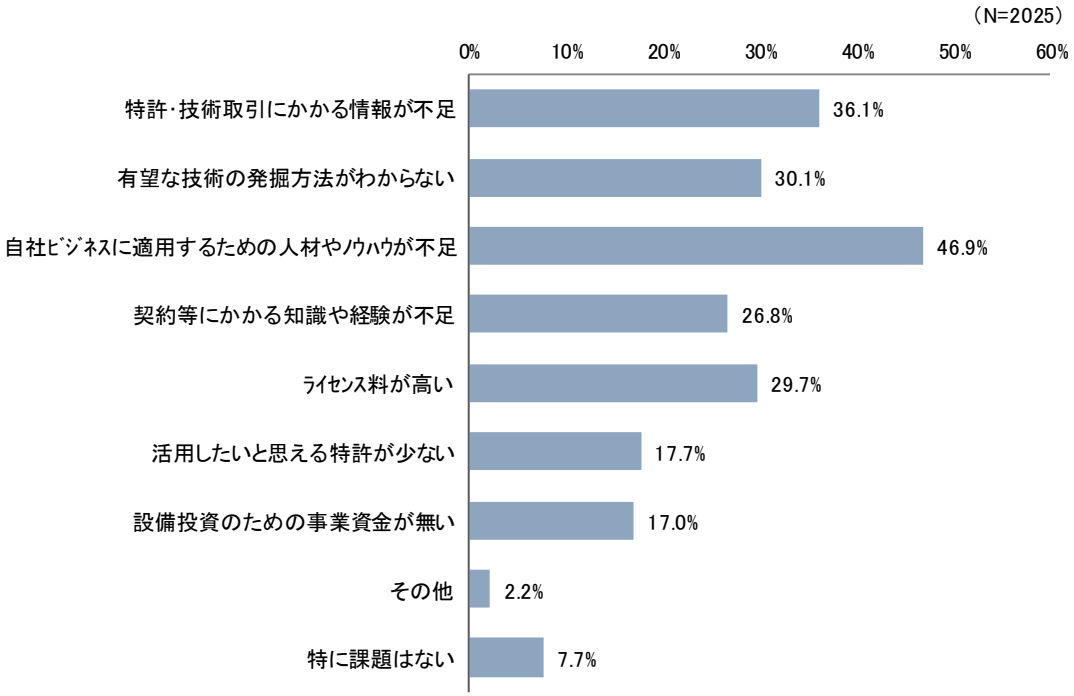

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１０）ライセンス供与

①ライセンス供与への関心の有無

他社に技術をライセンスすることに「関心がある」企業の割合は 46.6%と約半数を占めており、技術移転を受けることに関心をもつ企業（39.9%）より若干多くなっている。

図表 Ⅲ-46 ：ライセンス供与への関心の有無

Q10 ライセンスの供与について ①貴社の技術を他社にライセンスすることに関心はありますか。（1つだけ）

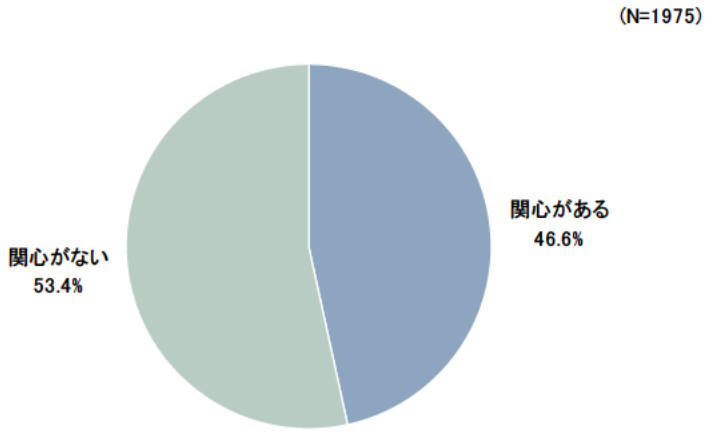

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②ライセンス供与経験の有無

技術を他社に「ライセンスしたことがある」企業の割合は 17.9%となっており、ライセンスに関心をもつ企業の４割弱となっている。

図表 Ⅲ-47 ：ライセンス供与の有無

Q10 ライセンスの供与について ②貴社の技術を他社にライセンスしたことはありますか。（1つだけ）

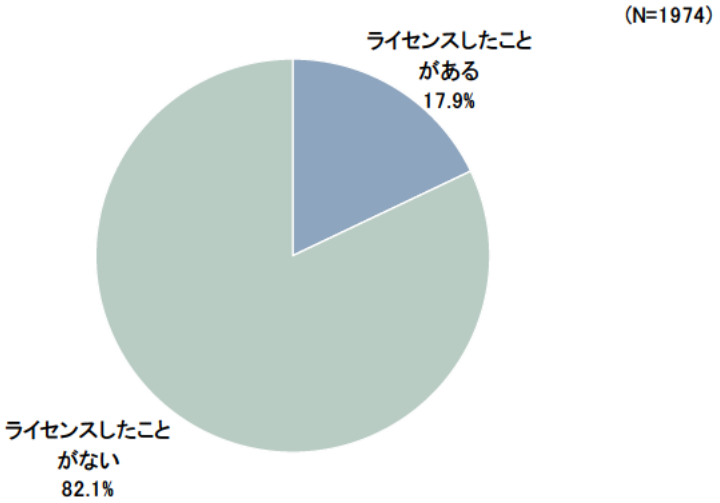

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「関心がある」と答えた企業の割合は平成 25 年度は 54.0%となっており、今年度の方が小さくなっている。

図表 Ⅲ-48 ：（平成 25 年度）ライセンスを供与することへの関心（経験）の有無

Q 貴社はライセンスを供与することに関心（経験）はありますか

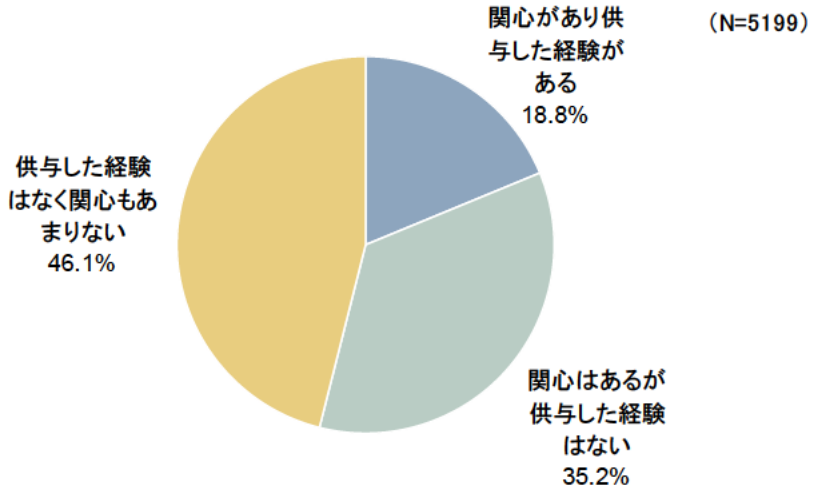

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③ライセンス先

他社にライセンスした経験をもつ企業のライセンス先は「国内の中堅企業・大企業」と「国内の中小企業」がともに約 46%となっている。また、「海外の企業」は 25.6%となっている。

図表 Ⅲ-49 :ライセンス先(複数回答)

Q10 ライセンスの供与について （以下③～⑤はライセンスしたことがある方だけにお伺いします）
③ライセンス先はどちらですか。(いくつでも)

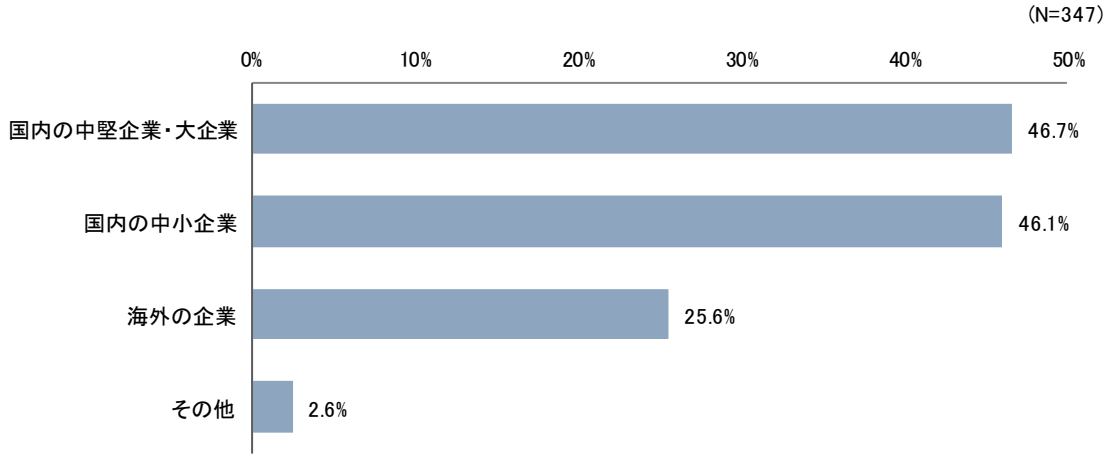

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、今年度と平成 25 年度を比較すると、いずれものライセンス先も回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-50 :(平成 25 年度) 知的財産の現在のﾗｲｾﾝｽへの使用について(複数回答)

Q 貴社の知的財産(ノウハウ含む)は、現在、ライセンスに使用されていますか

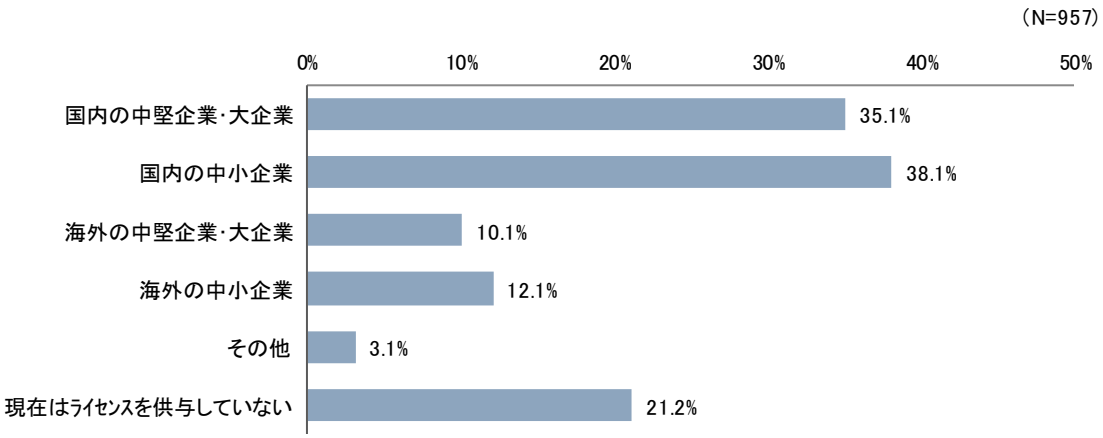

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④ライセンス供与したケース

ライセンスした経験をもつ企業がどのような場合にライセンスしたかについてみると、「自社技術を他社の製品に導入する場合」が 65.0%と最も多い。次いで「自社のブランド（商標）やキャラクターを他社が製品に使用する場合」が 26.0%と多くなっている。「他社からの依頼で自社の未利用特許や商標の使用を許可する場合」は 15.6%、「お互いが保有する特許を相互に利用できるようにクロスライセンスする場合」は 12.7%となっている。

図表 Ⅲ-51 ：ライセンス供与したケース（複数回答）

Q10 ライセンスの供与について （以下③～⑤はライセンスしたことがある方だけにお伺いします）
④どのようなライセンスしましたか。（いくつでも）

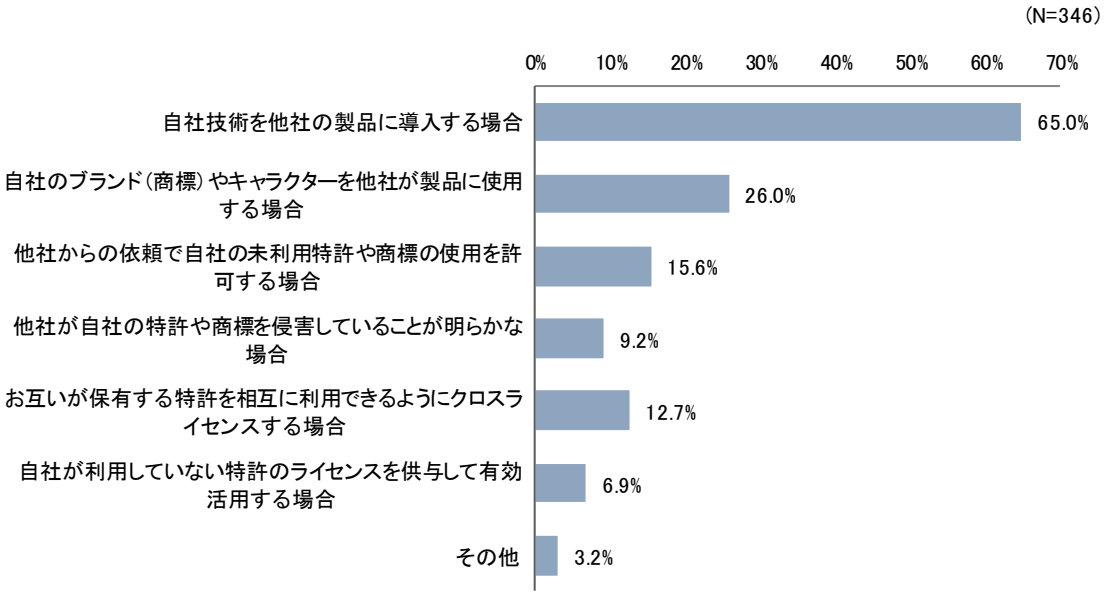

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

今年度調査と平成 25 年度を比較すると、「自社技術を他社の製品に導入する場合」の回答割合は平成 25 年度（50.9%）に比べて大きくなっている。一方、「自社のブランドやキャラクターを他社が製品に使用する場合」（31.7%）、「他社の依頼で自社の未利用特許や商標使用を許可する場合」（30.5%）は今年度の回答割合の方が小さくなっている。

図表 Ⅲ-52 :(平成 25 年度)他社へのﾗｲｾﾝｽ供与について(複数回答)

Q 貴社は、どのような場合に、他社へライセンスを供与していますか。あるいは、ライセンスを供与したいと思いますか

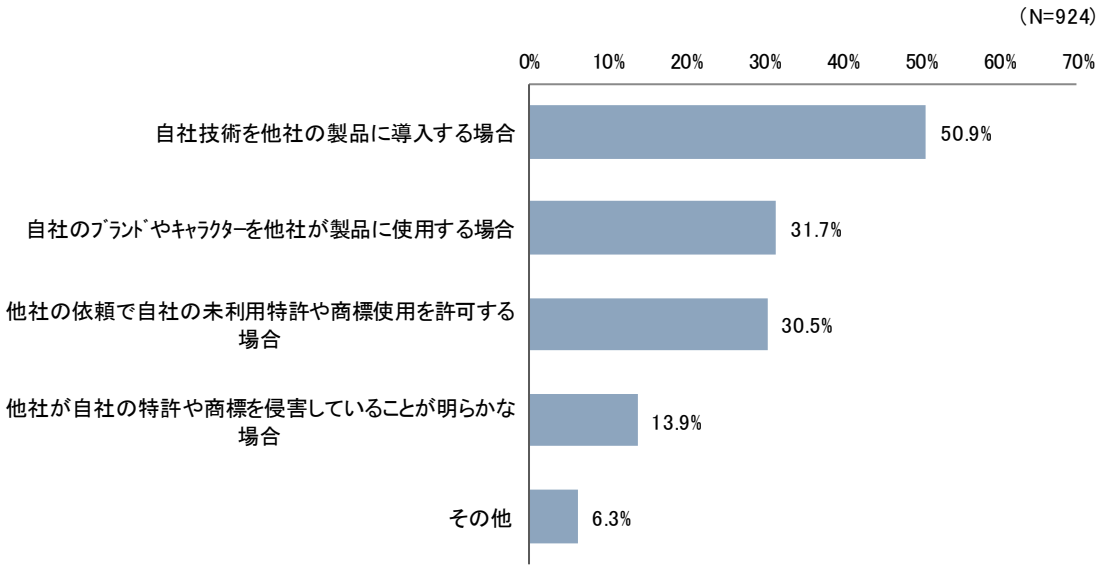

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１１）模倣被害

①模倣被害経験の有無

これまでに「模倣被害を受けた」ことがある企業の割合は 30.7%となっており、平成 25 年度の 18.7%から増加している。また、「不明（わからない、把握していない）」は 35.9%となっている。

図表 Ⅲ-53 ：模倣被害の有無

Q11 模倣被害について ①これまでに貴社商品・サービスに対し模倣被害を受けたことがありますか。（1つだけ）

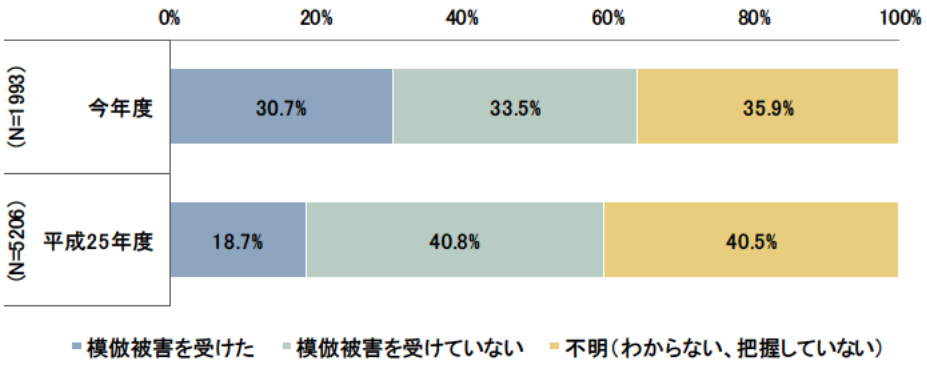

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②模倣被害を受けた知的財産権

模倣被害を受けた経験のある企業についてみると、最も多い模倣被害は「特許権（国内）」（35.1%）、次いで「商標権（国内）」が 28.9%となっている。また、「商標権（海外）」（21.1%）も比較的多くなっている。

図表 Ⅲ-54 ：模倣被害を受けた知的財産権(複数回答)

Q11 模倣被害について ②上記①の模倣被害を受けた知的財産権はどれですか。(いくつでも)

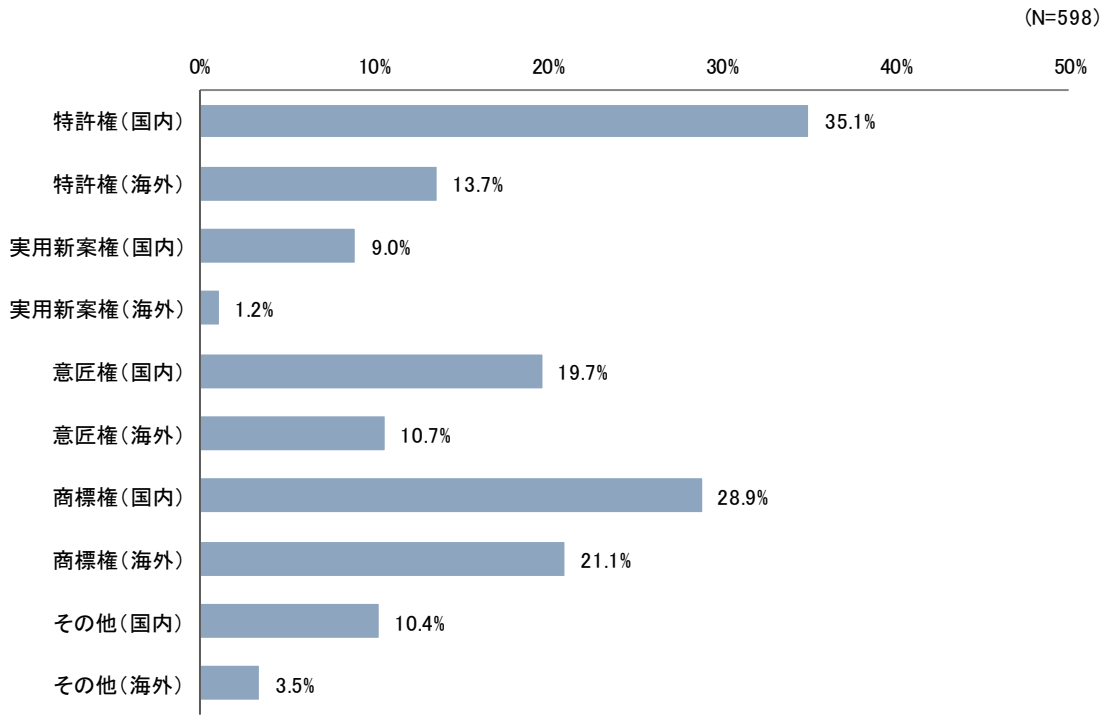

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

今年度と回答選択肢が異なるが、平成 25 年度は「特許権」に対する被害が 40.3%、「商標権」が 34.2%となっている。

図表 Ⅲ-55 :(平成 25 年度)模倣被害にあった知的財産権(複数回答)

Q 模倣被害にあった知的財産権すべてを選択してください

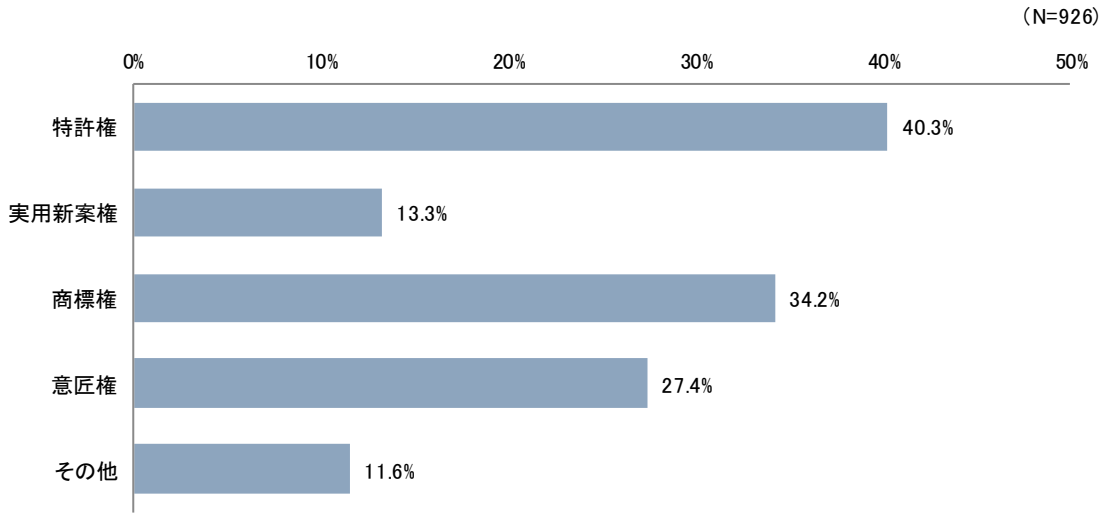

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③模倣被害の内容

模倣被害を受けた企業の内容は「技術模倣」(41.6%)、「デッドコピー」(38.6%)、「デザイン模倣」(38.4%) が多い。「ブランド偽装」は平成 25 年度の 22.6%から 30.1%へと割合が増加している。

図表 Ⅲ-56 :模倣被害の内容(複数回答)

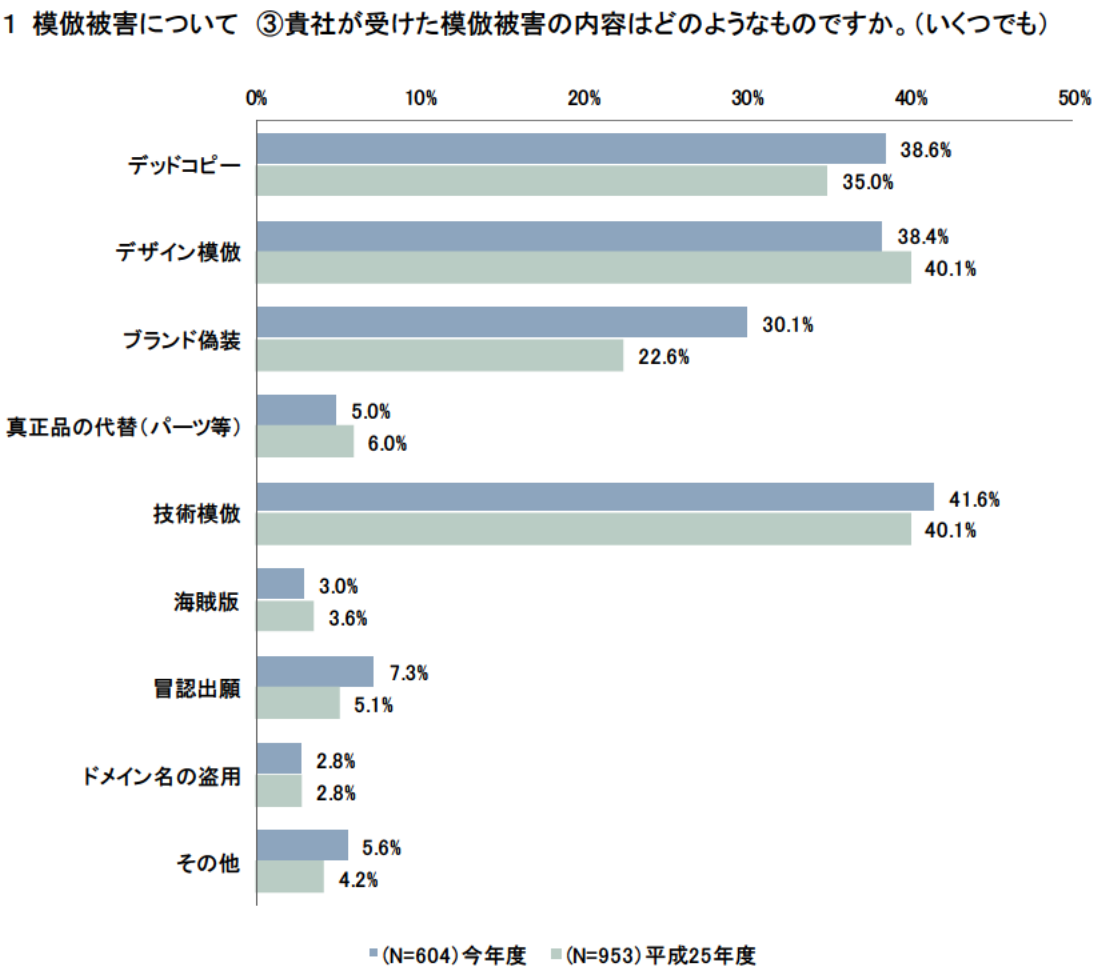

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④模倣被害への対応

模倣被害を受けた経験のある企業の対応は、「相手先に警告状を発送し模倣品回収や損害金の請求を行った」企業が 44.7%となっているが、「何も対応しなかった」企業も 27.3%と比較的多くなっている。

図表 Ⅲ-57 ：模倣被害への対応(複数回答)

Q11 模倣被害について ④貴社は模倣被害に対してどのような対応をとりましたか。(いくつでも)

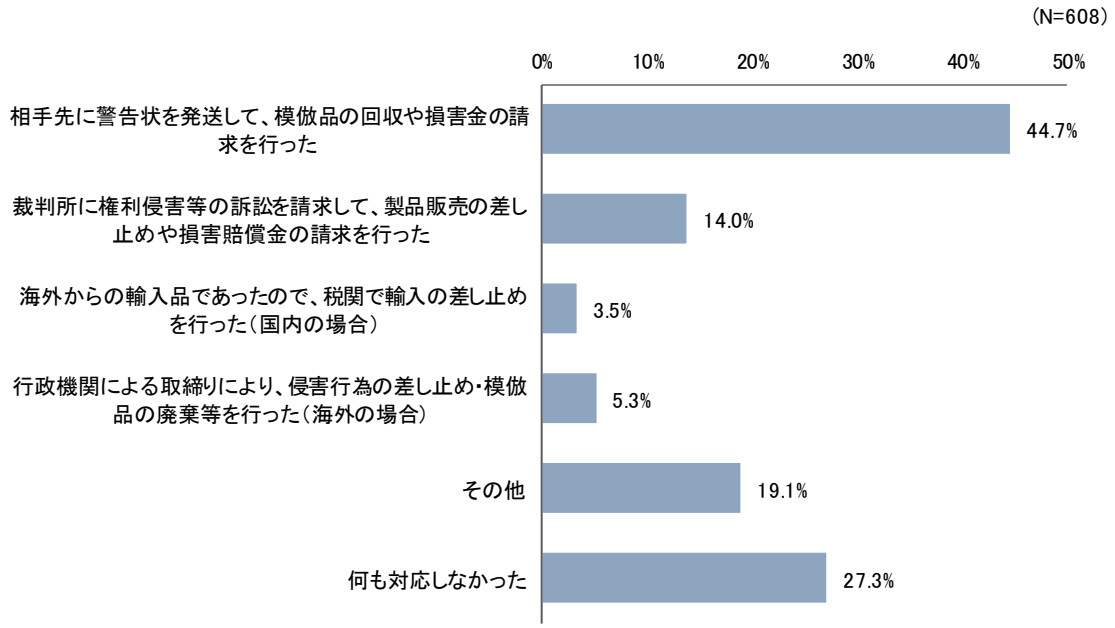

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なっているが、「相手先に警告状を発送して、模倣品の回収や損害金の請求を行った」企業の割合は平成 25 年度（38.0%）より大きくなっており、「何も対応を取らなかった」は平成 25 年度（35.8%）より小さくなっている。

図表 Ⅲ-58 :（平成 25 年度）模倣被害に対しての対応（複数回答）

Q 貴社は、模倣被害に対して、どのような対応をとりましたか

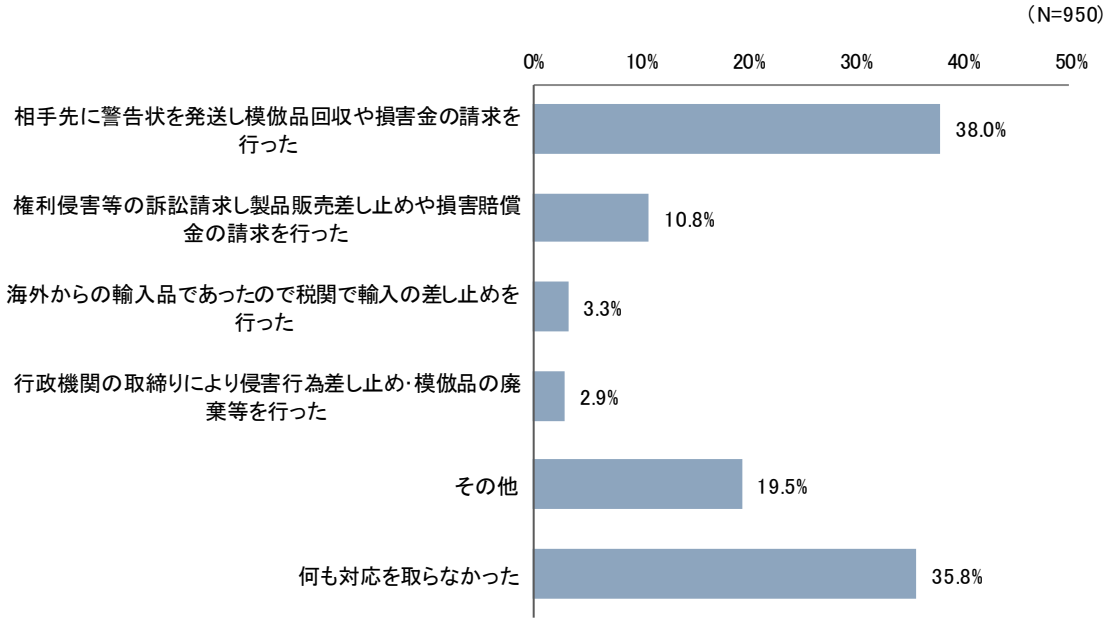

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤模倣被害に対応しなかった理由

模倣被害に何も対応しなかった企業の理由をみると、「コストがかかるため」（40.0%）が最も多い。「対応を取ることが出来る者がいなかった」の回答割合は平成 25 年度の 20.8%から 29.1%に増加している。

図表 Ⅲ-59 ：模倣被害に「何も対応しなかった」理由（複数回答）

Q11 模倣被害について （上記④で「6. 何も対応しなかった」方だけにお伺いします）
⑤何も対応しなかったのはなぜですか。（いくつでも）

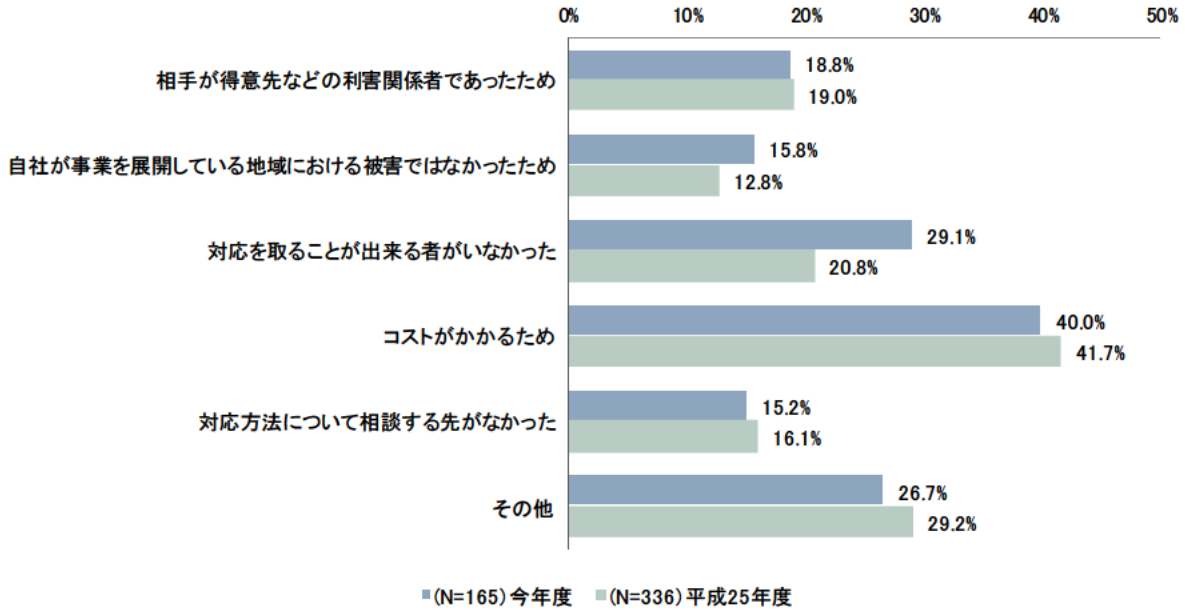

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１２）他社の知的財産権への侵害

①侵害経験の有無

他社の権利を侵害したことがある企業は、合計すると 13.2%であり、「模倣被害を受けた」企業（30.7%）に比べると少ない。「事業化・製品化等の前に先行技術調査や先行登録調査を実施しているため、他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことはない」企業は 48.9%となっている。

他社の権利を侵害したことがある企業の割合は、平成 25 年度（12.5%）と今年度（13.2%）はあまり変わっていない。

図表 Ⅲ-60 ：他社の知的財産権への侵害の有無

Q12 他社の知的財産権の侵害について ①他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまった経験はありますか。（1つだけ）

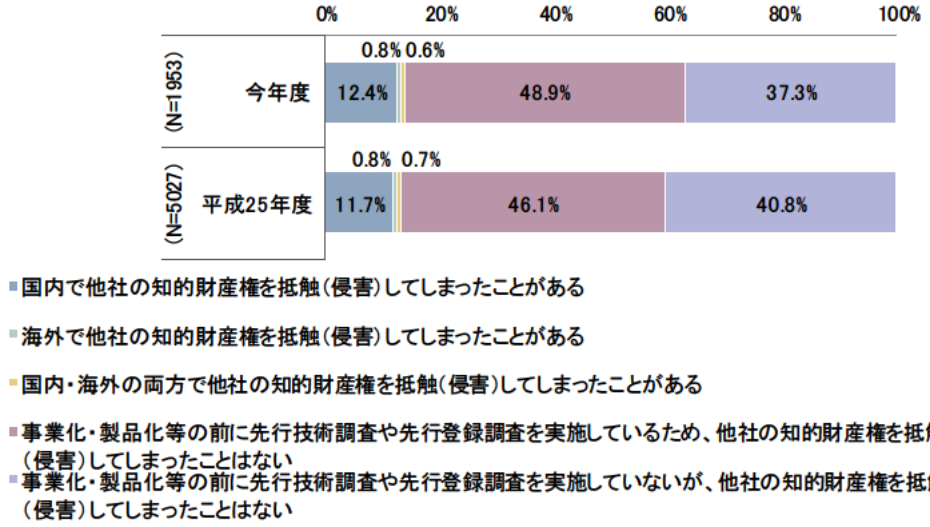

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②侵害した知的財産権

他社の知的財産権を侵害した企業についてみると、侵害した知的財産権は「特許権（国内）」と「商標権（国内）」がともに 40%程度と多くなっている。

図表 Ⅲ-61 ：侵害してしまった知的財産権(複数回答)

Q12 他社の知的財産権の侵害について ②上記①で抵触（侵害）してしまった知的財産権はどれですか。（いくつでも）

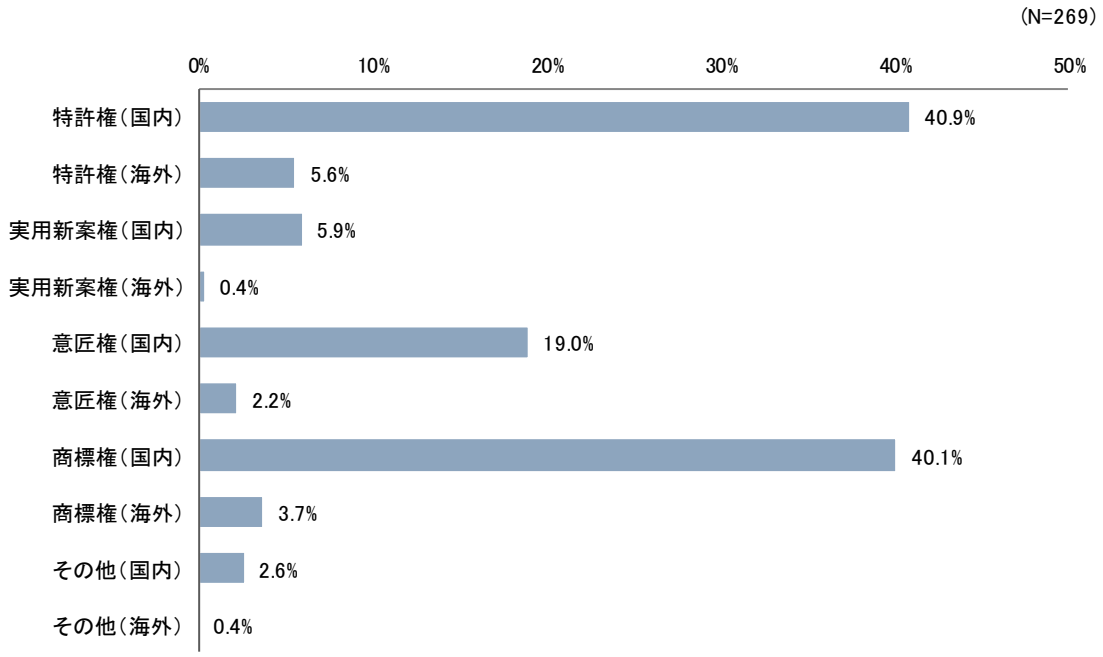

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、平成 25 年度は「特許権（国内）」の回答件数が 145 社、「商標権（国内）」は 89 社と「特許権（国内）」より少なくなっている。

図表 Ⅲ-62 :(平成 25 年度)抵触のあった知的財産権(複数回答)(単位:回答数)

Q 抵触(侵害)のあった知的財産権すべて選択してください

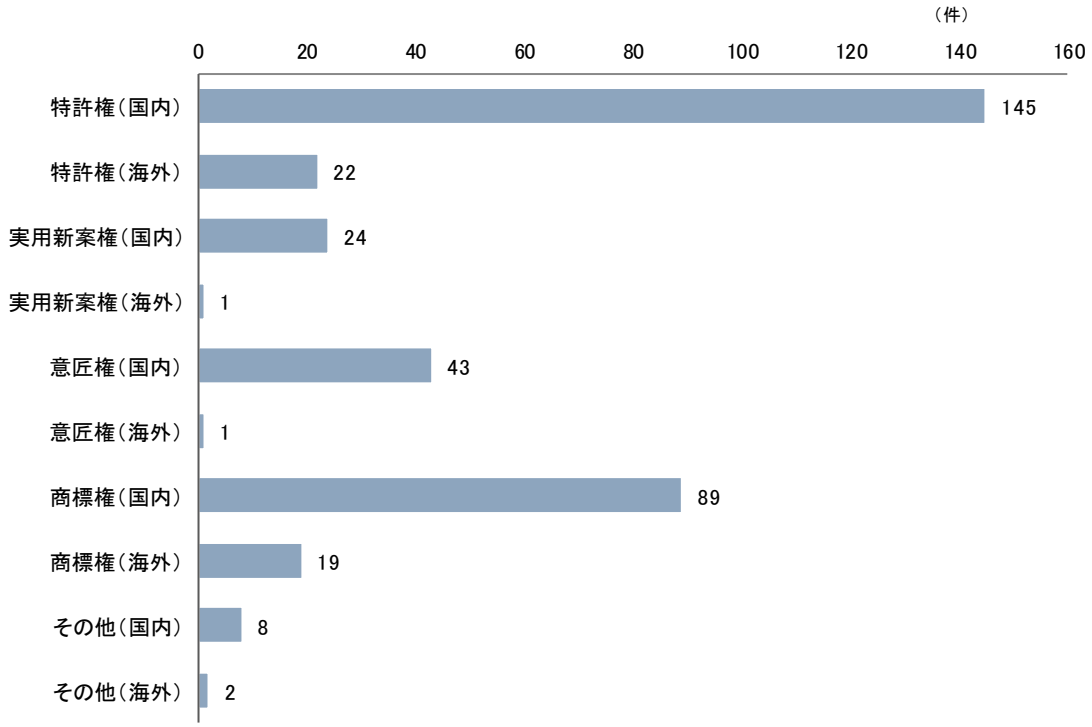

③権利侵害被害に対する他社の対応

権利を侵害した企業から、「貴社に対し警告状が発送され、製品の回収や解決金の請求が行われた」企業が 56.0%と多く、「裁判所に権利侵害等の訴訟が提起され、販売の差し止めや損害賠償金の請求が行われた」企業は 17.5%となっている。

「販売の差し止めや損害賠償金の請求が行われた」回答割合は、平成 25 年度（14.1%）より今年度（17.5%）の方がわずかに大きくなっている。

図表 Ⅲ-63 ：権利侵害被害への対応(複数回答)

Q12 他社の知的財産権の侵害について ③他社は貴社の権利侵害被害に対してどのような対応をとりましたか。(いくつでも)

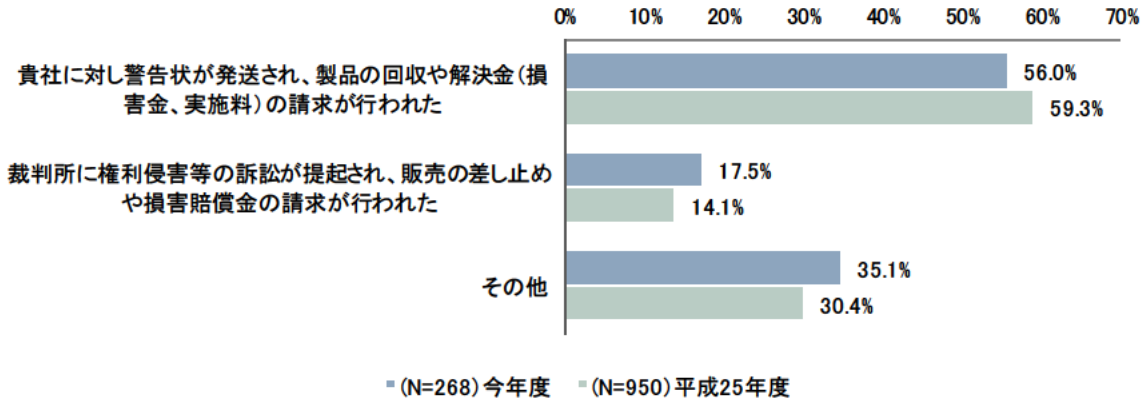

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１３）企業経営と知的財産活動

①企業経営における知的財産活動の位置づけ

「企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業は 30.0%、「企業経営において知的財産活動を意識して実践している」は 40.2%、あわせると約７割の企業が企業経営に役立つ知的財産活動を実践している。

図表 Ⅲ-64 ：企業経営と知的財産活動の関係性

Q13 貴社の知的財産活動全般について ①企業経営と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものはどれですか。（1つだけ）

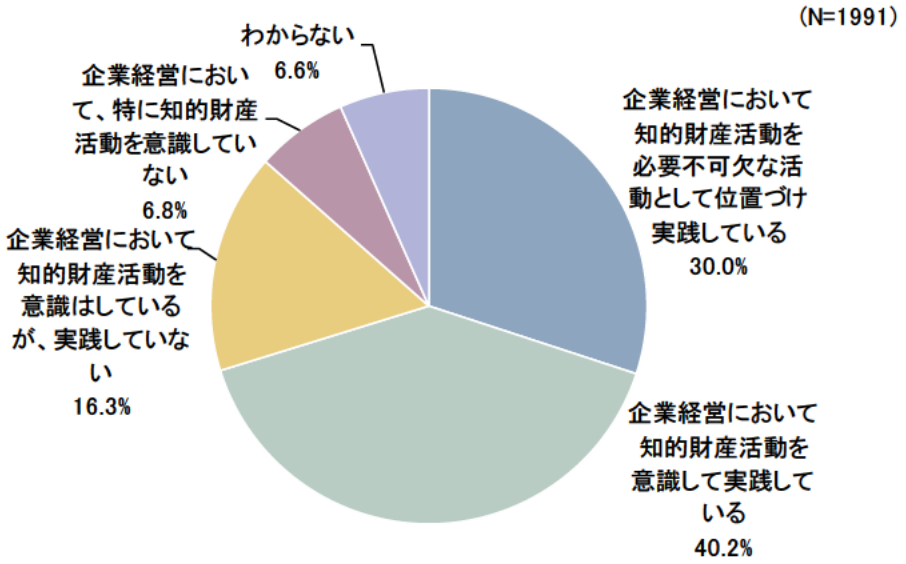

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業の割合は 21.0%から 30.0%へ、「意識して実践している」は 29.1%から 40.2%へと割合が大きくなっており、知財経営企業が増加している傾向が伺われる。

図表 Ⅲ-65 :(平成 25 年度)企業経営と知的財産活動の関係性について

Q 企業経営と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものを 1 つ選んでください

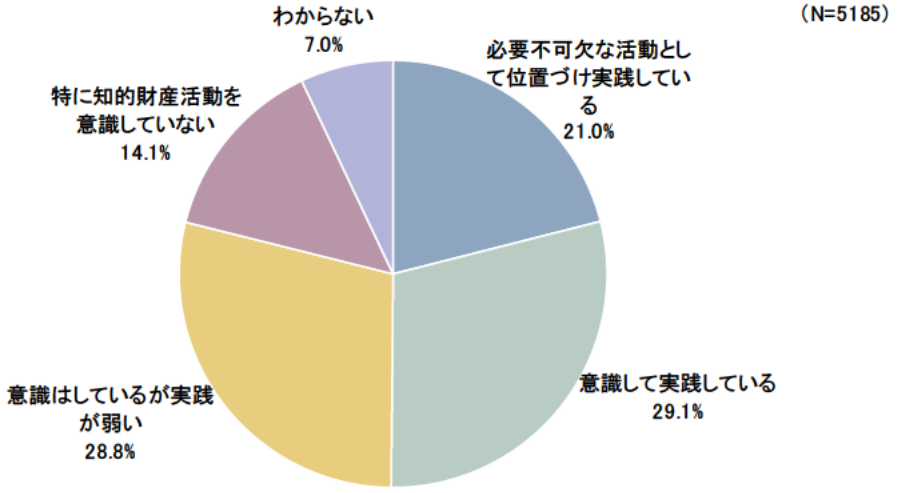

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知財に関して実践していること

企業経営に役立つ知的財産活動を実践している企業のうち、「知的財産に関する担当者を置いている」企業は 54.7%に留まっている。また「事業計画の中に、特許等の知財財産の出願・登録や、知的財産を活用した事業の実施計画、あるいは他社へのライセンス計画などが含まれている」企業は 36.5%、「継続的に知的財産活動を行うための費用を予算化している」企業は 29.5%となっている。

図表 Ⅲ-66 ：実践していること(複数回答)

Q13 貴社の知的財産活動全般について （上記①で 1～2 に○をつけた方だけにお伺いします）
②貴社が具体的に実践していることはどのようなことですか。(いくつでも)

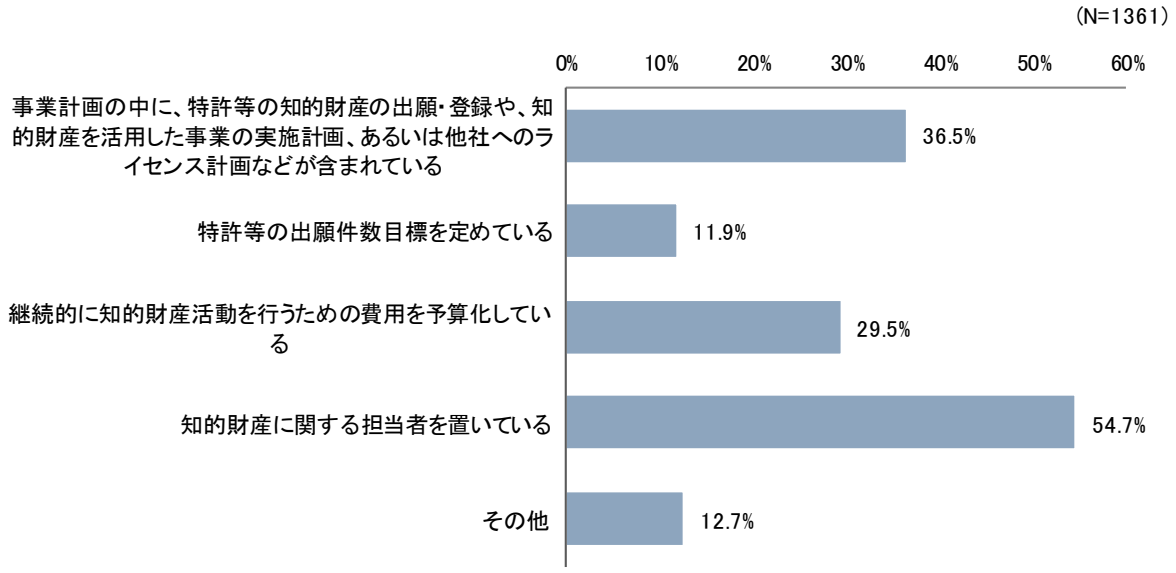

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

質問の回答条件が異なるため正確な比較はできないが、「知的財産に関する担当者を置いている」企業の割合は平成 25 年度の 49.1%から 54.7%へ、「出願・登録や事業の実施計画・他社へのライセンス計画などを含む」は 26.2%から 36.5%へと、今年度の割合の方が大きくなっている。

図表 Ⅲ-67 :(平成 25 年度)具体的に実践していること(複数回答)

Q 貴社が具体的に実践していることについて、該当するものすべて選んでください

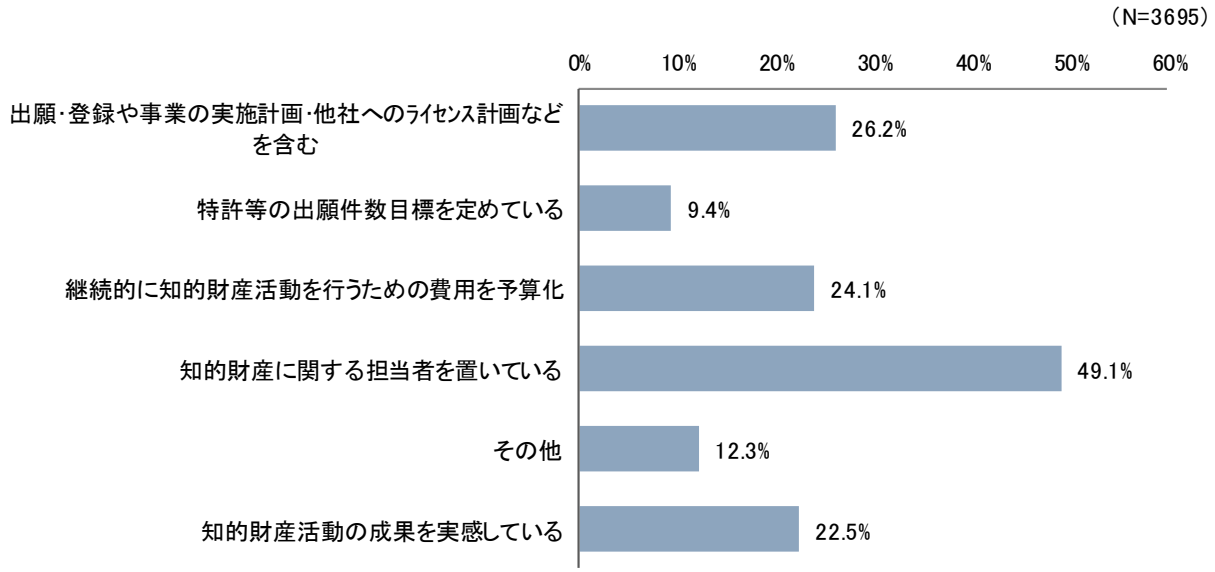

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③知財活動に取り組むにあたっての課題

課題として「知的財産を管理する人材が不足」をあげる企業が 36.3%、「知的財産にかかる情報・知識が不足」が 33.1%、「知的財産にさける時間が不足」が 30.5%となっている。

平成 25 年度調査のデータと比較すると、「知的財産にかかる情報・知識が不足」の回答割合は 36.6%から 33.1%へ、「知的財産にさける時間が不足」は 36.2%から 30.5%へと若干小さくなっている。

図表 Ⅲ-68 ：知的財産活動に取り組むにあたっての課題(複数回答)

Q13 貴社の知的財産活動全般について ③貴社が知的財産活動に取り組むにあたり課題となっていることはどのようなことですか。(いくつでも)

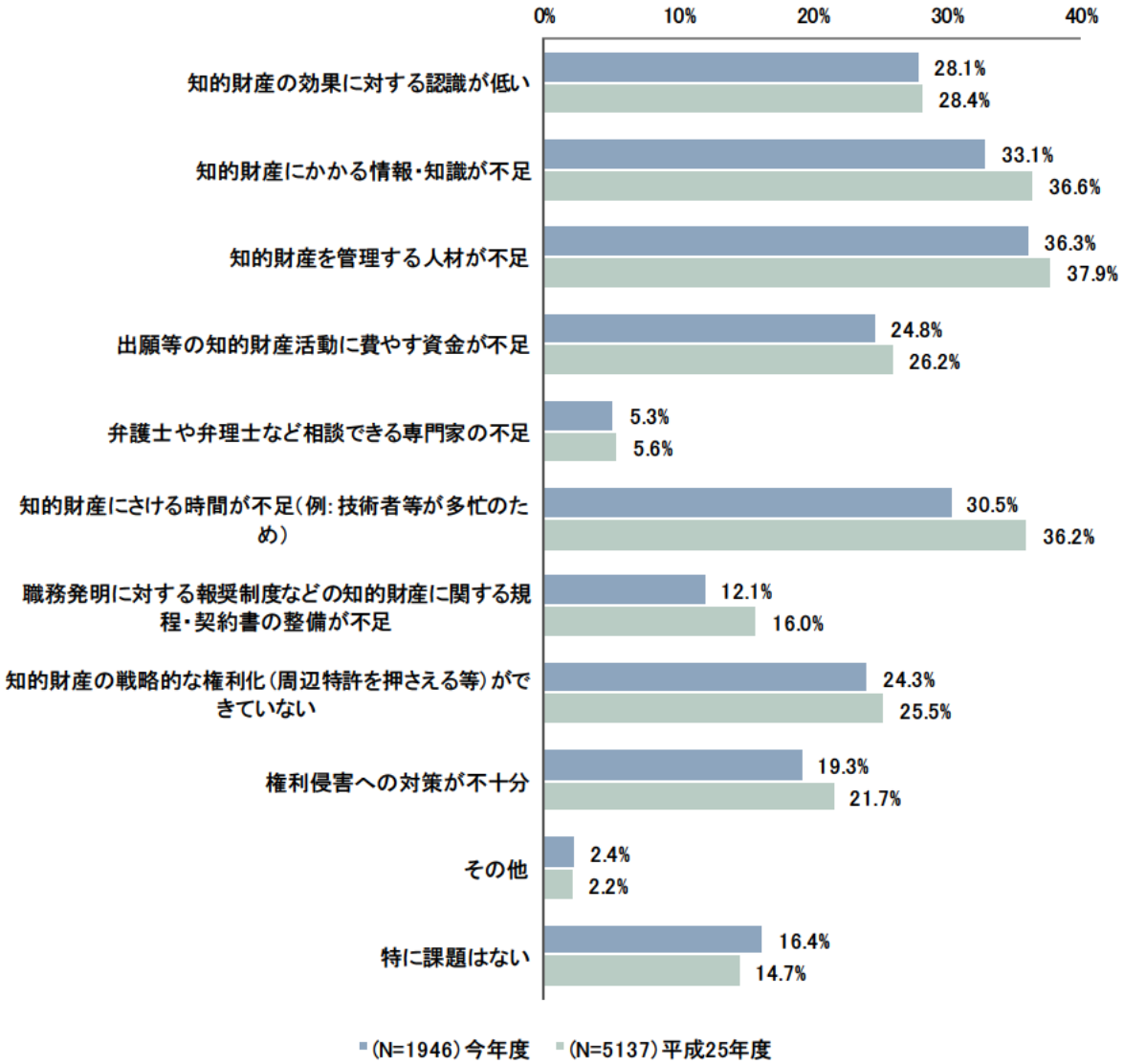

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１４）社内体制

①知財担当者数

社内の知財担当者数は、兼任の担当者数が「1 人」の企業は 61.8%、「2 人」が 16.4%となっている。専任の担当者は「いない」企業が 68.3%、「1 人」が 24.8%となっている。

図表 Ⅲ-69 ：知財担当者数

Q14 社内体制について ①貴社の知財担当者数は何人ですか。(a)専任担当者 b)兼任担当者)

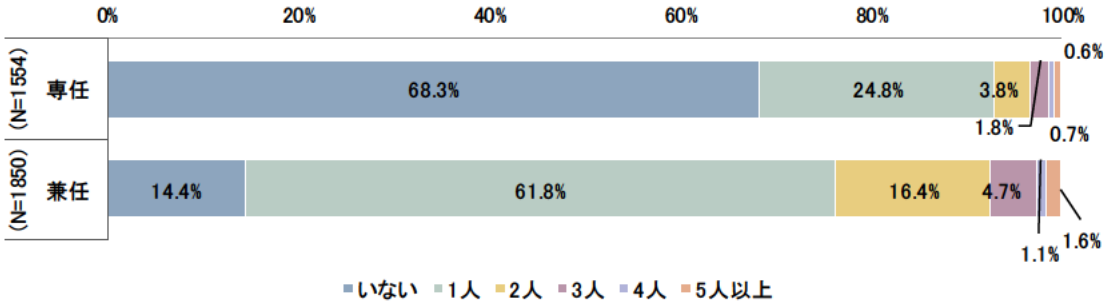

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答方式が異なるため正確な比較はできないが、平成 25 年度は「担当者なし」の割合が 23.7%となっており、今年度の「兼任」いない（14.4%）の方が小さくなっている。

図表 Ⅲ-70 :（平成 25 年度）知財担当者数

Q 貴社の知財担当者数で該当するものを1つ選んでください

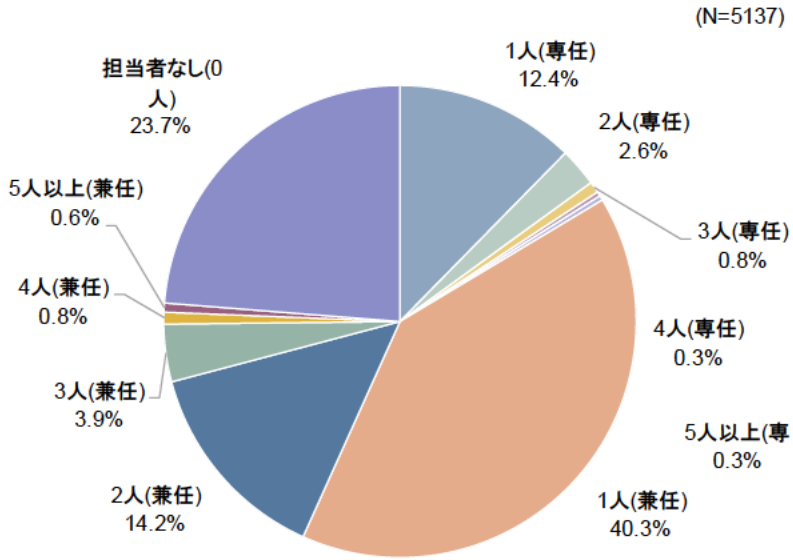

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知的財産活動推進責任者の有無

「経営層に知的財産活動を推進する責任者がいる」企業は 46.3%と多いものの、「いない」企業も約 4 割とほぼ同じ割合となっている。

図表 Ⅲ-71 ：知的財産活動推進責任者の有無(複数回答)

Q14 社内体制について ②知的財産活動を推進する責任者がいらっしゃいますか。

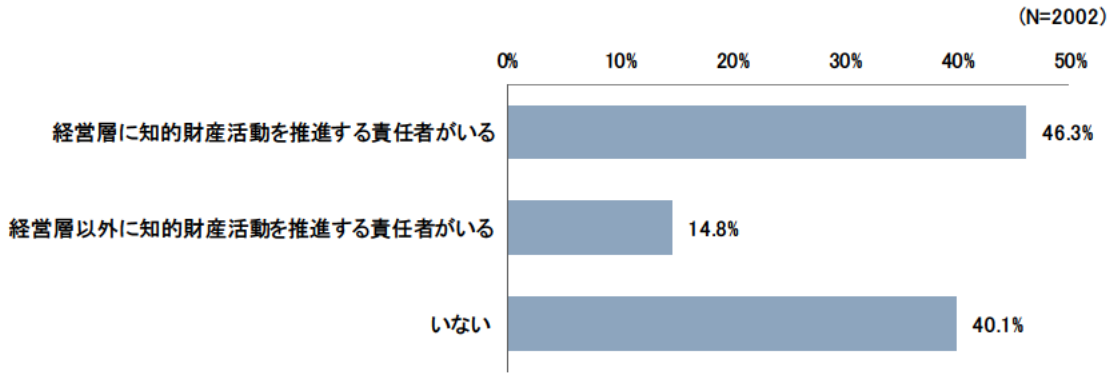

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③弁理士へ相談の有無

知財に関する相談を弁理士に「する」企業は 86.9%となっている。

図表 Ⅲ-72 ：弁理士へ相談の有無

Q14 社内体制について ③知財に関する相談を弁理士にしていらっしゃいますか？

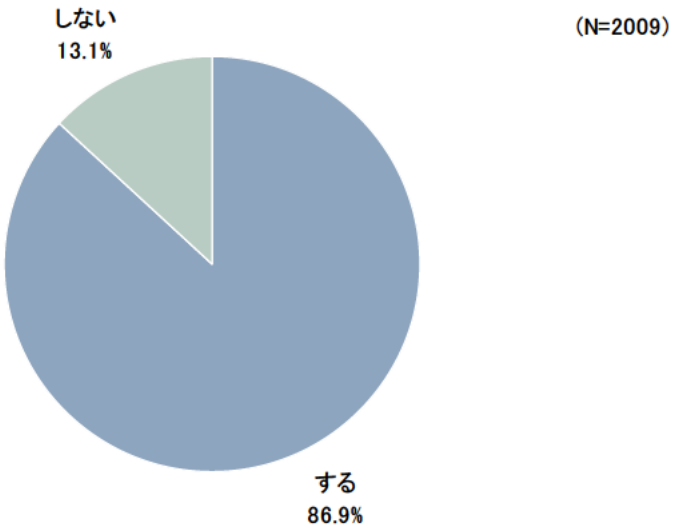

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④弁理士以外への相談先

知財に関して弁理士以外に相談する先は、「弁護士」が 36.2%と多く、「知財総合支援窓口」が 14.3%となっている。

図表 Ⅲ-73 ：弁理士以外への相談先(複数回答)

Q14 社内体制について ④知財(知財活動を含む)に関して弁理士以外に、どなたに相談することがありますか。(いくつでも)

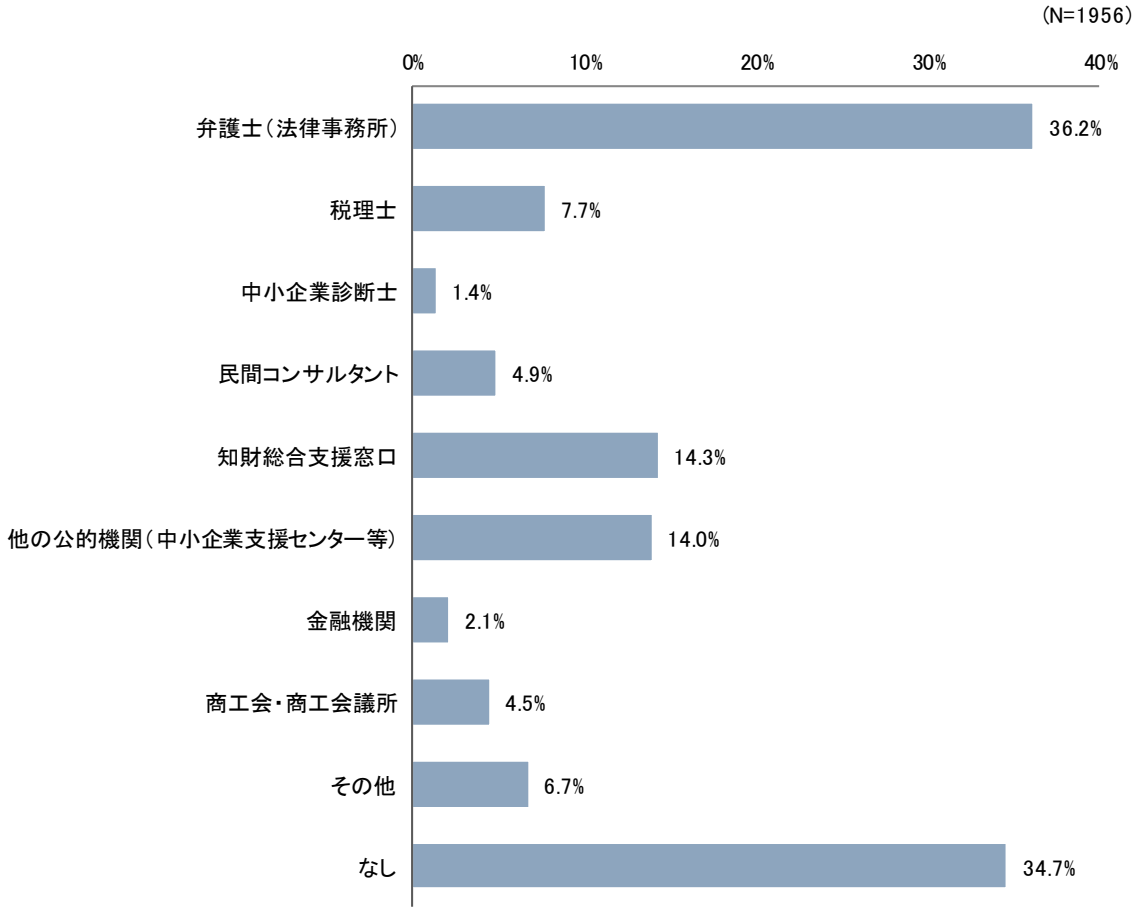

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答方式が異なるので正確な比較はできないが、弁護士に相談をする企業の割合をみると、今年度（36.2%）は平成 25 年度（18.1%）の 2 倍に増加している。

図表 Ⅲ-74 :(平成 25 年度)知的財産に関する相談相手(複数回答)

Q 貴社は、知的財産に関して誰に相談をしていますか

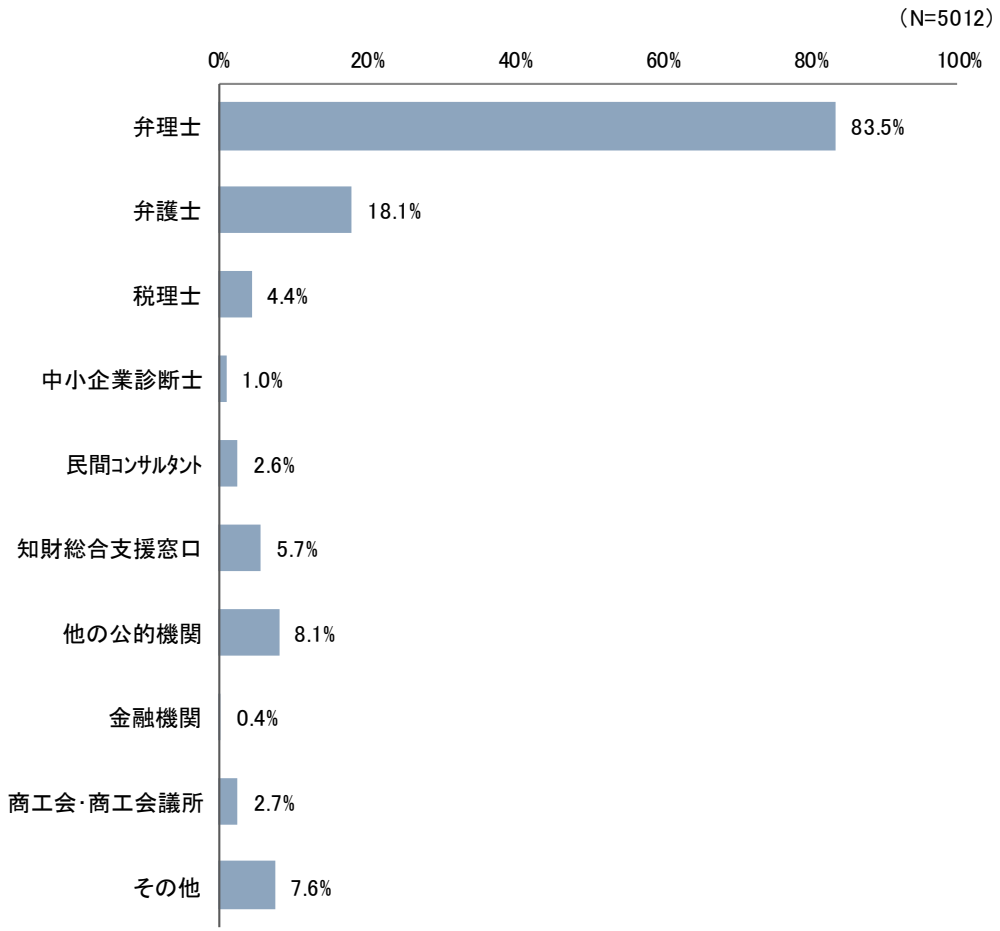

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１５）金融機関による知財評価

①金融機関との間での知的財産権についての話題の有無

取引先の金融機関との間で自社の知的財産権が話題となることが「ある」企業の割合は28.0%となっている。

図表 Ⅲ-75 ：金融機関との間で知的財産権についての話題の有無

Q15 金融機関における知財評価の動きについて ① 取引先の金融機関との間で、貴社の知的財産権が話題となることがありますか。（1つだけ）

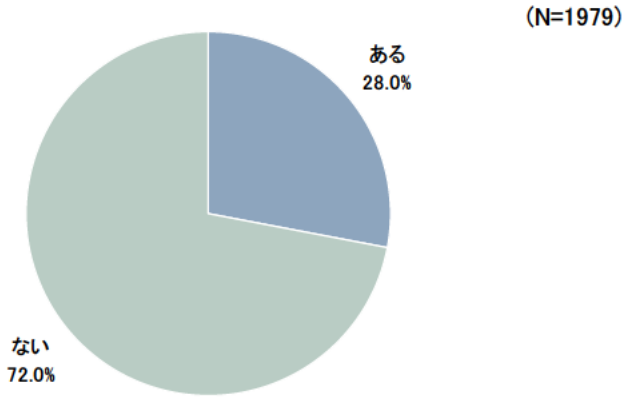

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知的財産権に着目した融資やアドバイスの有無

取引先の金融機関から「知的財産権に着目した融資を受けたことがある」企業の割合は5.0%、「知的財産権に着目したアドバイスを受けたことがある」は 9.2%にとどまっている。

図表 Ⅲ-76 ：金融機関からの知的財産権に着目した融資やアドバイスの有無(複数回答)

Q15 金融機関における知財評価の動きについて ② 取引先の金融機関から、貴社の知的財産権に着目した融資や事業のアドバイスを受けたことがありますか。（いくつでも）

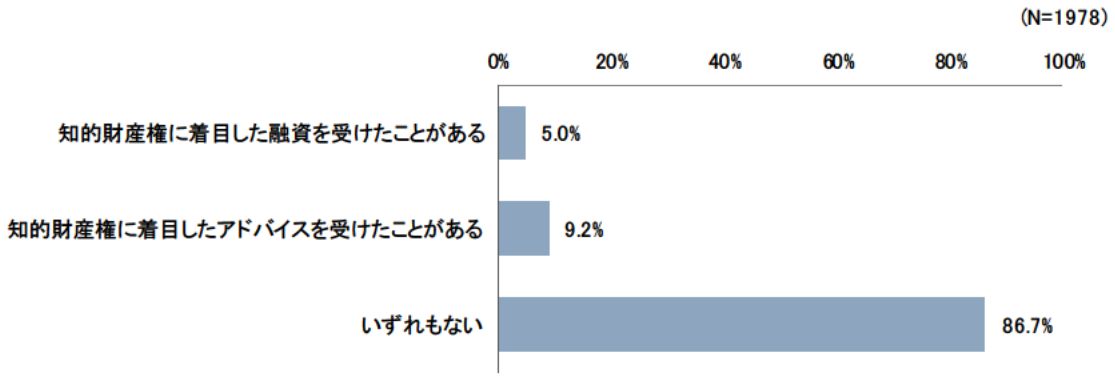

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③知的財産権に着目した事業評価を受けることに対する期待

取引先の金融機関から知的財産権にも着目して自社事業を評価してほしいと「思う」企業は 54.5%と半数を超えており、「知的財産権に着目した融資を受けたことがある」企業を大幅に上回っている。

図表 Ⅲ-77 ：金融機関から知的財産権に着目した事業評価を受けることについて

Q15 金融機関における知財評価の動きについて ③ 取引先の金融機関が、貴社に対する融資などを検討する場合、貴社の有する知的財産権にも着目して貴社の事業を評価してほしいと思いますか。（1つだけ）

（N=1973）

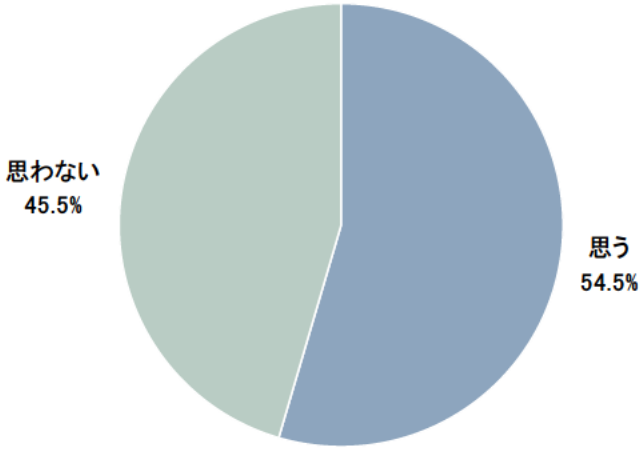

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１６）知的財産に対する意識や仕組み

①知的財産に対する意識

経営層の知的財産に対する意識が「高い」企業は 45.9%、「低い」企業は 9.3%である一方、従業員の意識が「高い」企業は 13.1%、「低い」企業は 33.8%となっており、経営層と従業員で温度差がみられる。

図表 Ⅲ-78 ：経営層の知財に対する意識

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ①貴社の経営者層と従業員（経営者層以外の社員）は知的財産に対する意識が高いですか。（1つだけ）(a)経営者層 b)従業員）

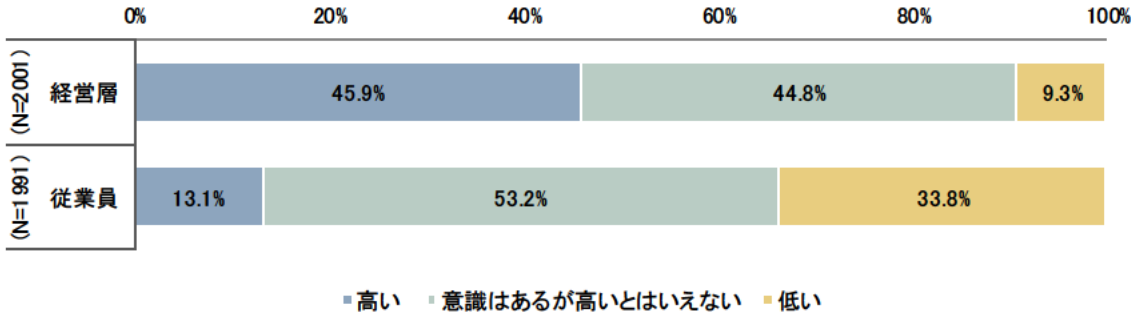

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知的財産に関わる人材育成

知財人材の育成方法は、「社内での実務トレーニング」が 23.5%、「公的機関での講習やトレーニング」が 16.2%となっている一方、「特に取り組みを行っていない」企業は 65.0%に上っている。

平成25年度調査と比較すると、今年度と平成25年度の回答割合はほぼ同程度となっており、大きな変化はない。

図表 Ⅲ-79 ：知財に関わる人材育成について(複数回答)

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ②知的財産に関わる人材育成は、どのように実施していますか。(いくつでも)

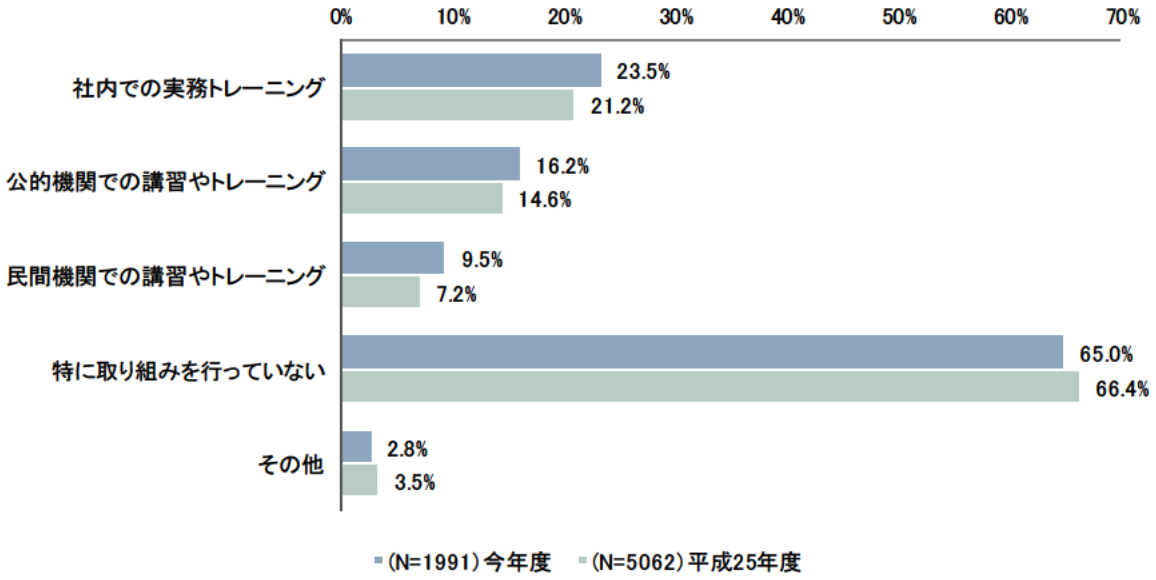

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③知的財産活動の経営戦略への位置づけ

「知的財産活動の目的が明確になっていない」企業が 49.4%と約半数を占めており、経営戦略の位置づけが不十分な企業がみられる。

図表 Ⅲ-80 ：知的財産活動の経営戦略への位置づけについて（複数回答）

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ③知的財産活動の経営戦略への位置づけについて（いくつでも）

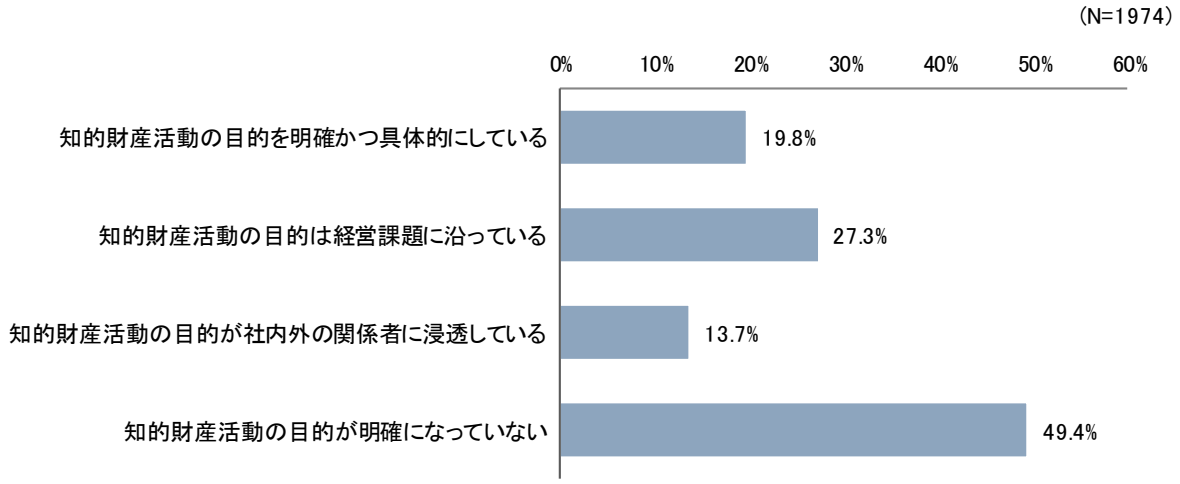

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④知的財産の仕組みづくり

仕組みづくりとして、「知的財産の創出に対する報奨制度がある」企業が 23.6%、「職務発明規程を整備している」が 22.2%、「就業規則に競業避止義務を明記している」が 18.4%となっており、社内の仕組みづくりへの取り組みが不十分とみられる。

図表 Ⅲ-81 ：知財の仕組みづくりについて取り組んでいること(複数回答)

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ④貴社では知財の仕組みづくりについてどのようなことに取り組まれていますか(いくつでも)

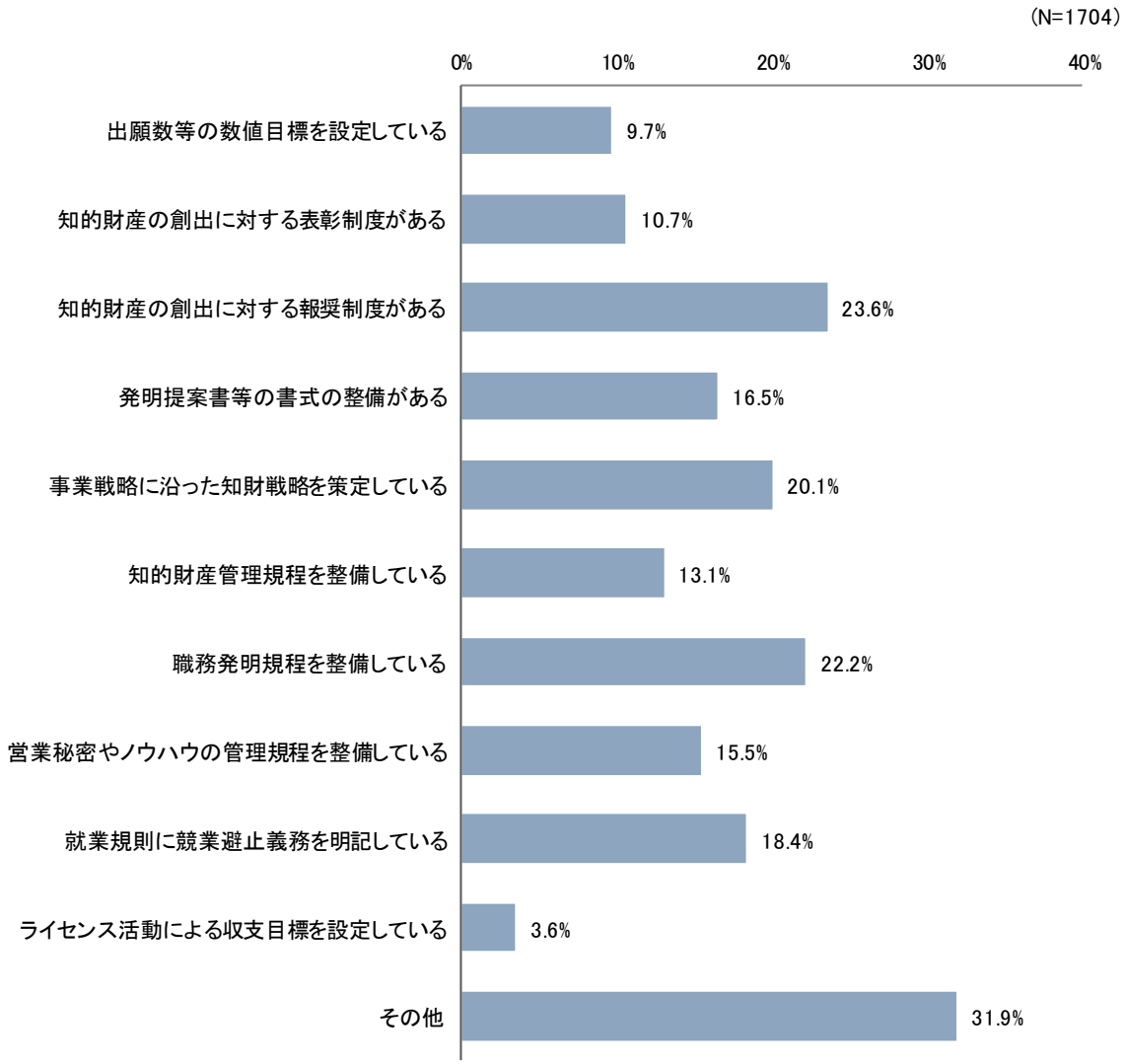

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「職務発明規定を策定」は平成 25 年度の 18.6%から 22.2%へ、「発明者を対象とした報奨金制度を制定」は 18.1%から 23.6%へ、「事業戦略に沿った知的財産の戦略を策定」は 9.7%から 20.1%へと回答割合が大きくなっている。

図表 Ⅲ-82 :(平成 25 年度)知的財産に関する方針や制度で実施しているもの(複数回答)

Q 貴社における知的財産に関する方針や制度で実施しているもの

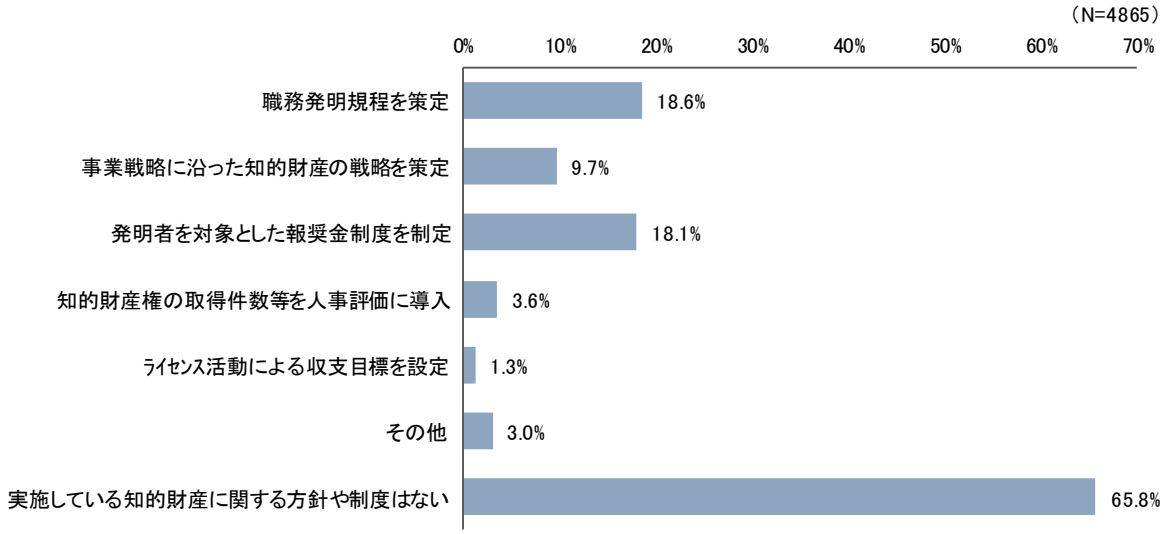

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１７）回答者の属性

①業績

（a）過去３年間の売上高の傾向

過去３年間の売上高が増加傾向の企業はあわせて 46.9%、一方減少傾向の企業はあわせて 15.9%となっており、増加傾向の企業が大幅に上回っている。

図表 Ⅲ-83 ：過去3年間の売上高の傾向

Q17 貴社の過去3年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率 ①売上高

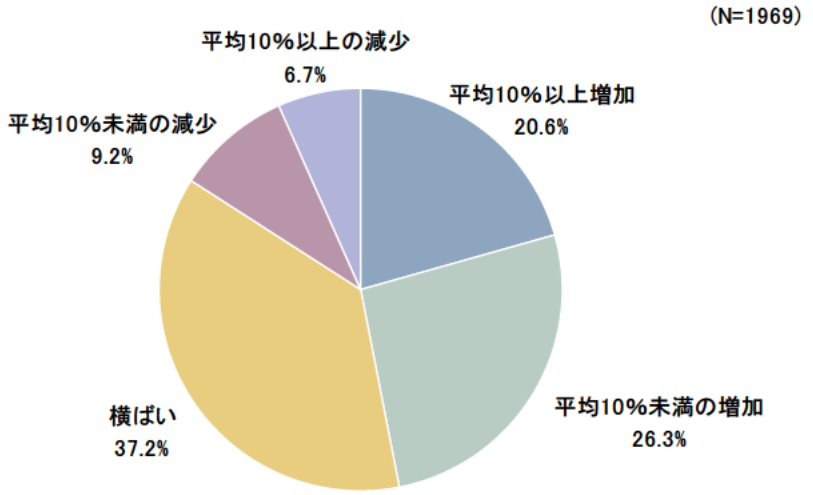

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度調査では、過去３年間の売上高が増加傾向の企業はあわせて 42.2%、減少傾向の企業はあわせて 27.9%となっている。

図表 Ⅲ-84 ：(平成 25 年度)売上高傾向

Q 貴社の過去3年間の売上高傾向

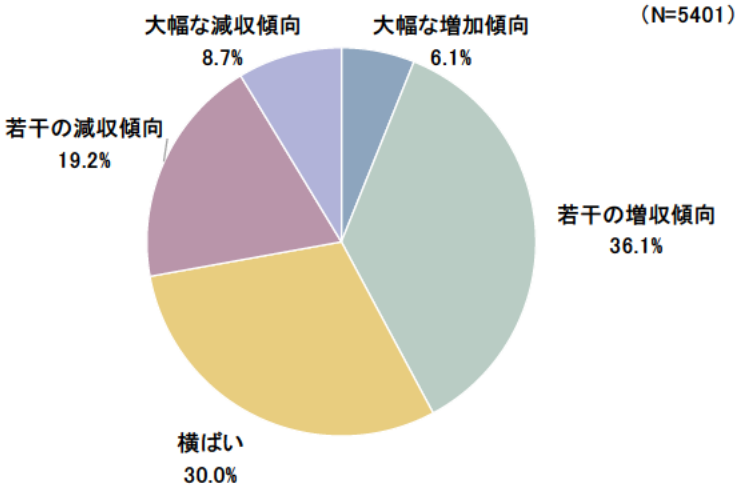

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(b) 過去３年間の経常利益の傾向

経常利益が「3 期連続して黒字」の企業が 60.5%、一方「3 期連続して赤字」の企業は 9.1%となっており、３期連続黒字企業が大幅に上回っている。

図表 Ⅲ-85 :過去3年間の経常利益の傾向

Q17 貴社の過去3年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率 ②経常利益

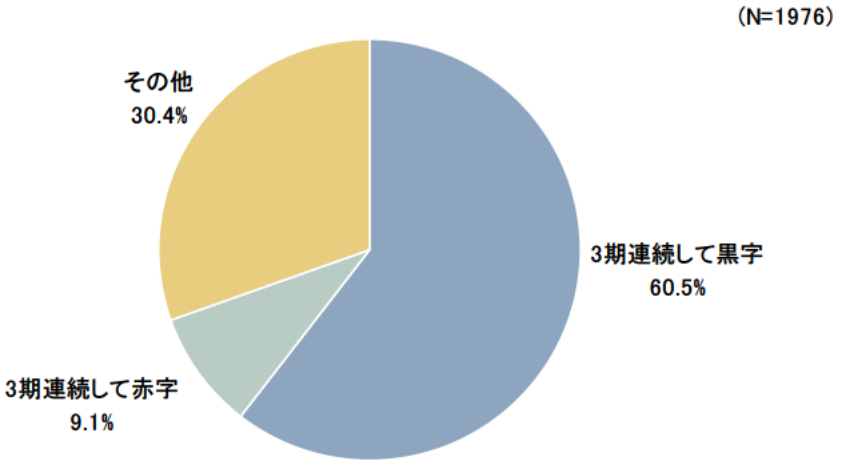

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

過去３年間の経常利益が黒字の企業はあわせて 58.8%、赤字の企業はあわせて 21.1%となっている。

図表 Ⅲ-86 :(平成 25 年度)経常利益

Q 貴社の過去3年間の経常利益傾向

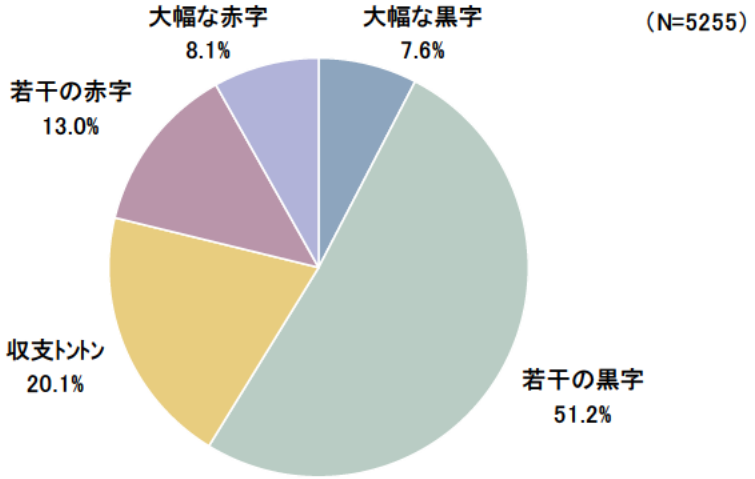

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(c) 過去３年間の経常利益率の傾向

経常利益率が「改善傾向」の企業は 40.5%、「悪化傾向」の企業は 15.1%となっており、改善傾向の割合が大幅に上回っている。

図表 Ⅲ-87 :過去3年間の経常利益率の傾向

Q17 貴社の過去3年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率 ③経常利益率

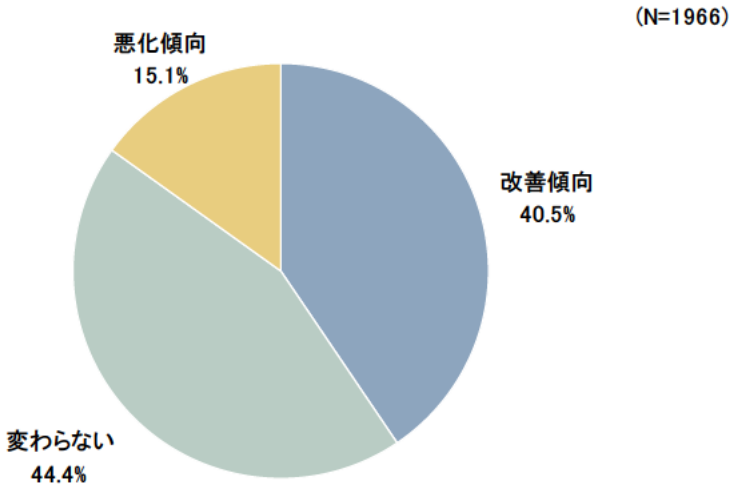

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(参考) ◆平成 25 年度調査との比較

過去３年の経常利益率が改善している企業はあわせて 41.2%、悪化している企業はあわせて 27.9%となっている。

図表 Ⅲ-88 :(平成 25 年度)経常利益率

Q 貴社の過去3年間の経常利益率傾向

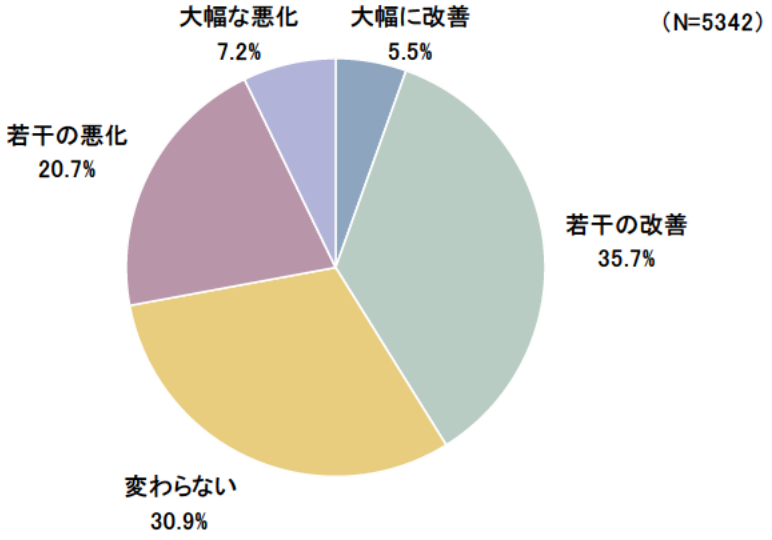

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②商品・サービスの販売先

現在販売金額が最も多い地域は「同一都道府県内」である企業が 19.5%、「全国」は 75.7%、「海外」は 4.7%となっているのに対して、今後は「同一都道府県内」を最も多い販売先としている企業は 13.1%、「全国」は 72.0%、「海外」は 15.0%となっており、今後は海外にシフトする傾向がみられる。

図表 Ⅲ-89 ：販売先で最も多い地域

Q18 貴社の商品・サービスなどの主要な販売先として、①現在、②今後（3 年程度を目安としてください）について、それぞれ販売金額が最も多い地域を選んでください。（1つずつ）

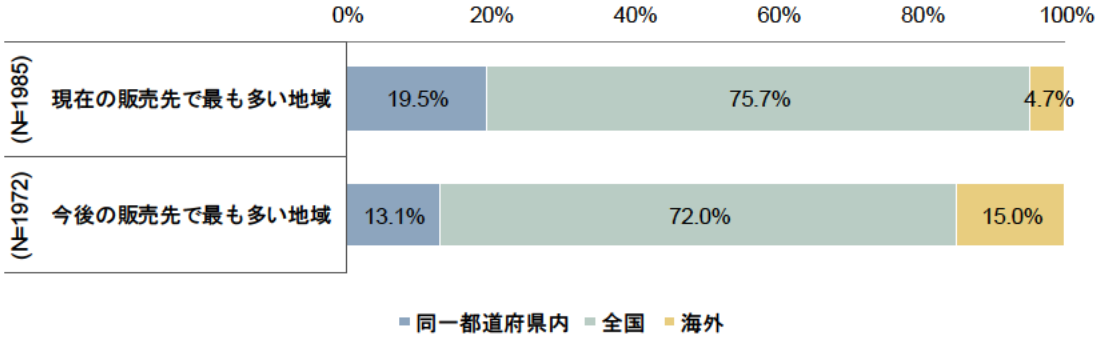

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確な比較はできないが、「海外」を主要な仕入先・販売先とする企業は平成 25 年度が 3.0%となっている。

図表 Ⅲ-90 :(平成 25 年度)商品･サービスなどの主要な仕入先･販売先

Q 貴社の商品・サービスなどの主要な仕入先・販売先に最も該当するもの

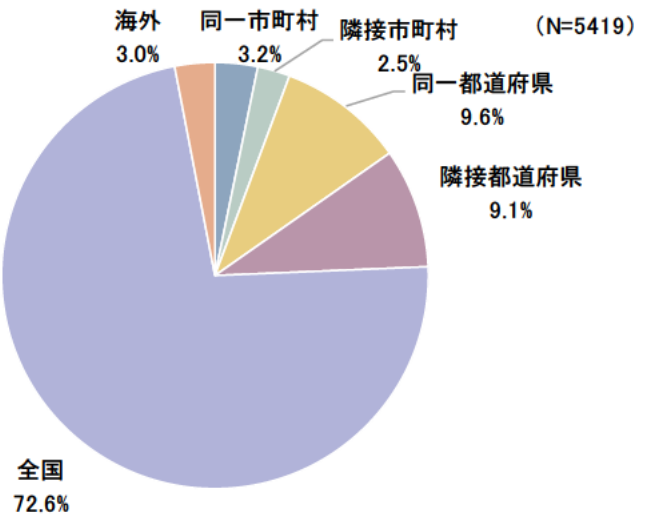

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③生産活動・下請け比率

（a）生産活動の種類

製造業では、「完成品・最終製品をつくっている」企業の割合は 67.0%であり、「部品・半製品をつくっている」（15.6%）の４倍以上となっている。

平成 25 年度調査との比較では、完成品・最終製品をつくっている企業の割合は今年度とほぼ同じ割合となっている。

図表 Ⅲ-91 ：生産活動について

Q19（製造業の方にお伺いします） ①貴社の生産活動はどのようなものですか。（最も売上高が大きいもの1つだけ）

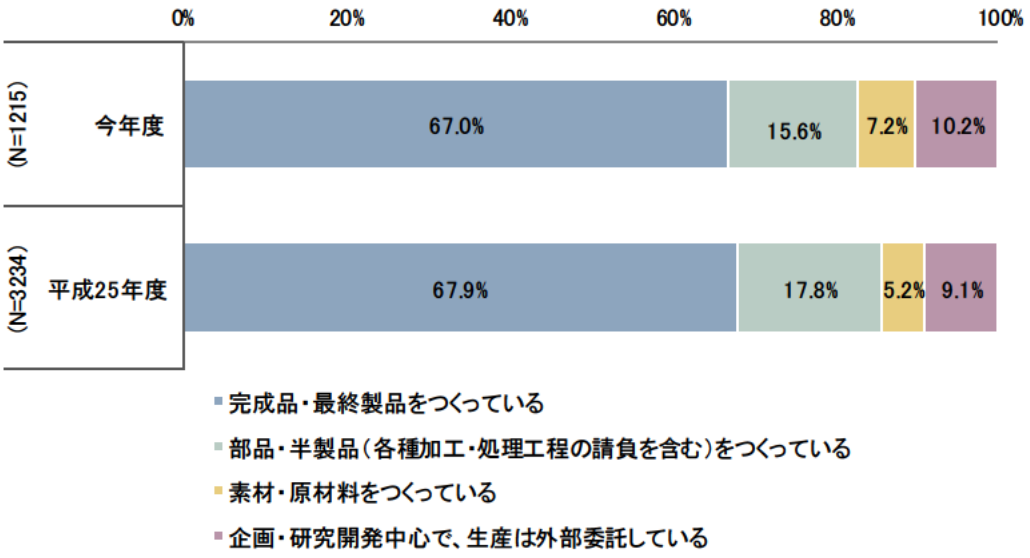

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(b) 下請け受注の有無

製造業のうち、下請け受注が「ある」企業はほぼ半数の 51.1%となっている。

平成 25 年度調査との比較では、今年度と平成 25 年度の下請受注の企業割合ほぼ同じとなっている。

図表 Ⅲ-92 ：下請け受注の有無

Q19（製造業の方にお伺いします） ②貴社は下請けとして受注するものがありますか。(1つだけ)

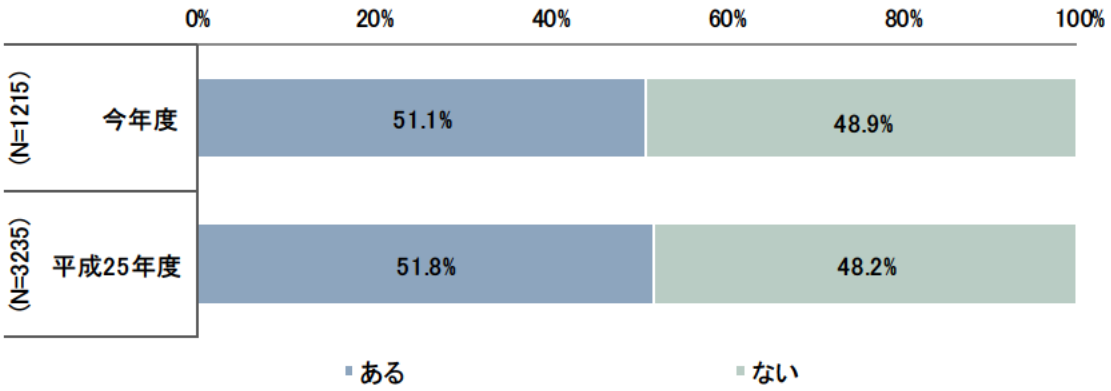

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(c) 売上に占める下請受注比率

下請受注企業のうち、下請受注比率が「20%未満」の企業は 45.0%を占める一方、「80%以上」の下請比率をもつ企業は 20.2%と比較的少ない。

図表 Ⅲ-93 ：売上に占める下請受注比率

Q19（製造業の方にお伺いします）（下請け受注がある方だけにお伺いします）
③売上に占める下請受注比率はどの程度ですか。(1つだけ)

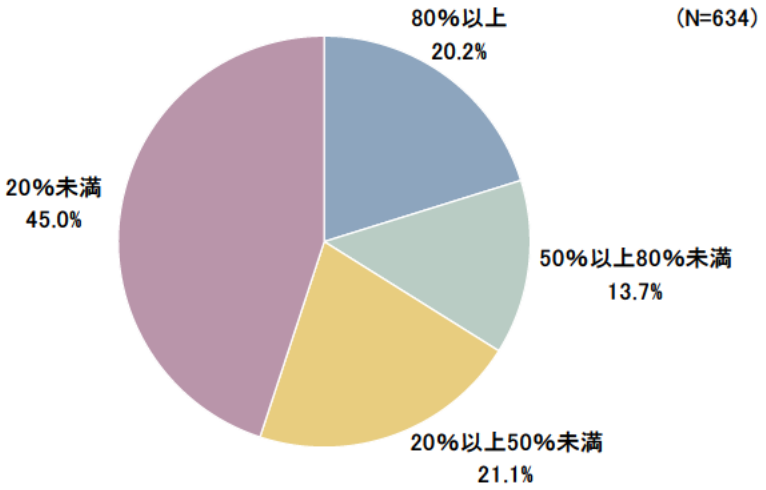

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（d）自社で企画・開発したサービスや商品の有無

下請け受注がある企業のうち、自社で企画・開発した製品が「ある」企業は 79.6%と多くなっている。

平成 25 年度調査では、自社で企画・開発した自社製品（完成品や部品、素材）を「つくっている」企業の割合は、製造業の 92.7%を占めている。

図表 Ⅲ-94 ：自社で企画･開発したサービスや商品の有無

Q19（製造業の方にお伺いします） ④貴社は自社で企画･開発した製品がありますか。（1つだけ）

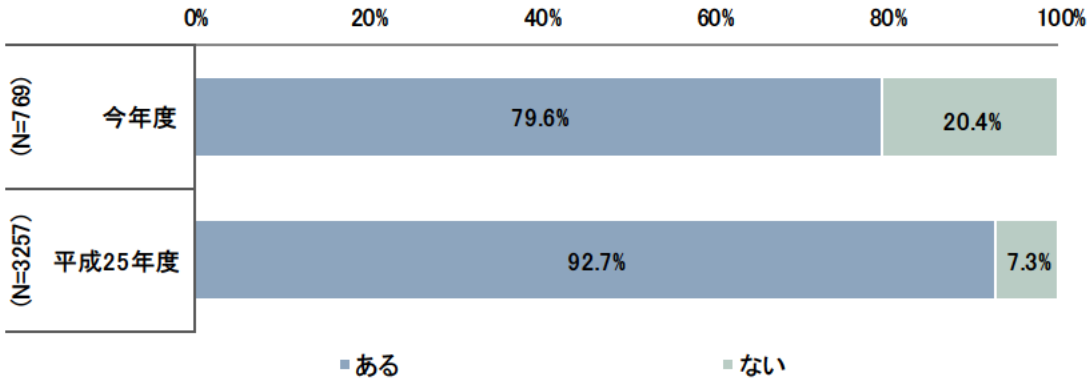

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④自社で企画・開発したサービスや商品の販売の有無

非製造業企業のうち、自社で企画・開発したサービスや商品を「販売している」企業は 79.5%を占めている。

図表 Ⅲ-95 ：自社で企画・開発したサービスや商品の販売（非製造業）

Q20（非製造業の方にお伺いします） 貴社は自社で企画・開発したサービスや商品を販売していますか。（1つだけ）

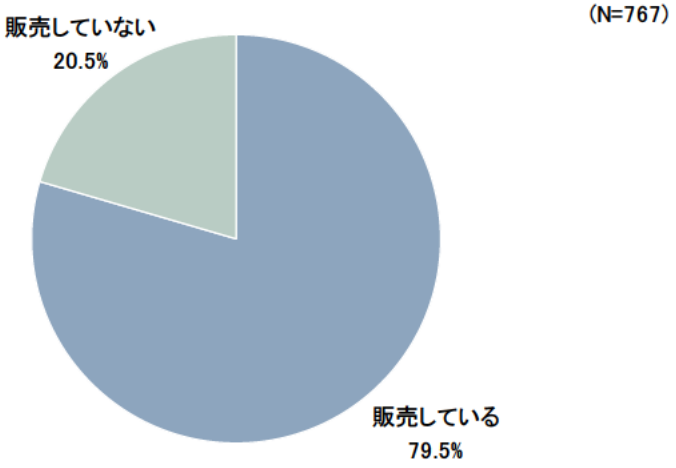

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるが、販売している企業の割合は平成 25 年度の「提供している」割合とほぼ同じなっている。

図表 Ⅲ-96 ：(平成 25 年度)自社で企画･開発した自社ｻｰﾋﾞｽや自社商品の提供有無

Q 貴社は自社で企画・開発した自社サービスや自社商品を提供していますか

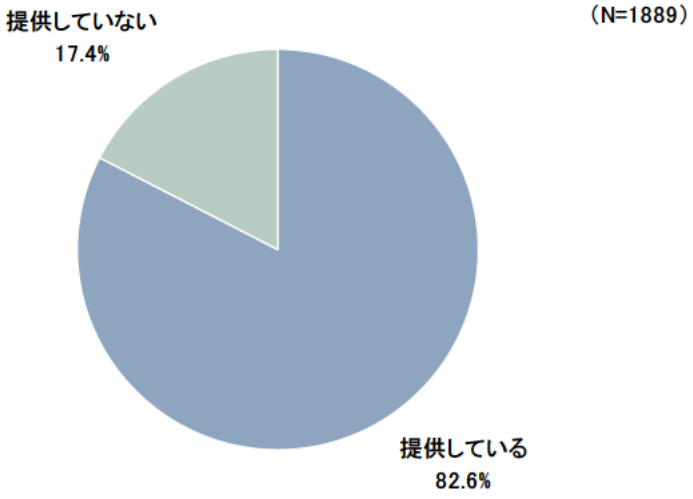

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤知財権別の製品・サービスのライフサイクル

特許を用いている製品・サービスのライフサイクル（期間）は、５年超 10 年以下の企業が 36.4%と最も多い。商標も同様に５年超 10 年以下が最も多いが、実用新案と意匠は５年以下が最も多く、特許と商標よりライフサイクルが短い傾向がみられる。

図表 Ⅲ-97 ：知的財産権別の製品･サービスのライフサイクル

Q21 貴社が知的財産権を用いている製品･サービスの平均的なライフサイクル（期間）はどの程度ですか。①～④の知的財産権毎にお答えください。

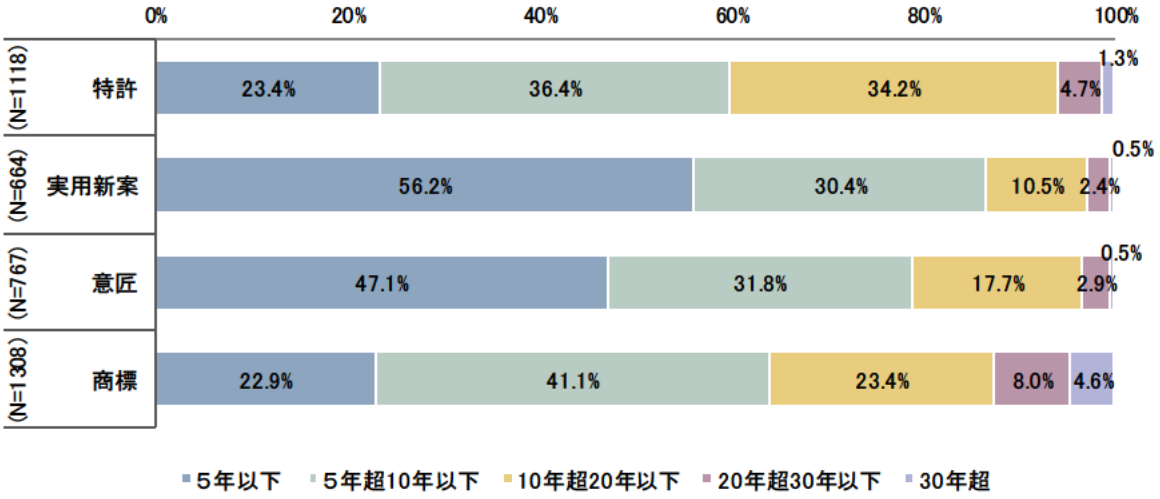

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑥新規事業等への取り組み

（a）新規事業展開の有無

過去 10 年以内に新規事業を展開「した」企業は 60.1%となっている。

図表 Ⅲ-98 ：10 年以内の新規事業展開の有無

Q22 新規事業などの取組について ①過去 10 年以内に新規事業を展開しましたか。（1つだけ）

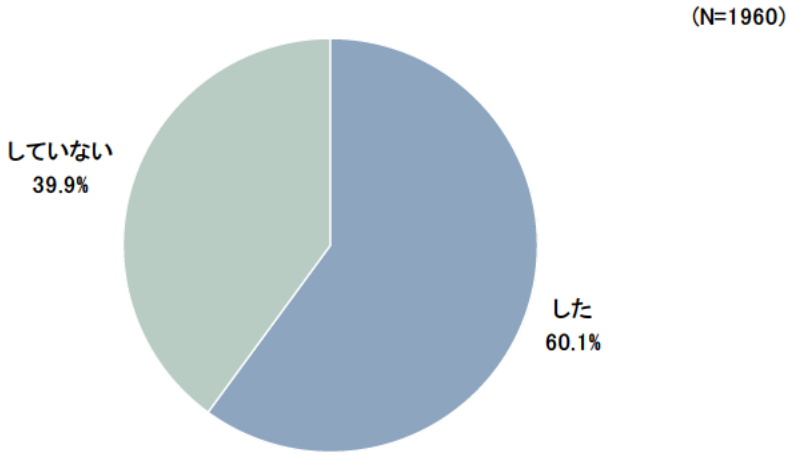

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（b）新商品の販売や新分野への進出の有無

過去 10 年以内に新規事業を展開した企業のうち、その新規事業で「新商品を販売した」企業の割合は 67.4%、「新分野に進出した」は 54.8%となっている。

図表 Ⅲ-99 ：新商品の販売や新分野への進出の有無(複数回答)

Q22 新規事業などの取組について ②その新規事業では新商品の販売や新分野への進出を行いましたか。（いくつでも）

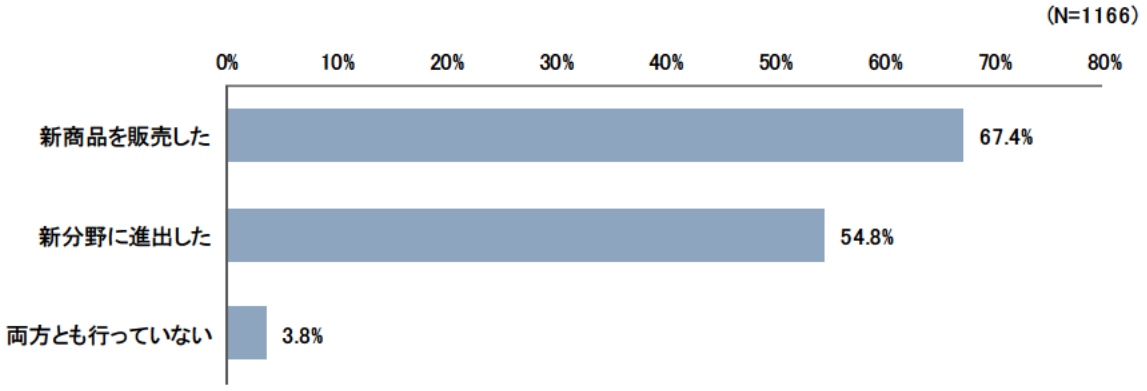

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(c)「新技術やヒット商品・サービス」の有無

過去 10 年以内に収益に大きく貢献する新技術やヒット商品・サービスが「生まれた」企業は、新規事業を展開した企業の 49.0%を占めており、約半数が収益に大きく貢献する技術などを生み出している。

図表 Ⅲ-100 :収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」創出の有無

Q22 新規事業などの取組について ③過去 10 年以内に貴社の収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」は生まれましたか。(1つだけ)

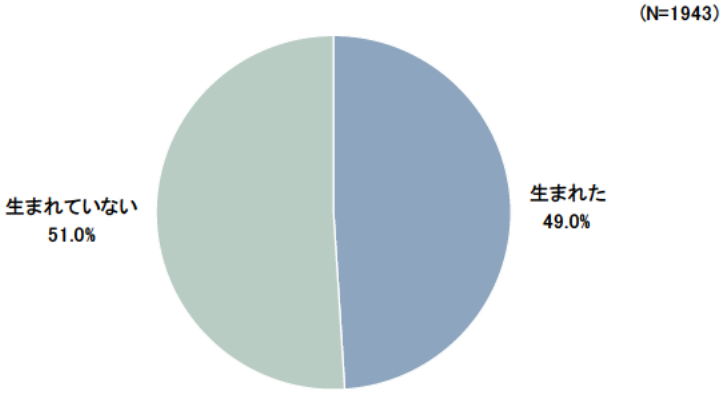

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(d)「新技術やヒット商品・サービス」の種類

収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」が生まれた企業について、その新技術やヒット商品・サービスは「改良・改善によるものが多い」と回答した企業が 56.9%、「全くの新規が多い」企業は 32.3%となっており、改良・改善型が多くなっている。

平成 25 年度の調査結果と比較すると、概ね同じ回答割合となっている。

図表 Ⅲ-101 :「新技術やヒット商品・サービス」創出の性質

Q22 新規事業などの取組について ④その「新技術やヒット商品・サービス」は既存の技術や商品・サービスの改良・改善によるもの、全くの新規開発によるもの、どちらが多いですか。(1つだけ)

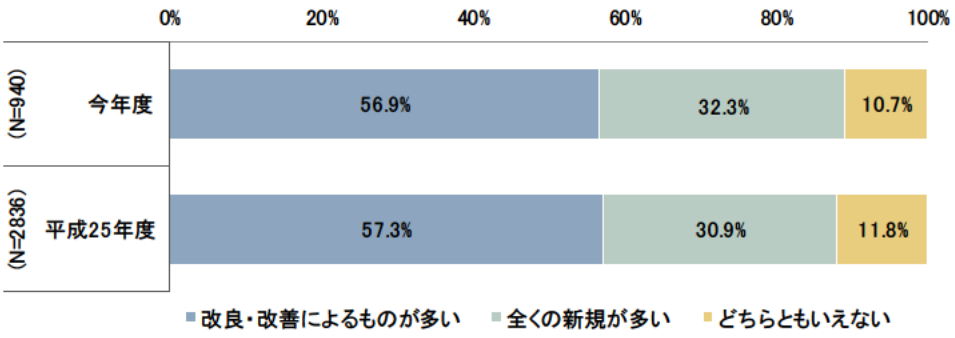

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(e)「新技術やヒット商品・サービス」に関する知的財産権の取得

新技術やヒット商品・サービスについて、「商標権を登録した」企業が 48.3%、「特許出願している」企業が 44.9%、「特許権を登録した」企業が 43.8%となっている。一方、知的財産権は「何も取得しなかった」企業は 9.6%となっている。

図表 Ⅲ-102 :「新技術やヒット商品・サービス」の知的財産権の取得の有無(複数回答)

Q22 新規事業などの取組について ⑤ その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得しましたか。(いくつでも)

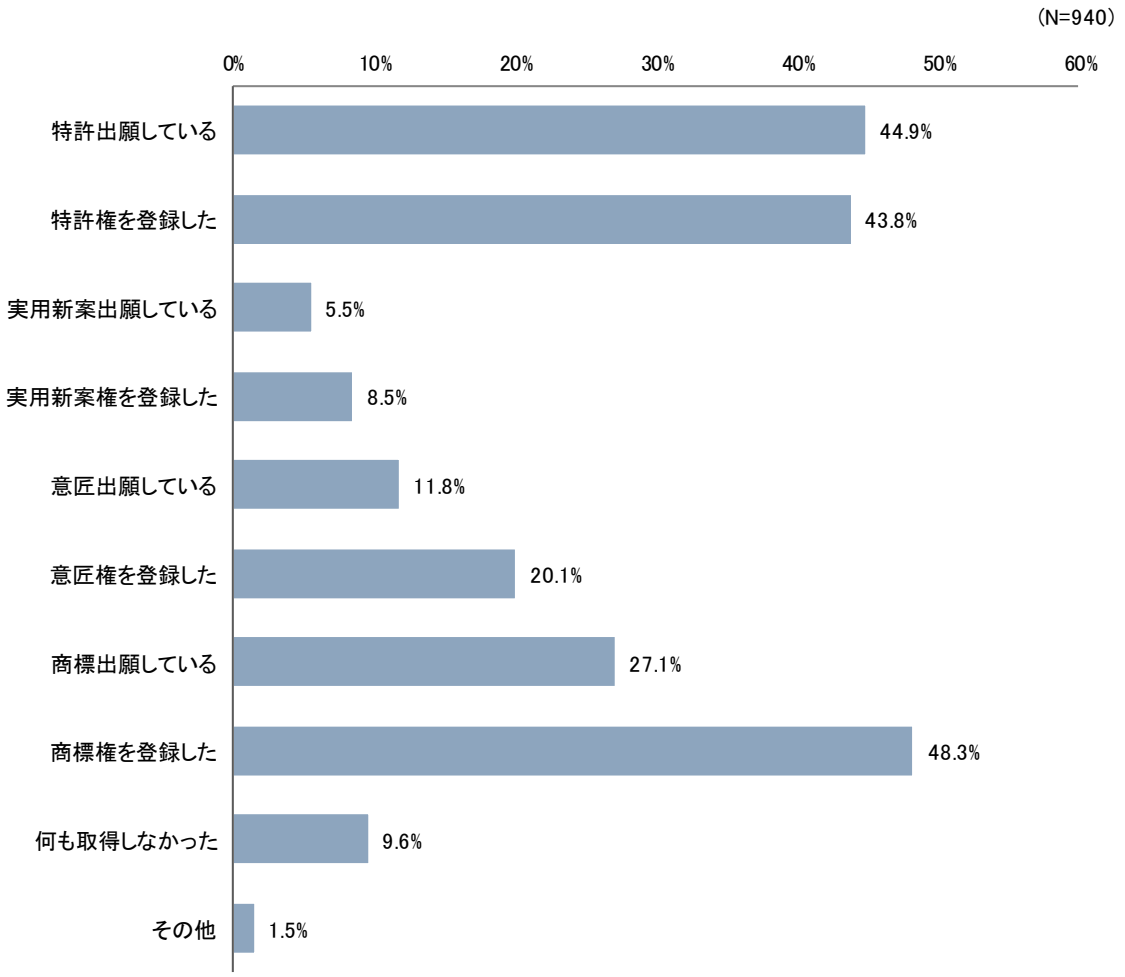

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(f)「新技術やヒット商品・サービス」の知的財産権取得による効果

知的財産権を取得した効果として、「技術力の証明など信用力を得ることができた」（45.7%）、「対外的にアピール効果が得られた」（45.7%）、「模倣品や類似品の排除が可能となった」（45.6%）、「市場を確保することができた」（42.7%）などの効果があげられており、「特に効果はない」は 5.3%となっている。

図表 Ⅲ-103 :「新技術やヒット商品・サービス」の知的財産権取得による効果（複数回答）

Q22 新規事業などの取組について ⑥その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得したことは事業を進めるうえでどのような効果がありましたか。（いくつでも）

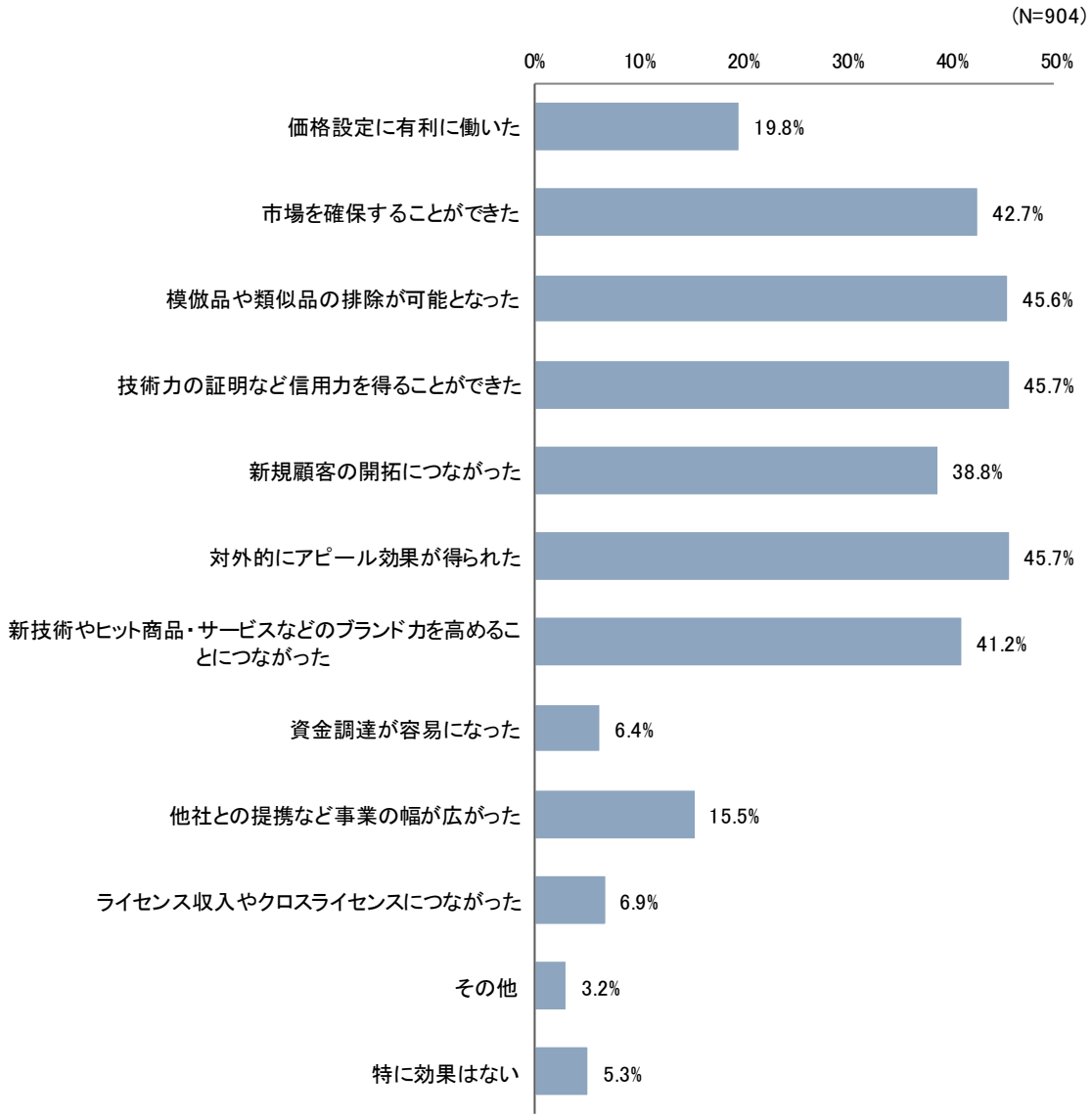

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため正確に比較することはできないが、「信用力を得ることができた」（44.7%）は今年度と平成 25 年度が同程度の割合となっているが、その他の主な効果は今年度の回答割合が平成 25 年度を上回っている。

図表 Ⅲ-104 :(平成 25 年度)知的財産権を取得したことにおける効果(複数回答)

Q その「新技術やヒット商品・サービス」で、知的財産権を取得したことは、新技術やヒット商品・サービスの事業を進めるうえでどのような効果がありましたか

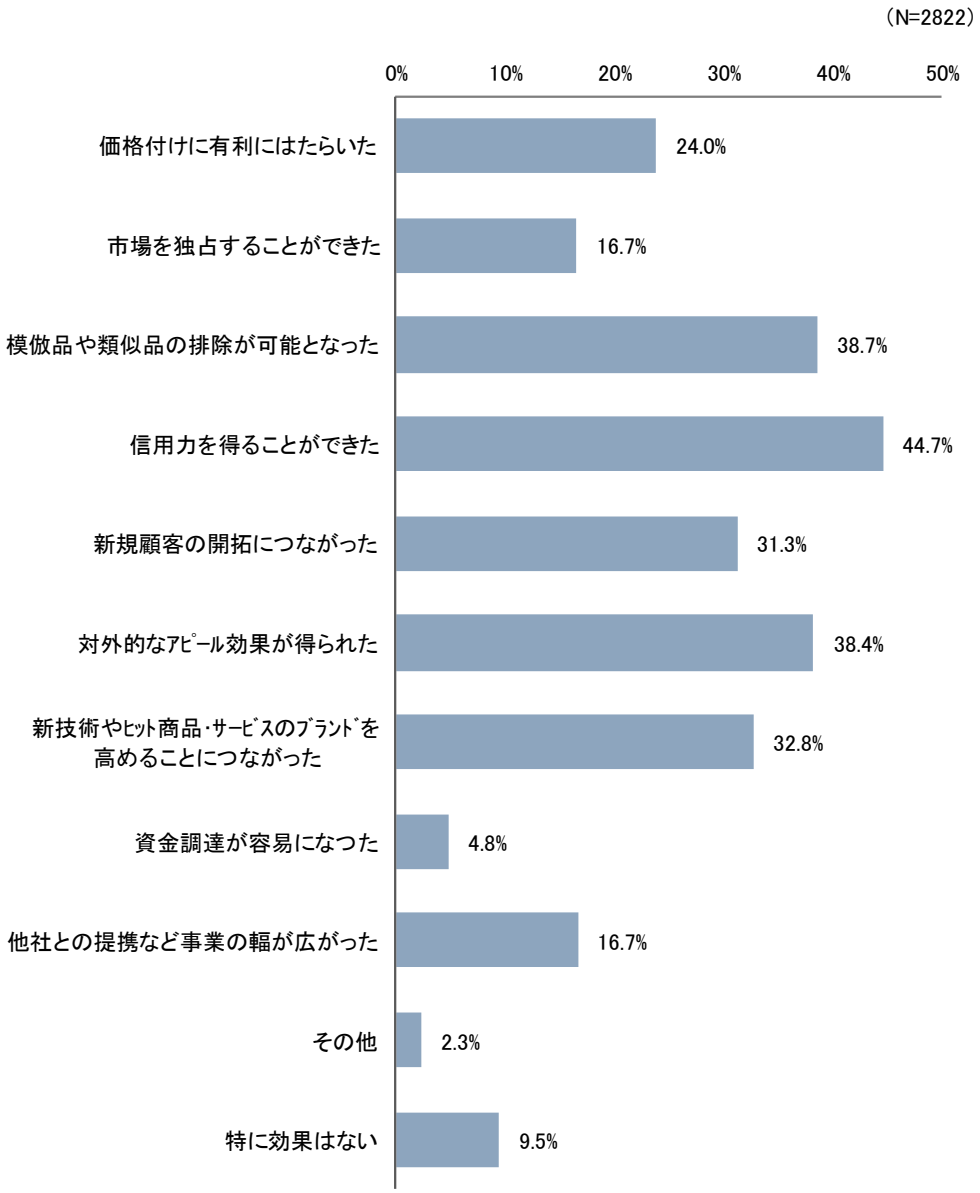

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑦会社概要

（a）従業員数

図表 Ⅲ-105 ：従業員数

Q23 貴社の概要 ①-a 従業員数

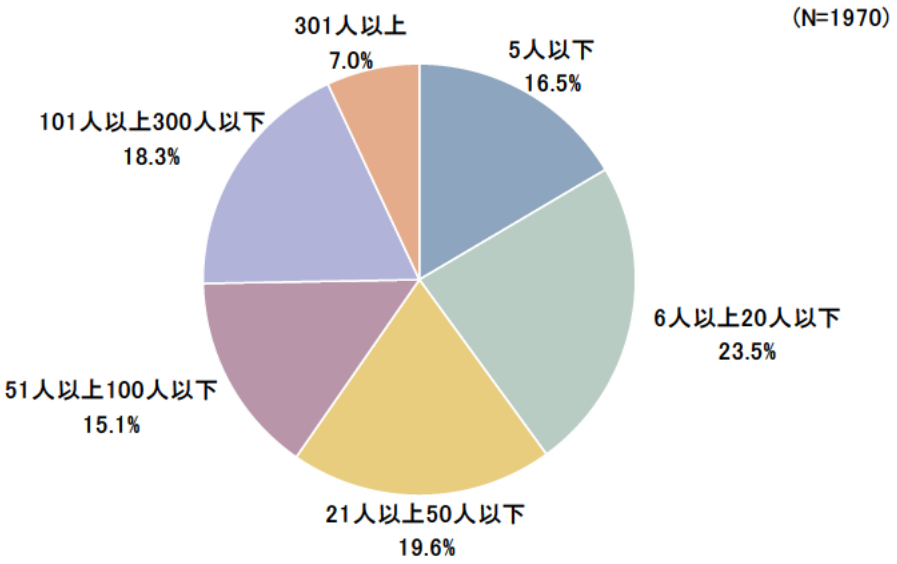

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（b）資本金

図表 Ⅲ-106 ：資本金(百万円)

Q23 貴社の概要 ①-b 資本金

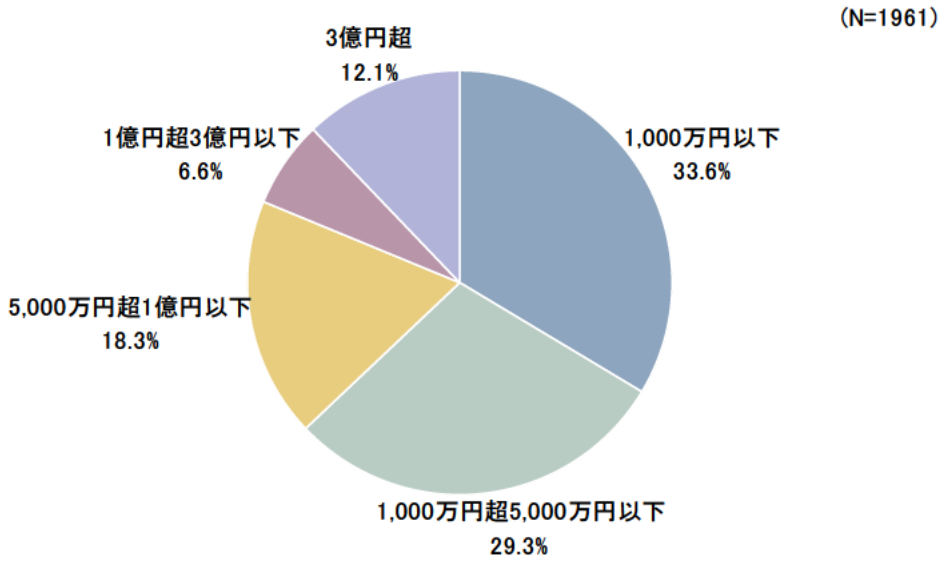

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(c) 設立年

図表 Ⅲ-107 ：設立年

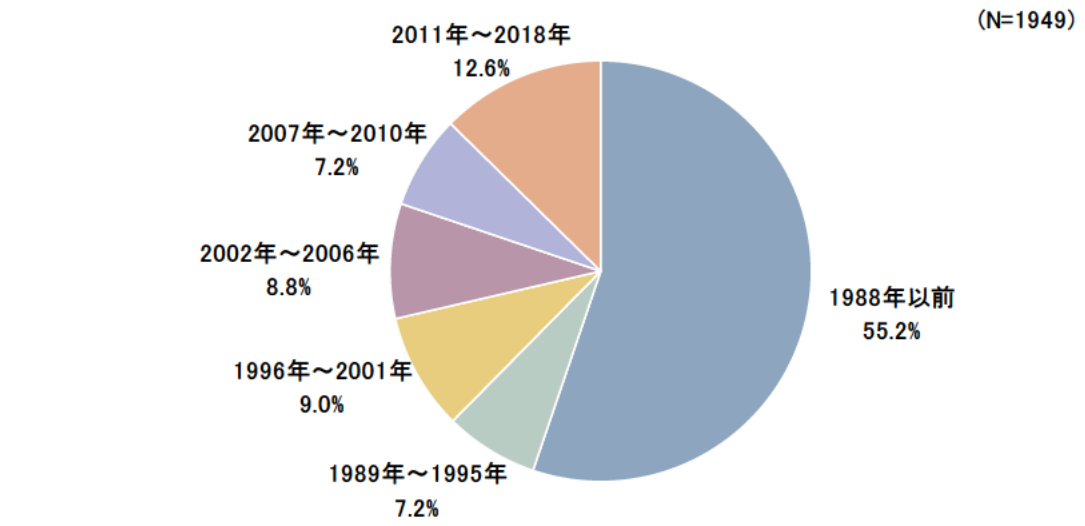

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(d) 大企業との資本関係

図表 Ⅲ-108 ：大企業との資本関係

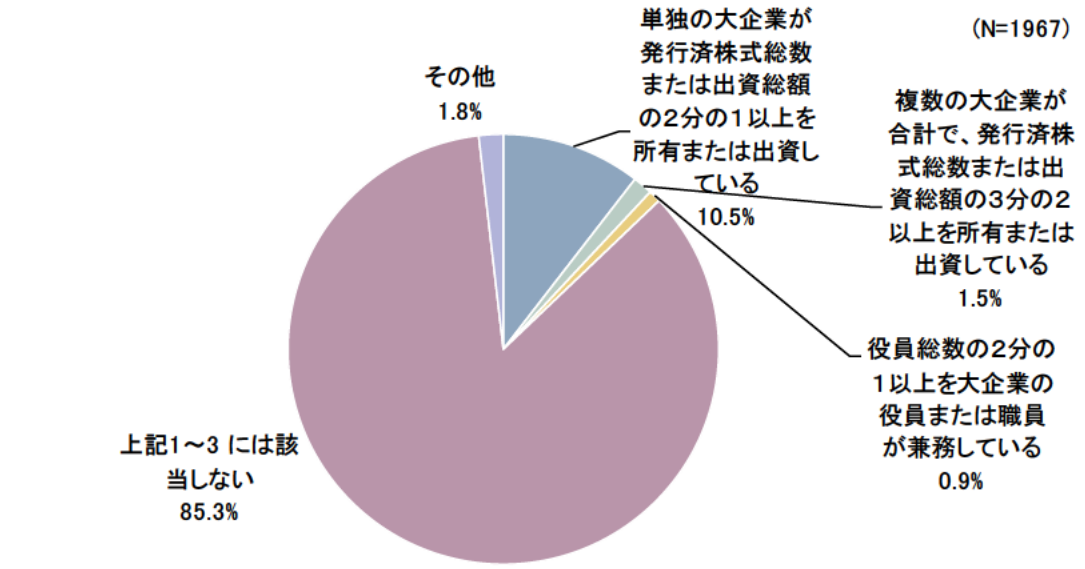

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(e) 業種

図表 Ⅲ-109 ：業種

Q23 貴社の概要 ③ 業種（1つだけ）

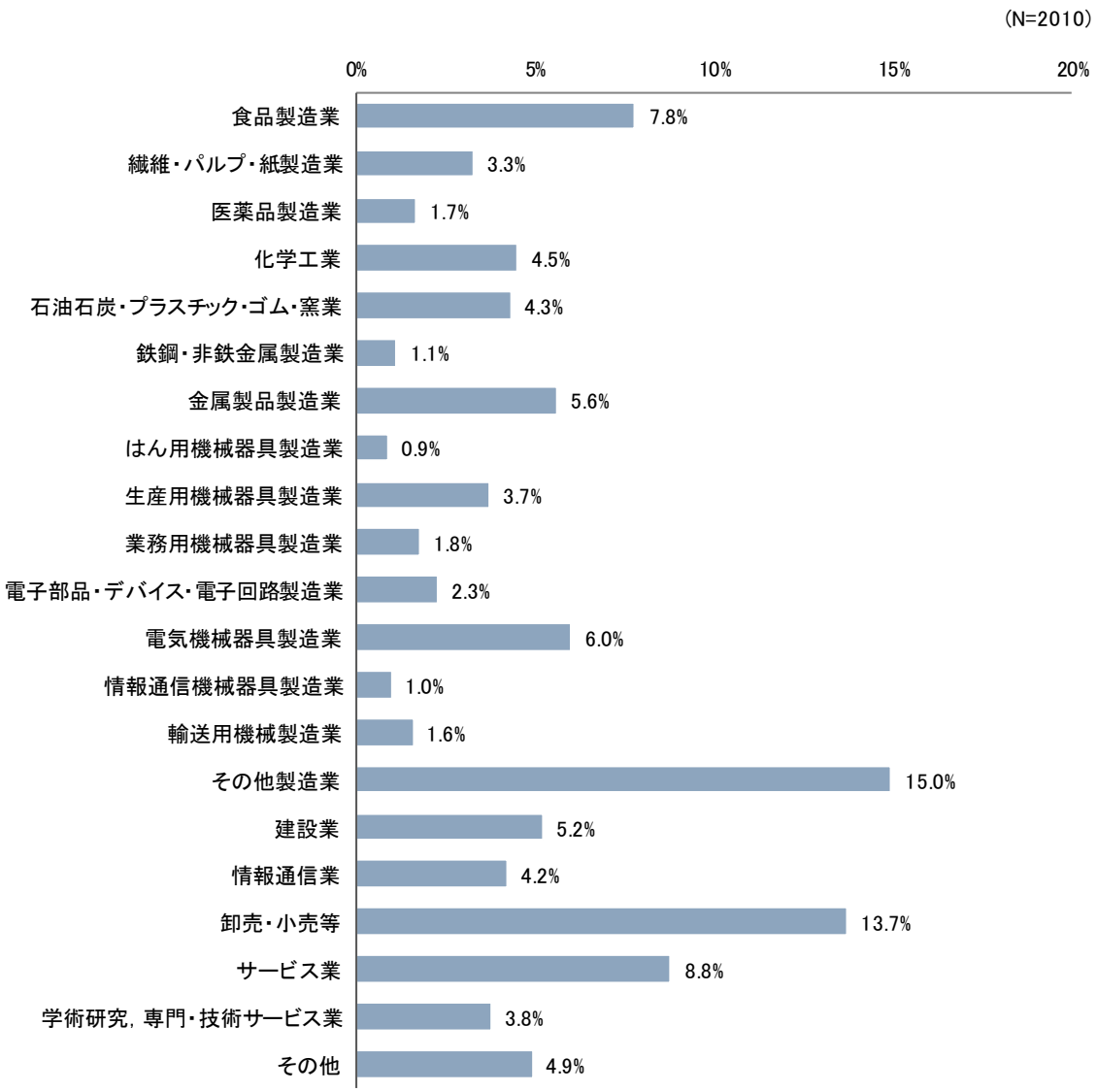

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

図表 Ⅲ-110 :(平成 25 年度)業種

Q 貴社の概要について(業種)

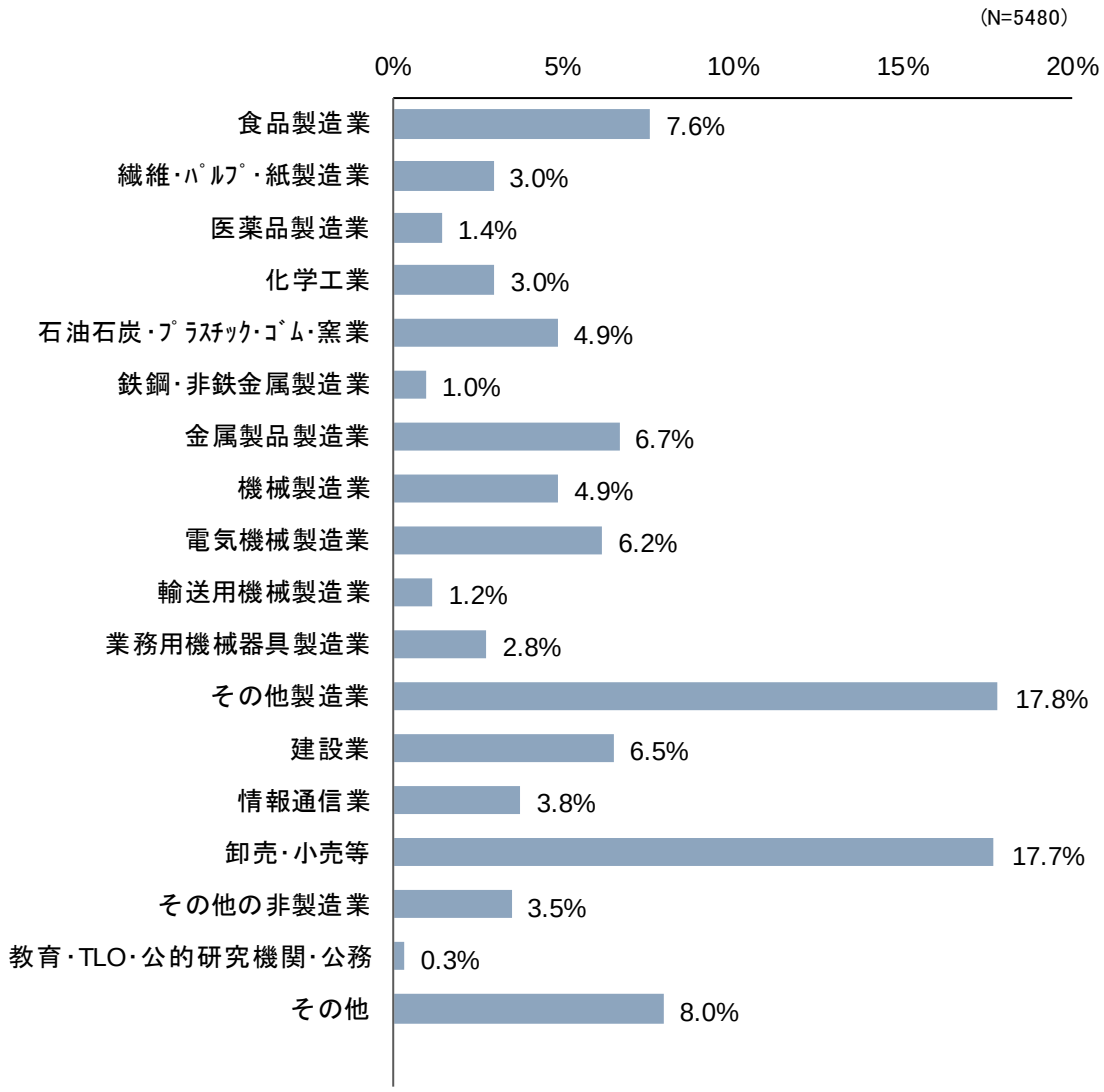

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(f) 売上高

図表 Ⅲ-111 :2017 年度売上高(百万円)

Q23 貴社の概要 ④ 業績(2017 年度)a)売上高

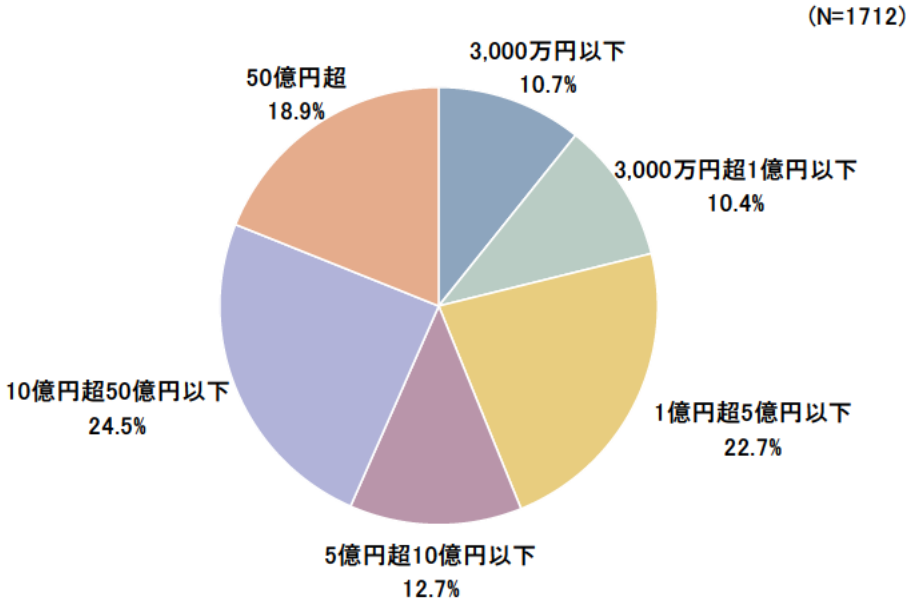

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(g) 経常利益

図表 Ⅲ-112 :2017 年度経常利益(百万円)

Q23 貴社の概要 ④ 業績(2017 年度)b)経常利益

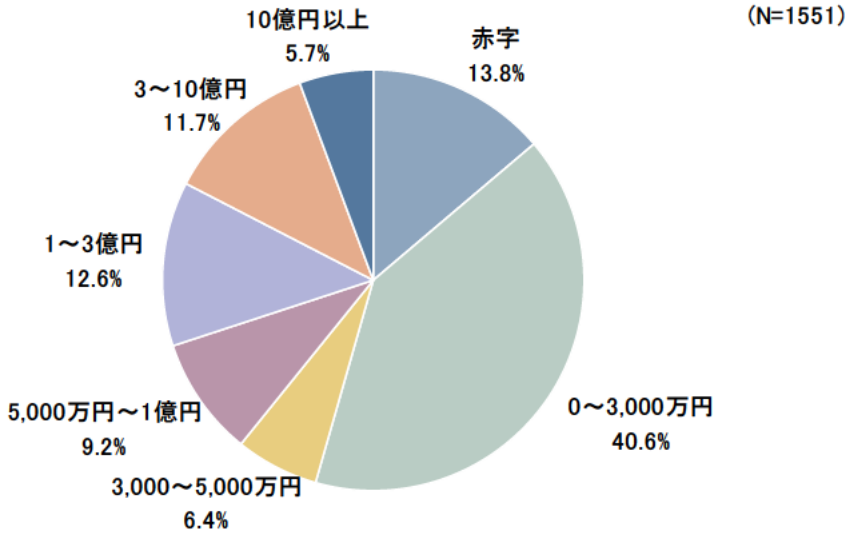

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(h) 研究開発費

図表 Ⅲ-113 :2017 年度研究開発費(百万円)

Q23 貴社の概要 ④ 業績(2017 年度)c)研究開発費

(N=1439)

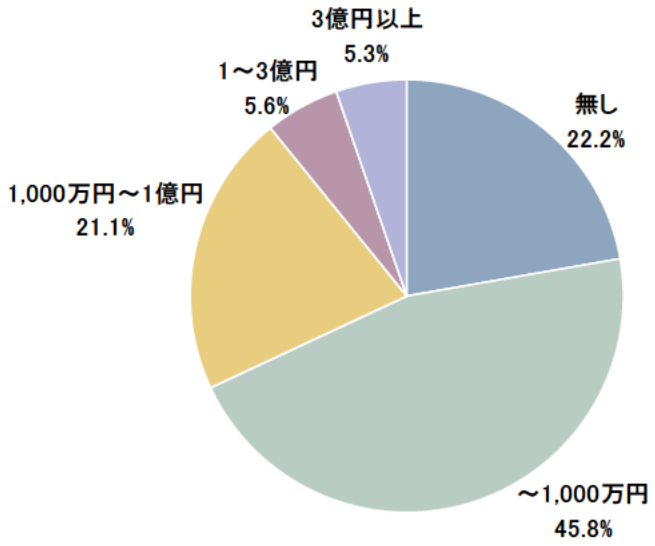

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

(i) 本社所在地

図表 Ⅲ-114 ：本社所在地

Q23 貴社の概要 ⑤ 都道府県（本社所在地）

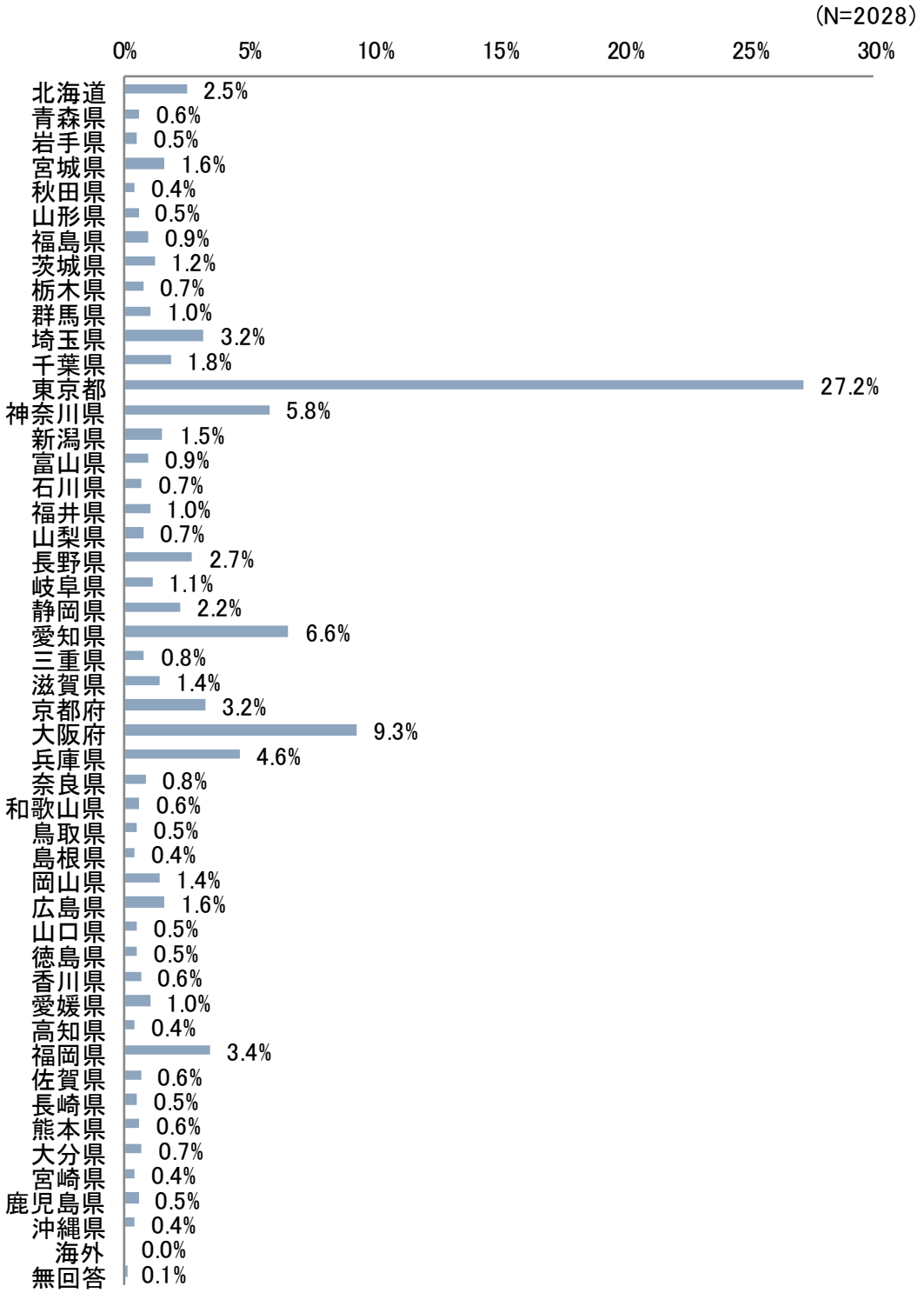

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１８）知財に関する公的支援ニーズ

①権利化について受けたい公的支援

アイデアなどの権利化について受けたい支援は、「審査請求料や特許料を軽減・免除してほしい」が回答企業の 41.2%と多くなっている。

図表 Ⅲ-115 ：権利化について受けたい公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援（特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援）を受けたいものはありますか。 ①アイデアなどの権利化（いくつでも）

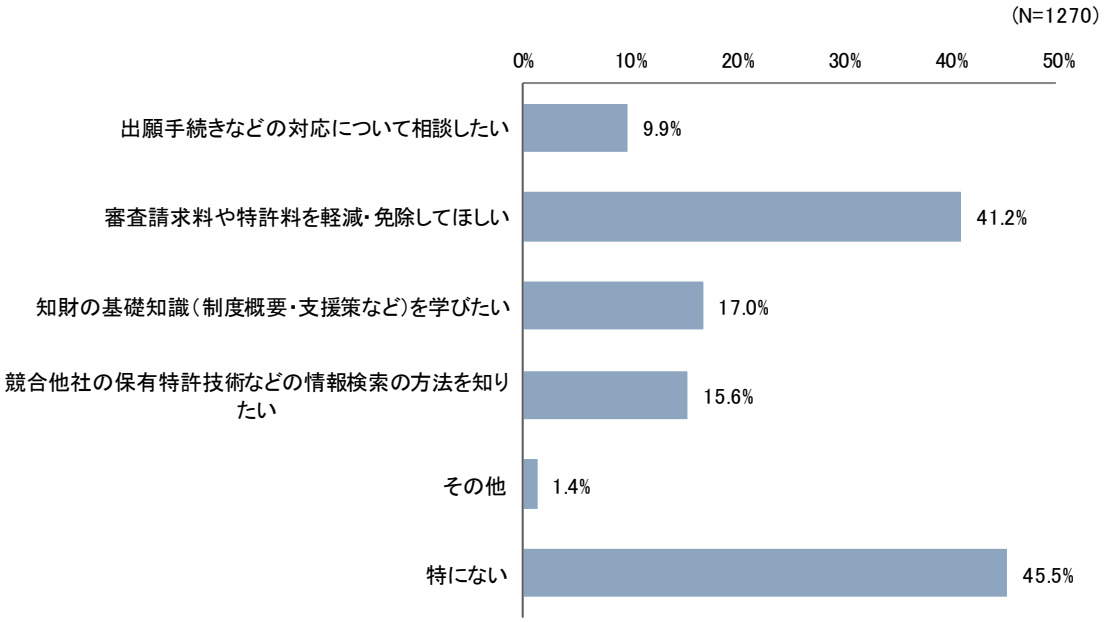

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知財の活用について受けたい公的支援

「自社ブランドの育成について支援を受けたい」は 16.9%、「模倣品の対策をしたい」は 15.0%、「他社の知財活用の成功事例を知りたい」は 14.6%となっている。

図表 Ⅲ-116 :知財の活用について受けたい公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。 ②知財の活用(いくつでも)

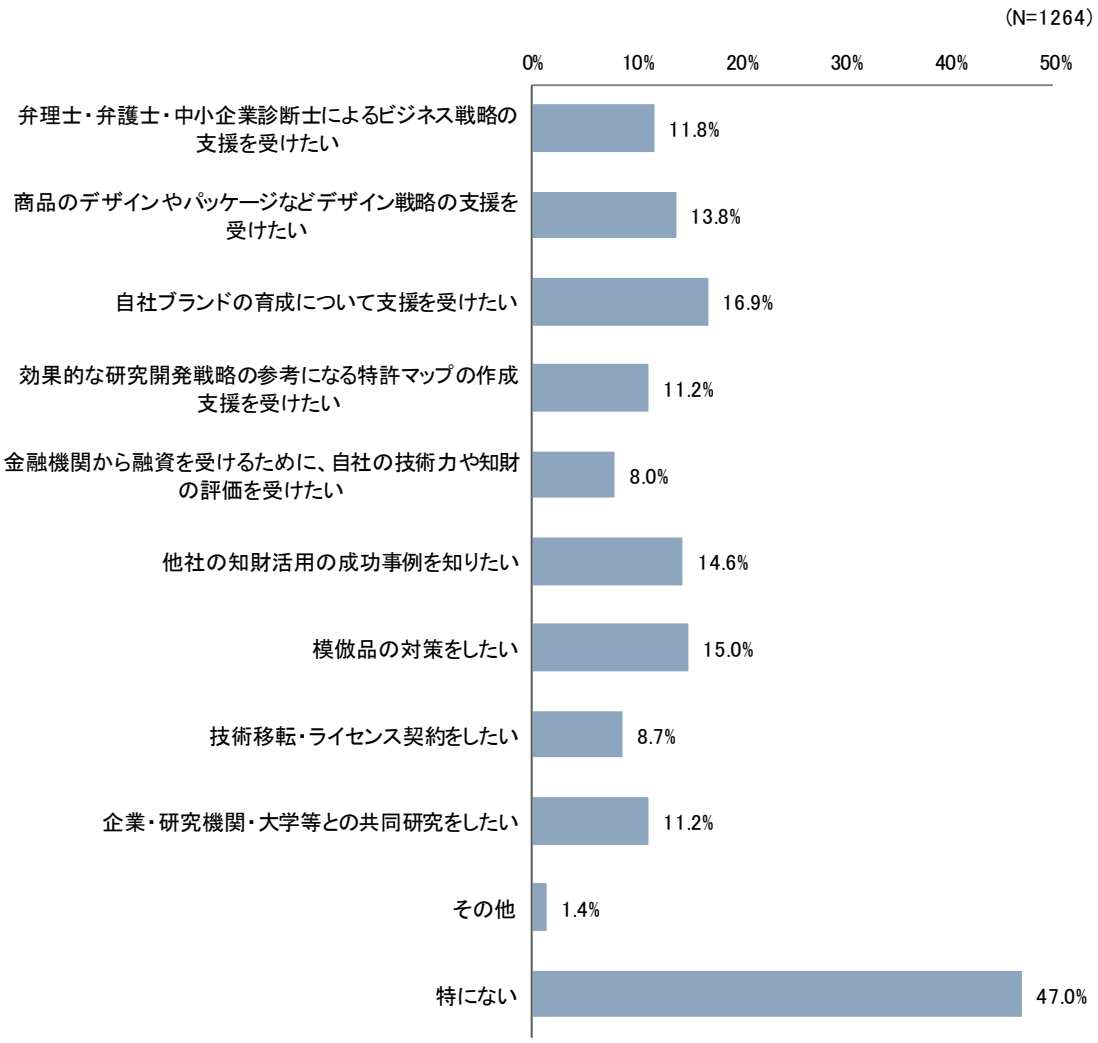

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

③海外展開について受けたい公的支援

回答企業の 25.8%が「外国出願費用の補助を受けたい」としている。「海外展開の専門家からアドバイスを受けたい」は 12.6%、「外国における知財制度が知りたい」は 12.5%となっている。

図表 Ⅲ-117 ：海外展開について受けたい公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。 ③海外展開(いくつでも)

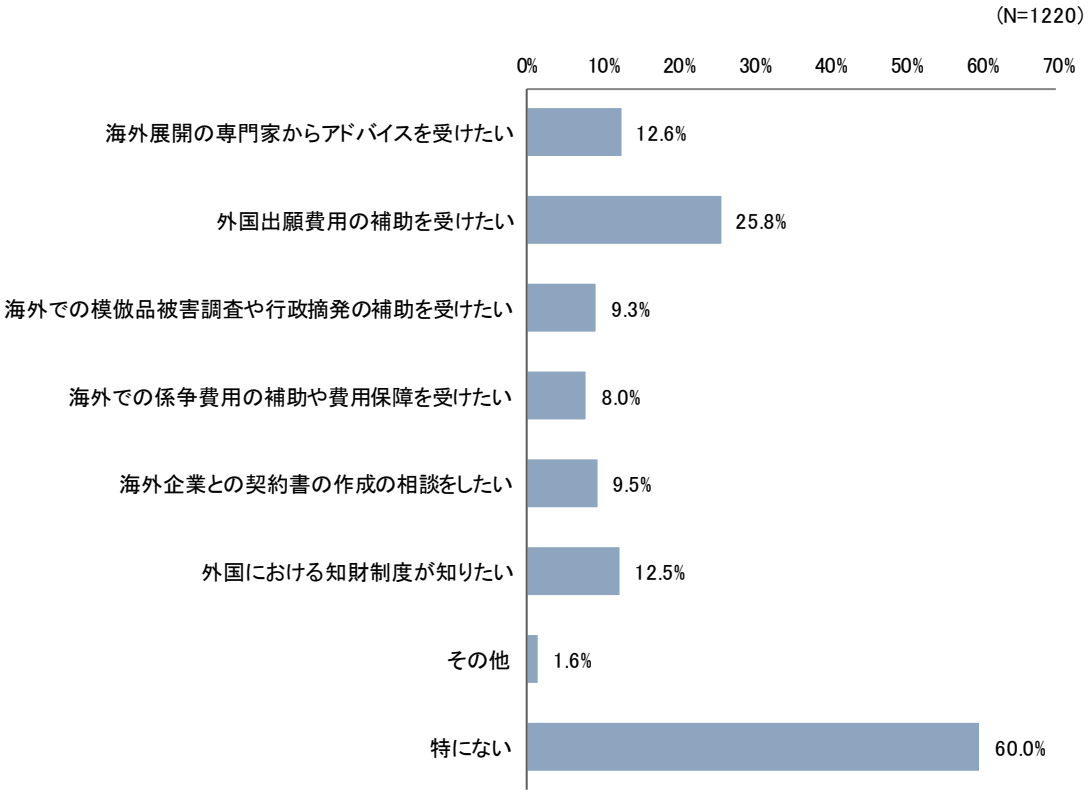

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

④社内の体制整備について受けたい公的支援

「営業秘密・ノウハウの管理・活用方法を知りたい」が 22.3%と比較的多くなっている。

図表 Ⅲ-118 :社内の体制整備について受けたい公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。 ④社内の体制整備(いくつでも)

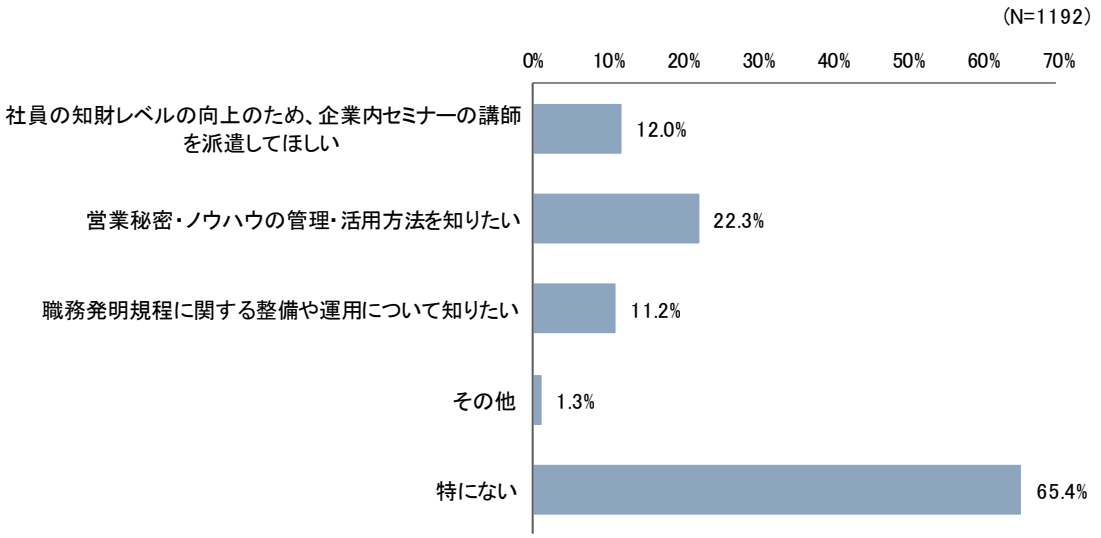

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

⑤その他受けたい公的支援

「販路開拓について支援を受けたい」が 25.4%、「商品開発について支援を受けたい」が 18.8%となっている。

図表 Ⅲ-119 :その他受けたい公的支援(複数回答)

Q24 以下の①～⑤の分野において、公的支援(特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援)を受けたいものはありますか。 ⑤その他(いくつでも)

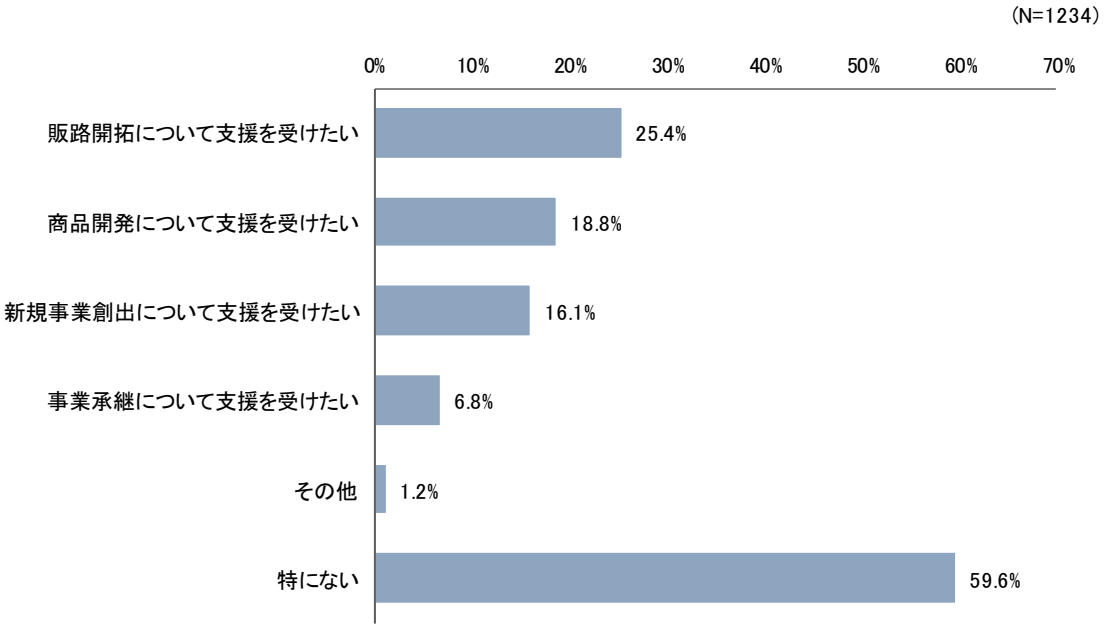

注) %は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

回答選択肢が異なるため、正確な比較はできないが、平成 25 年度は「費用軽減措置」を必要とする企業が多い。

図表 Ⅲ-120 :(平成 25 年度)知的財産活動に取り組むにあたり必要な公的サポート(複数回答)

Q 貴社が知的財産活動に取り組むにあたり、どのような公的な支援・サポートを必要としていますか(必要度合いが高いものを3つまで)

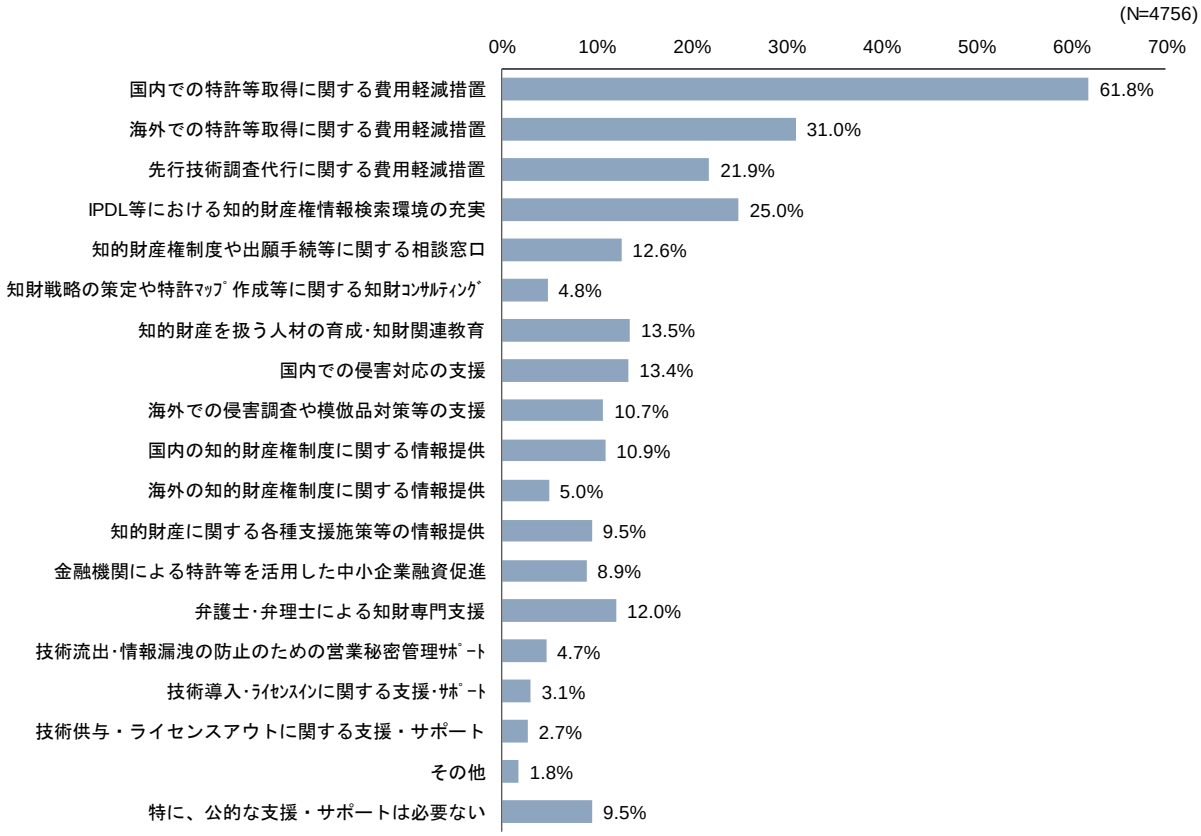

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（１９）特許庁の支援施策

①認知度[74]

認知度は、「J-PlatPat」が 71.0%、「早期審査」が 56.6%、「特許料・審査請求料の減免」が 53.3%と過半数を超えている。

「利用したことがある」の回答が多かった支援施策については、「J-PlatPat」は 63.4%、「早期審査」は 28.6%、「知的財産権制度説明会（初心者向け）」は 26.6%、「特許料・審査請求料の減免」は 23.7%となっている。

図表 Ⅲ-121 ：特許庁支援施策の認知度

Q25 特許庁の支援施策について 以下 1～17 の施策について、それぞれ①認知度をお答えください。

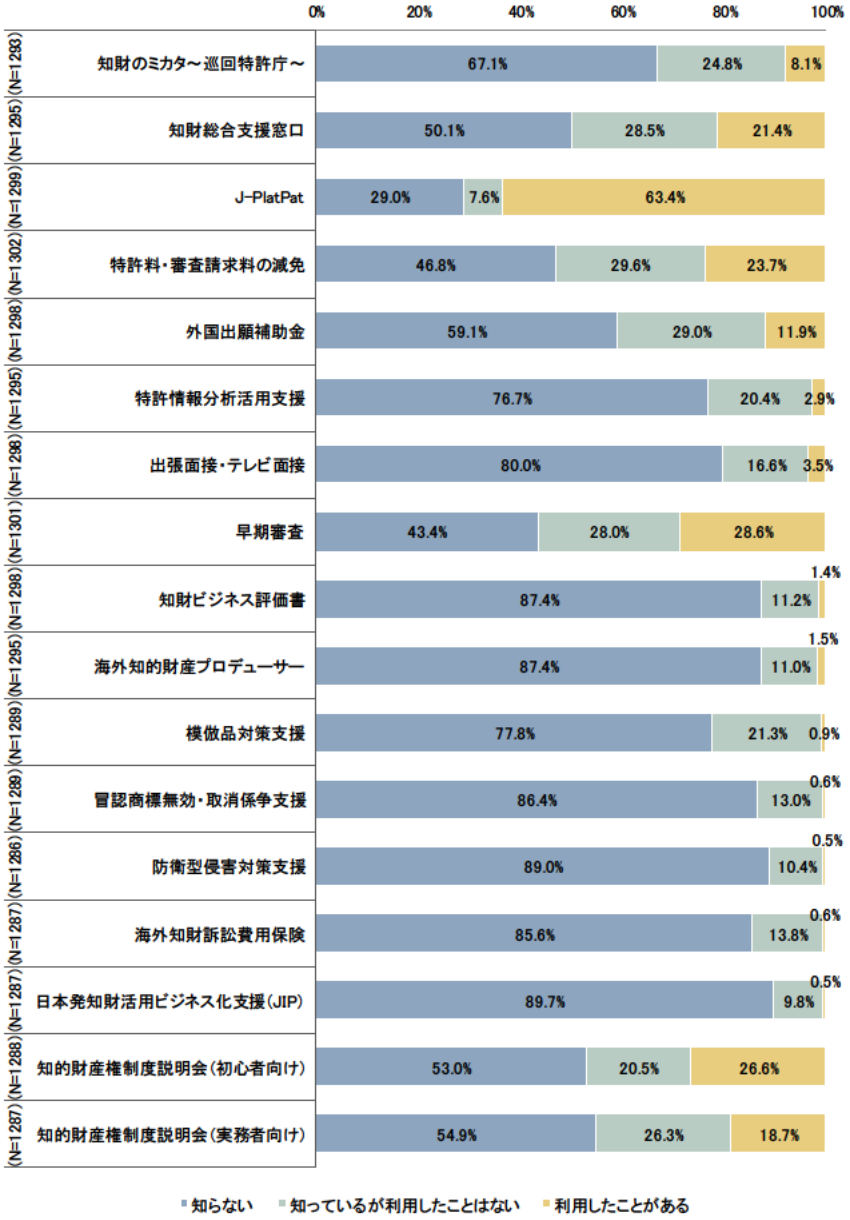

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

74 「知っているが利用したことはない」＋「利用したことがある」の合算値

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

平成 25 年度の認知度[75]と平成 30 年度の認知度[76]を比較すると、認知度が上がった支援施策は、外国出願補助金が 28.8%から 40.9%まで 12.1%増加、早期審査が 53.1%から 56.6%まで 3.5%増加、J-PlatPat[77]が 69.7%から 71%まで 1.3%増加、知財総合支援窓口が 49.5%から 49.9%まで 0.4%増加となった。

図表 Ⅲ-122 :(平成 25 年度)特許庁支援施策の認知度

Q 特許庁が行っている支援施策について各支援施策の認知状況についてお答えください

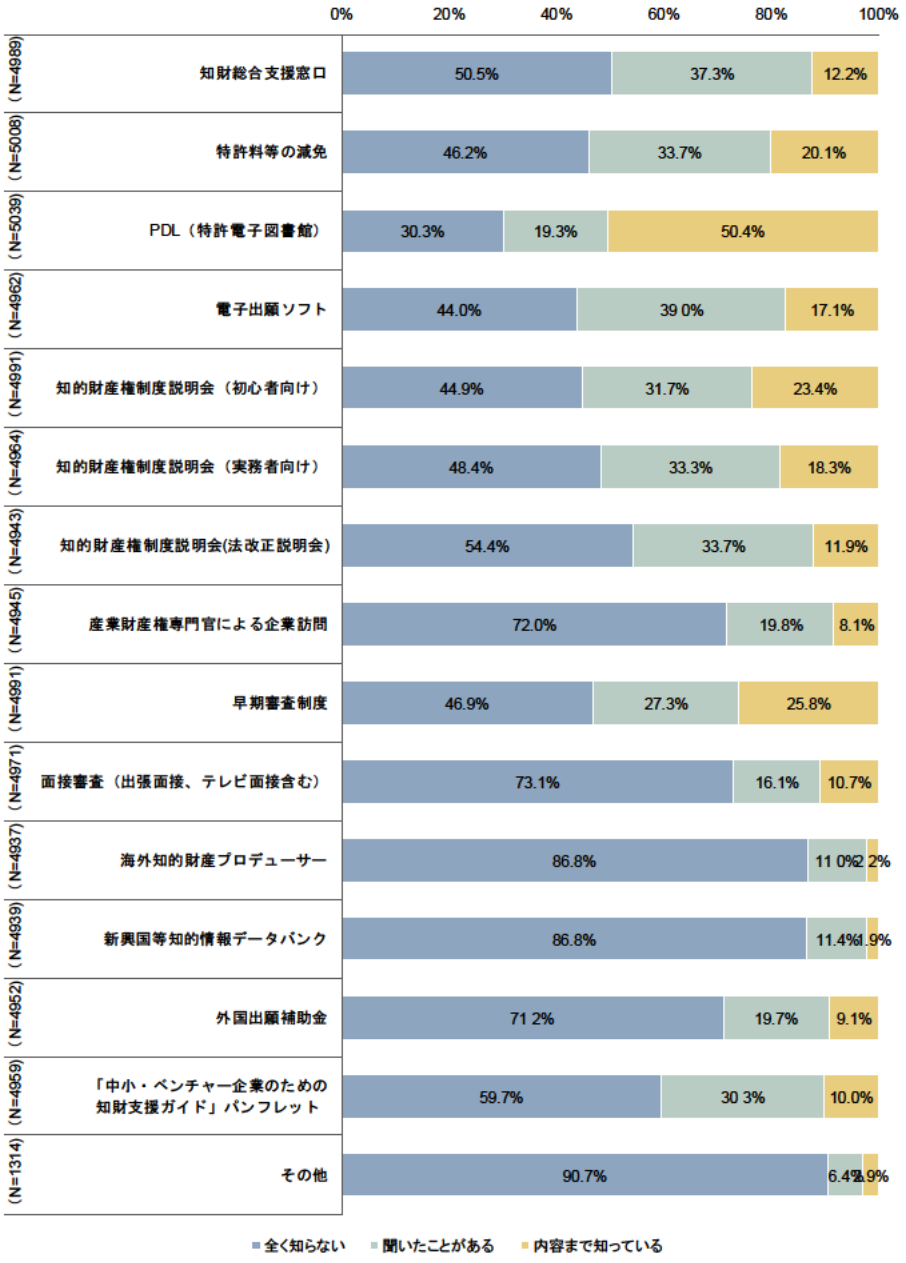

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

75 「内容まで知っている」＋「聞いたことがある」の合算値
76 「知っているが利用したことはない」＋「利用したことがある」の合算値
77 平成 25 年度調査時は「IPDL（特許電子図書館）」

②満足度

特許庁支援事業の利用者の満足度は総じて高く、「満足」という回答割合は、早期審査が44.0%、知財総合支援窓口が43.2%、出張面接・テレビ面接が41.9%となっている。

図表 Ⅲ-123 ：特許庁支援施策の満足度

Q25 特許庁の支援施策について 以下 1～17 の施策について、利用経験が有る施策については、②満足度をお答えください。（利用経験が無い場合は回答不要）

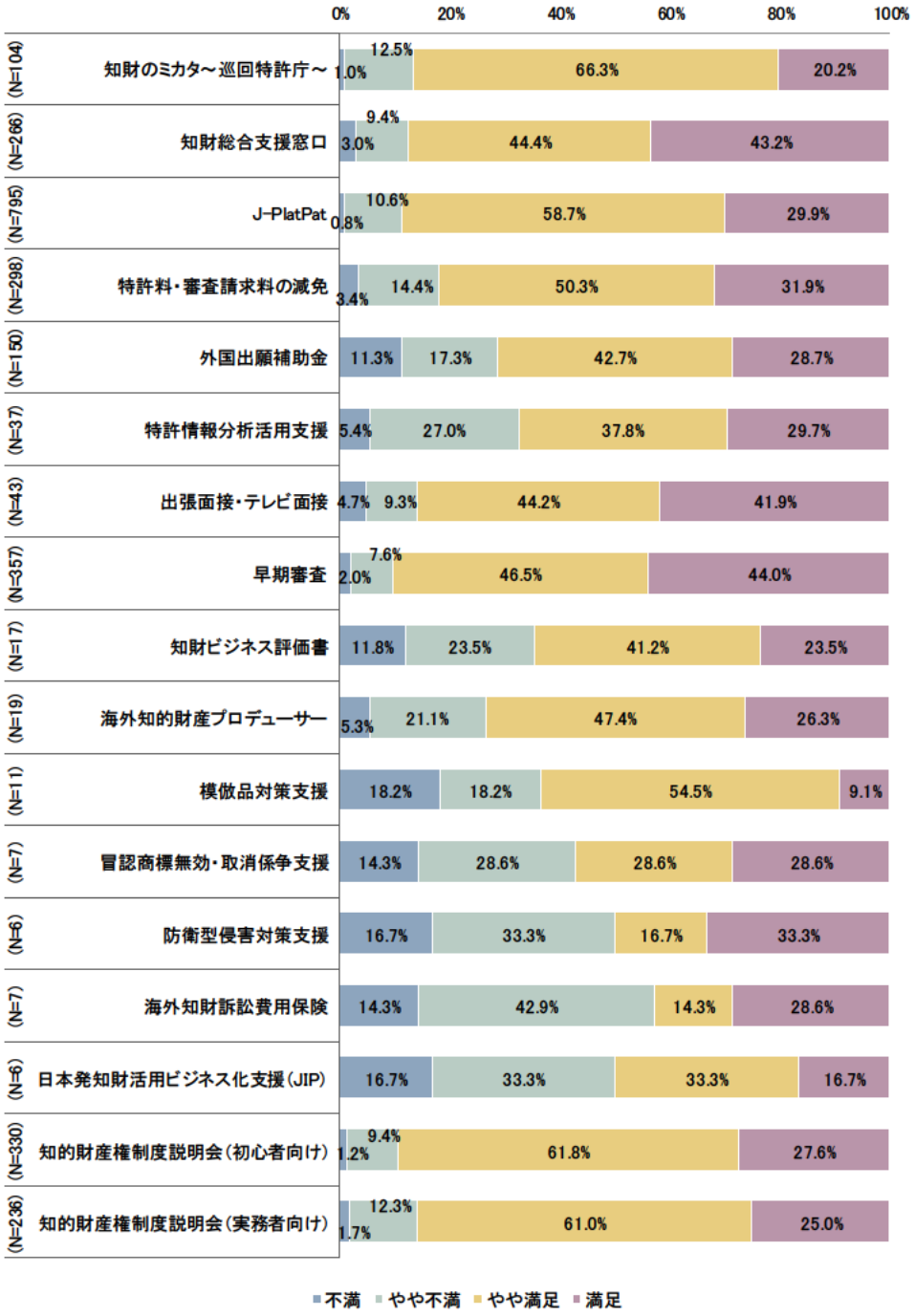

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を100%として計算した

（参考）◆平成 25 年度調査との比較

知財総合支援窓口の満足度について、「満足」と回答した者は、平成 25 年度調査の 36.8%から今年度調査の 43.2%まで 6.4%増加となっている。

図表 Ⅲ-124 :(平成 25 年度)知財総合支援窓口を利用した結果の満足度

Q 利用した結果の満足度について

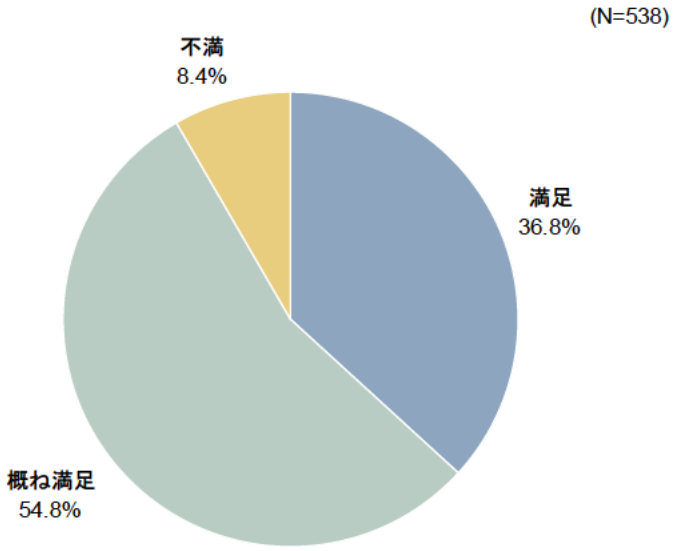

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

（２０）知財総合支援窓口に希望する相談内容

①希望する相談内容

「特許庁の施策について」が 12.3%であり、「海外展開」が 10.9%、「事業における知財活用」が 10.5%と続く。

図表 Ⅲ-125 ：希望する相談内容(複数回答)

Q28 知財総合支援窓口への相談のご希望について(ご希望の方のみご記入ください)

知的財産や特許庁支援施策に関する相談のご希望がございましたら、お近くの知財総合支援窓口から後日連絡させていただきます。ご希望の相談内容について、以下の番号に〇印をご記入ください。(いくつでも)

なお、相談は無料です。

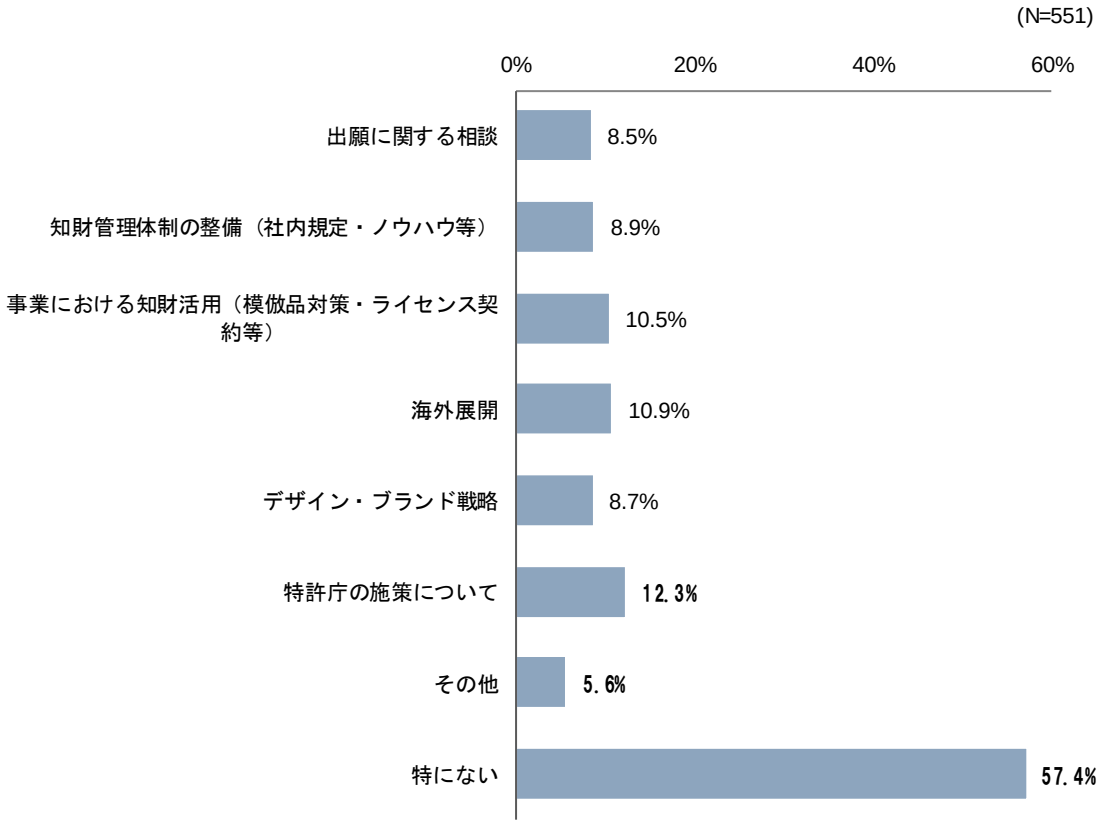

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

②知財総合支援窓口に希望する相談内容（特許庁の施策について）

Q28 希望する相談内容の「特許庁の施策について」の内訳は以下の通り。「知財ビジネス評価書」が 36.2%と最も高く、「特許料・審査請求料の減免」が 31.9%、「日本発知財活用ビジネス化支援（JIP）」27.5%と続く。

図表 Ⅲ-126 ：特許庁の施策について(複数回答)

Q28 「6 特許庁の施策について」。Q25の1～17の施策について、該当する番号を記載してください。（複数可）

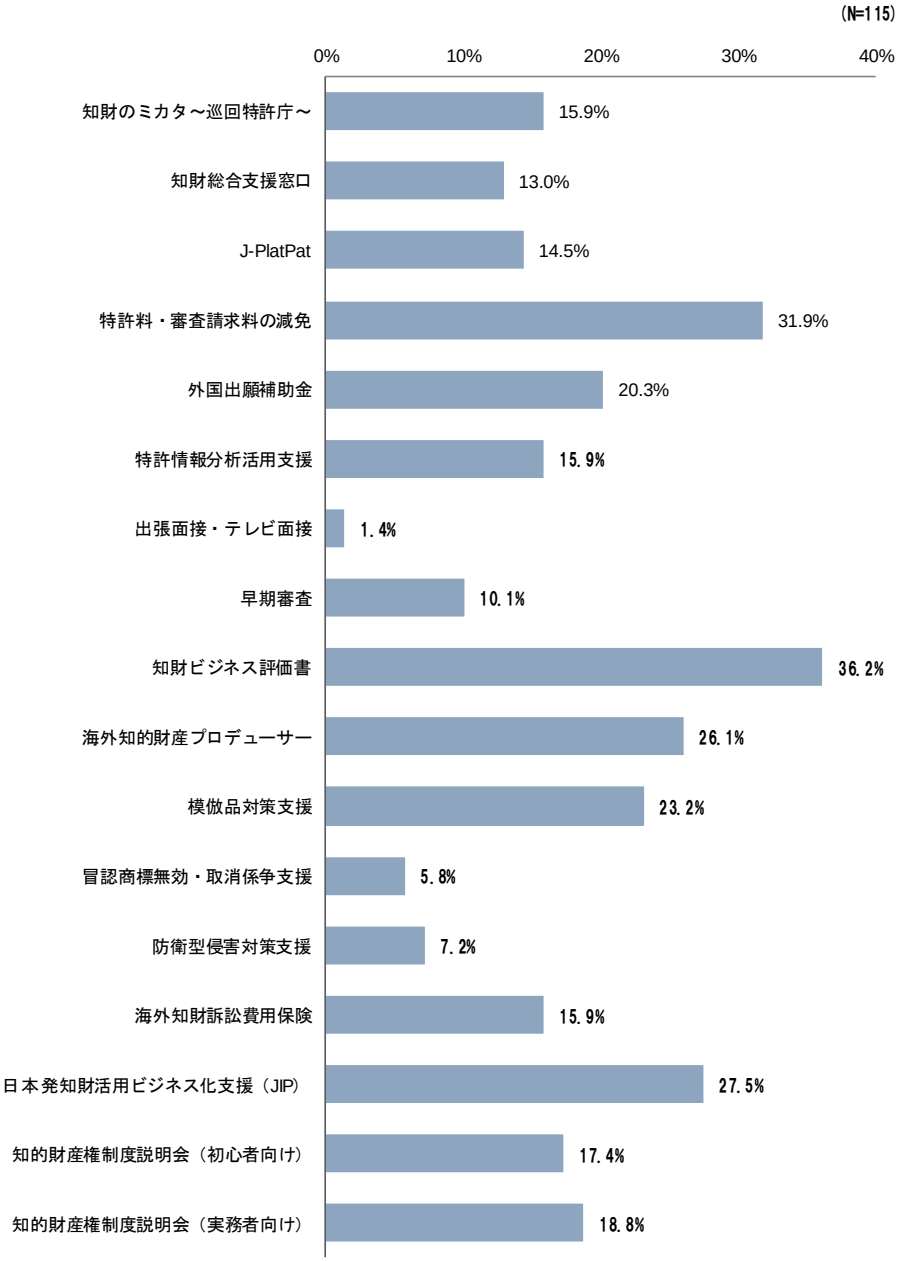

注）%は無回答及び非該当を除いた回答数を 100%として計算した

３． 中小企業者の知的財産活動の実態に関する分析結果

（１） 知財と企業業績

- 製造業では、特許を保有している企業は保有していない企業に比べて、売上高の増加傾向、経常利益の増加傾向、経常利益率の増加傾向とも良好となっている。（図表 Ⅲ-127）
- 全業種では、商標を保有している企業は保有していない企業に比べて、経常利益の傾向が良くなっている。（図表 Ⅲ-128）
- 営業秘密を管理している企業は管理していない企業に比べて、業績が良い傾向がみられる。（図表Ⅲ-129）
- 企業経営における知財活動の位置づけを意識して実践している企業の方が売上高の増加傾向が良くなっている。（図表 Ⅲ-130）
- 新規事業に取り組み、知財権を保有している企業は、売上高が増加傾向の企業の割合が 50.5%と他と比べて大きくなっている。（図表 Ⅲ-131）
- 経常利益（平成 29 年度）について一般の中小企業と比較すると、出願企業のみの本アンケート調査回答者の方が、黒字企業の割合が大きくなっている。（図表 Ⅲ-132）
- **これらのデータはいずれも企業経営に知財を活用している企業の方が、業績が良好であることを示している。企業の業績は景気動向をはじめとする様々な要因の影響を受け、知財活動だけが要因ではないが、知財活動により開発成果を適切に保護することで、他社の参入を排除して売上や利益確保が可能となるなど、知財活動が中小企業の業績向上に重要な役割を果たしていることを示唆しているとみられる。**

図表 Ⅲ-127 ：知財権の保有状況と業績の関係（製造業）

＜過去3年間の売上高の変化＞

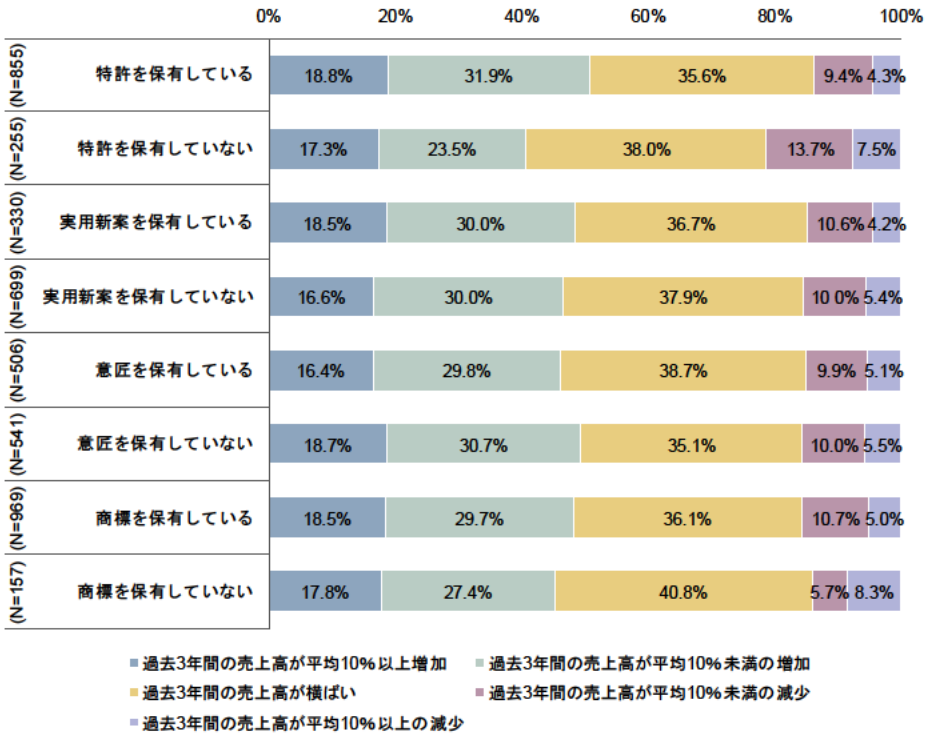

＜過去3年間の経常利益の変化＞

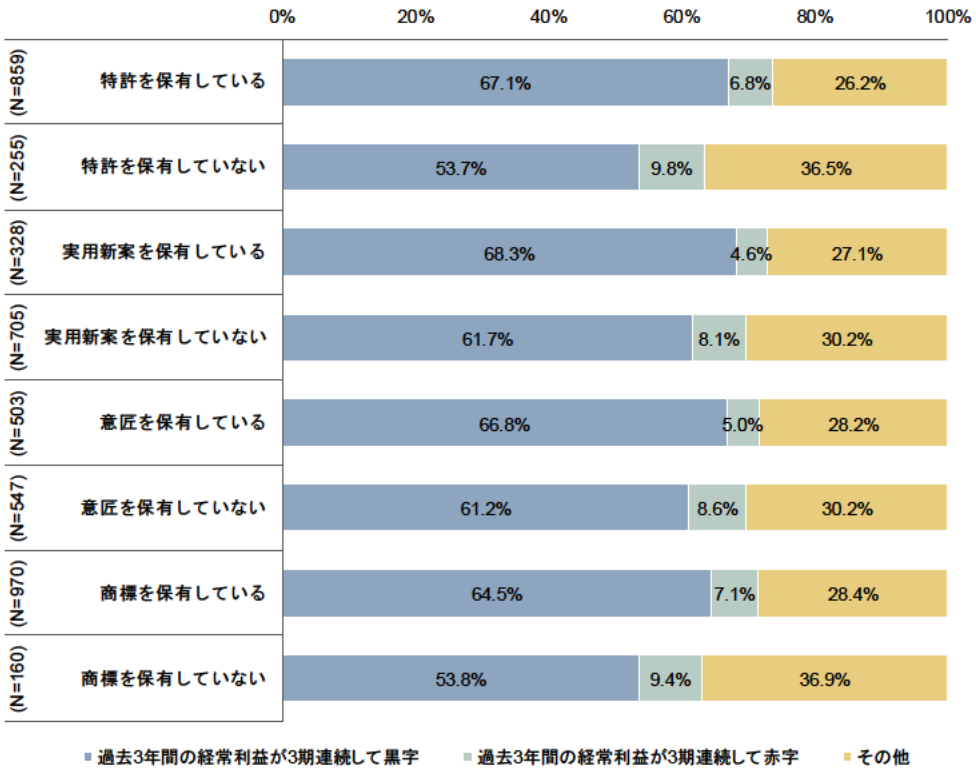

＜過去3年間の経常利益率の変化＞

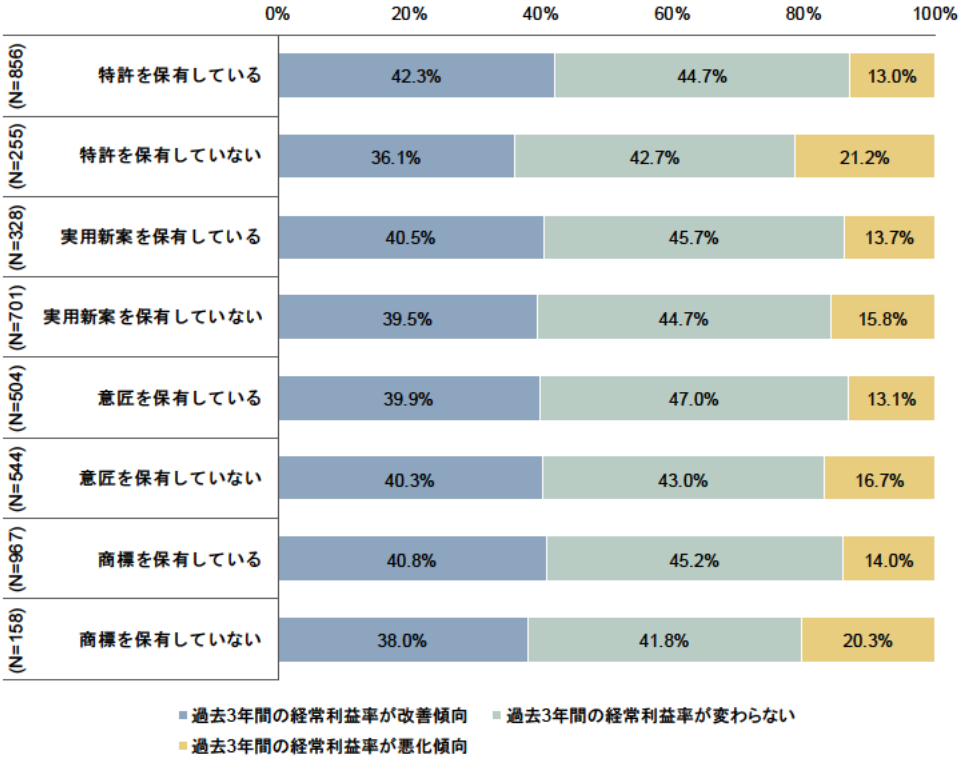

図表 Ⅲ-128 ：知財権の保有状況と業績の関係（全業種）

＜過去3年間の売上高の変化＞

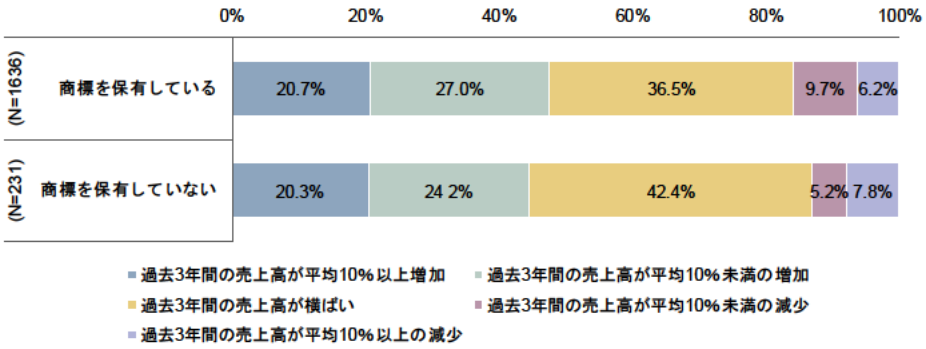

＜過去3年間の経常利益の変化＞

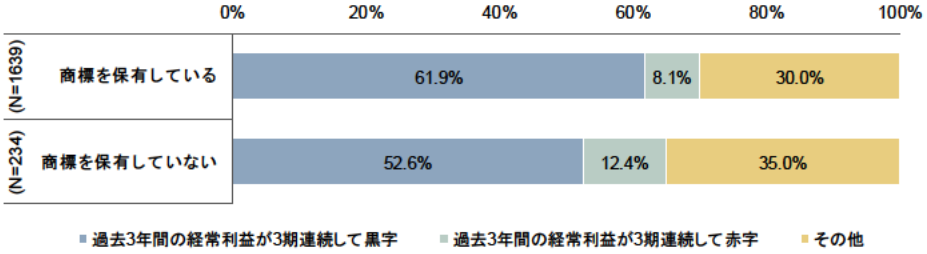

＜過去3年間の経常利益率の変化＞

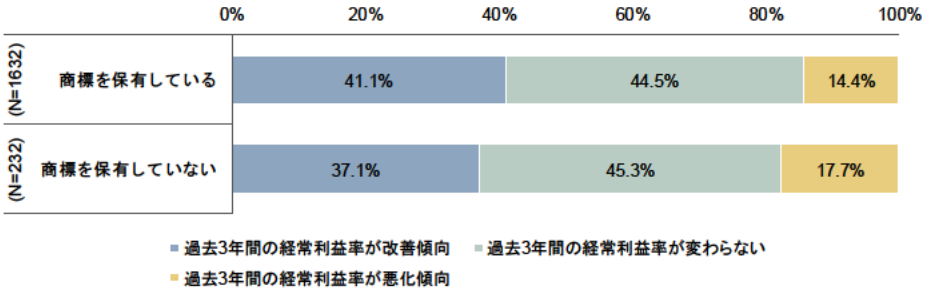

図表 Ⅲ-129 ：営業秘密の保有状況と業績の関係

＜過去3年間の売上高の変化＞

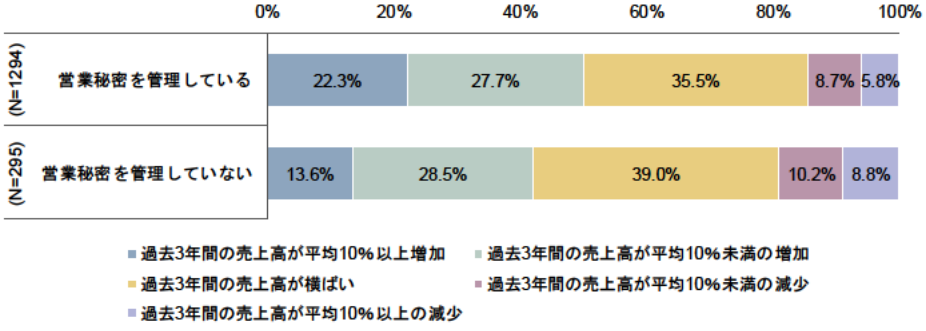

＜過去3年間の経常利益の変化＞

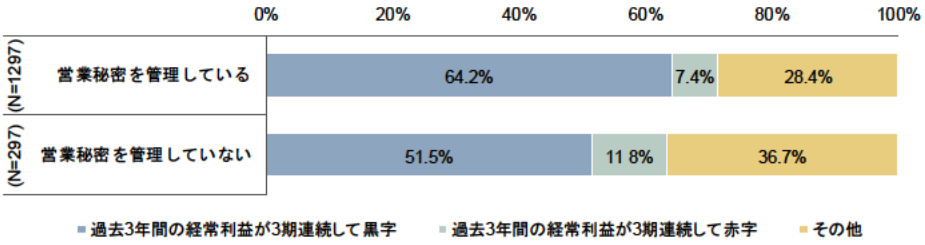

＜過去3年間の経常利益率の変化＞

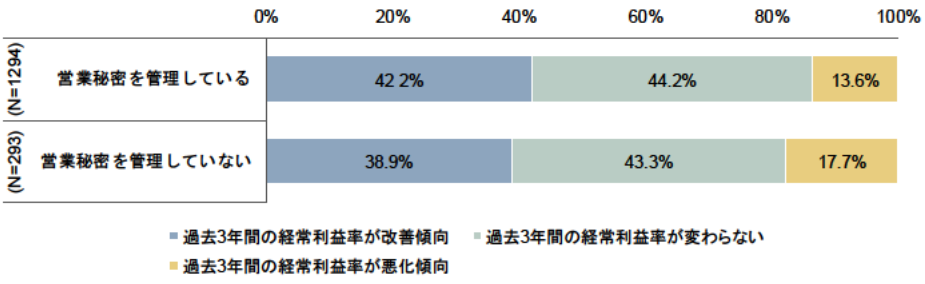

図表 Ⅲ-130 ：企業経営における知財活動の位置づけと業績の関係

＜過去3年間の売上高の変化＞

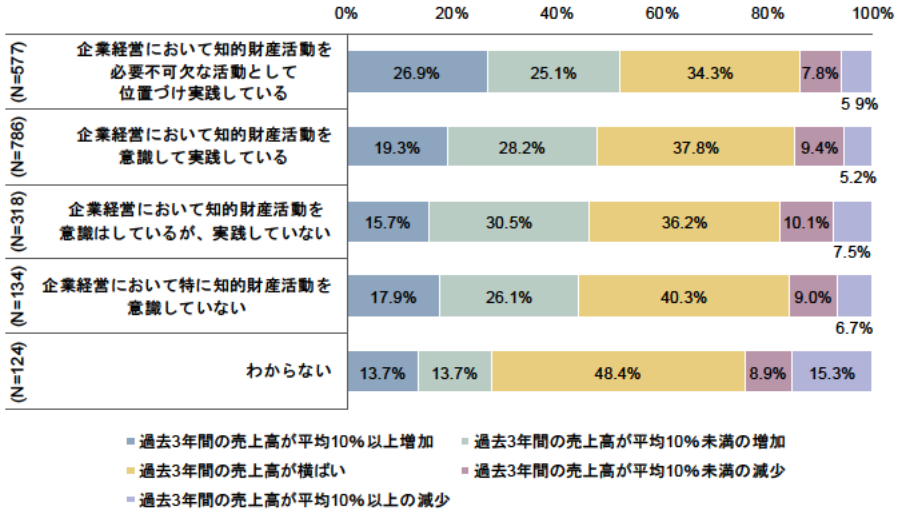

＜過去3年間の経常利益の変化＞

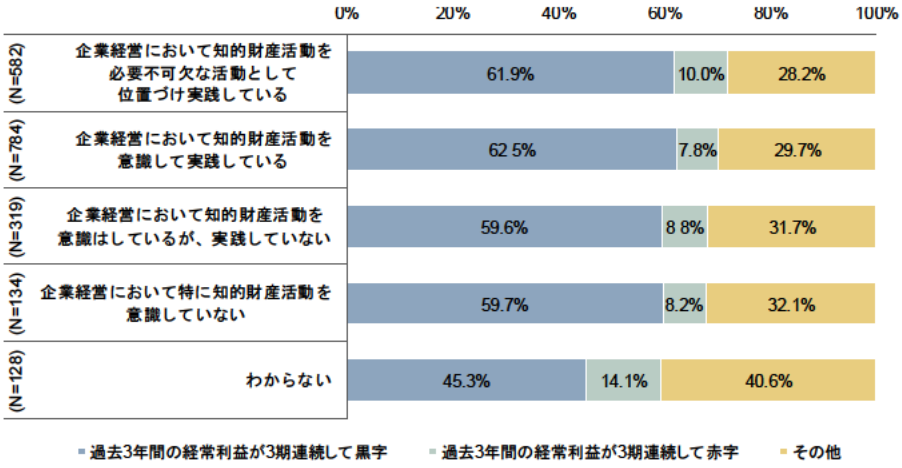

＜過去3年間の経常利益率の変化＞

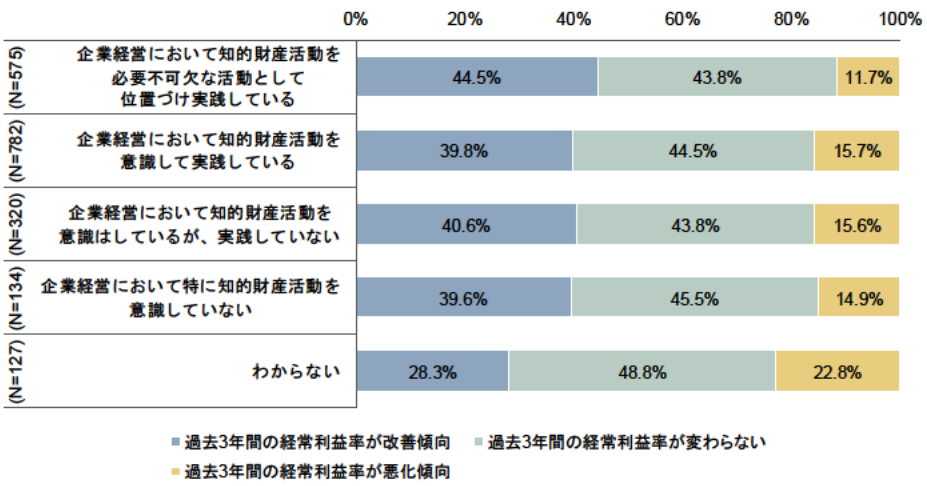

図表 Ⅲ-131 :「新規事業への取り組みと知財の保有状況」と業績の関係

＜過去3年間の売上高の変化＞

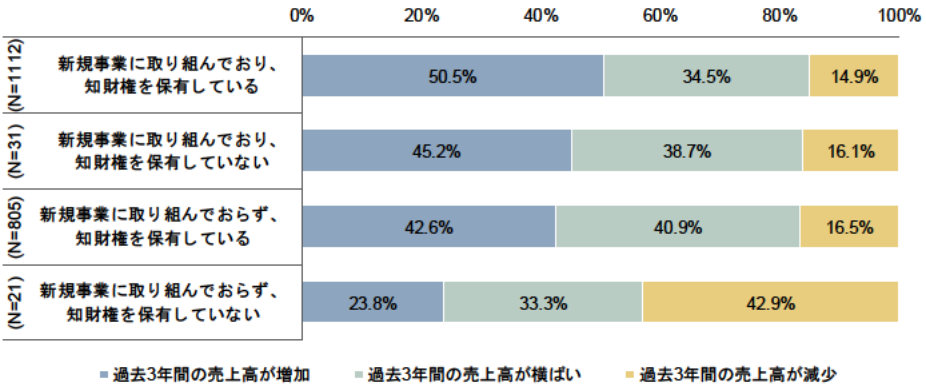

＜過去3年間の経常利益の変化＞

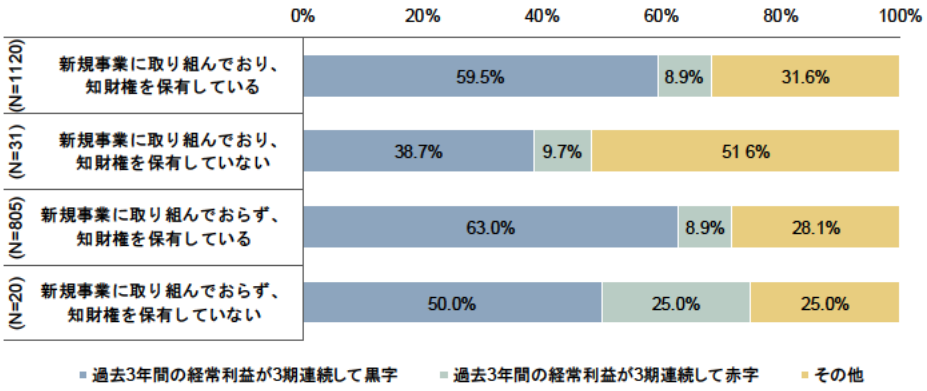

＜過去3年間の経常利益率の変化＞

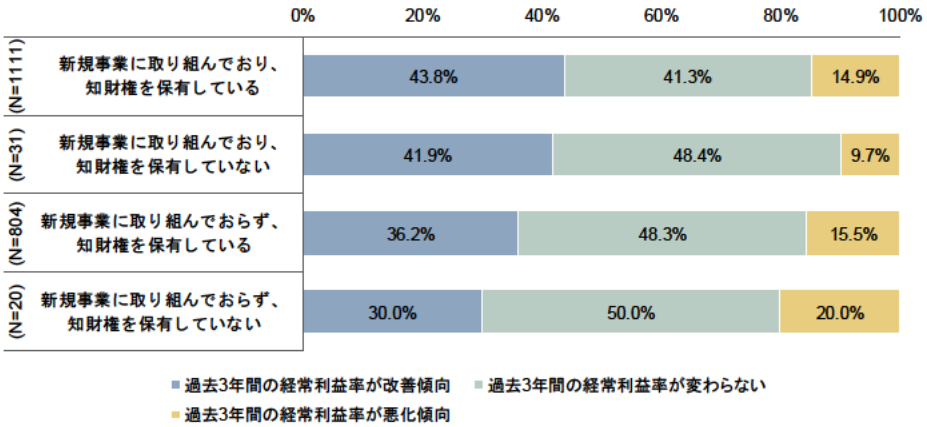

図表 Ⅲ-132 ：一般的な中小企業と出願企業の経常利益の比較（平成 29 年度）

＜全業種＞

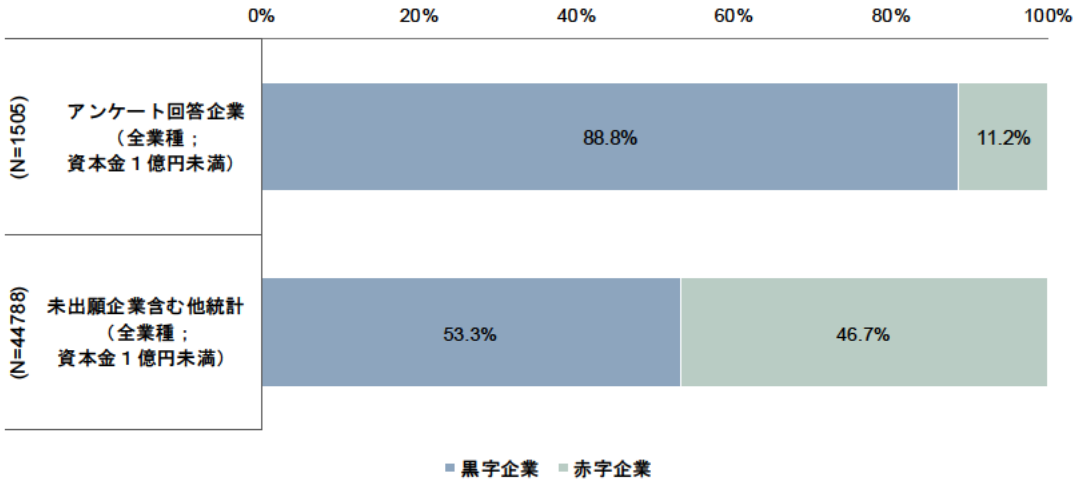

出所）「未出願企業含む他統計」：「第61版全国企業財務諸表分析統計」（帝国データバンク））

＜製造業＞

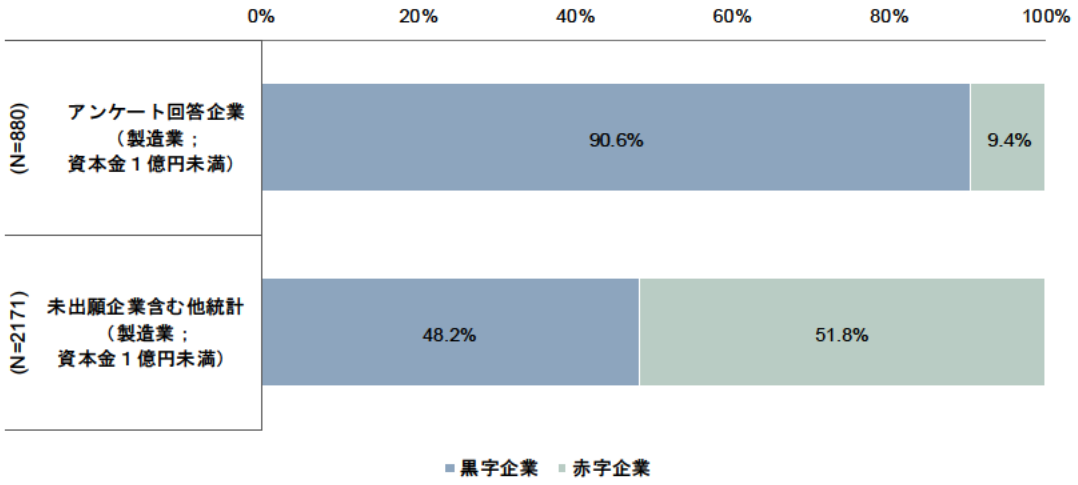

出所）「未出願企業含む他統計」：「第61版全国企業財務諸表分析統計」（帝国データバンク））

（２）海外出願企業及び海外展開企業の公的支援ニーズ

- 海外出願経験のある企業では、特許、実用新案、意匠、商標のいずれも外国出願費用補助へのニーズが最も強い。また、「外国における知財制度を知りたい」という企業の割合も２割程度と比較的大きくなっている。（図表 Ⅲ-133）
- 海外展開企業のうち、「自社独自のサービスがある」企業は、他の企業と比較して、海外展開について受けたい公的支援に対するニーズが全般的に強くなっている。（図表 Ⅲ-134）
- 知的財産権の外国出願が必要であっても出願できないことがある企業の理由として、「費用がかかりすぎる」という企業の割合が 84.8%と大きい。（図表 Ⅲ-135）

図表 Ⅲ-133 :「海外知財出願経験」と「海外展開について受けたい公的支援」の関係

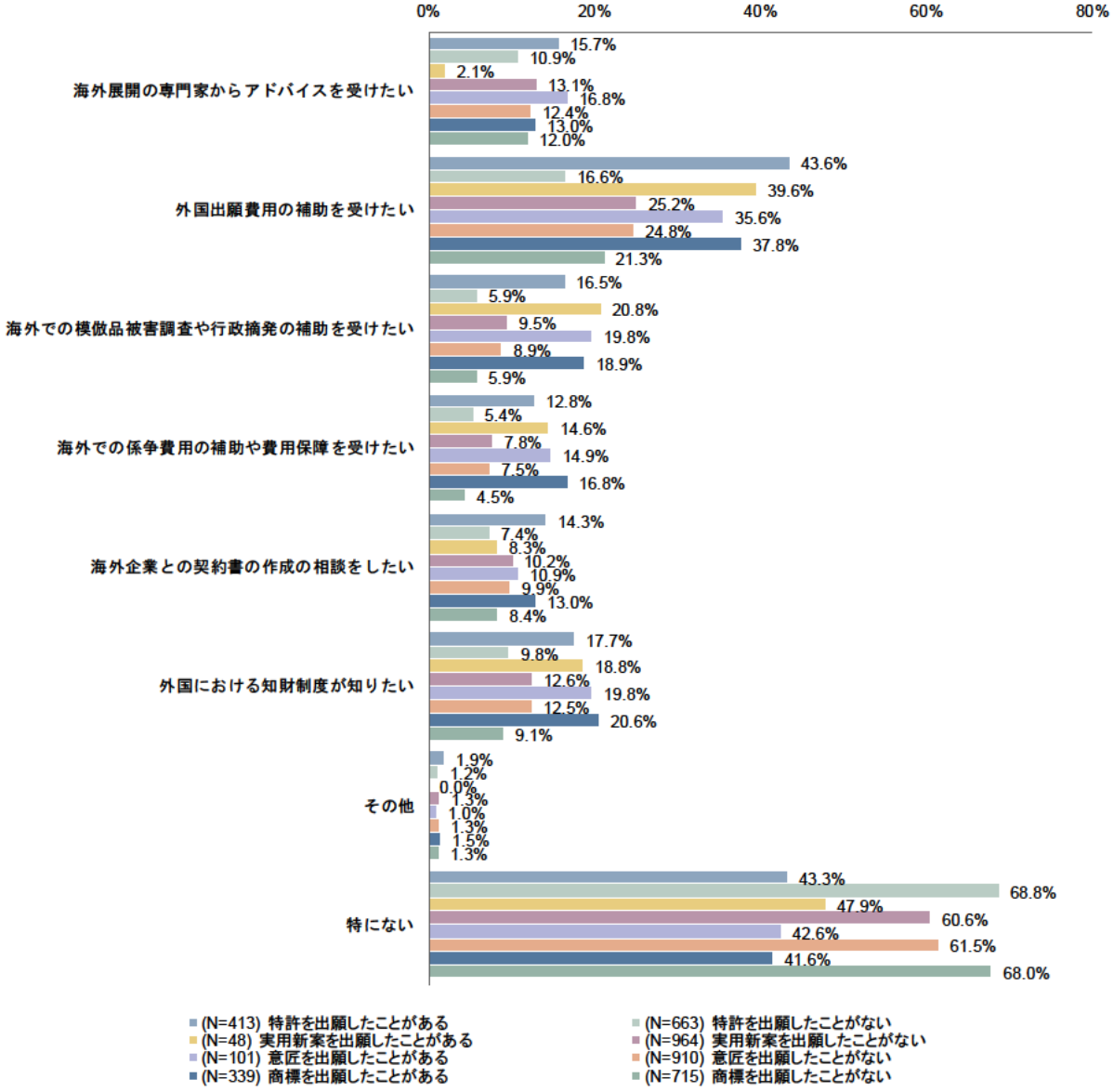

図表 Ⅲ-134 :「海外事業の状況」と「海外展開について受けたい公的支援」の関係

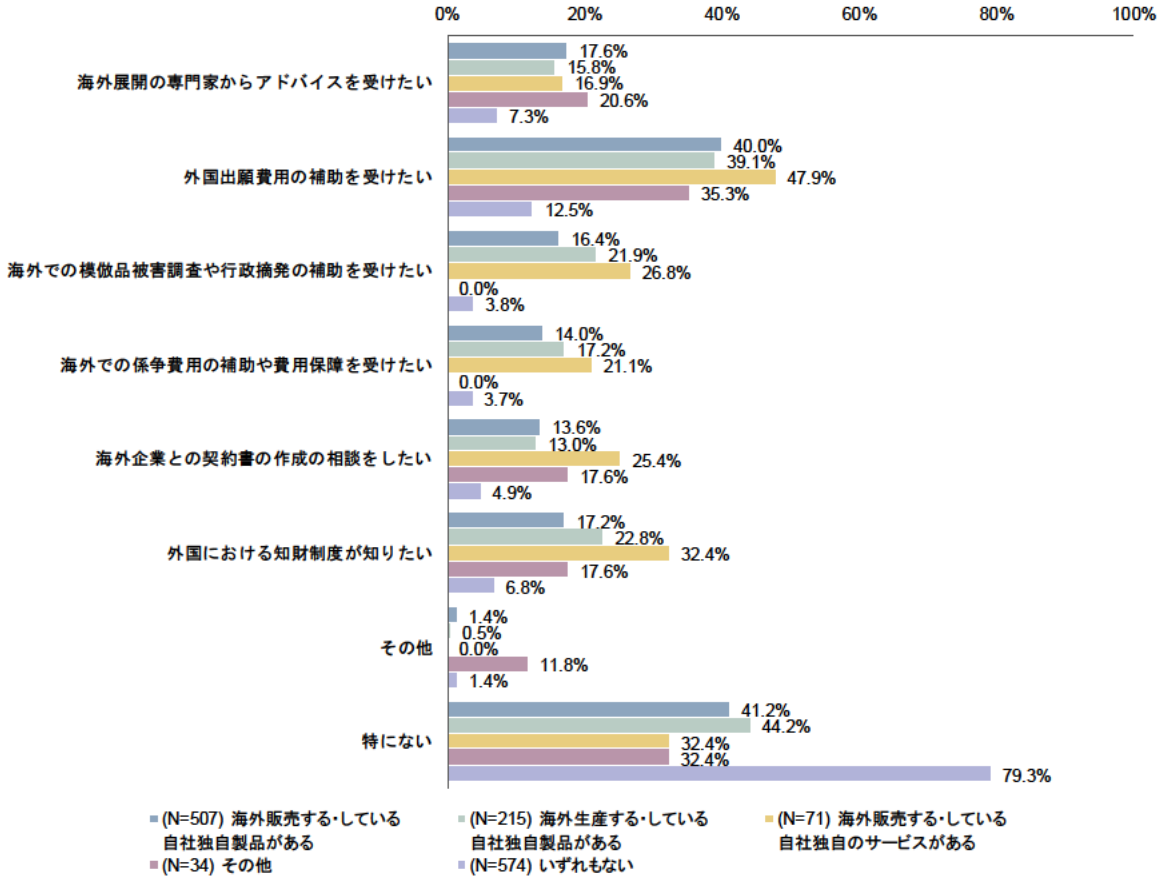

図表 Ⅲ-135 :外国出願できない理由

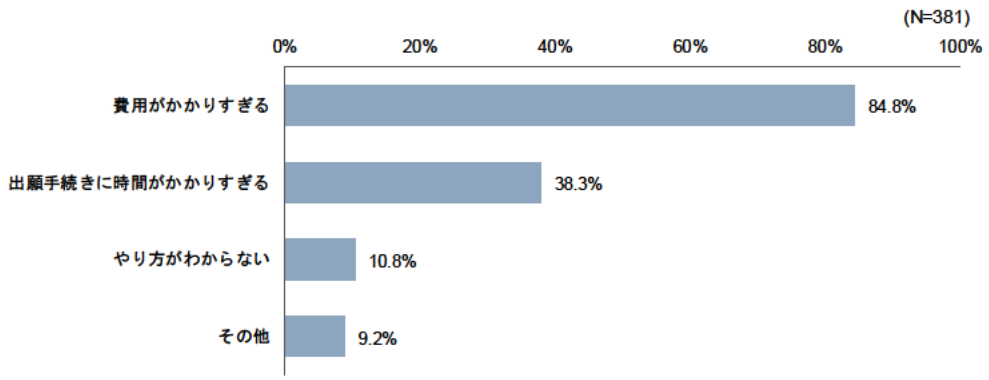

（３）知財活動推進責任者の有無と知財経営

- 知的財産活動の推進責任者がいる企業では、８割以上が知財経営（「企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している」＋「企業経営において知的財産活動を意識して実践している」）を実践している一方、推進責任者がいない企業では５割未満に留まっている。
- 経営層に知的財産活動の推進責任者がいる企業では、事業計画の中に知財に関する活動計画が含まれている企業の割合が 43.1%と他と比べて大きくなっている。

図表 Ⅲ-136 :「知財活動の推進責任者の有無」と「企業経営と知的財産活動の関係性」の関係

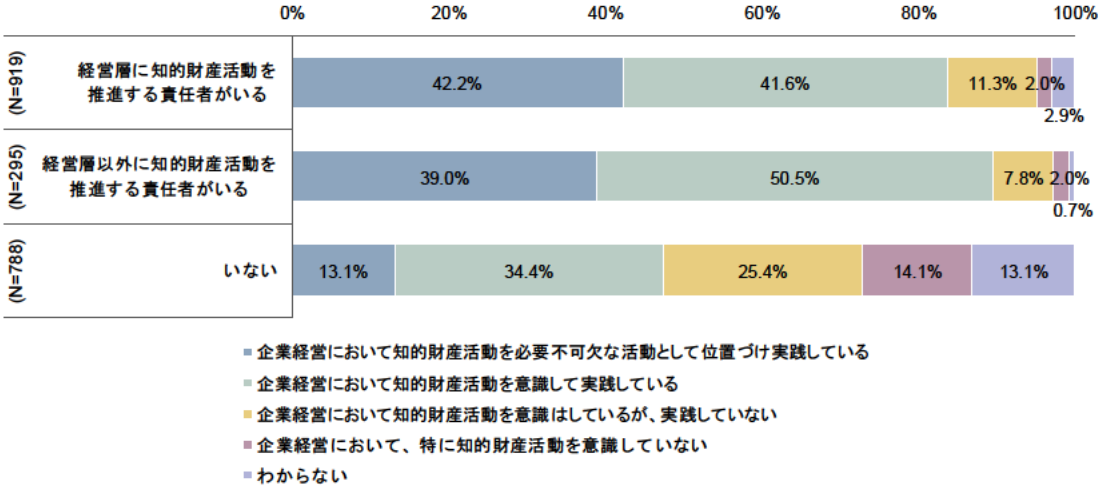

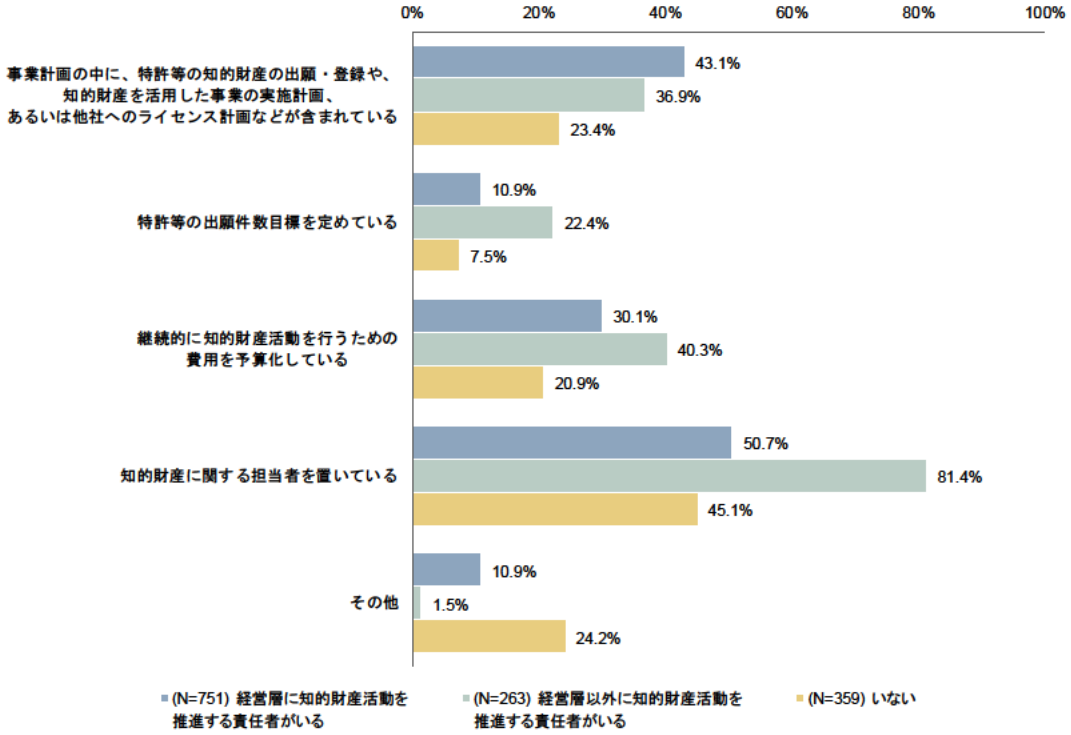

（４）企業規模や下請け比率と知財の出願件数

・　下請け比率と特許出願件数の間に明確な相関が見られず、下請け比率が高い中小企業でも特許出願している様子が伺われる。営業秘密の管理状況と下請け比率の相関も見られない。

図表 Ⅲ-137 ：業種別企業規模（従業員数・資本金）と出願件数（特許・商標）の相関係数

業種	企業規模の指標	知財権	相関係数
製造業	従業員数	特許	0.189
製造業	従業員数	商標	0.081
製造業	資本金	特許	0.094
製造業	資本金	商標	0.065
非製造業	従業員数	特許	0.023
非製造業	従業員数	商標	0.154
非製造業	資本金	特許	0.025
非製造業	資本金	商標	0.042

図表 Ⅲ-138 ：出願件数と従業員数の散布図（製造業）

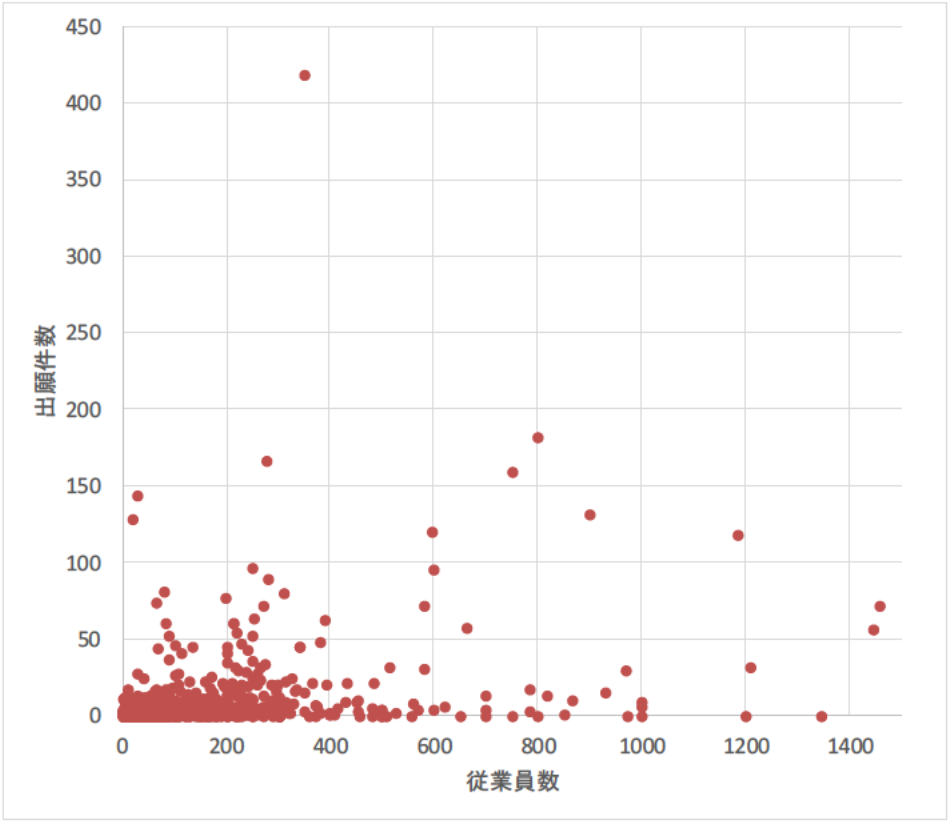

（５）知的財産権融資と企業業績

- 知的財産権に着目した融資を受けたことがある企業は、それ以外の企業に比べて、10 年以内に新規事業展開をした企業の割合が大きい。
- また、融資を受けたことがある企業は、過去３年間の売上高の増加率が高い企業の割合が大きく、過去３年間の経常利益率が改善傾向にある企業の割合もやや大きくなっている。

図表 Ⅲ-139 ：知的財産権に着目した融資の経験と新規事業展開の有無や業績

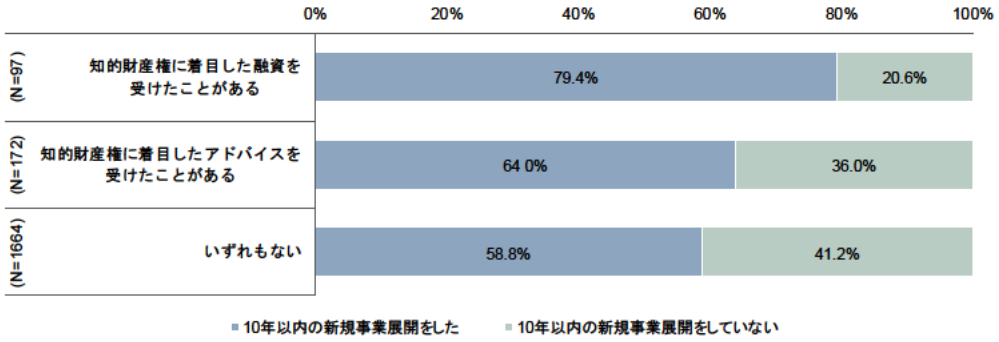

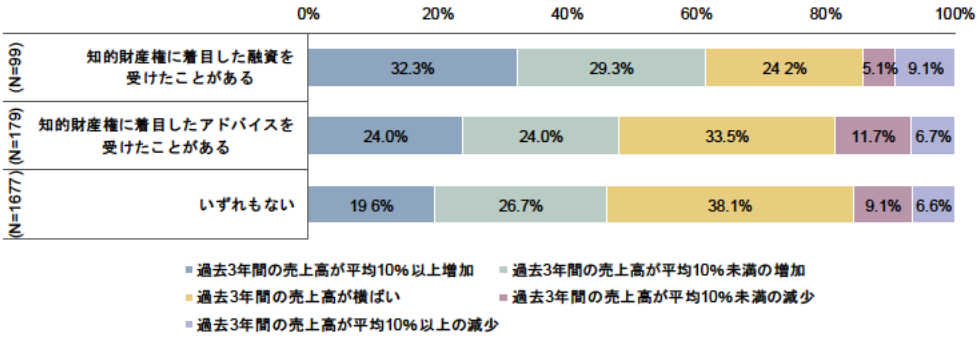

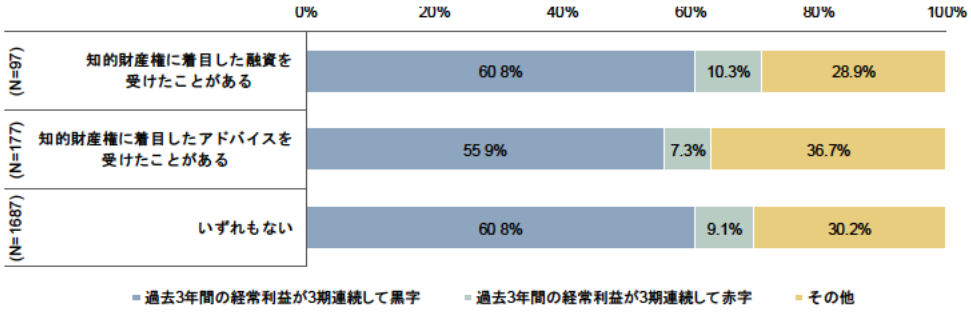

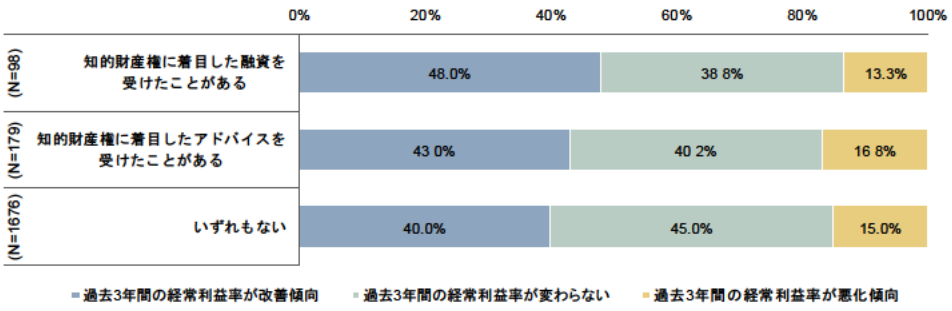

（６）海外出願

- 地域別の海外事業への取り組み度合を比較すると、近畿、中部、関東、中国の４地域は海外事業展開している企業の割合が他の地域に比べて大きい。（図表 Ⅲ-140）
- 上記４地域では特許及び商標を外国出願した経験をもつ企業の割合が他の地域よりも大きくなっている。また、九州も外国出願した経験をもつ企業の割合が比較的大きくなっている。（図表 Ⅲ-141）これは九州の中小企業はアジアが中心で出願費用が高い欧米の事業展開が少ないことが要因とみられる。[78]

図表 Ⅲ-140 ：地域別海外事業展開の状況

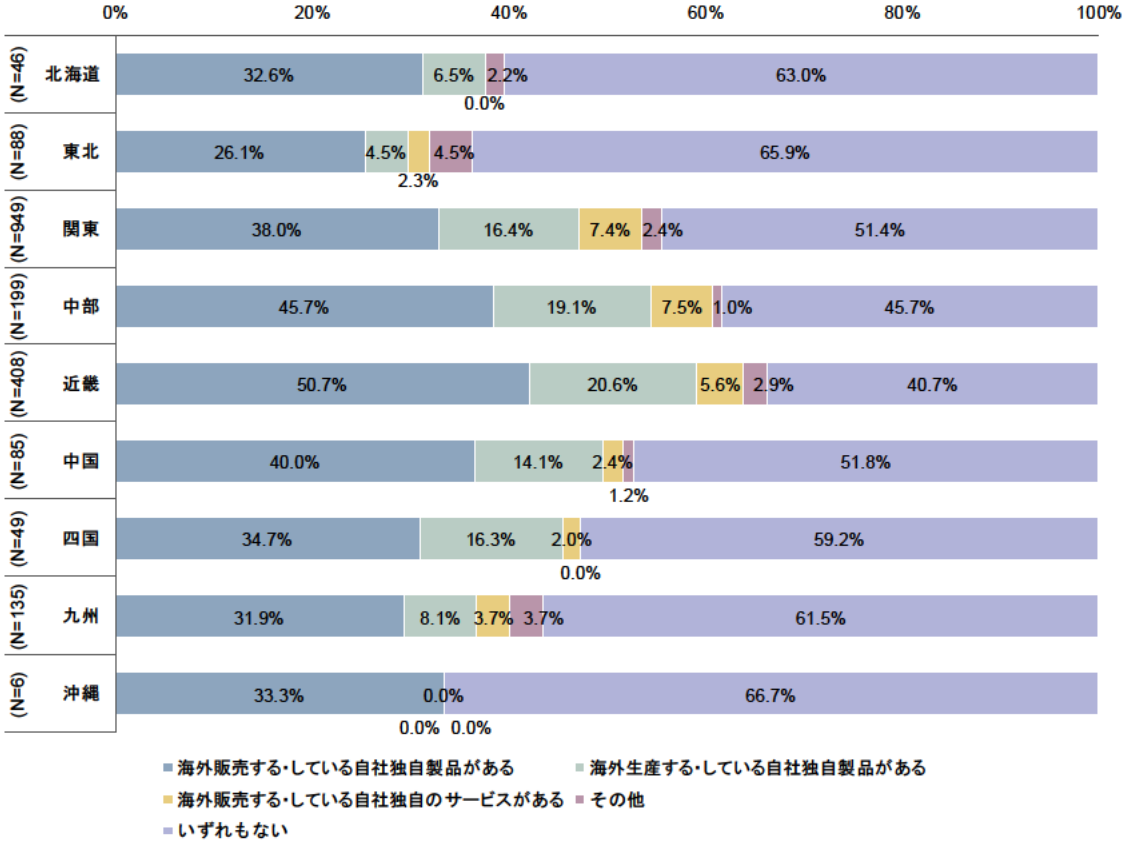

[78] 九州経済産業局「九州の中小企業の海外展開における知財戦略・人材戦略等の指標となるプロトタイプの構築事業報告書」（2017 年 3 月）によると、回答企業の展開国・地域上位 10 か国のうち、4 位のアメリカを除く 9 か国がアジアとなっている。

図表 Ⅲ-141 ：地域別海外出願経験

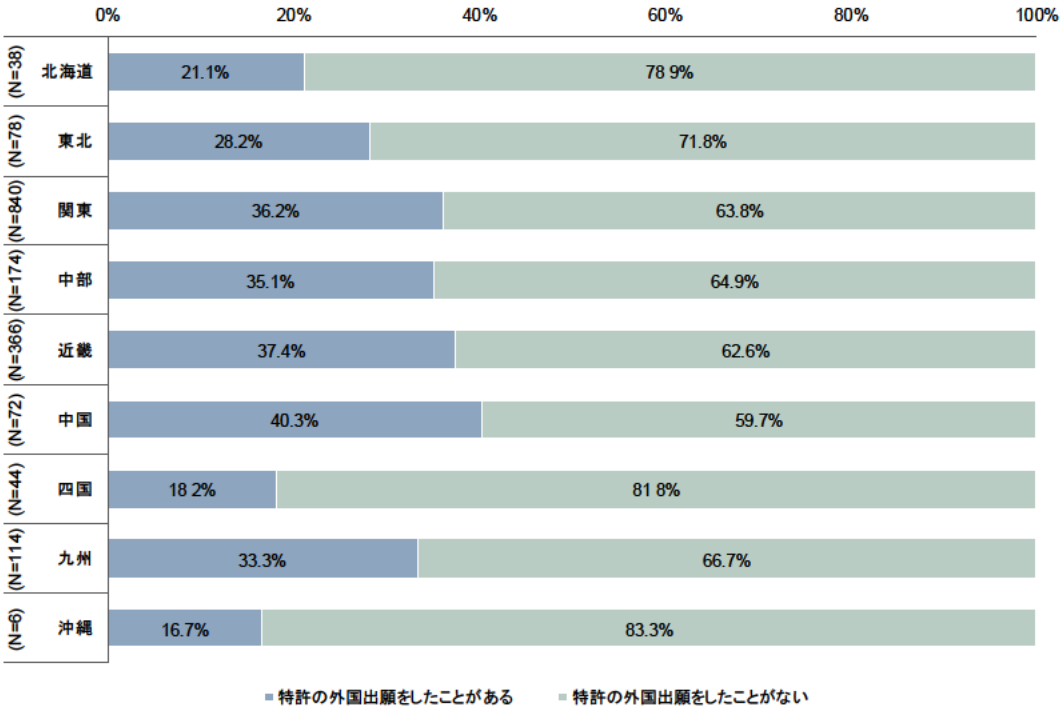

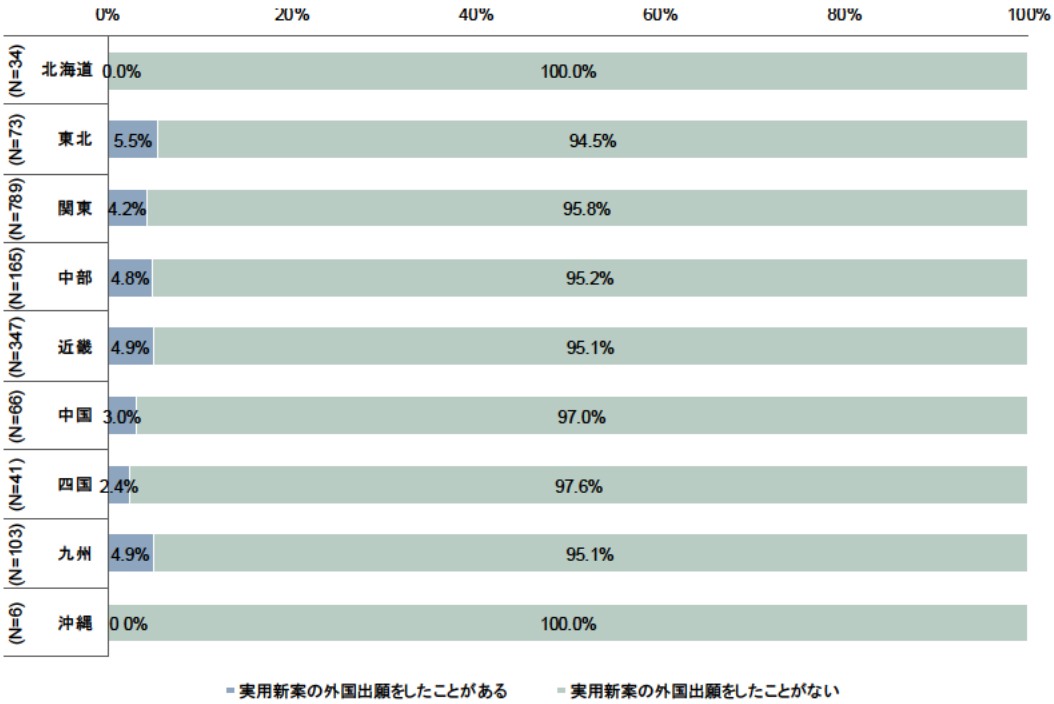

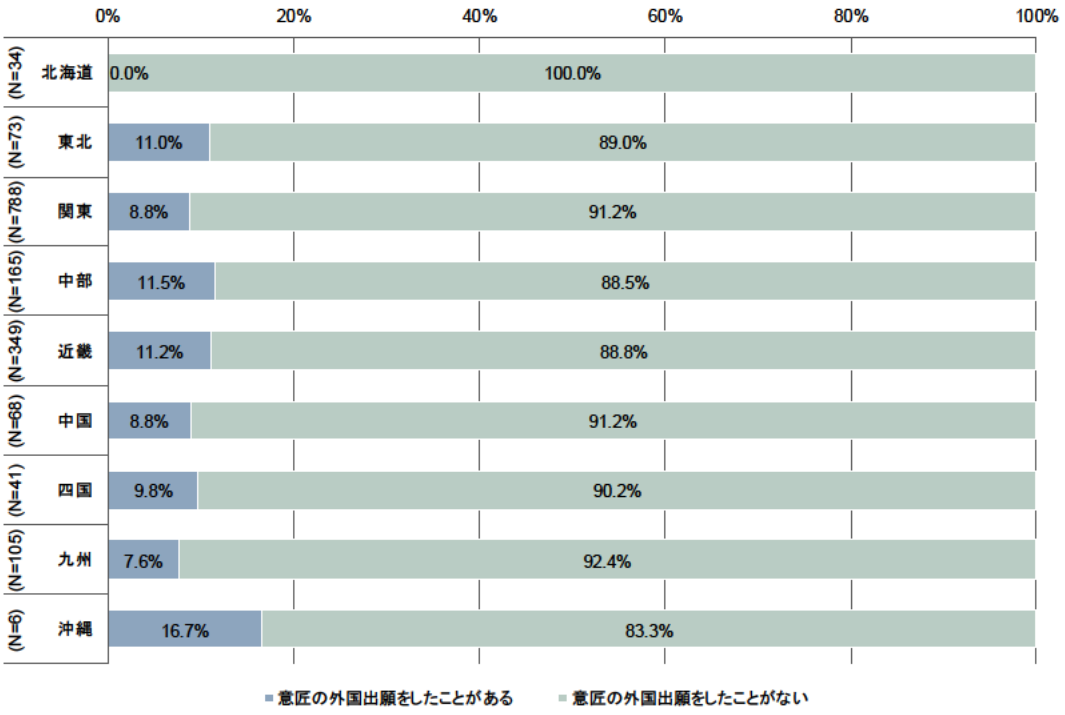
0%
20%
40%
60%
80%
100%
(N=34) 北海道 0.0% 100.0%
(N=73) 東北 11.0% 89.0%
(N=788) 関東 8.8% 91.2%
(N=165) 中部 11.5% 88.5%
(N=349) 近畿 11.2% 88.8%
(N=68) 中国 8.8% 91.2%
(N=41) 四国 9.8% 90.2%
(N=105) 九州 7.6% 92.4%
(N=6) 沖縄 16.7% 83.3%
意匠の外国出願をしたことがある
意匠の外国出願をしたことがない

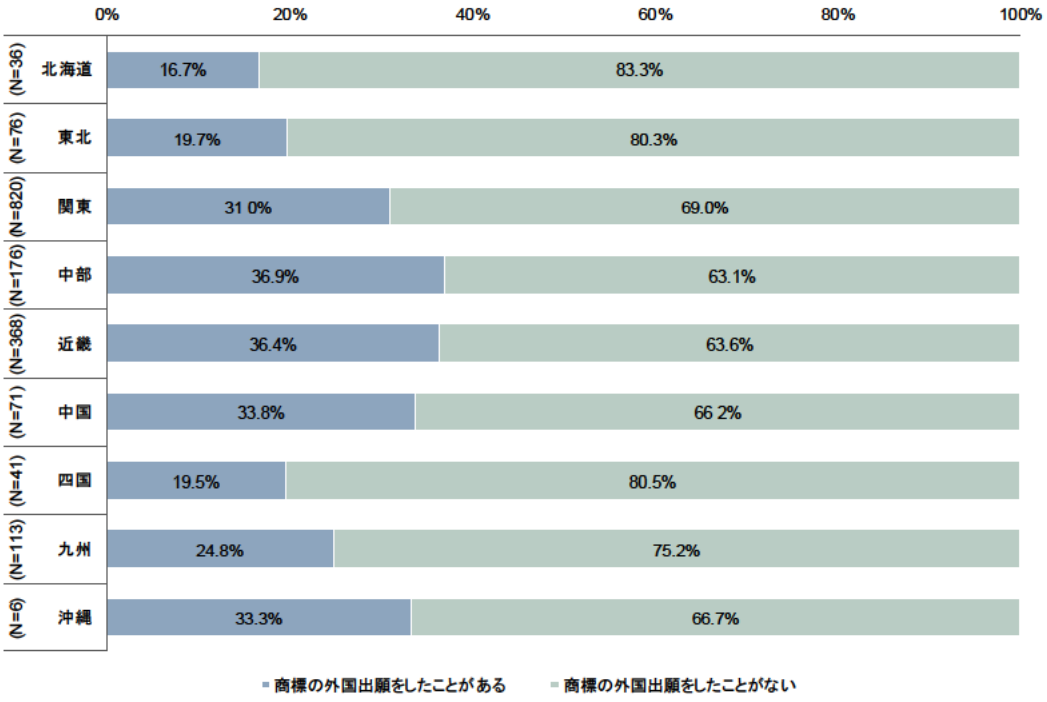
0%
20%
40%
60%
80%
100%
(N=36) 北海道 16.7% 83.3%
(N=76) 東北 19.7% 80.3%
(N=820) 関東 31 0% 69.0%
(N=176) 中部 36.9% 63.1%
(N=368) 近畿 36.4% 63.6%
(N=71) 中国 33.8% 66 2%
(N=41) 四国 19.5% 80.5%
(N=113) 九州 24.8% 75.2%
(N=6) 沖縄 33.3% 66.7%
商標の外国出願をしたことがある
商標の外国出願をしたことがない

（７）支援ニーズ

①地域別

- 東北では権利化をはじめ５種類の公的支援について、他地域よりニーズが小さい[79]。一方、九州では公的支援ニーズが他地域より大きい[80]。（図表 Ⅲ-142、143）
- 近畿では外国出願費用補助に対する公的支援ニーズが他地域より大きく、四国では海外展開について受けたい公的支援ニーズが他地域より小さい。（図表 Ⅲ-144）

図表 Ⅲ-142 ：地域別支援ニーズ（権利化について）

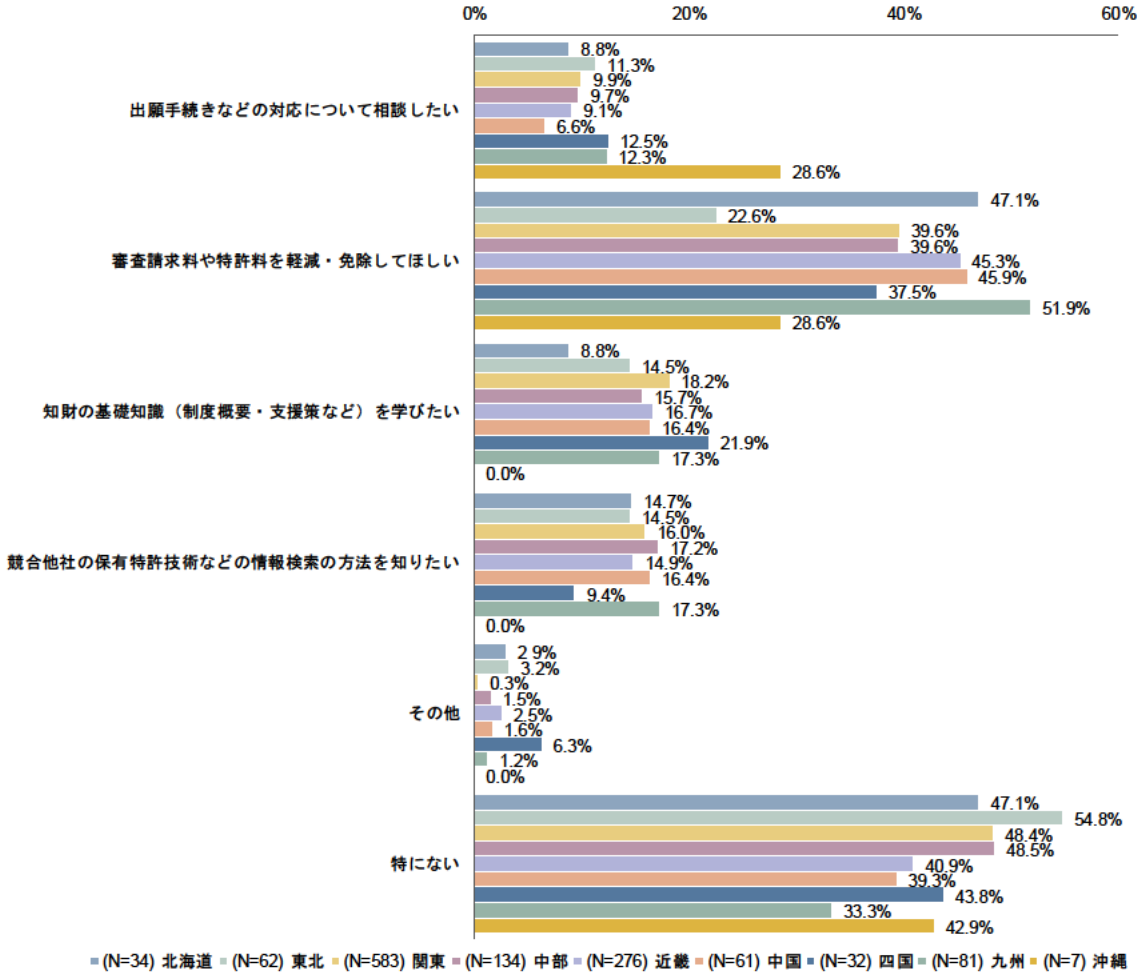

79 「東北地域知財戦略推進計画 2018」によると、東北地域は、電子部品、デバイス、電子回路と情報通信機械器具の集積度が高く、中小企業はその下請けが多い。また、大手メーカーの系列会社による関連部品供給や組立加工工場等において生まれた開発成果を特許出願するものが多いとされている。これらの中小企業は取引先企業に配慮して受動的な立場で出願していることが多く、東北が他地域より公的支援ニーズが低い一因とみられる。

80 九州経済産業局「九州地域の中小企業の知財に関する実態調査」（平成 28 年度）によると、九州は自社の事業活動に影響を与えた経営環境の変化として「下請企業としての取引減少」をあげる企業の割合が 13.9%と最も大きく、近畿の 13.0%を上回っている。そのため自社製品の開発及び知財の保護に関心をもつ中小企業が増加していることが公的支援ニーズの高い一因となっているとみられる。

図表 Ⅲ-143 ：地域別支援ニーズ（知財の活用について）

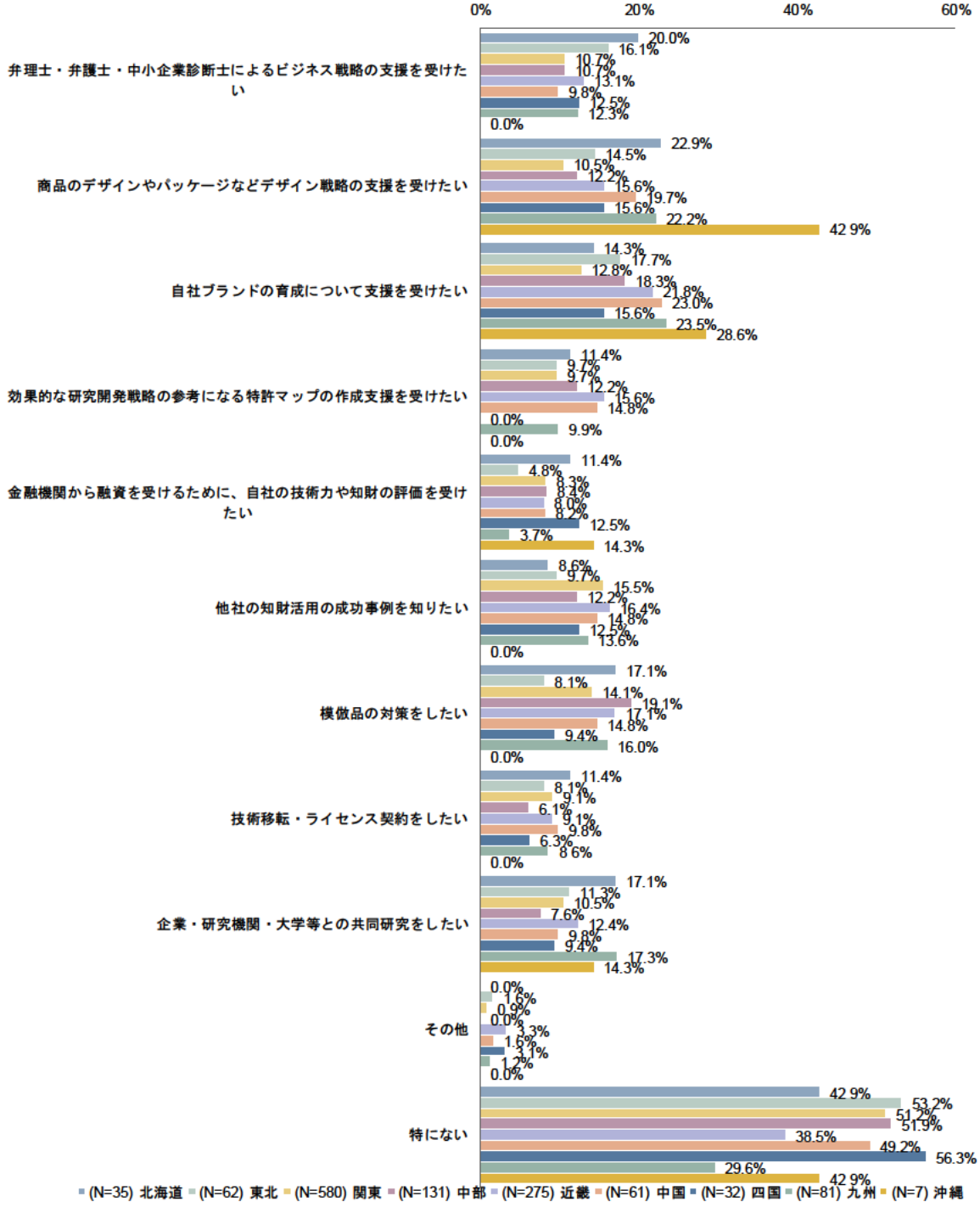

図表 Ⅲ-144 ：地域別支援ニーズ（海外展開について）

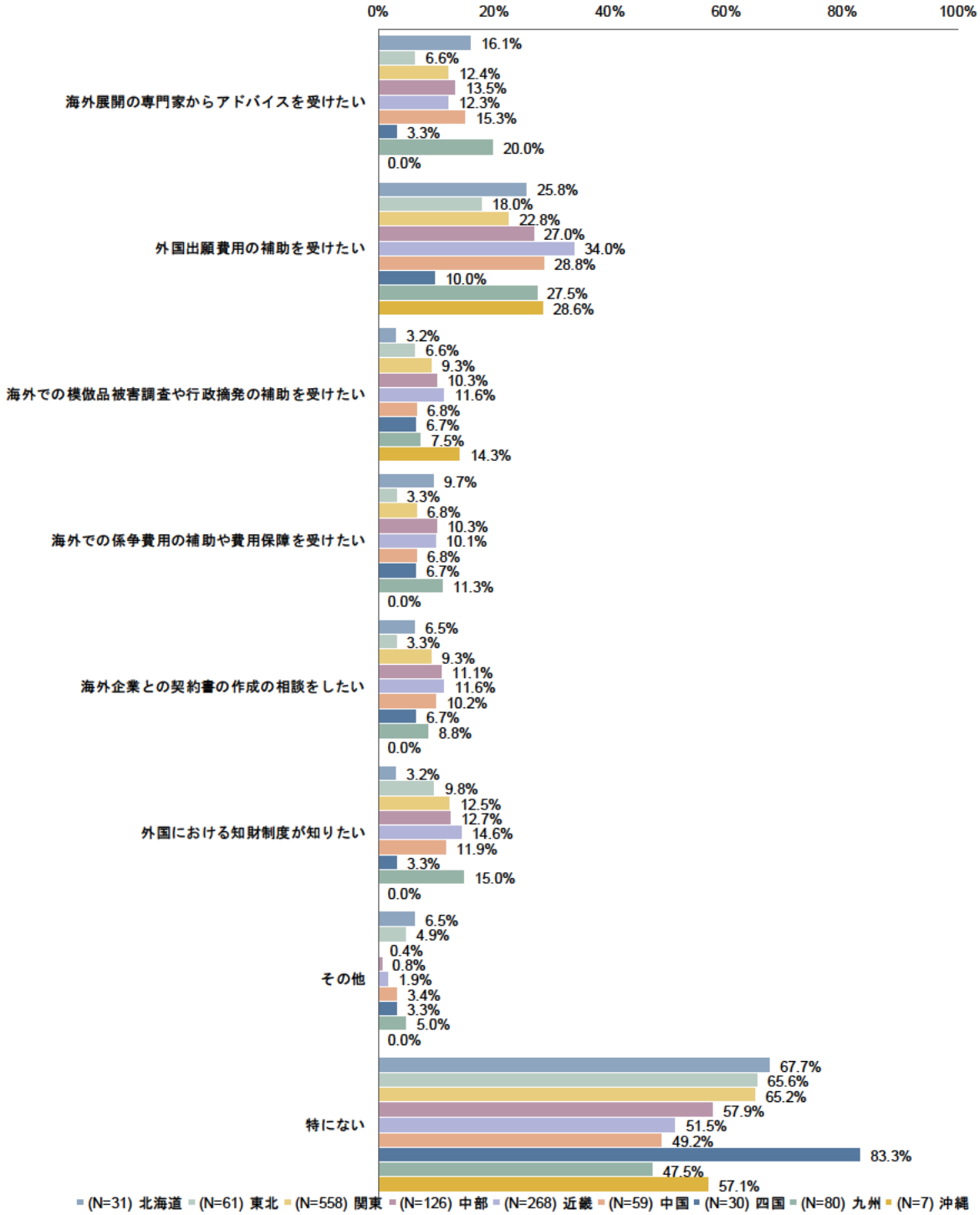

図表 Ⅲ-145 ：地域別支援ニーズ(社内の体制整備について)

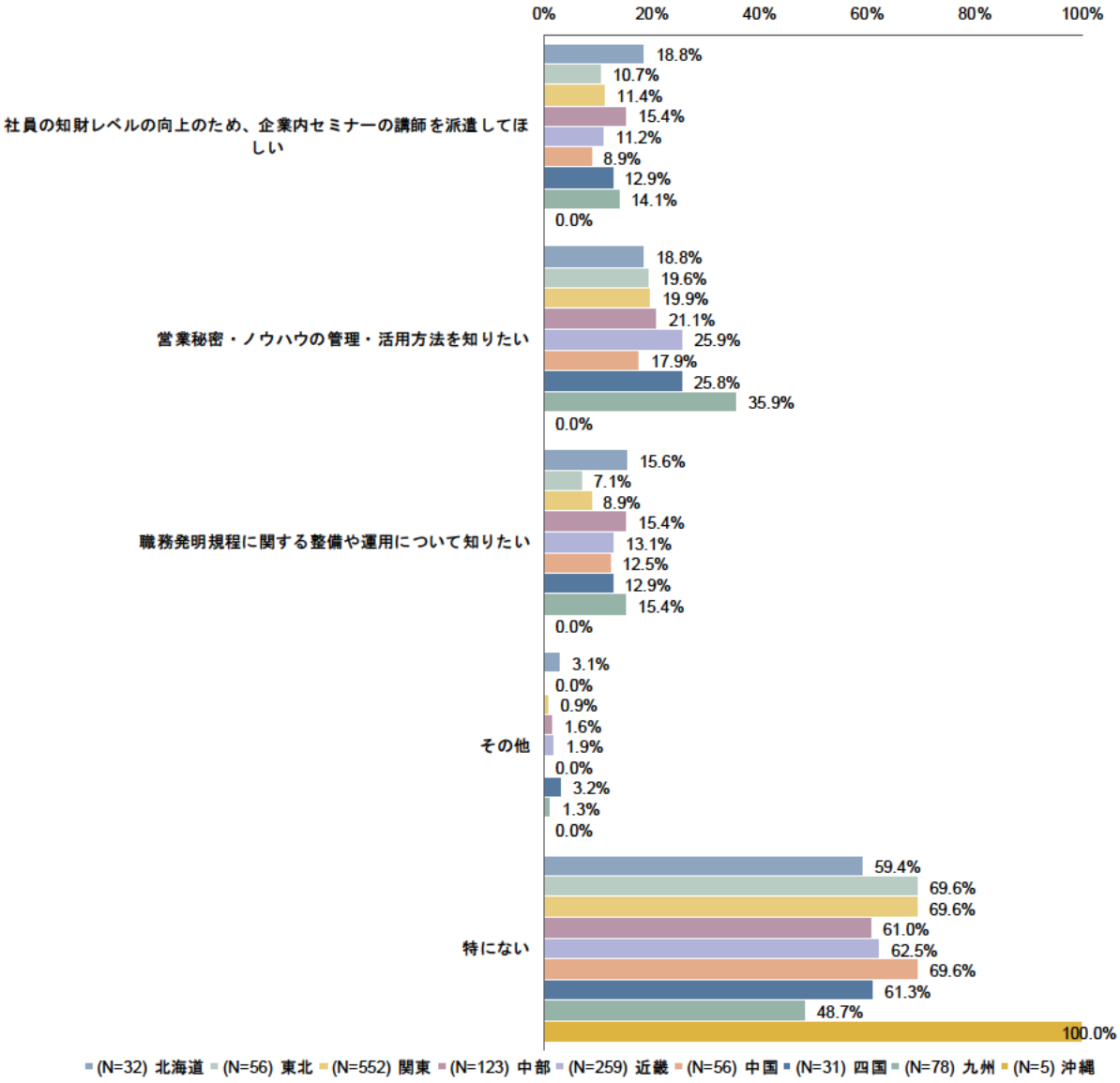

図表 Ⅲ-146 ：地域別支援ニーズ（その他について）

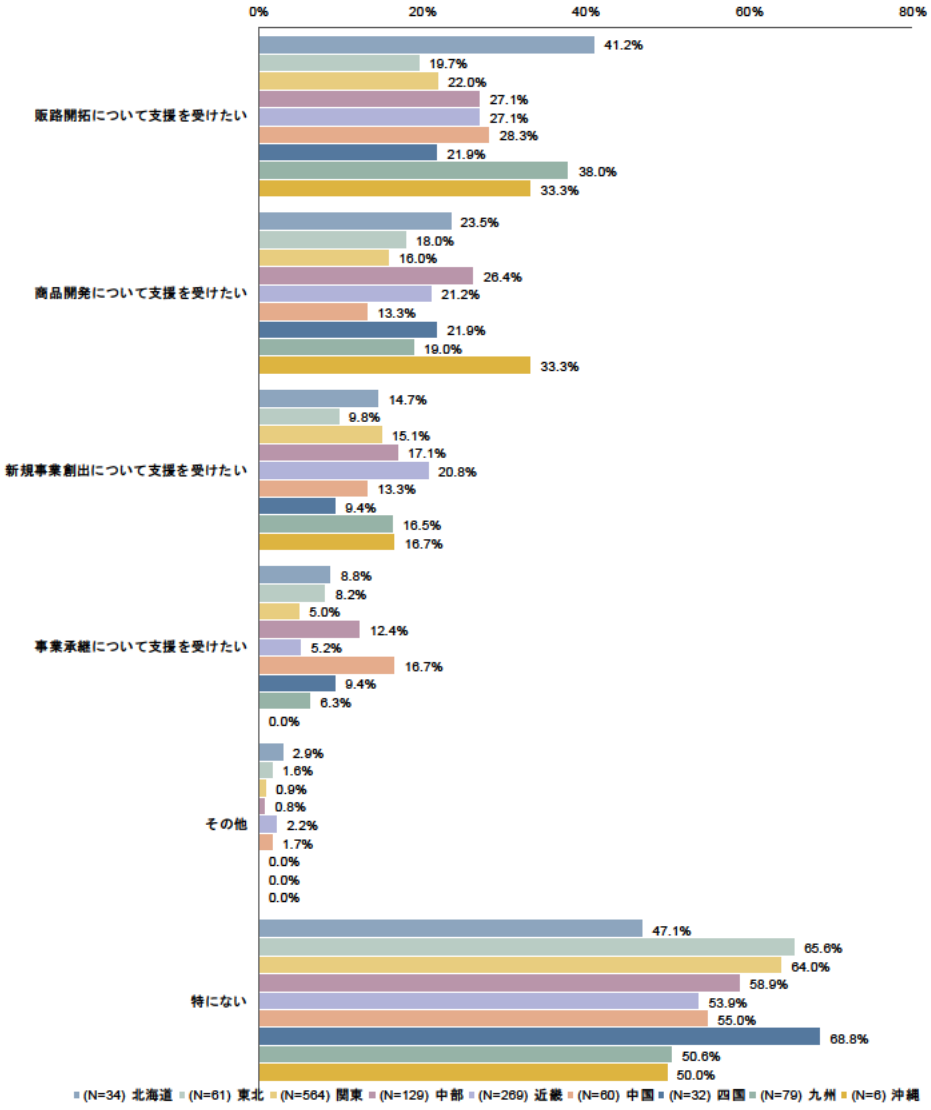

②企業規模別

- 企業規模別にみると、総じて小規模企業の方が中規模企業よりもより多くの支援を必要としている。（図表 Ⅲ-147）
- 金銭的支援については、「審査請求料や特許料を軽減・免除してほしい」と「外国出願補助を受けたい」というニーズは小規模企業の方が強くなっている。
- 人的支援については、小規模企業は「弁護士・弁理士・中小企業診断士によるビジネス戦略の支援を受けたい」、「商品のデザインやパッケージなどデザイン戦略の支援を受けたい」、「自社ブランドの育成についての支援を受けたい」というニーズが比較的強くなっている。
- その他、「金融機関からの融資を受けるために、自社の技術力や知財の評価を受けたい」、「技術移転・ライセンス契約をしたい」というニーズは小規模企業のニーズが強くなっている。

図表 Ⅲ-147 公的支援に対する要望（企業規模別）

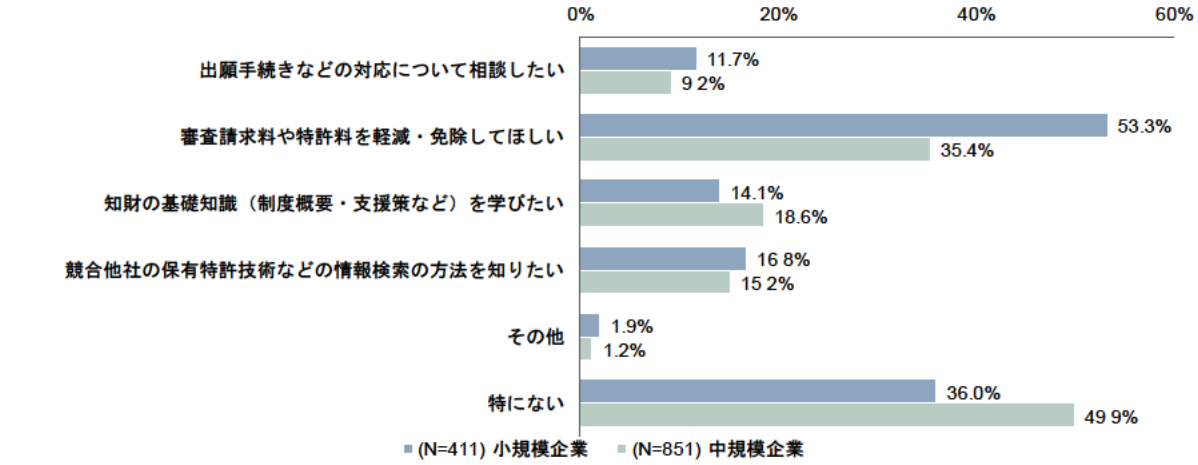

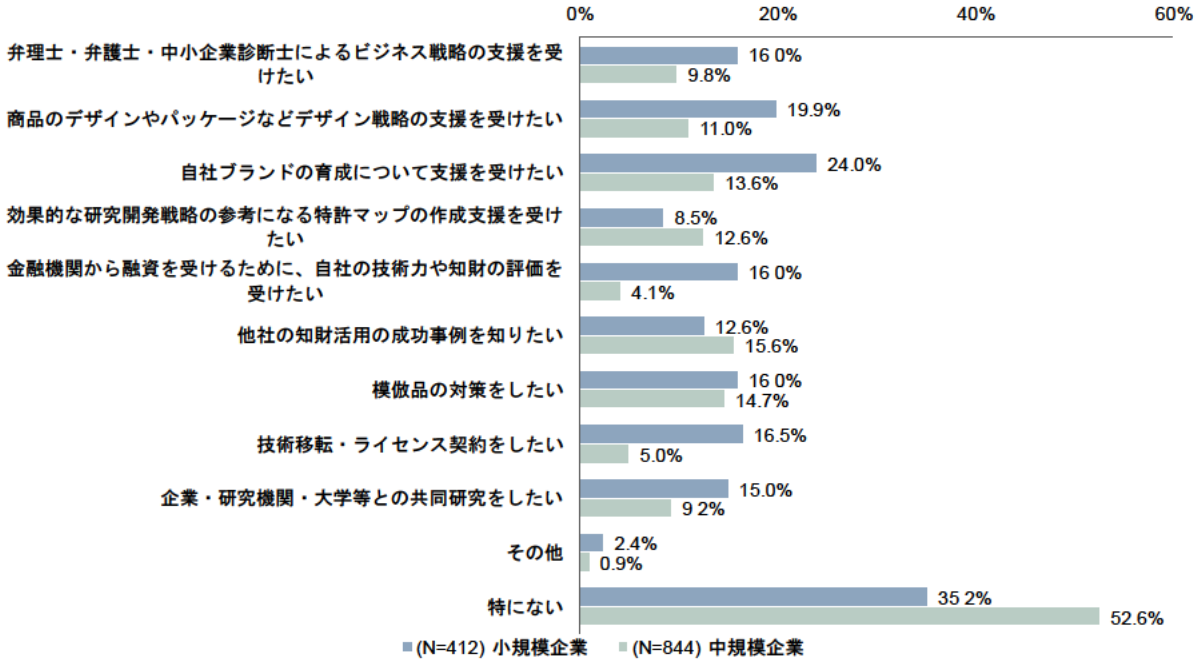

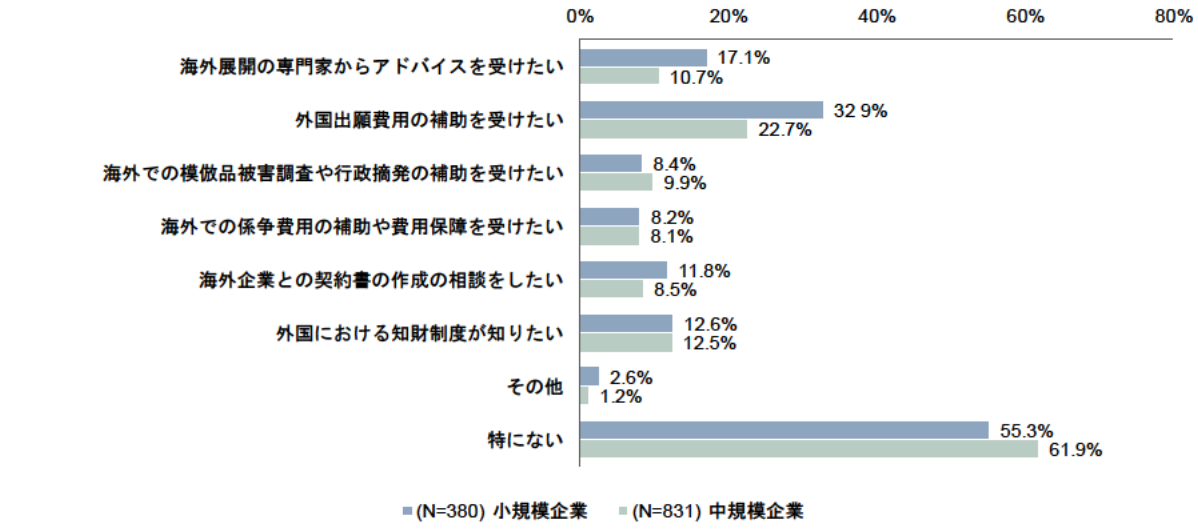

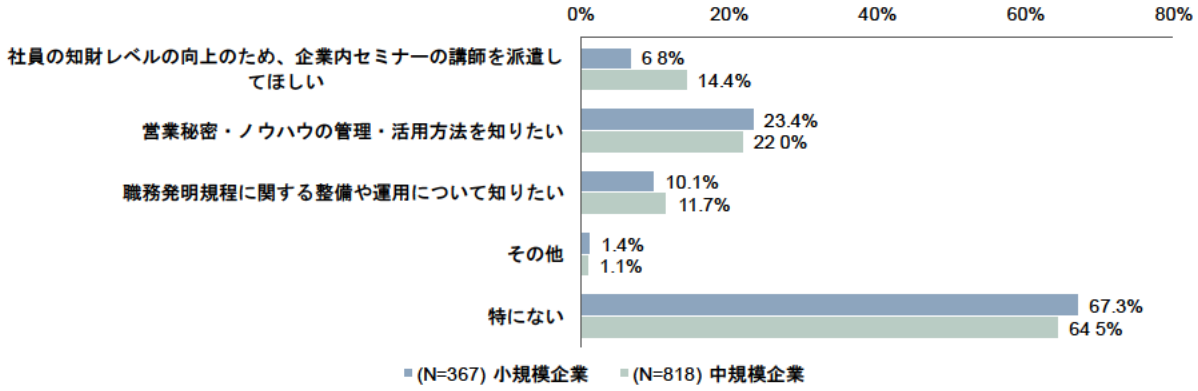

（８）海外出願に関する意識

- 2013 年以降に設立されたスタートアップ企業では、「海外事業において必要な特許は必ず出願する」企業の割合が 60%となっており、2012 年以前設立の企業に比べて大きくなっている。これは、グローバルテックカンパニーを目指すスタートアップ企業が増えていることを示している可能性があり、わが国のスタートアップ政策として、スタートアップ向けの海外知財支援策の充実について検討することが期待される。（図表 Ⅲ-148）

図表 Ⅲ-148 ：海外事業における特許取得意向（設立年別）

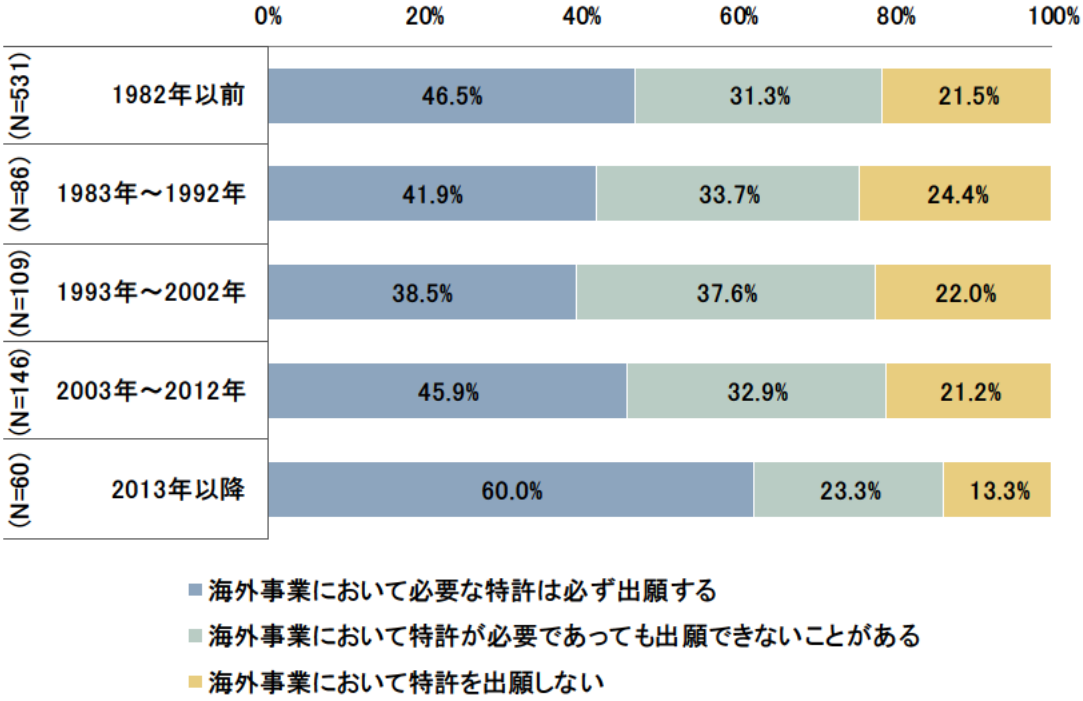

（９）知財金融

- 特許を保有する目的として、「資金調達」を挙げる企業の割合は、若い企業であるほど大

きくなる傾向がみられる。特に 2013 年以降に設立されたスタートアップ企業では 24.1%となっている。（図表 Ⅲ-149）

- 知財保有の目的を達成したと答えた企業のうち、「金融機関からの融資を受けられた」と答えた企業と「ベンチャーキャピタルなどからの投資を受けた」と答えた企業の割合を比較すると、2012 年以前に設立した企業では融資の割合が大きいが、スタートアップ企業では逆に投資の割合が大きくなっている。（図表 Ⅲ-150）
- これまでの知財金融政策は銀行融資が中心であったが、今後はスタートアップを対象とする投資に合致する知財金融施策を検討することが期待される。
-

図表 Ⅲ-149 ：特許保有目的として「資金調達」をあげた企業の割合（設立年別）

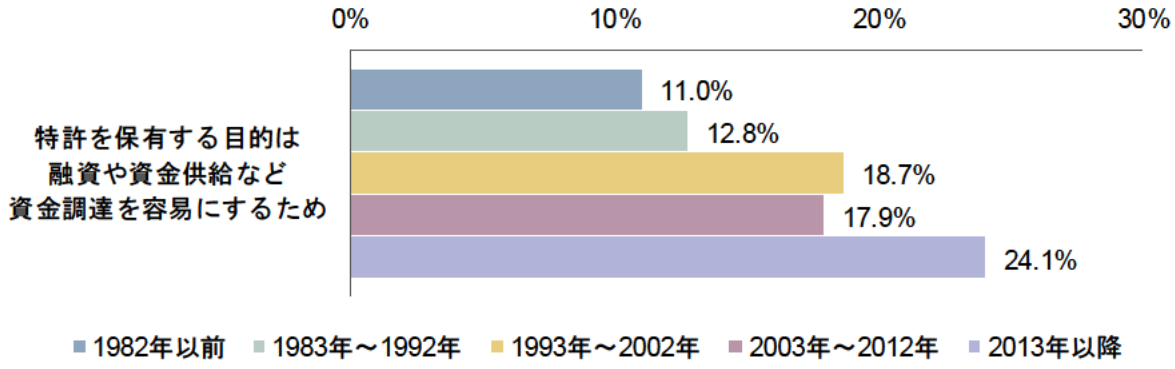

図表 Ⅲ-150 ：特許取得によって資金調達が容易になった企業における具体的な効果（設立年別）

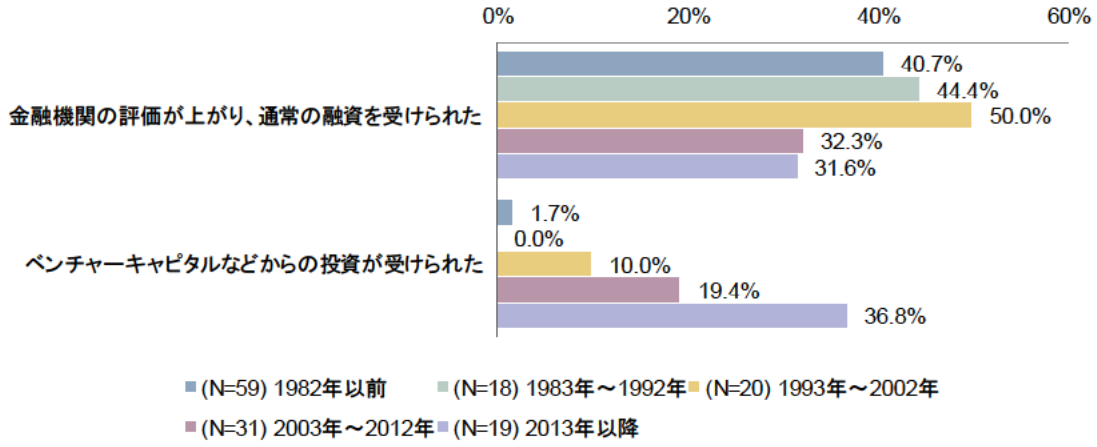

（１０）ライセンス供与

- ライセンス供与への関心度は、地域によって異なっており、東北や九州では関心度が 50%を超えている一方で北海道や四国では 30%台となっている。（図表 Ⅲ-151）しかし、実際にライセンス供与をしたことのある企業の割合をみると、東北（11.2%）と九州(17.6%)は小さくなっている。（図表 Ⅲ-152 ライセンス供与の経験（地域別）このギャップは、ライセンス供与の意向があっても、実施できていない企業の割合が多いことを示しており、東北、

九州地域ではライセンス供与の支援策へのニーズが他地域より強いとみられる。

- 設立年別にみると、若い企業であるほどライセンス供与への関心が高くなっている。（図表 Ⅲ-153）また、「ライセンス収入やクロスライセンスのため」を特許保有目的として、その目的を達成した企業の割合は、若い企業ほど大きくなっており、2013 年以降に設立したスタートアップ企業では 32.3%に上っている。（図表 Ⅲ-154）こうしたスターとアップ企業のライセンスニーズに対応した知財流通施策について検討することが期待される。

図表 Ⅲ-151 ライセンス供与への関心（地域別）

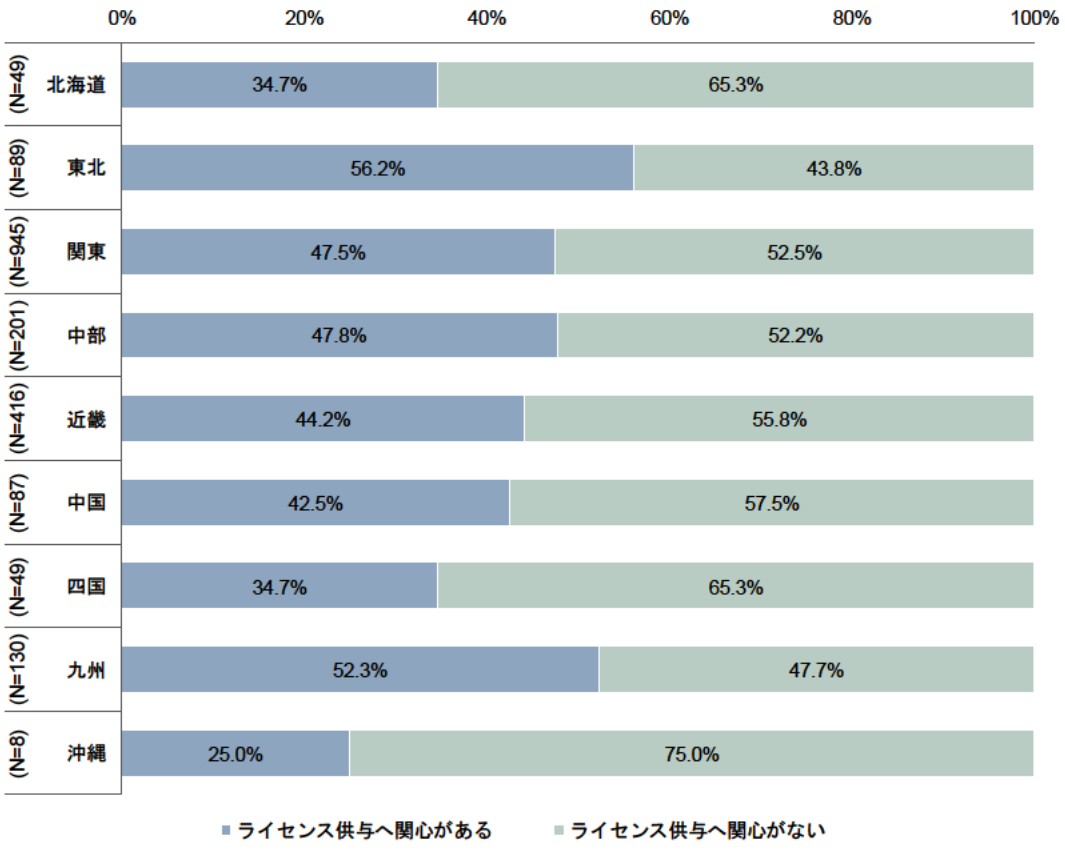

図表 Ⅲ-152 ライセンス供与の経験（地域別）

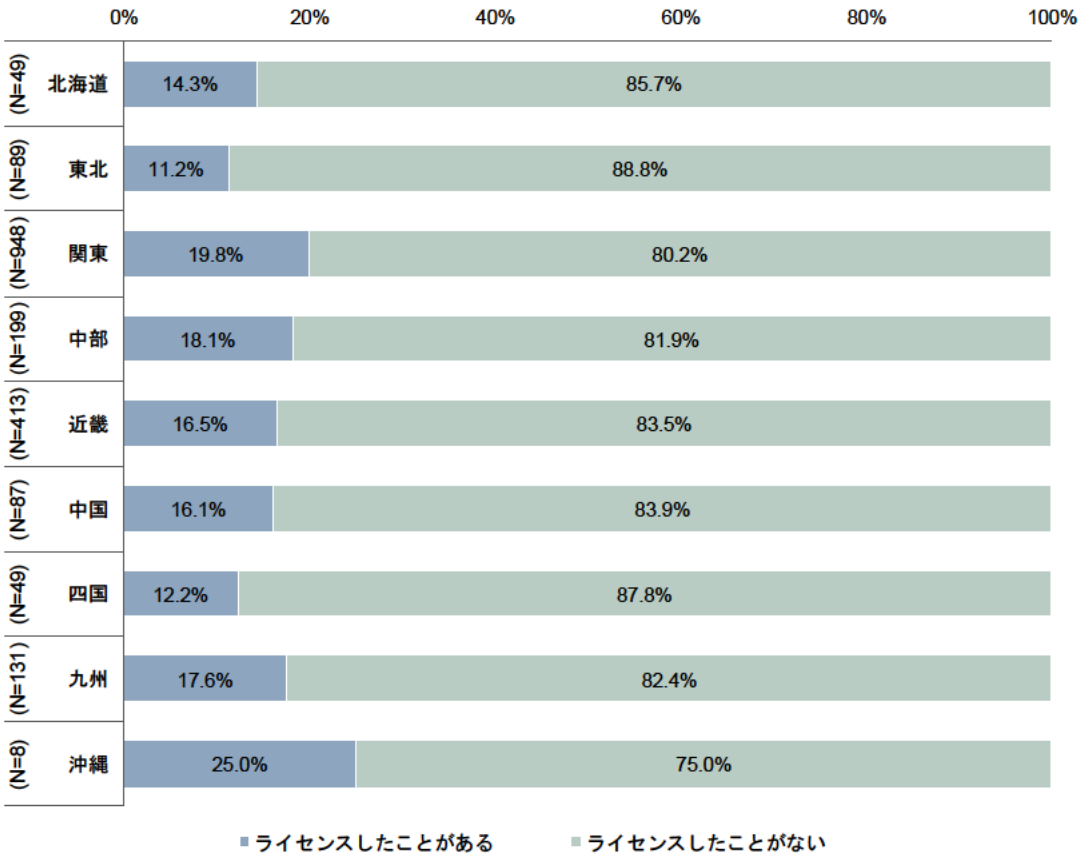

図表 Ⅲ-153 ライセンス供与への関心（設立年別）

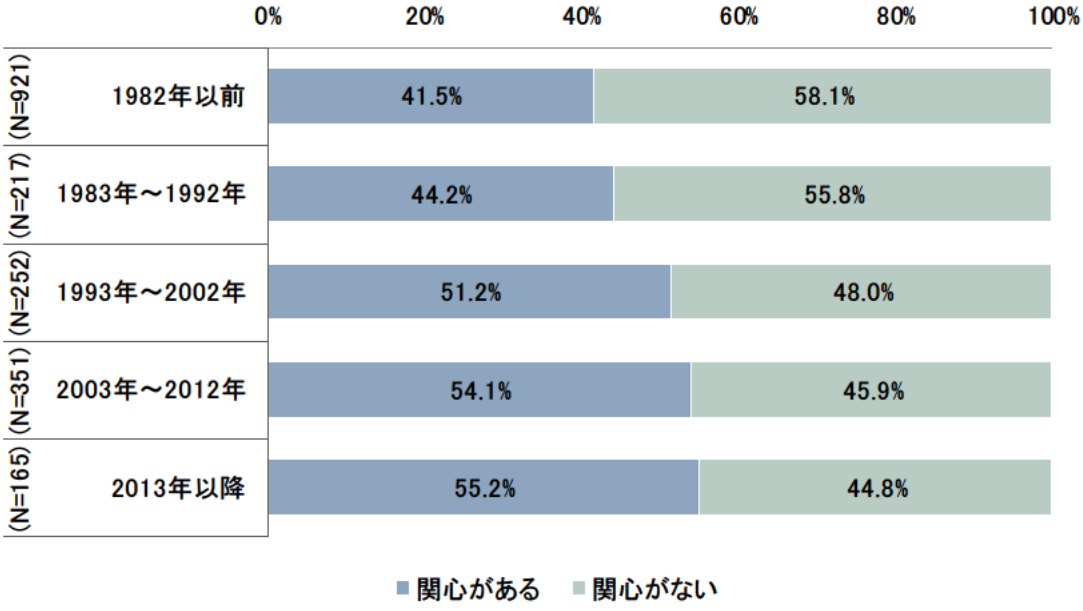

図表 Ⅲ-154 特許保有目的が「ライセンス」に関するものである割合（設立年別）

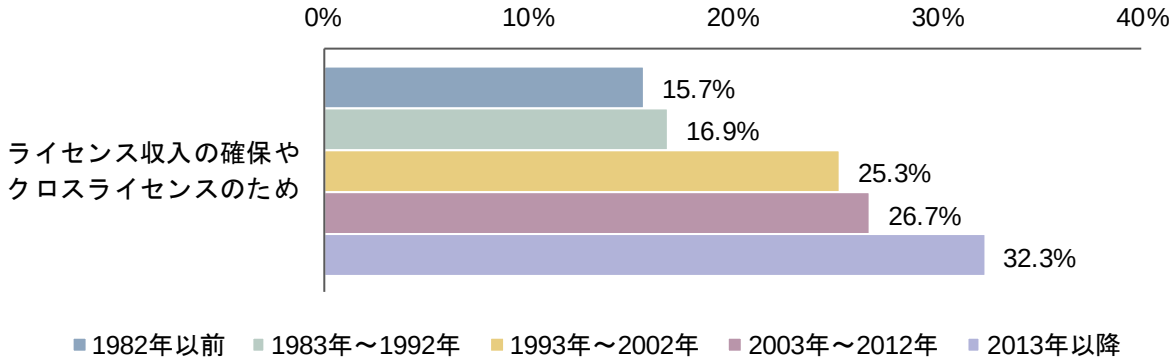

（１１）知財に関する社内体制づくり

- 知財に関する社内体制づくりについて、北海道、四国、九州では「事業戦略に沿った知財戦略を策定している」という企業の割合が他地域よりも大きいが、知的財産管理規定などの整備状況は総じて小さい傾向がみられる。このギャップから、北海道、四国、九州は社内体制づくりの必要性が相対的に高いと考えられ、関連施策に注力する必要がある。（図表 Ⅲ-155）

図表 Ⅲ-155 知財の仕組みづくりへの取り組み状況（地域別）

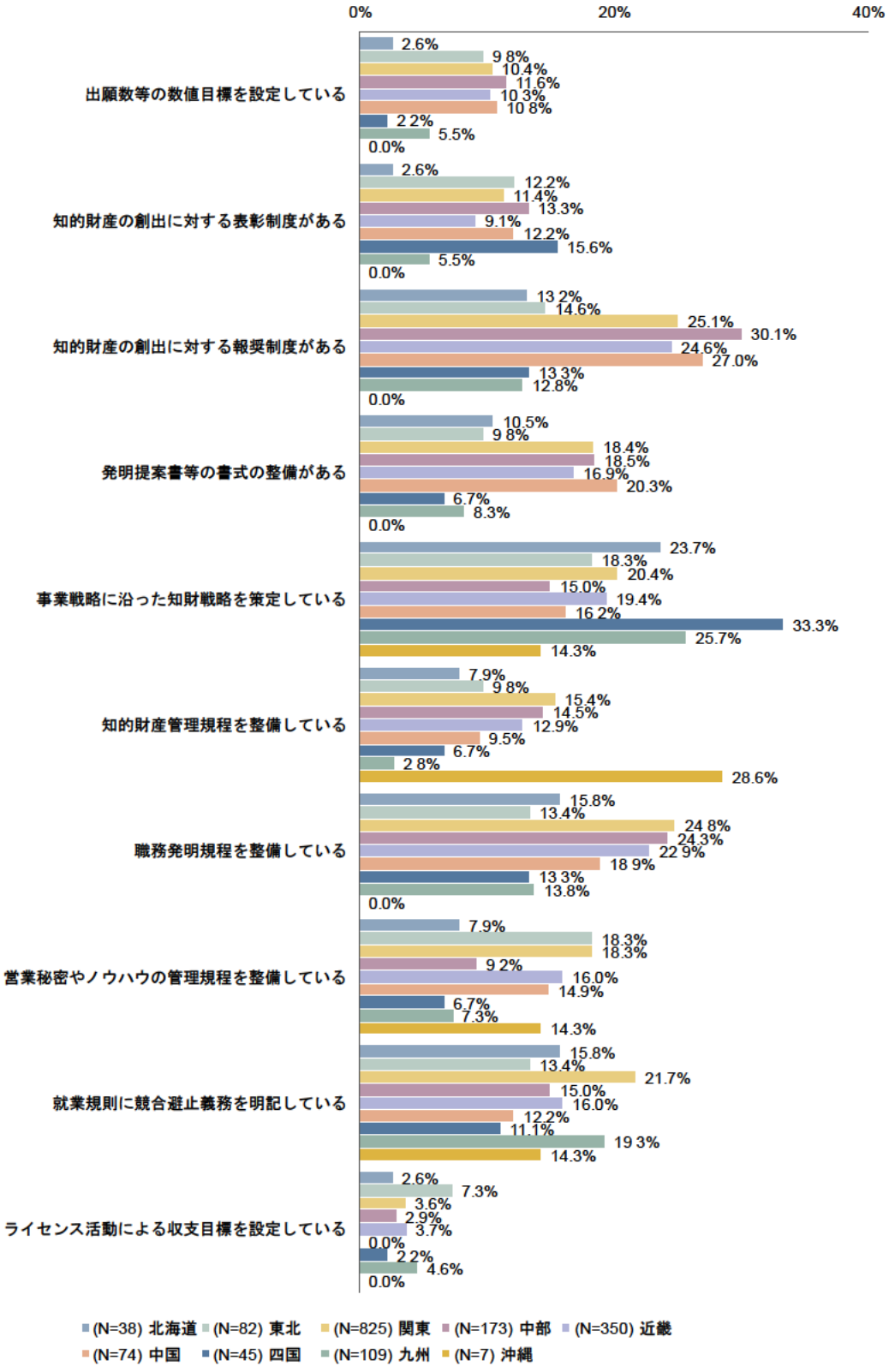

４． アンケート結果から示唆される施策の方向性

（１）知財経営の促進

知財と企業業績の関係分析で知財活動が中小企業の業績向上に重要な役割を果たしていることが確認された。（図表 Ⅲ-127～132）

特に「企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業は、その他の企業よりも過去３年間の売上高の増加率、経常利益（黒字）、経常利益率の傾向が良好となっている。（図表 Ⅲ-130）

一方、アンケート結果では「企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している」企業の割合は 30%に留まっており、平成 25 年度のデータ（21.0%）より増加しているものの、より一層の施策充実が期待される。（図表 Ⅲ-64）

「企業経営において知的財産活動を意識して実践している企業」の割合が 40.2%と多くなっており、今後は**この層をターゲットとして、もう一段のステップアップを図る施策**の検討が必要と考えられる。（図表 Ⅲ-64）

（２）技術移転・ライセンスの支援

自社の技術やノウハウのみでイノベーションを起こすことが難しくなっており、他社や個人、大学などが持つ外部の資源と共有しあうことで、新たなイノベーションを起こす「オープンイノベーション」への取組が活発化しつつあり、技術移転やライセンスの重要性が高まっている。

本アンケート結果では、技術移転に関心がある企業の割合は 39.9%、自社の技術を他社にライセンスすることに関心がある企業の割合は 46.6%となっており、オープンイノベーションの「インバウンド型」「アウトバウンド型」の２つのタイプとも関心がみられる。（図表 Ⅲ-39）

オープンイノベーションでは、技術は自前主義から外部調達に変化し、ベンチャー企業を含む中小企業は大企業の調達先として注目が高まっている。また、産官学及び一般市民も取り込んだ複数の事業者が相互の連携しあう、エコシステム型のモデルにおいて重要なプレイヤーとなる中小企業が台頭している。

こうした**オープンイノベーション時代の担い手となる中小企業の新規ビジネスに対応した、技術移転、ライセンスに関わる知財支援施策の創出**について検討する必要がある。

（３）模倣対策

アンケート結果では、模倣品被害経験をもつ企業の割合は、平成 25 年度の 18.7%から 30.7%に増加しており、他社の知的財産権を抵触した経験をもつ企業の割合も 13.2%となっている。（図表 Ⅲ-53, Ⅲ-60）

模倣品は、正規品企業に対して機会損失、価格低下、販売量低下、風評被害などの悪影響を及ぼすほか、消費者に対しても模倣品の事故損失などの被害を与えるものであり、新たな施策が必要と考えられる。

アンケート結果では、模倣品被害を受けた知的財産権は、海外よりも国内の特許権と商標権が多くなっている。（図表 Ⅲ-54）

この実情を踏まえて、**国内の模倣対策について予防から事後対策まで総合的な施策**を検討する

必要がある。

（４）知的財産の社内制度整備支援

知財の仕組みづくりへの取り組みとしては、「知的財産の創出に対する報奨制度がある」（23.6%）、「職務発明規定を整備している」（22.2%）など、知財経営を実践するうえでは不十分な状況となっている。（図表 Ⅲ-81）

特許出願管理にとどまらず、模倣対策、技術移転、ライセンスなどに対応するためには、知的財産管理規定、営業秘密やノウハウの管理規定、職務発明規定等の整備、就業規則への競業避止義務の明記など、**社内の各種規定の整備が必要**であり、模倣被害の経験企業や知財経営企業を中心として、**より一層の整備促進のための施策強化**について検討する必要がある。

また、北海道、四国、九州は社内体制づくりの必要性が相対的に高いと考えられ、関連施策に注力することが期待される。（図表 Ⅲ-155）

（５）スタートアップ企業に対する支援

2013 年以降に設立したスタートアップ企業は、2012 年以前に設立した中小企業に比べて、**海外出願に対する意識が強い**。また、**知財金融についても融資よりも投資を志向**しており、**ライセンス供与への関心も高い**など、異なる特徴がみられる。（図表 Ⅲ-148、Ⅲ-149、Ⅲ-153、Ⅲ-154）

現在スタートアップ向けに知財アクセラレーションプログラム、ベンチャー企業対応！面接活用早期審査・スーパー早期審査、日本発知的財産活用ビジネス化支援事業、料金の減免制度などの施策が提供されているが、**海外特許出願、知財金融、ライセンス等についての支援拡充について検討することが期待**される。

５． 本章要約

（１）アンケート調査結果

①知的財産権を保有する効果

商標は「模倣品や類似品を排除する」（52.5%）、「技術や商品などのブランド力を高める」（45,9%）、特許は「他社の参入を防ぎ、市場を確保する」（54.4%）、「模倣品や類似品を排除する」（52.0%）など様々な効果が得られている。一方、実用新案では「特にない」が 27.2%、意匠では 20%となっている。（図表 Ⅲ-25）

②営業秘密の管理

「特に管理は行っていない」企業は 19.6%であり、管理している企業の方が多い。また、平成 25 年度調査と比べて様々な管理方法の割合が大きくなっている。（図表 Ⅲ-32）

③技術移転

技術移転を「受けたことがある」企業は 16.8%、技術移転を受けることに「関心がある」企業は 39.9%。また「ライセンスしたことがある」企業は 17.9%、技術をライセンスすることに「関心がある」企業は 46.6%となっている。（図表 Ⅲ-38 Ⅲ-40 Ⅲ-47 Ⅲ-46）

④模倣被害

これまでに「模倣被害を受けた」ことがある企業の割合は 30.7%で、平成 25 年度の 18.7%から増加している。一方、模倣被害に対して「何も対応しなかった」企業は 27.3%となっている。（図表 Ⅲ-53 、Ⅲ-57）

⑤知財活動に取り組むにあたっての課題

「知的財産を管理する人材が不足」が 36.3%、「知的財産に係る情報・知識が不足」が 33.1%、「知的財産にさける時間が不足」が 30.5%など多くの課題がある。（図表 Ⅲ-68）

⑥知財金融

取引先の金融機関との間で自社の知的財産権が話題となることが「ある」企業は 28.0%、取引先の金融機関から「知的財産権に着目した融資を受けたことがある」企業の割合は 5.0%となっている。（図表 Ⅲ-75、 Ⅲ-76）

⑦社内体制

社内の知財担当者数は、兼任の担当者数が「1 人」の企業は 61.8%、「2 人」が 16.4%、専任担当者は「いない」企業が 68.3%、「1 人」が 24.8%、「経営層に知的財産活動を推進する責任者がいる」企業は 46.3%となっている。（図表 Ⅲ-69、Ⅲ-71）

⑧人材育成

知財人材の育成について、「社内での実務トレーニング」（23.5%）、「公的機関での講習やトレーニング」（16.2%）など、取り組んでいる企業があるものの、「特に取組を行っていない」企業は 65.0%に上っている。（図表 Ⅲ-79）

⑨知的財産活動の経営戦略への位置づけ

「知的財産活動の目的が明確になっていない」企業が 49.4%と約半数を占めており、経営戦略の位置づけが不十分となっている。（図表 Ⅲ-80）

⑩知的財産の仕組みづくり

「知的財産の創出に対する報奨制度がある」企業は 23.6%、「職務発明規程を整備している」は

22.2%、「就業規則に競合避止義務を明記している」は 18.4%となっており、仕組みづくりへの取り組みは未だ不十分とみられる。（図表 Ⅲ-81）

⑪公的支援に対するニーズ

「審査請求料や特許料を軽減・免除してほしい」（41.2%）、「外国出願費用の補助」（25.8%）「営業秘密・ノウハウの管理・活用方法を知りたい」（22.3%）などが比較的多くなっている。（図表 Ⅲ-115、Ⅲ-117、Ⅲ-118）

⑫特許庁の支援施策の認知度及び満足度

認知度[81]は、「J-PlatPat」（71.0%）、「早期審査」（56.6%）、「特許料・審査請求料の減免」（53.3%）の３施策が過半数を超えている。満足度は「早期審査」（44.0%）、「知財総合支援窓口」（43.2%）、「出張面接・テレビ面接」（41.9%）等が比較的高い。（図表 Ⅲ-121、Ⅲ-123）

（２）属性別分析

①業種別

特許及び商標で保護する製品・サービスのライフサイクル（期間）は、情報通信業、卸売・小売業等、サービス業は他の業種に比べて短い傾向がみられる。（図表 Ⅲ-97）

②企業規模別

公的支援ニーズは、中規模企業よりも小規模企業の方が全般的に様々な施策についてニーズが強い傾向がみられる。特に「審査請求料や特許料を軽減・免除」「外国出願費用の補助を受けたい」は支援ニーズをもつ企業の割合が 10%以上大きくなっている。（図表 Ⅲ-147）

③地域別

海外事業への取り組みは、近畿、中部、関東、中国の４地域では海外事業展開している企業の割合が他地域より大きく、特許及び商標を外国出願した経験をもつ企業の割合も大きい。（図表 Ⅲ-140、Ⅲ-141）

（３）知財と企業業績

①特許

特許を保有している製造業の企業は、保有していない企業に比べて、過去３年間の売上高、経常利益、経常利益率のいずれにおいても良好な企業の割合が大きい。（図表 Ⅲ-127）

②商標

商標を保有している企業は、保有していない企業に比べて、過去３年間の経常利益が増加傾向にある企業の割合が大きい。（図表 Ⅲ-128）

③営業秘密

管理している企業は、管理していない企業に比べて、過去３年間の売上高、経常利益、経常利益率のいずれにおいても良好な企業の割合が大きい。（図表 Ⅲ-129）

④出願企業と一般的な中小企業の経常利益の比較

経常利益（平成 29 年度）について一般の中小企業と比較すると、出願企業のみの本アンケート調査回答者の方が、黒字企業の割合が大きくなっている。（図表 Ⅲ-132）

---

81 「知っているが利用したことはない」＋「利用したことがある」の合算値

（４）知財活動の企業業績への影響

（３）のデータは、いずれも企業経営に知財を活用している企業の方が、業績が良好であることを示している。企業の業績は景気動向をはじめとする様々な要因の影響を受け、知財活動だけが要因ではないが、知財活動により開発成果を適切に保護することで、他社の参入を排除して売上や利益確保が可能となるなど、知財活動が中小企業の業績向上に重要な役割を果たしていることを示唆しているとみられる。

Ⅳ. 特許庁の地域・中小企業支援施策の変遷に係る調査

１． 調査概要

平成以降を中心に、これまでに実施された特許庁の地域・中小企業における支援施策について、文献調査のほか、当時の担当者である現職やOB、支援施策のユーザーや外部支援機関関係者へのインタビュー等を実施し、支援ニーズの変遷を含めた支援施策の変遷・施策史について調査・分析を行った。さらに、有識者など５名程度の委員により設置される委員会において、これらの調査・分析内容について検討を行った。

２．　調査結果

（１）　ヒアリング調査　実施概要

平成以降を中心に、これまでに実施された特許庁の地域・中小企業における支援施策について、外部専門家・支援施策ユーザーのほか、当時の担当者である現職や OB に対するインタビュー調査を実施し、支援ニーズの変遷を含めた支援施策の変化・支援施策の将来像について整理する。

また、同様の質問項目にて、委員会委員（高倉成男委員長、鮫島正洋委員、塚越雅信委員、籔田安之委員、渡部寿彦委員）に対する聞き取りを行った。

図表 Ⅳ-1 ：ヒアリング調査実施概要

外部専門家・支援施策ユーザー	特許庁等関係者
学識者　2 名 知財専門家（支援機関関係者）　6 名 ユーザー（中小企業等）　4 社　　計 12 名	現職　ならびに　元普及支援課長・元班長 計 7 名
所要時間：1～1.5 時間として依頼	所要時間：1～1.5 時間程度として依頼 （グループインタビュー形式での実施含む）

論点１　これまでの中小企業等向け支援施策に対する振り返り
- ・当時の施策立案や実践においてどのように関わり、どのような印象を有しているか。
- ・当時、どのようなことで苦労をしたとお感じか。
- ・（お蔵入りになったが）当時としては斬新な提案があった場合、それはどのような内容であったか。

論点２　現時点に対する評価（注目するべき結果・成果（定量面・定性面））
- ・当時を起点に、現時点を評価する場合、どのような点に注目するべきか。
- ・当時を起点に、現時点を評価する場合、中小企業等のどのような成果に影響していると捉えるべきか。
- ・成果を捉える方法として整理するべき指標（一般統計等）はあるか。

論点３　将来に対する期待と課題（着目するべき成果をどう設定するべきか？）
- ・今後の中小企業等向け支援施策の立案上重視するべきこととは。
- ・従来型の支援施策についてどのような視点の付加や転換が必要とお考えか。
- ・施策・事業の具体化にあたり、どのような成果に連動させるべきか。
- ・実施にあたりどのような体制構築や事前調整等の準備が重要と考えるか。

その他　中小企業等の支援に関わる後進に対するエール・助言
- ・知的財産施策を担う人材としての心構え・モチベーションほか
- ・中小企業等を支援する人材としての心構え・モチベーションほか

図表 Ⅳ-2 :ヒアリング対象

敬称略 カテゴリー別・50音順

カテゴリー	氏名	所属、役職
大学教授	加藤　浩一郎	金沢工業大学大学院・教授
	鈴木　將文	名古屋大学・教授、法学研究科長
実務専門家	生島　博	中小企業知的財産戦略研究所　所長 （元都知財活用センター長、発明推進協会）
	尾﨑　隆弘	弁理士（尾崎特許事務所）
	木原　美武	弁理士（深見特許事務所・元特許庁特許技監）
	佐原　雅史	弁理士（彩都総合特許事務所／株式会社ブライナ）
	土生　哲也	弁理士（土生特許事務所）
	林　いずみ	弁護士（桜坂法律事務所）
中小企業	篠原　正幸	しのはらプレスサービス株式会社　代表取締役社長
	福田　学	岐阜プラスチック工業株式会社　知的財産統括部長
	村岡　貢治	秀峰株式会社　代表取締役社長
	森屋　健司	本多電子株式会社　法務知財室
特許庁OB	荒井　寿光	知財専門家（元特許庁長官）
	木村　真己	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　イノベーション推進部 総括グループ主幹（元普及支援課支援企画班長）
	佐野　和彦	正林国際特許商標事務所（元普及支援課長）
	田口　恵一	一般財団法人日本特許情報機構（JAPIO）（元普及支援課長）
	波留　静哉	元総務課班長、元中国経済産業局長
	松下　達也	九州経済産業局　地域経済部長（元普及支援課長）
	室井　研二	元審査業務課長（元中小機構）

委員	高倉　成男	明治大学専門職大学院　法務研究科長・教授　【委員長】
	鮫島　正洋	弁護士法人 内田・鮫島法律事務所　弁護士・弁理士
	塚越　雅信	インクタンク・ジャパン株式会社　代表取締役社長
	籔田　安之	株式会社サーチアンドスペックス　代表取締役
	渡部　寿彦	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部　イノベーションナビゲーター

（２） ヒアリング調査　調査結果要旨

論点１　これまでの中小企業等向け支援施策に対する振り返りについて

① これまで、施策立案や知財活動実践においてどのように関わり、どのような印象を有しているか。

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 平成 7 年（1995 年）頃までは情報発信目的の講習会や外国出願に対する補助位が実施されている程度だったことを記憶している。 ➢ 中小企業支援施策の発展のきっかけは、1997 年度からの特許流通促進事業が一番印象・記憶に残っている。以降の施策・事業の基礎となる、画期的な事業であったと評価する。 ➢ 早期審査を採用したことは、中小企業に限らず企業の知財活動にとって良い結果をもたらした施策と捉える。 ➢ 2000 年以降、審査請求期間が7年から3年に短縮する法改正を行った。それによって7年間待って審査請求した人たちが、3年間で審査請求しなければいけなくなった。それによって特許庁は審査する案件が急激に増加したので、出願件数を抑制しはじめた。その効果もあって出願件数が減りはじめた。発明が停滞したから減少した訳ではない。景気の要因もある。 ➢ 2002 年に知財基本法ができ、知財戦略本部が活動を開始した後、2004 年の鮫島弁護士が委員長を務める委員会で実際に中小企業に対する知財経営面での支援の取組が具体化していった。当時はあえて中小企業と称していなかったと記憶している。知財実務だけでなく経営戦略とリンクさせることが重要だと謳っていた。 ➢ 特許流通促進事業ならびに知財戦略支援事業を通じて、幅広い施策・事業を実施し、知的財産経営モデル構築、マニュアル類の作成へと展開できたことは、モデル事業として評価するべき。 ➢ 知的財産の分野にコンサルティングの概念を持ち込み、現場目線の試行錯誤のなか知見を蓄積し、中小企業に対する知財支援のあり方を研究できたことは大いに評価する。以降の支援につながるベースラインが構築された。 ➢ 知財総合支援窓口開設は大きなポイント。全都道府県に設置し、運用のなかで機能強化を図ってきたことは大いに評価する。 ➢ 直近は、スタートアップ支援や海外展開支援など知財をからめたビジネス支援へと展開しており、より企業ニーズに沿った支援メニューへと発展している。
特許庁 OB	➢ 2004 年の知的財産推進計画にて中小企業支援を明確に位置づけし、多数の関係機関や知財専門家の協力を得つつ進めていたが、最初は「知的財産の重要性や活用について知らしめる」ことから着手した。

	➢ 中小企業に対する支援モデルを検討するなかで、企業が抱える課題等を棚卸しし、知財活用のシナリオを検討しつつ、成長の過程・ステップを提示しつつ進めていく手法は、先進的なものであったと評価する。 ➢ 先例となるマニュアル等がないため、マニュアルの構成や表現方法について苦労したことを記憶している。中小企業経営者に対するメッセージとして、どのような表現やデザイン・装丁が望ましいのか、試行錯誤することとなった。このときの苦労が、現在まで続いており、『虎の巻』などの明確なメッセージで想定もわかりやすいものが準備されるようになったと捉えている。 ➢ 中小企業の海外展開が増加するなか、現地からの情報として、進出先でのトラブルが報告され、知的財産の未手当が要因になっていることも一定数あった。このことから、海外展開が一層拡大するなかで、現地でビジネスを進める中小企業が、知財トラブルに見舞われる可能性も高まると感じており、海外展開支援のメニュー拡充を図った。 ➢ 知財戦略策定以降、地域知財本部の創設などを経て、一時、自治体レベルでの取組が活発となったが、その後下火になっている。地域知財活性化行動計画により、改めて地域における知財支援のあり方に光を当てることになったが、以前ほどの盛り上がりには至っていない。 ➢ 平成において、中小企業支援に着手でき、『受け身から攻めへ』、『メニューの多様化』に対応できた転換の機会を生み出したことがポイントだと捉えている。
中小企業	➢ 特許庁のホームページはほぼ毎日チェックし、新しい情報があれば、必要に応じて社内で情報共有している。実務者向けセミナーは、知財担当者で分担し、ほぼ毎回出席している。巡回特許庁の出張面接は、東京まで出向くことなく、経費負担の軽減に役立っている。 ➢ 利用実績のある支援施策について、活用メリットが高いものは継続利用している。減免や出願費用補助は中小企業の取り組みを後押しするもの。 ➢ 研究開発型中小企業として、減免を最大限活用している。特に特許料が 10 年間減免されるのは非常に大きい。また、出願助成金や早期審査請求制度など、案件の特性に応じて各種制度を活用している。10 年前に現室長が着任してからは、外国出願助成金をほぼ毎年、活用している。また特許審査ハイウェイや PCT 出願制度など、案件に応じて活用している。 ➢ リーマンショック後の事業戦略再構築も支援制度をもとに迅速にできた。その時の経験が現在まで活きている。 ➢ 専門家からの助言をもとに、自ら行動することの重要性を気付かせてくれるスタイルは、経営者としてもその後の行動に着手しやすい。こうした支援スタイルを継続していることを評価。

	➢ 民間企業の特許データベースも利用しているが、操作方法など適宜アップデートされており、使いやすさを追求している。特許、商標、意匠で検索方法が異なるため、やや使い勝手が悪い。

② これまでの中小企業に対する支援について、どのようなことがポイントであったとお感じか。

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 知的財産戦略本部ができ、知財総合支援窓口が設置されたことの意義は非常に大きく、政策としても評価すべきである。かけ声、構想段階で終わらずに、速やかに実際の支援の仕組みづくりに進んだことは大いに評価できる。 ➢ 知的財産戦略本部設置と同じ時期に営業秘密の罰則ができた。これは日本の知財政策の転換点と考えている。 ➢ 地域で知財面の支援を実施展開するとき、継続して受け皿となる存在がなかった。ワークショップ等のフォローアップを担う、グループワークでも一緒参加して企業の様子を見てもらうなど、共通の価値観を持った受け皿が全国にあることは非常に有用。この 10 年の最大の成果であり、資産である。 ➢ 特許庁が独自に取り組んできた施策・事業について、浸透度がどこまで進んでいるかが、最大のポイントとなる。周知施策を継続して実施し、内容も洗練され、熟度も高まりつつあると評価する。ただし、まだまだ認知度は低いと捉えるべき。 ➢ 「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」は抜粋して利用している。発刊後 10 年近く経つが通用する内容となっている。その理由としては、これから知財に取り組もうとする中小企業にとって、必ず踏むステップについて記載されており、ある意味普遍的な内容が整理されている。時点更新する必要はあるが現在も有用なツールだと捉えている。 ➢ マニュアル類は、中小企業のみならず、支援する知財専門家としても、知的財産の重要性や必要な対応方法を知るツールとしても重要な位置づけにある。 ➢ 知財総合支援窓口のワンストップサービスというコンセプトが良い。他省庁や他機関との橋渡し役となれることを期待。 ➢ 小説やテレビドラマに限らず、メディア（マスコミ）での取り上げられ方も平成期間に大きく変わったことを積極的に捉え、周知啓発のあり方についてより深化させることが必要。 ➢ 海外展開にかかる支援施策は意図を持って広がっており、事前の準備段階から現地での事業実施上の課題解決へと発展してきたことは評価できる。

特許庁 OB	➢ 経営者や知財担当者、中小企業診断士を対象に、施策・事業に巻き込んでいくことで啓発・普及の拡充に努めた。結果、そうした経過・過程をマニュアルという形で編纂でき、その後の施策の礎にできたと考える。 ➢ 議論や支援の過程を記録して、共有できるツールに仕立てたことは非常に重要であった。また、支援組織・専門家とのネットワーク強化が図られ、現在展開されている各種施策の基礎となっているのではないか。 ➢ 定着モデルに詳しい専門家が中心となり、地域の専門家を巻き込んで支援を実施していく体制は、以降の知財総合支援窓口における専門家派遣の考え方にもつながり、現在の中小企業向けの知財支援の原型になったのではないかと評価している。中小企業のみならず、支援する側にもインパクトがあった。 ➢ 知的財産の重要性を啓発するだけではなく、実際にどのような活動を行うことが必要で、どのような成果を目指すべきかについて、コンパクトな紙面構成で整理することが重要であり、そうした発刊物となるように試行錯誤した。 ➢ 知財総合支援窓口開設以降の支援について、「知財」のみの支援に限定せず、知財を横串に捉えて経営の中に位置づけて支援を提案していくことはそれまでにはない発想であった。縦割り型の支援から、横串型の支援へと転換することの有用性を確認できた時期となろう。 ➢ 事後のフォローが十分にできていない。他機関では、モニタリングに対する対応を義務づけているケースもあり、そうした点を今後盛り込んでいくことで、中小企業の知財活動がどのように企業成長に連動したかを捉えることが重要となってこよう。
中小企業	➢ 自身の知財に対する失敗などから、儲けにつながらない技術・知財権は無用と判断するようになり、他方、自社の儲けにつながる知財権と判断できるものは、防衛目的の兼ね必ず権利化することとした。そうした判断に支援制度がきっかけとなる場合があろう。 ➢ 知財戦略は、技術の防衛という視点よりも、自社ビジネスの維持・長期実施のための防衛の側面が強い。オープン・クローズ戦略を明確にし、大手からの圧力にも屈しなかった。この経験から、自社単独での生産性増強に一定の目安を儲け、他者に対するライセンス供与（協業）によるフランチャイズ事業化へと展開させていった。 ➢ 年間の知財権維持経費が膨大となることから、減免・補助制度は必ず活用するようにしている。中小企業に取って有用な支援であり、今後も活用してきたいと考える。 ➢ 審査請求可能期間の短縮（平成 13 年）について、企業としてはできるだけ特許を長く保持していたいと考える。審査請求可能期間が 7 年間の時は、現在の 3 年間に比べ、権利期間を長くとることができ、競合他社を牽制することができた。審査請求可能期間が 3 年間となったのは残念である。

	➢ 職務発明制度の改正（特許法第 35 条関連）を踏まえ、他社と共同開発している製品の権利関係が曖昧なところが解消され、社内規定整備し、権利関係を明確化した。こうした制度改正に円滑に対応していくことが重要。

③ （実践には至っていないが）これまで斬新な提案・アイデアがあった場合、それはどのような内容であったか。

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 中小企業向け支援が本格化して約 20 年、一定の成果を挙げてきたと捉えるが、企業成長を継続して支援する施策と、新規創業を目指す企業に対する支援施策のバランスが重要と考える。 ➢ 東京都が進めるニッチトップ支援事業では、3年間無料で多様な支援を受けることができる。申請時に明確な計画を作成してもらい、半期ごとに進捗を報告してもらっている。アドバイザーの支援当初から深く入り込んで、その企業の経営や知財面の戦略づくりから関わることを強く意識している。そうした対応をし、企業には実践を条件づけることで前進が見込まれ有用。 ➢ 知財活動を積極的に進める経営者や関係者が一同に集まり、意見交換を行う機会があるとよい。「知財経営サミット」など称して、そこに集まることが名誉である雰囲気をつくりつつ、定例化していくことが効果的だろう。 ➢ 上記の様な意見交換の場や、海外展開等の個別テーマで開催（例：分科会）してもよい。経営者相互の互学互習の場は喜ばれると思料。
特許庁 OB	➢ 地域・中小企業支援施策を展開するなかで、地域の中小企業において圧倒的に知的財産に対する認識について不足していることに気づきを得ることとなった。 ➢ 単発の支援では理解が深まるまでで、具体的な行動を促す視点（伴走型支援）の重要性に気づきを得ることとなる。 ➢ 「知財人材育成」は現時点でも十分ではないと考える課題であり、今後も解決改善を図るべき課題と捉える。人材の確保・育成は共通する悩み・課題となっていることを強く認識している。 ➢ 今後の課題としては、①ベンチャー支援、②普及活動、③地方自治体の関与拡大、また、一定の展開は実現できているが、④海外係争対応に対する支援。を充実させていくこと。

中小企業	➢ 経営情報のデータ化・見える化を進めており、自社の知財が関係するビジネスの比率や推移等を即時に確認できるようにしている。また、そうしたデータを社内全体で共有し、いつでも話題にできるように社内規程も見直しを行っている。 ➢ 海外知財訴訟費用保険について、補助制度が始まった際検討したが、売上規模に応じて保険料が設定されるため、加入を断念した。中小企業にとって負担が大きく、保険料を定額にするなど対応してほしい。

論点２　現時点に対する評価（注目するべき結果・成果（定量面・定性面））について

① 現時点までの中小企業向け支援施策について評価を行う場合に、どのような点に注目するべきか。

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 中小企業の知的財産に対する意識は、10 年前と比較しても、前向きさは格段に高まり、当然のように取り組む企業が増えている。こうした意識転換が図られたことが、平成時代の中小企業支援施策の成果の1つとなろう。 ➢ ただし、全く認知していない、理解していない中小企業の方が多いことは事実で、継続した啓発が必要なことも現実である。知財対応ができていない企業は、まずは意識を高めることから始めており、意識転換が最初の解決課題となる。 ➢ 一旦知財に関心をもった人に情報提供をすることは良い施策であるが、中小企業が知財に関心をもってくるまでのきっかけづくりについては未だやることがあると感じている。 ➢ 知的財産について取り組みたい中小企業を支える支援人材の育成につながったことも評価するべき。全国各地で知的財産に関する支援が展開されていることは、様々な支援施策の蓄積によるものである。そうした先導を特許庁が担うことは訴求力の観点からも不可欠だろう。 ➢ 知財制度や支援制度をどのような機会・方法で知り得たのかを把握する。 ➢ ホームページも開設して随分経つが、時代にあった構成としていくことが必要。ターゲットを分類し、限られたスペースでどのような狙いにどのような情報発信のスタイルが適切なのかを引き続き探っていくことは必要。 ➢ 情報に触れることができた層が、その後、制度活用の有用性を理解し、どのような方法が選択できるのかを理解して、各種支援制度にたどり着けるかが重要であり、課題でもある。施策活用企業の、活用後の変化を捉えることも重要。 ➢ 縦割りではなく、知財を横軸に各省庁・支援機関が持つ支援資源をつなぎ合わせて支援サービスが提供されていくことが重要。

	➢ 支援サービスの基本コンセプトが、担当者個人ではなく、組織として継承されることが重要。普及支援課が中小企業の知財支援の先導をすることに期待。 ➢ 弁理士会と中小企業の関係を見ると、まだ、中小企業にとって弁理士や弁理士会は敷居が高い存在。弁理士会が能動的に動いているケースはあるが、また、企業の懐に入り切れているとは言えない。 ➢ 日本の知財制度は国際的な競争で劣後していることが多い。知財制度が国単位でできているのは時代遅れと考えている。それを考えてほしい。日本で取得した知財の権利は日本でしか使えない。クレームの解釈は国によってばらばらである。特許庁の制度がグローバル化していない。日本の産業が強い時代は世界が日本に関心をもっていたが、最近は世界の関心が中国に向いている。
特許庁 OB	➢ 施策を評価するにあたり、中小企業の利益、売上のほか、知財活用のための体制・人材が確保できているか。人材育成に取り組んでいるかを把握することも引き続き注目するべきであろう。知財がどのように効果を発揮したのかをとらえることが重要。それを示すことで今後取り組もうとする企業の動機となる。 ➢ 支援先企業の掘り起こしについて、特許庁が蓄積する各種データを活用することももっと検討するべき。地域の産業特性との関係から、支援ニーズが内在するエリアと位置づけて集中的な周知を行うこともできよう。地域分析に資するデータを特許庁として準備していくことが必要となる。 ➢ 企業の規模を問わず、知財調査を担当するスタッフは、企業内部であらゆる部署とコミュニケーションを図りつつ情報を扱っていく必要があろう。その際、経営層からは、中長期的な視点でどのような対応が求められるのかについての説明責任を求められることが多いと聞く。こうした点を支援していく視点もあろう。 ➢ 社内でのコミュニケーションのなかで自社の課題を導出していくには、担当者の感覚や感度を上げていくことも必要であり、外部からの指導を受けつつ取り組んでいくレベルの取組となろう。そうした企業内人材の育成について検討していくことも今後の人材育成では必要となってくるのではないか。 ➢ データ活用に向けた既支援企業の変化をフォローアップすることは、短期的な結果だけではなく、中長期的な成果を獲得しているかを含め把握する必要があろう。新たな元号となるタイミングで再考することも有意ではないか。 ➢ 2つの視点で見ていくことが有意。1つは、裾野の拡大を継続すること。1つは、競争力の高い企業を生み・育てること。 ➢ 知財の必要性や重要性を語ることができる経営者の数を増やしていくことも、定量化は難しいが捉えられやすい指標とならないか。 ➢ 知財戦略企業事例集を編集するなかで、これまで掲載されてきた企業の現状について情報収集して分析を試みることも検討してはどうか。

	➢ 裾野部分と競争力の高い企業との間に位置する中間層の扱いが課題として大きくなってくる。二極化のなか、取り残される層が増えていくことについて目を向けることが必要。 ➢ 自治体による施策展開が希薄となっており、意識あるやる気のある自治体を支えることも考えるべき。 ➢ 人材育成について、以前のコンサル事業で全国の士業参加による知財専門家の拡充を図ったが、次の世代を育成する取組を強化するべき。
中小企業	➢ 減免・補助制度について、もっと申請時の手間を圧縮してもらうことで、常に活用を意識した準備ができると考える。審査請求に係る補助は、1つ1つ準備することが必要であり、年間でまとめて申請できるように制度改善を図ってもらいたい。 ➢ 経営資源の限られる中小企業にとって、支援制度活用のために割ける時間と人手も限られる。いかに、その投入を抑えられるかが、制度の有効活用にもつながると考える。 ➢ 支援制度に対する要望としては、そうした利用ニーズに対応できる制度設計が望ましいが、利用する側もそうしたルールを理解した計画的な対応が必要であり、そうしたことも啓発していくことは重要。

② 現時点までの取組を評価する場合、中小企業等のどのような成果に影響していると捉えるべきか。成果を捉える方法として整理するべき指標（一般統計等）はあるか。

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	業績 ➢ 出願件数、保有件数　ならびに　棚卸して権利放棄した件数 ➢ 売上・利益の変化（定量把握は難易度高いことに注意必要） ➢ 自社株評価額（同上） ➢ 保有する知的財産権がどの程度売上や利益に絡んでいるのか、比率等を特定できているのかを質問（はい・いいえの二者択一でも可） ➢ 研究開発費との関係 ➢ クロスライセンス件数 ➢ 定量的なデータはインパクトがあるが、どの特許、いつの特許がビジネスに貢献しているかわからない。中小企業の特許は多様性があるので一概には決められないといったことに留意が必要。 体制・仕組み ➢ 知財を管理する体制・仕組みの有無ならびに運用実態 ➢ 不要な知財権を放棄するルールの有無

	➢ 企業経営者や内部で、意識転換につながっているかを確認 ➢ 知財権の新規創出の有無 一般統計活用 ➢ 統計データの活用について、法人コードをつなぎ役に法定統計との連動性を研究していくことは今後の課題 ➢ 経済情勢により特許統計がどのように変化したのかを分析することは有用。リーマンショックによる世界金融危機を経験して、出願件数減少局面に移行したが、経済情勢が好転しているなか出願件数に影響が見られないことについて理解を深めることは重要
特許庁 OB	（上記に加えて） ➢ 商品シェア、倒産社数との関係もあるように推測する。
中小企業	➢ 大手・大企業と対等なつきあいができるための準備として知的財産権を活用する視点が重要であり、そうした視点をもって中小企業は自社の領域を確保・拡大していくことが必要。 ➢ 知財をコストドライバーとは捉えず、自社事業の独占と、他者への牽制効果を意識して取り組むことが必要。大手・大企業で知財対応ができているところほど、面的な出願・権利化を見ると、それ以上意図のある行為はしてこず、率直にパートナーとしてのつきあいを模索する。 ➢ 当社は知的財産功労賞を受賞した。これにより、社内での知的財産制度に対する認知度が向上した。功労賞の受賞は、若手技術者の励みにもなっており、知的財産を利用した他者との差異か化などの意識喚起に繋がっている。 ➢

論点３　将来に対する期待と課題（着目するべき成果とは？）について

① 今後の中小企業等向け支援施策の立案上重視するべきこととは。

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 特許庁としての中小企業支援の基本方針や戦略について、ぶれずに継続していくことが重要。 ➢ 支援を行った企業をフォローアップしていくことが重要。こうした蓄積がこれまでの特許庁にはなかった。中小企業の変化の要員を分析して、以降の施策立案や事業仕様の検討に活かしていくことが重要。 ➢ 結果ではなく、経過を見せることが重要。事例集よりも手順が整理されていることが使い勝手が良いし、中小企業側の理解も高まると期待。 ➢ 中小企業の社員が知財を勉強して知財検定を取得することも、知財の普及としては有用。 ➢ より多くの知財専門家を育成していくことも重要。 ➢ 支援施策のバランスも重要。初期段階の企業と、発展段階の企業とで、解決するべき課題やその難易度は異なる。切り分けて取り組むことが重要。 ➢ オープン・クローズ戦略が注目されているが、これは新しいことではない。日本の系列企業はオープンイノベーションであり、目新しいものではない。今は企業系列ではなく、マーケットを通じて部品、製品同士がつながる時代になった。つながるところの標準化が大事である。 ➢ マッチング事業は、オープンベーションで重要になっているが、中小企業は特許のデータベースを見にいかない。いい特許をもっていても跡継ぎがいないから存続しない企業もあり、事業承継問題は深刻化している。 ➢ 特許庁職員が意識してやることは、中小企業支援に関する思想の軸を今一度確認し、会社起点か、知財起点か、絶対に外さないようにしておくべき。企業目線で支援をすること。計画性と適宜更新していく柔軟性が必要であり、そうした視点で支援していくことが重要だと理解してもらいたい。 ➢ 料金制度の改定の影響は、慎重に見守っていくことが必要。 ➢ 関係者は間違いなく増えているなかで、利害関係も複雑になる。改めてぶれない意思をもって臨むことが重要であろう。IT・サービスにとっての知財が何なのか、きちんと調べてみて、企業にとって上場に向けて差別化するプラス要因が何かを検討すべき。 ➢ 自治体単独で中小企業の知財支援は困難。特許庁が先導し、やる気のある地域・自治体を盛り上げることが必要。
特許庁 OB	➢ 各種支援制度、助成制度を知らしめ、それらを有効活用していくことにもっと助言を与えていくことが重要。まだまだ知られていないと感じている。

	➢ 中小企業において、知財を活用した事業化や起業について具体的なイメージがあるか、計画が描けているかが重要となる。 ➢ 大企業にとって、下請け企業の胆力が高まることや、自立的な経営につながる筋肉質な体質への転換は期待するところである。こうした成果につながることを想定し、今後の中小企業支援施策を検討していくことが重要。 ➢ 支援先企業における知財サイクルを創出・継続させていくことは、手数料を頂戴する特許庁のビジネスモデルとすれば必要不可欠となる。 ➢ 市場性を捉えた知財活動が行われているかを、支援を行った企業（行おうとしている企業）に対して確認していくことも重要。 ➢ 外国出願支援に関する事業は、今後も継続が必要な施策であり、どのように継続させていけるかを常に意識することが特許庁担当者に求められると考える。 ➢ 対象企業を拡大させることは今後検討していく事項となろう。スタートアップ支援が始まっているが、例えば、中堅企業への支援は戦略的な視点でのシナリオ検討・深耕が必要となろう。 ➢ 自治体との連携について、自治体も人材が不足しており、知的財産施策を担う人材が確保できないため、施策実践に至れない実情に着目するべき。地域課題として再認識してもらい、各地域での課題解決に地域資源を投入していく機運を盛り上げていくことが必要となる。 ➢ 支援する側においても、窓口支援担当者や窓口に配置されている専門家において、まだまだ能動的に支援を行い、中小企業のなかでいまだに残る意識差を解消していくことが今後も必要となろう。 ➢ 特許庁が中小企業支援に宛てることが可能な資源は非常に小さいということを意識して、他省庁との連携を上手に企画していく視点も重要。
中小企業	➢ 支援を受ける側のモチベーションとして、補助金で釣るのではなく、何らかの宿題が専門家から提示されてこれをこなすようなやり方となっているのが良い。継続性を意識した支援サービスが望ましい。 ➢ 中小企業にとって、自分自身の武器をつくる、鍛え磨く機会を提供するような支援施策に期待する。その手段として専門家や知恵者の助言を参考とすることは有用。 ➢ 大手・大企業は知財対応がしっかりできている中小企業とは対等につきあおうとしてくれる。その理由は、半端な接触は、翻って自社の不利益・リスクにつながることを知っているから。自社の信頼既存につながる行為は控えることから、対等な関係構築に知財が機能する。こうした効果も発信していくとよいだろう。 ➢ 計画を立てて満足ではなく、その後その計画がどのように展開していったのかモニターすべき。 ➢ 手間を抑えることは必須。手間をかけられない実態についてもっと意識した支援施策の制度設計を進めてもらいたい。

② これまでの支援施策についてどのような視点の付加や転換が必要とお考えか。

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 知財権を考えるときに、工業所有権4法だけではなく、営業秘密・著作権・データ等をスコープに入れるべき時代が来たと思う。情報がいまや財産になるという考え方から、「情報財」という考えが大切だと思う。 ➢ 新規層と実践層の階層別で支援施策の構成を考える時期であり、階層別で支援施策の構成を考える時期にあると捉える。 ➢ その企業にとって様々な支援から結果・成果を得るためには、自立・自律が重要。そうした意識付けを、専門家を通じて持ってもらうことはこれまでも行われてきたが、今一度強調するべき ➢ 中小企業でも富士通のような大企業から技術を手にいれることができる。この仲介はデータベースではなく「人ベース」でやる必要がある。 ➢ 支援者側からの定期的なフォローも重要。行動に義務感を持たせるような意識付け。 ➢ 政策の力点としては、中小企業の知財コストを下げることが重要。ベンチャー支援策はいろんな施策があるが、それらと組み合わせて、一連のビジネスの中に知財を位置付けるようにすることが重要。 ➢ そもそもベンチャーについて明確な定義がないままでは、制度設計も定まらない。『ボリュームゾーンに対する底上げ』なのか、現在は『存在しない領域（市場）に対して新規創出させていく』のか、その違いを的確に理解して実施していく必要がある。 ➢ 知財起点ではなく、会社起点での支援を今一度認識してもらうことが重要。専門家活用も目的が知財面だけに限定されない考え方で選択されることが望ましい。 ➢ 知財金融について、金融機関起点での支援であることを意識することが重要。知財起点とすると金融機関に刺さらないものとなってしまう可能性が高い。 ➢ 弁理士やアドバイザーなど中小企業をサポートする人材を教育するプログラムを大学が開発することも有用（知財専門家のリカレント教育として）。財務会計、企業戦略をひととおり勉強して、ビジネス支援のサポーターにする。弁理士で成功している人はビジネスのアドバイスをしておりロールモデル化してそれを広めていくことは有用。
特許庁 OB	➢ 知的財産経営プランニングブックについて、実支援から得られた知見をもとにまとめられた良書だと思うが、これを読んで実践できる中小企業は極めて少数。幾分レベルを落とした視点から企業への影響を把握して、簡易版として改訂してみることも一考ではないか。

	➢ 支援の成果は、即時的なものではないと捉え、継続していくことが重要。継続させていくために、支援対象を小さくセグメント化し、ニーズに則した支援を提供していくことは有用と考える。 ➢ 事例集に掲載されている企業のフォローアップを通じて、どのような気づきが結果・成果をもたらしており、また、どのような不足事項が成果に至らなかったのかの情報を集約して分析できる時期にきている。経営面にキキメを発揮していることを把握して（その逆も真）あらためて発信していくことは、理解を高めることにつながると考える。 ➢ ここ数年、スタートアップ支援の充実が進められているが、方向性について強く同意できる。 ➢ 知財人材の育成において、OB 人材の活用も今後の検討事項となろう。企業での知財活動を経験した人材や地域・中小企業に対する支援の経験を持つ人材が増えてくることを鑑み、そうした人材の活用の場を創出していく（し続けていく）ことも視点となろう。 ➢ 専門家の確保について、他省庁事業で活躍した専門家を取り込むことも一考できないか。中小機構のプロジェクトマネージャー級の人材に関わってもらうことは有用と考える。 ➢ 知財人材を今後も継続して確保していけるか、真剣に検討する時期が程なく来ると思う。人口減少とともに企業数も減少していくとした場合、窓口機能を支える人材確保が問題となってくる。経験者の活用も含め人材確保に資する育成が重要。
中小企業	➢ 控除・助成は大変有用であり、効果的な支援施策である。ただし、中小企業における権利化において、投資であり、他者に真似されない準備ができているかが重要。そうした視点に気づきを与えるような助言があるとよい。 ➢ 中小企業等外国出願支援事業など、年度の早い段階で募集・締め切られる事業について、募集時期に合わせてタイミング良く出願できるものはそうそうない。中小企業は経費を可能なかぎり節約したいが、補助制度の時期にあわせて申請準備を行っていくのは本末転倒ではないか。年度跨ぎの予算執行が難しいのは理解しているが、募集時期を限らずに応募できる制度としてもらいたい。 ➢ 国際出願において、パリ条約ルートは利点があるものの、複数様式を短期間で用意するなどハードルが高い。中小企業からみると、PCT 出願の方が取り組みやすい。また、PCT 出願を通じて、国際調査報告が得られることから、PCT 出願を希望する技術者がいる。世界統一特許などの制度がない以上、費用面を考えると中小企業は主要国の一部しか出願できない。できるだけ権利を保護するためには、PCT 出願に対する費用面での負担が低減されると良い。 ➢ 中国で製造される模造品は、当社設計者が一見しただけでも分からないようなものが出回っている。ケーブルのカバーに当社ブランドを印刷するなど、対策を

	行っているが、焼け石に水で効果がない。中国で外国企業が現地企業を訴えてもほとんど敗訴する。当社は中国で意匠の権利化を行っていないため、現地企業への対抗手段がないため、何らかの支援が求められる。 ➢ 若い中小企業経営者に対する国からの支援がなさすぎる。 ➢ 光る中小企業に対する集中的な支援により早期に成長を促すような制度があってもよい。中小企業を広くあまねく底上げしていくという政策から脱却していく必要がある。 ➢ 国等の支援施策・事業の使い方を教えてくれる人が必要である。情報を得た後に行動ができていない層が多い。 ➢ 助言は、専門家からのものである必要もない。制度利用の申請時にそうしたことを記述させることで、改めて自分自身の足元を見ることにつながり、再整理できれば良い機会となろう。 ➢ 先行技術調査を依頼した際、当社社員の調査結果の方が優れていたことがあり、現在は専門としている弁理士と契約し、先行技術調査をお願いしている。対象分野に依るものではあるが、少なくとも知財を専門とする支援機関であるならば、当社社員よりもスキルを磨いてほしい。 ➢ 広報の記載順が権利者、代理人、発明者に変わった。代理人の数が多いと、発明者の名前が次ページに記載され、発明者は残念な気持ちになってしまう。できれば発明者が最初のページに記載されるような掲載順としてほしい。 ➢ 企業活動だけでなく、TV ドラマをはじめ、近年、様々な場面で特許、知的財産という言葉が取り上げられるようになっている。以前の工業所有権、産業財産権といった呼び方よりも知的財産の方が親しみやすく、一般化しているのではないか。

その他　中小企業等の支援に関わる後進に対するエール・助言について

①　知的財産を担う人材としての心構え・モチベーションほか

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 中小企業と同じ目線に立つことが重要。 ➢ 中小企業は特許の効果が大企業よりダイレクトに影響する。知財を取得するのではなくて、ビジネスで活用することを支援するという考えが必要。 ➢ 知財を扱う方に対してメリット・デメリットを理解させること（知財専門家の存在を理解させること）が重要。 ➢ 支援経験が増えることでつい目線が高くなり、より高度な提案が必要と考えてしまう。逆であり、シンプルにその企業の立ち位置を捉えた促し・気づきの提供が重要。
特許庁 OB	➢ 「肯定すること」から考えることが重要。つい「否定・拒絶」から考えてしまう。まず、理解・許容・承認する視点で企業ニーズを捉え、施策を考えていくことが重要。 ➢ 「継続すること」を強く意識してもらいたい。特許庁職員においては、知的財産に関する活動を継続することの重要性を周知することをまず意識してもらいたい。地域における認知は高まっているとはいえ、まだまだ未熟な段階である。 ➢ これから知財の取り組もうとする地域・中小企業に対する経済的・人材面の支援制度の啓発は不可欠である。 ➢ 大企業の保有知財を活用する取組を行っている。経営トップによるセールス活動を行い、即断即決で知財活用を促していく仕組みとなっており、活発な動きとなっている。 ➢ 産業財産権専門官について、現状企業を訪問して知財制度の周知等を行っているが、もっと窓口支援担当者がそうした周知等を担うことも考えられる。その際、上手に支援ニーズを聞き出すことが重要であり、知財経営の視点からニーズを聞き出せることが重要。 ➢ AI、IoT について、特許庁としての体制も重要となるが、先導役となる専門家を確保できるかが気になる。必ず知財面の支援が必要となる分野であり、そうした懸念・課題を指摘できる専門家の確保も必要となろう。
中小企業	➢ 担当者が現場の声を丁寧に拾っていくべき。巡回特許庁のような取組を進め、担当者が地域に入っていくことが重要である。 ➢ ハーグ協定に基づく意匠権の国際出願に早い段階で特許事務所に相談したが、対応準備ができていないため、しばらく待ってほしい旨を伝えられた。国際協定を結んでも、国内の体制が整わなければ意味がないので、協議と平行して体制整備を進めてほしい。

② 中小企業等を支援する人材としての心構え・モチベーションほか

	要旨
有識者（大学教授・実務専門家）	➢ 中小企業支援は手間のかかる取組であり、100 社あれば、100 通りのプロセスを経ることになる。また、権利者としての発言と提訴された者との間で捉え方が 180 度変わるため、そうした現状を理解することが重要。根気、忍耐も必要。 ➢ 知財どころではない中小企業が多いが、やる気のある企業を引き上げることを考えるべきである。中小企業の場合はまずは経営者がやる気がないと知財に取り組むことは難しい。 ➢ 地方の場合は行政が支援施策を用意して待っていてもだめなので、積極的な啓発活動が必要である。東京とは温度差が違う。地方でも盛り上げる気運を高めることが必要。 ➢ 予防の視点から知財の有用性・キキメを説明していくことが今後重要。 ➢ 企業と共に成長していく意識が重要。企業が抱える課題は千差万別で、その解決に向けたアプローチも様々であることを意識することが大切。 ➢ 企業目線で支援をすること。計画性と適宜更新していく柔軟性が必要であり、そうした視点で支援していくことが重要だと理解してもらいたい。 ➢ 大企業出身者は中小企業のビジネスや大学のことを知らないので中小企業をうまく支援できない。中小企業をサポートする人材に共通する知識を与えて底上げをする必要がある。 ➢ 初歩段階で対応するべきことは共通しており、その部分を着実に解決していくことがその後につながると意識。 ➢ 支援経験が増えることでつい目線が高くなり、より高度な提案が必要と考えてしまう。逆であり、シンプルにその企業の立ち位置を捉えた促し・気づきの提供が重要。 ➢ 若手弁理士に対して、なるべく多くの引き出しとネットワークを獲得し、迅速に対応していくことが求められることを伝え、そうした修学・経験の場を積極活用することが重要。 ➢ 現在弁理士会で知財コンサルタントの育成を進めているが、知財というと中小企業は引いてしまう。育成するためには、まずは中小企業の特性等を教える。知識ベースの話だけでは不十分であり、経営に関する知識を使うためには実践トレーニングをやらないと頭が働かないので、ケース教材を使って教える。週１回来てもらって集合研修するスタイルは成立すると思う。
特許庁 OB	➢ 全てを支援していくことは難しい。細分化して絞り込みを図ることが必要。中小企業に対する支援は、オーダーメイド型での対応が結果成果を測るにも適していると考える。細分化して成果を捉えることが必要となってくる。

	➢ 中小企業向け海外出願支援施策のように、時代の要請に応えていくことが重要。 ➢ 外部の専門家等とともに、地域・中小企業の生の声に触れ、求められる施策・事業を検討していくことは施策推進を担う特許庁職員に求められる視点となる。 ➢ 中小企業の成長の過程や段階に応じた支援制度の活用についてヒントを与え、導くことができる存在となってもらいたい。 ➢ 専門家活用について、弁理士のみならず、弁護士の活用も拡大していることは事実であろう。弁護士知財ネットの活動を通じて、地域での取組が活性化したり、若い手人材が公的事業に参加する道筋となったりと、成果もあがっている。

３． 委員会による検討

（１） 委員会　開催概要

図表 Ⅳ-3 ：委員開催概要

第１回	日時：平成 30 年 11 月 26 日（月）15：00～17：00 場所：JT ビル 17 階　第 2 共用会議室 次第： １．主催者挨拶 ２．委員紹介（自己紹介） ３．本事業の概要 ４．各調査の進め方について（説明、質疑） （１）統計分析について （２）支援施策史編纂について （３）アンケート調査について（集中討議） ５．自由討議 ６．閉会
第２回	日時：平成 30 年 11 月 26 日（月）15：00～17：00 場所：JT ビル 17 階　第 2 共用会議室 次第： １．開会 ２．各調査の進捗について（報告、質疑） （１）アンケート調査について（速報） （２）支援施策史編纂について ３．自由討議 ４．閉会
第３回	日時：平成 31 年 2 月 8 日（金）16:00～18:00 場所：JT ビル 17 階　第 2 共用会議室 次第： １．開会 ２．各調査の進捗について（報告、質疑） （１）アンケート調査について（最終報告） （２）中小企業実態基本調査等による比較分析について （３）支援施策史編纂・全体とりまとめについて ３．閉会

図表 Ⅳ-4 :委員名簿

明治大学専門職大学院　法務研究科長・教授　【委員長】	高倉　成男
弁護士法人 内田・鮫島法律事務所　弁護士・弁理士	鮫島　正洋
インクタンク・ジャパン株式会社　代表取締役社長	塚越　雅信
株式会社サーチアンドスペックス　代表取締役	籔田　安之
独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部　イノベーションナビゲーター	渡部　寿彦

（敬称略、五十音順）

（２） 委員会での指摘事項

① アンケート調査について

- 特許庁施策の満足度は高いが、認知度は低い。知財について認識し、支援施策を活用していただくことがまずは重要ではないか。
- 知財活用の裾野拡大に向けた施策は不可欠と考える。

② 統計データ分析調査について

- 統計データに見る中小企業における特許・商標出願の増加傾向は、脱下請けを目指す中小企業の新ビジネス指向の結果ではないか。
- そうした現状について情報を整理し、もっと発信するべき。
- また、ものづくり企業における利益率（個社値）の低下は、新ビジネスを創出する状況での研究開発投資の増加、または、安定した利益が得られない新ビジネス創出期にいる企業が一定数存在するからではないか。そうした背景を理解するべき。

③ 施策史編纂等について

- 施策史編纂を通じて、支援施策を振り返りつつ、地域・中小企業における知財活用の経緯を整理できたことは意義があろう。
- 我が国の地域・中小企業施策は、他国には見られない特長的な取組である。他国からベンチマークされていることをもっと意識するべきである。
- 地域・中小企業に対する総合的な支援（基盤的な支援）と成長可能性の高い企業・分野への資源集中型の支援を組み合わせ施策効果の最大化を図っていくことが重要となる。
- その際、多様な支援機関の連携・強力による支援が重要となってくる。

- 地域・中小企業に寄り添う、専門家人材の活躍が重要となる。複数の専門家による支援体制は、企業の変化・成長のみならず、専門家人材本人の変化・成長も期待できる。
- より効果的な手法で継続し、諸外国にも良い手本としてアピールすべきではないか。
- また、施策を活用しつつ知的財産経営を独自に実践してきた企業等に対するフォローアップ調査を実施して、実践企業におけるプロセスを把握、事例情報として発信していくことは、実践メリットを伝え理解増進を図るうえで大変有用である。

（３） 地域・中小企業等の知的財産活用に支援施策史の作成について

① 施策史作成にあたって

支援施策史編纂の目的としては、地域・中小企業における支援ニーズやそれに応えるべく実施された支援施策の変遷を整理し、施策発展の経緯を理解できるようにすることを施策史編纂の第一の目的とした。

また、有識者（学識者や知財専門家等）や施策利用者である中小企業（経営者や知的財産担当者）に対するインタビューや、調査委員会（後述）での議論の結果等を踏まえつつ、あらたな時代を迎えるにあたり特許庁が今後も注力して取り組んでいく支援テーマ（取組課題）をとりまとめ、今後の施策検討時の参考資料として活用していくことも施策史編纂の目的の一つとした。

なお、こうした経緯を理解することは、2019 年 5 月より始まる新元号の時代における中小企業・小規模事業者等に対する知的財産活用支援施策を検討するうえでも有用な資料になるとの指摘を委員会でも得ている。

② 施策史作成の方針について

平成時代の 30 年間は、政府・地方自治体を問わず、地域・中小企業支援施策に大きな進展が見られた時代と考えられる。そのなかで、特許庁等が取り組んだ知的財産に関連する地域・中小企業向け支援施策（知的財産活用支援施策）は、中小企業の発展を促し、地域の活性化に寄与するべく展開され、また、各種施策の成果に基づく新たな視点の施策の積み上げが行われ重層な支援体系が構築されてきた。

地域・中小企業向け知的財産活用支援施策史では、平成時代の 30 年間で特許庁等が取り組んだ地域・中小企業支援施策を時系列で整理した。関連する社会・経済の特長的な出来事などの関係に鑑みつつ、特定のテーマ、分野に偏りが生じないよう、中立的かつ俯瞰的な視点から整理することに努めた。

図表 Ⅳ-5 ：施策史目次

【目次】

始めに　地域・中小企業に対する支援施策史編纂にあたって
　本資料作成の背景と目的　と　全体構成
本編　支援施策の変遷
第１章　平成以前の地域・中小企業支援施策
第２章　平成 30 年間の地域・中小企業支援施策
（１）黎明前　1989 年（平成元年）～1995 年（平成 7 年）
（２）黎明段階　1996 年（平成 8 年）～2001 年（平成 13 年）
（３）形成段階　2002 年（平成 14 年）～2006 年（平成 18 年）
（４）実践段階　2007 年（平成 19 年）～2010 年（平成 22 年）
（５）強化・拡充段階　2011 年（平成 23 年）～2018 年（平成 30 年）
第 3 章　おわりに
謝辞

４． 本章要約

平成以降を中心に、これまでに実施された特許庁の地域・中小企業における支援施策について、文献調査を行いとりまとめた。支援施策のユーザーや外部支援機関関係者（委員会委員含む）、当時の担当者である現職やOBへのインタビュー等を実施し、支援ニーズの変遷を含めた支援施策の変遷・施策史について調査・分析を行い、新たな時代に向けた施策の考え方について、施策史において整理した施策分類にてまとめを行った。

課題認識	① ヒアリング調査により得られた取組の方向・解決するべき課題を整理 ② 委員会により指摘された取組の方向。解決するべき課題を整理 ③ 地域・中小企業向け知的財産活用支援施策史を作成
課題解決のヒント（委員会での議論より）	上記①②③を踏まえ得られた施策検討のキーワード ⇒ 下表参照 （委員会での提案をもとに整理）
今後に向けて	これまでの施策をふまえ、共有するべき課題を委員会からの提言として総括 ⇒ Ⅴ 総括 参照

（１） 課題解決に対するヒント（有識者等からの示唆・指摘より）

① 有識者からのコメント

〇現状に対する評価

- 平成30年間の中小企業支援施策は、特許流通促進事業、中小企業知的財産戦略支援事業、知財総合支援窓口事業を経てスタートアップ支援へと展開。幅広い支援ニーズに対応できている。
- 中小企業の知的財産に対する意識は、10 年前と比較しても、前向きさは格段に高まり、当然のように取り組む企業が増えている。こうした意識転換が図られたことが、平成時代の中小企業支援施策の成果の１つとなろう。
- ただし、全く認知していない、理解していない中小企業の方が多いことは事実で、継続した啓発が必要なことも現実である。知財対応ができていない企業は、まずは意識を高めることから始めており、意識転換が最初の解決課題となる。
- 一旦知財に関心をもった人に情報提供をすることは良い施策であるが、中小企業が知財に関心をもってくるまでのきっかけづくりについては未だやることがあると感じている。
- 知財目線ではなく、企業目線で中小企業等が抱えている課題と向き合い、一緒に成長・発展してきた経緯があり、そうした思想は今後も継続していくべき。地域目線も重要。自治

体との連携を再構築する時期にある。
- 専門家活用について、次代を支える若手の知財支援人材を生み出していく場が必要となる。

〇今後に対する期待（取組の方向・解決するべき課題）
- 中小企業向け支援が本格化して約 20 年、一定の成果を挙げてきたと捉えるが、企業成長を継続して支援する施策と、新規創業を目指す企業に対する支援施策のバランスが重要と考える。
- 知的財産権を考えるときに、工業所有権４法だけではなく、営業秘密・著作権・データ等をスコープに入れるべき時代が来たと思う。情報がいまや財産になるという考え方から、「情報財」という考えが大切だと思う。
- 情報に触れることができた層が、その後、制度活用の有用性を理解し、どのような方法が選択できるのかを理解して、各種支援制度にたどり着けるかが重要であり、課題でもある。施策活用企業の、活用後の変化を捉えることも重要。新規層と実践層の階層別で支援施策の構成を考える時期であり、階層別で支援施策の構成を考える時期にある。
- 政策の力点としては、中小企業の知財コストを下げることが重要。ベンチャー支援策はいろんな施策があるが、それらと組み合わせて、一連のビジネスの中に知財を位置付けるようにすることが重要。
- 知財活動を積極的に進める経営者や関係者が一同に集まり、意見交換を行う機会があるとよい。「知財経営サミット」などと称して、そこに集まることが名誉である雰囲気をつくりつつ、定例化していくことが効果的だろう。海外展開等の個別テーマで開催（例：分科会）してもよい。経営者相互の互学互習の場は喜ばれると思料する。
- 知財金融について、金融機関起点での支援であることを意識することが重要。知財起点とすると金融機関に刺さらないものとなってしまう可能性が高い。
- 弁理士やアドバイザーなど中小企業をサポートする人材を教育するプログラムを大学が開発することも有用（知財専門家のリカレント教育として）。財務会計、企業戦略をひととおり勉強して、ビジネス支援のサポーターにする。弁理士で成功している人はビジネスのアドバイスをしておりロールモデル化してそれを広めていくことは有用。
- 縦割りではなく、知財を横軸に各省庁・支援機関が持つ支援資源をつなぎ合わせて支援サービスが提供されていくことが重要。また、担当者個人ではなく、組織として継承されることが重要。普及支援課が中小企業の知財支援の先導を担うことに期待。
- データ活用に向けた既支援企業の変化をフォローアップすることは、短期的な結果だけではなく、中長期的な成果を獲得しているかを含め把握する必要があろう。新たな元号となるタイミングで再考することも有意ではないか。
- 中小企業支援に関する思想の軸を今一度確認し、会社起点か、知財起点か、絶対に外さないようにしておくべき。企業目線で支援をすること。計画性と適宜更新していく柔軟性が必要であり、そうした視点で支援していくことが重要。

② 利用者（地域・中小企業）からのコメント

〇現状に対する評価

- 経営者は、自分のビジネスにおいて知的財産（権）がどの程度関係するのか常に意識し、説明できることが重要。
- 定量的に捉えられなくてもよい。社員全員が知財を意識できていることは新たな知財シーズを生み出す可能性を持っていることを伝えることが重要。
- 自身の知財に対する失敗などから、儲けにつながらない技術・知財権は無用と判断するようになり、他方、自社の儲けにつながる知財権と判断できるものは、防衛目的の兼ね必ず権利化することとした。そうした判断に支援制度がきっかけとなる場合があろう。
- 知財戦略は、技術の防衛という視点よりも、自社ビジネスの維持・長期実施のための防衛の側面が強い。オープン・クローズ戦略を明確にし、大手からの圧力にも屈しなかった。この経験から、自社単独での生産性増強に一定の目安を儲け、他者に対するライセンス供与（協業）によるフランチャイズ事業化へと展開させていった。
- 年間の知財権維持経費が膨大となることから、減免・補助制度は必ず活用するようにしている。中小企業に取って有用な支援であり、今後も活用してきたいと考える。

〇今後に対する期待（取組の方向・解決するべき課題）

- 控除・助成は大変有用であり、効果的な支援施策である。ただし、中小企業における権利化において、投資であり、他者に真似されない準備ができているかが重要。そうした視点に気づきを与えるような助言があるとよい。
- 企業が抱える課題と知財が連動していることをもっと知らしめるべき。
- 支援を受ける側のモチベーションとして、補助金で釣るのではなく、何らかの宿題が専門家から提示されてこれをこなすようなやり方となっているのが良い。継続性を意識した支援サービスが望ましい。
- 中小企業にとって、自分自身の武器をつくる、鍛え磨く機会を提供するような支援施策に期待する。その手段として専門家や知恵者の助言を参考とすることは有用。
- 大手・大企業は知財対応がしっかりできている中小企業とは対等につきあおうとしてくれる。その理由は、半端な接触は、翻って自社の不利益・リスクにつながることを知っているから。自社の信頼既存につながる行為は控えることから、対等な関係構築に知財が機能する。こうした効果も発信していくとよいだろう。
- 計画を立てて満足ではなく、その後その計画がどのように展開していったのかモニターすべき。
- 若い中小企業経営者に対する国からの支援がなさすぎる。
- 光る中小企業に対する集中的な支援により早期に成長を促すような制度があってもよい。中小企業を広くあまねく底上げしていくという政策から脱却していく必要がある。
- 国等の支援施策・事業の使い方を教えてくれる人が必要である。情報を得た後に行動ができていない層が多い。助言は、専門家からのものである必要もない。制度利用の申請時

にそうしたことを記述させることで、改めて自分自身の足元を見ることにつながり、再整理できれば良い機会となろう。
- 制度活用における手間を抑えることは必須。手間をかけられない実態についてもっと意識した支援施策の制度設計を進めてもらいたい。

③ 特許庁歴代担当者からのコメント

○現状に対する評価
- 特許庁が地域・中小企業支援に取り組むようになって約 20 年が経過し、成果が上がっている部分もある。しかし、もっと踏み込んだ支援ができるはず。
- 限られた資源を効果的に活用していく意識が重要。試行錯誤することをためらわないことである。また、中長期的にモニタリングしていくことが重要である（これまではできていなかった)。
- 知財戦略企業事例集を編集するなかで、これまで掲載されてきた企業の現状について情報収集して分析を試みることも検討してはどうか。裾野部分と競争力の高い企業との間に位置する中間層の扱いが課題として大きくなってくる。二極化のなか、取り残される層が増えていくことについて目を向けることが必要。

○今後に対する期待（取組の方向・解決するべき課題）
- 特許庁としての中小企業支援の基本方針や戦略について、ぶれずに継続していくことが重要。支援先企業における知財サイクルを創出・継続させていくことは、手数料を頂戴する特許庁のビジネスモデルとすれば必要不可欠となる。
- 歳入と歳出のバランスを鑑みつつ、今一度足下を見直す時期にもあるのかもしれない。トップ層に対するインプットを含め、特許庁という組織の経営的な面について理解を高めてもらうことが重要。
- 下請け企業の胆力が高まることや、自立的な経営につながる筋肉質な体質への転換は取引する大企業も期待するところである。こうした成果につながることを想定し、今後の中小企業支援施策を検討していくことが重要。
- 支援を行った企業をフォローアップしていくことが重要。こうした蓄積がこれまでの特許庁にはなかった。中小企業の変化の要因を分析して、以降の施策立案や事業仕様の検討に活かしていくことが重要。結果ではなく、経過を見せることが重要。事例集よりも手順が整理されていることが使い勝手が良いし、中小企業側の理解も高まると期待。
- 今後の課題としては、①ベンチャー支援、②普及活動、③地方自治体の関与拡大、また、一定の展開は実現できているが、④海外係争対応に対する支援。を充実させていくこと。裾野の拡大を継続すること。1 つは、競争力の高い企業を生み・育てることとも換言ができよう。
- 支援先企業の掘り起こしについて、特許庁が蓄積する各種データを活用することももっと検討するべき。地域の産業特性との関係から、支援ニーズが内在するエリアと位置づけて

集中的な周知を行うこともできよう。地域分析に資するデータを特許庁として準備していくことが必要となる。

- 対象企業を拡大させることは今後検討していく事項となろう。スタートアップ支援が始まっているが、例えば、中堅企業へのにじみ出しは、一朝一夕ではない、戦略的な視点でのシナリオ検討・深耕が必要となろう。
- 支援の成果は、即時的なものではないと捉え、継続していくことが重要。継続させていくために、支援対象を小さくセグメント化し、ニーズに則した支援を提供していくことは有用と考える。
- 知的財産経営プランニングブックなどのマニュアル類について、実支援から得られた知見をもとにまとめられた良書だと思うが、これを読んで実践できる中小企業は極めて少数。幾分レベルを落とした視点から企業への影響を把握して、簡易版として改訂してみることも一考するべきではないか。
- 自治体との連携について、自治体も人材が不足しており、知的財産施策を担う人材が確保できないため、施策実践に至れない実情に着目するべき。地域課題として再認識してもらい、各地域での課題解決に地域資源を投入していく機運を盛り上げていくことが必要となる。
- 支援する側においても、窓口支援担当者や窓口に配置されている専門家において、まだまだ能動的に支援を行い、中小企業のなかでいまだに残る専門家活用に対する意識差を解消していくことが今後も必要となろう。
- 知財人材の育成において、OB 人材の活用も今後の検討事項となろう。企業での知財活動を経験した人材や地域・中小企業に対する支援の経験を持つ人材が増えてくることを鑑み、そうした人材の活用の場を創出していく（し続けていく）ことも視点となろう。
- 特許庁が中小企業支援にあてることが可能な資源は非常に小さいということを意識して、他省庁との連携を上手に企画していく視点も重要。

④ 委員からのコメントおよび委員会での討議結果より

- アンケート調査結果より、特許庁施策の満足度は高いが、認知度は低い。知財について認識し、支援を活用していただくことが重要ではないか。知財活用の裾野拡大に向けた施策は不可欠と考える。
- 統計データに見る中小企業における特許・商標出願の増加傾向は、脱下請けを目指す中小企業の新ビジネス指向の結果ではないか。そうした現状について情報を整理し、もっと発信するべき。
- また、ものづくり企業における利益率（個社値）の低下は、新ビジネスを創出する状況での研究開発投資の増加、または、安定した利益が得られない新ビジネス創出期にいる企業が一定数存在するからではないか。そうした背景を理解するべき。
- 施策史編纂を通じて、支援施策を振り返りつつ、地域・中小企業における知財活用の経緯を整理できたことは意義があろう。我が国の地域・中小企業施策は、他国には見られない

特長的な取組である。他国からベンチマークされていることをもっと意識するべきである。

- 地域・中小企業に対する総合的な支援（基盤的な支援）と成長可能性の高い企業・分野への資源集中型の支援を組み合わせ施策効果の最大化を図っていくことが重要となる。その際、多様な支援機関の連携・強力による支援が重要となってくる。
- 地域・中小企業に寄り添う、専門家人材の活躍が重要となる。複数の専門家による支援体制は、企業の変化・成長のみならず、専門家人材本人の変化・成長も期待できる。
- より効果的な手法で継続し、諸外国にも良い手本としてアピールすべきではないか。また、施策を活用しつつ知的財産経営を独自に実践してきた企業等に対するフォローアップ調査を実施して、実践企業におけるプロセスを把握、事例情報として発信していくことは、実践メリットを伝え理解増進を図るうえで大変有用である。

（２） 分野別　施策野考え方

新たな時代に向けた施策の考え方について、施策史において整理した施策分類にてまとめを行った。共通する指摘等については、「共通」において整理している。

図表 Ⅳ-6 ：施策の考え方（まとめ）

施策分類	施策の考え方
共通	・ ぶれないこと・継続すること（先進的な施策を継続して実施してきたことを評価し、一層の進展を目指していく） ・ 「基盤的な施策」と「企業成長を促す施策」を両輪で実施（ ダブルトラック の発想） ・ ターゲットの明確化（例：若手経営者育成の視点、IoT・AI などのテーマを絞った重点化の視点）
① 情報発信（情報提供・普及啓発）	・ 過程、結果、成果を整理して発信する ・ 海外知財庁への発信により日本特許庁の存在感を高める ・ 実践している層と未実施層の差異は今後大きくなる
② 組織・体制構築	・ これまでのネットワーク充実を評価し、機関連携の一層の充実を図る（ バトンゾーン の発想）
③ 診断・指導	・ 知財経営の実践層を生み出したことが成果 ・ 企業成長プロセスに着目（経営目線の支援） ・ 成長課程に沿って選択できる支援施策メニューの充実
④ 人材育成	・ 次世代育成の視点（専門家を含む人材育成） ・ 専門家の強化(スキル、ネットワークの拡充、チーム制による支援) ・ 施策活用指南人材の強化（施策利用促進に向けた普及啓発を担う）
⑤ 経済的支援	・ 減免や補助は可能か限り継続
⑥ 規制等	・ 必要に応じた緩和を継続
⑦ 実施体制	・ 普及支援課を中心とした施策推進体制を維持

Ⅴ. 総括

１． とりまとめにあたって

上記Ⅱ．～Ⅳ．の調査結果の整理・分析を行い、中小企業・小規模事業者の知的財産活動の現状及び課題について、業種別・企業規模別・地域別等の観点も含め、定量的かつ定性的に総括するとともに、中小企業・小規模事業者の知的財産活動を促進する支援の方向性を検討するための資料を作成した。

２． 各種調査の課題分析

（１） 中小企業全般における知的財産活動に関する調査

特許庁「知的財産活動調査報告書」及び中小企業庁「中小企業実態基本調査」等による既調査結果を用い、業種別、企業規模別、地域別等の観点により、知財保有の有無による中小企業を比較・分析を行った。

① 知財活用に対する理解増進につながる施策の充実を図る

中小企業における知財活動は緩やかな進展を見せているが、中小企業数からみて、一層の加速が必要である。この現状からみて、知的財産に対する認識や権利活用の利点について、これまでには無い理解増進施策が重要となる。

今後の施策において、知財活用の利点や必要性について理解を着実に高めることが重要となる。

図表 Ⅴ-1 ：特許出願企業数推移（企業規模別）[82]

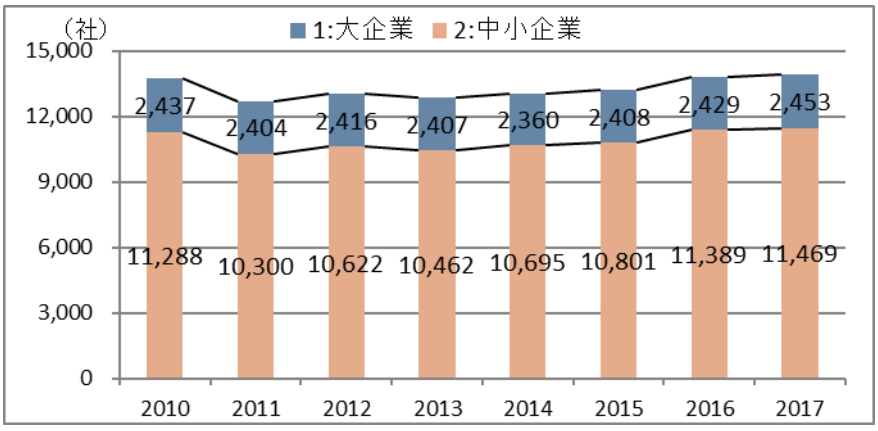

[82] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 V-2 ：商標出願企業数（企業規模別）[83]

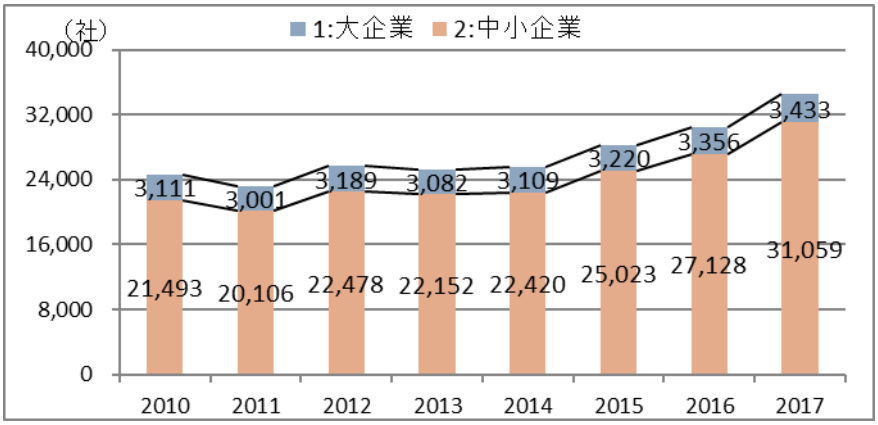

- 特許出願企業数は増加傾向にある。
- 商標出願企業数は中小企業の伸び率が直近 3 年で大幅に増加している。
- したがって、知財活用の一側面ではあるが、知財活動に緩やかな進展が見られると言える。

② 支援対象企業の属性に沿った施策の充実を図る

中小企業における知財活動は、業種や企業規模等により差異（バラツキ）が見られる。自分自身の経営課題として知財面の課題に取り組むにあたり、自社に適する具体的なゴールをイメージすることが重要となる（例、自社利益への影響、外部専門家活用による取組）。

今後の施策において、自社の特性に応じて適切な知財戦略を選択することについて理解を高めることが重要となる。

[83] 特許庁「中小企業産業財産権関係統計データ」再編加工

図表 V-3 ：中小企業における特許権の使用割合[84]

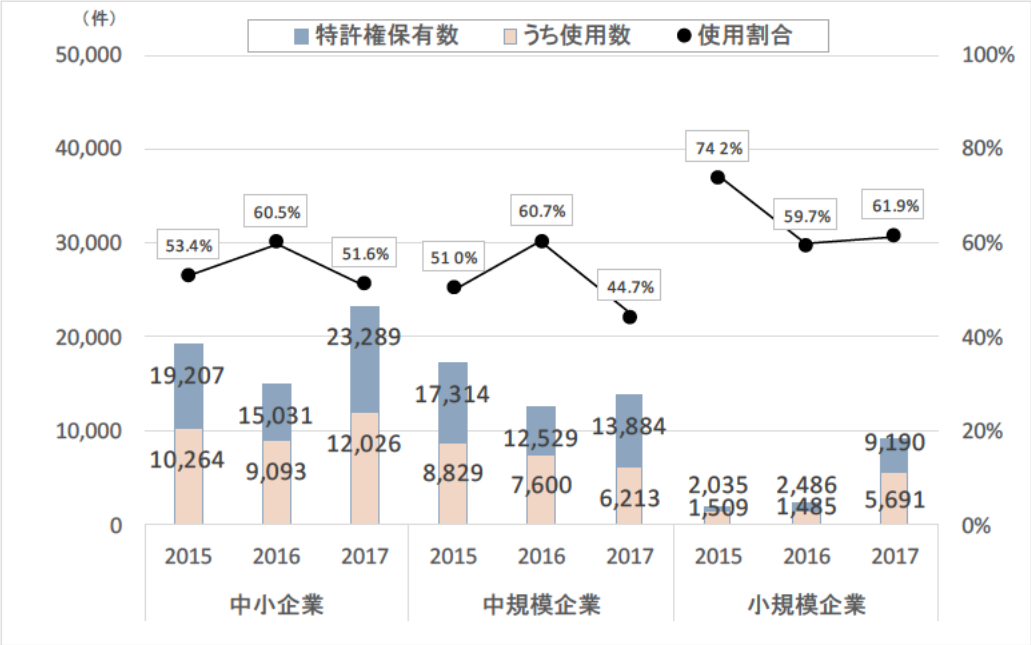

図表 V-4 ：特許庁調査 業種別特許権使用の割合[85]

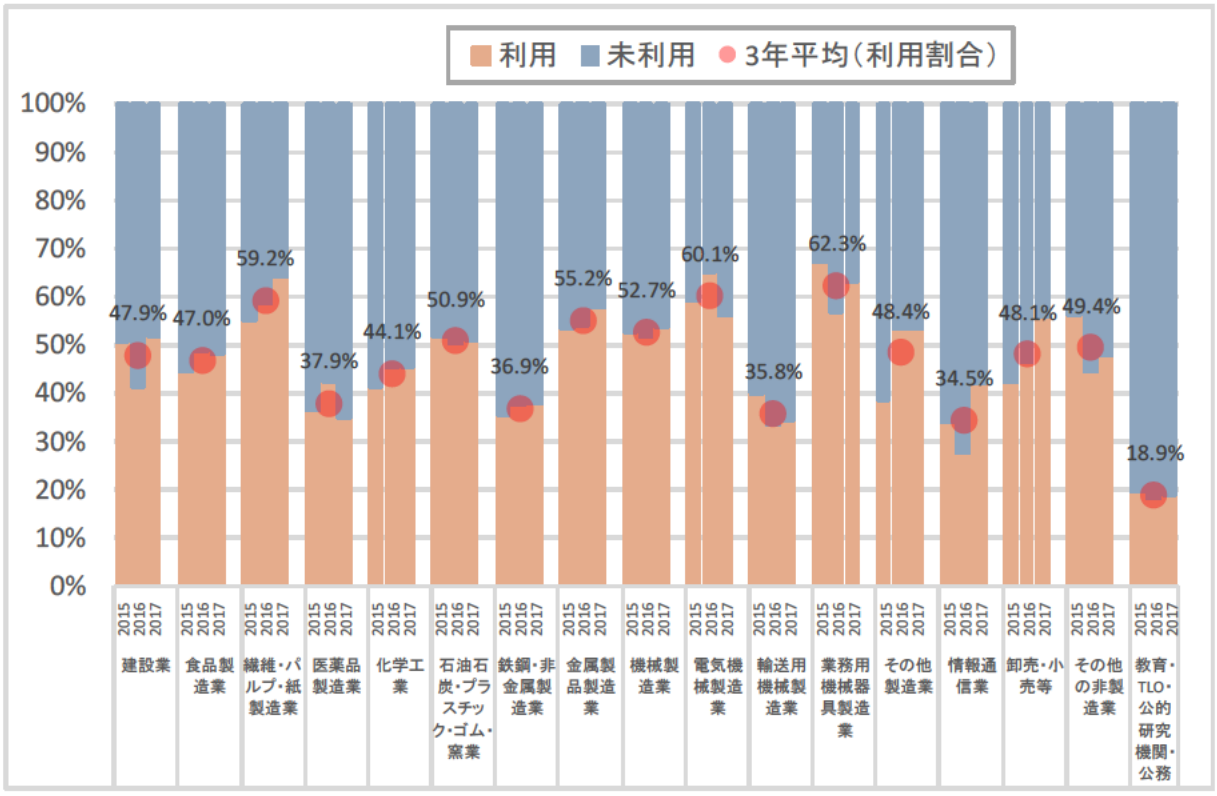

[84] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果より抽出。
[85] 特許庁「平成27年知的財産活動調査結果の概要」より抽出

- 特許を使用している割合は小規模事業者の方が高く、知財を活かした事業を実施する傾向が中規模企業より強い。また、業種での傾向差も確認できる。
- 適切な知財戦略を採用できているか不明ではあるが、業種等による知財活用ニーズに違いがあるのではないか。

③ 成長過程を意識でき、自ら行動に移せるようきっかけをもたらす施策の充実を図る

中小企業において、知財を活用するなかで自身の成長を実感できることが、普及を加速させるうえでは有効である。

自分自身の経営課題を解決する過程で、自身の成長を「見える化」し社内で共有したり、社外の専門家を活用して解決を図っていく過程を「見える化」することは効果的である（例えば、企業規模を問わず利用有無が経営面に影響している）。

今後の施策において、知財の効用を理解して、今後必要となる取組を理解し計画的な行動を促すことが重要となる。

図表 V-5 ：特許権所有の有無･活用の有無と売上高営業利益率（中小企業[86]及び大企業[87]）

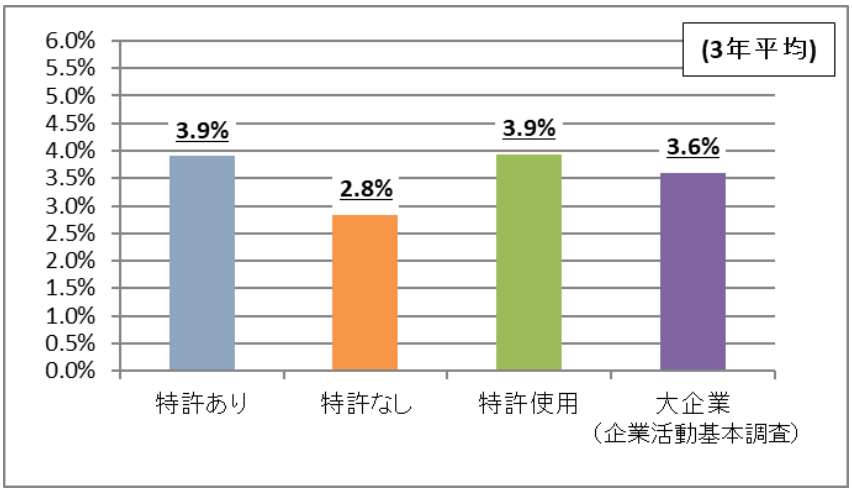

[86] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」結果を再編加工。
[87] 経済産業省「平成 27 年企業活動基本調査速報－平成27年度実績－付表 5」（2015 年）より大企業の数値を抽出

図表 V-6 ：特許権の有無と売上高研究開発費率(製造業･非製造業)[88]

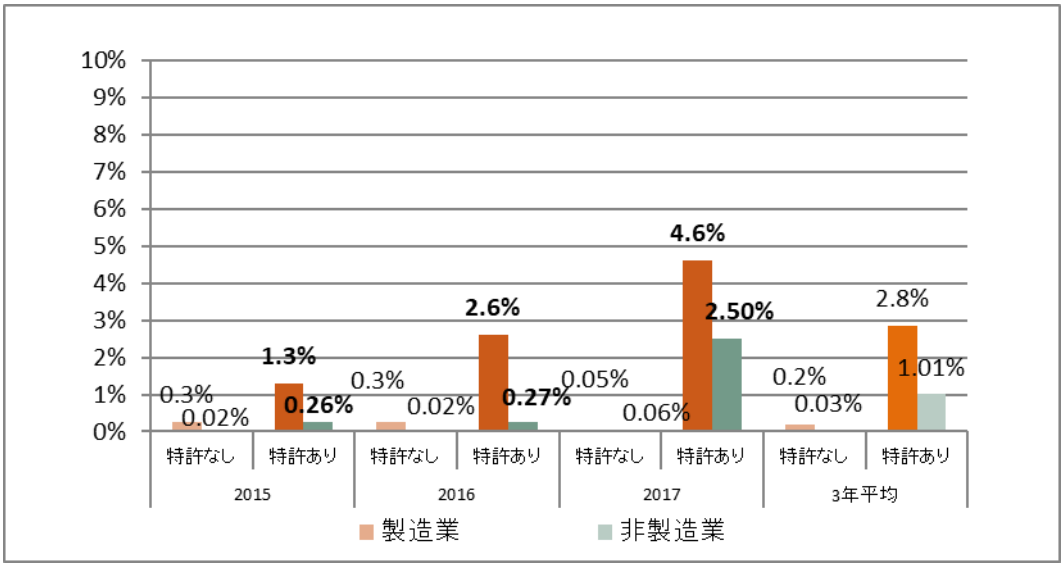

・ 直近 3 カ年の特許権の所有・使用の有無と業績との関係から、知財活動が業績に好影響をもたらしたり、知財を活かし将来への投資を可能としている中小企業の存在が推察される。 ・ これらを「知財がもたらす企業成長」の「見える化」と捉え、企業の行動意識につなげることは有効。

④ 調査結果まとめと施策検討のポイント

まとめ	・ 中小企業における特許等の出願数に増加傾向が見受けられるが、知財活用の利点や必要性について理解を着実に高める必要がある。 ・ 業種や企業規模等によって知財活用ニーズが異なるため、自社の特性に応じて適切な知財戦略を選択することについて理解を高めることを支援すべき。 ・ 知財活用の効果は実感しづらいという特性があるため、知財の効用を理解(見える化)して、計画的な行動を促すことが重要である。
施策検討のポイント	① 知財活用の効果を「見える化」して、その利点・必要性の認識向上を促進。 ② 業種・企業規模等に適した知財活用コンサルティングを強化し、その企業の特性に応じてカスタマイズされた知財戦略の導入を促す。

[88] 中小企業庁「中小企業実態基本調査」再編加工。

（２） 出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査

出願実績のある中小企業に対するアンケート調査により、中小企業の知的財産活動の実態に関する分析を行った。

① 支援事業の認知度

支援事業は、知財活用導入のきっかけになるため、施策認知度を高める取組の継続が必要である。

図表 V-7 ：特許庁支援事業の認知度

Q25 特許庁の支援施策について 以下 1～17 の施策について、それぞれ①認知度をお答えください。

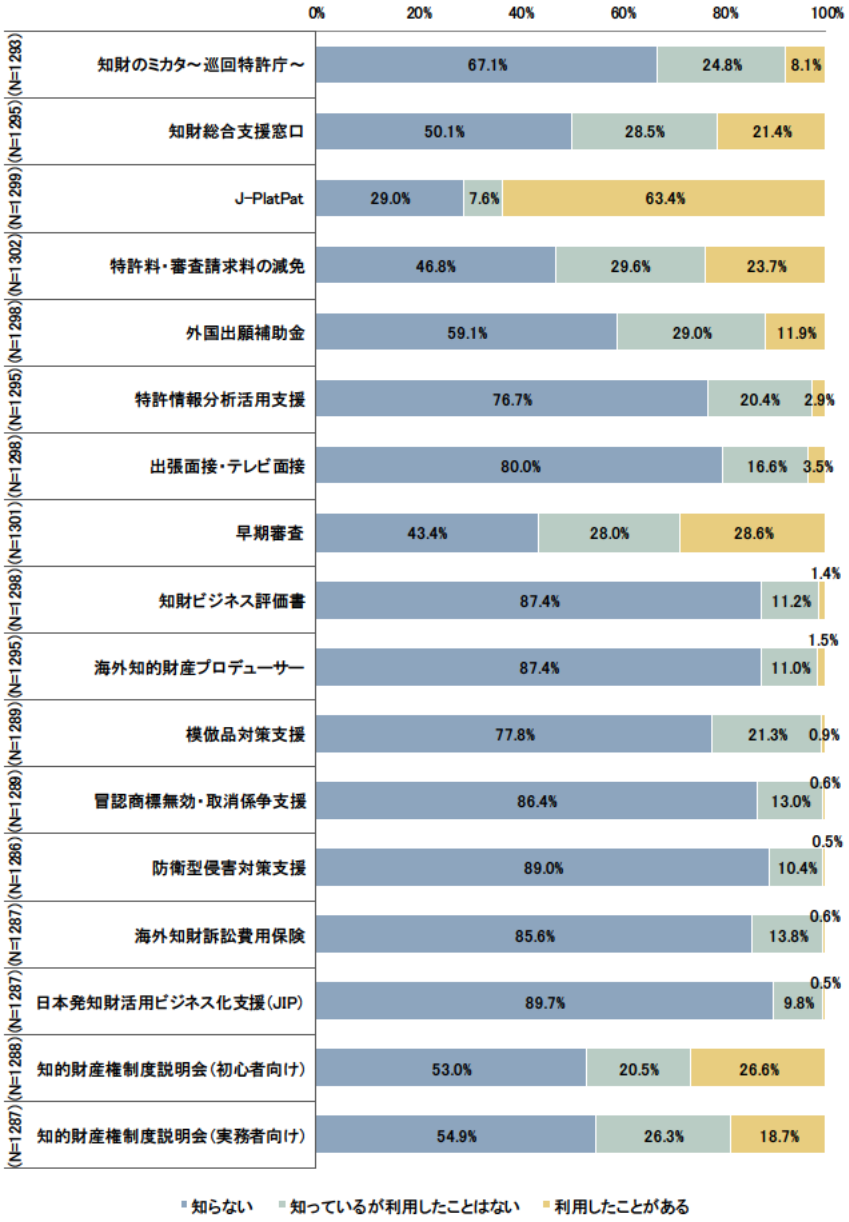

図表 V-8 ：満足度

Q25 特許庁の支援施策について 以下 1～17 の施策について、利用経験が有る施策については、②満足度をお答えください。（利用経験が無い場合は回答不要）

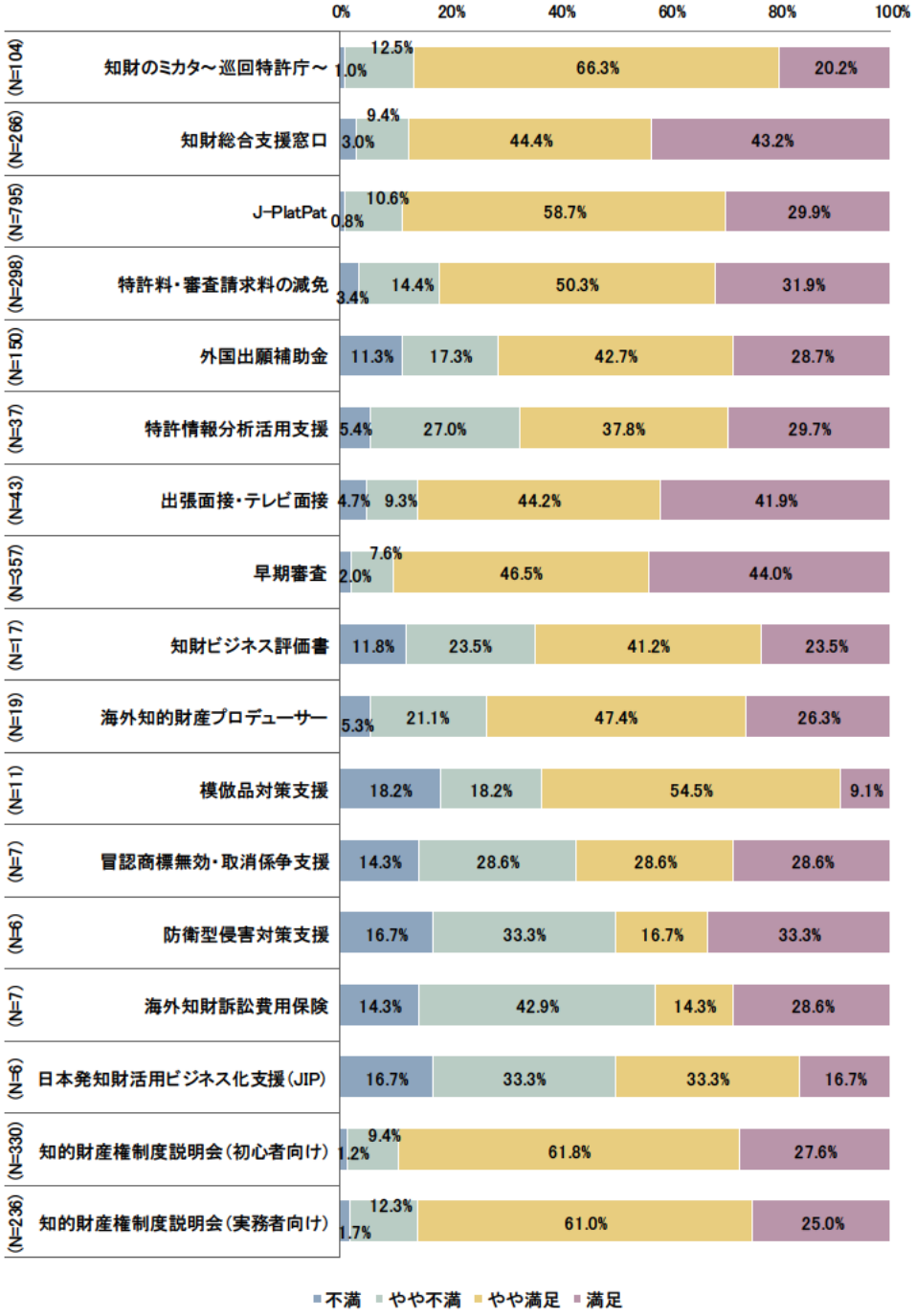

- 施策の利用率は、「J-PlatPat」は 63.4%、「早期審査」は 28.6%、「知的財産権制度説明会（初心者向け）」は 26.6%。「J-PlatPat」の利用の伸びは顕著、利用に至った経緯を分析することも重要。
- 一方、満足度は、早期審査や知財総合支援窓口、知財のミカタ～巡回特許庁～は９割

前後、出張面接・テレビ面接、なども８割を超えている。利用者ニーズに合う施策は満足度が高く現れていると言え、認知度を高めることで利用増が見込まれると考える。

②　知財経営の促進

「企業経営において知的財産活動を意識して実践している企業」の割合は 40.2%として多い。「知的財産活動を必要不可欠な活動」と位置づけることは、売上高への好影響が期待される。そこで、「意識して実践している」層をターゲットとして、もう一段のステップアップを図る施策は効果的と考える。

図表 V-9 ：企業経営と知的財産活動の関係性

Q13 貴社の知的財産活動全般について ①企業経営と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものはどれですか。（1つだけ）

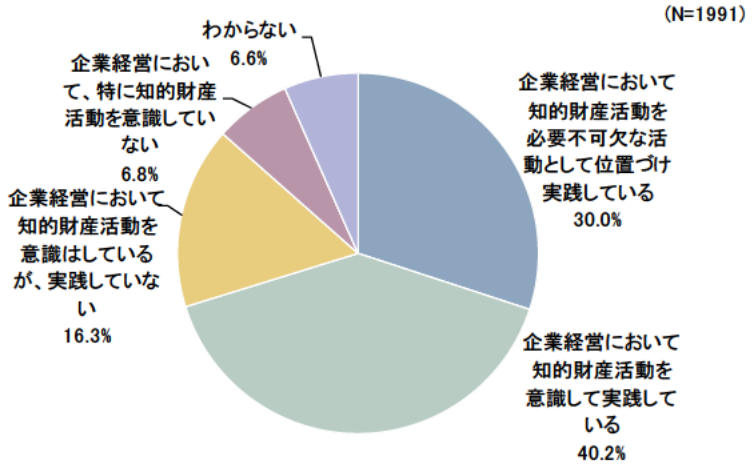

図表 V-10 ：企業経営における知財活動の位置づけと業績の関係
＜過去3年間の売上高の変化＞

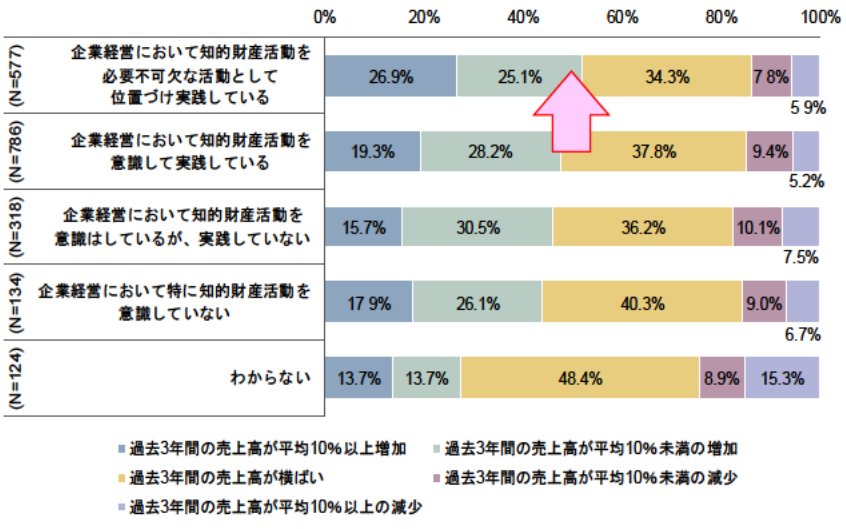

・　関心層をまずステップアップさせることが先決。後続に与えるインパクトは大きいと捉える。 ・　経営者には、業績堅調時での将来投資の重要性を強調することが重要。

③　技術移転・ライセンスの支援

中小企業ニーズを踏まえると、オープンイノベーション時代の担い手となる中小企業の新規ビジネスに対応した、技術移転、ライセンスに関わる知財支援施策について検討が必要となる。

図表 V-11 ：技術移転への関心の有無

Q9 技術移転について ②技術移転を受けることに関心はありますか。（1つだけ）

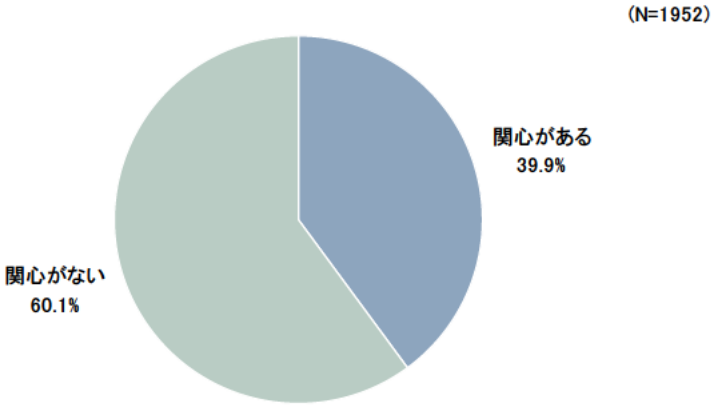

図表 V-12 ：ライセンス供与への関心の有無

Q10 ライセンスの供与について ①貴社の技術を他社にライセンスすることに関心はありますか。（1つだけ）

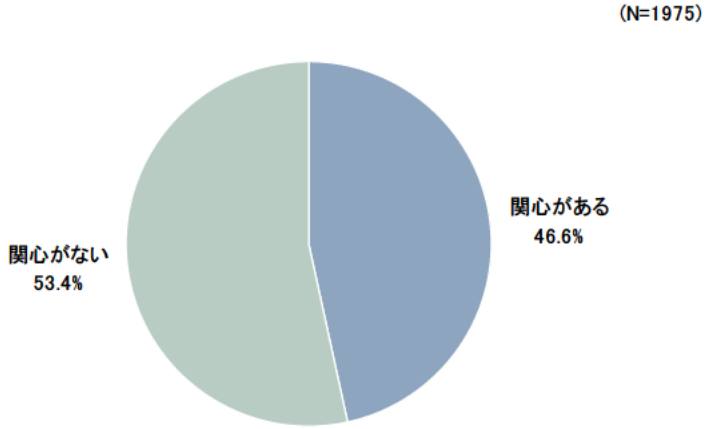

- 技術移転に関心がある企業の割合は 39.9%（『インバウンドニーズ』）
- 自社の技術を他社にライセンスすることに関心がある企業の割合は 46.6%（『アウトバウンドニーズ』）
- オープンイノベーションの「インバウンド型」「アウトバウンド型」の２つのタイプともに関心ある。こうした関心層の取り込みが重要。

④ 模倣対策

海外での模倣が注目されやすいが、国内の模倣被害も増加傾向にある。体力の無い中小企業にとって、国内模倣について予防から事後対策までの総合的な支援は必要となる。

図表 V-13 :模倣被害を受けた知的財産権(複数回答)

Q11 模倣被害について ②上記①の模倣被害を受けた知的財産権はどれですか。(いくつでも)

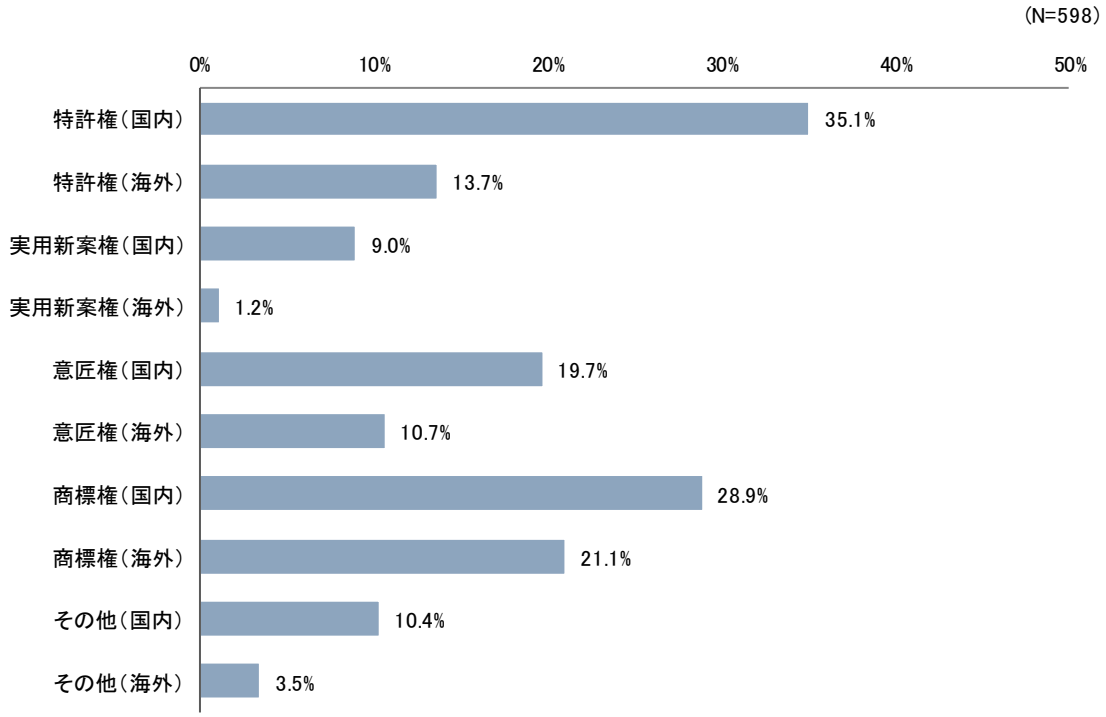

図表 V-14 ：模倣被害への対応(複数回答)

Q11 模倣被害について ④貴社は模倣被害に対してどのような対応をとりましたか。(いくつでも)

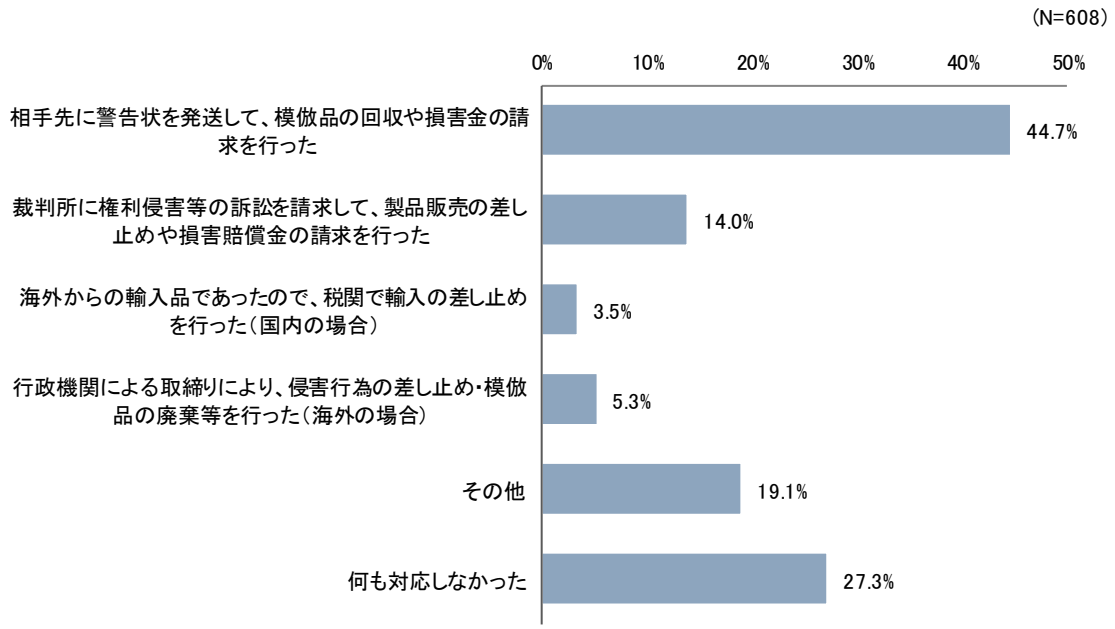

- 模倣被害を受けた知的財産権で、最も多い模倣被害は「特許権（国内)」(35.1%)、次いで「商標権（国内)」が 28.9%。
- 模倣被害に対する対応としては、「相手先に警告状を発送し模倣品回収や損害金の請求を行った」企業が 44.7%となっており、平成 25 年度調査（38.0%）と比べ増加。

⑤ 知的財産の社内制度整備支援

特許出願経験のある企業においても、社内の知財管理体制に改善の余地がある。知財活用の効果を踏まえれば、より一層の整備促進のための施策強化について検討が必要となる。

図表 V-15 ：知財の仕組みづくりについて取り組んでいること(複数回答)

Q16 知財に対する意識、仕組みについて ④貴社では知財の仕組みづくりについてどのようなことに取り組まれていますか(いくつでも)

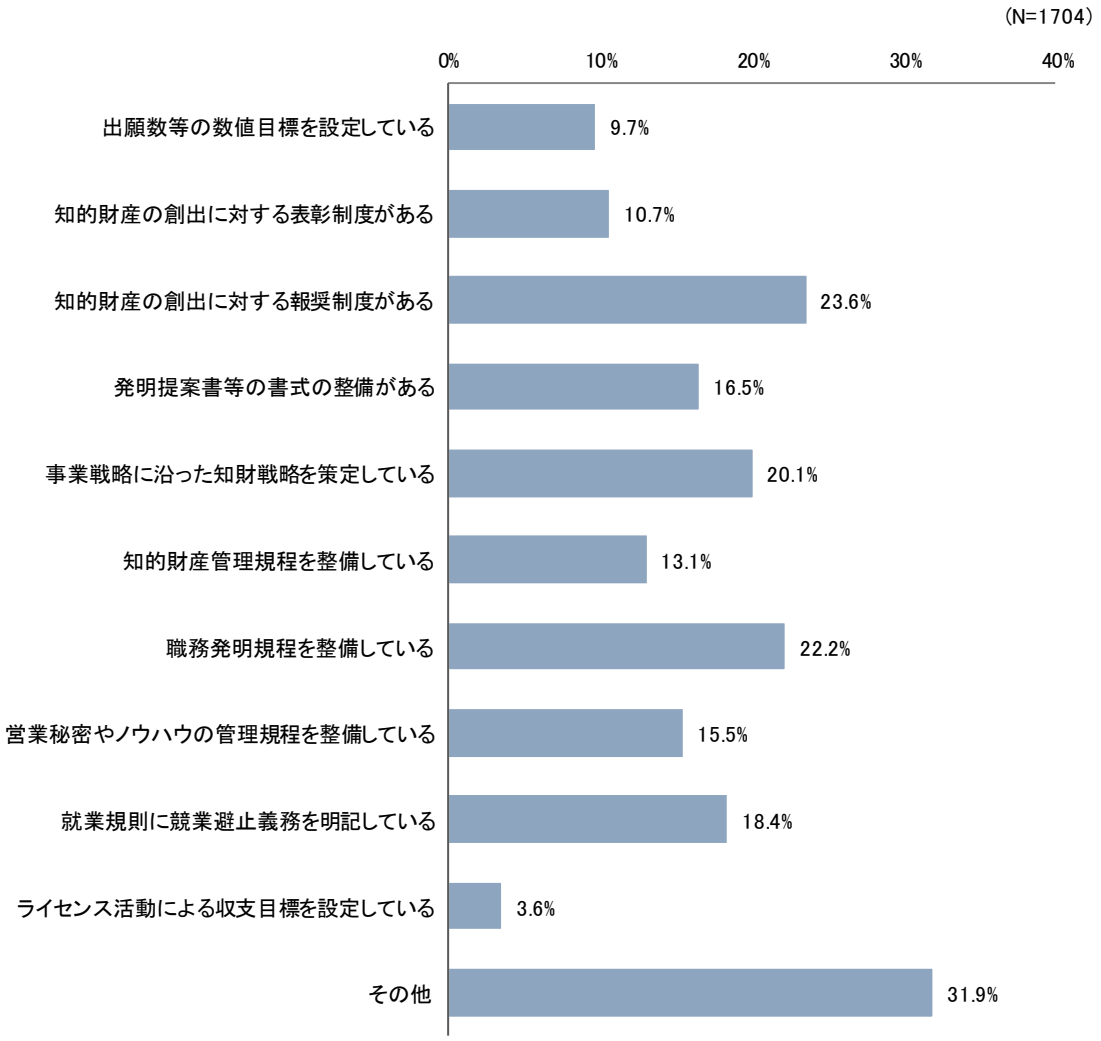

- 出願を経験している企業における知財の仕組みづくりとして、「知的財産の創出に対する報奨制度がある」企業が 23.6%、「職務発明規程を整備している」企業が 22.2%、「事業戦略に沿った知財戦略を策定している」企業が 20.1%となっており、社内の仕組みづくりへの取組は十分とは言いがたい。

⑥ 知的財産の社内制度整備支援

2013 年以降に設立した企業（スタートアップ）は、2012 年以前に設立した中小企業に比べて、海外出願に対する意識が強い。また、知財金融についても融資よりも投資を志向しており、ライセンス供与への関心も高いなど、スタートアップは、一般の中小企業とは異なる

特徴がみられる。そうした実態を捉えた支援が必要となる。

図表 V-16 ：海外事業における特許取得意向（設立年別）

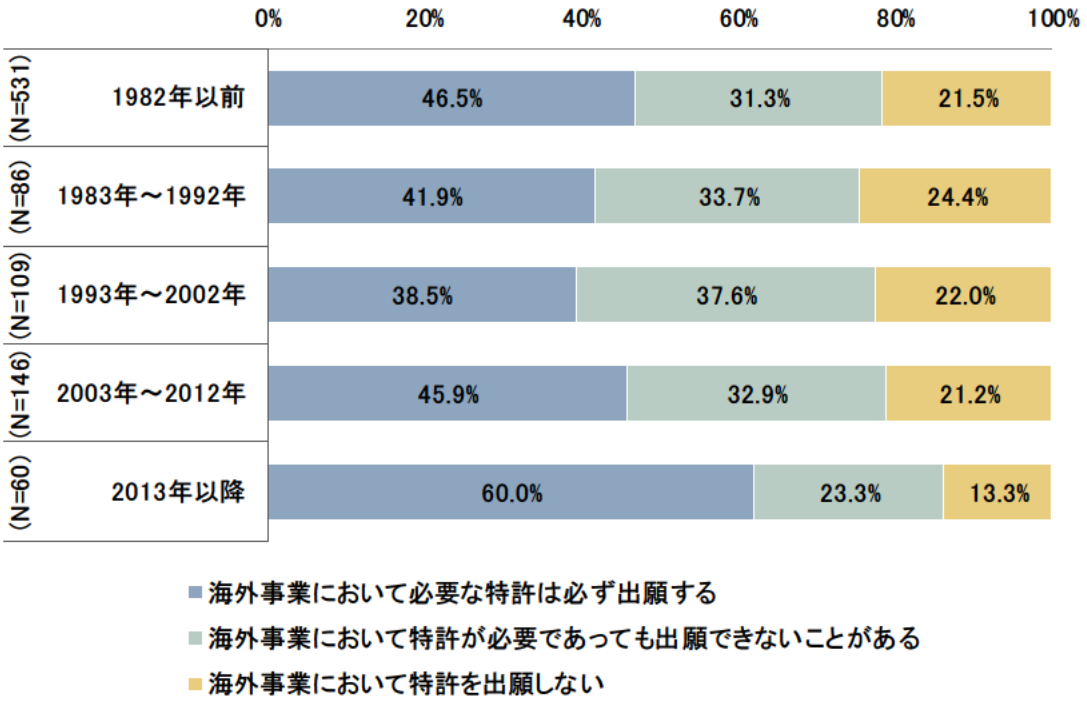

図表 V-17 ライセンス供与への関心（設立年別）

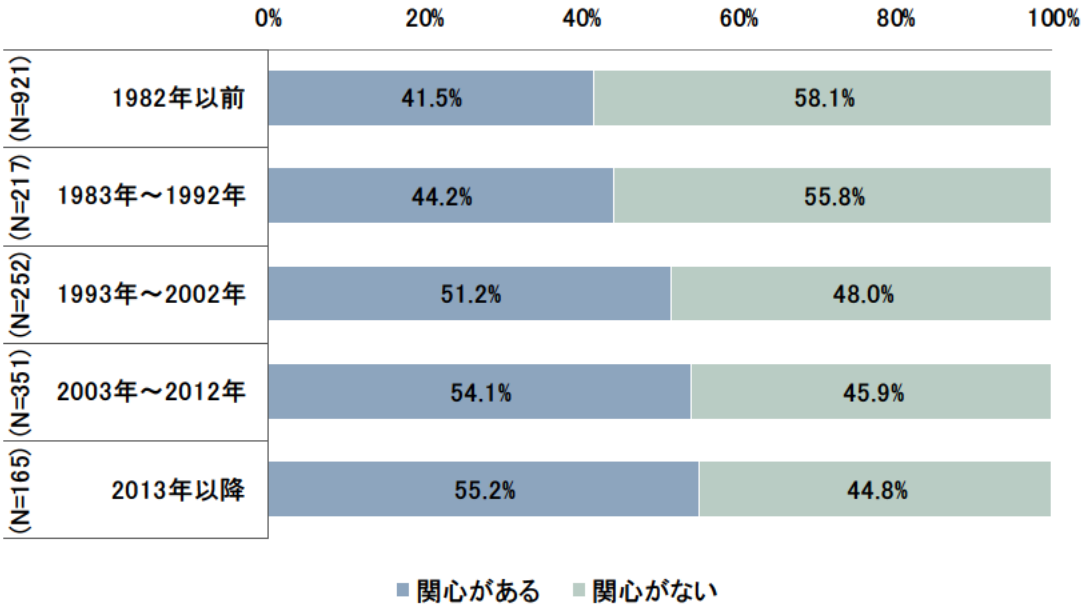

- 会社設立年数が少ない（若い企業）の方が、知財活用を重視する傾向が確認できる。

⑦　調査結果まとめと施策検討のポイント

まとめ	・　支援施策は、知財活用導入のきっかけになるため、施策認知度を高める取組の継続が必要。 ・　知財活用の効果が比較的見えやすい層（知財活動を意識して実践）をターゲットとして、もう一段のステップアップを図る施策は効果的である。 ・　オープン・イノベーション（技術移転・ライセンス）、国内模倣対策の支援ニーズがある。 ・　知財活用企業においても、社内の知財管理体制には改善の余地があるため、社内の知財管理体制の強化につながる支援施策が必要である。 ・　設立が比較的若い中小企業は、海外展開などの知財活用ニーズが高い傾向がある。
施策検討のポイント	①　施策認知度を高める取組の改善・強化し、継続する必要がある。 ②　ターゲットを絞った重点支援によって、知財活用の効果を実感・見える化する。 ③　支援ニーズに合った、支援施策の充実化。

⑧　モデル企業（2 社）に対するヒアリング調査の試行

モデル企業２社を選択し、ヒアリング調査（知財活用エコシステム調査）を試行実施した。企業の成長過程での知的財産に関する取組等の経過情報を入手することができた。

施策検討のポイント	企業の成長プロセスをモニタリングし、成長を遂げたモデル企業を類型するほか、その成長過程での知的財産の役割や伸張したところを的確に把握し、今後取組を目指そうとする中小企業にわかりやすく発信していくことが、普及啓発に効果的。

参考：知財経営により成長を実現した企業の事例紹介　A 社[89]

知財を活用してニッチ市場で高い世界シェアを獲得する「グローバルビジネス」を実現
A社は、エレクトロケミカル材料分野のニッチな市場をターゲットに、「オンリーワン」「ナンバーワン」企業となることを経営戦略として、顧客のニーズを満たす最高の材料を短期間で提供することを目指して技術開発を進めている。主力商品は世界シェア40%を実現している。 売上高は 2008 年の 156 億円から 2017 年度には 352 億円に急成長し、売上高の 80%は海外からの売上が占めている。現在は、北米と欧州で発注を受け、台湾や中国などで生産して、世界の工場である東南アジアに供給するというビジネスモデルでグローバルに事業を展開している。 なお、A社は、知的財産に対する目覚めは、自社で権利化をしていなかったことによりトラブルに巻き込まれたことがきっかけであった。その反省を踏まえ 2005 年に知財経営に関するコンサルティングを経験し（特許庁事業採択）、知財経営の重要性への気づきを得て、知財活用に向けた社内体制の拡充等を着実に実践しステップアップを実現させてきた経緯がある。 A社はこのグローバルビジネスを実現するため、10 カ国 380 件以上の特許登録と 26 カ国の商標登録を保有して、競合他社の参入を阻止し、自社が競争優位を発揮できるニッチ市場で高いシェアを確保している。 さらに、「オンリーワン」を実現する特許戦略として、新しい市場で必須特許の保有を前提として独自の技術領域をカバーする特許を確保したうえでオンリーワンとなる商品を販売している。また、市場より退出する際には事業を権利とともに譲渡、ライセンスできるようにしている。 既に発展している市場で「ナンバーワン」となるために、次の時代に必須となる技術を権利化して、そのうえで自社独自の技術領域を確保して、製品自体の製品力でシェアを広げてナンバーワン商品へと育てるため、知財のロードマップ作成に取り組んでいる。 A社の掲げる経営戦略と知財経営戦略が連動して実現してゆくことで着実な企業成長をもたらした事例である。

[89] 同社ホームページや既存文献ならびに、ヒアリング調査を踏まえ整理

参考：知財経営により成長を実現した企業の事例紹介　Ｂ社[90]

社会の課題解決型ビジネスの視点から技術と製品を開発し、知財を活用して大企業と連携、グローバルな事業へと展開

Ｂ社は創業以来、商社や合繊メーカーの委託加工ビジネスではなく、ニット分野で世の中にない新しい商品を生み出すことに注力してきた。

その結果、ファッションやスポーツ等の生活用品生地から、速乾や消臭などの機能性生地・資材用途まで、幅広い製品を製造しており、通常のニットの概念にとらわれず、より優れた機能を持った新素材の研究・開発を進めてきた。

Ｂ社の知的財産に対する目覚めは、過去に権利化をしていなかったことでトラブルに巻き込まれたことがあり、それを踏まえ自社で適切な出願対応や社内基盤の整備を行いつつ、特許庁施策（J-PlatPat や早期審査制度）を活用して事業を推進してきた経緯がある。

Ｂ社は、社会に貢献できる素材をつくり、全社員と共に会社の未来をつくることを企業理念に掲げ、世界一の丸編みの会社を目指す経営方針のもと、新たな技術、新たな顧客、新たな素材、新たな事業の開拓を積極的に推進してきた。その方針を具現化させる事業の１つとして砂漠緑化事業に取り組んでいる。

この事業は社長が「１０年、２０年先を考えたとき、環境分野に商機があると思った。ニットの技術で何かできないかと考えた」ことを契機として始めたもので、大学と協力して調査を実施し、糸を筒状に編み、中に培養土を注入することで、砂漠でも植物が根を生やすことが可能となるアイデアを見出したもの。

自社のコア技術である丸編み技術を活用して、独自の緑化システムを開発し、特許と商標を登録した。さらに大手繊維メーカーの生分解性繊維を組み合わせることで、環境への配慮や使用の幅を広げることに成功するとともに、新たな製品を開発へと発展させていった。なお、この大手繊維メーカーとは特許の共同出願をし、両者は事業のパートナーとして南アフリカの砂漠の緑化や農地転換を目指して製品の現地生産を開始している。砂漠緑化の市場は、特にアフリカでは食料不安や水不足、貧困の原因となっており、この事業は SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」ビジネスとして注目されている。

社会の課題解決を図るという事業戦略に対し、自社のコア技術を活用した独自製品を開発し、かつ、適切な知財対応をもって大企業との連携も取り付け後発の参入を阻止、海外という新たな市場に対する独自の戦術で挑んだ事例である。

[90] 同社ホームページや既存文献ならびに、ヒアリング調査を踏まえ整理

（３） 特許庁の地域・中小企業支援施策の変遷に係る調査

平成以降を中心に、これまでに実施された特許庁の中小企業における支援施策について、文献調査のほか、有識者等へのインタビュー調査を実施し、支援ニーズの変遷を含めた支援施策の変遷・施策史について調査・分析を行った。

① 地域・中小企業等の知的財産活用支援に係る施策史

支援施策史編纂の目的として、地域・中小企業における支援ニーズやそれに応えるべく実施された支援施策の変遷を整理し、施策発展の経緯を理解できるようにすることを第一とした。

【目次】

始めに　地域・中小企業に対する支援施策史編纂にあたって
　本資料作成の背景と目的　と　全体構成
本編　支援施策の変遷
第１章　平成以前の地域・中小企業支援施策
第２章　平成 30 年間の地域・中小企業支援施策
（１）黎明前　1989 年（平成元年）～1995 年（平成 7 年）
（２）黎明段階　1996 年（平成 8 年）～2001 年（平成 13 年）
（３）形成段階　2002 年（平成 14 年）～2006 年（平成 18 年）
（４）実践段階　2007 年（平成 19 年）～2010 年（平成 22 年）
（５）強化・拡充段階　2011 年（平成 23 年）～2018 年（平成 30 年）
第 3 章　おわりに
謝辞

【第２章の構成】

１．注力テーマ	当該期間の注力テーマを記述
２．特徴的な施策・事業・実施体制	施策分類別に施策を記述
３．依拠する法律・戦略・計画等	背景面を記述
４．特徴的な出来事・社会情勢	社会的な出来事や関連データを掲載

② 調査結果まとめと施策検討のポイント

有識者に対するヒアリング調査を通じて、今の支援施策に求められる留意点をとりまとめた。

まとめ （求められる留意点）	○企業が抱える経営課題と知財が連動していることをより広く、より深く意識させる。 ・ 知財活用の実践層が、一連のビジネスの中に知財をどのように位置づけて（自分自身の武器にして）、どのように展開・発展させたのか（鍛え磨いたのか）、企業の業績・売上げ等の経過や変化を「見える化」して発信（広報） ・ また、その発信手法を、地域の鍵となる企業発とするなどの工夫をする。 ○知財活用の関心が高い層・新規層を意識した支援施策を考える。 ・ 知財活用に関心が高い層は、社内外の資源を使っての企業成長に意欲が高い。 ・ また、スタートアップは新規層ではあるが、知財活用マインドは高いため、スタートアップや第2創業を目指す企業への知財活用支援の検討が効果的。 ○知財を横軸に各省庁・支援機関が持つ支援資源をつなぎ合わせて重層な支援を提供。 ・ 経営支援機関、知財支援機関等の機関連携の強化は、引き続き実施すべき。 ・ また、このような取組が他国からベンチマークされていることを意識することも重要。 ○経営者、研究者、自治体、企業支援者（知財内外）等からなる人のネットワークを構築する。 ・ 企業支援者における情報交換等は十分でない。知財内外の関係者が集う場を設け、各自のステップアップにもつながる場が必要。

３． 地域・中小企業に対する支援施策のあり方について（委員会提言）

（１） 地域・中小企業の知的財産活動の現状及び課題

前述の調査・分析結果をもとに、中小企業の知財活動の現状及び課題について、委員会での議論を重ね、中小企業の知財活動を促進する支援の方向性を検討するための基本的な考え方や解決するべき課題等を、４つの重要点として整理した。

〇地域･中小企業の知的財産活動の現状及び課題

１．知財活用について意識を持っていない地域・中小企業が依然として多い。

出願増加傾向が確認され、企業意識の変化について裏付ける有識者コメントも多い。しかし、出願経験のある中小企業数からみて、知財活用の広がりは十分であるとはいいがたい。また、出願経験のある中小企業に対するアンケートでは、支援施策の認知度向上が課題として明らかになったところである。

更なる知財活用の裾野拡大に向けて、改善・強化された普及啓発活動が求められる。

⇒重要点①④

２．知財経営の実践が進んでいるが、一部の企業に留まっている。

統計データに大きな変化が見られないことは安定した状態にあることを示していると捉えられる。他方で、アンケート結果から知財面の課題を認識している知財制度活用企業は依然見られ、知財経営実践・定着を促す施策の普及や充実させていくことは多くの有識者が認識を共通する事項である。経営における知的財産のキキメに着目する企業の割合を一層高めるためにも、企業の成長につながる施策を充実（施策そのものをステップアップ）させ、必要とする支援対象に、その支援施策を効果的に届けることが必要である。

⇒重要点①②③④

３．中小企業の実態・ニーズに即した支援施策に対する期待が高まっている。

例えば、脱下請けを目指す中小企業の新ビジネス指向の高まりや、オープンイノベーション時代に合致する事業戦略を掲げる中小企業も今後増えていく場合、このような実情に合わせ、中小企業の事業戦略のテーマに応じた支援施策の拡充が必要となる。ただし、単発での支援施策活用では、真に定着するまでに至らないことを懸念する有識者コメントもあり、継続したフォローアップが必要となる点に留意が必要。また、限りある支援資源の活用方法の工夫も課題となる。

⇒重要点②③④

４．知財施策を選択し、組み合わせることで活用利点を大きくすることに関心が高まっている。

知財を活用して企業成長へと繋げてきた中小企業においては、経営者の高い認識のみならず、事業上の課題として組織的に取り組みを展開してきた経緯がある。知財活用支援施策を実施してきた経過を整理して、共有を図り、必要に応じて外部資源を活用するなど、あらたな時代に向けた準備・実践へとつなげていく機会を充実していくことが必要となる。

⇒重要点③④

〇4つの重要点

重要点①：普及啓発活動を改善・継続させ、知財活用に関する認知度を高め、裾野拡大を図っていくことが重要である。

重要点②：知財経営実践・定着の実情を捉えつつ、一層の進展を促す施策メニューの拡充を図っていくことが重要。また、支援対象やテーマを絞るなど、支援資源の戦略的な投入が重要。

重要点③：経営課題の解決に資する施策を、ブラッシュアップしていく体制が重要。特に、成果を獲得した中小企業等の声を常に捉えつつ、施策を改善・提案していくことが重要。

重要点④：関係機関・人の連携をさらに強化し、様々な視点で地域・中小企業にアプローチすることが重要。

（２） 支援施策の鍵の導出

前述してきた地域・中小企業の知的財産活動の現状及び課題をふまえ、さらに、地域・中小企業及び特許庁が目指す姿を設定し、支援施策の鍵（キー）を導出した。

【新たな時代の中小企業支援施策の鍵】

- （重要点①②③④）中小企業等における知的財産活用（知的財産経営）を引き続き啓発し、知的財産ならびに知的財産経営に対する認識がより深まっている（浸透している）状態を目指す。
  そのためには、

  「あらゆる手段を用いた認知度の向上」

  「ニーズに対応したメリハリのある支援」

  が鍵となる。

- （重要点③④）これまでの支援施策の成果を捉えつつ、企業・地域の求める成果へとつながる最適な支援方法を研究し、新たな支援ニーズに対応がなされている（常に最適な手法を追求している）状態を目指す。
  そのためには、

  「知財経営実践情報交換・収集の場の創設」

  が鍵となる。

- 上記の実現にあたり、関係機関の認識を共通にし、利用者目線で求められる施策を展開することで、支援される側と支援する側それぞれが『成長を実感できる[91]』状況となる。

91 「成長を実感できる」　とは、関係者個々が自身の行動を通じて以下の様な状態に至ることとする
・中小企業等は、支援施策を通じ、自社の成長やビジネスの成功を得て、知財活用・知財経営の意義や利点を理解できている
・支援者側（専門家、支援機関等）は、支援施策を通じ、支援手法・スキルの研鑽ができ、経験が蓄積され、次回に活かせている
・地域関係者（自治体等）は、知財を活かした地域課題の解決にむけ、地域をあげた体制で取り

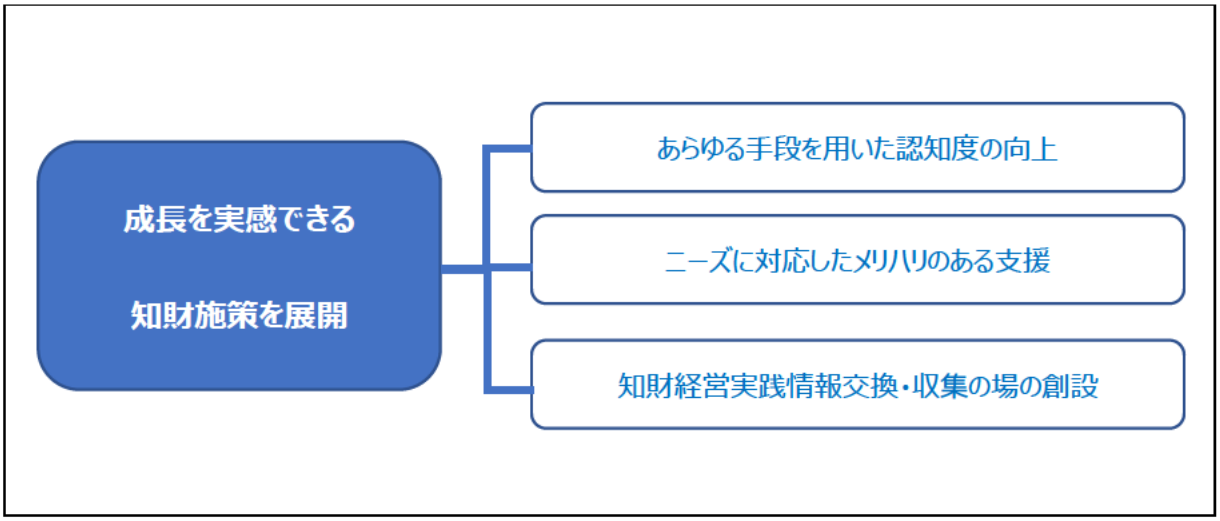

（３） 今後の活動に向けた具体的な施策・活動イメージについて

支援施策の鍵（キー）から具体的な施策・活動イメージを委員会提言としてとりまとめた。

＜具体的な施策・活動イメージ＞

区分	**あらゆる手段を用いた認知度の向上**
イメージ	マスメディア等を活用し、これまでアプローチできていない企業群への認知度向上施策を強化 （情報発信） ・これまで接点の無い又は接点が薄いマスメディアや SNS 等の多様な手段を用いて、知財情報を発信 ・経営における知財の重要性（知財活用の効果）を、成功事例等を通して具体的に「見える化」し、発信 ・露出度の高いコンテンツ（小説、ドラマ等）を活用した露出強化　など

組むことができている
・特許庁等の関係省庁は、地域・中小企業に対する支援を通じ、時代の要請に応えるあらたな支援手法の研究ができている

区分	**ニーズに対応したメリハリのある支援**
イメージ	企業の成長プロセスや知財活用ステージ、テーマに応じたターゲット別支援施策を強化 （診断・指導）（経済的支援）（制度等）（体制） ・スタートアップ、事業承継（第二創業）、国内模倣対策などニーズに合った支援メニューの充実化 ・知財活用企業に対し、関係機関が協力して総合的な企業成長につなげる「支援パッケージ」による重点支援 ・専門家による支援から料金減免やスーパー早期審査対象拡大などを含むフルラインでのメニューを提案　など

区分	**知財経営実践情報交換・収集の場の創設**
イメージ	知財内外の専門機関・専門家が集うコミュニティの設置 （人材（専門家）育成） ・専門機関（支援機関、研究機関等）・専門家コミュニティによる、知財経営実践に関する情報交換の場を確保 ・求められるスキルを議論し、共有する、専門家の互学互習の場を創出 ・特許庁等は、この場を通じて、企業の現状を常に把握し支援施策検討に反映（企業成長のモニタリング等）　など

４． 本章要約

本章では、調査結果の整理・分析をもとに、委員会での議論を重ね、中小企業・小規模事業者の知的財産活動の現状及び課題について、 業種別・企業規模別・地域別等の観点も含め、定量的かつ定性的に総括を行った 。

中小企業・小規模事業者の知的財産活動を促進する支援の方向性を検討するための基本的な考え方や具体的な施策・活動イメージを委員会からの指摘・提言として整理した。

【課題認識】

平成時代 30 年間の中小企業支援施策の変遷を踏まえると、経営資源に乏しい地域・中小企業において、以下に示す視点を踏まえた取組を今後も提供していくことが必要となる。

新たな時代を迎える我が国において、激しい変化への対応が求められ、以下に記述する視点を共有するべき課題として認識し、解決に資する知的財産支援施策を熟成させていくことが必要と考える。

【課題解決に向けた考え方（提言）】

地域・中小企業の知的財産活動の現状及び課題をふまえ、さらに、地域・中小企業及び特許庁が目指す姿を設定し、支援施策の鍵（キー）を調査委員会メンバーによる協議のなかで導出した。この3つの支援の鍵に対し、具体的な施策・活動イメージについてとりまとめた。

【提言要旨】

中小企業等における知的財産活用（知的財産経営）を引き続き啓発し、知的財産ならびに知的財産経営に対する認識がより深まっている（浸透している）状態を目指す。そのためには、「あらゆる手段を用いた認知度の向上」、「ニーズに対応したメリハリのある支援」が鍵となる。

また、これまでの支援施策の成果を捉えつつ、企業・地域の求める成果へとつながる最適な支援方法を研究し、新たな支援ニーズに対応がなされている（常に最適な手法を追求している）状態を目指す。そのためには、「知財経営実践情報交換・収集の場の創設」が鍵となる。

上記の実現にあたり、関係機関の認識を共通にし、利用者目線で求められる施策を展開することで、支援される側と支援する側それぞれが『成長を実感できる』状況となる。

資料編

１．アンケート調査票

経営・事業活動と知的財産活動に関するアンケート調査票

※知的財産の管理を担当する責任者の方
がご回答ください。

平成 30 年９月　特許庁
業務受託：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

ご回答は**9月２８日（金）まで**にお願いいたします。

問合せ・連絡先　TEL　０５２－３０７－１１０３　担当：長尾・平川・河合・萩原

※「知的財産活動」とは、本アンケートでは知的財産制度を利用して知的財産を取り扱う活動と定義します。具体的には産業財産権の出願から権利化までの手続き、知的財産権のライセンスや侵害対応、ノウハウなどの情報管理といった、企業の知的財産関連の担当者を中心に行われる業務をイメージください。

Ⅰ　知的財産について

Ｑ１　貴社が保有している知的財産（＝「知財」）※について、あてはまるもの全てを選択下さい。

1. 技術的なアイデア（特許権・実用新案権を含む）
2. 製造ノウハウ
3. デザイン（意匠権を含む）
4. ロゴ、商品やサービスの名称（商標権を含む）
5. 著作物・コンテンツ
6. その他（　　）

※この「知的財産」とは、(1) 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物のように人の創造的活動により生み出されるもの、(2) 商標のように事業活動において、自己の商品または役務を表示するために用いられるもの、(3) 営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報などのことを指します。

Ｑ２　知的財産の出願と保有権利について

① 出願（直近 10 年間）の有無

	国内出願	外国出願
a) 特許	1. 出願した　2. 出願したことがない	1. 出願した　2. 出願したことがない
b) 実用新案	1. 出願した　2. 出願したことがない	1. 出願した　2. 出願したことがない
c) 意匠	1. 出願した　2. 出願したことがない	1. 出願した　2. 出願したことがない
d) 商標	1. 出願した　2. 出願したことがない	1. 出願した　2. 出願したことがない

② 保有（現在）の有無

	国内	外国
a) 特許権	1. 保有している　2. 保有していない	1. 保有している　2. 保有していない
b) 実用新案権	1. 保有している　2. 保有していない	1. 保有している　2. 保有していない
c) 意匠権	1. 保有している　2. 保有していない	1. 保有している　2. 保有していない
d) 商標権	1. 保有している　2. 保有していない	1. 保有している　2. 保有していない

Ｑ３　特許出願の先行技術調査について

①先行技術調査を実施しますか。（１つだけ）

1. 必ず実施する　2. 実施する場合としない場合がある　3. 実施しない　**→Ｑ３⑤へ進む**

②いつ実施しますか（いくつでも）

1. 出願前　2. 出願後から審査請求前　3. その他（　　）

③どのように実施しますか（いくつでも）

1. 自社で独自に実施
2. 弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施
3. 弁理士事務所・法律事務所以外の専門機関に依頼・実施

（②にて「1.出願前」を選択した方だけにお伺いします）

④先行技術調査の結果、類似する先行技術が確認された場合、どのように対応されますか（いくつでも）

1. 発明が解決しようとする課題に対し、先行技術とは異なる解決手段、実施例等に修正して出願する
2. 出願を断念し、当該先行技術を有する企業等からライセンス供与を受ける
3. 出願を断念するとともに、当該発明にかかる製品化・事業化も断念する

（①にて「3.実施しない」を選択した方だけにお伺いします）

⑤先行技術調査を実施しない理由は何故ですか（いくつでも）

1. 費用がかかるから
2. 調査に時間がかかるから
3. やり方がわからないから
4. 先行技術調査自体を知らないから
5. その他（　　）

⑥貴社は特許出願したものの、審査請求を行わなかった経験がありますか。理由としてあてはまるものを選んでください。（いくつでも）

1. 先行技術調査の結果、権利化が難しいから
2. 費用がかかるから
3. 事業戦略に変更が生じたから
4. 他者をけん制することが目的であったから
5. その他（　　）
6. 経験がない

Ｑ４　意匠出願、商標出願の先行登録調査について

①意匠出願の先行登録調査を実施しますか。（１つだけ）

1. 必ず実施する　2. 実施する場合としない場合がある　3. 実施しない　4. 出願していない

②商標出願の先行登録調査を実施しますか（１つだけ）

1. 必ず実施する　2. 実施する場合としない場合がある　3. 実施しない　4. 出願していない

（①②のいずれかにて「1. 必ず実施する」または「2. 実施する場合としない場合がある」を選択した方だけにお伺いします）

③意匠出願、商標出願の先行登録調査をどのように実施しますか（いくつでも）

1. 自社で独自に実施
2. 弁理士事務所・法律事務所に依頼・実施
3. 弁理士事務所・法律事務所以外の専門機関に依頼・実施

（①②のいずれかにて「3.実施しない」を選択した方だけにお伺いします）

④先行登録調査を実施しない理由は何故ですか（いくつでも）

1. 費用がかかるから
2. 調査に時間がかかるから
3. やり方がわからないから
4. 先行登録調査自体を知らないから
5. その他（　　）

Ｑ５　外国出願について

①貴社の海外事業について、あてはまるもの全てを選択ください。（いくつでも）

1. 海外販売する・している自社独自製品がある
2. 海外生産する・している自社独自製品がある
3. 海外販売する・している自社独自のサービスがある
4. その他（　　）
5. いずれもない　**→Ｑ６へ進む**

②貴社の海外事業に関する知的財産権の外国出願について、あてはまるものを選んでください。

a)特許（１つだけ）

1. 必要な特許は必ず出願する　　2. 必要であっても出願できないことがある　　3. 出願しない

b)意匠（１つだけ）

1. 必要な意匠は必ず出願する　　2. 必要であっても出願できないことがある　　3. 出願しない

c)商標（１つだけ）

1. 必要な商標は必ず出願する　　2. 必要であっても出願できないことがある　　3. 出願しない

（②a）～c）にて「2. 必要であっても出願できないことがある」を選択した方だけにお伺いします）

③外国出願をできない理由は何故ですか（いくつでも）

1. 費用がかかりすぎるから
2. 出願手続きに時間がかかりすぎるから
3. やり方がわからないから
4. その他（　　）

Ｑ６　貴社が知的財産権を保有する目的は何ですか。a)特許～d)商標についてそれぞれあてはまるものの番号に○をつけてください。（いくつでも）

知的財産権を保有する目的	回答欄			
	a)特許	b)実用新案	c)意匠	d)商標
1. 価格設定を有利に進めるため	1	1	1	1
2. 他社の参入を防ぎ、市場を確保するため	2	2	2	2
3. 模倣品や類似品を排除するため	3	3	3	3
4. 技術力の証明など信用力を向上させるため	4	4	4	4
5. 新規顧客の開拓につなげるため	5	5	5	5
6. 知名度向上など対外的にアピールするため	6	6	6	6
7. 技術や商品などのブランド力を高めるため	7	7	7	7
8. 融資や資金供給など資金調達を容易にするため	8	8	8	8
9. 他社との提携など事業の幅を広げるため	9	9	9	9
10. ライセンス収入の確保やクロスライセンスのため	10	10	10	10
11. その他（　　）	11	11	11	11
12. 知的財産権を保有しない	12	12	12	12

Ｑ７　知的財産権を保有する効果について

①Ｑ６の目的を達成できていると思われますか。a)特許～d)商標についてそれぞれ達成できているものの番号に○をつけてください。（いくつでも）

知的財産権を保有する目的の達成	回答欄			
	a)特許	b)実用新案	c)意匠	d)商標
1. 価格設定を有利に進める	1	1	1	1
2. 他社の参入を防ぎ、市場を確保する	2	2	2	2
3. 模倣品や類似品を排除する	3	3	3	3
4. 技術力の証明など信用力を向上させる	4	4	4	4
5. 新規顧客の開拓につなげる	5	5	5	5
6. 知名度向上など対外的にアピールする	6	6	6	6
7. 技術や商品などのブランド力を高める	7	7	7	7
8. 融資や資金供給など資金調達を容易にする	8	8	8	8
9. 他社との提携など事業の幅を広げる	9	9	9	9
10. ライセンス収入の確保やクロスライセンスをする	10	10	10	10
11. その他（　　）	11	11	11	11
12. 特にない（理由：　　）	12	12	12	12

（上記①で「8. 融資や資金供給など資金調達を容易にする」に回答した方だけにお伺いします）

②具体的にはどのような効果がありましたか。該当するものを全て選んで下さい。（いくつでも）

1. 金融機関の評価が上がり、通常の融資を受けられた
2. 金融機関の評価が上がり、通常の融資より優遇された（融資枠の拡大、利率等）
3. 知的財産担保融資を受けられた
4. ベンチャーキャピタルなどからの投資が受けられた
5. 大企業、商社からの資金供給が受けられた
6. その他（　　）

Ｑ８　営業秘密※について

①貴社では特許出願と営業秘密保護についてどのようなお考えをお持ちですか。（１つだけ）

1. 特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している　**→Ｑ８②へ**
2. 権利化できそうなものは営業秘密で保護するのではなく、積極的に特許出願している　**→Ｑ８③へ**
3. その他（　　）**→Ｑ８③へ**

※この「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないものを指します。

（上記①で「1. 特許出願は最小限にとどめて、できるだけ営業秘密として保護している」と回答した方だけにお伺いします）

②その理由としてあてはまるもの全てを選んでください。（いくつでも）

1. 取引先との関係で特許出願しづらいため
2. 特許出願は出願内容が公開され、模倣や技術流出につながる恐れがあるため
3. 特許は 20 年で効力を失うため
4. 特許は事業に馴染まないため
5. 特許は出願費用や審査請求費用がかかり、コスト不安が大きいため
6. 特許出願を行うためのノウハウが不足しているため
7. 自社の特許が他社に侵害されたとしても、発見したり、訴訟することが困難なため
8. その他（　　）

③貴社の営業秘密の管理について、あてはまるもの全てを選んでください。（いくつでも）

1. 何が営業秘密であるかを特定している
2. 営業秘密情報に関する書類は特定のスタッフのみが閲覧できる状態に制限されている
3. 営業秘密情報に関する電子データは特定のスタッフのみがアクセスできる状態に制限されている
4. 「マル秘」「機密」「対外秘」など秘密情報であることがわかるように記載している
5. 取引先と営業秘密情報をとりかわす時には秘密保持契約または覚え書きを締結している
6. 秘密情報の情報漏えい対策などを定めた情報管理規程を作成して、運用している
7. 秘密情報の管理について社内体制を構築している
8. 特に管理は行っていない
9. 営業秘密は保有していない　**→Q９へ**

④貴社は先使用権や不正競争防止法による保護を受けるために、営業秘密の保有を証明する手段として貴社が利用しているものを全て選んでください。（いくつでも）

1. 公証人役場で公正証書や確定日付を取得している　**→Q８⑥へ**
2. 電子公証制度を利用している　**→Q８⑥へ**
3. 民間のタイムスタンプや電子署名のサービスを利用している　**→Q８⑥へ**
4. 先使用権や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない　**→Q８⑤へ**
5. 先使用権や不正競争防止法による保護制度は知らない　**→Q８⑥へ**

（上記④で「4. 先使用権や不正競争防止法による保護制度は知っていたが、何も行っていない」に回答した方だけにお伺いします）

⑤何も行っていない理由は何ですか。該当するものを全て選んで下さい。（いくつでも）

1. 手続が面倒であるため
2. コストがかかりすぎるため
3. 民間のタイムスタンプや電子署名のサービスでは、証明力に不安があるため
4. どのような証明方法があるか知らなかったため
5. 保護すべき営業秘密（ノウハウ）がないため
6. その他（　　）

⑥貴社は営業秘密に関する事件の経験をお持ちですか。（いくつでも）

1. 自社の営業秘密が流出したことがある
2. 他社から営業秘密の侵害を指摘されたことがある
3. いずれもない

Ｑ９　技術移転について

①他者から技術移転を受けたことがありますか。（１つだけ）

1. 受けたことがある	2. 受けたことがない

②技術移転を受けることに関心はありますか。（１つだけ）

1. 関心がある	2. 関心がない　**→Ｑ１０へ**

③どこからの技術移転に関心をお持ちですか。（いくつでも）

1. 国内の大学
2. 国や公設の試験研究機関
3. 国内の中堅企業・大企業
4. 国内の中小企業
5. 国内の研究開発型のベンチャー企業
6. 海外の大学や試験研究機関
7. 海外の企業
8. 海外の研究開発型のベンチャー企業
9. その他（　　）

④技術移転を受ける目的は何ですか。（いくつでも）

1. 新技術・新商品・新サービスの開発
2. 既存の技術・商品・サービスの改良・改善
3. 異業種や新分野など、新規事業への参入
4. その他（　　）

⑤技術移転を受けるにあたってどのような課題がありますか。（いくつでも）

1. 特許・技術取引に係る情報が不足している
2. 有望な技術の発掘方法がわからない
3. 自社ビジネスに適用するための人材やノウハウが不足している
4. 契約等にかかる知識や経験が不足している
5. ライセンス料が高い
6. 活用したいと思える特許が少ない
7. 設備投資のための事業資金がない
8. 技術移転の交渉、契約を支援する外部の専門機関がわからない
9. その他（　　）
10. 特に課題はない

Ｑ１０　ライセンスの供与について

①貴社の技術を他社にライセンスすることに関心はありますか。（１つだけ）

1. 関心がある	2. 関心がない

②貴社の技術を他社にライセンスしたことはありますか。（１つだけ）

1. ライセンスしたことがある	2. ライセンスしたことがない　→Ｑ１１へ

（以下③～⑤はライセンスしたことがある方だけにお伺いします）

③ライセンス先はどちらですか。（いくつでも）

1. 国内の中堅企業・大企業
2. 国内の中小企業
3. 海外の企業
4. その他（　　）

④どのような場合にライセンスしましたか。（いくつでも）

1. 自社技術を他社の製品に導入する場合
2. 自社のブランド（商標）やキャラクターを他社が製品に使用する場合
3. 他社からの依頼で自社の未利用特許や商標の使用を許可する場合
4. 他社が自社の特許や商標を侵害していることが明らかな場合
5. お互いが保有する特許を相互に利用できるようにクロスライセンスする場合
6. 自社が利用していない特許のライセンスを供与して有効活用する場合
7. その他（　　）

Ｑ１１　模倣被害について

①これまでに貴社商品・サービスに対し模倣被害を受けたことがありますか。（１つだけ）

1. 模倣被害を受けた　**→Ｑ１１②へ**
2. 模倣被害を受けていない　**→Ｑ１２へ**
3. 不明（わからない、把握していない）　**→Ｑ１２へ**

②上記①の模倣被害を受けた知的財産権はどれですか。（いくつでも）

1. 特許権（国内）
2. 特許権（海外）
3. 実用新案権（国内）
4. 実用新案権（海外）
5. 意匠権（国内）
6. 意匠権（海外）
7. 商標権（国内）
8. 商標権（海外）
9. その他（国内）（　　）
10. その他（海外）（　　）

③貴社が受けた模倣被害の内容はどのようなものですか。（いくつでも）

1. デッドコピー（商品のデザイン・パッケージなどの形態をそのまま模倣したもの）
2. デザイン模倣（商品のデザイン等の一部を模倣したもの）
3. ブランド偽装（ブランドロゴ等の商標を全く同じ形で盗用したもの、一文字違い等、紛らわしい商標を使用したもの）
4. 真正品の代替（パーツ等）（半製品や付属品等模倣品を格安で販売し、購入者は偽装品であることを知りながら購入しているもの）
5. 技術模倣（貴社の製品技術や製品機能を貴社の許諾なしに模倣し、自社商品に取り込んでいるもの）
6. 海賊版（違法にコピーされたＣＤ・ＤＶＤ・書籍等のパッケージ形態又は違法アップロード等ノンパッケージ形態による著作権・著作隣接権を侵害するもの）
7. 冒認出願（権利を利さない第三者が商標・特許等を出願するもの）
8. ドメイン名の盗用（会社名・サービス名等と類似するドメインを取得して、商品・サービスを提供するもの）
9. その他（具体的に：　　）

④貴社は模倣被害に対してどのような対応をとりましたか。（いくつでも）

1. 相手先に警告状を発送して、模倣品の回収や損害金の請求を行った　**→Ｑ１２へ**
2. 裁判所に権利侵害等の訴訟を請求して、製品販売の差し止めや損害賠償金の請求を行った　**→Ｑ１２へ**
3. 海外からの輸入品であったので、税関で輸入の差し止めを行った（国内の場合）　**→Ｑ１２へ**
4. 行政機関による取締りにより、侵害行為の差し止め・模倣品の廃棄等を行った（海外の場合）**→Ｑ１２へ**
5. その他（　　）**→Ｑ１２へ**
6. 何も対応しなかった　**→Ｑ１１⑤へ**

（上記④で「6. 何も対応しなかった」方だけにお伺いします）

⑤何も対応しなかったのはなぜですか。（いくつでも）

1. 相手が得意先などの利害関係者であったため
2. 自社が事業を展開している地域における被害ではなかったため
3. 対応を取ることが出来る者がいなかった
4. コストがかかるため
5. 対応方法について相談する先がなかった
6. その他（　　）

Ｑ１２　他社の知的財産権の侵害について

①他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまった経験はありますか。（１つだけ）

1. 国内で他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことがある
2. 海外で他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことがある
3. 国内・海外の両方で他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことがある
4. 事業化・製品化等の前に先行技術調査や先行登録調査を実施しているため、他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことはない　**→Ｑ１３へ**
5. 事業化・製品化等の前に先行技術調査や先行登録調査を実施していないが、他社の知的財産権を抵触（侵害）してしまったことはない　**→Ｑ１３へ**

②上記①で抵触（侵害）してしまった知的財産権はどれですか。（いくつでも）

1. 特許権（国内）
2. 特許権（海外）
3. 実用新案権（国内）
4. 実用新案権（海外）
5. 意匠権（国内）
6. 意匠権（海外）
7. 商標権（国内）
8. 商標権（海外）
9. その他（国内）（　　）
10. その他（海外）（　　）

③他社は貴社の権利侵害被害に対してどのような対応をとりましたか。（いくつでも）

1. 貴社に対し警告状が発送され、製品の回収や解決金（損害金、実施料）の請求が行われた
2. 裁判所に権利侵害等の訴訟が提起され、販売の差し止めや損害賠償金の請求が行われた
3. その他（　　）

Ｑ１３　貴社の知的財産活動全般について

①企業経営と知的財産活動の関係性について貴社の取り組みに最も近いものはどれですか。（１つだけ）

1. 企業経営において知的財産活動を必要不可欠な活動として位置づけ実践している　**→Ｑ１３②へ**
2. 企業経営において知的財産活動を意識して実践している　**→Ｑ１３②へ**
3. 企業経営において知的財産活動を意識はしているが、実践していない　**→Ｑ１３③へ**
4. 企業経営において、特に知的財産活動を意識していない　**→Ｑ１３③へ**
5. わからない　**→Ｑ１３③へ**

（上記①で 1～2 に○をつけた方だけにお伺いします）

②貴社が具体的に実践していることはどのようなことですか。（いくつでも）

1. 事業計画の中に、特許等の知的財産の出願・登録や、知的財産を活用した事業の実施計画、あるいは他社へのライセンス計画などが含まれている
2. 特許等の出願件数目標を定めている
3. 継続的に知的財産活動を行うための費用を予算化している
4. 知的財産に関する担当者を置いている
5. その他（　　）

③貴社が知的財産活動に取り組むにあたり課題となっていることはどのようなことですか。（いくつでも）

1. 知的財産の効果に対する認識が低い
2. 知的財産にかかる情報・知識が不足
3. 知的財産を管理する人材が不足
4. 出願等の知的財産活動に費やす資金が不足
5. 弁護士や弁理士など相談できる専門家の不足
6. 知的財産にさける時間が不足（例：技術者等が多忙のため）
7. 職務発明に対する報奨制度などの知的財産に関する規程・契約書の整備が不足
8. 知的財産の戦略的な権利化（周辺特許を押さえる等）ができていない
9. 権利侵害への対策が不十分
10. その他（　　）
11. 特に課題はない

Ｑ１４　社内体制について

①貴社の知財担当者数は何人ですか。

a)専任担当者	人	b)兼任担当者	人

②知的財産活動を推進する責任者がいらっしゃいますか。

1. 経営層に知的財産活動を推進する責任者がいる
2. 経営層以外に知的財産活動を推進する責任者がいる
3. いない

③知財に関する相談を弁理士にしていらっしゃいますか？

1. する　　2. しない

④知財（知財活動を含む）に関して弁理士以外に、どなたに相談することがありますか。（いくつでも）

1. 弁護士（法律事務所）	6. 他の公的機関（中小企業支援センター等）
2. 税理士	7. 金融機関
3. 中小企業診断士	8. 商工会・商工会議所
4. 民間コンサルタント	9. その他（　　）
5. 知財総合支援窓口	10. なし

Ｑ１５　金融機関における知財評価の動きについて

①　取引先の金融機関との間で、貴社の知的財産権が話題となることがありますか。（１つだけ）

1. ある	2. ない

②　取引先の金融機関から、貴社の知的財産権に着目した融資や事業のアドバイスを受けたことがありますか。（いくつでも）

1. 知的財産権に着目した融資を受けたことがある
2. 知的財産権に着目したアドバイスを受けたことがある
3. いずれもない

③　取引先の金融機関が、貴社に対する融資などを検討する場合、貴社の有する知的財産権にも着目して貴社の事業を評価してほしいと思いますか。（１つだけ）

1. 思う	2. 思わない

Ｑ１６　知財に対する意識、仕組みについて

①貴社の経営者層と従業員（経営者層以外の社員）は知的財産に対する意識が高いですか。（１つだけ）

a)経営者層

1. 高い	2. 意識はあるが高いとはいえない	3. 低い

b)従業員

1. 高い	2. 意識はあるが高いとはいえない	3. 低い

②知的財産に関わる人材育成は、どのように実施していますか。（いくつでも）

1. 社内での実務トレーニング	4. 特に取り組みを行っていない
2. 公的機関での講習やトレーニング	5. その他（　　）
3. 民間機関での講習やトレーニング	

③知的財産活動の経営戦略への位置づけについて（いくつでも）

1. 知的財産活動の目的を明確かつ具体的にしている
2. 知的財産活動の目的は経営課題に沿っている
3. 知的財産活動の目的が社内外の関係者に浸透している
4. 知的財産活動の目的が明確になっていない

④貴社では知財の仕組みづくりについてどのようなことに取り組まれていますか（いくつでも）

1. 出願数等の数値目標を設定している	6. 知的財産管理規程を整備している
2. 知的財産の創出に対する表彰制度がある	7. 職務発明規程を整備している
3. 知的財産の創出に対する報奨制度がある	8. 営業秘密やノウハウの管理規程を整備している
4. 発明提案書等の書式の整備がある	9. 就業規則に競合避止義務を明記している
5. 事業戦略に沿った知財戦略を策定している	10. ライセンス活動による収支目標を設定している
	11. その他（　　）

Ⅱ　貴社の事業について

Ｑ１７　貴社の過去３年間の売上高の傾向、経常利益、経常利益率

①売上高	1. 平均 10%以上増加	4. 平均 10%未満の減少	
	2. 平均 10%未満の増加	5. 平均 10%以上の減少	
	3. 横ばい		
②経常利益	1. 3 期連続して黒字	2. 3 期連続して赤字	3. その他
③経常利益率	1. 改善傾向	2. 変わらない	3. 悪化傾向

Ｑ１８　貴社の商品・サービスなどの主要な販売先として、①現在、②今後（3 年程度を目安としてください）について、それぞれ販売金額が最も多い地域を選んでください。（１つずつ）

① 現在の販売先	1. 同一都道府県内	2. 全国	3. 海外
② 今後の販売先	1. 同一都道府県内	2. 全国	3. 海外

Ｑ１９　（製造業の方にお伺いします）

①貴社の生産活動はどのようなものですか。（最も売上高が大きいもの１つだけ）

1. 完成品・最終製品をつくっている
2. 部品・半製品（各種加工・処理工程の請負を含む）をつくっている
3. 素材・原材料をつくっている
4. 企画・研究開発中心で、生産は外部委託している

②貴社は下請けとして受注するものがありますか。（１つだけ）

1. ある　　2. ない　→Ｑ１９④へ

（下請け受注がある方だけにお伺いします）

③売上に占める下請受注比率はどの程度ですか。（１つだけ）

1. 80%以上　　2. 50%以上 80%未満　　3. 20%以上 50%未満　　4. 20%未満

④貴社は自社で企画・開発した製品がありますか。（１つだけ）

1. ある　　2. ない

Ｑ２０　（非製造業の方にお伺いします）

貴社は自社で企画・開発したサービスや商品を販売していますか。（１つだけ）

1. 販売している　　2. 販売していない

Ｑ２１　貴社が知的財産権を用いている製品・サービスの平均的なライフサイクル（期間）はどの程度ですか。①～④の各知的財産権毎にお答えください。

①特許	年	②実用新案	年	③意匠	年	④商標	年

Ｑ２２　新規事業などの取組について

①過去 10 年以内に新規事業を展開しましたか。（１つだけ）

1. した　　2. していない　**→Ｑ２２③へ**

②その新規事業では新商品の販売や新分野への進出を行いましたか。（いくつでも）

1. 新商品を販売した　　2. 新分野に進出した　　3. 両方とも行っていない

③過去 10 年以内に貴社の収益に大きく貢献する「新技術やヒット商品・サービス」は生まれましたか。（１つだけ）

1. 生まれた　　2. 生まれていない　**→Ｑ２３へ**

④その「新技術やヒット商品・サービス」は既存の技術や商品・サービスの改良・改善によるもの、全くの新規開発によるもの、どちらが多いですか。（１つだけ）

1. 改良・改善によるものが多い　　2. 全くの新規が多い　　3. どちらともいえない

⑤その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得しましたか。（いくつでも）

1. 特許出願している	6. 意匠権を登録した
2. 特許権を登録した	7. 商標出願している
3. 実用新案出願している	8. 商標権を登録した
4. 実用新案権を登録した	9. 何も取得しなかった
5. 意匠出願している	10. その他（　　）

⑥その「新技術やヒット商品・サービス」で知的財産権を取得したことは事業を進めるうえでどのような効果がありましたか。（いくつでも）

1. 価格設定に有利に働いた
2. 市場を確保することができた
3. 模倣品や類似品の排除が可能となった
4. 技術力の証明など信用力を得ることができた
5. 新規顧客の開拓につながった
6. 対外的にアピール効果が得られた
7. 新技術やヒット商品・サービスなどのブランド力を高めることにつながった
8. 資金調達が容易になった
9. 他社との提携など事業の幅が広がった
10. ライセンス収入やクロスライセンスにつながった
11. その他（　　）
12. 特に効果はない（理由：　　）

Ｑ２３　貴社の概要

①　従業員数、資本金、設立年

a)従業員数	人	b)資本金	百万円	c)設立年	西暦　　年

②大企業との資本関係（１つだけ）

1. 単独の大企業が発行済株式総数または出資総額の２分の１以上を所有または出資している
2. 複数の大企業が合計で、発行済株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資している
3. 役員総数の２分の１以上を大企業の役員または職員が兼務している
4. 上記1～3 には該当しない
5. その他（　　）

③業種（１つだけ）

＜製造業＞
1. 食品製造業
2. 繊維・パルプ・紙製造業
3. 医薬品製造業
4. 化学工業
5. 石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業
6. 鉄鋼・非鉄金属製造業
7. 金属製品製造業
8. はん用機械器具製造業
9. 生産用機械器具製造業
10. 業務用機械器具製造業
11. 電子部品・デバイス・電子回路製造業
12. 電気機械器具製造業
13. 情報通信機械器具製造業
14. 輸送用機械製造業
15. その他製造業（　　）

＜非製造業＞
16. 建設業
17. 情報通信業
18. 卸売・小売等
19. サービス業
20. 学術研究，専門・技術サービス業
21. その他（　　）

④　業績（2017 年度）

a)売上高	百万円	b)経常利益	百万円	c)研究開発費	百万円

⑤　都道府県（本社所在地）

1. 北海道
2. 青森県
3. 岩手県
4. 宮城県
5. 秋田県
6. 山形県
7. 福島県
8. 茨城県
9. 栃木県
10. 群馬県
11. 埼玉県
12. 千葉県
13. 東京都
14. 神奈川県
15. 新潟県
16. 富山県
17. 石川県
18. 福井県
19. 山梨県
20. 長野県
21. 岐阜県
22. 静岡県
23. 愛知県
24. 三重県
25. 滋賀県
26. 京都府
27. 大阪府
28. 兵庫県
29. 奈良県
30. 和歌山県
31. 鳥取県
32. 島根県
33. 岡山県
34. 広島県
35. 山口県
36. 徳島県
37. 香川県
38. 愛媛県
39. 高知県
40. 福岡県
41. 佐賀県
42. 長崎県
43. 熊本県
44. 大分県
45. 宮崎県
46. 鹿児島県
47. 沖縄県

経営・事業活動と知的財産活動に関する質問は以上で終了です。

本アンケート調査の結果は平成31年4月頃に特許庁のウェブサイトにて報告書を掲載する予定ですので、ご覧いただき、貴社の知財活動の参考資料として活用いただけると幸いです。

【ご連絡先】　お手数ですが以下についてもご記入をお願いします。

貴社名		記入者役職	
記入者部署		（フリガナ） 記入者氏名	（　　）
所在地	〒		
電話	（　　）　　－		
e-mail			
法人番号※			

※法人番号は、国税庁のサイトから検索できます。
https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

注）国税庁法人番号公表サイトのセキュリティ強化に伴い、利用環境によっては警告が表示されることがあります。その場合は法人番号は無記入で結構です。

ご回答ありがとうございました。
記入いただきましたアンケート調査票は、９月２８日までに以下の委託先までお送りください。

委託先：
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社　政策研究事業本部　研究開発部
担当：長尾、平川、河合、萩原

【郵送】　同封の返信用封筒（切手不要）にて返送ください。
【FAX】　０５２－３０７－１１２６（調査票は両面印刷となっていますので送信する際はご注意ください。）
【e-mail】　jposmes@murc.jp

特許庁の支援施策に関するお願い

特許庁は企業の知的財産活動を支援するための施策充実を図っておりますが、新たな支援施策を企画、立案するため、皆様の支援施策に対するニーズ、要望等の把握に努めています。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、次ページ以降の公的支援施策に対する質問につきましてもご回答いただければ幸いです。

なお、Q28 で知的財産や特許庁支援施策に関する相談をご希望された方には、後日、お近くの知財総合支援窓口からご連絡をさせていただきます。（無料）

ご連絡は 14 ページの【ご連絡先】に記入いただいた方に連絡いたしますので、必ず記入者氏名とお電話番号をご記入ください。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

公的支援に対するご要望について

Ｑ２４　以下の①～⑤の分野において、公的支援（特許庁、経済産業局や地方自治体等からの支援）を受けたいものはありますか。

①アイデアなどの権利化（いくつでも）

1. 出願手続きなどの対応について相談したい
2. 審査請求料や特許料を軽減・免除してほしい
3. 知財の基礎知識（制度概要・支援策など）を学びたい
4. 競合他社の保有特許技術などの情報検索の方法を知りたい
5. その他（　　）
6. 特にない

②知財の活用（いくつでも）

1. 弁理士・弁護士・中小企業診断士によるビジネス戦略の支援を受けたい
2. 商品のデザインやパッケージなどデザイン戦略の支援を受けたい
3. 自社ブランドの育成について支援を受けたい
4. 効果的な研究開発戦略の参考になる特許マップの作成支援を受けたい
5. 金融機関から融資を受けるために、自社の技術力や知財の評価を受けたい
6. 他社の知財活用の成功事例を知りたい
7. 模倣品の対策をしたい
8. 技術移転・ライセンス契約をしたい
9. 企業・研究機関・大学等との共同研究をしたい
10. その他（　　）
11. 特にない

③海外展開（いくつでも）

1. 海外展開の専門家からアドバイスを受けたい
2. 外国出願費用の補助を受けたい
3. 海外での模倣品被害調査や行政摘発の補助を受けたい
4. 海外での係争費用の補助や費用保障を受けたい
5. 海外企業との契約書の作成の相談をしたい
6. 外国における知財制度が知りたい
7. その他（　　）
8. 特にない

④社内の体制整備（いくつでも）

1. 社員の知財レベルの向上のため、企業内セミナーの講師を派遣してほしい
2. 営業秘密・ノウハウの管理・活用方法を知りたい
3. 職務発明規程に関する整備や運用について知りたい
4. その他（　　）
5. 特にない

⑤その他（いくつでも）

1. 販路開拓について支援を受けたい
2. 商品開発について支援を受けたい
3. 新規事業創出について支援を受けたい
4. 事業承継について支援を受けたい
5. その他（　　）
6. 特にない

Ｑ２５　特許庁の支援施策について

以下 1～17 の施策について、それぞれ①認知度をお答えください。

また利用経験が有る施策については、②満足度をお答えください。（利用経験が無い場合は回答不要）

※認知度の回答は「１：知らない、２：知っているが利用したことはない、３：利用したことがある」から、満足度の回答は「１：不満、２：やや不満、３：概ね満足、４：満足」から、選んで下さい。

施策No	施策名	①認知度			②満足度			
		１ 知らない	２ 知っているが 利用したことはない	３ 利用したことがある	１ 不満	２ やや不満	３ 概ね満足	４ 満足
1	**知財のミカタ～巡回特許庁～** 出張面接・知財制度の普及啓発等のセミナーを全国各地で行うイベント	１・２・３			１・２・３・４			
2	**知財総合支援窓口** ４７都道府県に設置されている知財に関する悩みをワンストップで受け付ける相談窓口	１・２・３			１・２・３・４			
3	**J-PlatPat** 国内外の特許等が検索可能なデータベース	１・２・３			１・２・３・４			
4	**特許料・審査請求料の減免** 一定の要件の下、特許料・審査請求料の軽減が受けられる制度	１・２・３			１・２・３・４			
5	**外国出願補助金** 外国出願に要する費用の助成制度（平成３０年度は、ジェトロ等にて実施）	１・２・３			１・２・３・４			
6	**特許情報分析活用支援** パテントマップ等による自社技術に関する特許情報の分析や先行技術調査・分析に係る費用の補助制度	１・２・３			１・２・３・４			
7	**出張面接・テレビ面接** 審査官が出張あるいはテレビ面接システムを用いて実施する出願人との面接制度	１・２・３			１・２・３・４			
8	**早期審査** 一定の要件の下、通常に比べて審査を早く行う制度	１・２・３			１・２・３・４			
9	**知財ビジネス評価書** 金融機関に対し、顧客中小企業に関する知財や技術力に関する評価書を作成し、知財に着目した融資や本業支援を行うことを支援する制度（平成３０年度は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱で実施）	１・２・３			１・２・３・４			
10	**海外知的財産プロデューサー** 企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する専門家による相談制度	１・２・３			１・２・３・４			

施策No	施策名	①認知度			②満足度			
		1 知らない	2 知っているが 利用したことはない	3 利用したことがある	1 不満	2 やや不満	3 概ね満足	4 満足
11	**模倣品対策支援** 海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等の助成制度（平成３０年度は、ジェトロにて実施）	1 ・ 2 ・ 3			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4			
12	**冒認商標無効・取消係争支援** 異議申立、無効審判請求、取消審判請求など冒認商標を取り消すために係る費用の助成制度（平成３０年度は、ジェトロにて実施）	1 ・ 2 ・ 3			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4			
13	**防衛型侵害対策支援** 海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用を助成する制度（平成３０年度は、ジェトロにて実施）	1 ・ 2 ・ 3			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4			
14	**海外知財訴訟費用保険** 海外で知財係争に巻き込まれるリスク対策として海外知財訴訟費用保険の掛金の一部を補助する制度（平成３０年度は、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業を対象として実施。（保険会社：損害保険ジャパン日本興亜、東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険））	1 ・ 2 ・ 3			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4			
15	**日本発知財活用ビジネス化支援（JIP）** 知財を活用した海外でのビジネス展開を支援する制度（平成３０年度は、ジェトロにて実施）	1 ・ 2 ・ 3			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4			
16	**知的財産権制度説明会（初心者向け）** 特許庁の産業財産権専門官等が知的財産権制度の概要を中心に、各種支援策や地域におけるサービス等をわかりやすく説明。	1 ・ 2 ・ 3			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4			
17	**知的財産権制度説明会（実務者向け）** 知的財産権の業務に携わる実務者を対象に、実務上必要な知識の習得を目的とした説明会。	1 ・ 2 ・ 3			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4			

Ｑ２６【ご回答は任意です】

（上記Ｑ２５の各施策の「①認知度」について、「２：知っているが利用したことはない」を選択した方）

差し支えなければ施策を利用していない理由を教えてください。施策Noも併せて記載をお願いします。

No.	施策を利用していない理由

Ｑ２７【ご回答は任意です】

（上記Ｑ２５の各施策の「②満足度」に回答いただいた方）

差支えなければその回答を選択した理由を教えてください。施策Noも併せて記載をお願いします。

No.	満足度の回答を選択した理由

Ｑ２８　知財総合支援窓口への相談のご希望について（ご希望の方のみご記入ください。）

知的財産や特許庁支援施策に関する相談のご希望がございましたら、お近くの知財総合支援窓口から後日連絡させていただきます。ご希望の相談内容について、以下の番号に○印をご記入ください。（いくつでも）

なお、相談は無料です。

希望する相談内容
1. 出願に関する相談
2. 知財管理体制の整備（社内規定・ノウハウ等）
3. 事業における知財活用（模倣品対策・ライセンス契約等）
4. 海外展開
5. デザイン・ブランド戦略
6. 特許庁の施策について。Q25 の１～１７の施策について、該当する番号を記載してください。（複数可） [ ] [ ] [ ] [ ]
7. その他（ ）

ご協力ありがとうございました。

特許庁　地域・中小企業等の知的財産活用に係る支援施策史
～平成時代のあゆみ～

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

始めに　地域・中小企業に対する支援施策史編纂にあたって 1
本資料作成の背景と目的 1
全体構成 2

本編　支援施策の変遷 3
第１章　平成以前の地域・中小企業支援施策 3
第２章　平成 30 年間の地域・中小企業支援施策 7
（１）**黎明前**　1989 年（平成元年）～1995 年（平成７年） 8
（２）**黎明段階**　1996 年（平成８年）～2001 年（平成 13 年） 13
（３）**形成段階**　2002 年（平成 14 年）～2006 年（平成 18 年） 21
（４）**実践段階**　2007 年（平成 19 年）～2010 年（平成 22 年） 30
（５）**強化・拡充段階**　2011 年（平成 23 年）～2018 年（平成 30 年） 39
第３章　おわりに 56

謝辞 57

始めに　地域・中小企業に対する支援施策史編纂にあたって

本資料作成の背景と目的

- 平成の 30 年間は、政府・地方自治体を問わず、地域・中小企業支援施策に大きな進展が見られた時代と考えられる。
- そのなかで、特許庁等が取り組んだ知的財産に関連する地域・中小企業向け支援施策（知的財産活用支援施策）は、中小企業の発展を促し、地域の活性化に寄与するべく展開され、また、各種施策の成果に基づく新たな視点の施策の積み上げが行われ、重層な支援体系が構築されてきた。

- 本書では、平成時代 30 年間で特許庁等が取り組んだ地域・中小企業支援施策を時系列で整理し、関連する社会・経済の特長的な出来事などの関係に鑑みつつ、特定のテーマ、分野に偏りが生じないよう、中立的かつ俯瞰的な視点から整理することに努めた。
- 支援施策史編纂は、地域・中小企業における支援ニーズやそれに応えるべく実施された支援施策の変遷を整理し、施策発展の経緯を理解できるようにすることを第一の目的とする。
- また、有識者（学識者や知財専門家等）や施策利用者である中小企業（経営者や知的財産担当者）に対するインタビュー、調査委員会（後述）での議論の結果等を踏まえつつ、あらたな時代を迎えるにあたり特許庁が今後も注力して取り組んでいく支援テーマ（取組課題）をとりまとめ、今後の施策検討時の参考資料として活用していくことも施策史編纂の目的の一つとする。
- こうした経緯を理解することは、2019 年 5 月より始まる新元号の時代における中小企業・小規模事業者等に対する知的財産活用支援施策を検討するうえでも有用な資料になると考える。

- 本書の編纂にあたっては、関係する皆様に多大なご協力をいただき、30 年間以上の記録資料をもとに当時の取組の様子をコンパクトにまとめることを目指しており、各種施策の変遷を端的に理解できるよう、個別の施策・事業の概要について公開資料等をもとに、なるべく簡潔に記述するほか、参考となる文献情報や統計データ、記録画像等についても掲載を行った。

全体構成

はじめに		本資料作成の背景と目的と全体構成を記述。
本編	第1章	平成以前の地域・中小企業支援施策について、知的財産制度と中小企業政策のそれぞれの視点から概括した。
	第2章	1989 年（平成元年）～1995 年（平成 7 年） 7 年間　の特許庁による地域・中小企業支援施策を整理
		1996 年（平成 8 年）～2001 年（平成 13 年） 6 年間　の特許庁による地域・中小企業支援施策を整理
		2002 年（平成 14 年）～2006 年（平成 18 年） 5 年間　の特許庁による地域・中小企業支援施策を整理
		2007 年（平成 19 年）～2010 年（平成 22 年） 4 年間　の特許庁による地域・中小企業支援施策を整理
		2011 年（平成 23 年）～2018 年（平成 30 年） 8 年間　の特許庁による地域・中小企業支援施策を整理
	第3章	本編全体を総括した。
謝辞		本書作成にあたり多くの方からのご協力を得ており謝辞を掲載した。

- 参照した文献情報は脚注に記載した。
- 平成 31 年 2 月末時点で閲覧が可能なウェブページについて URL を脚注に記載した。
- 記述にあたり参考とした有識者等からの指摘がある場合は、その旨脚注に記載した。

本編　支援施策の変遷

第１章　平成以前の地域・中小企業支援施策 [1] [2]

ここでは、平成以前の知的財産制度（産業財産権制度）の経過と、地域・中小企業を対象として実施された支援施策（とされるもの）を概括した。知的財産に関連する施策そのものが明確に存在しない時代であり、平成序盤までの大まかな経緯や関連する施策を列挙することとした。

なお、中小企業政策の範囲は極めて広く、産業政策、立地・環境政策、技術政策など多種多様な分野や業種に分けて政策が展開されており、「中小企業対策費（中対費）」を含めるとほぼ全省庁において何らかの関与があることから概括するにとどめた。

（1）戦後～昭和中

○産業財産権制度の抜本的改革

- 1885 年（明治 18 年）専売特許条例が公布され、産業財産権制度が創設される（初代専売特許所長　高橋是清）。1899 年（明治 32 年）工業所有権の保護に関するパリ条約への加盟を機に、特許・意匠・商標の三法が整備され、1905 年（明治 38 年）実用新案法制定により産業財産権四法がそろう。
- 1921 年（大正 10 年）特許法改正により、「先発明主義」から「先願主義」に移行。現在の制度骨格が固まる。
- 終戦後、戦後処理の一環で産業財産権制度の復興が図られ、戦争中に減少していた出願件数は、1953 年（昭和 28 年）頃には戦前（昭和 9～11 年）の水準まで回復した。
- 1959 年（昭和 34 年）四法全面改正がなされ、戦後の経済発展を支える知的財産制度が形成された。

【中小企業支援の視点から】

- 1963 年（昭和 38 年）中小企業基本法（旧法）の制定がなされる以前（旧法以前）における地域・中小企業支援施策に知的財産権（産業財産権）の記述を見いだすことは困難であり、論述を控えたい。

---

[1]「中小企業政策の変遷と今後の課題」（東京理科大学大学院イノベーション研究科教授　松島茂　日本労働研究雑誌　2014 年 9 月）

[2] 通商産業政策史 1980-2000　第 11 巻　知的財産政策、第 12 巻　中小企業政策（財団法人経済産業調査会）

（2）昭和中盤～昭和終盤

○高度経済成長期における知的財産権制度の利用拡大

- 現行の産業財産権制度が運用された 1950 年（昭和 35 年）は、池田勇人内閣による「所得倍増計画」が策定され、高度経済成長の入り口にいた。
- 経済成長は産業成長であり、多様なビジネスが萌芽した時期でもあり、知的財産制度の活用が拡大した時代となる。
- 1970 年（昭和 45 年）の法改正による審査請求制度の導入により、出願内容の量的・質的拡大に対応するなど、この当時は、企業の規模に応じた支援という発想は皆無であった（特許・実用新案の３～５割は審査されないまま取り下げとみなされた）。併せて、出願公開制度を採用したことで、拡大する制度活用に対応していく時代でもあった。
- 特許庁では、特許、実用新案の外国出願時に、外国政府に支払う手数料及び弁理士費用等の一部を補助する外国工業所有権出願費補助金の交付を 1955 年度（昭和 30 年）から 1983 年度（昭和 58 年）まで実施していた。また、1971 年度（昭和 46 年）からは、商工組合等の団体が、海外市場における声価の向上のために使用する統一商標についても補助対象とした。これは、外国への特許出願等を奨励し、優秀な発明について外国での特許権等を確立することにより輸出を振興し、また技術輸出を図ることによって外貨獲得の一助とすることを目的に設けられた制度 である。

【中小企業支援の視点から】

- 1955 年（昭和 30 年）から 1970 年（昭和 45 年）は、高度経済成長期と重なり、中小企業と大企業の二極化が進んだ時期とされ、その解消が日本経済の国際競争力強化や産業構造の高度化には不可欠とされた。
- こうした背景から、1963 年（昭和 38 年）に格差是正を目標とする中小企業基本法（旧法）が制定され、中小企業政策の体制が整えられた。政策は 4 つの柱で構成されていたが、その中に中小企業における知的財産権（産業財産権）の保護・活用支援に対する明確な位置づけを示す資料等は確認ができなかった。
- 1970 年代は、国際的な危機の発生（1971 年（昭和 46 年）の通貨危機による変動相場制への移行や、1973 年（昭和 48 年）の第一次石油危機による経済成長への悪影響など）を経た高度経済成長から安定経済成長への移行等への対応から厳しい状況下にある中小企業に対する政策が展開された。
- 対外・国内両面にわたる調整政策やソフト指向の政策等、その後の中小企業政策に影響を与えた政策の萌芽時期にあったとされる。この時期においても中小企業に対する知的財産（産業財産）施策に係る明確な位置づけを示す資料等は確認ができなかった。

（3）昭和終盤～平成序盤　1980～2000 年

○特許庁　政策官庁への脱皮

- 1982 年（昭和 57 年）抜本的な体制整備の検討が実施され、長期ビジョンの必要性が指摘された。折しも第二次臨時行政調査会において政府内部部局の再編・合理化が求められており、特許庁は「産業財産権行政の抜本的な強化」を狙い、情報化を基軸に効率化・迅速化・質的向上を目指す取組を進めていくこととなる。ここでも、中小企業は利用者の一部であり、当時の文献等を見てもその単語さえ見られない。
- こうした経緯から、特許庁は、元来実施庁であったが、その後の経済成長、産業情報化、と続く産業発展を正面から受け止めるに至り、時代の要請に応じた政策（施策）を展開する政策官庁としての役割が求められるようになっていった。
- また、安定した財政基盤の確立が不可欠として、出願手数料や特許料等の引き上げによる増収を図るとともに、この収入を産業財産権行政に必要な経費に確実に充当するため、「特許特別会計制度」の導入を自ら提案し、1984 年 7 月特許特別会計法の施行を経て、現在に至る大変革が行われた。ここでも、中小企業は利用者の一部であった。
- 以降、特許庁の取組において「情報化・ペーパーレス化」「グローバル化・国際調和」がアジェンダの中心であり、「中小企業」がアジェンダとして位置づけを得るには平成序盤にも見いだしにくい。
- 「通商産業政策史　第 11 巻　知的財産政策」によると、知的財産戦略を国家的プロジェクトとして取り組んだのは 2000 年（平成 12 年）以降とされている。本書では、平成の 30 年間を対象とするが、文献で丁寧に整理がなされている 2000 年までについて触れないと唐突感もあると判断し、この期間も対象に含めて整理を行った。

【中小企業支援の視点から】

- 1980 年代は、経済競争力強化を背景に日米貿易摩擦や対外不均衡等の問題に直面することとなり、中小企業における国際展開も顕著となり、そうしたニーズに対応する支援施策が実施された。特に、1985 年（昭和 60 年）のプラザ合意後の急速な円高とこれに伴う不況時には、特定の業種やその業種が集積した特定の地域が打撃を受けたことから、中小企業の事業転換が喫緊の課題となり、その支援が行われた。
- 1990 年代は、バブル崩壊後の経済活性化が重要な政策課題となり、創業や経営革新、新分野進出などの政策が展開された。また経済構造改革が叫ばれ、行財政改革も強く断行された。
- 1999 年（平成 11 年）中小企業基本法改正による新たな中小企業政策体系が構築され、それまでの中小企業と大企業の格差是正を基本理念とした政策から、機動性・柔軟性・多様性を有する中小企業の自助努力を尊重しつつ、きめ細かな支援へと中小企業政策の抜本的見直しが行われた。また、中小企業の事業再生や信用収縮などへの対応が平成序盤まで積み残る時期でもあった。
- 特許庁においては、1984 年にペーパーレス計画が策定され、特許特別会計に移行した時期で

あり、活発な技術開発を背景に我が国の経済状況が大いに変容したことを背景に、低額補助金の廃止（臨調答申）の趣旨に対応して、外国工業所有権出願費補助金を廃止し、中小企業向けの支援策である「出願適正化等支援事業」に衣替えした時期である。

第２章　平成 30 年間の地域・中小企業支援施策

平成 30 年間の地域・中小企業向け知的財産支援施策を整理するにあたり、30 年間を 5 つに区分して整理を行った。区分の考え方は以下の通りである。なお、区分の考え方は、各区分の冒頭で論述した。

区分	期間
(1)黎明前	1989 年(平成元年)～1995 年(平成 7 年)　7 年間
(2)黎明段階	1996 年(平成 8 年)～2001 年(平成 13 年)　6 年間
(3)形成段階	2002 年(平成 14 年)～2006 年(平成 18 年)　5 年間
(4)実践段階	2007 年(平成 19 年)～2010 年(平成 22 年)　4 年間
(5)強化・拡充段階	2011 年(平成 23 年)～2018 年(平成 30 年)　8 年間

地域・中小企業向け知的財産支援施策について、以下の施策分類をもって、区分して整理を行った。

施策分類	分類の考え方
①　情報発信(情報提供・普及啓発)	情報提供、普及啓発ほか
②　組織・体制構築、計画等策定	組織再編や新設、計画等の策定ほか
③　診断・指導	窓口・アドバイザー、知財戦略支援、事業展開支援ほか
④　人材育成	知財人材、知財専門家
⑤　経済的支援	国内出願支援、海外展開支援ほか
⑥　規制等	早期審査制度等制度や知財法改正ほか
⑦　支援体制	地域における支援体制ほか

（1） **黎明前** 1989 年（平成元年）～1995 年（平成 7 年）

- ✓ 我が国における地域・中小企業等に対する支援施策は、1958 年（昭和 33 年）に近畿経済産業局特許室が設置されたことを契機に、地域目線での支援体制の構築が始まったことが出発点となる。その後、1978 年（昭和 53 年）から地方都市（1978 年は 9 市）において工業所有権説明会（適正化施策）の開催を開始した（平成 11 年からは知的財産制度説明会に改称し、内容を拡充）。

- ✓ その後、1988 年（昭和 63 年）に知的財産政策室が通商産業省に設置され、特許庁にも特許情報企画課（1995 年特許情報課へ改組）と特許情報管理課（1995 年室へ改組）が設置され、経済産業政策のなかで知的財産の位置づけが明確となった。

- ✓ 1984 年（昭和 59 年）に特許特別会計法が施行されたことで、知的財産に係る各種施策が特許庁の独自性を持って取り組まれることなり、出願適正化等指導事業（中小企業対策事業）を開始し、中小企業特許講座、特許相談会を開催するなど能動的な取組に着手することとなった。さらに、1987 年（昭和 62 年）から地域拠点の事業専任者として地方運営員を配置、1988 年（昭和 63 年）からは地域講習会を開催するなど地域の相談体制の整備が図られた。

- ✓ 1985 年（昭和 60 年）の財団法人日本特許情報機構（財団法人日本特許情報センターの改組）、同年の財団法人日本テクノマート、1989 年（平成元年）の財団法人知的財産研究所や翌年の財団法人工業所有権電子情報化センターの設立など、知的財産に関する関係機関の設立が相次ぎ、体制面の充実が図られた。

- ✓ 1990 年（平成 2 年）には電子出願が世界で初めて開始されたことを受け、全国 8 カ所に工業所有権電子出願モデルルームが開設され、電子出願指導員が配置されるなど、利用者サービスの向上についても取組が始まることとなった。また、1993 年（平成 5 年）には新実用新案法の施行に伴い重要性を増すことになった先行技術調査のサポートを目的に工業所有権技術評価センターが設置され、地域中小・ベンチャー企業等を対象に技術評価員による実用新案の先行技術調査などの指導・相談業務が開始された。さらに、1994 年（平成 6 年）には、中小企業の海外展開に対応するため、外国工業所有権制度相談室・資料室が設置され、諸外国の制度および運用に関する最新情報の収集・整備が進められ、外国での権利取得・活用に係る相談業務が開始された。

- ✓ 特許法等の法改正等については、特許法や商標法のほか、不正競争防止法の改正なども経済界からの要請を踏まえ実施され、知的財産制度の利用者に対する環境面の整備についても進められることになる。なお、当該期における主な法改正は 1991 年（平成 3 年）の

商標法改正（サービスマーク登録制度）、1993 年（平成 5 年）の実用新案法改正（無審査主義へ移行）。また、知的財産分野での大きなインパクトとして捉えられている事象として、GATT ウルグアイラウンド 最終合意文書署名、TRIPS 協定発効が以降の各種施策の判断に影響を与えることになったと考えられる[3]。

✓ なお、1995 年（平成 7 年）阪神淡路大震災を契機に、日本経済を含め大きな転換、意識変化がもたらされることになり、当該年までを中小企業等に対する支援施策の『黎明前』段階と本書では定義する。

1. 注力テーマ

- 地域・中小企業に対する支援としては、知的財産制度や法改正に関する説明会や講習会による「情報提供・周知」に関する取組と、特許相談会、外国工業所有権制度相談事業、電子出願モデルルームによる電子出願、技術評価センター事業による先行技術調査に関する「相談・指導」事業が中心。
- 「経済的支援」については、無料相談会の開催のほか、特出すべき支援策はない。

2. 特徴的な施策・事業・実施体制

〇概要

- 主立った地域・中小企業支援施策としては、1984 年（昭和 59 年）から開始された出願適正化等指導事業による講習指導事業（中小企業特許講座[4]、地域講習会[5]）、相談指導事業（特許相談会、特定相談会）、地域活性化事業（電子出願モデルルームの運営、電子出願相談、工業所有権技術評価センター事業）が全国各地で展開された。

〇施策分類別

①情報発信（情報提供・普及啓発）

- 1970 年（昭和 45 年） 公開特許公報の発行
- 1978 年（昭和 53 年） 工業所有権説明会を開催（毎年）
- 1991 年（平成 3 年） 法改正説明会（サービスマーク登録制度は 1992 年まで、法改正概要は 1993 年以降適宜実施）を開催
- 1993 年（平成 5 年） CD-ROM による公開特許実用新案公報発行

[3]有識者等へのヒアリングより
[4] 1983 年（平成 5 年）に特許講習会に改称
[5] 1983 年（平成 5 年）に専門講習会に改称

②組織・体制構築、計画等策定

- 1958 年(昭和 33 年) 近畿通商産業局に特許室を設置(現近畿経済産業局知的財産室)
- 1971 年(昭和 46 年) 財団法人日本特許情報センターを設立、1985 年(昭和 60 年)財団法人日本特許情報機構に改組
- 1984 年(昭和 59 年) ペーパーレス計画策定、特許特別会計に移行
- 1985 年(昭和 60 年) 財団法人テクノマートを設立
- 1988 年(昭和 63 年) 特許情報企画課、特許情報管理課を設置
- 1988 年(昭和 63 年) 経済産業省知的財産政策室を設置
- 1989 年(平成元年) 財団法人知的財産研究所を設立
- 1990 年(平成 2 年) 財団法人工業所有権電子情報化センターを設立
- 1990 年(平成 2 年) 特許、実用新案の電子出願の受付開始
- 1993 年(平成 5 年) オンライン閲覧・オンライン発送開始
- 1995 年(平成 7 年) 特許情報課、特許情報管理室を設置

③診断・指導(窓口・アドバイザー、知財戦略支援、ビジネス展開支援ほか)

- 1984 年(昭和 59 年) 出願適正化等指導事業を開始
- 1984 年(昭和 59 年) 中小企業特許講座を開催(毎年)、1993 年(平成 5 年)特許講習会に改称
- 1984 年(昭和 59 年) 特許相談会・特定相談会を開催(毎年)
- 1984 年(昭和 59 年) 発明相談員を配置
- 1987 年(昭和 62 年) 地方運営員を配置
- 1988 年(昭和 63 年) 地域講習会を開催(毎年)、1993 年(平成 5 年)専門講習会に改称
- 1990 年(平成 2 年) 電子出願相談・指導事業を開始
- 1990 年(平成 2 年) 電子出願モデルルームを開設
- 1990 年(平成 2 年) 電子出願相談員を配置
- 1994 年(平成 6 年) 外国工業所有権制度相談事業を開始(2017 年(平成 29 年)まで実施)
- 1994 年(平成 6 年) 外国工業所有権制度相談室・資料室を設置

④人材育成

- 知的財産専門人材(弁理士)の育成を継続して実施

⑤経済的支援(国内出願支援、海外展開支援ほか)

- 1955 年(昭和 30 年) 中小企業向け外国工業所有権出願費補助金制度を開始(1983 年度まで実施)
- なお、本事業は、2008 年(平成 20 年)に開始された地域中小企業外国出願支援事業(外国出願補助金)、2014 年(平成 26 年)に改称された中小企業等外国出願支援事業(外国出願補助金)へつながる施策として位置づけられる。
- 1993 年(平成 5 年) 工業所有権技術評価センターを設置、先行技術調査の無料指導相談を開

始

・ なお本事業は、2004 年（平成 16 年）に再開された中小企業等特許先行技術調査支援事業（2010 年に終了）、2015 年（平成 27 年）に開始された中小企業等特許情報分析活用支援事業へとつながる施策と位置づけられ、2018 年（平成 30 年）には中堅企業も支援対象に拡大された。

⑥規制等

・ 1986 年（昭和 61 年） 特許に関する早期審査・早期審理を開始
・ 1987 年（昭和 62 年） 意匠に関する早期審査・早期審理を開始
・ 1992 年（平成 4 年） サービスマーク登録制度を開始（4 月から受付）
・ 1994 年（平成 6 年） 実用新案無審査制度の導入（1 月から実施）

〇総括

・ バブル経済破綻前後の地域・中小企業支援施策は、緊急避難措置的な支援から、中長期的に中小企業の足腰を強くし、自立的発展ができるようにするための立法を経て展開されており、「産業集積」に対する施策が推進されていた時期となる[6]。

3. 依拠する法律・戦略・計画等

・ 知的財産法に関する改正は適宜実施されているが、中小企業支援を念頭に検討されたものは限定的であった。1995 年（平成 7 年）に発効した TRIPS 協定は、以降、日本国内での知的財産面の対応に大きな影響を与えるものであった。
・ 中小企業に対する支援関連法としては、1992 年（平成 4 年）中小企業集積活性化法、1993 年（平成 5 年）小規模事業者支援法などがあるが、中小企業の知的財産活動までを範囲とするものではなく、特許庁施策に対する影響も限定的であった。

4. 特徴的な出来事・社会経済情勢

・ 1989 年（平成元年） 特許庁新庁舎竣工、消費税導入
・ 1991 年（平成 3 年） バブル経済崩壊
・ 1994 年（平成 6 年） GATT ウルグアイラウンド最終合意文書署名、非自民連立政権発足
・ 1995 年（平成 7 年） TRIPS 協定発効、マドリッド協定議定書発効、特許英語出願受付開始、阪神淡路大震災、ASEAN 経済担当者会議（知的財産権保護の強化を確認）

[6] 通商産業政策史 1980-2000 第 12 巻 中小企業政策（財団法人経済産業調査会）

フラッシュバック①：知的財産関連データ（出願件数、特許庁歳出・人員数等の変化など）

- 主管課　総務課、特許情報企画課、特許情報管理課
- 特許出願件数　34 万～37 万件で推移。
- 商標出願件数　17 万件前後で推移。1991 年（平成 3 年）商標法改正（サービスマーク登録制度開始）の翌年は、当該時期平均の 1.8 倍強。
- 特許庁総定員　1995 年（平成 7 年）　2,500 名を超える。

フラッシュバック②：有識者・施策利用企業　回顧より

- 平成 7 年（1995 年）頃までは情報発信目的の講習会や外国出願に対する補助位が実施されている程度だったことを記憶している。【有識者】
- GATT ウルグアイラウンド、TRIPS 協定など、知的財産にかかる国際的な動きを受け、日本国内でも知的財産に対する取組を真剣に検討する時期に入ったととらえることができるだろう。【有識者】

（２）**黎明段階** 1996 年（平成８年）～2001 年（平成 13 年）

- ✓ 我が国における中小企業に対する知財支援施策として、集中的な資源投入が初めて実施された事業として 1997 年（平成 9 年）の「特許流通促進事業」が、また地域支援施策として、1996 年（平成 8 年）の知的所有権センター設置や 1997 年（平成 9）の特許室の設置、1999 年（平成 11 年）総務課に地方班を設置等による総合的な地域支援体制の整備が行われた時期である。

- ✓ また、経済危機に対する救済ではなく、抜本的な支援思想の転換を目指した中小企業基本法改正や関連法制度の制定がなされ、政府全体での共通アジェンダとして中小企業支援（ベンチャー企業支援を含む）が明確に位置づけられることとなった。

- ✓ こうしたなか、知的財産分野においても様々な取組が試行錯誤のもと実施され、その成果をもとにその次の施策が検討され実践されていった。

- ✓ 1996 年（平成 8 年）に「21 世紀の知的財産権を考える懇談会」が開催され、今後の知的財産に対する政策のあり方が討議された。懇談会の結果を踏まえ、プロパテント政策が強化されていくことになる。懇談会報告書の公表は、翌 1997 年（平成 9 年）4 月。

- ✓ 同報告書には、特許を活用した新規事業の創出を促すとともに、特許によるライセンス収入や譲渡収入を図るための「特許市場」の創設が掲げられた。この提言を受け、開放特許の活用によって新規事業の創出に結びつけることを目的に特許流通促進事業が開始された。これにより、企業における知的財産活動に対する支援が本格的に着手され、幅広い施策が実施されることになる。

- ✓ 1997 年（平成 9 年）ユーザーに対して親切にする積極的な姿勢を表すものとして「特許庁親切運動」を決定・公表し、これを実施することとした。

- ✓ 人材活用等による特許流通の促進を図るため、1997 年（平成 9 年）14 人の特許流通アドバイザーを自治体や経済産業局へ派遣してスタートした特許流通促進事業は、大学等技術移転促進法（TLO 法）の施行された 1998 年（平成 10 年）からは TLO にも派遣され、2001 年（平成 13 年）には、約 100 人のアドバイザーにより事業が実施されていった。

- ✓ また、1999 年（平成 11 年）に特許電子図書館（IPDL）が稼働し、その利用促進を図るための情報検索指導アドバイザー派遣制度も同年に始まり、知財情報提供ツールの充実が図られるなど、地域・中小企業における知財情報活用の基盤が整えられた。また、先進的な企業における取組事例をまとめた特許活用企業事例集が 2001 年（平成 13 年）刊行される

など、啓発活動の充実が図られた。

✓ 知的財産情報の活用を促進させる施策として、1997 年(平成 9 年)からの 4 年間、技術分野別特許マップが公表され、膨大な特許情報を特定の利用目的に応じて加工・分析して、ビジュアルに表現することで、産業界での特許情報活用の一助となることを目指し実施された施策となる。

✓ 1996 年(平成 8 年)知的所有権センター(認定)を各都道府県に設置、1997 年(平成 9 年)特許室の全国整備(近畿局を除く)を経て、地域における産業財産権の情報提供や活用等、地域ニーズに合わせた支援を行うための総合的な地域支援体制が整備されていった。

✓ 人材育成面では、2000 年(平成 12 年)以降拡充され、経営コンサルタントや中小企業診断士等を対象とした専門家養成セミナー、中小・ベンチャー企業向けセミナー、大学等研究者向けセミナー、知財取引業育成研修など、知財人材の育成のための各種セミナーや研修が開始された。また、2001 年(平成 13 年)からは、児童・生徒・学生向けセミナーも開催されている。また、これら人材育成の教材として、工業所有権標準テキスト、工業所有権教育用副読本が発行された。

✓ 特許法等の法改正等については、1996 年(平成 8 年)団体商標制度が導入され、商標制度活用機会の活性化がはかられたほか、マドリッド協定議定書加入に係る商標法改正、不正競争防止法によるドメインネーム保護対応、早期審査制度の拡充など、地域・中小企業においても重要な対応がなされた。また、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成・活用を図るべく、2000 年(平成 12 年)に弁理士法が全面改正された。

✓ なお、2002 年(平成 14 年)知的財産基本法の公布を契機に、政府・地域をあげた中小企業等支援施策の展開が図られることから、2001 年(平成 13 年)までを『黎明』段階と本書では定義する。

1. 注力テーマ

- 中小企業に対する支援としては、特許流通促進事業による幅広い施策が実施され、企業活動における知的財産の位置づけが拡充される等の成果につながることとなる。
- 「情報提供」として、特許情報の電子媒体での提供が強化され特許電子図書館(IPDL)が稼働している。
- 1997 年(平成 9 年)開始の特許流通データベース(現:開放特許流通データベース)、技術分野別特許マップ(～2000 年度)、特許流通フェア開催(～2005 年度)などを通じて中小・ベンチャー

企業に対する「情報提供」がはかられた。特許活用企業事例集など、先進事例をとりまとめて発信する事例集発刊も定期的に実施された。また、特許流通フェアや、2001 年（平成 13 年）国際特許流通セミナー（～2010 年度）の開催など、特許流通をキーワードに、全国各地での「周知」機会の拡充が図られた時期となる。

- また、特許流通アドバイザーによる能動的な「指導」事業が展開され、中小企業のニーズを捉まえ、特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを追加配置するなど、地域・中小企業における知財活動をサポートする体制が充実していく。専門家による「診断・指導」についても、模倣品 110 番開設による助言・指導事業が 1998 年（平成 10 年）から開始されている。
- 「人材育成」では、知的財産専門人材の育成が進められてきたが、中小企業・ベンチャー企業の経営者・開発責任者、大学の研究者、経営・技術コンサルタントといった、対象者別セミナー等の実施が開始されている。
- 「経済的支援」については、研究開発型中小企業等を対象に特許料の半額軽減措置により料金減免制度が開始され、従前とは異なる中小企業支援が開始された時期となる。経済的な視点のほか、企業活動におけるリスクヘッジや知財活用を促す視点から、1997 年（平成 9 年）模倣対策マニュアルや侵害判例・事例集を発刊し、2000 年（平成 12 年）からは早期審査の対象として中小企業要件が追加された。

2. 特徴的な施策・事業・実施体制

○概要

- 主立った地域・中小企業支援施策は、特許流通促進事業、知的所有権センターによる基幹事業、特許庁親切運動である。
- 特許流通事業は、我が国における知的財産権を核とした技術移転の仕組みを構築するため、「特許流通の促進」、「開放特許情報等の提供」、「知的財産権取引業者の育成支援」等を柱とする総合的な施策であり、1997 年度（平成 9 年）から開始された。
- 「特許流通の促進」は、民間企業等において技術開発や知的財産管理に関する豊富な経験を有する専門家アドバイザーとして採用し、全国の知的所有権センターに派遣して、経験の乏しい中小企業等の特許技術の移転・事業化に関して様々な相談に応じるほか、承認 TLO にアドバイザーを派遣し、大学と産業界の橋渡しとして大学から民間企業への円滑な技術移転の促進を図ることを目的とする「特許流通アドバイザー派遣」、及び全国各地域において、特許技術の移転事業化による経営の高度化と地域経済の活性化に関する意識の醸成を図るため、各種セミナーを開催するとともに、企業・大学・研究機関を始めとする特許開放者と特許導入希望者とが直接商談できる機会を提供する「特許流通フェア」が主な事業である。
- 「開放特許情報等の提供」は、企業・大学・国研等が保有し、第三者への開放（ライセンスや譲渡）意思のある特許権等の情報をデータベース化し、インターネットにより無料にて提供する「特許流通データベース」事業、中小・ベンチャー企業にとって事業化の可能性の高い案件について、ビジネスプランを付加した活用事例集を作成して無料で提供・公開する「未利用特許活用例

集」事業、技術開発戦略の方向付け、新規事業の開拓、特許情報の更なる活用促進を図るため、技術分野ごとに特許を整理、分析したマップを作成して無料公開する「技術分野別特許マップ」事業が主な事業である。

- 「知的財産権取引業者の育成支援」事業は、「事業者情報のデータベース化」、「欧米先進事業者との交流」が主な事業である。
- 各都道府県に設置した「知的所有権センター」（認定）は、公報閲覧事業、特許情報提供事業、検索等指導・相談事業を主な事業として 1996 年（平成 8 年）から事業開始された。また、特定センターにおいては、特許流通支援事業、特許電子図書館情報有効活用事業も実施。
- 「特許庁親切運動」は、手続等に不慣れな中小企業等の特許庁ユーザーに対して、親切にする積極的な姿勢を表すものとして、第 1 弾 23 項目（1997 年 12 月 25 日公表）、第 1・2 弾として 45 項目（1998 年 5 月 12 日公表）を実施することとしたもの。主な項目は、以下の通り。
  - 審査におけるファーストアクションを 2000 年目途に 12 か月にする
  - 審判の審理促進により、平成 10 年度から無効審判・異議申立を 12 か月で行う
  - 特許庁のホームページの充実化を行っていく
  - ユーザーに使いやすい手続へとかえていく
  - 相談業務サービスを全国で提供していく
  - 4000 万件の特許情報等の工業所有権情報を、無料で、検索機能をつけてホームページから提供する
  - 特許料の引き下げ等でユーザーの負担軽減を図る
  - パソコン出願の推進等、ユーザーが利用しやすい手続制度へとかえていく
  - ユーザーとのコミュニケーションを充実化する
- これらの施策より、知的財産制度に対する間口の拡大が図られ裾野の拡大につながっている。

○施策分類別

①情報発信（情報提供・普及啓発）

- 1996 年（平成 8 年） 特許庁ホームページ開設
- 1996 年（平成 8 年） 各都道府県の知的所有権センター事業を開始
- 1997 年（平成 9 年） 知的所有権センター事業に特定事業が追加
- 1997 年（平成 9 年） 特許流通促進事業の開始（2010 年度まで実施）
- 1997 年（平成 9 年） 特許流通データベースの運用開始
- 1997 年（平成 9 年） 特許流通フェアの開催（2005 年度まで実施）
- 1997 年（平成 9 年） 技術分野別特許マップの公開（2000 年度まで実施）
- 1998 年（平成 10 年） 未利用特許活用事例集の公表（2000 年に「開放特許活用事例集」と改称し、2010 年度まで実施）
- 1998 年（平成 10 年） 知的財産権取引業者データベースの提供（2010 年度まで実施）
- 1998 年（平成 10 年） 法改正説明会を開催（以降、法改正時に実施）
- 1998 年（平成 10 年） 一日特許庁長官を開催

・ 1999 年（平成 11 年） 特許電子図書館（IPDL）の稼働
・ 1999 年（平成 11 年） 工業所有権説明会を改称・拡充し、知的財産制度説明会（初心者向け・実務者向け）を開催（以降、毎年実施）
・ 1999 年（平成 11 年） 特許評価指標・知財戦略指標を公表（2000 年改訂）
・ 2001 年（平成 13 年） 特許流通促進説明会を開催
・ 2001 年（平成 13 年） 国際特許流通セミナーを開催（2010 年度まで実施）
・ 2001 年（平成 13 年） 特許流通支援チャートを提供（2005 年度まで実施）
・ 2001 年（平成 13 年） 特許活用企業事例集 vol.1 を公表

②組織・体制構築、計画等策定
・ 1996 年（平成 8 年） 知的所有権センターを認定し、各都道府県に設置
・ 1996 年（平成 8 年） 21 世紀の知的財産権を考える懇談会（長官私的懇談会）を開催
・ 1997 年（平成 9 年） 近畿局を除く各経済産業局に特許室を設置
・ 1997 年（平成 9 年） 特許庁親切運動の決定・公表
・ 1998 年（平成 10 年） 2005 年特許行政ビジョンの策定・公表
・ 1998 年（平成 10 年） パソコンによる電子出願受付開始
・ 1999 年（平成 11 年） 総務課に地方班を設置
・ 1999 年（平成 11 年） 地方閲覧所の廃止
・ 2001 年（平成 13 年） 独立行政法人工業所有権総合情報館を設立（2001 年より特許流通促進事業を移管）
・ 2001 年（平成 13 年） 産業競争力と知的財産を考える研究会（大臣及び長官私的懇談会）の開催

③診断・指導（窓口・アドバイザー、知財戦略支援、ビジネス展開支援ほか）
・ 1996 年（平成 8 年） 中小・ベンチャー企業を対象に出張面接審査・審理を開始
・ 1997 年（平成 9 年） テレビ面接審査を開始
・ 1997 年（平成 9 年） 特許流通アドバイザーを配置（2010 年度まで実施）
・ 1998 年（平成 10 年） パソコン出願に対応した共同利用端末機の設置
・ 1998 年（平成 10 年） 各都道府県に電子出願相談室を設置し、出願アドバイザーを配置（2009 年度まで実施）
・ 1999 年（平成 11 年） 知的所有権センターに特許電子図書館情報検索指導アドバイザーを配置（2004 年度まで実施）
・ 1998 年（平成 10） 模倣品 110 番を開設

④人材育成
・ 1999 年（平成 11 年） 工業所有権標準テキスト（特許編）、工業所有権教育用副読本（小学生向け）を発行
・ 2000 年（平成 12 年） 工業所有権標準テキスト（商標編）、工業所有権教育用副読本（中学生

向け)を発行
- 2000 年(平成 12 年) 専門家養成セミナー(2010 年度まで実施)、調査業務実施者の研修、知的財産権取引業育成支援研修(2005 年度まで実施)を開催
- 2000 年(平成 12 年) 中小ベンチャー企業向けセミナー・研修、大学等研究者対象セミナーを開催
- 2001 年(平成 13 年) 工業所有権標準テキスト(意匠編)、同(流通編)、工業所有権教育用副読本(高校生向け)、産業活性化のための特許活用(テキスト)、研究開発 活かそう社会に(テキスト)を発行
- 2001 年(平成 13 年) 児童・生徒・学生向けセミナーを開催

⑤経済的支援(国内出願支援、海外展開支援ほか)
- 1997 年(平成 9 年) 模倣対策マニュアル、知的財産権侵害事例集を発刊
- 2000 年(平成 12 年) 法人税非課税法人、研究開発型中小企業等を対象とした料金減免制度を開始

⑥規制等
- 1997 年(平成 9 年) 商標に関する早期審査・早期審理を開始(2000 年以降、中小企業等へ対象拡大)
- 2000 年(平成 12 年) 早期審査制度の拡充(中小企業、大学、TLO も対象に追加)
- 2000 年(平成 12 年) 商標国際登録出願(マドプロ)受付開始

○総括
- 阪神大震災以降の日本経済の回復に向け、中小・ベンチャー企業に対する支援や科学技術基本計画(知財権保護の強化等を明記)によるイノベーション強化に着手された時期にあたり、1999 年(平成 11 年)中小企業基本法改正を契機とした中小企業支援の加速に追従するための知的財産施策の検討が産業構造審議会知的財産政策部会等で活発に実施されることになる。

3. 依拠する法律・戦略・計画等

- 知的財産法に関する改正は、 1996 年(平成 8 年)の商標法改正により、立体商標制度ならびに団体商標制度が導入され、企業や地域における知財活動の活性化が図られた。また、部分意匠制度が 1998 年(平成 10 年)の意匠法改正により導入されたほか、マドリッド・プロトコル加入に係る商標法改正や不正競争防止法によるドメインネーム保護対応など、地域・中小企業においても重要な対応がなされた。
- 中小企業に対する支援関連法としては、1999 年(平成 11 年)に改正された中小企業基本法ならびに中小企業支援法により、政府をあげて中小企業に対する支援強化がはかられた時期で

もあり、こうした背景も特許庁による地域・中小企業に対する支援施策の展開を後押しすることになった。

- また、産業活性化を目的に、1998 年(平成 10 年)大学等技術移転法(TLO 法)や、1999 年(平成 11 年)産業活力再生特別措置法(日本版バイ・ドール条項を明記)、2000 年(平成 12 年)産業技術力強化法などの施行が相次ぎ行われ、政府をあげた中小企業支援が本格化する時期となる。
- なお、こうした中小企業に対する支援拡充は、1995 年(平成 7 年)阪神淡路大震災、1997 年(平成 9 年)アジア通貨危機といった経験を経て取り組まれたものとなるが、従前の救急措置的な施策から、中小企業の体力強化に資する施策へと視点が転換する時期とも言える。

4. 特徴的な出来事・社会経済情勢

- 1996 年(平成 8 年) 科学技術基本計画(知財権保護の強化等を明記)、
- 1997 年(平成 9 年) アジア通貨危機、国内金融機関破綻
- 1998 年(平成 10 年) TLO 法(大学等技術移転法)施行
- 1999 年(平成 11 年) 中小企業基本法改正、中小企業経営革新支援法制定、産業活力再生特別措置法(日本版バイ・ドール条項)制定
- 2000 年(平成 12 年) 産業技術力強化法施行
- 2001 年(平成 13 年) 中央省庁再編、産業構造審議会知的財産政策部会設置、特殊法人等改革推進

フラッシュバック①：知的財産関連データ (出願件数、特許庁歳出・人員数等の変化など)

- 主管課 総務課(地方班)、特許情報企画課⇒特許情報課、特許情報管理課⇒特許情報管理室(1999 年度(平成 11 年)改組)、2000 年(平成 12 年)特許情報利用推進室設置
- 歳出 2000 年(平成 12 年)に 1,000 億円突破
- 特許出願件数 38 万件から 44 万件まで増加。
- 商標出願件数 1998 年(平成 10 年)に 11 万件まで落ち込むも回復。
- 特許庁総定員 2001 年(平成 13 年)の省庁再編時に減員。

フラッシュバック②：有識者・施策利用企業 回顧より

- 21 世紀の知的財産権を考える懇談会は、様々な支援施策に影響を与える提言となっている。その提言から、特許流通促進事業が生まれたことは評価するべき。【有識者】
- 1997 年度からの特許流通促進事業は以降の施策・事業の基礎となる画期的な事業であったと評価する。【有識者】
- 特許流通促進事業を通じて、現在の知財経営に対する支援のスタイルを試行錯誤することがで

き、そのスタイルの骨の部分は現在も有効に活用できるものである。【有識者】

・ 当社が情報集約型企業を目指して試行錯誤していた時期であり、特許流通事業を通じて専門家を派遣いただき、知財が当社の武器であることを再認識することができた。【施策利用企業】

（3）**形成段階** 2002 年（平成 14 年）～2006 年（平成 18 年）

- ✓ 2002 年（平成 14 年）12 月の知的財産基本法公布（2003 年 3 月施行）を契機に、政府・地域をあげた中小企業等支援施策の展開が図られ、黎明段階で整備された法制度（中小企業基本法改正ほか）による中小企業支援の環境が整ったことにより、それまでの施策を加速させる施策・事業が実施され、中小企業における戦略的な知財活用の重要性が強調して発信された時期となる。

- ✓ 知的財産基本法により、国家として依拠する法律を得て、2002 年（平成 14 年）知的財産戦略会議を開催し、知的財産戦略大綱を定めた。また、知財戦略を推進する体制として知的財産戦略本部が中心となり、各省庁における取組を総括する役割を担う本部機能が 2003 年（平成 15 年）に確立した。また、地域での取組を具体化させるうえでも、地域情勢を捉まえることが重要となり、2005 年（平成 17 年）地域知的財産戦略本部が設置されることとなった。さらに、知的財産基本法による地方公共団体の責務（第 6 条）を果たすため、各都道府県における知的財産戦略の策定や条例の制定が行われた。

- ✓ 2005 年（平成 17 年）は、特許庁内部の体制としても中小企業支援を専任する産業財産権専門官を創設し、全国各地の中小企業等を訪問して知的財産制度の普及啓発の任にあたることとなった。また、知的財産高等裁判所が設置された年でもあり、政府全体での知的財産面の強化に向けた体制強化が図られた時期と言える。

- ✓ 支援施策の実施体制についても、特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）との役割分担・連携が進み、特許流通促進事業のほか特許電子図書館（IPDL）が 2004 年（平成 16 年）INPIT へ移管されることとなり、情報提供、研修・人材育成を担う機関として、INPIT の機能強化が図られた。

- ✓ 中小企業庁との連携について、2006 年（平成 18 年）中小企業知的財産普及啓発事業を通じて設置された知財駆け込み寺も、知的財産に関する悩みや課題を受け入れる機能を果たすことを目指した。また、中小企業白書 2005 年版において『中小企業の知的財産対策』の項目が追加され、中小企業における知的財産に関する支援に前進がみられた。

- ✓ 従来の紙媒体のほか特許庁ホームページによる情報発信が伸張するなか、媒体としてのインターネットを活用した情報発信が充実される時期となった。また、インターネットを利用したオンライン出願が 2005 年（平成 17 年）から開始されるなど、ICT 技術を活用した知的財産制度の運用へと進展が始まる時期となる。

- ✓ 知財活用について、2002 年（平成 14 年）大学知的財産管理アドバイザーや出願アドバイザー、特許情報活用アドバイザーが全国に配置され、多くの知財専門人材がそれぞれの機

能を発揮して国家としての知財戦略推進を目指すことになった。

✓ 人材育成面では、実務者養成研修、知財専門人材の育成、経営者向け研修が継続して実施され、2005 年（平成 17 年）には e-ラーニングサービスが開始されるなど、手法の多様化が着目され、実践へと進む時期であった。

✓ 特許法等の法改正については、2005 年（平成 17 年）地域団体商標制度が導入され、地域における知財活動の活性化が図られたほか、意匠法改正による画面デザイン保護強化が図られるなど、中小企業においても重要な対応がなされた。

✓ このように、政府全体で知的財産政策が推進されるなか、知的財産制度実施官庁である特許庁においても独自の取組が企画・実践された時期となる。また、2004 年（平成 16 年）は、平成 30 年間の折り返しでもあるとともに、中小企業における知財活用支援として一段階ステップアップした時期としても整理できる。しかし、支援施策を通じたニーズ把握については十分とは言えず、次のステップを検討するための情報収集の重要性を確認する時期[7]ともなった。

✓ なお、平成 19 年度より特許庁内部の組織改編により普及支援課が誕生しており、その前年までを中小企業等に対する支援施策の『形成』段階と本書では定義する。

1. 注力テーマ

- 中小企業に対する支援としては、特許流通促進事業による幅広い施策が継続して提供されており、「情報提供・周知」について 2005 年（平成 17 年）まで続いた特許流通フェアと平行して特許ビジネス市が 2003 年（平成 15 年）から 2010 年度（平成 22 年）まで開催されるなど機会拡充が図られた。中小企業等特許先行技術調査支援事業が 2004 年（平成 16 年）から実施されるなど、知財情報の活用について加速させる施策も実施されている。
- また、各種アドバイザーがそれぞれの専門性を発揮して指導や助言を実施しており、そうした知財人材による中小企業等に対する「指導」の充実につながったと考えられる。また、2004 年（平成 16 年）には、地域中小企業知的財産戦略支援事業が開始され、「知的財産戦略」というキーワードが用いられる。また、当該事業を通じて知財活用に対する様々なアプローチが試行される機会となり、従前の保護的な側面に限定せず、知的財産（権）の活用可能性について専門家による「指導」が着目された時期となる。
- 「人材育成」では、経営者・開発責任者、大学、中小企業・ベンチャー企業といった、特定対象に対する個別研修やセミナー等の開催が継続され、e-ラーニング手法を採用した多様な学習環境の提供も始められた時期となる。また、小・中学・高校生等への知財教育にも注力した時期で

[7] 有識者等へのヒアリングより

もある。

- 「経済的支援」については、料金減免制度の拡充が断続的に実施され、ものづくり中小企業の実態に応じた制度拡充が実施された。また、海外展開支援として、2005 年（平成 17 年）から中小企業知的財産権保護対策事業（模倣品対策）が開始されるなど、経済的な支援以外のメニューが提供されている。

2. 特徴的な施策・事業・実施体制

○概要

- 知的財産基本法に基づき、幅広い中小企業のニーズに応じるべく、多様な手法が採用された時期と言える。主立った地域・中小企業支援施策としては、2004 年（平成 16 年）に開始された地域中小企業知的財産戦略支援事業、中小企業等特許先行技術調査支援事業、中小企業知的財産権保護対策事業である。また、前期に開始された特許流通促進事業も拡充された。
- 「中小企業知的財産戦略支援事業」は、独自の基盤技術を持ち、今後、自ら経営戦略の一環として、知的財産戦略に基づいた事業展開を図っていく中小企業に対し、知的財産専門家を派遣する「知的財産戦略策定支援事業」と、参考となる情報を提供する「知的財産権活用モデル事業」の2つの事業で構成される。
- 「知的財産戦略策定支援事業」は、都道府県等中小企業支援センターが、知的所有権センターと連携し、地域の中小・ベンチャー企業に対して知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援する事業である。同事業を通じて、従来の知財専門家（弁理士、弁護士）に加え、企業経営支援の専門家である中小企業診断士を加えた支援体制を採用する機会を確保し、現在につながる複数専門家による支援の先鞭をつけることとなった。
- 「知的財産権活用モデル事業」は、中小企業基盤整備機構が、各地域の知的財産の専門家を活用しつつ、経営戦略の一環として知的財産を有効活用しているモデル的な中小企業の成功事例を創出するとともに、それに係る事例について、情報提供・普及啓発等を行う事業である。
- 「中小企業等特許先行技術調査支援事業」は、中小企業等からの審査請求前の特許出願について、出願人本人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査を実施し、審査請求するか否かを判断する際の参考となる情報を提供する事業である。
- 「中小企業知的財産権保護対策事業」は、海外展開を目指す我が国中小企業の知的財産権保護を図る観点から、日本貿易振興機構の有する海外ネットワークを活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等を実施する事業である。
- 前期（黎明段階）に開始された「特許流通促進事業」は、従来の事業に加えて、特許流通促進セミナーや特許ビジネス市が新設された。
- 「特許流通促進セミナー」では、特許情報の活用方法、開放特許の活用事例や特許契約のポイント等、地域中小企業における特許活用を促進するための講演やパネルディスカッション等を実施し、2006 年（平成 18 年）以降は、特許流通講座、特許流通シンポジウムへと発展的に継続された。

・ 「特許ビジネス市」では、特許技術等のシーズ保有者が、技術の内容・効果に加え、商品開発のポイントとなるビジネスプラン、ライセンス条件等を説明し、会場の参加者から技術シーズのライセンス、商品開発のための共同研究、商品の販売協力、事業資金の支援等、各種提携の申し出を募る場を提供するものである。

○施策分類別

①情報発信（情報提供・普及啓発）

・ 特許流通促進事業（継続）
・ 2002 年（平成 14 年） 特許流通促進セミナー開催（2005 年度まで実施）
・ 2003 年（平成 15 年） 特許ビジネス市開催（2009 年度まで実施）
・ 2004 年（平成 16 年） 特許流通ニュースメール配信開始（2010 年度まで実施）
・ 2004 年（平成 16 年） 特許・実用新案の DVD 公報発行
・ 2004 年（平成 16 年） 知的財産活用モデル事業開始（2008 年度まで実施）
・ 2005 年（平成 17 年） 中小・ベンチャー企業向けセミナー・研修の開催（現在まで継続実施）
・ 2005 年（平成 17 年） 中小・ベンチャー知的財産戦略マニュアル発行（2006 年度まで実施）
・ 2005 年（平成 17 年） 特許活用企業事例集 vol.2 発行
・ 2005 年（平成 17 年） 特許検索ガイドブック発行（2007 年度まで実施）
・ 2005 年（平成 17 年） 地域団体商標制度説明会の開催
・ 2006 年（平成 18 年） 特許流通コンテンツ（動画）の配信を開始（2010 年度まで実施）
・ 2006 年（平成 18 年） 特許流通講座・特許流通シンポジウム開催（2008 年度まで実施）
・ 2006 年（平成 18 年） インターネット利用による公報発行サイトを通じての無料発行を順次開始
・ 2006 年（平成 18 年） 中小企業知的財産普及啓発事業（知財駆け込み寺に対する支援）を実施（2008 年度まで実施）
・ 2006 年（平成 18 年） 先使用権制度の円滑な活用に向けて－戦略的なノウハウ管理のために（第1版）を発行

②組織・体制構築、計画等策定

・ 2002 年（平成 14 年） 財団法人日本テクノマート解散
・ 2004 年（平成 16 年） 独立行政法人工業所有権情報・研修館へ名称変更
・ 2004 年（平成 16 年） 特許庁業務・最適化計画を策定
・ 2004 年（平成 16 年） 独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立（中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の 3 つの特殊法人を統合）
・ 2005 年（平成 17 年） 知的財産高等裁判所の設置
・ 2005 年（平成 17 年） インターネットを利用したオンライン出願を開始
・ 2006 年（平成 18 年） 商工会・商工会議所に知財駆け込み寺を設置
・ 2006 年（平成 18 年） イノベーション促進のための特許審査改革加速プランを策定

③診断・指導(窓口・アドバイザー、知財戦略支援、ビジネス展開支援ほか)

- 2002 年(平成 14 年) 大学知的財産管理アドバイザーの派遣を開始、2005 年大学知的財産アドバイザーへ改組(2010 年度まで実施)
- 2004 年(平成 16 年) 地域中小企業知的財産戦略支援事業を開始(20010 年度まで実施)
- 2004 年(平成 16 年) 特許情報活用支援アドバイザーを配置(2010 年度まで実施)
- 2004 年(平成 16 年) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口を開設
- 2006 年(平成 18 年) 知財駆け込み寺連携事業(知的財産制度 QA 集)の実施
- 2006 年(平成 18 年) 外国産業財産権制度相談及び侵害対策支援事業(改称)を開始

④人材育成

- 知的財産専門人材の育成事業(継続)
- 2003 年(平成 15 年) ビジネス活性化のための知的財産活用(テキスト)発行
- 2005 年(平成 17 年) e-ラーニングを活用した人材育成を開始(現在まで継続実施)

⑤経済的支援(国内出願支援、海外展開支援ほか)

- 2004 年(平成 16 年) 中小企業等特許先行技術調査支援事業を開始(2010 年度まで実施)
- 2004 年(平成 16 年) 料金減免制度の拡充(共同出願への適用)
- 2005 年(平成 17 年) 中小企業知的財産権保護対策事業(模倣品対策事業)を開始
- 2006 年(平成 18 年) 料金減免制度の拡充(ものづくり中小企業への適用)

⑥規制等

- 2004 年(平成 16 年) 早期審査制度の拡充(外国関連出願や中小企業出願を対象)
- 2006 年(平成 18 年) 早期審査制度の見直し(中小企業等の申請要件緩和)

⑦支援体制:知財戦略大綱に沿った地域視点の支援体制構築に着手

- 2002 年(平成 14 年) 特許室、知的所有権センター
- 2003 年(平成 15 年) 特許室、知的所有権センター(地方自治体)、独立行政法人工業所有権総合情報館(NCIPI)[8]、社団法人発明協会(JIII)[9]
- 2004 年(平成 16 年) 同上
- 2005 年(平成 17 年) 地域知財戦略本部 設置による地域体制確立
  - 中小企業支援機関、知財支援機関、弁理士、大学、地方公共団体等地域の官民からなる体制へ。特許室、知的所有権センターと連携して支援を展開。
  - 知的財産制度のプロセスに沿った支援メニューの整理(下図)

[8] 現在の独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)
[9] 現在の一般社団法人発明推進協会

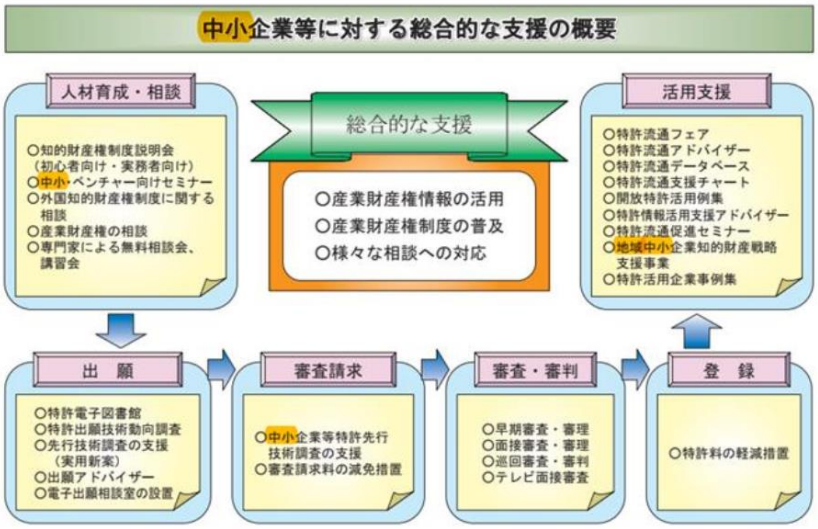

・ 2006 年　上記、弁理士会等関係機関・人材（追加）

支援体制（2002 年時点） ※特許行政年次報告書より

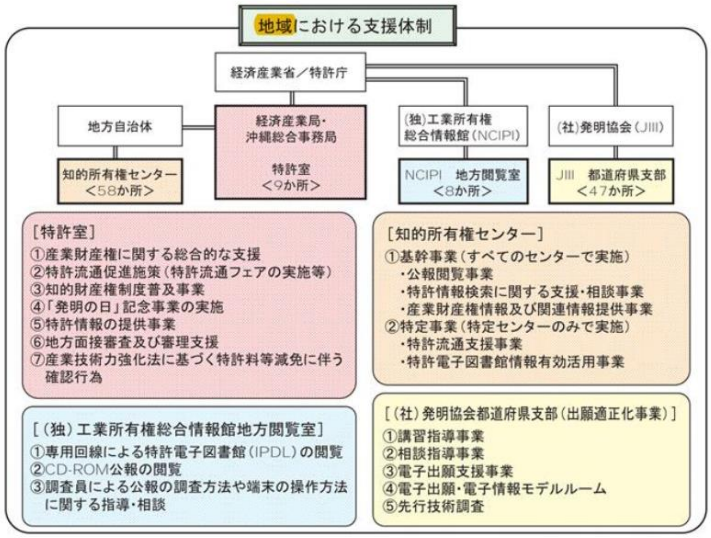

支援体制（2006 年時点） ※特許行政年次報告書より

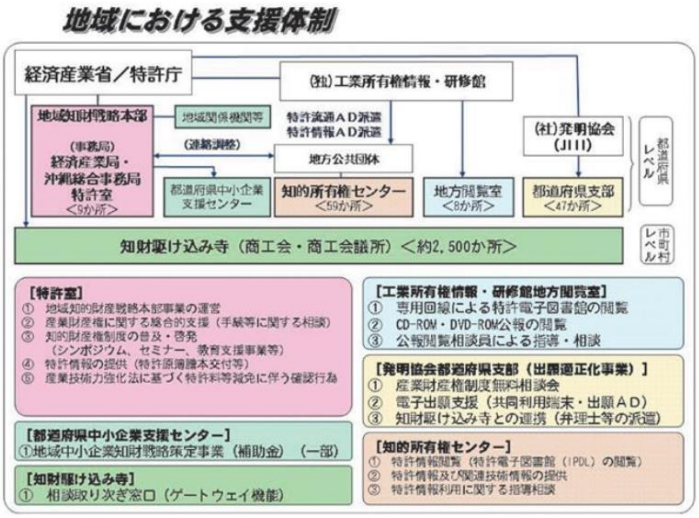

○総括

- 当期間は、政府を中心に「知財立国」に向けた知財活用の拡充・人材育成が重点的に実施された時期となる。特許庁を中心とした体制充実に始まり（産業財産権専門官の設置）、独立行政法人工業所有権情報・研修館の誕生、知的財産高等裁判所の設置など、国内での基盤機能が充実された時期でもある。
- なお、知的財産戦略本部が毎年『知的財産推進計画』を策定し、公表することで、各省庁における知的財産政策が毎年総括・整理されることは、具体的な施策を展開する実施庁としての特許庁内部での意識拡大につながる結果を得ることとなった[10]。

3. 依拠する法律・戦略・計画等

- 2002 年（平成 14 年）の知的財産基本法公布以降、知的財産戦略会議・知的財産戦略本部・地域知的財産戦略本部、知的財産戦略大綱・知的財産推進計画など、環境整備が進む。また、都道府県の知的財産戦略の策定も進み、鳥取県は知的財産の創造等に関する基本条例を 2006 年に制定した。
- 2005 年（平成 17 年）日本経団連が発表する企業行動憲章に知財権に関する行動指針が加えられたり、中小企業・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策が知財戦略本部でまとめられたりするなど、様々な機関から知的財産に関する課題提起が適宜実施された。また、中小企業

[10] 有識者等へのヒアリングより

白書に「知的財産対策」の節が新設された。

- 2005 年（平成 17 年）商標法が改正され、地域団体商標制度が 2006 年（平成 18 年）より開始された。この制度は、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に創設されたものである。
- 2006 年（平成 18 年）中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）により、我が国製造業の国際競争力強化や新たな事業の創出にとって必要不可欠な存在として中小企業を明確に位置づけ、支援策を集中投入していくよりどころが明確となり、新たな段階に入っていく。

4. 特徴的な出来事・社会経済情勢

- 2002 年（平成 14 年） サッカーW 杯日韓共催開催
- 2003 年（平成 15 年） 知的財産戦略本部発足、都道府県の知的財産戦略策定、国立大学法人法制定、地上デジタルテレビ放送開始
- 2004 年（平成 16 年） 九州新幹線開業
- 2005 年（平成 17 年） 愛知万博（愛・地球博）開催、クールビス発表
- 2006 年（平成 18 年） 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）

フラッシュバック①：知的財産関連データ（出願件数、特許庁歳出・人員数等の変化など）

- 主管課 総務課（中小企業支援班、地方班）、特許情報課・特許情報管理室
- 特許出願件数 42 万件前後で推移。ただし、2006 年（平成 18 年）より減少へ転じる。
- 商標出願件数 徐々に増加。
- 特許庁総定員 2006 年（平成 18 年） 2,700 名を超える。

フラッシュバック②：有識者・施策利用企業 回顧より

- 2002 年に知財基本法ができ、知財戦略本部が活動を開始した後、2004 年中小企業に対する知財経営面での支援の取組が具体化していった。当時はあえて中小企業と称していなかったと記憶している。知財実務だけでなく経営戦略とリンクさせることが重要だと謳っていた。【有識者】
- 知的財産戦略本部ができ、知財総合支援窓口が設置されたことの意義は非常に大きく、政策としても評価すべきである。かけ声、構想段階で終わらずに、速やかに実際の支援の仕組みづくりに進んだことは大いに評価できる。【有識者】

- 知的財産戦略本部設置と同じ時期に営業秘密の罰則ができた。これは日本の知財政策の転換点と考えている。【有識者】
- 2004 年の知的財産推進計画にて中小企業支援を明確に位置づけし、多数の関係機関や知財専門家の協力を得つつ進めていたが、最初は「知的財産の重要性や活用について知らしめる」ことから着手したことを強く記憶している。【有識者】
- 中小企業に対する支援モデルを検討するなかで、企業が抱える課題等を棚卸しし、知財活用のシナリオを検討しつつ、成長の過程・ステップを提示しつつ進めていく手法は、先進的なものであったと評価する。【有識者】【施策利用企業】
- 知財戦略策定以降、地域知財戦略本部の創設などを経て、一時、自治体レベルでの取組が活発となったが、その後下火になっている。地域知財活性化行動計画により、改めて地域における知財支援のあり方に光を当てることになったが、以前ほどの盛り上がりには至っていない。【有識者】

（４）**実践段階** 2007 年（平成 19 年）～2010 年（平成 22 年）

- ✓ 知的財産推進計画に基づき、各省庁が知的財産に関する取組を進めるなか、特許庁では組織体制の再編（普及支援課設置）を行い、地域・中小企業に対する支援体制の充実を図った（企画調査課同時設置）。
- ✓ 普及支援課を中心とした、地域・中小企業支援施策は、幅広い業種、分野での成果につながりつつあり、その実践の過程をとりまとめ、マニュアルとして編纂することの重要性に着目して、多様なマニュアルが発刊されることとなる（中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル、知財戦略コンサルティング、知的財産経営プランニングブックなど）。

- ✓ また、知財分野における中小企業支援を含む、ビジネスと知的財産との関連に係る経験共有を途上国に対しても行っていくことが重要であることの議論も深められた時期となる。また、2008 年（平成 20 年）に特許庁が公表した「特許庁ビジョン」において、あらたな特許庁としてのサービス改革へと歩みを進める転換時期とも言える。

- ✓ 支援施策の実施体制について、特許庁と INPIT での役割分担が一層進み、特許流通促進事業のほか多種多様な研修・セミナーを通じた普及啓発の強化が図られた。2008 年（平成 20 年）の「特許戦略ポータルサイト」、「リサーチツール特許データベース」、2009 年（平成 21 年）の「特許検索ポータルサイト」などの情報発信機能が提供され、幅広い情報ニーズに対応できる基盤として運用されていった。また、各種パンフレットやリーフレットによる情報発信も、利用者目線の工夫が試行錯誤された時期とされ、利用者にとってわかりやすい情報提供が模索される時期となった。

- ✓ 指導サービスにおいては、各種アドバイザー等の知財専門家派遣を継続するとともに、知的財産プロデューサーや知財活用支援コーディネータを新たに配置する等、より俯瞰した視点での指導・助言を担う高度な専門家の派遣を実施することとなり、知財制度への認知度や利用が高まるなど支援ニーズも拡大し、知財専門家ニーズも高まる結果となった。

- ✓ 経済的支援としては、2008 年（平成 20 年）に開始された地域中小企業外国出願支援事業（外国出願補助金）は、海外展開を目指す中小企業にとって、海外での出願に係る経済的な負担が現地での事業継続上のハードルになっていることを捉えた施策として実施され、先行する保護対策事業と合わせた多層での支援が提供されることとなった。
- ✓ また、2008 年（平成 20 年）スーパー早期審査制度が導入され、ビジネスの時間軸と知財制度の時間軸を可能な限り同期させる取組も進められた。こうした事業展開を支援する施策や事業が充実された時期と言える。

- ✓ 人材育成面では、知財専門人材の育成が進むなか、中央に偏在しているとされた知財専門家を地方において育成していく必要性が指摘され、地域中小企業知財戦略支援事業に

おいて、知財戦略支援人材育成が盛り込まれ、多くの知財専門家に対する実地指導が実施されることとなった。また、自治体との連携事業についても試行され、地域における知財施策推進人材としての自治体職員のレベルアップについても着手する時期となった。

✓ なお、行政刷新会議での議論の結果、2010 年度(平成 22 年)まで十数年継続実施してきた特許流通促進事業にピリオドが打たれたが、特許庁にとって挑戦的かつ試行的なテーマについて、民間の知恵を活用しつつ積極的に取り組む時期にもなった。この年までを中小企業等に対する支援施策の『実践』段階と本書では定義する。

1. 注力テーマ

- 地域・中小企業支援施策は、知的財産戦略、知的財産経営[11]といった、現在にもつながる知的財産活用の考え方が発想され、幅広い業種、分野での支援を通じて一定の成果につながりつつあった。その実践の課程をとりまとめ、マニュアルとして発刊することで、支援を通じて得た知見を広く周知し、活用促進を図る動きへとつながっていくこととなる。
- 支援施策の実施体制について、2007 年(平成 19 年)より特許庁と農林水産省との連携(知的財産連携推進連絡会議開催)が図られ、知的財産を広義に捉えた支援のあり方が議論され、実践されることとなった。また、中小企業白書 2009 年版に、「中小企業における知的財産の保護・活用」が掲載され、地域・中小企業支援施策における知的財産関連施策の位置づけが明確になるとともに、特許庁と中小企業庁による連携が一層伸張する時期でもあった。
- 中小企業に対する「情報提供・周知」について、「特許戦略ポータルサイト」、「特許検索ポータルサイト」、「リサーチツール特許データベース」などの情報発信機能が提供され、幅広い情報ニーズに対応できる基盤サービスとして提供された。さらに、「地域団体商標 2007(ガイドブック)」が発刊され、地域における知的財産活動が紹介されるなど、多様な情報提供が実施された。
- また、各種アドバイザーがそれぞれの専門性を発揮して指導や助言を実施しており、知財専門人材による中小企業等に対する「診断・指導」の質的な向上が図られた時期となる。
- あわせて、「戦略的な知的財産管理に向けて～知財戦略事例集(2007 年 4 月)」、「知財で元気な企業 2007(2007 年 4 月)」、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル 2006(2007 年 6 月)」、「ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル(2008 年 4 月)、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル:はじめてみよう!知財経営(2008 年 4 月)」、「ココがポイント!知財戦略コンサルティング(2009 年 5 月)」、「産業財産権活用企業事例集 vol.3(2009 年 5 月)」などが相次いで発刊され、中小企業における知財活用を促進する教本として活用された。こうした一連の取組は、「知的財産経営プランニングブック(2011 年 3 月)」において総括される形とな

11 知的財産経営とは、「知的財産活動を企業活動に取り入れて、企業が保有する知的財産を有効に活用する企業形態」、知的財産活動とは、「知的財産制度を利用して知的財産を取り扱う企業活動」と定義。(「中小企業支援知的財産経営プランニングブック」平成 23 年 3 月 特許庁 より)

る。

- 「人材育成」では、経営者・開発責任者、大学、中小企業・ベンチャー企業といった、特定対象に対する個別研修やセミナー等の開催が継続されている。また、中小企業における知的財産活用を支える機能の拡充を狙い、中小企業支援機関に対するセミナー等も始められた時期となる。自治体との連携についても、2009 年（平成 21 年）知財先進都市支援事業により、地域目線・地域発意による知的財産活用のモデルづくりが展開された。
- 「経済的支援」については、外国出願補助金が実施され、意匠・商標が補助対象に追加されるなど、ものづくり中小企業における海外展開に対する支援メニューの拡充が図られた。
- 行政刷新会議での議論の結果、特許流通促進事業が業務仕分けの対象となり事業が廃止となったが、同事業により中小企業に対する知的財産活用のモデル構築につながる多様な施策が実施され、以降の施策にもその成果が活用されるなど、手法等の開発・蓄積が行われた時期と言える。

2. 特徴的な施策・事業・実施体制

○概要

- 産業技術力強化法を踏まえ、中小企業のニーズに応じるべく、多様な手法が採用された時期と言える。特に、受け身型から、能動型（訪問型）への進展が多様な施策で進められ、イノベーションと知財政策に関する研究会報告書や、それを受けたイノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007 などを踏まえ、「イノベーション」をキーワードに施策の深耕についても進められた時期と言える。
- 主立った地域・中小企業支援施策としては、「知財先進都市支援事業」、「地域中小企業外国出願支援事業」、「地域中小企業知財経営基盤定着支援事業」である。
- 「知財先進都市支援事業」は、地方公共団体がその区域内の特性を生かした自主的な施策の策定・実施に対して、国と地方公共団体が相互に連携し、その連携強化に必要な施策を講じるという知的財産基本法第 9 条に基づく取組であり、2008 年（平成 20 年）に 5 県 1 政令市においてモデル事業を実施し、翌年度は 9 市町村で実施した事業である。
- 「地域中小企業外国出願支援事業」は、経済のグローバル化に伴い、中小企業の海外進出が進んでいるなかで、海外市場の販路開拓や模倣被害への対策には、進出国における特許権等の取得が重要であることから、地域中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国出願に要する費用の一部を助成する事業である。当初は特許出願のみを補助対象としていたが、2010 年度（平成 22 年）には意匠・商標出願を追加、2013 年度（平成 25 年）には実用新案・冒認対策商標出願を追加、2015 年度（平成 27 年）には意匠の国際出願（ハーグ出願）を追加し、補助対象範囲を拡充してきている。また、2014 年度（平成 26 年）から事業名を中小企業等外国出願支援事業に改称している。
- 「地域中小企業知財経営基盤定着支援事業」は、前期（形成段階）に実施された、中小企業の知的財産戦略の導入・推進支援を目的とした「地域中小企業知的財産戦略支援事業」及び、第

2フェーズとして実施された、中小企業の知的財産戦略支援に係る地域人材を育成することを目的とした「地域における知的財産人材育成事業」の第3フェーズとして位置づけられた事業であり、中小企業に知的財産を戦略的に活用する知的財産経営を定着させるためのモデル構築を行うことを目的に実施され、その成果は「知的財産経営プランニングブック」としてまとめられた。

○施策分類別

①情報発信（情報提供・普及啓発）

・ 当該期（実践段階）における情報提供・普及啓発は、以下の通り（継続実施を含む）。

- 特許電子図書館（IPDL）
- 知的財産権センターによる特許情報提供・相談
- 特許検索ポータルサイト（2010 年度で事業終了）
- 産業財産権相談サイト（2010 年）
- リサーチツール特許データベース（2010 年度で事業終了）
- 特許流通データベース（開放特許情報データベースへ改称）
- 知的財産権取引業者データベース（2010 年度で事業終了）
- 特許ビジネス市（2010 年度で事業終了）
- 特許流通講座・特許情報シンポジウム（2010 年度で事業終了）
- 国際特許流通セミナー（2010 年度で事業終了）
- 特許流通ニュースメール（2010 年度で事業終了）
- 特許流通コンテンツ（2010 年度で事業終了）
- 中小企業・中小企業支援機関向け個別セミナー
- 知的財産制度説明会（初心者向け・実務者向け）
- 開放特許活用事例集（2007 年）
- 戦略的な知的財産管理に向けて～知財戦略事例集（2007 年）
- 中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル（2007 年）
- 中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル：はじめてみよう！知財経営（2008 年）
- ココがポイント！　知財戦略コンサルティング（2009 年）
- ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル（2008 年）
- 地域団体商標ガイドブック（2007 年以降毎年発行）
- 知財で元気な企業 2007（2007 年）
- 産業財産権活用企業事例集 vol.3（2009 年）
- 特許情報分析事例集（2010 年）

② 組織・体制構築、計画等策定

・ 2007 年（平成 19 年） 普及支援課および企画調査課を設置

・ 2008 年（平成 20 年） イノベーションと知財政策に関する研究会を設置

・ 2008 年（平成 20 年） 特許庁ビジョンを策定

③ 診断・指導（窓口・アドバイザー、知財戦略支援、ビジネス展開支援ほか）
・ 特許流通促進事業によるアドバイザー派遣（2010 年度で事業終了）
・ 2007 年（平成 19 年） 地域中小企業知的財産戦略支援事業の第2フェーズ（地域における知的財産人材育成事業）を開始（2008 年度まで実施）
・ 2008 年（平成 20 年） 自治体との連携事業を実施（5 県1政令市）
・ 2008 年（平成 20 年） 知的財産プロデューサー配置（試行開始）
・ 2009 年（平成 21 年） 地域中小企業知的財産戦略支援事業の第3フェーズ（地域中小企業知財経営定着支援事業）を開始（2010 年度まで実施）
・ 2009 年（平成 21 年） 知財先進都市支援事業を開始（2011 年度まで実施）
・ 2009 年（平成 21 年） 中小企業庁との連携による中小企業施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催（2010 年度まで実施）
・ 2009 年（平成 21 年） 出張面接審査、地方面接審理を追加
2010 年（平成 22 年） 知財活用支援コーディネータの配置（2010 年度で事業終了）

④ 人材育成
・ 知的財産専門人材の育成事業（継続）
専門家養成セミナー、中小ベンチャー企業向けセミナー・研修、大学等研究者対象セミナー、児童・生徒・学生向けセミナー、調査業務実施者の研修、e-ラーニングを活用した人材育成
・ 2007 年（平成 19 年） 地域における知財戦略支援人材の育成事業を開始
・ 2009 年（平成 21 年） 「知財人材データベース」の運用開始

⑤ 経済的支援（国内出願支援、海外展開支援ほか）
・ 2008 年（平成 20 年） 地域中小企業外国出願支援事業（外国出願補助金）を開始
・ 2010 年（平成 22 年） 外国出願補助金の拡充（意匠・商標を補助対象）
・ 中小企業等特許先行技術調査支援（2010 年度で事業終了）

⑥ 規制等
・ 2008 年（平成 20 年）スーパー早期審査制度を導入

⑦ 支援体制：普及支援課を中心とした地域目線の支援体制の充実へ。地域目線の事業も展開へ
・ 2007 年（平成 19 年） 上記、中小企業支援センター、知財駆け込み寺（商工会・商工会議所）
  ➢ 都道府県、政令市における知財推進計画による施策（2008 年 3 月現在 32 都道府県 3 政令指定都市にて知財推進計画策定）
・ 2008 年（平成 20 年） 地方公共団体との「協力」強化
・ 2009 年（平成 21 年） 連携モデル事業（5 県 1 政令市）による連携・協力の強化
  ➢ 都道府県、政令市における知財推進計画による施策（2009 年 3 月現在 38 都道府県 3 政

令指定都市にて知財推進計画策定）

- 「知財先進都市支援事業」の展開（9 か所）
- 「ワンストップ・サービス・デイ」の開催
- 中小企業の知財活動のプロセスに沿った支援へ

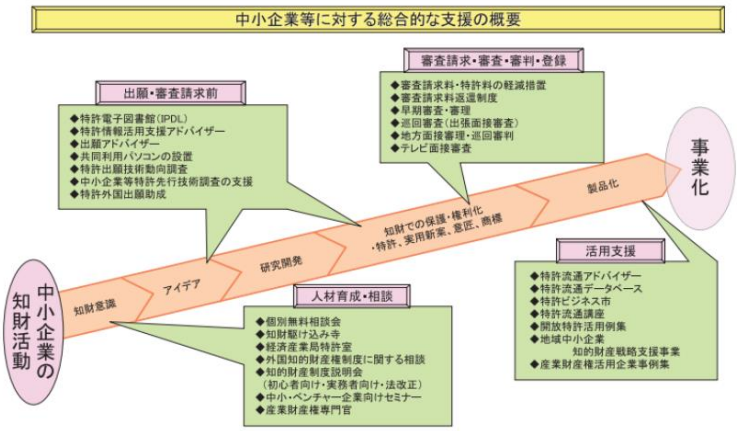

・ 2010 年（平成 22 年）

- 都道府県、政令市における知財推進計画による施策（2010 年 3 月現在　40 都道府県 3 政令指定都市にて知財推進計画策定）
- 「課題解決型相談・コンサルティング事業」によるワンストップ相談窓口
- 四国経済産業局特許室「知財塾開催事業」実施、2014 年まで 4 県で実施。高知県では県独自事業として継続。

支援体制（2010 年時点）　※特許行政年次報告書より

【地域における支援体制】

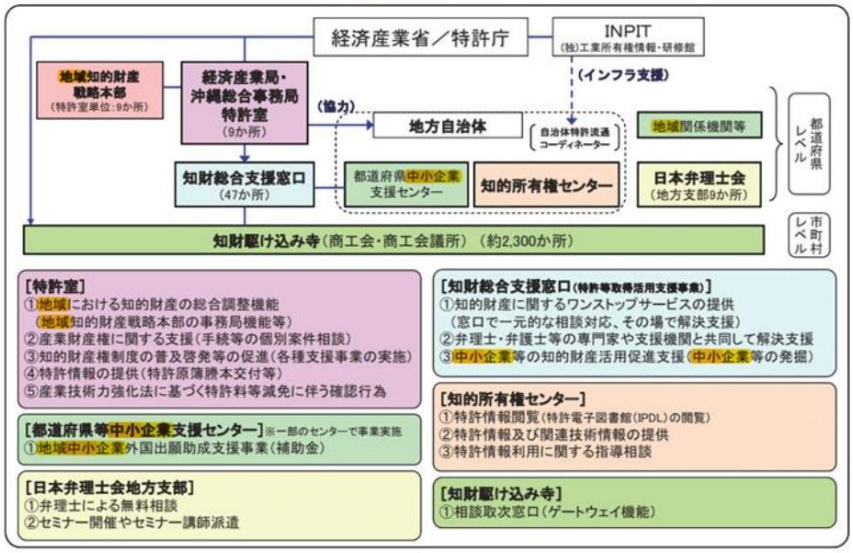

○総括

・ 当期間は、政府を中心に「知財立国」に向けた知財活用の拡充・人材育成が発展的に継続された時期となる。行政刷新会議での議論の結果、特許流通促進事業が業務仕分けの対象となり事業の多くが 2011 年(平成 23 年)3 月末をもって廃止となったが、同事業により蓄積・研鑽された手法等の有効活用についても議論された時期でもあり、以降の中小企業支援モデル構築が試行錯誤のなか取り組まれた時期として評価できる。

3. 依拠する法律・戦略・計画等

・ 知的財産推進計画が毎年策定され、政府としての取組を明示して推進された。また、都道府県の知的財産戦略の策定がさらに進み、「青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例(2009 年 3 月)」や「佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例(2009 年 4 月)」が制定された。

・ 2007 年(平成 19 年)1 月、イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007(AMARI プラン 2007)が策定され、「グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化」、「特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組」、「企業における戦略的な知財管理の促進」に次いで、第 4 の重点分野として「地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化」が明示された。また同年、産業競争力強化法改正があり、イノベーション創出が強く位置づけられる(「技術経営力」強化へ)。

- 2008 年(平成 20 年)特許庁の今後のあり方についてのビジョン(特許庁ビジョン)により、ユーザーのニーズに応える質の高いサービスの提供を組織ミッションの1つに位置づけ、「ユーザー視点」を行動指針のなかで明確にした。
- 2009 年(平成 21 年)中小企業白書 2009 年版に「中小企業における知的財産の保護・活用」の節が新設された。また、行政刷新会議による、規制・制度改革、工業サービス改革、独立行政法人改革が推進された。経済面では、前年に発生した、リーマン・ブラザーズ破綻を受けた「リーマンショック」による影響から、経済的危機に対する対策が相次ぎ実施された時期でもあった。
- 2010 年(平成 22 年)新成長戦略が策定され、ベンチャー・中小企業の知財マネジメントの強化(ワンストップ相談窓口の整備)が記載された。これが 2011 年度(平成 23 年度)の知財総合支援窓口の開設へとつながっていく。なお、産業構造審議会第 13 回知財政策部会において、知的財産政策の今後の方向性について議論がなされ、「中小企業等幅広いユーザーを支援する知財制度の利便性向上」に向けた取り組みが強調された。

4. 特徴的な出来事・社会経済情勢

- 2007 年(平成 19 年) 産業技術力強化法(日本版バイ・ドール制度の移管)改正、農林水産省との連携(知的財産連携推進連絡会議開催)
- 2008 年(平成 20 年) リーマン・ブラザーズ経営破綻(リーマンショック)
- 2009 年(平成 21 年) オバマ大統領就任、民主党政権発足、行政刷新会議
- 2010 年(平成 22 年) 新成長戦略策定、産業構造審議会知財政策部会

フラッシュバック①：知的財産関連データ (出願件数、特許庁歳出・人員数等の変化など)

- 主管課 普及支援課、企画調査課
- 特許出願件数 2009 年(平成 21 年) 35 万件まで減少(1年で 4 万件強減少)
- 商標出願件数 2009 年(平成 21 年) 11 万件まで減少。
- 特許庁総定員 2009 年(平成 21 年) 2,904 名となり 30 年間でピーク。以降は減員へ。

フラッシュバック②：有識者・施策利用企業 回顧より

- 特許流通促進事業ならびに知財戦略支援事業を通じて、幅広い施策・事業を実施し、知的財産経営モデル構築、マニュアル類の作成へと展開できたことは、モデル事業として評価するべき。【有識者】
- 知的財産の分野にコンサルティングの概念を持ち込み、現場目線の試行錯誤のなか知見を蓄積し、中小企業に対する知財支援のあり方を研究できたことは大いに評価する。以降の支援につながるベースラインが構築された時期となろう。【有識者】

- 先例となるマニュアル等がないため、マニュアルの構成や表現方法について苦労したことを記憶している。中小企業経営者に対するメッセージとして、どのような表現やデザイン・装丁が望ましいのか、試行錯誤することとなった。このときの苦労が、現在まで続いており、『虎の巻』などの明確なメッセージで想定もわかりやすいものが準備されるようになったと捉えている。【有識者】
- 経営者や知財担当者、中小企業診断士を対象に、施策・事業に巻き込んでいくことで啓発・普及の拡充に努めた。結果、そうした経過・過程をマニュアルという形で編纂でき、その後の施策の礎にできたと考える。【有識者】
- マニュアル類は、中小企業のみならず、支援する知財専門家としても、知的財産の重要性や必要な対応方法を知るツールとしても重要な位置づけにある。【有識者】
- 知財戦略支援事業を通じて、知的財産を軸とした中期経営計画の策定をお手伝いした企業において、いざ運用していこうとする矢先にリーマンショックが発生し、大いに影響を受けた。その際、支援施策が新たな戦略形成に役に立ったと評価する。【有識者】【施策利用企業】

（５）**強化・拡充段階** 2011 年（平成 23 年）～2018 年（平成 30 年）

- ✓ 2011 年（平成 23 年）に開設された知財総合支援窓口は、地域・中小企業の知財活動をワンストップで支援する機能を有する総合的な支援体制・基盤として運用が継続されている。
- ✓ 特許庁直営から INPIT へ移管された 2016 年（平成 28 年）以降も、多様な支援施策の実施にあたり知財総合支援窓口が文字通り窓口役となって地域・中小企業に対するワンストップサービスを担う存在となっている。
- ✓ 知財総合支援窓口を中心とした支援体制は、情報発信・普及啓発、相談・指導、人材育成を併せ持つ総合窓口として現在にいたっており、窓口支援担当者による支援企業の掘り起こし及び継続した支援と、専門家派遣と配置専門家による指導・助言、関係機関が提供する各種サービスを組み合わせた支援が展開され、利用者（中小企業等）は、必要なメニューを選択できることと、抱えている課題に応じて複数メニューを組み合わせた支援サービスが提案されるという点で従前の単発での支援施策とは異なる特徴を持っている。
- ✓ なお、2011 年（平成 23 年）以降において、中小企業の特許出願件数増加傾向が確認されるなど、従前の施策効果が顕在化しつつある。

- ✓ 中小企業等における知的財産に対する理解・認識の高まりとともに、支援ニーズも多様化していった。2014 年（平成 26 年）に設置された中小企業・地域知財支援研究会（特許庁長官の私的懇談会）では、地域・中小企業に特化した支援のあり方が深耕され、今後の支援策の立案等の際の基本的な視点や今後の活動の基本方針が議論され、報告書にまとめられた。
- ✓ 支援対象のセグメント化についても、従前の中小企業全般に対する支援を継続しつつも、「知財活用途上型企業」と「知財活用挑戦型企業」を対象に、下請けからの脱却を目指す企業や海外での事業拡大を目指す企業向けの支援策を充実させていった。さらに、より知的財産の事業や経営への寄与度の高いとされるスターアップ・ベンチャー企業に対する支援へと、発展させていくこととなった。

- ✓ 体制面では、中小企業知財戦略支援総合調整官（審査業務部長が歴任）が 2013 年（平成 25 年）に、2014 年（平成 14 年）には普及支援課に企画調整官が新設され、庁内体制が強化されるとともに、地域・中小企業ニーズをくみ取り、関係省庁や自治体との連携強化も図られた。
- ✓ また、1958 年（昭和 33 年）近畿通商産業局に初めて設置され、1997 年（平成 9 年）には全国の経済産業局に設置された「特許室」を 2017 年（平成 29 年）に改称して「知的財産室」とし、従来の産業財産権４権にとどまらない知的財産施策を担う地方組織として位置づけられた。このほか、2015 年（平成 27 年）INPIT 知財活用支援センターを、2017 年（平成 29 年）INPIT-KANSAI を設置するなど、関係機関を含めた体制再編や充実が図られた時期となる。

✓ 地域との連携についても改めて取り組まれた時期になる。2016 年（平成 28 年）地域知財活性化行動計画を策定し、翌年には都道府県別目標を設定（～2019 年度）するなど、政府・地域を挙げた知財施策推進に取り組む体制再構築が特許庁主導で進められることになった。また、広域的な知財支援体制の構築や連携強化を通じた知財支援力の向上を図り、意欲の高い地域による先導的・先進的な取組を伴走型で支援することを通じ、知財を活用した地域再生の貢献に資するため、2015 年（平成 27 年）から地域中小企業知的財産支援力強化事業が開始された。

✓ こうした地方創成に資する取組に、特許庁が政策官庁としての機能を強化・錬成する機会確保にもつながっている。

✓ 情報発信について、1996 年（平成 8 年）特許庁ホームページ開設や 1999 年（平成 11 年）の特許電子図書館（IPDL）稼働から約 20 年を経過し、大きく進展した分野となっている。

✓ 2015 年 3 月（平成 27 年）特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）稼働に始まり、中韓文献翻訳・検索システム（1 月～）、外国特許情報サービス（FOPISER）（8 月～）、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）（10 月～）等が相次いでリリースされ、情報提供サービスは新たなステージへと進展した時期と言える。

✓ また、情報発信から指導、経済的支援までを複合的に実施する事業も複数展開されることとなり、知財金融や海外での侵害対策など、あらたな施策テーマに対して、従前の個別支援ではなく、複合的・集中的な支援が実施されるなど、これまでの蓄積を活用したあらたな支援モデルの構築が施行される時期に至っている。

✓ なお、知財総合支援窓口開設後は、窓口を中心に多様な支援施策が実施され、発展してきた。特許庁としての支援施策については、INPIT 移管を経て資源投入の再考がなされたなど、知財総合支援窓口事業の開始が与えた影響に鑑み、2011 年から 2018 年（編纂作業年次）までを中小企業等に対する**支援施策の『強化・拡充』段階と**本書では定義する。

1. 注力テーマ

- 地域・中小企業支援施策は、特許庁 業務運営計画 にて「中小企業支援」が強調される（平成 27 年及び 28 年度にて改訂）など、一層加速していくこととなる。
- また、前期（実践段階）に発信された「知的財産経営」について、定着を図る取組を全国レベルで実施していく時期へと進展する。その推進役を担う「知財総合支援窓口」の配置は、地域・中小企業の知財活動をワンストップ支援する機能を有する基盤として確立していった。
- 「情報発信・普及啓発」として、2015 年（平成 27 年）に、現在の施策につながる様々な施策が導

入されることとなり、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）、中韓文献翻訳・検索システム、外国特許情報サービス（FOPISER）、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）などの知財情報提供ツールのサービスは新たなステージに入った。

- 「指導」を担う 2015 年（平成 27 年）の知的財産戦略アドバイザー、2011 年（平成 23 年）の海外知的財産プロデューサーなど、実務面の経験を有する専門人材を派遣して、知財総合支援窓口とも連携して支援にあたるなど、支援資源の最適化が進められた時期となる。また、2011 年（平成 23 年）本格実施の知的財産プロデューサー、2011 年（平成 23 年）の広域大学知的財産アドバイザーを研究開発コンソーシアムや大学に派遣するなど我が国のイノベーション促進を支援する取組を実施している。
- 2018 年（平成 30 年）の創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援（知財アクセラレーションプログラム：IPAS）、2016 年（平成 28 年）の地域拠点特許推進プログラムなど、中小企業全体に対する支援を継続しつつ、ターゲットを絞り込んだ施策へと進展が進んでいる。これらは「診断・指導」のステージアップと捉えることができる。
- 東日本大震災後の復興にあたり 2013 年（平成 25 年）日本再興戦略が作成され、震災復興に注力が図られるなか、「知的財産政策に関する基本方針」およびそれを踏まえた「知的財産政策ビジョン2013」による支援政策の強化が政府・地方のオールジャパン体制で展開された時期でもあり、早期審査・早期審理制度の被災地における個人・企業等へ対象拡大がなされるなど、利用者目線・現場目線での支援が実践された。
- 中小企業・地域知財支援研究会（長官の私的懇談会）（2014～2016 年）において、地域・中小企業に特化した支援のあり方が議論されるなど、知的財産に対する社会・地域における位置づけの高まりを捉えた新たな支援の考え方が提起された。また、特許庁業務運営計画にて「中小企業支援」が強調されるなど、特許行政における中小企業支援が再加速された時期となる。中小企業を支える機関との連携強化も模索され、日本商工会議所や各地の商工会議所との意見交換機会を得て、地域目線での支援についてもその位置づけが見直された。
- なお、上記研究会の成果を捉え、2014 年の試行を経て 2015 年（平成 27 年）より本格実施に至った中小企業知財金融促進事業は、知的財産と金融の融合に着手したほか、2015 年（平成 27 年）より中小企業等特許情報分析活用支援事業を開始するなど、中小企業支援は新たなステージに入っていく。
- 「知的財産政策ビジョン2013」を継承する「知的財産政策ビジョン2018」による将来ビジョンが掲げられ、特許庁等が実施する各種支援施策についても、より中小企業やベンチャー企業等ニーズの細部に踏み込んだものへと強化・拡大が目指された時期となる。
- 地域との関係再構築についても、地域知財活性化行動計画策定や 2016 年（平成 28 年）の地方創生のための事業プロデューサー派遣事業、知的財産室の整備（特許室より改称）、INPIT-KANSAI の設置を機に、体制の拡充と地域との課題意識の共有が図られた。また、関係機関との連携については、中小企業庁や農林水産省のみならず、海外展開支援を担う日本貿易振興機構（JETRO）が特許庁補助金の交付を受けて実施する 2014 年（平成 26 年）中小企業海外侵害対策支援事業の段階的拡充や、2015 年（平成 27 年）日本発知財活用ビジネス化支援事業（ジェトロ・イノベーション・プログラム：JIP）が開始された。

・「人材育成」では、それまでの研修事業の質的な向上のほか、2014 年（平成 26 年）グローバル知財マネジメント人材の育成推進事業、2015 年（平成 27 年）英語知財研修プログラム推進事業など、テーマを絞った内容の充実化が図られた。
・「経済的支援」としては、2015 年（平成 27 年）本格実施の中小企業知財金融促進事業も金融機関に対する支援となるが、取引先である中小企業等の事業性評価につながる取組でもあり、地域・中小企業支援施策と位置づけられる。中小企業が利用できるメニューも段階的に拡充されており、海外展開先での知財トラブルに対応する支援として 2016 年（平成 28 年）海外知財訴訟費用保険制度も開始された。

2. 特徴的な施策・事業・実施体制

〇概要

・主立った地域・中小企業支援施策としては、「知財総合支援窓口」、「巡回特許庁」、「中小企業等特許情報分析活用支援事業」、「地域中小企業知的財産支援力強化事業」、「中小企業知財金融促進事業」、「海外知財訴訟費用保険制度」などがある。
・相談・指導に係る支援は、「知財総合支援窓口」を中心に、多様かつ総合的に体制が構築され、中小企業の様々なニーズに一元的に応じるべく、ワンストップ機能の創設ならびに機能強化が実施されている。窓口担当者は、受け身型から、能動型（訪問型）へさらに進展し、より経営や事業に近い目線での支援を模索するなど、従前の事業の蓄積を活用しつつ、より有効性の高い支援への資源集中が図られている。また、弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイナー等の様々な分野の専門家によるサポートや、よろず支援拠点、商工会・商工会議所、中小機構、地方農政局等の機関と連携支援も受けられる体制となっている。
・「巡回特許庁」は、地域における知的財産のより一層の活用を図るため 2017 年度から実施され、地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的に全国各地で開催されている。また、審査官が地域へ出向く出張面接審査を中心に、経済産業局の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や地域ブランドに関連するセミナー等を開催されている。
・「中小企業等特許情報分析活用支援事業」は、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすことが企業の発展にとって重要であるため、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、特許出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、パテントマップ作成や先行技術調査など、中小企業等における特許情報の活用を推進するための事業として、2015 年度から実施されている。
・「地域中小企業知的財産支援力強化事業」は、中小企業が抱える様々な課題の解決や地域特性に応じた支援を行うためには、地域で活動する支援者が、主体的に連携・補完しつつ、効果的な知財支援に取り組むことが重要であることから、広域的な知財支援体制の構築や連携強化を通じた知財支援力の向上を図ることを目的に、2015 年度から開始されている事業である。本事業は、意欲の高い地域による先導的・先進的な取組を伴走型で支援すること等を通じ、知

財を活用した地域再生に貢献できるよう、地域の商工会、金融機関、大学等の支援関係者から、先導的・先進的な知財支援の取組を公募し、その実施を補助することで地域の知財支援体制の構築、連携強化を図るとともに、優れた取組事例については全国的に共有し、他地域への新たな取組の普及・展開を図ることを目指している。

- 「中小企業知財金融促進事業」は、知的財産を活用したビジネスについて評価した「知財ビジネス評価書」を金融機関に提供し、成長可能性及び市場性等を見える化することで、中小企業への融資や本業支援を促進させることを目的に実施されている。また、2016 年度からは、ビジネス評価書の作成支援に加え、知財を切り口とした事業理解や成長支援の枠組みを金融機関に構築するための伴走型支援も開始されている。
- 「海外知財訴訟費用保険制度」は、我が国企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合に対応するため、中小企業が海外知財訴訟費用保険に加入する際に、その掛金の一部を補助する制度であり、2016 年度から実施されている。

○施策分類別

①情報発信（情報提供・普及啓発）

- 2011 年（平成 23 年） 開放特許情報データベース（特許流通データベースを改称）運用開始
- 2011 年（平成 23 年） グローバル知財戦略フォーラム開催（以後、毎年実施）
- 2012 年（平成 24 年） 新興国等知財情報データバンク運用開始
- 2015 年（平成 27 年） 特許情報プラットフォーム（J-Plata）、中韓文献翻訳・検索システム、外国特許情報サービス（FOPISER）、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の提供開始
- 2015 年（平成 27 年） 巡回特許庁の開催（以後、毎年実施）
- 2015 年（平成 27 年） 知財金融シンポジウム、営業秘密・知財戦略セミナーを開催（以後、毎年実施）
- 2018 年（平成 30 年） 福島知財活用推進セミナーの開催
- 2018 年度時点の稼働中の情報提供ツールは、以下の通り。

・特許情報プラットフォーム（J-plat Pat）（2014 年～）
・中韓文献翻訳・検索システム（2015 年 1 月～）
・外国特許情報サービス（FOPISER）（2015 年 8 月～）
・画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）（2015 年 10 月～）
・特許検索ポータルサイト（2009 年 3 月～試行、2013 年本稼働）
・新興国等知財情報データバンク（2012 年 9 月～）
・特許戦略ポータルサイト（2008 年 9 月～）
・開放特許情報データベース（特許流通データベースを改称、2011 年～）
・リサーチツール特許データベース（2008 年～）
・知的財産相談・支援ポータルサイト（2017 年 4 月～）
・電子出願ソフトサポートサイト（2007 年～）

・IP・eラーニング（2015 年～）
・「ベンチャー企業向け情報」ページ開設（2017 年～）

- これまで実施してきた知的財産制度説明会（初心者向け・実務者向け）や中小企業・中小企業支援機関向け個別セミナーなどは、継続実施中である。
- 以下のマニュアル類を発刊
- 2011 年（平成 23 年） 地域団体商標 2011、知的財産権活用企業事例集 2011、知的財産経営プランニングブック、なるほど、日本の素敵な製品　デザイン戦略と知的財産権の事例集
- 2012 年（平成 24 年） 地域団体商標 2012、知的財産権活用企業事例集 2012、なるほど、日本の素敵な製品　デザイン戦略と知的財産権の事例集-2
- 2013 年（平成 25 年） 地域団体商標 2013
- 2014 年（平成 26 年） 地域団体商標 2014、知的財産権活用企業事例集 2014
- 2015 年（平成 27 年） 金融機関職員向けマニュアル（基礎編）、地域団体商標事例集 2015（改称）、海外知財訴訟リスク対策マニュアル、外国出願補助金事例集 2015
- 2016 年（平成 28 年） 金融機関職員向けマニュアル（応用編）、地域団体商標事例集 2016、知的財産権活用企業事例集 2016、外国出願補助金事例集 2016、先使用権制度の円滑な活用に向けて ―戦略的なノウハウ管理のために―（第 2 版）、支援策まる分かりガイドブック（虎の巻）、中小企業海外展開支援策おしながき
- 2017 年（平成 29 年） 金融機関職員向けマニュアル（応用編改訂）、地域団体商標事例集 2017、外国出願補助金事例集 2017、一歩先行く国内外ベンチャー企業の知財戦略事例集、オープンイノベーションのための知財ベストプラクティス集、知財デュー・デリジェンスの標準手順書、事例から学ぶ意匠制度活用ガイド、知恵を事業に活かす虎の巻、中小企業海外展開支援策おしながき
- 2018 年（平成 30 年） 地域団体商標ガイドブック 2018、知的財産権活用企業事例集 2018、外国出願補助金事例集 2018、特許情報分析活用支援事例集、支援策まるごと！カタログ（虎の巻）、中小企業海外展開支援策おしながき

② 組織・体制構築、計画等策定

- 2013 年（平成 25 年） 特許情報企画室を普及支援課から総務課（情報システム室）へ組織変更
- 2013 年（平成 25 年） 中小企業知財戦略支援総合調整官を新設
- 2014 年（平成 26 年） 普及支援課　企画調査官を新設
- 2014 年（平成 26 年） 中小企業・地域知財支援研究会の開催（2016 年まで実施）
- 2015 年（平成 27 年） INPIT 知財活用支援センターを設置
- 2016 年（平成 28 年） 知財総合支援窓口　INPIT へ移管
- 2017 年（平成 29 年） 地方経済産業局に知的財産室を整備（特許室より改称）
- 2017 年（平成 29 年） INPIT-KANSAI を設置

・ 経済産業省と連携した営業秘密保護強化、農林水産省との連携強化（知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口の連携）など、関係省庁との連携強化を継続するほか、地域知財活性化行動計画を共同推進する各都道府県産業振興部門との連携を強化している。
・ 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会や、産業競争力とデザインを考える研究会において、社会経済情勢の変化に対応した新たな知的財産活用の考え方を検討する体制を確保している。

③ 診断・指導（窓口・アドバイザー、知財戦略支援、ビジネス展開支援ほか）
・ 2011 年（平成 23 年） 海外知財プロデューサーを配置
・ 2011 年（平成 23 年） 知的財産プロデューサー本格実施
・ 2011 年（平成 23 年） 広域大学知的財産アドバイザーを配置
・ 2013 年（平成 25 年） 公設試知的財産アドバイザーの配置（平成 25 年度まで実施）
・ 2015 年（平成 27 年） 営業秘密・知財戦略相談窓口（営業秘密 110）を開設（INPIT）
・ 2015 年（平成 27 年） 知的財産戦略アドバイザーを配置
・ 2015 年（平成 27 年） 海外展開知財支援窓口を開設（INPIT）
・ 2015 年（平成 27 年） 日本発知財活用ビジネス支援事業（JIP）開始
・ 2016 年（平成 28 年） 日本発知財活用ビジネス支援事業の拡充（地域団体商標の海外展開支援）
・ 2016 年（平成 28 年） 産学連携知的財産アドバイザーを配置
・ 2016 年（平成 28 年） 地方創生のための事業プロデューサー派遣事業開始（2018 年度まで実施）
・ 2016 年（平成 28 年） 地域拠点特許推進プログラムの開始
・ 2018 年（平成 30 年） 創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援（知財アクセラレーションプログラム：IPAS）
・ 2018 年（平成 30 年） 日本発知財活用ビジネス支援事業の拡充（ベンチャー企業の海外展開支援）

・ 知財総合支援窓口による専門家による支援により、多様な支援ニーズに専門的な知見を生かし解決を図る仕組みが確立している。派遣型と窓口応対型の2種類が運用されており、派遣型専門家については、弁理士・弁護士のほか、デザイナーやブランド専門家、中小企業診断士など養成に応じ適任者を選定して派遣する対応をとっている（INPIT 窓口機能強化事業にて実施）。
・ 営業秘密・知財戦略相談窓口、知的財産戦略アドバイザー、知的財産プロデューサー、海外知的財産プロデューサー、産学感連携知的財産アドバイザー（広域大学知的財産アドバイザー）、地方創成のための事業プロデューサーなど、支援内容に応じた専門家派遣を実施している。こうした専門家派遣についても、総合的な支援対応を目的とするものから、個別具体的な支援要請（海外展開、営業秘密管理など）に特化した派遣へと進展してきた。
・ 新たな支援対象として、ベンチャー企業に対する支援が増強され、創業期ベンチャー企業に対

する知財ハンズオン支援（知財アクセラレーションプログラム：IPAS）が 2018 年（平成 30 年）から始まっている。なお、ベンチャー企業支援施策として、ベンチャーキャピタル向け知財ビジネス評価書の提供、ベンチャー企業のスピードに対応した特許審査、日本発知財活用ビジネス化支援事業等がある。

④ 人材育成

- 2011 年（平成 23 年） 民間等の知財専門人材向け研修
- 2014 年（平成 26 年） グローバル知財マネジメント人材の育成推進事業（2016 年度まで実施）
- 2015 年（平成 27 年） 英語知財研修プログラム推進事業（2016 年度まで実施）
- 2017 年（平成 29 年） グローバル知財マネジメント人材育成教材の提供開始

- 広く知的財産に関する知識を習得する機会として、1999 年（平成 11 年）の知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）、2005 年（平成 17 年）の中小企業・中小企業支援機関向け個別セミナーを、多様なテーマ設定で全国各地にて継続開催しているほか、専門人材に対する研修メニューも継続実施しており、知的財産専門人材の育成（研修）、民間等の知財専門人材向け研修、e-ラーニングを活用した人材育成を実施するなど、階層別の研修体系が展開されている。
- また、グローバル知財マネジメント人材の育成推進事業、英語知財研修プログラム推進事業など、個別テーマに係る人材育成事業を実施している。

⑤ 経済的支援（国内出願支援、海外展開支援ほか）

- 2013 年（平成 25 年） 外国出願補助金を拡充（実用新案・冒認対策商標を補助対象に追加）
- 2014 年（平成 26 年） 料金減免制度拡充（ベンチャー・小規模企業向け 2/3 軽減）
- 2014 年（平成 26 年） 中小企業知財金融促進事業（試行、2015 年から本格実施）
- 2015 年（平成 27 年） 地域中小企業知的財産支援力強化事業（通称：やる気補助金）
- 2015 年（平成 27 年） 外国出願補助金を拡充（地域団体商標、ハーグ出願）
- 2015 年（平成 27 年） 中小企業等特許情報分析活用支援事業を開始
- 2015 年（平成 27 年） 中小企業海外侵害対策支援事業に防衛型侵害対策支援を追加
- 2016 年（平成 28 年） 中小企業海外侵害対策支援事業に冒認商標無効・取消係争支援を追加
- 2016 年（平成 28 年） 海外知財訴訟費用保険制度の導入
- 2018 年（平成 30 年） 料金減免制度改定（中小企業等の特許料金等の減免制度を特許法で措置） 2019 年（平成 31 年）4 月実施予定
- 2018 年（平成 30 年） 中小企業知財金融促進事業の支援対象を拡充（地域金融機関系のベンチャーキャピタルを追加）
- 2018 年（平成 30 年）

- 中小企業知財金融促進事業において、金融機関に対する支援を通じて中小企業における知的財産活動を支援する仕組みを実施しているほか、支援対象の拡充（地域金融機関系のベンチ

ャーキャピタルを追加）などが図られ、施策の伸張を図っている。

- 海外展開支援については、進出前、進出判断時、進出時の時系列に応じた支援施策・事業を拡充させ、中小企業の幅広いニーズに応える工夫を継続している。海外展開前段階では、外国出願補助金や海外知財訴訟費用保険制度による補助事業がある。
- 中小企業海外侵害対策支援事業についても、進出時の海外でのトラブルに対応する際の経済的負担を抑制する事業が複数展開され、模倣品対策、防衛型侵害対策、冒認商標無効・取消係争支援へと充実を図っている。また、中小企業等特許情報分析活用支援事業では、中堅企業への対象拡大を実施するなど、利用ニーズの高い階層への働きかけを強化している。

⑥　規制等

- 2011 年（平成 23 年）　早期審査・早期審理制度の拡充（被災地における個人・企業等を対象）
- 2015 年（平成 27 年）　意匠国際出願（ハーグ出願）の受付開始
- 2017 年（平成 29 年）　商標早期審査の拡充（マドプロ対応）
- 2017 年（平成 29 年）　タイムスタンプ保管サービスの開始
- 2018 年（平成 30 年）　商標ファストトラック審査を開始
- 2018 年（平成 30 年）　スーパー早期審査の拡充（ベンチャー企業対応）

⑦　支援体制：地域ニーズに沿った支援事業が充実。地域推進体制も重厚に。

- 2011 年（平成 23 年）　知財総合支援窓口開設
  - 都道府県、政令市における知財推進計画による施策（2011 年 3 月現在　42 都道府県 3 政令指定都市にて知財推進計画策定）
  - 近畿経済産業局特許室「知財ビジネスマッチングマート事業」を知財総合支援窓口、中小企業支援機関、金融機関等との連携により実施
- 2012 年（平成 24 年）　知財総合支援窓口を中心に、各種関係機関との連携イメージを具体化
  - 中小企業基盤整備機構（中小機構）、JETRO、公設試、金融機関、ビジネス支援図書館・公共図書館
  - 関東経済産業局特許室「知財インターンシップ」実施、2 県で実施。
  - 内閣府沖縄総合事務所特許室「沖縄エクステンションスクール」実施
- 2013 年（平成 25 年）
  - 関東経済産業局特許室「知財インターンシップ」実施、2014 年度まで 5 県に拡充。
- 2014 年（平成 26 年）
  - 東北経済産業局「TOHOKU デザイン創造・活用支援事業」実施
  - 中部経済産業局特許室「知的財産経営講座」実施（継続中）
  - 中国経済産業局特許室「知的財産 Web 動画セミナー事業」（「もうけの花道」2008～2012 年度の事業を復活（継続中））
  - 知財金融促進事業（試行）を実施し、金融機関との関係を強化
- 2015 年（平成 27 年）　INPIT 知財活用支援センター開設　知財総合支援窓口と連携
  - 弁護士知財ネット

- 「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（地域中小企業知的財産支援力強化事業）」15 件採択　例:「開放特許を活用した大学生の商品アイデア創出と地域中小企業への商品化支援事業」（関東経済産業局特許室採択）
- 関東経済産業局特許室「知的財産経営インターンシップ」実施、2018 年度まで 5 県で実施（2019 年度は 3 県で継続）。

・ 2016 年（平成 28 年） 地域知財活性化行動計画策定　地方創生に資する取組を展開
- 知財総合支援窓口　INPIT へ移管
- よろず支援拠点
- 九州経済産業局特許室「地域ブランド支援」
- 「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（地域中小企業知的財産支援力強化事業）」26 件採択

・ 2017 年（平成 29 年） 知的財産室の設置（特許室から改称）INPIT-KANSAI の設置
- 発明推進協会、日本知的財産協会、日本規格協会（JSA）
- 地域知財活性化行動計画　都道府県目標設定
- 北海道経済産業局知的財産室「デザイン創造・活用支援事業（パッケージデザインコンテスト）」実施
- 九州経済産業局知的財産室「九州地域ブランド総選挙」実施
- 「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（地域中小企業知的財産支援力強化事業）」24 件採択

支援体制（2017 年時点） ※特許行政年次報告書より

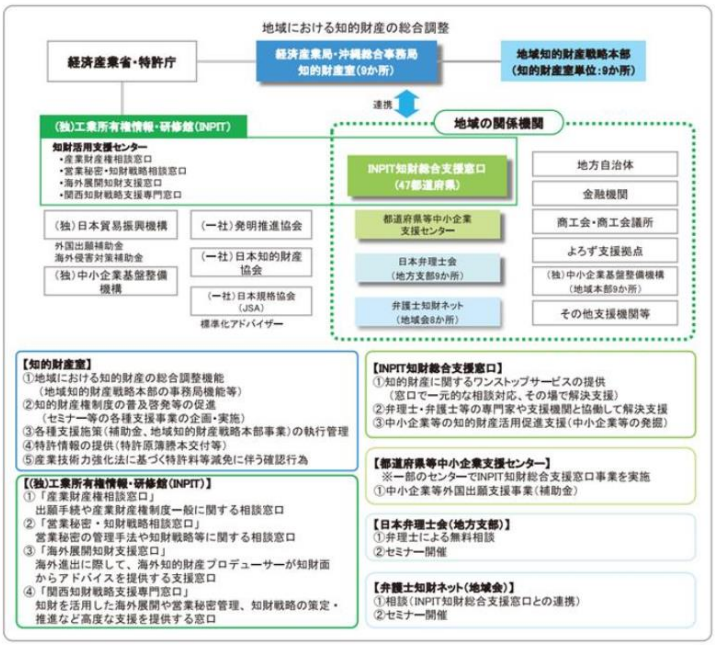

○総括

- 当期間は、特許庁を中心にこれまでの中小企業支援を評価しつつ、多様な中小企業・ベンチャー企業の支援ニーズに寄り添い、対応できるよう発展的な施策の投入を図った時期となる。また、施策を活用した中小企業のその後の成長も顕在化しつつあることが確認できた時期とも言える。他方、中小企業等が能動的に知的財産に関する課題に向き合い、自ら解決していく主体性を醸成していくことが今後重要になると指摘する有識者も少なくない。
- 中小企業・地域知財支援研究会で示された方向性は、5 年経った平成 30 年においても継続して取り組むべき重要な課題が多く示唆されている。また、関係する省庁や支援機関との連携は不断の取組が必要であることは言うまでもなく、引き続き関係強化に努めることが必要と思量する。
- 知的財産経営を実践する中小企業と未実施の企業との格差や、さらに両者の間で取り残される中間層の発生なども、この期間に明らかとなった課題として指摘されており、無視できない事態ではある[12]。『地域・中小企業支援施策』における知的財産の位置づけが定着しつつあるなかで、正常化の偏見[13]と呼ばれる事態に特許庁職員自体が陥る可能性にも向き合うことが重要であり、地域・中小企業支援施策の意義を常に意識して、率先・能動的な行動していくことを再度共通認識とする時期にあると考える。

12 有識者等へのヒアリングより
13 目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない人間の心理傾向、「危険を無視する心理」を指す社会心理学、災害心理学用語。英語 normalcy bias（正常化バイアスとも呼ばれることがある）。

参考　2017 年（平成 29 年） 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会報告書概要[14]

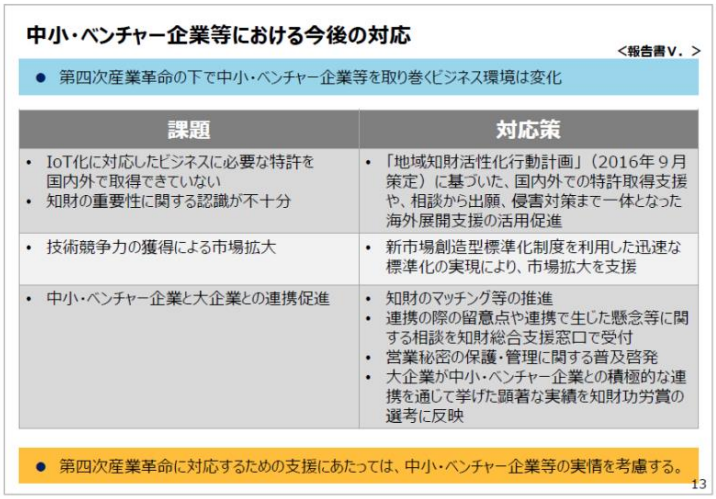

中小・ベンチャー企業等における今後の対応

<報告書Ⅴ．>

● 第四次産業革命の下で中小・ベンチャー企業等を取り巻くビジネス環境は変化

課題	対応策
• IoT化に対応したビジネスに必要な特許を国内外で取得できていない • 知財の重要性に関する認識が不十分	• 「地域知財活性化行動計画」（2016年９月策定）に基づいた、国内外での特許取得支援や、相談から出願、侵害対策まで一体となった海外展開支援の活用促進
• 技術競争力の獲得による市場拡大	• 新市場創造型標準化制度を利用した迅速な標準化の実現により、市場拡大を支援
• 中小・ベンチャー企業と大企業との連携促進	• 知財のマッチング等の推進 • 連携の際の留意点や連携で生じた懸念等に関する相談を知財総合支援窓口で受付 • 営業秘密の保護・管理に関する普及啓発 • 大企業が中小・ベンチャー企業との積極的な連携を通じて挙げた顕著な実績を知財功労賞の選考に反映

● 第四次産業革命に対応するための支援にあたっては、中小・ベンチャー企業等の実情を考慮する。

13

参考　2018 年（平成 30 年） 産業競争力とデザインを考える研究会報告書（抜粋）[15]

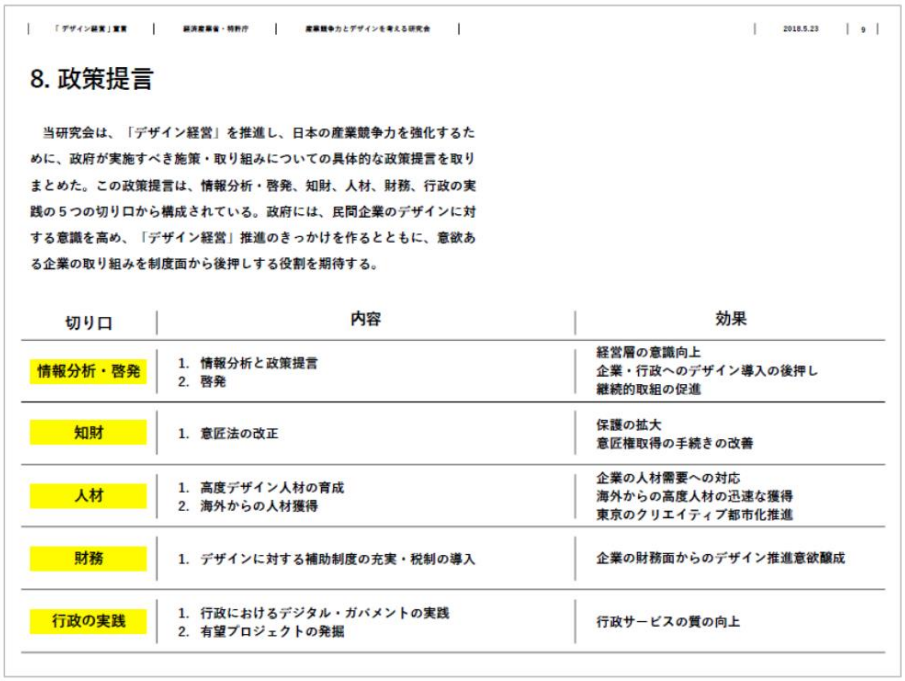

「デザイン経営」宣言 | 経済産業省・特許庁 | 産業競争力とデザインを考える研究会 | 2018.5.23 | 9

8. 政策提言

当研究会は、「デザイン経営」を推進し、日本の産業競争力を強化するために、政府が実施すべき施策・取り組みについての具体的な政策提言を取りまとめた。この政策提言は、情報分析・啓発、知財、人材、財務、行政の実践の５つの切り口から構成されている。政府には、民間企業のデザインに対する意識を高め、「デザイン経営」推進のきっかけを作るとともに、意欲ある企業の取り組みを制度面から後押しする役割を期待する。

切り口	内容	効果
情報分析・啓発	1. 情報分析と政策提言 2. 啓発	経営層の意識向上 企業・行政へのデザイン導入の後押し 継続的取組の促進
知財	1. 意匠法の改正	保護の拡大 意匠権取得の手続きの改善
人材	1. 高度デザイン人材の育成 2. 海外からの人材獲得	企業の人材需要への対応 海外からの高度人材の迅速な獲得 東京のクリエイティブ都市化推進
財務	1. デザインに対する補助制度の充実・税制の導入	企業の財務面からのデザイン推進意欲醸成
行政の実践	1. 行政におけるデジタル・ガバメントの実践 2. 有望プロジェクトの発掘	行政サービスの質の向上

14 http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170419001.html
15 https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/kyousou-design.html

3. 依拠する法律・戦略・計画等

- 2013 年（平成 25 年）中小企業知財戦略支援総合調整官が新設され、地域・中小企業ニーズをくみ取り、関係省庁や自治体との連携強化が図られたが、地域目線での評価としては、特許庁の本気度を実感したとの声もあった[16]。なお、この年開業した東京スカイツリーには多くの中小企業の特許技術が活かされていることが報道されていた（ハードロック工業株式会社「ハードロックナット」ほか）。
- 2013 年（平成 25 年）日本再興戦略が作成され、東日本大震災からの復興に注力が図られるなか、「知的財産政策に関する基本方針」およびそれを踏まえた「知的財産政策ビジョン2013」が策定され、知的財産政策の一層の強化が図られた。産業競争力強化法改正も同年に実施されており、震災復興に対する資源集中を企図するオールジャパン体制での取組が展開されることになった。
- 2014 年（平成 26 年）特許法改正により、特許異議申立制度が創設され、商標法改正により、新しいタイプの商標の保護制度が導入された。また、同年の弁理士法改正により、専門家としての使命明確化されるなど、知財専門家の位置づけが注目される機会となった。
- また、中小企業・地域知財支援研究会（長官の私的懇談会） が 2014 年から 2016 年まで開催され、それまでの中小企業支援の振り返りと、今後の課題解決に向けた基本的視点が提起され、今後の施策立案や活動の基本方針が示された。
- 2015 年（平成 27 年）特許法等の改正により職務発明規定制度が見直されたほか、特許料改定や特許法条約、シンガポール条約加入に向けた改正がなされた。なお、この年東京オリンピック・パラリンピックのロゴ模倣事件や『下町ロケット』地上波ドラマ放映など、知的財産が幅広い媒体で取り上げられた。他方、環太平洋パートナーシップ協定（PPT）が大筋合意を得ることになるが、知的財産（権）の扱いについて各国の思惑があらわになる機会ともなった。
- 2016 年（平成 28 年）「ベンチャー・チャレンジ2020」が日本経済再生本部より公表され、ベンチャー支援が加速していくこととなる。他方、中小企業等経営強化法が施行され、「経営力向上」に視する取組に対する支援が強化された。また、2017 年（平成 29 年）に公表された未来投資戦略 2017 においても、中小企業等の革新を目指す取組への注力が明記された（地域経済牽引企業への集中支援ほか）。
- 2016 年（平成 28 年）に策定された「知的財産推進計画2016」（知的財産戦略本部決定）では、「地方、中小企業、農林水産分野等における知的財産戦略の推進」が重要課題として位置づけられ。同年に閣議決定された「日本再興戦略2016」でも、中小企業における特許等の権利化・活用に関し、「中小企業の知的財産戦略の強化」を図ることが求められた。これらを受けて、特許庁では、地域知財活性化行動計画を策定し、翌年には都道府県別目標を設定するなど、政府・地域を挙げた知財施策推進に取り組む体制強化が図られた。
- 2018 年（平成 30 年）6 月、2025 年～2030 年頃を見据えた新たな知財戦略ビジョン（「価値デザイン社会」を目指して）を知的財産戦略本部が策定した。以降、知的財産推進計画においても施策方向性をビジョンに求め施策展開がなされることとなる。また、不正競争防止法等改正に

[16] 調査委員会での意見交換より

より、発明・意匠の新規性喪失例外期間延長、特許料等の半減措置の手続き簡素化が図られた。

参考　2014 年（平成 26 年） 中小企業・地域知財支援研究会（長官の私的懇談会） 報告書概要[17]

17 https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/chusho_chizai_shien.htm

参考　2018 年（平成 30 年） 知的財産戦略ビジョン 2018（抜粋）[18]

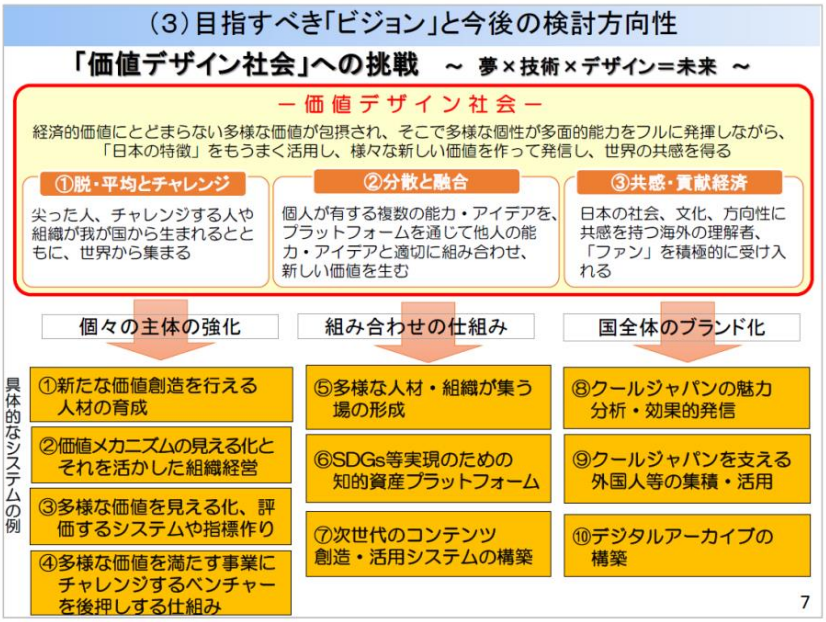

参考　2018 年（平成 30 年） 知的財産推進計画 2018（抜粋）

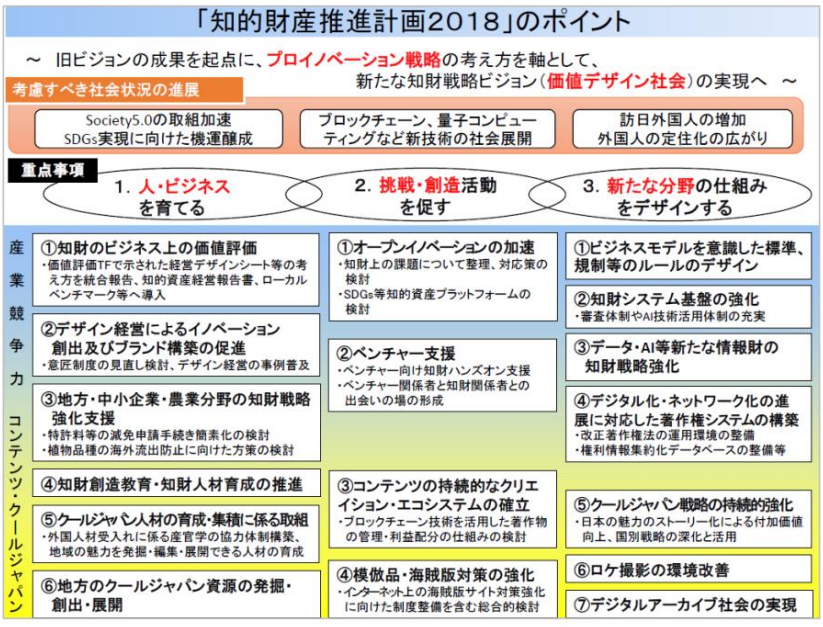

[18] https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html

4. 特徴的な出来事・社会経済情勢

- 2011 年（平成 23 年） 東日本大震災
- 2012 年（平成 24 年） ノーベル生理学・医学賞に山中京大教授、東京スカイツリー開業
- 2013 年（平成 25 年） 日本再興戦略、知的財産政策に関する基本方針、知的財産政策ビジョン 2013 を策定
- 2014 年（平成 26 年） 産業競争力強化法・小規模企業振興基本法施行、御嶽山噴火、青色LEDを開発した赤崎勇、天野浩、中村修二の3氏にノーベル物理学賞授与
- 2015 年（平成 27 年） TTP 大筋合意、東京オリ・パラエンブレム問題
- 2016 年（平成 28 年） ベンチャー・チャレンジ 2020（日本経済再生本部）策定、熊本地震、中小企業等経営強化法、北海道新幹線開業
- 2017 年（平成 29 年） 未来投資戦略 2017 策定、企業行動憲章改訂、九州北部豪雨、米国トランプ大統領就任
- 2018 年（平成 30 年） 大阪府北部地震、知的財産戦略ビジョン 2018

フラッシュバック①：知的財産関連データ（出願件数、特許庁歳出・人員数等の変化など）

- 主管課 普及支援課、企画調査課、特許情報室（旧：特許情報企画室）
- 特許出願件数 34 万～32 万件で推移。
- 商標出願件数 徐々に回復。2015 年（平成 27 年）には 15 万件に迫る。2017 年 19 万件まで急増。1992 年 31 万件に次ぐ出願件数。
- 特許庁総定員 1995 年（平成 7 年） 2,800 名を割り込む。

フラッシュバック②：有識者・施策利用企業 回顧より

- 知財総合支援窓口開設は大きなポイント。全都道府県に設置し、運用するなかで機能強化を図ってきたことは大いに評価する。【有識者】
- 知財総合支援窓口の開設までは、地域で知財面の支援を実施展開するとき、継続して受け皿となる存在がなかった。ワークショップ等のフォローアップを担う、グループワークでも一緒に参加して企業の様子を見てもらうなど、共通の価値観を持った受け皿が全国にあることは非常に有用。この 10 年の最大の成果であり、資産である。【有識者】
- 専門家からの助言をもとに、自ら行動することの重要性を気付かせてくれるスタイルは、経営者としてもその後の行動に着手しやすい。こうした支援スタイルを継続していることに利用する側としても評価する。【有識者】【施策利用企業】
- 知財総合支援窓口開設以降の支援について、「知財」のみの支援に限定せず、知財を横串に捉えて経営の中に位置づけて支援を提案していくことはそれまでにはない発想であった。縦割り型の支援から、横串型の支援へと転換することの有用性を確認できた時期となろう。【有識者】

- 直近は、スタートアップ支援や海外展開支援など知財をからめたビジネス支援へと展開しており、より企業ニーズに沿った支援メニューへと発展していると評価する。【有識者】【施策利用企業】
- 中小企業の海外展開が増加するなか、現地からの情報として、進出先でのトラブルが報告され、知的財産の未手当が要因になっていることも一定数あった。このことから、海外展開が一層拡大するなかで、現地でビジネスを進める中小企業が、知財トラブルに見舞われる可能性も高まると感じており、海外展開支援のメニュー拡充が図られた時期となる。【有識者】
- 海外展開にかかる支援施策は意図を持って広がっており、事前の準備段階から現地での事業実施上の課題解決へと発展してきたことは評価できる。【有識者】【施策利用企業】
- 年間の知財権維持経費が膨大となることから、減免・補助制度は必ず活用するようにしている。中小企業に取って有用な支援であり、今後も活用してきたいと考える。【施策利用企業】
- 平成において、中小企業支援に着手でき、『受け身から攻めへ』、『メニューの多様化』に対応できた転換の機会を生み出したことがポイントだと捉えることができよう。【有識者】【施策利用企業】
- 特許庁が独自に取り組んできた施策・事業について、浸透度がどこまで進んでいるかが、最大のポイントとなる。周知施策を継続して実施し、内容も洗練され、熟度も高まりつつあると評価する。ただし、まだまだ認知度は低いと捉えるべき。【有識者】【施策利用企業】
- 小説やテレビドラマに限らず、メディア（マスコミ）での取り上げられ方も平成期間に大きく変わったことを積極的に捉え、周知啓発のあり方についてより深化させることが必要。【有識者】【施策利用企業】
- 事後のフォローがなされていない（やりっ放しのまま）。他機関では、モニタリングに対する対応を義務づけているケースもあり、そうした点を今後盛り込んでいくことで、中小企業の知財活動がどのように企業成長に連動したかを捉えることが重要となってこよう。【有識者】

第３章　おわりに

- 本書では、平成時代 30 年間で特許庁等が取り組んだ中小企業支援施策を、特許庁等に所蔵される資料をもとに時系列で整理した。
- 平成時代は、社会的、経済的な要請に応じ、また、あらたな価値を提案する視点で幅広い取組が推進されてきた『受動』から『能動』へと変遷する時代であったと捉える。
- 当初、施策発展の経緯を理解できるようにすることを施策史編纂の第一の目的としていたが、改めて、地域・中小企業支援施策の重要性や今後の必要性を再確認する機会となり、30 年間の施策の変遷からあらたな時代に求められる施策をイメージすることは重要と考える。
- また、有識者（学識者や知財専門家等）や施策利用者である中小企業（経営者や知的財産担当者）に対するインタビューや、調査委員会（後述）での議論を重ねる貴重な機会を設けることができた。これらの結果等を踏まえつつ、あらたな時代を迎えるにあたり特許庁が今後も注力して取り組んでいく地域・中小企業に対する支援への示唆も多数得ることになった。
- 最後に、新しい時代の地域・中小企業のニーズに寄り添い、さらに、先導していく視点を持つこと。また、ぶれずに施策立案ならびに実践に取り組んでいくことの重要性を再認識できたことを本書編纂の成果として強調しつつ本書の結語としたい。

謝辞

本書の編纂にあたって、下記の皆様に多大なご協力・ご助言をいただくこととなり、ここに感謝を申し上げます。

○ヒアリング調査　協力者名簿

敬称略 カテゴリー別・50音順

カテゴリー	氏名	所属、役職
大学教授	加藤　浩一郎	金沢工業大学大学院・教授
	鈴木　將文	名古屋大学・教授、法学研究科長
実務専門家	生島　博	中小企業知的財産戦略研究所　所長 （元都知財活用センター長、発明推進協会）
	尾﨑　隆弘	弁理士（尾崎特許事務所）
	木原　美武	弁理士（深見特許事務所・元特許庁特許技監）
	佐原　雅史	弁理士（彩都総合特許事務所／株式会社ブライナ）
	土生　哲也	弁理士（土生特許事務所）
	林　いずみ	弁護士（桜坂法律事務所）
中小企業	篠原　正幸	しのはらプレスサービス株式会社　代表取締役社長
	福田　学	岐阜プラスチック工業株式会社　知的財産統括部長
	村岡　貢治	秀峰株式会社　代表取締役社長
	森屋　健司	本多電子株式会社　法務知財室
特許庁OB	荒井　寿光	知財専門家（元特許庁長官）
	木村　真己	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　イノベーション推進部 総括グループ主幹（元普及支援課支援企画班長）
	佐野　和彦	正林国際特許商標事務所（元普及支援課長）
	田口　恵一	一般財団法人日本特許情報機構（JAPIO）（元普及支援課長）
	波留　静哉	元総務課班長、元中国経済産業局長
	松下　達也	九州経済産業局　地域経済部長（元普及支援課長）
	室井　研二	元審査業務課長（元中小機構）

委員	高倉　成男	明治大学専門職大学院　法務研究科長・教授　【委員長】
	鮫島　正洋	弁護士法人 内田・鮫島法律事務所　弁護士・弁理士
	塚越　雅信	インクタンク・ジャパン株式会社　代表取締役社長
	籔田　安之	株式会社サーチアンドスペックス　代表取締役
	渡部　寿彦	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部　イノベーションナビゲーター

参考資料

・通商産業政策史 11 知財政策
・通商産業政策史 12 中小企業政策
・特許行政年次報告書
・工業所有権制度百年史
・工業所有権制度この 10 年の歩み（工業所有権制度 110 周年記念）
・産業財産権制度 125 周年記念誌（産業財産権制度この 15 年の歩み）
・発明協会百年史
・中小企業白書 2009
・通商産業省年報
・経済産業ハンドブック

2019 年 3 月
特許庁請負事業
地域・中小企業等の知的財産活用に係る支援施策史
～平成時代のあゆみ～

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社
政策研究事業本部研究開発部

本書は、特許庁が三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社に発注した「平成 30 年度_中小企業等知財支援施策検討分析事業　中小企業の知的財産活動に関する基本調査」の一環として作成したものです。とりまとめにあたっては、調査委員会を開催し検討を行いました。関係者の皆様のご協力を深く御礼申し上げます。

中小企業の知的財産活動に関する基本調査委員会　委員名簿

高倉	成男	明治大学専門職大学院　法務研究科長・教授　【委員長】
鮫島	正洋	弁護士法人 内田・鮫島法律事務所　弁護士・弁理士
塚越	雅信	インクタンク・ジャパン株式会社　代表取締役社長
籔田	安之	株式会社サーチアンドスペックス　代表取締役
渡部	寿彦	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部　イノベーションナビゲーター

（敬称略、五十音順）

オブザーバー

野口	聡	特許庁	審査業務部	部長	
武田	一彦	特許庁	総務部	普及支援課	課長
小林	英司	特許庁	総務部	普及支援課	企画調査官
日高	浩二	特許庁	総務部	普及支援課	知的財産情報分析官
仁科	孝幸	特許庁	総務部	普及支援課	課長補佐
遠山	嘉奈	特許庁	総務部	普及支援課	係長
壬生	吉秋	特許庁	総務部	普及支援課	産業財産権専門官

（敬称略）

事務局

萩原	達雄	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部	研究開発部	主任研究員
長尾	尚訓	同上		主任研究員
河合	修治	同上		主任研究員
平川	彰吾	同上		研究員
鈴木	龍二	同上		研究員

特許庁請負事業

平成３０年度　中小企業等知財支援施策検討分析事業
「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」
報告書

平成 31 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社